

令和3年12月14日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官  


平成24年(行ウ)第1号 平成22年度山形県議会議員政務調査費違法支出住民  
訴訟事件

口頭弁論終結日 令和3年6月15日

5 判 決

山形市相生町5番25号 弁護士法人あかつき佐藤欣哉法律事務所

原 告 市民オンブズマン山形県会議

(以下「原告オンブズマン」という。)

同 代 表 者 代 表 長 岡 昇

同 外 塚 功

10 山形市

原 告 外 塚 功

原告ら訴訟代理人弁護士 田 中 晓

同 高 橋 一

15 山形市松波二丁目8番1号

被 告 山 形 県 知 事

吉 村 美 栄 子

同訴訟代理人弁護士 伊 藤 三 之

主 文

- 20 1 被告が、別紙1「認容額一覧表」の「氏名」欄記載の者に対し、同表の  
「返還請求額(円)」欄記載の金員を支払うよう請求することを怠ること  
が違法であることを確認する。
- 2 被告は、別紙1「認容額一覧表」の「氏名」欄記載の者に対し、同表の  
「返還請求額(円)」欄記載の金員を支払うよう請求せよ。
- 25 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを10分し、その7を原告らの負担とし、その余は被

告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求の趣旨

- 1 被告が、別紙2「議員別支出額集計表」（以下「集計表」という。）の「氏名」欄記載の山形県議会議員らに対し、同表の「議員別合計」中の「支出額」欄記載の金員を支払うよう請求することを怠ることが違法であることを確認する。
- 2 被告は、別紙2「集計表」の「氏名」欄記載の山形県議会議員らに対し、同表「議員別合計」中の「支出額」欄記載の金員を支払うよう請求せよ。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の骨子

本件は、山形県に住所地を有する原告らが、平成22年度に山形県議会議員であった別紙2「集計表」の「氏名」欄記載の者（以下「相手方議員ら」という。）が、山形県から交付を受けた同年度の政務調査費の一部を政務調査活動以外の目的に違法に支出し、それにより違法な支出相当額の不当な利得を得ているのに、山形県知事である被告がその返還請求を違法に怠っているとして、被告に対し、地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの。以下「法」というときは、改正前の地方自治法を指す。）242条の2第1項3号に基づき、上記返還請求を怠ることが違法であることの確認を求めるとともに、同項4号に基づき、相手方議員らに対して不当利得額の返還を請求するよう求める住民訴訟である。

#### 2 前提事実（証拠等の摘示のない事実は当事者間に争いがない）

##### (1) 当事者等

ア 原告オンブズマンは、山形県の財政支出を県民の立場から監視すること等を目的として結成された山形県に住所地を有する権利能力なき社団である。原告戸塚功は原告オンブズマンの代表者であり、山形県の住民である。

イ 被告は、山形県の執行機関である。

ウ 相手方議員らは、いずれも平成22年度中の山形県議会の議員である。

(2) 政務調査費の支出及び相手方議員による調査研究費としての利用

相手方議員らは、平成22年度において、それぞれ、被告から政務調査費の交付を受け、その一部を別紙4～8（枝番を含む。）のとおり利用し、山形県議會議長（以下、単に「議長」という。）に対し、法100条15項所定の政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「收支報告書」という。）を提出した（弁論の全趣旨）。

(3) 原告らによる監査請求及び本件訴訟の提起

原告らは、平成24年3月26日、山形県監査委員に対し、被告に対して相手方議員に対する平成22年度に交付した政務調査費の一部の返還請求権を行使するよう勧告することを求めて住民監査請求をした。山形県監査委員は、同年5月25日付で、相手方議員に政務調査費の違法又は不当な支出があったとはいはず、また、被告が財産の管理を怠っている事実も認められないとして、これを棄却する旨の決定をし、その結果を原告らに通知した。

原告らは、同年6月22日、本件訴訟を提起した。

(4) 関連法令の定め等

ア 法100条14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と定め、同条15項は、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と定める。

イ 山形県は、法100条14項及び15項の規定に基づき、別紙3の1の

とおり、山形県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月23日山形県条例第4号。以下「本件条例」という。乙5）を定めた。

5  
本件条例3条の2は、「議員に対して交付すべき政務調査費の額は、1月当たり28万円とし、当該政務調査費は、月の初日に在職する議員に対し、四半期ごとにその四半期分を交付するものとする。」と定め、本件条例9条は、政務調査費の使途を、おおむね調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費及び人件費といった科目によるものとし（1項）、その基準は議長が定めるところによる旨定めている（2項）。

10  
また、本件条例10条は、収支報告書につき、科目ごとに政務調査費の支出額、事業実施内容及び事業の成果等を記載するよう求めるとともに（1項）、収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（当該書類の取得が困難な場合、当該書類による当該支出の証明が困難な場合等は、議長が定める様式による書面）を添付しなければならない旨定めている（5項）。

15  
ウ 議長は、本件条例の施行に関する必要な事項を定めるため、山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年3月30日山形県議会告示第2号。以下「本件施行規程」という。乙6）を定め、本件条例9条2項所定の政務調査費の使途である各科目の基準（以下「本件使途基準」という。）を、別紙3の2のとおり定めている。

20  
また、本件施行規程6条は、本件条例10条5項所定の書面（以下「支払証明書」という。）の様式を定めているところ、同様式は、支出科目ごとに、支出科目、支払年月日、支払額、支払先、使途及び内容並びに備考の各欄の記載を求めるものとなっている。

エ さらに、議長は、本件条例に基づき交付される政務調査費の取扱いについて必要な事項を定めるため、別紙3の3のとおり、山形県政務調査費の

取扱いに関する要領（平成20年3月21日制定のもの。以下「本件取扱要領」という。乙7）を定め、政務調査費の支出に当たっての基本的事項や、本件条例所定の政務調査費の使途である各科目及び本件使途基準についての運用の目安、そして政務調査費を充当するのに適さない経費（以下、これらをまとめて「本件運用目安」という。）を定めている。

オ 山形県議会は、平成20年3月、別紙3の4のとおり、政務調査費の手引（以下「本件手引」という。乙4）を作成した。本件手引は、本件条例、本件施行規程及び本件取扱要領で定めた事務処理方法、使途基準、各種書式を網羅したものである。

### 3 争点

相手方議員らによる平成22年度の政務調査費の各支出における違法な支出の有無及びその額

### 4 争点に関する当事者の主張

（原告らの主張）

被告は、平成22年度において、相手方議員らに対し政務調査費を交付し、相手方議員らは、その全額又は一部を自己の活動のため支出した。

別紙4～8（枝番を含む。）は、別紙2「集計表」の内訳であり、各支出を違法分類毎にA項目、B項目、C項目、D項目に分類したものである。

(1) A項目に分類した内容は、いずれも意見交換会の交通費として支出されたものであるが、実際は私的な目的外支出であり、違法な支出である（以下、意見交換会の交通費としてなされている政務調査費の支出をまとめて「A類型」ということがある。）。

A類型の各支出についての原告らの主張の詳細は、別紙4の「【原告】違法である事情」欄記載のとおりである。

(2) B項目に分類した内容のうち、B1は、いずれも県（総合支庁）などの案内した会合後の私的な懇親会への支出であり、目的外支出として違法で

ある。

B項目に分類したもののうち、B2は、いずれも市町等の案内した会合後の私的な懇親会への支出で、目的外支出であり、違法である。

B項目に分類したもののうち、B3は、いずれも議会用務で議会が支弁すべき支出で目的外支出であり、違法である。（以下、これらの3類型をまとめて「B類型」ということがある。）。

B類型の各支出についての原告らの主張の詳細は、B1は別紙4の「【原告】違法である事情」欄記載の、B2については別紙5の「【原告】違法である事情」欄記載のとおりである。

(3) C項目は、以下の(ア)の5a以外のいずれかに該当する支出、D項目は、以下のアの5aに該当する支出であり、いずれも違法な支出である（以下、C項目に関連する支出をまとめて「C類型」、D項目に関連する支出をまとめて「D類型」ということがある。）。C類型、D類型の各支出についての原告らの主張の詳細は、別紙6、7-1・2の「違法である事情」「原告の主張」欄記載のとおりである。

#### ア 「違法分類」

1 議員の私的財産の形成につながる経費等

2 a 政党活動

2 b 選挙活動

2 c 後援会活動

2 d 私的活動

3 a 個人の立場で加入している団体に対する会費

3 b 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）

3 c 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費

3 d 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食、その他法

### 令等の制限に抵触する事項

- 4 a 議員として当然の活動（例：事務所に出勤）
- 4 b 陳情活動
- 4 c 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等
- 5 a 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で単に自家用車で移動したに過ぎないもの
- 5 b 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの

イ なお、上記 1～3 d は、本件取扱要領及び本件手引の 4 項に明示的に指摘されている違法な支出である。4 a は、自宅から自らの議員事務所までの自家用車利用に関する支出であるが、かかる日常的な出金が調査研究目的とは認められない。4 b は、政務活動費に関する法改正により政務活動として認められたもので、政務調査としては違法な支出である。4 c は、その実態が観光目的などであり政務調査と認められないものである。5 a は、自家用車利用の「視察」名目での長距離移動であるが、視察の実体がないか、あるいは不明であり政務調査と認められないものである。5 b は、食糧費や旅費の支出に関し「意見交換」を行ったと称しているが、意見交換の実体がないか、あるいは不明であり政務調査と認められないものである。

### (被告の主張)

原告らが違法である旨主張する相手方議員らによる各支出は、いずれも本件使途基準に反した支出ではない。相手方議員らが、各支出相当額を法律上の原因なく利得しているとはいえないから、被告が返還請求をしないことが違法とはいえない。被告の主張は、別紙 4～7 の「被告側の反論」欄記載のとおりである。

### 第 3 当裁判所の判断

### 1(1) 判断基準

ア 地方自治法100条14項、15項の規定（前提事実④ア）による政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るために、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである（最高裁平成17年1月10日第一小法廷決定・民集59巻9号2503頁参照）。そして、同条14項は、政務調査費を「議員の調査研究に資するため必要な経費」の一部として交付する旨を規定するにとどめ、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は条例で定めることとし、各地方自治体の規模や実情、地域の実情、議員の調査研究活動の実態等の諸事情に応じた運用を図るべく、条例等にその具体化を委ねることとしたものである。

上記の法の趣旨に照らすと、政務調査費に係る支出の適否は、各地方公共団体における条例等の定めるところが地方自治法の趣旨に逸脱したものでない限り、これに従うべきといえる。

イ 本件条例は、前記法の規定を受け、9条において、政務調査費の使途として許される各科目を定めるとともに、その科目の基準は議長の定めに委ねている（前提事実④イ、別紙3の1）。これを受け、議長は、本件施行規程で本件使途基準を定めている（同ウ）。このように、本件使途基準は、法100条14項にいう「議員の調査研究に資するため必要な経費」を具現化したもので、議員の調査研究活動において一般に発生すると考えられる項目を具体的に例示し、交付を受けた政務調査費を使用する際の具体的な指標を類型別に提示したものであるが、別紙3の2で定める内容は、いずれも、「議員の調査研究に資するため必要な経費」（法100条14項）

として妥当な内容といえるのであって、これが法の趣旨に反すると解すべき根拠はない。

一方、本件取扱要領及び本件手引は、法令と位置付けられるものではないが、これらは、本件施行規程と同様、山形県における政務調査費の運用を適切に行うための具体的な基準を示すものであり、いずれも広く議員に受け入れられ、用いられているものであるから（弁論の全趣旨）、本件使途基準の適用を検討するに当たっては、これらを参考として考慮することが適切であり、妥当であるといえる。

以上によれば、本件における政務調査費の支出の適否は、まず、各支出が本件使途基準に合致するか否かをもとにして判断するのが相当であり、その際には、本件取扱要領及び本件手引を参考にすべきである。

すなわち、本件使途基準に合致しない支出、本件運用目安や本件手引において政務調査費を充当するのに適さない経費として掲げられている支出については、違法なものと見るべきである。

ウ 他方で、政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであるが、議員の調査研究活動は広範囲であり、その調査研究の対象、方法も多様であるから、調査研究活動に伴う経費の支出の適合性に係る判断に当たっては、議員の裁量を検討する必要性も否定できない。

本件使途基準は、調査研究費につき「県の事務及び地方行財政に関し会派又は議員が行う調査研究並びに調査委託に要する経費」と定めているが、前記の議員の裁量を考慮すると、その関連性を判断する際には、一般的・抽象的に見て、当該調査活動と県の事務及び地方行財政との関連性が認められる程度の説明が当該調査に則してされていれば足りるというべきである。

また、県議会議員の職務範囲の広さや、政務活動費の趣旨に照らすと、

県の事務及び地方行財政との関係は、県議会で質問をしたかどうかといった事情によって判断されるものではなく、これが県議会議員としての活動に寄与する可能性があるものといえるかの観点から判断されるべきである。

## (2) 立証責任

本件は、原告らが、被告に対し、相手方議員らに対して不当利得額の支払を請求するよう求める住民訴訟であるから、原告らにおいて、不当利得返還請求権の請求原因事実である政務調査費の支出が使途基準に適合しない支出に充てたことにつき立証責任を負う。

しかし、山形県において、政務調査費の使用は、本件使途基準に沿って行われることが求められ、議員には、収支報告書によって使途を具体的に明らかにすることが義務付けられているという建前から見ると、支出の違法性を争う者は、当該支出の一般的・外形的事実（研修会・物品の名称、書籍の表題等や研修会の趣旨・目的、講演者、講演の演題等）から見て、当該支出が本件使途基準に沿うものか一見して明らかでないことについての主張立証をすれば足りるというべきであり、これが本件使途基準に沿うものであったと主張する側から適切な反証がない限り、当該支出を違法なものと見るというのが法の趣旨に沿うというべきである。

## 2 A類型の支出の違法性について

### (1) 総論（交通費の支出関連）

A類型はいずれも、いずれも意見交換会の後に開催された酒食を伴う懇親会出席のための交通費である（別紙4のA.1～4）。

本件使途基準は、第三者が主催する研修費、会議費に伴う交通費の支出につき、「他団体等が開催する研修会、講演会等」への参加又は「議員が地域住民の県政に関する要望、意見等を吸収するために行う各種会議に要する」経費であることを要件とする。そして、本件取扱要領と本件手引は当該会議等に伴う懇談会が行われ、食糧費を支出する場合には、当該懇談会が「政務

調査活動としての研修会、会議との一体性があり、その内容も情報交換や意見交換を伴うなど社会通念上妥当なものであること」を求め、研修会や会議との一体性・連續性を前提に、「講師や他の参加者との情報交換や意見交換を伴う」（研修会と一体性・連續性のある懇談会の場合）、「主催者の開催目的が意見交換等であり、実質的にも意見交換等が行われたこと」（会議と一体性・連續性のある懇談会の場合）を求め、その額を社会通念上妥当な範囲である目安として5000円と定めている（別紙3の3、3の4）。

すなわち、本件条例を受け、本件使途基準、本件取扱要領及び本件手引（以下「本件使途基準等」という。）は、研修会・会議と一体性・連續性がある懇親会の参加費を政務調査費から支出する場合の要件を、①政務調査活動として行われる研修会又は会議に参加すること、②懇親会について、当該研修会又は会議と一体性・連續性が認められること、③当該懇親会の開催目的が意見交換等であること（本件手引は、研修会について、この要件を明示的に定めていないが、会議と研修会で要件を異にする理由はない。）、④懇親会において実質的に意見交換等が行われたこと、⑤支出額が5000円程度であること、を定めるものである。

これは、飲食を伴う懇親会への出席に関する支出は、それが税金を使った飲食の側面を有することから、政務調査活動についての議員の裁量を前提としながらも、その必要性について特に慎重に検討することとし、意見交換名目での税金を使った飲食を安易に認めず、実質的な情報交換や意見交換を求めるとしたものといえる。そうである以上、飲酒を伴う懇親会の参加費については、原則として④の要件を満たさないものと解すべきである。なぜなら、会議後に懇親会名目で開かれる酒食を伴う席では、意見交換のための式次第等も準備されないことが通常で、参加者がめいめい酒食を楽しみながら慰労や懇親を行い、その中で意見交換や情報交換を行うにすぎないことが多く、この程度の意見交換をもって、実質的な意見交換がされたと見て税金

からの支出を認めることは著しく妥当性を欠くもので、これが本件使途基準等の趣旨であるとは解されないからである。

したがって、飲酒を伴う懇親会への出席に関する支出については、意見交換会への出席等による調査研究活動と出費が切り離せないなどの真にやむを得ない事由があることが十分説明されない限り、本件使途基準等に合致しない違法な支出と解するのが相当で、その場における情報交換や意見交換が調査研究活動としても有益であったことを抽象的にいうだけではやむを得ない事由にあたらぬといるべきである。

A類型は、いずれも、酒食を伴う懇談会に出席した際の運転代行費や駐車場料金であるから（この点は、被告が提出する証拠から明らかである。）、その一般的・外形的事実から見て、当該支出が本件使途基準等に沿うものか一見して明らかでないといえる。

そこで、以下、各支出が本件使途基準等に合致するものであることについての立証が、上記の観点からされているといえるか検討する。

## (2) A 1

### ア 認定事実（乙122の1・2、943）

(ア) 竹田千恵子議員は、平成22年（以下、年が示していないものは平成22年を指す。以下同じ。）5月12日午後5時30分、米沢市内にある割烹「志ん柳」で行われた懇親会に出席した。A 1は、懇親会出席後自宅に帰宅するための代行車両費用である。

同懇親会は、午後4時から開催された庄内総合支庁の組織や事業に関する置賜地域選出県議と置賜総合支庁長、同職員らとの間で行われた意見交換会に引き続いて行われたものである。

(イ) 午後4時からの意見交換会は、平成22年度公共事業及び平成23年度の国の施策等に対する提言などの管内の行政課題に関して意見交換がされた。引き続き行われた懇親会には、意見交換会参加者の多くが参加

し、酒食を伴い懇談が行われた。意見交換会参加者には、「会議終了後、下記により懇親会を予定しておりますので、ご出席賜りますようご案内申し上げます。」とだけ案内されていた。

#### イ 判断

前記認定によれば、上記懇親会は、政務調査活動としての会議と連続した懇親会であるといえる。他方、同懇親会は、意見交換が予定されているとの案内もないまま、会議終了後に懇親会が開かれるとだけ案内され、酒類も提供される飲食の場が会場として準備されているのであるから、これは会議終了後の慰労、懇親を目的とするものというべきである。

置賜総合支庁地域振興課課長補佐は、上記懇談会が「平成22年度公共事業及び平成23年度国の施策等に対する提言などの管内の行政課題について、さらに意見交換を行う」目的であったと説明しているが（乙122の2）、事前の案内にそのような記載はないから、これは後付けの説明にすぎないとの疑いは排斥できず、その信用性が高いとはいえない。実際に、竹田千恵子議員の陳述書（乙943）を見ても、「個別具体に意見交換を行った」と抽象的に述べるのみであり、事前の意見交換会を超える意見交換がされたことは窺われない。したがって、懇親会への出席関連費用を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

#### (3) A2

##### ア 認定事実（乙123の1・2、943）

（ア）竹田千恵子議員は、5月31日午後6時から「志ん柳」で行われた懇親会に出席した。A2は、懇親会出席後自宅に帰宅するための代行車両費用である。

同懇親会は、置賜総合支庁で午後4時から開催された置賜総合支庁及び管内公所の平成22年度の主要事業、課題等についての意見交換会に引き続き行われたものである。

(イ) 午後4時からの意見交換会は、上記主要事業、課題等に関して意見交換することを目的に開催された。それに引き続き行われた懇親会には、意見交換会参加者の多くが参加し、酒食を伴い懇談が行われた。意見交換会参加者には、(2)ア(イ)と同様の案内がされていた。

5 イ 判断

上記懇親会は、A1と同様に、政務調査活動としての会議と連続する懇親会であるが、その案内通知には、会議終了後懇親会が開かれるとだけ記載され、議題は記載されず、酒類も提供される飲食の場が会場として準備されている。また、竹田千恵子議員の陳述書（乙943）には、実質的な意見交換がされたことについて具体的な説明はされていないことに照らすと、これが意見交換目的で開催された懇親会であるとか、実質的な意見交換の場と認めることはできない。置賜総合支庁地域振興課課長補佐が作成した調査票（乙123の2）の記載内容についての判断はA1と同様である。したがって、懇親会への出席関連費用を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

10 15 (4) A3

ア 認定事実（乙132の1～3、947）

(ア) 鈴木孝議員は、4月23日午後5時45分からホテルイーストワンで行われた飲食懇親会に出席した。支出番号A3は、ホテルイーストワンの駐車場料金である。

同懇親会は、村山総合支庁で同日午後3時から開催された東南村山地域政策意見交換会に引き続き行われたものである。

(イ) 午後3時からの意見交換会では、平成22年度における村山総合支庁の運営方針及び当初予算に関する意見交換が行われた。引き続き行われた懇親会には意見交換会参加者の多くが参加し、酒食を伴い懇談が行われた。意見交換会参加者には、事前に「引き続き、懇談会を予定してお

りますのでよろしくおねがいします。」とだけ案内されていた。

#### イ 判断

上記懇親会も、A 1、A 2 と同様に、会議終了後の慰労、懇親の場として設けられたものと解されるのであって、意見交換目的の会とはいえないし、また、実質的な意見交換の場であったと認めることはできない。

飲食懇親会に参加した村山総合支庁の職員は、それぞれ「花のやまがた観光圏の推進に向けた取組みについて」「観光資源としての馬見ヶ崎河畔の桜について」「天候不順によるさくらんぼの被害防止について」「果樹剪定枝の有効活用について」「二口林道の整備について」意見交換がされたと述べ、鈴木孝議員の陳述書（乙 947）にも全く同じ記載があるが、これらは、意見交換会での討論事項と同じ項目が抽象的に記載されているだけで（乙 132 の 2 添付資料参照）、飲食懇親会でなければできない意見交換がされたことを窺わせる証拠はない。したがって、懇親会への出席関連費用を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

#### (5) A 4

##### ア 認定事実（乙 142 の 2、160、936）

(ア) 後藤源議員は、平成 23 年 2 月 18 日午後 5 時 15 分から赤湯温泉「森の湯」において行われた置賜広域病院組合議会の「議会議員・執行機関意見交換会」に出席した。支出番号 A 4 は、森の湯から自宅に帰宅するための運転代行費用である。

同意見交換会は、南陽市議会本会議場で同日午前 10 時から開催された平成 23 年置賜広域病院組合議会 2 月定例会に引き続き行われたものである。

(イ) 午前 10 時からの定例会では、平成 22 年度置賜広域病院事業会計補正予算について、平成 23 年度置賜広域病院組合病院事業会計予算につ

いて、条例改正について、専決処分の承認について議事が行われた。それに引き続き行われた意見交換会には、置賜広域病院組合議会議員や同病院組合の職員の多くが参加し、酒食を伴い行われた。意見交換会参加者には、事前に「例年2月定例会終了日に開催しております標記会につきまして、本年度も下記の日程により開催を予定しております。」と案内され、当日は、議長等によるあいさつの後、乾杯の発声があり、概ね2時間にわたり参加者で懇談が行われた。

#### イ 判断

前記認定のとおり、意見交換会は、「意見交換会」と銘打っているものの、意見交換の案内はされておらず、その実態についても、乾杯の発声の後に懇談が行われたという以上の説明はないから、意見交換に名を借りた懇親会であったとの疑いは強い。実際に、後藤源議員の陳述書（乙936）によっても、「大学からの情報提供及び意見交換」がされたという抽象的な説明しかないのであるから、飲酒を伴う場で行われたこの程度の意見交換を、実質的な意見交換であったと認めることはできない。したがって、懇親会への出席関連費用を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

### 3 B類型のうちB1及びB2の支出の違法性について

#### (1) 総論（各種会合後の懇親会参加費用）

B類型のうちB1及びB2は、いずれも県（総合支庁）又は市町などが主催する会合後の懇親会への支出である（別紙4のB1の1～12）。

食糧費に関する本件使途基準等の内容は、前記認定（2(1)) のとおりであるが、上記支出は、いずれも懇親会参加費であり、酒食や飲食を主たる目的とする会合である疑いがあるといえるから、その支出の一般的・外形的事実から見て、当該支出が本件使途基準等に沿うものか、一見して明らかでないといえる。そこで、以下、各支出が本件使途基準等に合致するものであるこ

とについての立証がされているか検討する。酒類の提供を伴う懇親会への参加費についての要件及び基本的な考え方は、2(1)のとおりである。

なお、以下では、原告の分類に従い、B1については懇談会毎に、B2については議員毎に検討する。

5 (2) B1 関連

ア B1-1

(ア) 認定事実(乙121の1・2、924、926、944)

a 阿部昇司議員、菅原元議員及び佐藤藤彌議員は、4月26日午後6時から、酒田市内の料亭「治郎兵衛」で行われた懇親会に参加した。

10 B1-1は、懇親会の参加費用であり、参加費1万円のうち5000円が政務調査費から支出された。

同懇親会は、庄内総合支庁で午後4時から開催された庄内地域の行政課題全般についての意見交換会に引き続き行われたものである。

b 午後4時からの意見交換会では、県議に対し、庄内総合支庁の組織や事業・施策等の説明と意見交換が行われた。引き続いて行われた懇親会には、意見交換会参加者の多くが参加し、酒食を伴い行われた。

意見交換会参加者には、「事前に「意見交換会終了後、懇親会を開催したいと存じます」「新年度の顔合わせを兼ねまして、下記により懇親会を開催いたしますので、是非参加くださいますようよろしくお願ひいたします。」とだけ案内されていた。

20 (イ) 判断

前記認定のとおり、懇親会の事前の案内には、懇親会で意見交換の予定があることには触れられないまま、酒類も提供される飲食の場が提供されているのであるから、これが意見交換を目的とする会で、実質的な意見交換の場であったとは認められない。

25 庄内総合支庁総務課副本幹作成の調査票には、「個別具体的の事項につ

いて、関連して総合支庁行政全般について幅広く意見交換」を行ったとの記載があり（乙121の2）、前記各議員の陳述書（乙944）の中にはこれと同趣旨の記載もあるが、そのような抽象的な記載から、懇親会でなければできない実質的な意見交換がされたと認める余地はない。

したがって、懇親会への参加費用を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

#### イ B1-2

(ア) 認定事実（乙122の1・2、929、936、939、943、948～950）

B1-2は、2(2)ア(ア)の懇親会の参加費用であり、竹田千恵子議員、木村忠三議員、小池克敏議員、中川勝議員、船山現人議員、平弘造議員及び後藤源議員がこれに参加した。参加費6000円のうち5000円が政務調査費から支出された。懇親会及び懇親会に先立つ意見交換会の概要は、2(2)ア(ア)、(イ)のとおりである。

#### (イ) 判断

2(2)イに説示のとおり、上記懇親会が意見交換を目的とする会で、実質的な意見交換の場であったとは認められない。

置賜総合支庁地域振興課課長補佐作成の調査票には、「管内の行政課題に関して、さらに意見交換」を行ったとの記載があり（乙122の2）、前記各議員の陳述書（乙929、936、939、943、948、950）の中にはこれと同趣旨の記載もあるが、これらは抽象的な記載にとどまる。木村忠三議員の陳述書（乙949）には、総務課長と県内鉄道の活性化策やゴルフ場の利用拡大等について意見を交わしたとの記載があるが、上記懇親会の開催案内の記載内容からみても、その開催目的が意見交換にあったとはいえない以上、本件使途基準に適合しない支出というほかない。結果的に同議員が総務課長と

上記のような意見交換をしたのであるとしても、これが政務調査活動として正当化されるものではない。したがって、懇親会への参加費用を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

ウ B 1 - 3

- (ア) 認定事実 (乙 123 の 1・2、929、936、939、941、943、948~950)

B 1 - 3 は、2(3)ア(ア)の懇親会の参加費用であり、竹田千恵子議員、木村忠三議員、小池克敏議員、中川勝議員、船山現人議員、佐貝全健、平弘造議員及び後藤源議員がこれに参加した。参加費 6000 円のうち 5000 円が政務調査費から支出された。懇親会及び懇親会に先立つ意見交換会の概要は、2(3)ア(ア)、(イ)のとおりである。

(イ) 判断

2(3)イに説示のとおり、上記懇親会が意見交換を目的とする会で、実質的な意見交換の場であったとは認められない。

置賜総合支庁地域振興課課長補佐作成の調査票 (乙 123 の 2) や、前記各議員の陳述書 (乙 929、936、939、943、948~950) の記載についても上記と同じ理由により、前記結論を左右するものではない。したがって、懇親会への参加費用を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

エ B 1 - 4

- (ア) 認定事実 (乙 124 の 1・2、929、936、943、948~950)

a 竹田千恵子議員、木村忠三議員、中川勝議員、船山現人議員、平弘造議員及び後藤源議員は、11月18日午後5時20分から長井市の温泉旅館「はぎ苑」で行われた懇親会に参加した。B 1 - 4 は、懇親会の参加費用であり、参加費 6000 円のうち 5000 円が政務調査

費から支出された。

同懇親会は、同日午後1時から置賜総合支庁西庁舎講堂で開催された第2回置賜地域議員協議会に引き続いて行われたものである。

b 午後1時からの意見交換会では、地域における行政課題や施策展開について、幅広く調査、審議、提言を行う目的で意見交換がされ、関連施設の視察も行われた。引き続いて行われた懇親会には、意見交換会参加者の多くが参加し、乾杯の発声後、酒食を楽しみながら懇談するという内容のものであった。意見交換会参加者には、事前に「地域議員協議会及び現地視察終了後、下記により懇親会を計画いたしましたので、ご出席いただきますようご案内申し上げます。」とだけ案内されていた。

(イ) 判断

B1-4については、(イ)と同様、これが意見交換を目的とする会で、実質的な意見交換の場であったとは認められない。

置賜総合支庁地域振興課課長補佐作成の調査票（乙124の2）や、前記各議員の陳述書（乙929、936、943、948～950）の記載についても上記と同じ理由により、前記結論を左右するものではない。したがって、懇親会への参加費用を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

才 B1-5

(ア) 認定事実（乙125の1～3、934、945）

a 青柳信雄議員及び野川政文議員は、4月26日午後5時45分から東根市の割烹「多茂登」で行われた懇親会に参加した。B1-5は、懇親会の参加費用であり、参加費1万円のうち5000円が政務調査費から支出された。

同懇親会は、同日午後3時から開催された北村山地域政策懇談会に

引き続いて行われたものである。

- b 午後3時からの意見交換会では、平成22年度における村山総合支庁の運営方針及び当初予算に関する意見交換がされた。引き続いて行われた懇親会には、意見交換会参加者の多くが参加して、酒類も提供されて実施された。意見交換会参加者には、「事前に「引き続き、懇談会を予定しておりますのでよろしくお願ひします。」とだけ案内されていた。

(イ) 判断

B1-5については、アイと同じ理由により、これが意見交換を目的とする会で、実質的な意見交換の場であったとは認められない。

懇親会に出席した村山総合支庁の職員は、それぞれ「課税の効果的な徴収対策について」「婦人科、産科等の医療体制整備について」「高速道路（東根～尾花沢）について」「大旦川の整備について」意見交換がされたと述べ（乙125の3）、青柳信雄議員の陳述書（乙945）にも全く同じ記載があるが、これらは意見交換会での討議事項と同じ項目を抽象的に記載しただけであり（乙125の2添付資料参照）、懇親会でなければできない意見交換がされたことを窺わせる証拠はないのであるから、これが実質的な意見交換であったと認めることはできない。この点は、置賜総合支庁地域振興課課長補佐作成の調査票（乙125の2）も同じである。したがって、懇親会への参加費用を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

カ B1-6

(ア) 認定事実（乙126の1・2、934、945）

- a 青柳信雄議員及び野川政文議員は、5月24日午後5時30分から村山市の居酒屋「どんべえ」で行われた飲食懇談会に参加した。B1-6は、懇談会の参加費であり、参加費6000円のうち5000円が政務調査費から支出された。

同懇親会は、同日午後3時30分から村山総合支庁で開催された北村山管内主要事業説明会に引き続いて行われたものである。

b. 午後3時30分からの意見交換会では、上記事業説明会に関する意見交換がされた。引き続いて行われた懇親会には、意見交換会参加者の多くが参加して、酒類も提供されて実施された。意見交換会参加者には、事前に「終了後、村山市楯岡五日町14-28「酒菜屋どんべえ」（中略）にて懇談会を予定しておりますので、ご出席方よろしくお願いします。」とだけ案内されていた。

(イ) 判断

B1-6については、ア(イ)と同じ理由により、これが意見交換を目的とする会で、実質的な意見交換の場であったとは認められない。

村山総合支庁総務企画部の総務課長作成の調査票（乙126の2）や、前記各議員の陳述書（乙934、945）の記載についてもイ(イ)と同じ理由により、前記結論を左右するものではない。したがって、懇親会への参加費を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

キ B1-7

(ア) 認定事実（乙127の1・2、928、952）

a 阿部賢一議員及び鈴木正法議員は、4月20日午後5時45分から寒河江市の割烹旅館「叶屋」において開催された飲食懇談会に出席した。B1-7は、飲食懇談会参加費であり、懇親会の参加費6000円のうち5000円が政務調査費から支出された。

同飲食懇談会は、同日午後3時から村山総合支庁西庁舎で行われた、西村山地域政策懇談会に引き続き行われたものである。

b 午後3時からの政策懇談会では、平成22年度における村山総合支庁の運営方針及び当初予算に関する意見交換が行われた。引き続いて

行われた飲食懇談会には、政策懇談会参加者の多くが参加し、酒食を伴う懇談が行われた。政策懇談会参加者には、事前に「引き続き、懇談会を予定しておりますのでよろしくお願ひします」とだけ案内されていた。

5 (イ) 判断

B 1 - 7 については、(イ)と同じ理由により、これが意見交換を目的とする会で、実質的な意見交換の場であったとは認められない。

10 村山総合支庁総務企画部の総務課長作成の調査票（乙 127 の 2）や、前記各議員の陳述書（乙 928、952）の記載についても、上記と同じ理由により、前記結論を左右するものではない。したがって、懇親会への参加費を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

ク B 1 - 8

15 (ア) 認定事実（乙 128 の 1・2、928）

a 鈴木正法議員は、5月31日午後6時から寒河江市の割烹旅館「吉本」で行われた飲食懇談会に出席した。B 1 - 8 は、飲食懇談会の参加費であり、参加費 6000 円のうち 5000 円が政務調査費から支出された。

20 同飲食懇談会は、午後3時からの村山総合支庁西庁舎で行われた同所管にかかる平成22年度事業説明会に引き続き行われたものである。

b 午後3時からの事業説明会では議題に関連する意見交換が行われた。引き続き行われた飲食懇談会には、事業説明会参加者の多くが参加し、酒食を伴い懇談が行われた。政策懇談会参加者には、事前に「説明会終了後、懇談会を予定しておりますので、併せてよろしくお願ひ申し上げます。」とだけ案内されていた。

25 (イ) 判断

B 1 - 8 については、ア(イ)と同じ理由により、これが意見交換を目的とする会で、実質的な意見交換の場であったとは認められない。

村山総合支庁西村山総務課の総務課長作成の調査票（乙 128 の 2）や、前記議員の陳述書（乙 928）の記載についても上記と同じ理由により、前記結論を左右するものではない。したがって、懇親会への参加費を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

ケ B 1 - 9

(ア) 認定事実（乙 129 の 1・2、130 の 3、937、938、942）

a 伊藤誠之議員、伊藤重成議員及び坂本貴美雄議員は、4月26日午後5時45分から新庄市の旅館「食彩の宿おくやま」で開催された飲食懇談会に出席した。B 1 - 9 は、飲食懇談会の参加費であり、参加費6000円のうち5000円がそれぞれ政務調査費から支出された。

同飲食懇談会は、午後3時から最上総合支庁特別会議室で開催された平成22年度県政懇談会に引き続き行われたものである。

b 午後3時からの県政懇談会では、最上総合支庁所管経由予算、国の施策等に対する提案・要望等に関する説明、意見交換が行われた。引き続き行われた飲食懇談会には、事業説明会参加者の多くが参加し、酒食を伴い懇談が行われた。政策懇談会参加者には、事前に「懇談会終了後、会場を移して顔合わせ会を開催いたしたい」とだけ案内されていた。

(イ) 判断

B 1 - 9 については、ア(イ)と同じ理由により、これが意見交換を目的とする会で、実質的な意見交換の場であったとは認められない。

最上総合支庁総務調整専門員作成の調査票（乙 129 の 2）や、前記議員の陳述書（乙 937、938、942）の記載についても上記

と同じ理由により、前記結論を左右するものではない。また、飲食懇談会に出席した最上総合支庁の職員は、「新庄病院の改築について」「療育手帳の記載漏れ事案について」「創意工夫プロジェクトなど管内の園芸振興施策について」などの意見交換が行われたと報告しているが（乙130の3）、顔合わせ目的で開かれた飲食懇談会である以上、開催目的が意見交換にあったとはいえないでのあるから、その席上、県の事務等に関する意見交換がされたとしても、その参加費を政務調査費から支出することは本件使途基準の予定するところではない。したがって、懇親会への参加費を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

5

10

□ B1-10

(ア) 認定事実（乙130の1～3、937、938、942）

a 伊藤誠之議員、伊藤重成議員及び坂本貴美雄議員は、6月3日午後5時30分から、ニューグランドホテルで行われた飲食懇談会に出席した。B1-10は、飲食懇談会の参加費である。

15

同飲食懇談会は、午後3時から同所で開催された最上地域公所長会議に引き続き行われたものである。

20

b 午後3時からの会議では、行政各部門の情報交換や地域課題、県行政が直面する問題についての意見交換が行われた。引き続き行われた飲食懇談会には、事業説明会参加者の多くが参加し、酒食を伴い懇談が行われた。政策懇談会参加者には、事前に「会議終了後、同会議で懇親会を予定しております」とだけ案内されていた。

(イ) 判断

25

B1-10については、ア(イ)と同じ理由により、これが意見交換を目的とする会で、実質的な意見交換の場であったとは認められない。

最上総合支庁総務調整専門員作成の調査票（乙130の2）や、前

記議員の陳述書（乙937、938、942）の記載についても上記と同じ理由により、前記結論を左右するものではない。懇親会に参加した最上総合支庁の職員の報告（乙130の3）については、ケイのとおりである。したがって、懇親会への参加費を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

5 サ B1-11

(ア) 認定事実（乙131の1～3、937、938、942）

a 伊藤誠之議員、伊藤重成議員及び坂本貴美雄議員は、11月18日午後6時から「食彩の宿おくやま」で行われた飲食懇談会に出席した。

10 B1-11は、飲食懇談会の参加費であり、参加費6000円のうち5000円がそれぞれ政務調査費として支出された。

同飲食懇談会は、午後1時から最上総合支庁講堂において開催された最上地域議員協議会に引き続き行われたものである。

b 午後1時からの協議会では、最上地域における行政課題や施策展開についての調査、審議に関する意見交換がされた。引き続き行われた飲食懇談会には、事業説明会参加者の多くが参加し、酒食を伴い懇談が行われた。協議会の参加者には、事前に「下記により懇談会を開催したいたく」とだけ案内されていた。

15 (イ) 判断

20 B1-11については、ア(イ)と同じ理由により、これが意見交換を目的とする会で、実質的な意見交換の場であったとは認められない。

最上総合支庁総務調整専門員作成の調査票（乙131の2）や、前記議員の陳述書（乙937、938、942）の記載についても上記と同じ理由により、前記結論を左右するものではない。懇親会に参加した最上総合支庁の職員の報告（乙131の3）については、ケイのとおりである。したがって、懇親会への参加費を調査研究費として支

25

出することは、本件使途基準等に適合しない。

シ B 1 - 1.2

- (ア) 認定事実 (乙132の1~3、927、933、940、946、947)

B 1 - 1.2は、2(4)ア(ア)の懇親会の参加費用であり、吉村和武議員、鈴木孝議員、吉田明議員、沢渡和郎議員及び広谷五郎左エ門議員がこれに参加した。参加費6000円のうち5000円が政務調査費から支出された。懇親会及び懇親会に先立つ意見交換会の概要は、2(4)ア(ア)、イのとおりである。

(イ) 判断

B 1 - 1.2については、2(4)イのとおり、飲食懇談会が意見交換を目的とする会で、実質的な意見交換の場であったとは認められないから、その参加費を調査研究費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。

(3) B 2 関連

- ア 阿部昇司議員の懇親会の出席費 (別紙5の議席番号5(1)~(4))

- (ア) 認定事実 (乙133、134の1・2、135の1・2、136の1・2、924)

a 阿部昇司議員は、4月6日、藤島地域懇談会に出席し、政務調査費から食糧費5000円を支出したが、その詳細は不明である。

b 同議員は、4月19日午後5時から午後9時まで、湯の澤温泉地蔵の湯で開催された鶴岡市課題懇談会に参加し、政務調査費から参加費5000円を支出した。懇談会は、午後5時から午後7時まで同所で開催された鶴岡市の課題についての懇談会に引き続いで行われたものである。

c 同議員は、4月30日午後6時から鶴岡市の「割烹 春月」で開催

された懇親及び歓送迎会に参加し、政務調査費から参加費5000円を支出した。同懇親及び歓送迎会は午後3時から藤島庁舎で開催された平成22年度における鶴岡市藤島地域の主要事業等に関する意見交換会に引き続いて行われた。同意見交換会の参加者には、「終了後歓送迎を兼ねた懇親会を予定しています」とだけ案内されていた。

d 同議員は、11月9日午後6時から「割烹 春月」で開催された懇親会に参加し、政務調査費から参加費5000円を支出した。同懇親会は、午後3時から藤島庁舎で開催された鶴岡市藤島地域の当面の行政上の課題についての意見交換会に引き続いて開催されたものである。

(イ) 判断

まず、a の藤島地域懇談会の食糧費については、開始時間、開催場所、参加者といった形式的な事項は明らかにされず、その意見交換の内容も「鶴岡市藤島地域の県事業等について意見交換がされた」という抽象的な説明しかされていない(乙133)。そして、同会について、主催者が意見交換を目的として懇談会を開催したことを見出す証拠はなく、その意見交換の内容についても、阿部昇司議員の陳述書(乙924)には、何の記載もない。このから、これが実質的な意見交換の場と見る余地はない。

b～d の懇談会は、開催場所や会費から見て、明らかに酒食の提供を伴うものである。このうち、b の懇談会は、意見交換のための懇談会に引き続いて行われたものであるが、その会がどのような趣旨で開催されたかや、会費がいかなる趣旨で徴収されたかを明らかにする証拠の提出はなく、意見交換のための懇談会出席と出費が不可分な関係にあったことの説明はされていない。鶴岡市議会市民クラブ代表作成の調査票(乙134の2)には、酒食を共にする懇談会の懇談内容として、鶴岡市議題懇談会と同じ内容が記載されているが、実際に同一の議題について意

見交換がされたことを認めるに足りる証拠の提出はなく、前記議員の陳述書（乙924）にもその記載はないのであるから、これが意見交換を目的とした会であったとか、実質的な意見交換の場であったと認めるることはできない。

cは、鶴岡市藤島庁舎総務企画課課長作成の調査票（乙135の2）にも「懇親及び歓送迎会」とだけ記載され、前記議員の陳述書（乙924）にも何の記載もないであるから、意見交換目的の会でないことが明らかであり、実質的な意見交換の場であったとは認められない。

dについても、前記課長作成の調査票（乙136の2）に「懇親」とだけ記載され、前記議員の陳述書（乙924）にも意見交換の内容についての具体的な説明は何もされていないから、これが意見交換目的の会であるとか、実質的に意見交換がされたと認める余地はない。

以上のとおり、阿部昇司議員のB2の支出（別紙5の議席番号5(1)～(4))は、いずれも本件使途基準等に適合しない。

イ 佐藤藤彌議員の懇親会の出席費（別紙5の議席番号29(1)(2))

(ア) 認定事実（乙137、138の1・2、926)

a 佐藤藤彌議員は、5月14日、酒田飽海地区山形県議会議員との意見交換会に出席し、政務調査費から食糧費5000円を支出したが、その詳細は不明である。

b 同議員は、8月18日午後6時から「割烹 志幡」で開催された「山形県・酒田市病院機構の運営に関する懇談会」に参加し、政務調査費から参加費5000円を支出した。同懇談会の参加者には、「当病院機構のこれまでの運営状況と今度の地域の医療体制に関する情報交換の懇談会を下記により開催することとなりました。」と案内され、その参加費として5000円かかることが記載されていた。

(イ) 判断

5 まず、a の意見交換会の食糧費については、ア(ア)の a と同じ理由により、これが意見交換目的の会であり、実質的にも意見交換がされたと認める余地はない。「酒田管内の治安情勢等、警察行政に関して意見交換が行われた」という説明文書（乙137）は存在するが、佐藤藤彌議員の陳述書（乙926）には、これに沿う記載がない。会の詳細が明らかでない以上、その参加費の支出は本件使途基準等に適合しない。

10 これに対し、b の懇談会は、病院機構の運営状況や地域医療に関する情報交換を目的として開催されたことが事前の案内から明らかであり、その会に出席するために会費の負担が不可欠であったことが推測できる。そして、山形県・酒田市病院機構日本海総合病院総務課長作成の調査票（乙138の2）には、「・平成21年度決算状況について・増築棟完成に伴う診療体制の変更について・救命救急センターの運用開始について」意見交換がされたと記載されているところ、その内容は、事前の案内の内容とも整合するのであるから、実質的に上記事項の意見交換がされたと見て不自然な点はない。そうすると、前記議員の陳述書（乙926）に、意見交換の内容の記載がないことを踏まえても、前記懇談会は、主催者が意見交換を目的として開催したもので、実質的にも意見交換がされる場であったということができる。

15 以上、佐藤藤彌議員のB2の支出（別紙5の議席番号29(1)(2)）のうち、(1)の支出（前記a）は本件使途基準等に適合しないが、(2)の支出（前記b）は本件使途基準等に適合する。

20 ウ 竹田千恵子議員の懇親会の出席費（別紙5の議席番号10(1)～(4)）

(ア) 認定事実（乙139の1・2、140の1・2、141の1・2、142の1・2、943）

25 a 竹田千恵子議員は、11月4日午後7時から「創作料理むさし坊」で行われた検討会に出席し、政務調査費から参加費5000円を支出

した。同検討会は、11月4日から一泊で行われた置賜広域病院組合議会行政視察研修の途中に開催されたものである。同行政視察研修では、都内の公立病院への視察が予定されていた。検討会は、翌日の視察に備え、視察先の病院の状況や地域医療連携の取組について事前学習や意見交換をするものであり。事前に議員に配布された資料には、夕食会を検討会とすることが案内されていた。

- b 同議員は、11月23日午後5時からタスパークホテルで開催された公立置賜病院・サテライト医院施設開設10周年記念祝賀会に参加し、政務調査費から参加費5000円を支出した。祝賀会は、午後3時から開催された10周年記念式典と一体となって行われたものである。先立って行われた式典では小児科医による講演が行われ、祝賀会では、乾杯の発生後、アトラクションを交え懇談が行われた。
- c 同議員は、11月29日午後5時30分から熊野大社で行われた懇親会に出席し、政務調査費から参加費5000円を支出した。同懇親会は、午後4時から同所で開催された置賜地域行政会議に引き続いて行われたものである。置賜地域行政会議は、置賜地域の各市町の共通課題を議論するものであり、その参加者には行政懇談会後、懇親会が開催されることだけが案内され、懇親会への会費が5000円と説明されていた。
- d 同議員は、平成23年2月18日午後5時15分から赤湯温泉「森の湯」で開かれた意見交換会に出席し、参加費8000円のうち政務調査費から5000円を支出した。同意見交換会は、2(5)アイの2月定例会に引き続いて開催されたものである。定例会の内容及び懇親会の案内文書の内容は、2(5)アイのとおりである。

(イ) 判断

a の検討会は、都内の病院への視察旅行に先立って、事前準備の検討

を兼ねた飲食会として準備されたものであり、開催目的が意見交換にあると認められ、実際にも前記認定の意見交換がされているから、これは本件使途基準等に適合する。

5 b の参加費は、医療機関の開設 10 周年を祝う記念式典及び祝賀会の参加費であるから、意見交換目的の会でないことが明らかである。竹田千恵子議員の陳述書（乙 943）には、記念講演を聴講したことが記載されているが、同議員が、その聴講を目的として式典に参加したことの説明はされていないし、小児科医の講演は式典の記念講演との位置付けで、当日、これを踏まえた意見交換が予定されていたとか、実際に意見交換がされたことについても具体的な説明はない。そうすると、式典及び祝賀会への参加費を政務調査費から支出することは本件使途基準等に適合しない。

10 c の懇親会は、行政懇談会に連続する形で開催されているが、事前の案内には懇親会が行われるとだけ記載され、参加費は懇親会費であると案内された上で酒類を提供する懇親会が開催されているのであるから、開催目的が意見交換目的であったとか、実質的な意見交換の場であったと認めることはできない。置賜総合開発協議会事務直企画調整主幹作成の調査票には、懇談会で議論しきれなかった話題や、各市町の行政課題について懇談したと記載があり（乙 141 の 2）、竹田千恵子議員の陳述書（乙 943）にはこれに沿う記載があるが、そのような抽象的な記載から、懇親会でなければできない実質的な意見交換がされたと見る余地はない。したがって、懇親会への参加費を政務調査費から支出することは本件使途基準等に適合しない。

15 d については、2(5)イと同じであり、懇親会への参加費を政務調査費から支出することは本件使途基準等に適合しない。

20 エ 木村忠三議員の懇親会の出席費（別紙 5 の議席番号 12(1)～(3))

(ア) 認定事実 (乙139の2、143の1・2、144、145の1・2、949)

- a 木村忠三議員は、6月7日午後5時から「割烹志ん柳」で開催された懇親会に出席し、参加費5000円を政務調査費から支出した。同懇親会は、午後5時から同所で開催された平成23年度米沢市重要事業に係る説明会終了後に引き続き開催された。同懇親会では、前半部分で平成23年後米沢市重要事業説明や意見交換がされ、閉会後、酒類の提供を伴う懇談会が開催された。事前の案内には、事業説明会の参加費が5000円であることが記載されていた。
- b 同議員は、11月4日午後7時から「創作料理むさし坊」で行われた検討会に出席し、政務調査費から参加費5000円を支出した。これは、ウ(ア)aと同じ懇親会である。
- c 同議員は、11月26日午後5時30分から「割烹志ん柳」で開催された懇親会に出席し、参加費5000円を政務調査費から支出した。同懇親会は、午後5時から午後5時半まで同所で開催された「米沢女子短期大学懇談会」に引き続いて行われたものである。懇親会では、学生の進路状況、平成23年度入試の中間報告、管理栄養士養成課程の設置検討状況について説明が30分行われ、引き続いて、酒類の提供を伴う懇談が行われた。説明会参加者には、「懇談会終了後に懇親会を開催させていただきます」と案内され、懇親会費が5000円であることが記載されていた。

(イ) 判断

a～cの懇親会は、開催場所は会費の額から見て、明らかに酒食を伴う宴会である。

aの懇談会で行われた事業説明会への参加は、政務調査活動としての会議への参加であるといえるところ、事業説明会は、懇親会と一体とな

5 って開催され、その参加費が500円と定められていたのであるから、議員が参加費を負担しないで事業説明会にだけ参加することは不可能であったと考えられる。すなわち、事業説明会への参加と参加費の負担は切り離せない関係にあるから、事業説明会実施後に飲食を伴う懇親会が開かれ、費用負担が懇親会分の負担の趣旨であったとしても、これを政務調査費から支出することは、本件使途基準等に適合する。

b の検討会参加費については、ウ(イ)と同じであり、本件使途基準等に適合する。

10 c の懇親会は、政務調査活動としての懇談会に連続して開催されたものである。しかし、事前の案内には、懇親会は懇談会終了後に開催されることだけが通知され、意見交換の予定は触れられず、懇親会に参加する場合には懇親会費がかかることだけが記載されていたのであるから、懇談会への出席に、懇親会の会費負担が不可欠であったと認めるには足りないし、懇親会が意見交換目的のものであったとも認められない。山形県公立大学法人総務企画課長作成の調査票（乙145の2）には、大学の現況についての情報提供及び意見交換が行われたと記載があるが、そのような抽象的な説明から実質的な意見交換がされたと認めるには足りない。実際に、木村忠三議員の陳述書（乙949）には、この点についての記載はない。したがって、c の参加費を政務調査費から支出することは本件使途基準等に適合しない。

20 オ 小池克敏議員の懇親会の参加費（別紙5の議席番号16(1))

(ア) 認定事実（乙146の1・2、939）

小池克敏議員は、平成23年2月8日午後5時30分以降にレストランで開催された懇親会に出席し、政務調査費から参加費300円を支出した。同懇親会は、午後4時から午後5時30分まで開催された置賜選出県議と商工団体協議会の懇談会に引き続いて午後5時30分から行

われたもので、酒食が提供された。懇談会では各商工団体の地域課題や問題についての意見交換等が行われた。

懇談会と懇親会は2部制で行われたが、参加者には懇談会と懇親会を区別しないまま、懇談会の「会費3000円」との案内がされていた。

5 (イ) 判断

上記懇談会への参加は、政務調査活動としての会議への参加といえるところ、懇談会は懇親会と一体となって開催され、これを区別しないで懇談会の参加費が定められていたのであるから、議員が参加費を負担しないで懇談会にだけ参加することは不可能であったといえる。エ(ア)a 同様、同懇談会の参加費を政務調査費から支出することは、本件使途基準等に適合する。

力 中川勝議員の懇親会の参加費（別紙5の議席番号17(1)～(3))

(ア) 認定事実（乙143の2、145の2、147、148の1～3、149、950）

a 中川勝議員は、6月7日午後5時から「割烹志ん柳」で開催された懇親会に出席し、参加費5000円を政務調査費から支出した。その概要は、エ(ア)aと同じである。

b 同議員は、10月4日午後5時から「ホテルメトロポリタン山形」で開催された懇親会に出席し、参加費5000円を政務調査費から支出した。同懇親会は、同所で午後3時から行われた県議会商工観光常任委員会所属議員と県商工会連合会役員との懇談会に引き続き行われたものである。午後3時からの懇談会では、商工会の現状の説明や今後の活動についての意見交換がされた。同懇談会の参加者には事前に懇談会閉会後に懇親会を行うことが案内され、案内文には懇親会の参加費として5000円かかることが記載されていた。

c 同議員は、11月26日午後5時30分から「割烹志ん柳」で開催

された懇親会に出席し、参加費 5000 円を政務調査費から支出した。

その概要は、エ(ア)c と同じである。

(イ) 判断

a ~ c の懇親会は、開催場所や会費から見て、酒食を伴う宴会であつたと考えられる。

a 及び c についての判断は、エ(イ)と同じである。c についての中川勝議員の陳述書（乙 950）の記載は、同認定を左右しない。

b の懇親会は、政務調査活動としての会議に連続して行われたものであるが、事前の案内には、懇談会閉会後懇親会が開催されることだけが記載され、懇親会への参加費が 5000 円と案内された上で酒類を提供する懇親会が開催されているのであるから、懇談会の参加に懇親会の出費が不可欠であったとはいえないし、主催者が意見交換を目的として懇親会を開催したともいえない。山形県商工会連合会総務課長作成の調査票（乙 148 の 2）には、地域の実情と課題解決について意見交換を行なったとの記載があり、前記議員の陳述書（乙 950）にはこれに沿う記載があるが、これらの抽象的な記載は前記判断を左右しない。

a ~ c の支出は、いずれも本件使途基準等に適合しない。

キ 舟山現人議員の懇親会の参加費（別紙 5 の議席番号 24(1)(2)）

(ア) 認定事実（乙 140 の 2、141 の 2、150、151、948）

a. 舟山現人議員は、11月23日午後5時からタスパークホテルで開催された公立置賜病院・サテライト医院施設開設 10 周年記念祝賀会に参加し、政務調査費から参加費 5000 円を支出した。その概要は、ウ(ア)b と同じである。

b. 同議員は、11月29日午後5時30分から熊野大社で開催された懇親会に出席し、政務調査費から参加費 5000 円を支出した。その概要は、ウ(ア)c と同じである。

(イ) 判断

ウ(イ)と同様、a、bの参加費を政務調査費から支出することは本件使途基準等に適合しない。

ク 平弘造議員の懇親会の参加費（別紙5議席番号38(1)～(3)）

(ア) 認定事実（乙141の2、152、153の1・2、154、929）

a 平弘造議員は、11月29日午後5時30分から熊野大社で開催された懇親会に出席し、政務調査費から参加費5000円を支出した。その概要は、ウ(ア)cと同じである。

b 同議員は、5月11日午後、長井商工会議所の会議室で開催された懇親会に出席し、政務調査費から参加費5000円を支出した。同懇親会は、午後4時30分から同所で行われた長井市重要要望事項に係る意見交換会等に引き続き行われたものである。意見交換会等参加者には、「会議終了後、会費制で懇親会を予定しております」とだけ案内されていた。

c 同議員は、平成23年2月8日午後5時30分以降にレストランで開催された懇親会に出席し、政務調査費から参加費3000円を支出した。その概要は、オ(ア)と同じである。

(イ) 判断

a～cの懇親会は、開催場所・態様や会費から見て、酒食の提供を伴う宴会と考えられる。

ウ(イ)と同様、aの参加費を政務調査費から支出することは本件使途基準等に適合しない。

bの懇親会は、政務調査活動としての会議に連続して行われているが、事前の案内には、懇談会終了後に会費制で懇親会が開催されることだけが通知されていたのであるから、会議参加のために会費の支出が不可欠であったとはいえないし、懇親会が意見交換等を目的とする懇親会であ

るともいえない。長井市役所総合政策課長作成の調査票（乙153の2）には「要望活動の実効性をより高めるため意見交換を行なった」との記載があるが、前記議員の陳述書（乙929）には、この点についての具体的な記載はない。これらの証拠は前記判断を左右しない。上記bの支出は本件使途基準等に適合しない。

c の支出はオ(イ)同様、本件使途基準等に適合する。

ケ 後藤源議員の懇親会の参加費（別紙5の議席番号43(1)～(6)）

(ア) 認定事実（乙139の2、141の2、142の2、143の2、145の2、146の2、155～160、936）

a 後藤源議員は、6月7日午後5時から「割烹志ん柳」で開催された懇親会に出席し、政務調査費から参加費5000円を支出した。その概要は、エ(ア)aと同じである。

b 同議員は、11月4日午後7時から「創作料理むさし坊」で行われた検討会に出席し、政務調査費から参加費5000円を支出した。その概要は、ウ(ア)aと同じである。

c 同議員は、11月26日午後5時30分から「割烹志ん柳」で開催された懇親会に出席し、政務調査費から参加費5000円を支出した。その概要は、エ(ア)cと同じである。

d 同議員は、11月29日午後5時30分から熊野大社で開催された懇親会に出席し、政務調査費から参加費5000円を支出した。その概要は、ウ(ア)cと同じである。

e 同議員は、平成23年2月8日午後5時30分以降にレストランで開催された懇親会に出席し、政務調査費から参加費3000円を支出した。その概要は、オ(ア)と同じである。

f 同議員は、平成23年2月18日午後5時15分から赤湯温泉「森の湯」で開かれた意見交換会に出席し、参加費8000円のうち政務

調査費から5000円を支出した。その概要は、ウ(ア)dと同じである。

(イ) 判断

a、b、eの各支出は、ウ(イ)、エ(イ)、オ(イ)同様本件使途基準等に適合する。c、d、fの各支出は、ウ(イ)、エ(イ)同様本件使途基準等に適合しない。

コ 伊藤誠之議員の懇親会の参加費（別紙5の議席番号14(1)(2))

(ア) 認定事実（乙161の1・2、162の1・2、938）

a 伊藤誠之議員は、6月1日午後6時から割烹「つたや」で開かれた懇親会に参加し、政務調査費から参加費5000円を支出した。同懇親会は、午後4時から土地連最上支部で開催された山形県土地改良事業団体連合最上支部と新庄市・最上郡区県議会議員との意見交換会に引き続いて行われたものである。意見交換会参加者には、意見交換会の開催と懇親会の負担金の案内がされていた。

b 同議員は、10月26日午後6時30分から「つたや」で開かれた懇親会に参加し、政務調査費から参加費5000円を支出した。同懇親会は、午後5時30分から同所で開催された市政運営等に関する現状及び今後の見通しなどについての意見交換会に引き続いて行われたものである。意見交換会参加者には、「意見交換会並びに懇親会のご案内」として会費5000円の案内がされていた。

(イ) 判断

上記支出は、開催場所、会費から見て、酒席を伴う宴会といえる。

aの支出は、政務調査活動としての会議に引き続く懇親会の参加費であるが、新庄土地改良区最上支部幹部長作成の調査票（乙161の2）には、懇談内容の記載はなく、前記議員の陳述書（乙938）にもその具体的記載はない。したがって、前記懇親会で実質的な意見交換がされたとは認められないから、aの支出は本件使途基準等に適合しない。

b の支出は、政務調査活動としての意見交換会と懇親会が一体となつた会の参加費であり、主催者が、意見交換会と懇親会を合わせて参加費を定めていることが明らかである。エ(イ)の a の支出と同様、費用負担が懇親会分の負担であったとしても、これは意見交換会への参加と一体となつたものといえるから、その支出は本件使途基準等に適合する。

サ 伊藤重成議員の懇親会の参加費（別紙5の議席番号21の(1)）

(ア) 認定事実（乙163の1・2、937）

伊藤重成議員は、10月8日午後1時から6時にかけて若あゆ温泉イベント広場で開かれた最上町・大蔵町・舟形町3町村合同交流会に参加し、政務調査費から参加費5000円を支出した。同交流会は、親善グラウンドゴルフ大会、同表彰式、懇親会を内容とするものであった。

(イ) 判断

上記交流会は、親善グラウンドゴルフ大会、表彰式、懇親会を通じて3町村の交流を深める趣旨のものといえるから、これが意見交換等を目的として開催された会議に当たるとはいえない。舟形町町議会事務局事務局長作成の調査票（乙163の2）にも、懇談内容は「懇談会」といった抽象的な記載しかなく、前記議員の陳述書（乙937）にもその内容の記載はない。したがって、上記懇親会の参加費を政務調査費から支出することは、本件使途基準等に適合しない。

シ 坂本貴美雄議員の懇親会の参加費（別紙5の議席番号27の(1)(2)）

(ア) 認定事実（乙161の2、162の2、164、165、942）

a 坂本貴美雄議員は、6月1日午後6時から割烹「つたや」で開かれた懇親会に参加し、政務調査費から参加費5000円を支出した。その概要は、コ(ア)a のとおりである。

b 同議員は、10月26日午後6時30分から「つたや」で開かれた懇親会に参加し、政務調査費から参加費5000円を支出した。その

概要は、カ(ア)bのとおりである。

(イ) 判断

カ(イ)同様、aの支出は本件使途基準等に適合しないが、bの支出は本件使途基準等に適合する。同議員の陳述書（乙942）にも、aの懇親会での意見交換の内容についての具体的な説明はない。

ス 阿部賢一議員の懇親会の参加費（別紙5の議席番号35の(1)～(4))

(ア) 認定事実（乙148の2、166、167、168の1・2、169の1・2、952)

a 阿部賢一議員は、10月4日午後5時から「ホテルメトロポリタン山形」で開催された懇親会に出席し、参加費5000円を政務調査費から支出した。その概要はカ(ア)bのとおりである。

b 同議員は、10月19日、県会議員と寒河江警察署幹部との懇親会に出席し、参加費5000円を政務調査費から支出したが、その詳細は不明である。

c 同議員は、11月5日午後4時30分から旅館「出羽屋」で開催された懇親会に出席し、参加費5000円を政務調査費から支出した。

同懇親会は、午後2時から西川町役場で開かれた大江・西川両町議會議員協議会総会に引き続くものである。協議会総会では両町の共通課題等についての意見交換がされた。協議会参加者には、意見交換会の協議事項のほか、懇親会の会場・時間、会費の案内だけがされていた。

d 同議員は、11月24日、朝日白鷹両町連絡協議会に参加し、参加費5000円を政務調査費から支出した。

(イ) 判断

a、cは、開催場所、会費から見て酒食を伴う宴会といえる。

aの支出は、カ(イ)のbと同様、本件使途基準等に適合しない。

bの支出は、ア(イ)のaと同様、本件使途基準等に適合しない。

c の意見交換会は、政務調査活動としての会議であるが、懇親会は、意見交換を予定したものではなく、西川町議会事務局事務局長作成の調査票（乙168の2）にも、前記議員の陳述書（乙952）にも抽象的な記載しかない。したがって、同懇親会は、意見交換を目的とした会であるとも、実質的な意見交換の場であったともいえないから、その支出は本件使途基準等に適合しない。

d については、原告から、違法分類の具体的主張はない。したがって、同支出について、本件使途基準に適合しないとは認めない。

セ 佐貝全健議員の懇親会の参加費（別紙5の議席番号37の(1)）

10 (ア) 認定事実（乙170の1・2、941）

佐貝全健議員は、5月7日午後6時から赤湯温泉「丹湯ホテル」で開かれた懇談会に参加し、参加費5000円を政務調査費から支出した。同懇談会は、同所で午後5時から行われた南陽市の重要要望事業についての県議会議員らへの説明会に引き続き行われたものである。

15 (イ) 判断

上記懇親会が、どのような趣旨で開催されたものか、また、会費が懇親会に対するものか、懇談会と一体となった支出かについての説明はないから、説明会への参加と出費が不可分な関係にあったことの説明がされているとはいえない。南陽市みらい戦略化企画調整係長作成の調査票（乙170の2）には、懇親会の懇談内容として、懇談会と同じ内容が記載されているが、実際に同一の議題について意見交換がされたことを認めるに足りる証拠の提出はない以上、その記載内容を信用することはできない。したがって、上記懇親会の参加費を政務調査費から支出することは本件使途基準等に適合しない。

25 ゾ 森谷仙一郎議員の懇親会の参加費（別紙5の議席番号7(1)）

(ア) 認定事実（乙171の1・2、925）

森谷仙一郎議員は、6月24日午後6時から「寿司ますみや」で開かれた懇親会に参加し、参加費5000円を政務調査費から支出した。同懇親会は山口地区選出議員と天童市管理職員との懇談を行うことを目的としたもので、冒頭30分で山口地区の事業概要の説明等がされ、その後、飲食を伴う懇談が実施された。同懇親会は、事業概要の説明等と懇親会が一体となったものであり、事業概要の説明を聞くためには参加費の支出が避けられないものであった。

(イ) 判断

上記懇親会は、酒食を伴うものであることが明らかであるが、開催目的が意見交換目的であることの説明がされている。また、事業概要の説明は懇親会で行われているから、政務調査活動を行うために、懇親会会費の出費が不可欠であったと考えらえる。したがって、同支出は、本件使途基準等に適合する。

4 B類型のうちB3の支出の違法性について

原告は、B類型のうち別紙8の支出が本件使途基準等に適合しないと主張するが、これが適合しないことについての形式的事情について具体的な主張立証はない。したがって、これらの支出につき、本件使途基準等に合致しないと認めることはできない。

5 C類型の支出の違法性について

(1) 総論

原告らが主張する違法分類（第2の4（原告らの主張ア））のうち1～3dは、いずれも、本件手引（別紙3の4）が「政務調査費を充当するのに適さない経費等」として列挙する項目にしたがった分類である。また、4aから5dは、政務調査活動とはいえない支出を類型化したものであり、そもそも本件使途基準が定める支出に該当しないものである。したがって、これらの違法分類に該当する事情が認められる場合は、当該支出は本件使途基準等

に適合しない違法なものとなるといえる。

そして、原告らが問題とする支出の一般的・外形的事実から見て、当該支出が前記項目に該当する疑いが生じるといえるのであれば、これが本件使途基準等に適合するという適切な反証がない限り、当該支出は違法となる。

この点、別紙6の各支出は、いずれも、その名称や支出の額から見て、酒食や飲食を伴う宴会への出席のための支出であった疑いや、単なる挨拶や祝賀目的での会合出席であったなどの疑いが生じるもの、視察名目での私的な行動や旅行との疑いが生じるもの、私的な物品の購入との疑いが生じるもの、私的な会費納入である疑いが生じるものといえるから、その一般的・外形的事実から見て、当該支出が本件使途基準等に沿うものか一見して明らかでないといえる。そこで、以下、各議員について、当該支出が本件使途基準等に適合することについての適切な反証がされているか検討する。

## (2) 吉村和武議員関連 (C 2-1 ~ 4)

### 【C 2-1・2・4】

上記各支出は、鹿野農水大臣と会談を行った際の交通費及び宿泊費である。  
この点につき、前記議員は、①C 2-1・2は、40分にわたり、大臣と山形県の農業振興策について会談を行った際の宿泊費と交通費であり、②C 2-4は、40分にわたり、大臣と農業者個別補償政策について協議を行った際の交通費と宿泊費であると説明する (乙503、504、506、933)。

そうすると、上記会談については、本件手引4(2)アの政党活動（違法分類2a、b）や同(3)イの意見交換を伴わない会合等の参加費（違法分類4c）に該当するものではなく、本件条例2条の県政に関する施策立案の一層の充実を図るために政務調査活動であったことについての一応の説明はされているといえるから、当該支出は、本件使途基準等に適合する。

### 【C 2-3】

上記支出は、囲む会の会費である。

この点につき、前記議員は、8月10日、山形県歯科医会が開催した「吉村和武県議を囲む会」の会費であり、同会では誤嚥対策や休日診療体制について意見交換がされたと説明する（乙505、933）。

しかし、上記会の名称からすると、前記議員の支持団体が後援活動の一環として宴席を設けたことが合理的に推測できる。同会が意見交換を目的として開催されたことを示す証拠はないから、これは少なくとも本件手引4(2)の規定するウの後援会活動（違法分類2c）に当たるというべきである。したがって、同会において、医師との間で上記の意見交換がされたからといって、これが政務調査活動にあたるとはいえない。上記支出は本件使途基準等に適合しない。

③ 梶津博士議員（C3-1）

上記支出は、ノート購入費である。

前記議員は、同ノートを、各種会議や協議会等での意見交換時に使用していると説明する（乙172の1・2、923）。そうすると、これは本件手引4(1)の私的財産の形成につながる経費ではなく、本件使途基準の事務費に該当する。したがって、上記支出は本件使途基準等に適合する。

④ 高橋啓介議員（C4-1～12）

【C4-1・4～9・12】

上記各支出は、タクシーチケット、高速料金又は駐車料金である。

この点につき、前記議員は、①C4-1は、メーデー式典と懇親会に参加するための交通費（タクシーチケット）であり、各労働組合の関係者と県職員のボーナス基準、人事院勧告の在り方について意見交換をした、②C4-4は、東沢バラ園で意見交換をするための交通費であり、村山市市議会議員と観光客の動向について意見交換をした、③C4-5は、山形市内の山形テルサで山形市議会議員と市民福祉の現状について意見交換をするための駐車料金で

ある、④C 4-6は、山形市の飲食店で、山形県バイオマス協会理事長から建物の省エネ診断について話を聞いた際の駐車料金である、⑤C 4-7は、市町村共済職員組合関係者と、定期大会ごの意見交換会に参加するための交通費（タクシ一代）であり、一時金の県職員との格差問題等労働条件について意見交換した、⑥C 4-8は、山形市の飲食店で、県立中央病院の組合員と看護師不足問題、認定看護師の対応について意見交換をした際の駐車料金である、⑦C 4-9は、県中小企業中央会等に議会報を持参して年頭の挨拶をした際の駐車料金である、⑧C 4-12は、連合山形主催の春闘県議集会に参加した際の駐車料金であり、自ら演説をし、参加者と介護問題等について意見交換をした、と説明する（乙173、176～181、184、931）。

そうすると、上記のうちC 4-1・4～8・12については、本件手引4(2)エの私的活動（違法分類4c）や同(3)イの意見交換を伴わない会合等の参加費（違法分類5b）に該当するものではなく、本件条例2条の県政に関する施策立案の一層の充実を図るための政務調査活動であったことについての一應の説明はされているから、当該支出は、本件使途基準等に適合する。

これに対し、C 4-9は新年の挨拶のための支出であることが明らかであり、本件手引4(3)イ各号に当たるから、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 4-2・3・10・11】

上記支出は、懇親会、新春旗開き、新春交歓会の参加費である。

この点につき、前記議員は、①C 4-2は、山形県が贈与を受けた庭園の有効活用について意見交換するために「洗心苑の利活用を考える市民の会」の参加費であり、参加者から同苑が放置されている状況について率直な意見を聞くことができた、②C 4-3は、介護専門誌「ほいづん」10周年を読者と祝うための会の会費であり、参加者との間で、自宅介護の問題や、介護・看護の課題について意見交換をした、③C 4-10は、連合山形の新春

旗開き会参加費であり、非正規雇用の実情や、若手労働力不足問題について意見交換をした、④C 4-1 1はシルバー人材センター主催の新春交換会参加費であり、同センターの補助金削減による財源不足問題等について意見交換をしたと説明する（乙174、175、182、183、931）。

上記支出は、いずれもその支出額や会の名称から酒食を伴う会合の実費負担の趣旨と推測できる。このうちC 4-2は、被告訴訟代理人作成の報告書（乙174）によれば、意見交換後に懇談会が行われたことが窺えるが、懇談会において、意見交換時にできなかつた実質的な議論がされたことや、懇談会と懇親会が一体となって開催され、懇談会での意見交換のために懇親会の参加費の出費が不可避であったことを認めるに足りる証拠の提出はない。

また、C 4-3・10・11は、周年記念や、新年の顔合わせが主目的であり、意見交換を主目的としていないことが明らかである。そうすると、前記の懇親会等は、いずれも本件手引4(3)イ各号（違法分類3 b）に該当するといえるのに対し、前記議員による意見交換の内容は、上記①～④の程度にとどまるから、酒食を伴う顔合わせに付随したものに過ぎないというべきで、これを実質的な意見交換と認めるには足りない。

C 4-2、3、10、11の各支出は本件使途基準等に適合しない。

#### (5) 阿部昇司議員 (C 5-1～22)

##### 【C 5-1～3・5～8・10～12・15～22】

上記支出は、いずれも懇親会等の参加費である。以下には、酒類の提供があった懇親会と、酒類を除く飲食の提供があった懇親会が混在しているが、酒類を伴う懇親会の参加費についての考え方は、2(1)に説示したとおりである。

##### ア C 5-1

上記支出は、相撲懇談会の会費である。

前記議員は、その支出につき、4月10日、鶴岡市相撲協会が行った相

撲懇談会の会費であり、同懇談会では、相撲振興のための事業や予算について協議され、酒席ではなかったと説明する（乙185、924）。

しかし、上記の懇談会は、酒席ではないとしても、その会費は飲食の実費負担以外には考えにくいところ、懇談会が意見交換目的の会であったことについて具体的な説明はない。そうすると、懇談会は、飲食を主目的とする会であったと考えられるから、その席上、相撲振興のための事業や予算についての話題が出たとしても、これが実質的な政務調査活動と認めるることはできない。上記支出は、本件手引4(3)イに該当するもので（違法分類3d）、本件使途基準等に適合しない。

10 イ C5-2・5・8

上記支出は、いずれも敬老会の懇親会費である。

この点につき、前記議員は、①C5-2は、鶴岡市長沼地区敬老会の会費であり、祝辞を述べるとともに、長寿健康や現況を調査した、②C5-5は、鶴岡市渡前地区敬老会の会費であり、祝辞をのべるとともに、長寿健康や現況を調査した、③C5-8は、鶴岡市藤島地区敬老会の会費であり、祝辞を述べるとともに、長寿健康や現況を調査した、と説明する（乙186、189、192、924）。

しかし、上記会は、会費から見て酒食の提供があったと推測できるところ、上記の会が意見交換を目的とした会であったことについての説明はない。そして、前記議員は同会で祝辞を述べた他は、長寿健康や現況の調査をしたという程度の説明しかできていないのであるから、挨拶目的での出席であったといえ、これを政務調査活動と認めるることはできない。

そうすると、その参加費を政務調査費から支出することは、本件手引4(3)イに反する（違法分類3b）。その支出は、本件使途基準等に適合しない。

25 ウ C5-3・6・7・11・12・16・18~20

上記各支出は、総会、祝賀会、意見交換会等の後に行われた懇親会の会費や祭りの入場券代である。

この点につき、前記議員は、①C 5-3は、県理容生活衛生同業組合の県条例や規則を協議した総会に引き続く懇親会の会費であり、懇親会では組合員の高齢化や衛生面の現状、経営方針についての意見交換をした、②C 5-6は、ふじの花まつり宴の入場券代であり、地域活性化事業の協議、意見交換をし、懇親会では、参加者と地域文化について意見交換を行った、③C 5-7は、藤沢周平記念館記念祝賀会会費であり、祝賀会で藤沢文学や芸術、地域振興等の調査をし、引き続く懇親会では、参加者と文学と教育の関わりについて意見交換を行った、④C 5-11は、赤川花火大会の懇親会費であり、式典で大会運営、地域活性化調査後、懇親会では参加者と予算のあり方や地域経済活性化の意見交換を行った、⑤C 5-12は、藤島建設業協会研修会負担金であり、公共事業についての報告と建設状況調査後、懇親会で地域経済について意見交換を行った、⑥C 5-16は、田川建設労働組合研修懇談会会費であり、研修会で景気、雇用、経済について調査後、懇親会では賃金と雇用条件について意見交換を行った、⑦C 5-18は、藤島退職議員懇話会懇親会会費であり、懇話会で地域の行政課題等について調査後、懇親会では障がい者福祉、特養、グループホームなどの意見交換を行った、⑧C 5-19は、田川建設労働組合定期総会参加代金であり、景気、雇用等の調査を行った後、懇親会では、雇用最低賃金、ハウスメーカーの進出、地元企業の振興について意見交換を行った、⑨C 5-20は、山形県板金工業鶴岡支部総会会費であり、景気、雇用等の調査を行った後、懇親会では山形県の住宅リフォーム事業について意見交換を行った、と説明する（乙187、190、191、195、196、200、202～204、924）。

上記会費の支出は、いずれも、意見交換や調査後の懇親会の会費の実費

負担の趣旨と考えられる、C 5-6・7・11は、祭り、記念祝賀会、花火大会であるから、これに引き続く懇親会が意見交換目的とは考えられない。上記の懇親会は、いずれも、挨拶や飲食を主目的とするものという他ない。また、C 5-3・12・16・18～20は、いずれも、懇親会の前に政務調査活動としての意見交換会等が開かれているが、意見交換会への出席による政務調査活動と出費が切り離せない関係にあったことについての説明はない。そうすると、これらの会は飲食を主目的とするものとうべきであり、その席上、前記の説明の程度の意見交換がされたとしても、これを政務調査活動というべきでない。上記支出は、いずれも本件手引4(3)イに該当する（違法分類3b）から、本件使途基準等に適合しない。

#### エ C 5-10・15・17・22

上記支出は、いずれも、連合山形鶴岡田川地域協議会主催の「協力政党、団体役員、県市町村議員との懇談会」の懇親会費である。

この点につき、前記議員は、①C 5-10は、都市計画及びまちづくりについての意見交換をした、②C 5-15は、地域の雇用と経済活性化についての意見交換をした、③C 5-17は、課題研修と地域協議会との意見交換をした、④C 5-22は、新規事業や重点事業についての意見交換をしたと説明する（乙194、199、201、206、924）。

上記の会は、会費の額から見て、飲食が提供される会であったと推測できる。そして、連合が開催した上記の懇談会が意見交換を目的とするものであったことについての具体的な説明はないから、上記の会は、連合が、協力政党、団体役員、県市町村議員との関係を深めるために開催した懇親会と考えられる。そうすると、これらの会は飲食を主目的とするものとうべきであり、その席上、前記の説明の程度の意見交換がされたとしても、これを政務調査活動というべきでない。上記支出は、いずれも本件手引4(3)イに該当するから、本件使途基準等に適合しない。

オ C 5-21

上記支出は、新酒試飲会の会費である。

この点につき、前記議員は、旧藤島町が醸造依頼し、地域振興事業展開している酒づくり委員会による試飲会の出席費であり、祝辞のほか、新米づくり、地域づくりを調査したと説明する（乙205、924）。

上記会は、新酒の試飲会として開催されているから、会費が酒食を提供し、旧藤島町の新酒の紹介をする会の実費負担の趣旨であることは明らかである。したがって、試飲会に参加するためには、実費負担が不可欠といえるところ、議員が地域振興施策の基礎知識として、地元の酒造りの実態を知ることは有益といえるから、これを意見交換を伴わない会合ということはできない。上記支出は、本件使途基準に適合する。

#### 【C 5-4・9・13・14】

上記支出は、各種団体加入のための年会費である。

この点につき、前記議員は、①C 5-4は、日本空手協会山形県本部の会費であり、各事業を通じ、青少年健全育成に係る協議、精査をした、②C 5-9は、藤島町山野草愛好会の会費であり、総会で草木塔の建立を通じた環境課題について協議、事業、収支決算の報告審議をした、③C 5-13は藤島・名寄交流友の会の会費であり、総会で祝辞を述べ、懇親会で意見交換を行った、④C 5-14は、山形県日中友好協会の年会費であり、総会で前年度実績と終始決算の報告、今年度の事業計画と予算審議をした、と説明する。

本件手引4(3)ア、ウは、個人の立場で加入している団体に対する会費や、団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合の年会費について、政務調査費に充当するのに適さないと定める（別紙3の4）。

これは、団体への会費や寄付金などに関しては、当該団体の目的や活動内容、議員の参加状況などに照らして、議員がその団体に所属することが議員活動の基礎となる調査研究に資することを踏まえ、その活動内容と議員活動

との関連性を判断要素として定めるものといえる。そして、その関連性については、既に説示のとおり、県の事務及び地方業財政との関係が一般的、抽象的に肯定できるかどうかによって判断するのが妥当である。

この観点から見ると、C 5-4 はスポーツを通じた青少年の健全育成に寄与するもの、C 5-9 は地域の自然保護を通じて環境問題に寄与するもの、C 5-13 は姉妹都市との友好関係の維持・発展に寄与するもの、C 5-14 は国際交流を通じて、友好関係等を県の事務に広く還元することができるものといえるから、いずれも、本件使途基準の調査研究費の要件に該当するといえる。その支出は本件手引4(3)ア、ウには該当しない。したがって、その支出は本件使途基準等に適合する。

(6) 加賀正和議員 (C 6-1 ~ 18)

【C 6-1・2・9・10・12】

上記各支出は、記念式典、歓迎会、祝賀会の参加費である。

この点につき、前記議員は、①C 6-1 は、水稻品種さわのはな生誕50周年記念式典会費であり、講演後の懇親会において、幻の米のブランド化、地域おこしについて意見交換をした、②C 6-2 は、自衛隊第6師団長歓迎の夕べ参加費であり、第6師団の山形県や東北地方での任務・役割について意見交換をした、③C 6-9 は、瑞宝双光賞受賞者の受賞祝賀会参加費であり、防火・予防・消防、地域と消防団の関わりなどについて意見交換をした、④C 6-10 は、大高根記念山形農業賞・全国土地改良事業団体連合会長賞受賞記念祝賀会会費であり、今後の農業振興や農業関係者が望む施策について意見交換をした、⑤C 6-12 は、尾花沢青年会議所1月通常総会祝賀会参加費であり、事業展開や人材育成について意見交換をした、と説明する  
(乙507、508、515、516、518、932)。

以上のとおり、上記会費の支出は、いずれも、記念式典、歓迎会、祝賀会の参加費であるが、その会費から見ても、これらの会は酒類の提供を伴うも

のであったと解されるから、飲食を主目的とする会といえる。そうすると、その席上、前記議員の説明内容程度の意見交換がされたとしても、これに政務調査活動としての実態があったとは認め難い。上記支出は、本件手引4(3)イ（違法分類3b）に該当するものであり、本件使途基準等に適合しない。

5 【C 6-3～6】

上記各支出は、みやぎ尾花沢会の総会の懇親会費（C 6-3）・宿泊費・交通費（C 6-4～6）である。

この点につき、前記議員は、みやぎ尾花沢会は仙山交流、経済・観光を通じた尾花沢支援をする会であるが、総会では事業報告・事業計画・尾花沢の現状報告がされ、懇親会では、交通アクセス課題や仙台圏での観光PRの意見交換がされた、前記議員は、総会参加のため、11月5日～6日にかけて仙台市内で宿泊し、上記支出をしたと説明する（乙509～512、932）。

上記のみやぎ尾花沢会の活動内容に照らすと、同会は一般的、抽象的にみて、尾花沢地域の経済・観光発展に資する可能性がある活動をする会であるといえるから、総会に出席し、前記の意見交換をするための費用を政務調査費から支出することは議員の裁量の範囲として許容される。他方、総会後の懇親会は、名称や参加費からみて酒食の提供を伴う会であると推測できるが、懇親会が意見交換目的の会であることを認めるに足りる証拠はないし、前記議員が前記の程度の意見交換をしたからといって、これが実質的な意見交換であったと認めるには足りない。

そうすると、総会出席のための支出（C 6-4～6）については、本件手引4(2)エ、同(3)アの私的活動や個人の立場で加入している団体に対する会費ではなく、県の事務及び地方行財政に関する政務調査活動として会議費からの支出が許容されるといえるから、同支出は本件使途基準等に適合する。

これに対し、懇親会費（C 6-3）の支出は、飲食を主目的とする懇談会の会費というべきであるから、本件手引3(3)イに反する（違法分類b）。同

支出は、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 6-7・16・17】

上記各支出は、ワインや日本酒試飲イベントの参加費又は交通費である。

上記の点につき、前記議員は、①C 6-7は、尾花沢ITもの作り研究会が銀山温泉で誘客を目的として開催した「ボージョレーヌーボー解禁日に乾杯」参加費であり、前記議員は異業種による地域振興と観光振興策についての検討を視察目的として参加した、②C 7-16・17は、山形新酒クラブ主催の山形県産酒の試飲会に参加した際の交通費（往復のタクシ一代）であり、現状をつぶさに把握し、蔵元や販売店から県産酒の評価等について意見交換を行った、と説明する（乙512、513の1・2、522、523、932）。

15

上記会は、新酒の試飲会として開催されているが、①は銀山温泉の誘客目的のイベント、②は山形県産酒の試飲会であるから、県議会議員が現地視察をし、その様子を知ることは、県議員として観光業や酒造業の発展を検討するのに資する面があるといえる。そして、これらのイベントは、イベント 자체が酒食を伴う会であり、これに参加すること自体が政務調査活動となるのであるから、政務調査活動と出費（交通費を含む。）が切り離せない関係にあることも明らかである。

20

そうすると、上記各支出を、私的活動や、意見交換を伴わない会合への参加費であるということはできない。上記支出は、本件使途基準等に適合する。

#### 【C 6-8・18】

上記各支出は、尾花沢青年会議所OB会の定例会参加費用である。

25

上記の点につき、前記議員は、①C 6-8は、OB会秋期例会の参加費であり、少子高齢化と過疎地域の人口減少の中での地域づくりについて意見交換をした、②C 6-18は、OB会通常総会の参加費であり、行政と民間団体の連携による地域活性化について意見交換を行ったと説明する（乙514、

524、932)。

しかし、上記の会費から見ると、酒食の提供がされる会であったと推測できるところ、これが意見交換を目的とする会であったことや、例会、総会参加と出費が不可分の関係にあることについての説明はされていないから、これは飲食を主目的とする会といえる。したがって、その席上、上記のような会話がされたとしても、これが実質的な政務調査活動に当たるとはいえない。上記各支出は、本件手引4(3)イに反するもので（違法分類3b）、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 6-11・13~15】

10 上記各支出は、新春を祝う各種行事への参加費（C 6-11・13）又は  
交 通費（C 6-14・15）である。

15

20

上記の点につき、前記議員は、①C 6-11は、ふるさと振興推進事業実行委員会が主催する平成23年「新春を語る会」懇談会の会費であり、同懇談会では、地元企業の社長の講演があり、尾花沢市常磐地区の各種団体の活動報告や今度の抱負を語り合い、意見交換をした、②C 6-13は、宮沢地区新春を語る会の参加費であり、宮沢地区振興連絡協議会を中心とした地域おこし、地域自治などについて意見交換した、③C 6-14は、大石田まつりを10倍楽しくする会の新年会に参加した際の交通費であり、同新年会では、大石田まつり・維新祭の次回開催に向けた内容の検討や実施体制について話し合いをし、北村山地区の夏祭りを地域観光や活性化の柱にするための意見交換をした、④C 6-15は、大石田町四日町さくら会の新年会に参加した際の交通費であり、新年会では、地域内の雪対策などについて意見交換をした、と説明する（乙517、519~521、932）。

25

上記会は、いずれも新年会の参加費又は交通費であるが、その会費からみて、酒類の提供を伴う懇親会の実費負担の趣旨といえる。また、これらの会が意見交換を目的としていたことについての具体的な説明はない。そうする

と、これらの会は、その名称からしても、新年の顔合わせが主目的の会とい  
うべきであるから、前記議員の説明のような意見交換がされたことや、中には地元企業経営者の講演があったものも含まれていることを考慮しても、これが政務調査活動といえるものではない。上記支出は、本件手引4(3)イに反するもので（違法分類3b）、本件使途基準等に適合しない。

5 (7) 森谷仙一郎議員（C 7-1～6.1）

【C 7-1・11・60・61】

上記各支出は、各スポーツ協会・連盟の総会・懇親会会費及び交通費である。

10 上記の点につき、前記議員は、①C 7-1は、天童市パークゴルフ協会の懇親会を含む総会の会費であり、総会で祝辞を述べ、懇親会ではパークゴルフ場の整備や高齢者の生きがい対策などについて意見交換をした、②C 7-11は、天童市バスケット協会の懇親会を含む総会の会費であり、総会で祝辞を述べ、懇親会ではバスケットボールの振興策やスポーツ全般の振興策等について意見交換をした、③C 7-60・11は、天童市ミニバスケット連盟の懇親会費及び交通費であり、挨拶を述べたほか、バスケットボール振興やスポーツ少年団の現状や課題等について意見交換をしたと説明する（乙207、217、266、267、925）。

20 上記の会費及び懇親会費は、その額からみて酒食を伴う会の実費負担の趣旨といえるが、これが意見交換等を目的とする会であったことについての具体的な説明はされていないし、酒食を伴う懇親の場で上記のような会話がされたとしても、これが実質的な政務調査活動に当たるとはいえない。また、交通費は運転代行費であるから、政務調査活動とはいえない懇親会に付随するものである。上記各支出は、本件手引4(3)イに反するもので（違法分類3b）、本件使途基準等に適合しない。

26 【C 7-2・6・7・9・10】

上記各支出は、各協会等の懇親会を伴う総会の会費である。

上記の点につき、前記議員は、①C 7-2は、山形県理容生活衛生同業組合天童支部総会の会費であり、祝辞を述べたほか、総会後の懇親会で低価格・チェーン店の増加に伴う経営への影響等について意見交換を行った、②C 7-6は、防犯協会山口支部総会の会費であり、祝辞を述べたほか、総会後の懇親会において、路街灯の状況や農産物の盗難問題等について意見交換をした、③C 7-7は、平成22年度天童農協総代会の後に行われた川原子四区意見交換会の会費であり、各農家の稻作や果樹栽培の現状と課題、支援策等について意見交換をした、④C 7-9は、山形県宅地建物取引業協会天童支部総会の会費であり、祝辞を述べたほか、総会後の懇親会で県内・市内の宅地の取引状況や空き家の状況等について意見交換をした、⑤C 7-10は、天童東村山鍼灸マッサージ師会総会の会費であり、祝辞を述べたほか、総会後の懇親会で簡易なマッサージ等の増加問題や障がい者対策について意見交換をした、と説明する（乙208、212、213、215、216、925）。

上記の会費及び懇親会費は、その支出額からみて酒食を伴う会の実費負担の趣旨といえるが、総会後の懇親会が意見交換等を目的とする会であったことについての具体的な説明はされていない。また、酒食を伴う懇親の場で上記のような会話がされたとしても、これが実質的な政務調査活動に当たるとはいえない。上記支出は、本件手引4(3)イに反するもので（違法分類3b）、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 7-3～5・16・26・27・29～32・35・45・46】

上記の各支出は、祝賀会、歓送迎会、誕生会の会費及び交通費である。

上記の点につき、前記議員は、①C 7-3は、川原子農道整備竣工祝賀会の会費であり、祝辞を述べたほか、施工完了した農道の利活用や問題点について意見交換した、②C 7-4は、市立山口公民会事務長・主事歓送迎会の

会費であり、挨拶を述べたほか、地域の問題点と課題、社会教育の振興策等について意見交換した、③C 7-5は、山口地区区長会・環境衛生委員歓送迎会の会費であり、挨拶を述べたほか、各自治組織の問題点と課題、地域の活性化策等について意見交換した、④C 7-16は、山口地域に関する書籍出版記念祝賀会の会費であり、祝辞を述べたほか、出版の経緯や苦労話を聞き、地域文化財の保存のあり方や文化の継承について意見交換した、⑤C 7-26・27は、天童地区交通安全協会会长等を歴任した人物の旭日双光賞受賞祝賀会の会費及び交通費であり、交通安全活動について意見交換した、⑥C 7-29・30は、日本将棋連盟の受賞祝賀会の会費及び交通費であり、将棋の普及策、将棋による地域産業振興策、地域の活性化について意見交換した、⑦C 7-31・32は、天童市の観光振興の貢献者の旭日双光賞受賞祝賀会の会費及び交通費であり、天童市や県内の観光振興策について意見交換した、⑧C 7-35は、天童青年会議所創立40周年記念祝賀会の会費であり、青年会議所の運営の現状と課題、天童市発展の課題等について意見交換した、⑨C 7-45・46は、天童高校創立90周年記念祝賀会等の懇親会費及び交通費であり、祝辞を述べ、県内高校の教育状況の調査を行ったほか、懇親会では県内高校の教育の在り方や公教育の保護者の負担額について意見交換した、と説明する（乙209～211、222、232、233、235～238、241、251、252、925）。

以上のとおり、上記会費の支出は、いずれも、記念式典、歓迎会、祝賀会の参加費であるが、その開催名称から見ると、いずれも挨拶や会食を主目的とするものという他ない。また、その名称や会費の額からみて、これらの会は酒類の提供を伴うものであったと解されるところ、懇親会が意見交換を目的として開催されたことについての具体的な説明はなく、意見交換に関する前記議員の説明も前記の程度にとどまっている。そうすると、これらは飲食を主目的とするもので、前記の程度の意見交換をもって政務調査活動という

ことはできないから、その支出は本件手引4(3)イに反する（違法分類3b）。

また、交通費はいずれも運転代行費であるから、政務調査活動とはいえない懇親会に付随するものである。したがって、上記支出はいずれも本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 7-8・12・13・17・18・23・24・36・37】

上記各支出は、自衛隊関係の歓迎会・総会等の会費及び交通費である。

上記の点につき、前記議員は、①C 7-8は、駐屯司令の歓迎会費であり、日本の防衛や県内での災害発生時の対応等について意見交換した、②C 7-12・13は、隊友会天童支部定期総会の会費及び交通費であり、総会後の懇親会では日本の防衛の在り方や災害発生時の自衛隊と県の連携について意見交換をした、③C 7-17・18は、平成22年度山形県隊友会意見交換会の会費及び交通費であり、意見交換会後の懇親会では、②と同様の意見交換をした、④C 7-23・24は、第6師団長を囲む夕べの会費及び交通費であり、②と同様の意見交換をした、⑤C 7-36・37は、第6師団長歓迎の夕べの会費及び交通費であり、②と同様の意見交換をした、と説明する（乙214、218、219、223、224、229、230、242、243、925）。

以上のとおり、上記会費の支出は、いずれも、自衛隊関係者の歓送迎会、自衛隊員を囲む夕べ、総会後の懇親会費であるが、その開催名称から見ると、いずれも挨拶や会食を主目的とするものという他ない。また、会費の額からみて、これは酒類の提供を伴う懇親会の実費負担の趣旨といえるが、歓送迎会、囲む夕べ、意見交換会等の後の懇親会が意見交換を目的として開催されたとは考えにくく、意見交換に関する前記議員の説明も前記の程度にとどまっている。そうすると、前記議員の説明内容程度の意見交換がされたとしても、これらは飲食を主目的とするもので、本件手引4(3)イに反する（違法分類3b）。また、交通費はいずれも運転代行費であるから、政務調査活動と

はいえない懇親会に付隨するものである。したがって、上記支出はいずれも本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 7-14・15・38・39・57】

上記各支出は、市政報告会総会又は市議会議員後援会総会の会費及び交通費である。

上記の点につき、前記議員は、①C 7-14・15は、鈴木市議の市政報告会の会費及び交通費であり、総会後の懇親会では、天童市の道路拡幅等の課題や県道除雪の課題について意見交換をした、②C 7-38・39は、同市議の市政報告会の会費及び交通費であり、総会後の懇親会では、天童市や県政の課題、北本町地内の県道拡幅事業の要望等について意見交換をした、③C 7-57は、天童市議会議員の後援会総会に参加した際の会費であり、総会後の懇親会では、県道拡幅等の課題について意見交換をしたと説明する（乙220、221、244、245、263、925）。

以上のとおり、上記の各支出は、市議の市政報告会又は市議講演会総会と、その後開催された懇親会に出席するための費用である。その支出額から見て、会費は、酒食を伴う懇親会の実費負担の趣旨といえるが、報告会参加のために出費が不可欠であったことや、報告会後の懇親会が意見交換を目的として開催されたことについての具体的な説明はない。また、懇親会で行われたという意見交換についての前記議員の説明も前記の程度にとどまっている。そうすると、懇親会は飲食を主目的とするもので、仮に意見交換があったとしても、これを政務調査活動というべきではないから、その支出は本件手引4(3)イに反する（違法分類3b）。また、交通費はいずれも運転代行費であるから、政務調査活動とはいえない懇親会に付隨するものである。したがって、上記支出はいずれも本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 7-19～22】

上記各支出は、県内高校の保護者会又は市内在住県職員との懇談会会費及

び交通費である。

上記の点につき、前記議員は、①C 7-19・20は、日大山形高校の天童地区保護者会の懇親会費及び交通費であり、保護者会後の懇親会では、通学の実態や私学助成の在り方について意見交換をした、②C 7-21・22は、市内在住県職員と天童市職員との懇談会会費及び交通費であり、天童市における行政課題や市の行政課題について意見交換をした、と説明する（乙225～228、925）。

以上のとおり、上記の各支出は、保護者会とこれに伴う懇親会に出席するための費用又は市職員等との懇親会に出席するための費用である。その支出額から見て、これは酒食を伴う懇親会の実費負担の趣旨といえるが、これらの懇親会が意見交換を目的として開催されたことや、保護者会や懇談会参加と出費が切り離せない関係にあったことについての具体的な説明はない。また、懇親会で行われたという意見交換についての前記議員の説明も前記の程度にとどまっている。そうすると、懇親会は飲食を主目的とするもので、仮に意見交換があったとしても、これを政務調査活動というべきではないから、その支出は本件手引4(3)イに反する（違法分類3b）。また、交通費はいずれも運転代行費であるから、政務調査活動とはいえない懇親会に付随するものである。したがって、上記各支出はいずれも本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 7-25・44】

上記各支出は、県設置の乱川河川公園の管理を行うふるさとSPR会の研修会費又は総会費である。

上記の点につき、前記議員は、①C 7-25は、河川管理の状況についての研修会の会費であり、研修会後の懇親会では、河川公園の管理の在り方や草刈りの費用問題について意見交換をした、②C 7-44は、総会の会費であり、総会後の懇親会では、①と同様の意見交換をした、と説明する（乙231、250、925）。

以上のとおり、上記各支出は、県内の河川管理に関する団体の研修会や総会参加のための費用である。これは、支出額からみて、酒食を伴う懇親会の実費負担の趣旨であるといえるが、これらの懇親会が意見交換を目的として開催されたことや、研修会や総会参加と出費が切り離せない関係にあったことについての具体的な説明はない。また、懇親会で行われたという意見交換についての前記議員の説明も前記の程度にとどまっている。そうすると、懇親会は飲食を主目的とするもので、仮に意見交換があったとしても、これを政務調査活動というべきではないから、その支出は本件手引4(3)イに反する（違法分類3.b）。したがって、上記各支出はいずれも本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 7-28・33・34・47・48】

上記各支出は、町内会主催の懇談会、地元住民の協議会、山口地区の青壮年会の大会又は区長会の懇談会の会費及び交通費である。

上記の点につき、前記議員は、①C 7-28は、町内会主催の地域振興懇談会の会費であり、地域のソフト面での振興策、道路整備等のハード面での振興策等について意見交換をした、②C 7-33・34は、北本町・久野本旧13号線拡張推進協議会の会費及び交通費であり、協議会後の懇親会では、拡張整備事業に関する心配事や要望等の意見交換をした、③C 7-47は、第34回山口地区青壮年会パークゴルフ大会の参加費であり、ゴルフ場の整備要望や地域の課題、地域の振興策等について意見交換をした、④C 7-48は、山口地区区長会懇親会会費であり、懇親会で挨拶を述べ、それぞれの自治組織の問題点や、地域の活性化策について意見交換した、と説明する（乙234、239、240、253、254、925）。

以上のとおり、上記の各支出は、地域住民や団体等の主催する懇談会、協議会、大会への出席費及び交通費である。これは、支出額からみて、酒食を伴う懇親会や大会の実費負担の趣旨であるといえるが、これらの会が意見交

換を目的として開催されたことや、懇談会、協議会、大会への参加と出費が切り離せない関係にあったことについての具体的な説明はない。また、懇親会や大会で行われたという意見交換についての前記議員の説明も前記の程度にとどまっている。そうすると、これらは飲食を主目的とするもので、仮に意見交換があったとしても、これを政務調査活動というべきではないから、その支出は本件手引4(3)イ」に反する（違法分類3 b）。したがって、上記各支出はいずれも本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 7-4 0・4 1】

上記各支出は、野口勲誕生会の会費及び交通費である。

この点につき、前記議員は、案内に石原都知事の講演があることから参加することとし、日本の政治、地方分権の推進等についての講演を聴講し、参考となつたと説明する（乙246の1、925）。

上記各支出は、野口勲氏の誕生日を祝う会の会費であるが、乙246の2によれば、案内状には石原都知事の記念聴講が予定されていることが記載され、会費6000円がかかることが記載されているのであるから、講演聴講のために出費が不可欠であるといえる。そうすると、祝う会において酒食が提供されたことが合理的に推測できるとしても、その参加は政務調査活動と切り離せない関係にあるといえる。

したがって、上記各支出につき、私的活動、個人の立場で加入している団体の会費、政務調査目的とは評価できない参加費ということはできず、いずれも本件使途基準等に適合する。

#### 【C 7-4 2・4 3】

上記各支出は、シンポジウムに参加した際の交通費及び湖底祭りの懇親会費である。

上記の点につき、前記議員は、①C 7-4 2は、プレ天童温泉開湯100周年シンポジウムに出席した際の交通費（運転代行費）であり、同シンポジ

ウムでは、天童温泉の現状分析とこれからについての記念講演等が行われ、引き続いて行われた創作料理試食会と懇親会で、天童の魅力づくりや地元食の重要性、県全体の観光産業発展策について意見交換をした、②C 7-4 3は、留山川ダム湖底祭りの懇親会費であり、祭りで挨拶を述べ、懇親会において、ダム周辺の整備要望、ダムを利用した地域の活性化策について意見交換をした、と説明する（乙248の1・2、925）。

上記①の支出は、シンポジウム出席後の運転代行費用である。同シンポジウムは、地元の観光振興に係るシンポジウムであるから、その参加は政務調査活動の一環といえるところ、同シンポジウムは、天童温泉の魅力を考えるために、現状分析の記念講演と、天童の魅力づくりのシンポジウムで構成される第1部と、天童の魅力を具体的に参加者に伝えるための地産地消による新作・名物料理試食会の第2部の構成となっていたのであるから（乙248の2）、一体となって、天童の魅力づくりに関する調査対象となるということができる。そうすると、第2部で飲酒したために運転代行が必要となつたとしても、これは政務調査活動の一環といえる。これを私的活動ということはできず、その支出は本件使途基準等に適合する。

これに対し、上記②の支出は、支出額からみて、酒食を伴う懇親会であるといえ、かつ、祭りの後の懇親会という性質からみて、飲食や懇親を主目的とすることが明らかといえる。また、湖底祭りへの参加と出費が切り離せない関係にあつたことについての具体的説明はなく、懇親会や大会で行われたという意見交換についての前記議員の説明も前記の程度にとどまっている。そうすると、これらは飲食を主目的とするもので、仮に意見交換があったとしても、これを政務調査活動というべきではないから、その支出は本件手引4(3)イに反する（違法分類3 b）。

したがって、C 7-4 2は本件使途基準等に適合するが、C 7-4 3は本件使途基準等に適合しない。

【C 7-4 9～5 6、5 8・5 9】

上記各支出は、賀詞交換会、新年会、新春祝賀会、新年交換会の参加費及び交通費である。

上記の点につき、前記議員は、①C 7-4 9・5 0は、天童商工会議所の賀詞交換会の負担金及び交通費であり、天童市のまちづくり、県政全般、とりわけ温泉街・観光産業の活性化策や県道整備等について意見交換をした、②C 7-5 1・5 2は、天童青年会議所OB・会員合同新年会の会費及び交通費であり、天童市のまちづくり、県政全般、特に商工業の活性化策、球技大会、ボランティア事業等について意見交換をした、③C 7-5 3は、山形県宅地宅建取引業協会天童支部新年会の会費であり、宅地建物取引業の現状や課題、県内・市内の宅地の取引状況や空き家の増加状況等について意見交換をした、④C 7-5 4は、天童市シルバー人材センターの新春祝賀会の会費であり、同センター運営の現状と課題、特に受託の仕事内容や高齢者の生きがい対策について意見交換をした、⑤C 7-5 5・5 6は、隊友会天童支部の新年会の会費及び交通費であり、隊友会の自衛隊へのバックアップの現状と課題、日本の防衛の在り方、災害発生時の県と自衛隊の連携の在り方等について意見交換をした、⑥C 7-5 8・5 9は、山形県保鍼会の新年交換会費であり、鍼灸の普及振興、関連する諸制度、保険取扱の環境改善について意見交換をした、と説明する（乙255～262、264、265、925）。

上記会は、いずれも新年会の類の会合の参加費又は交通費であるが、その会費からみて、酒類の提供を伴う懇親会の実費負担の趣旨といえる。そうすると、これらの会は、前記議員の説明のような意見交換がされたことを考慮しても、いずれも新年の顔合わせが主目的の会合というべきである。上記支出は、本件手引4(3)イに反するもので（違法分類3 b）、本件使途基準等に適合しない。

(8) 鈴木孝議員 (C 8-1 ~ 24)

【C 8-1 ~ 3】

上記各支出は、外国人参政権反対一万人集会・全国地方議員緊急決起集会に参加するための交通費及び宿泊費である。

前記議員は、上記の点につき、山形県議会も国に反対意見を提出していた事項に関する全国集会に参加するための交通費及び宿泊費であり、主催者、各党、各界の考え方を調査したと説明する (乙 268 ~ 270、947)。

上記各支出は、外国人地方参政権付与に反対する集会への参加費であるが、山形県議会が、平成22年通常国会に提出予定であった外国人地方参政権法案に反対する意見書決議を採択していたことは公知の事実であるから、同時期、前記議員が反対集会に参加し、各関係者から意見を聴取したことは県の事務に関し議員が行う調査研究といえる。これが本件手引4(2)エの私的活動(違法分類2b)や、同4(3)の政務調査費を充当するのに適さない会費等(違法分類4c)に当たるとはいえない。上記支出は、本件使途基準等に適合する。

【C 8-4・6・13・14・23・24】

上記各支出は、いずれも商工会等の総会、意見交換会、大会、理事会、懇親会の会費である。

この点につき、前記議員は、①C 8-4は、山辺町商工会青年部の総会会費であり、商店街活性化のため町商工会活動との関わり、婚活等の独自活動内容を調査、意見交換した、②C 8-6は、山辺町商工会総代会の会費であり、各専門部における事業計画や課題の報告や意見交換をした、③C 8-13は、山辺町町おこし部会が開催した山辺町星降るロード事業意見交換会の会費であり、町内の幼稚園児や小学生と七夕祭りを行っている会の思いや事業内容等について意見交換をした、④C 8-14は、平成22年度山辺町機械金属工業会総会負担金であり、各企業の受注状況や、雇用調整金の申請状

況等の調査をし、受注、景気見通し、業界動向等について意見交換をした。

⑤C 8-23は、山辺まちづくり懇談会会費であり、業界からの行政に対する要望、課題等調査、意見交換をした、⑦C 8-24は、山辺町商工理事会会費であり、商工会の活動計画や行政への提言内容等、調査、意見交換をした、と説明する（乙271、273、280、281、290、291、947）。

10

上記の各支出は、いずれもその支出額からみて酒食を伴う会の実費負担の趣旨といえるが、上記の会が意見交換等を目的とする会であったことについての具体的な説明はなく、また、総会、意見交換会、大会等への出席と出費が切り離せない関係にあったことについての具体的な説明もない。そうすると、懇親会の席上、前記のような意見交換がされたとしても、これが実質的な政務調査活動に当たるとはいえない。上記支出は、本件手引4(3)イに反するもので（違法分類3b）、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 8-5】

15

上記各支出は、山辺町ロータリー創立40周年登録料（参加費）である。この点につき、前記議員は、議員となってから、社会奉仕活動を通じ街の発展に貢献する会の活動内容を調査するため、会員となったもので、町の今後の在り方や活性化のために参加したと説明する（乙272、947）。

20

上記の支出は、支出名称が創立40周年登録料（参加費）であるから、創立記念行事への参加費であって、これが意見交換目的の会でないことは明らかである。また、その額に照らすと、会費は酒食を伴う会の実費負担の趣旨といえる。そうすると、その場において社会奉仕活動について意見交換がされたとしても、これが実質的な政務調査活動に当たるとはいえない。上記支出は、本件手引4(3)イに反するもので（違法分類3b）、本件使途基準等に適合しない。

25

#### 【C 8-7～10・12・17】

上記各支出は、各団体の年会費、負担金又は会の懇親会費である。

この点につき、前記議員は、①C 8-7は、平成22年度山辺町観光協会個人会員会費であるが、交流人口拡大、町活性化が重要課題であり、街の観光発展の意見交換のため加入した、②C 8-8・9は、平成22年度山辺町・日立市交流協会年会費と懇親会の会費及び懇親会費であり、姉妹都市の日立市との産業、文化、教育等の交流の在り方や内容について意見交換をするために加入し、意見交換会である懇親会に参加した、③C 8-10は、安達峰一郎博士顕彰会年会費と書簡集発刊特別事業負担金であり、山辺町出身の常設国際司法裁判所所長である安達峰一郎の活動を通じて人材育成に役立てるため参加した、④C 8-12は、山形県日中友好協会第30年度会費であり、中国の社会情勢、協会の活動等情報交換を行う目的で加入した、⑤1月24日の支出は、日本機械学会2011年会費であり、日本の経済発展を牽引してきた機械技術の源である機械学会の会員となり、産業振興等の参考とするために加入した、と説明する（乙274～277、279の1・2、284、947）。

既に説示のとおり、団体への会費や寄付金などに関しては、当該団体の活動内容と議員活動との関連性を、県の事務及び地方業財政との関係が一般的、抽象的に肯定できるかどうかによって判断するのが妥当である。

この観点から見ると、①は町の観光発展に関する情報を得るためのもの、②は姉妹都市との交流を通じて産業、文化、教育等の在り方を検討するためのもの、③は地元出身の偉人の活動を通じ、人材育成に関する知識を得るためのもの、④は国際交流を通じて、友好関係等を県の事務に広く還元することができるもの、⑤は町の産業振興策を検討するための情報を得るためのものという説明がされているから、いずれも、本件手引4(3)ア、ウには該当しないといえる。そして、これらは、いずれも本件使途基準が定める県の事務に関し議員が行う調査研究の一環といえるから、その支出は本件使途基準等

に適合する。

#### 【C 8-11・15・18~22】

上記各支出は、祝賀会、新春名刺交換会、新年会、記念式典の会費等である。

この点につき、前記議員は、①C 8-11は、根岸吉太郎教授紫綬褒章受賞を祝う会会費であり、受賞に関する功績の話し合いをし、東北芸術工科大学における教育の在り方等について意見交換をした、②C 8-15は、消防団の東南村山支部操法大会祝勝と県美展県展賞受賞祝賀会費であり、山間地域の活性化状況調査と意見交換をした、③C 8-18は、平成23年度中山町新春名刺交換会会費であり、中山町の新年度町政執行に対する方針、考え方等各種要望を調査し、意見交換をした、④C 8-19は、山辺青年会議所新年会の会費であり、地域商業の振興、活性化に対する青年部の事業活動、研修内容等、活動内容調査と意見交換をした、⑤C 8-20は、山辺ニット同業会新年会負担金であり、地場産業であるニット業界の振興活性化を目的とした商品開発等、事業計画の調査と意見交換をした、⑥C 8-21は、山形大学都市地域学研究所10周年記念式典参加費であり、安達峰一郎博士公開講座の実施や顕彰を行う研究所の研究内容の調査と意見交換をした、⑦C 8-22は、遠藤利明中山町後援会新春の集い参加費であり、地域における道路河川等のインフラ整備や交通安全対策、県野球場の活性化や整備について意見交換をした、と説明する（乙278、282、285~289、947）。

上記各支出は、いずれも会の名称から見て、主たる目的が顔合わせや祝賀にあることが明らかである。特に、上記①、②、④~⑥は酒食の提供を伴う会合と推測できる。また、③、⑦は酒類の提供がなかったとしても、名刺交換や国會議員の後援会の新春会合であるから、簡単な挨拶や決起のための会合の色彩を帯びた会であることが明らかであって、実質的な意見交換を目的

とした会であるとは考えにくい。前記議員は、上記①～⑦の調査や意見交換をしたと説明するが、上記のような会で、前記の程度の意見交換がされたとしても、これが実質的な意見交換であったと認めるには足りない。その支出は、いずれも本件手引4(3)イ（違法分類3b）に該当するもので、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 8-1 6】

上記支出は、山辺町商工業者大会の参加費である。

この点につき、前記議員は、今後の町の発展について意見交換し、種々の業者から課題、要望、活動内容等、調査・意見交換したと説明する（乙28  
10 3の1、947）。

乙283-2によれば、前記議員は、大会の来賓として招かれたものであり、大会では、ビジネスリーダー育成、町内の側溝改修、小鶴沢川の改修が提案要望として紹介され、商工部、工業部、建設部会からの意見発表がされたこと、大会後、懇親会が開催されたこと、以上の各事実が認められる。そういうすると、前記議員が大会に参加した目的について、県の事務や地方行財政との関係は一般的・抽象的に肯定できるところ、前記議員は来賓として招かれている以上、大会と懇親会を切り分けて参加することは事実上不可能であったと解される。したがって、懇親会で酒食が提供され、会費がその実費負担の趣旨であったと考えられることを考慮しても、その参加について私的活動であるとか、意見交換を伴わない会合等への参加であったということはできない。上記支出は、本件使途基準等に適合する。

#### (9) 竹田千恵子議員 (C 10-1～37)

#### 【C 10-1・2】

上記各支出は、交通費である。

この点につき、前記議員は、C 8-1～3と同じ集会参加のための交通費であり、陳情一元化、教育問題、外国人参政権について意見交換をしたと説

明する（乙525、526、943）。

上記説明を踏まえると、C8-1～3と同様に、上記各支出については、本件使途基準等に適合する。

#### 【C10-3】

上記支出は、記念行事祝賀会会食代である。

この点につき、前記議員は、4月18日の第6師団創立48周年行事・神町駐屯地54周年記念行事の祝賀会会食代であり、隊員の訓練や災害時派遣対策を知るために隊員と意見交換したと説明する（乙527、943）。

しかし、上記会の名称や会食代としての支出であることから見て、祝賀会が会食を提供して、周年記念や記念行事を行うものであることが明らかであるから、これが意見交換を目的としていたものとはいえない。そうすると、前記議員が、前記のような意見交換をしたからといって、これが実質的な意見交換であったと認めるには足りない。その支出は、いずれも本件手引4(3)イ（違法分類3b）に該当するもので、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C10-4・14・24・37】

上記各支出は、交通費（運転代行費）である。

この点につき、前記議員は、①C10-4は、高畠町建設クラブとの意見交換会に参加した際の運転代行費であり、祝辞を述べたほか、地域の災害時を含む住民の安全安心の観点から建設業の果たす役割に関し現状と課題についての意見交換をした、②C10-14は、高畠町議との意見交換会に参加した際の運転代行費であり、消防行政のあり方や財政、人口減少問題について意見交換をした、③C10-24は、青年会議所総会に参加した際の運転代行費であり、総会で祝辞を述べたほか、青年会議所の取組事業や地域おこしの下支えとしての役割調査や意識調査をしながら意見交換をした、④C10-37は、高畠青年会議所総会に参加した際の運転代行費であり、祝辞を述べたほか、総会後の懇親会で地域事業所の課題等の意見交換をしたと説

明する（乙528、538、548、561、943）。

上記支出は、いずれも運転代行費であるから、前記議員は、酒食が提供される会に参加したと考えられるところ、その席上でされた意見交換の内容は、前記のとおり抽象的なものにとどまる。前記議員が説明する意見交換等の会への参加と出費が切り離せない関係にあったことについての具体的な説明もない以上、酒食が提供される席上で前記の程度の意見交換をしたとしても、これが政務調査活動としての実質的な意見交換とは認められない。上記各支出は、本件手引4(3)イ（違法分類3b）に該当するもので、交通費を会議費として支出することは本件使途基準等に適合しない。

【C10-5・6・9～11・13・15・19・20・22・23・26】

上記各支出は、懇談会・懇親会・交流会の参加費及び交通費である。

この点につき、前記議員は、①C10-5・6は、高畠町まほろば会懇親会の会費と総会参加のための交通費であり、県のPR大使である県人会の懇親会に県や高畠の良さを発信してもらうための意見交換をした、②C10-9・10は、平成22年度屋代川河川改修促進期成同盟会総会時の懇親会会費及び総会参加のための交通費であり、住民皆参加の河川維持活動の活動状況について意見交換した、③C10-11は、平成22年度東北中央自動車道建設促進深沼地区協議会総会懇親会費であり、総会で祝辞を述べた後、総会で意見交換をした、④C10-13は、和田川期成同盟会意見交換会の会費であり、河川問題について整備の遅れや今後の進捗について意見交換した、⑥C10-15は、平成22年度高畠町観光協会の意見交換会会費であり、観光推進の状況や実態調査をした、⑦C10-19・20は、高畠町まほろば会（県人会）故郷訪問交流会の会費及び交通費であり、今後のふるさとづくり推進を図るための意見交換をした、⑧C10-22・23は、松風会30創立周年記念式典祝い金と交通費であり、特別養護老人施設の式典で入所待機者増加、事業者の運営課題等について意見交換をした、⑨C10-26



は、山形政治塾の懇親会費であり、講師の講演終了後の懇親会において、今後の政治の在り方、行政問題等について意見交換をした、と説明する（乙5  
29、530、533～535、537、539、543、544、546、  
547、550、943）。

以上のとおり、上記の各支出は、総会、懇親会、意見交換会、交流会、記念式典に参加するための費用及び交通費である。その支出額から見て、これは酒食を伴う懇親会の実費負担の趣旨といえるが、これらの会が意見交換を目的とするものであったことや、意見交換会や総会参加と出費が切り離せない関係にあったことについての具体的な説明はない。また、酒食を伴うこれらの会で行われたという意見交換の前記議員の説明も前記の程度にとどまっている。③の懇親会については、総会での意見交換のほか、懇親会で意見交換がされたことの説明もない。そうすると、これらの会は飲食を共にしながら交流を深めることや周年行事を祝うことなどを主目的とするので、意見交換があったとしても、これを政務調査活動というべきでないから、その支出は、本件手引4(3)イに反する（違法分類3b）。したがって、上記各支出はいずれも本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 10-7・8・12・16・18・21・25】

上記各支出は、各種団体の会費である。

この点につき、前記議員は、①C 10-7は、幼児教育の啓蒙活動を行うひろすけ会の会費であり、幼児教育の観点と文化意識の啓発の調査のため加入了、②C 10-8は、山形県警察官南陽地区友の会会費であり、防犯や交通安全等県警に係る事例調査のため加入了、③C 10-12は、山形県警友の会会費であり、南陽・高畠地区の取り組みや改善努力を知るほか、総会や表彰式に参加し、取り組みや報告、具体的な方策について意見交換をするため加入了、④C 10-16は、たかはた伊達の会年会費であり、町の歴史文化財を観光資源として利用するために加入了、⑤C 10-18・2

1は、日本政策研究センターの維持会費と地方議員ネットワーク会費であり、日本の状況や政界情勢を網羅して県政に繋げるため加入した、⑥C10-2  
5は、高畠青年会議所賛助会員の年会費であり、青年会議所の取組事業や地域おこしの下支えとしての役割調査や意識調査を行うため加入した、と説明する（乙531、532、536、540、549、943）。

既に説示のとおり、団体への会費や寄付金などに関しては、当該団体の活動内容と議員活動との関連性を、県の事務及び地方業財政との関係が一般的、抽象的に肯定できるかどうかによって判断するのが妥当である。

この観点から見ると、①は幼児教育に寄与するもの、②・③は防犯や交通安全等の政策に寄与するもの、④は町の観光発展に寄与するもの、⑤は県議員としての政策立案に寄与するもの、⑥は地域づくりに関する政策立案に寄与するものといえ、いずれも、本件手引4(3)ア、ウには該当しないといえる。そして、これらは、いずれも本件使途基準が定める県政に関し議員が行う調査研究の一環といえるから、その支出は本件使途基準等に適合する。

#### 【C10-17】

上記支出は、交通費である。

この点につき、前記議員は、9月17日の警察官夏期術科訓練納会出席時の交通費であり、激励挨拶をしたほか、業務状況や意識状況について意見交換したと説明する（乙541、943）。

上記支出は、納会参加のための交通費であるが、納会が意見交換を目的とするものであるとは考えにくい。前記議員が納会で激励挨拶をしていることに照らすと、その出席は警察官の士気を高めることを目的とした出席と考えるのが自然であり、挨拶目的と認めるのが相当である。そうすると、前記議員が前記の程度の意見交換をしたとしても、これを政務調査活動と認めるのは妥当でない。上記支出は、本件手引4(3)イ（違法分類3,b）に反するもので、本件使途基準等に適合しない。

### 【C 10-27～36】

上記各支出は、忘年会、祝賀会、新春顔合わせ会、新春の集いの参加費及び交通費である。

上記の点につき、前記議員は、①C 10-27・28は、町内農業従事者組織の忘年会会費及び交通費であり、直売活動の課題等、今後の農業の在り方等の意見交換をした、②C 10-29は、大日本農会緑白綬有功賞受賞者祝賀会費であり、水稻有機栽培や減農薬栽培等、今度の農業の在り方、進むべき方向性について意見交換をした、③C 10-30・31は、平成23年高畠町新春顔合わせ会会費及び交通費であり、祝辞を述べたほか、町政の進捗や県政との関わりについて意見交換をした。④C 10-32～35は、高畠町の各地区の新春顔合わせ会会費であり、祝辞を述べたほか、農業県としての地域課題、人口減少、高齢化問題について意見交換をした、⑥C 10-36は、第56回齊藤茂吉文化賞受賞祝賀会費であり、教育、文化、農業関連の今後の方向性について意見交換をした、と説明する（乙551～560、943）。

上記各支出は、いずれも会の名称から見て、主たる目的が顔合わせや祝賀にあることが明らかである。特に、上記①～③、⑥は酒食の提供を伴う会合と推測できる。また、④、⑤は、仮に酒類の提供がなかったとしても、新春の顔合わせであるから、簡単な挨拶等が主目的の会であることが明らかであって、実質的な意見交換を目的とした会であるとは考えにくい。前記議員は、上記①～⑥の調査や意見交換をしたと説明するが、上記のような会で、前記の程度の意見交換がされたとしても、これが実質的な意見交換であったと認めるには足りない。その支出は、いずれも本件手引4(3)イ（違法分類3b）に該当するもので、本件使途基準等に適合しない。

(10) 木村忠三議員 (C 12-1～61)

### 【C 12-1】

上記支出は、プロサッカーリーグの公式戦開催時の交通費である。

この点につき、前記議員は、4月17日、モンテディオ山形の公式戦開催による交通状況・駐車場の現状調査として、交差点の渋滞箇所、危険箇所、混雑時の駐車場の現状調査を行うために高速道路を利用したもので、公式戦は観戦していないと説明する（乙292、949）。

そうすると、上記の支出は、県の事務に関し議員が行う調査研究であることについての一応の説明はされているといえ、議員の裁量として上記のような調査がおよそ許されないとまではいえないから、これを私的活動というることはできない。交通費を調査研究費として政務調査費から支出することは、本件使途基準等に適合する。

【C12-2・3・9・12・16・17・29・35・36・40・50・52】

上記各支出は、いずれも謝礼の趣旨で購入された商品代金の支出である。

この点につき、前記議員は、①C12-2は、地域政党主催の政経セミナーに参加し、地域格差是正のため、北海道と山形県が連携し声を上げるべきという内容の講演を受講し、農業連携等について意見交換をした際の謝礼品購入代である、②C12-3は、山形おいしいプラザが出店している銀座で銀座職業組合理事らと今後の連携策について意見交換した際の謝礼品購入代である、③C12-9は、環境関連会社経営者と日照量減少対策や節水対策について意見交換した際の謝礼品購入代である、④C12-12は、仙台空港アクセス線と仙山線の直通運転等についての調査や意見交換をした際の謝礼品購入代である、⑤C12-16は、高速鉄道の機能強化に係る先進地視察調査における名古屋在住会社員及び兵庫県県土整備部交通政策課長との意見交換をした際の謝礼品購入代である、⑥C12-17は、⑤と同様の調査における滋賀県新駅問題対策室副参事、首席参事、北海道選出国会議員秘書との意見交換をした際の謝礼品購入代金である、⑦C12-29は、関西山

5

10

20

25

形県人会関係者と販路拡大やイベントの取組状況について意見交換等をした際の謝礼品購入代金である、⑧C12-35は、農水省の職務を請け負う会社所属課長と耕作放棄地の有効な利活用について意見聴取等をした際の謝礼品購入代金である、⑨C12-36は、森林関連に携わる環境関連会社経営者と国会議員を交え、森林保全に向けた環境対策の意見交換をした際の謝礼品購入代金である、⑩C12-40は、宮城県議会議員と県政報告の在り方、参院選後の東北の現場等や宮城県の水産業の現状について意見交換した際の謝礼品購入代金である、⑪C12-50は、設計会社経営者と県有施設建設に係る現状・課題等について意見交換した際の謝礼品購入代金である、⑫C12-52は、会社経営者と山形県の高速交通網整備、機能強化策等に係る意見交換をした際の謝礼品購入代金である、と説明する（乙293、294、300、303、307、308、320、326、327、331、341、343、949）。

上記各支出は、いずれも政務調査活動としての意見交換等に付随する支出であること自体についての説明はされているといえる。しかし、本件使途基準は、調査研究費や研修費等の支出要件として、「調査研究並びに調査委託に要する経費」「講演会等の実施に必要な経費」「各種会議に要する経費」と、政務調査活動の対象となる会議等と問題となる支出との間の関連性を要求し、当該要件が充足されていることを前提に、「謝礼等の支出」について「支出できる」としているのであるから（本件手引1(4)）、政務調査費から前記各購入代金を支出することが許容されるかも、これが当該調査と関連性があることについての具体的な説明がされていることが必要である。上記の支出の対象となつた政務調査活動の性質から見ると、社会的儀礼として謝礼の品を持参した可能性があるといえるが、物品の購入であり、私的な財産を形成する可能性もある支出であることに照らすと、議員は、単に謝礼の品を購入したというだけでは足りず、その支出が必要であり、相当なものであつ

たことを判断するに足りる具体的な事情を説明する必要があるというべきである。

この観点から見ると、前記議員の説明からは、商品の購入場所と代金が明らかになるだけで、品目は明らかでない上、謝礼品を交付した動機・趣旨の説明もない（謝礼の受領者の説明すらない支出も多い。）のであるから、社会的儀礼として許される範囲のものであるかの判断はできないという他ない。これが政務調査活動のために必要な経費であったと認めるることはできない。そうすると、当該支出は、いずれも本件手引4(2)エの私的活動（違法分類2d）に当たるか、その支出と政務調査との関連性が認められないもの（違法分類4b）に当たり、かつ、本件使途基準の調査活動費、研修費、会議費として支出することが予定されていない支出であるから、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 12-4～7】

上記各支出は、4月22日から同月24日にかけて東京出張をした際の宿泊費及び交通費である。

15  
20

この点につき、前記議員は、当該出張は、4月22日の地方の在り方を題材とする政経セミナーに参加し、懇親会で日本相撲協会理事や国会議員との意見交換をしたほか、翌日、銀座飲食業組合理事と山形食のフェアやホテル朝食での山形農産品の利用等の意見交換、及び、国会議員秘書や東京事務所職員と意見交換をした、と説明する（乙295、297、298、949）。

25

そうすると、上記の各支出については、県の事務に関し議員が行う調査研究であることについての一応の説明はされているといえるから、これを本件手引4(2)エの私的活動（違法分類2d）や、同(3)イの意見交換を伴わない会合等の参加費（違法分類3b）ということはできない。交通費を政務調査費から支出することは、本件使途基準等に適合する。

#### 【C 12-8・10・11】

上記各支出は、4月27日から同月28日にかけて東京出張をした際の宿泊費及び交通費である。

この点につき、前記議員は、当該出張は、4月27日、環境関連会社経営者と、山形県の環境対策の参考とするため、CO<sub>2</sub>削減、日照量減少対策、節水対策等について意見交換をしたほか、山形県東京事務所長とアンテナシヨップの現状を聴取し、今後の機能強化充実について調査、意見交換を行つたと説明する（乙299、301、302、949）。

そうすると、上記の各支出については、県の事務に関し議員が行う調査研究であることについての一応の説明はされているといえるから、これを本件手引4(2)エの私的活動（違法分類2d）とはいえないし、意見交換が内容不明で政務調査とは評価できない（違法分類5b）ともいえない。宿泊費を政務調査費から支出することは、本件使途基準等に適合する。

#### 【C12-13】

上記支出は、駐車料金である。

この点につき、前記議員は、5月11日の支出は、鉄道活性化対策について、宮城県土木部航空臨空地域課長、仙台交通アクセス鉄道株式会社社長、JR東日本山形支社長と、仙台空港アクセス線と仙山線の直通運転等についての調査や意見交換をした際の駐車料金であると設営する（乙304、949）。

そうすると、上記の支出については、県の事務に関し議員が行う調査研究であることについての一応の説明はされているといえるから、これを政務調査目的とは評価できない出張旅費（違法分類4c）ということはできない。駐車料金を政務調査費から支出することは、本件使途基準等に適合する。

#### 【C12-14・22・47・54】

上記各支出は、いずれも懇親会又は会場代である。

上記の点につき、前記議員は、①C12-14は、平成22年度米沢市体

育協会総懇親会会費であり、総会、懇親会で柔道、剣道等各競技関係者と現状や課題等の意見聴取を行なった、②C12-22は、学園都市推進協議会総会会費であり、総会で工学部と地域の連携、女子短期大学の4年制化について調査し、総会後の懇親会では学生の意識や短大の編入状況の現況を聴取した、③C12-47は、モンテディオ山形サンクスパーティー会費であり、地域球団を通しての地域活性化策、スポーツ振興等の課題、問題について意見交換等した、④C12-54は、異業種交流会・意見交換会の会場費であり、高速道路等、新幹線における機能強化策等、高速交通網整備の現状や課題について意見交換等をした、と説明する（乙305、313、338、345、949）。

上記の各支出は、いずれもその支出額からみて酒食を伴う会の実費負担の趣旨といえるが、上記の会が意見交換等を目的とする会であったことについての具体的な説明はない。①、②について、総会への出席と出費が切り離せない関係にあったことの具体的な説明はないし、④も異業種交流会・意見交換会というものの、その会の実態は客観的に明らかでない。上記の会は、いずれも飲食とともに懇親を深めることを主目的とする会と解される。酒食を伴う懇親の場で上記のような会話がされたとしても、これが実質的な政務調査活動に当たるとはいえない。上記支出は、本件手引4(3)イに反するもので（違法分類3b）、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C12-15・28・43・44・58】

上記各支出は、いずれも宿泊費である。

この点につき、前記議員は、①C12-15は、民間調査会社の社員と、深夜まで意見交換をした際の宿泊費であり、政権交代を踏まえて、直近の県の景気動向、雇用情勢等の情勢を聴取等した、②C12-28は、深夜まで意見交換をした際の宿泊費であり、会社経営者と国政選挙後の県内経済、県政について意見交換をした、③C12-43は、県執行部及び県選出国会議

員と長時間にわたり意見交換をした際の宿泊費であり、障がい者雇用の現状や福祉施設での雇用状況について調査や意見交換を行なった、④C12-4  
4は、民間調査会社社長や米沢市行政関係者と深夜まで意見交換をした際の宿泊費であり、県内の景気・雇用動向、米沢市の行政課題等の解決策等について意見交換等を行なった、⑤C12-58は、北海道農業関係者と深夜まで意見交換をした際の宿泊費であり、バイオマスを利用したエコ農業、県農産品の振興策、道内のエコ対策等について意見交換等した、と説明する（乙306、319、334、335、349、949）。

上記の各支出については、県の事務に関し議員が行う調査研究であることについての一応の説明はされているといえる。しかし、前記議員は、上記意見交換等のために宿泊が必要となった事情について、いずれも意見交換が深夜まで及んだと説明するのみで、意見交換の場所、時間帯、深夜の時間帯となった理由について具体的な説明をしていないのであるから、意見交換後に宿泊の必要性があったと認めるには足りない。その宿泊費が調査研究に要する経費であるとか、各種会議に要する経費であると認めることはできない（違法分類4c）。したがって、上記支出は、いずれも本件使途基準等に適合しない。

### 【C12-18～21】

上記各支出は、兵庫県、愛知県、滋賀及び東京都への出張旅費である。

この点につき、前記議員は、5月18日から同月21日にかけて兵庫県、愛知県、滋賀県及び東京都で視察調査や意見交換を行なった際の宿泊費及び交通費であり、兵庫県庁では先進地視察調査を行い、兵庫県県土西部部交通政策課長に鉄道機能強化策の調査をし、5月19日には名古屋市内で名古屋在住の会社員と航空便の現況やUターン・Iターンの意識等についての意見交換のほか、滋賀県庁において先進地視察調査を行い滋賀県新駅問題対策室副参事、主席参事と意見交換を行い、5月20日には都内で赤字路線を抱え

る北海道の国會議員秘書と乗車率向上等についての意見交換を行なったなどと説明する（乙309～312、949）。

そうすると、上記の各支出については、県の事務に関し議員が行う調査研究であることについての一応の説明はされているといえるから、これを政務調査目的とは評価できない宿泊費（違法分類4c）ということはできない。出張旅費を政務調査費から支出することは、本件使途基準等に適合する。

#### 【C12-23・25】

上記各支出は、名産品、グッズの購入代金である。

この点につき、前記議員は、フラー長井線のグッズ及びレトロ回廊号に係る名産品、グッズを購入し、観光振興策の参考としたと説明する（乙314、316、949）。

しかし、本件使途基準は、資料購入費を政務調査費から支出する基準を「調査研究のために必要な」資料等の購入の場合と定めている（別紙3の2）のに対し、前記説明によっても、観光振興策の参考のためになぜグッズや名産品を購入する必要があるかの説明はされていないから、その購入は本件手引4(1)ウの私的財産の形成につながる支出（違法分類1）又は同4(2)エの私的活動（違法分類2d）といえる。上記支出は、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C12-24・30・39】

上記支出は、いずれも交通費及び謝礼品購入代金である。

この点につき、前記議員は、①5月12日の支出は、地域議員協議会とJR東日本との協議等を経て実現した「花回廊キャンペーン」の一環でレトロ乗車号に乗車した際の運賃であり、乗客や沿線等で生の反応を調査し、グッズを購入し、今度のキャンペーンの活性化策等について参考とした、②6月4日の支出は、大阪市との共同で中心市街地活性化対策に取り組んだ大阪天満橋商店街での現地調査をした際の交通費であり、商店街理事長と商店街と

行政のコンビネーション等の先進地調査を行った、③8月3日及び同月5日の支出は、民間設計会社経営者と農業問題に係る意見交換、調査、森林保全に向けた対策についての調査、意見交換をした際の交通費（980円）と謝礼品購入代金（2900円）であり、県発注公共工事の入札の在り方についての要望や先進設計事例についての意見交換等をした、と説明する（乙315、321、330、949）。

5

そうすると、①、②、③のうち交通費（980円）の支出については、県の事務に関し議員が行う調査研究であることについての一応の説明はされているといえるから、これを政務調査目的とは評価できない交通費（違法分類4c）とか陳情活動（違法分類4b）ということはできない。これらの交通費を政務調査費から支出することは、本件使途基準等に適合する。

10

これに対し、③の謝礼品購入代は、既に説示のとおり、政務調査活動に必要な経費と認めるに足りない。そうすると、当該支出は、本件手引4(2)エの私的活動（違法分類2d）に当たるか、その支出と政務調査との関連性が認められないもの（違法分類4b）に当たり、かつ、本件使途基準の調査活動費、研修費、会議費として支出することが予定されていない支出であるから、本件使途基準等に適合しない。

15

【C12-26・27・31・34・37・38・41・42・57・59～61】

20

上記各支出は、日本各地への出張旅費等である。

25

この点につき、前記議員は、①C12-26・27・31は、5月29日、衆議院議員主催の政経セミナーにおける地方議員、マスコミ関係者との意見交換会に出席した際の宿泊費及び交通費であり、セミナーで新党大地代表の講演を聞き、地方活性化、地域活性化の参考とした、②C12-34は、阪神球団の協力で実現した「おいしいやまがたさくらんぼデー」の現地調査をした際の宿泊費及び交通費であり、大阪圏での県産農産品拡大のための現地

調査と、中心市街地域活性化対策に取り組む大阪天満橋商店街での現地調査、意見交換を行なった、③C 12-37・38は、同月2日から2泊して銀座飲食業組合、国会議員、環境関連会社経営者との意見交換を行なった際の宿泊費及び交通費であり、県アンテナショップ活性化対策、農業問題に係る意見交換、調査、森林保全対策についての調査、意見交換をした、④C 12-41・42は、8月7日、宮城・山形交流議員連盟総会や宮城県議会議員県政報告会に参加した際の宿泊費及び交通費であり、東北が抱える諸問題、宮城県の水産業の現況や、米沢市・塩竈市両市の政策課題等について意見交換をした、⑤C 12-57は、おいしい山形プラザと銀座飲食業組合との連携で、県の農産品、観光の情報発信強化のため、組合副理事長と意見交換をした他、国会議員秘書と人口減少対策、地方移住、Uターン・Iターン等についての意見交換をした際の交通費、宿泊費、謝礼品購入代金（3000円）である、⑥C 12-59～61の支出は、北海道出張の際の宿泊費、交通費、謝礼品購入代金（6770円、2800円）、視察調査補助員費（5000円）であり、子育て支援に係る先進地視察調査として、北海道石狩市を訪問し、副市長、健康福祉部子ども室長と事例を聴取したほか、地域政党所長と地方議会活性化策の意見交換、NPO団体理事と環境対策としての施工事例などの意見交換をした、と説明する（乙317、318、322、325、328、329、332、333、348、350～352、949）。

そうすると、上記の各支出のうち、謝礼品購入代金（C 12-57の3000円、C 12-59の6770円と2880円）と視察調査補助員の費用（5000円）を除く支出については、県の事務に関し議員が行う調査研究であることについての一応の説明はされているといえるから、これを政務調査目的とは評価できない出張旅費（違法分類4c）とか私的活動（違法分類2d）ということはできない。これらの交通費を政務調査費から支出することは、本件使途基準等に適合する。

これに対し、C12-57とC12-59の謝礼品購入代（3000円、6770円、2880円）は、既に説示のとおり、政務調査活動との関連を認めるに足りない。また、C12-59の視察調査補助員の費用（5000円）は、どのような必要から政務調査活動に必要となったかについての説明がない。そうすると、これらの支出は、本件手引4(2)エの私的活動（違法分類2d）に当たるか、その支出と政務調査との関連性が認められないもの（違法分類4b）に当たり、かつ、本件使途基準の調査活動費、研修費、会議費として支出することが予定されていない支出であるから、本件使途基準等に適合しない。

10 【C12-32・33】

上記各支出は、出張した際の宿泊費と交通費である。

この点につき、前記議員は、観光振興策として実現した花回廊キャンペーンの一環で運行されたレトロ花回廊号に乗車し、喜多方市から新津まで視察した際の宿泊費と交通費であり、喜多方駅でのパークアンドライドシステムの調査をしたと説明する（乙323、324、949）。

15 上記各支出は、花回廊号に喜多方駅から乗車し、新潟県まで赴いた際の宿泊費と交通費であるが、前記議員は、政務調査活動として、喜多方市のパークアンドライドシステムの調査をした点にしか触れていない。そうすると、仮に、前記議員がそのような目的を有していたとしても、そのことと、花回廊号に乗車し、新潟県で宿泊することとの関連性はないのであるから、これを県の事務に関連して行われた調査研究と見る余地はない。同支出は、本件手引4(2)エの私的活動（違法分類2d）に他ならず、本件使途基準等に適合しない。

20 【C12-45・46・48・49・51・53・55・56】

上記各支出は、祝賀会、受賞を祝う会、新春名刺交換会の会費である。

この点につき、前記議員は、①C12-45は、山形県野球連盟米沢支部

会長の叙勲祝賀会会費であり、懇親会で野球を通した地域活性化策、スポーツ振興の現状調査や青少年健全育成についての意見交換をした、②C12-46は、校長の県知事受賞祝賀会会費であり、私学の現況の話を聴講し、教育問題、不登校解消策、私学と公教育の格差是正などについて意見交換等を行なった、③C12-48は、米沢商工会議所主催の受賞祝賀会会費であり、市の経済状況について調査をしたほか、懇親会で高速交通課題、工業出荷額向上・雇用創出策について意見交換した、④C12-49は、県産業賞受賞を祝う会の会費であり、置賜工業会の現況や課題について調査し、懇親会で产学研連携、地元中小企業振興策等の意見交換をした、⑤C12-51は、平成23年新春名刺交換会の会費であり、有機EL量産体制の課題、米沢織の振興策、置賜花回廊キャンペーン等の観光振興策について意見交換した、⑥C12-53は、南部地区受賞者合同祝賀会・合同新年会会費であり、町内会庁、学校、警察関係者等が一同に会し、道路整備、神社を核とする観光振興策、除排雪問題、教育問題等について意見交換した、⑦C12-55は、市内建築業、関連企業有志の本有会新年会会費であり、住宅建築動向からの景気状況について意見交換をした、⑧C12-56は、自衛隊協力会主催の米沢市長を囲む新春顔合わせ会会費であり、市政課題の講演を聴講したほか、懇親会で人口減少問題、スポーツ振興などの市政課題、県政課題について意見交換をした、と説明する（乙336、337、339、340、342、344、346、347、949）。

上記支出は、いずれも会の名称から見て、主たる目的が顔合わせや祝賀にあることが明らかである。特に、上記⑤を除く会は、いずれも支出額から見ても、酒食の提供を伴う会合の実費負担の趣旨と推測できる。また、⑤も酒類の提供がなかったとしても、名刺交換目的の簡単な挨拶を予定した会であることが明らかであって、実質的な意見交換を目的とした会であるとは考えにくい。前記議員は、上記①～⑧の調査や意見交換をしたと説明するが、上

記のような会で、前記の程度の意見交換がされたとしても、これが実質的な意見交換であったと認めるには足りない。その支出は、いずれも本件手引4(3)イ（違法分類3b）に該当するもので、本件使途基準等に適合しない。

11 菅原元議員（C13-1～6）

【C13-1】

上記支出は、東京出張の際の航空券代である。

この点につき、前記議員は、C8-1～3と同じ集会参加のための交通費であり、地方参政権付与などについて研修したと説明する（乙562の1・2、944）。

10 上記説明を踏まえると、C8-1～3と同様に、上記支出については、本件使途基準等に適合する。

【C13-2】

上記支出は、懇談会費である。

15 上記の点につき、前記議員は、4月21日に開催された平成22年度櫛引観光協会懇談会費であり、総会への出席依頼を受け祝辞を述べ、県の観光行政について報告したほか、前年度の状況を調査し黒川能、加藤清正、忠広公大河ドラマ実現について意見交換をしたと説明する（乙563、949）。

しかし、上記支出は懇談会費として徴収されているのであるから、総会の後に簡素な飲食を提供して行われた懇談会の実費負担の趣旨であることが明らかであるが、総会への参加と出費が切り離せない関係にあったことについての説明はない。その主催の主たる意図は、簡素な飲食をしながら参加者同士の懇親を深めることにあると考えられる。そして、前記議員が説明する意見交換の内容は、懇談会の参加者同士で行われる世間話の域を超えるものではないから、これが実質的な意見交換であったと認めるには足りない。

26 したがって、上記支出は、本件手引4(3)イ（違法分類3b）に該当するものであり、本件使途基準等に適合しない。

### 【C 1 3-3～5】

上記各支出は、幹事会負担金、懇談会会費、餅祭り会費である。

上記の点につき、前記議員は、①C 1 3-3は、平成22年度鶴岡市櫛引体育協会第1回理事・幹事会負担金であり、前年度の各種競技への参加状況を調査し、住民のスポーツに関するニーズや体育施設の拡充について意見交換した、②C 1 3-4は、熊本城（加藤神社）黒川能公演交流懇談会会費であり、大河ドラマ誘致活動を行なっている会に参加し、地域振興と観光復興を目的として意見交換を行なった、③C 1 3-5は、平成22年度丸岡城跡鯉もち祭り会費であり、②と同じ目的で参加し、地域文化の継承等について意見交換をした、と説明する（乙564～566、944）。

上記の各支出は、いずれも、その額から見て提供された酒食の実費負担の趣旨といえるが、上記の各会が意見交換等を目的とする会であったことについての具体的な説明はされていない。また、酒食を伴う懇親の場で前記議員が説明する程度の会話がされたとしても、これが実質的な意見交換に当たるとはいえない。上記支出は、いずれも本件手引4(3)イに反するもので（違法分類3 b）、本件使途基準等に適合しない。

### 【C 1 3-6】

上記各支出は、市政報告会費である。

この点につき、前記議員は、平成23年1月30日の市政報告会会費であり、県政報告と出席者との意見交換を行なったと説明する（乙567、944）。

しかし、上記議員の説明によっても、県政報告や意見交換の内容は明らかでないから、これが議員の政務調査活動として行われたものと認めることはできない（違法分類5 b）。上記支出は、本件使途基準等に適合しない。

(2) 伊藤誠之議員 (C 1 4-1～4)

### 【C 1 4-1・2】

上記各支出は、記念パーティー参加費、総会参加費である。

この点につき、前記議員は、①C14-1は、新庄100円商店街第30回開催等記念パーティー参加費であり、新庄市のNPO法人による100円商店街の30回開催を記念し、今後の発展と商店街活性化に向けた取り組みについて意見交換をした、②C14-2は、新庄観光協会総会参加費であり、観光交流人口の拡大について意見交換を行なった、と説明する（乙568、569、938）。

上記の各支出は、いずれもその支出額から見て酒食を伴う会の実費負担の趣旨といえるが、これらの会が意見交換等を目的とするものであったことや、総会への参加と出費が切り離せない関係にあったこととの具体的な説明はされていない。また、酒食を伴う場で上記のような会話がされたとしても、これが実質的な意見交換等に当たるとはいえない。上記支出は、本件手引4(3)イに反するもので（違法分類3b）、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C14-3】

上記支出は、訪中旅行代金である。

この点につき、前記議員は、中国大連で行われた山形県子ども版画展見学と日中友好協会創立60周年記念式典の出席を目的とする第23次最上地区日中友好訪団の団長として、10月12日から同月17日にかけて訪中した際の旅行代金であり、子供達の交流が継続されること、先人が築いた友好交流、経済・文化活動等の発展に協力するために参加したこと、訪中時には、同月13日に版画展見学、同月15日に記念式典や懇親会が行われた他、大連市の観光が実施されたと説明する（乙570の1・2、938）。

上記支出は、これまで地域で22回にわたって行われた日中友好行事に係る支出であるが、中国国内での版画展を訪れ、日中友好を祝う記念式典に参加することは、海外事情を視察し、国際交流を深め、友好関係を維持・発展させることに寄与するものといえる。そうすると、上記旅行の目的は、調査

研究活動にあるといえるのであって、県政との関連性に照らして、合理性、必要性も肯定することができる。したがって、上記旅行は、県の事務に関する調査研究といえるのであって、これが私的活動であるとか、政務調査目的と評価できない出張旅費・宿泊費ということはできない。上記支出は、本件使途基準等に適合する。

#### 【C 1 4-4】

上記支出は、訪中団解団式の会費である。

この点につき、前記議員は、上記支出は、帰国後に開催された解団式の会費であり、解団式において版画交流活動の他に草の根の日中友好をどう進め  
るか等、意見交換をしたと説明する（乙 5 7 1、9 3 8）。

しかし、上記出費の会費や名称から見て、これは酒食を伴う会において、視察旅行の苦労を労うことを目的とした会といえるのであって、これが意見交換を目的とした会であったとは考えにくい。酒食を伴う場で上記のような会話がされたとしても、これが実質的な意見交換等に当たるとはいえない。上記支出は、本件手引 4(3)イに反するもので（違法分類 3 b）、本件使途基準等に適合しない。

#### (13) 青柳信雄議員 (C 1 5-1～3 2)

#### 【C 1 5-1・2・4・9～1 1】

上記各支出は、いずれも自衛隊関係の総会会費、懇親会会費、歓迎の夕べ会費、意見交換会会費である。

この点につき、前記議員は、①C 1 5-1 は、自衛隊父兄会東根支部総会会費であり、自衛隊の活動等について意見交換をした、②C 1 5-2 は、隊友会東根支部との懇親会会費であり、自衛隊の活動等について意見交換をした、③C 1 5-4 は、駐屯地指令歓迎の夕べ会費であり、有事や災害発生時の対応等について意見交換をした、④C 1 5-9 は、平成 2 2 年度東根市自衛隊協力会懇親会の会費であり、自衛隊の活動等について意見交換をした、

⑤C 15-10は、第6師団長歓迎の夕食会費であり、有事や災害発生時の対応等について意見交換をした、⑥C 15-11は、隊友会東根支部意見交換会会費であり、自衛隊の活動等について意見交換をした、と説明する（乙572、573、575、580～582、945）

以上のことより、上記会費の各支出は、いずれも、自衛隊関係の総会会費、懇親会会費、歓迎のタベ会費、意見交換会会費である。会費の額から見て、いずれも酒食の提供を伴う懇親会の実費負担の趣旨といえるが、懇親会が意見交換を目的として開催されたものであることや、総会や意見交換会への参加と出費が不可欠な関係にあるかについての具体的な説明はなく、意見交換の内容についての説明も前記のような抽象的なものにとどまるのであるから、政務調査活動としての実質的な意見交換がされたと認める余地はない。そうすると、上記支出は、本件手引4(3)イ（違法分類3b）に反する。上記各支出は、本件使途基準等に適合しない。

### 【C 15-3】

上記支出は、東京出張の際の交通費である。

この点につき、前記議員は、4月17日、C 8-1～3と同じ大会に参加するための交通費であり、外国人に参政権を与えた際の影響等を調査したと説明する（乙574、945）。

上記の説明を踏まえると、C 8-1～3と同様、その支出は本件使途基準等に適合する。

### 【C 15-5～8・12・18・28】

上記各支出は、各種会合の会費である。

この点につき、前記議員は、①C 15-5は、東根市芸術文化協議会総会懇親会会費であり、芸術文化事業の振興について意見交換を行なった、②C 15-6は、長瀬地区社会福祉協議会主催の「老人と語る会」会費であり、老人福祉等について意見交換をした、③C 15-7は、東根青年会議所OB

会総会会費であり、地域振興等について意見交換をした、④C15-8は東根市工事業協同組合総会懇談会会費であり、地域の管工業を取り巻く状況等について意見交換をした、⑤C15-12は、県議会議員有志と県歯科医師連盟役員との意見交換会会費であり、各県における歯科保健促進条例等の制定状況、在宅訪問診療の現状と各県の取り組み、カミング30運動への取り組み等の意見交換をした、⑥C15-18は、平成22年度東根地区懇談会会費であり、東根地区まちづくりについて、意見交換をした、⑦C15-28は、北村山建設業協会との意見交換会負担金であり、地域の建設業と取り巻く現状等について意見交換を行なった、と説明する（乙576～579、583、589、599、945）。

以上のことより、上記各会費の支出は、いずれも総会、懇談会、意見交換会の会費名目での支出である。会費の額から見て、いずれも酒食の提供を伴う懇親会の実費負担の趣旨といえるが、これらの会が意見交換を目的として開催されたものであることや、総会や意見交換会への参加と出費が不可欠な関係にあるかについての具体的な説明はない。また、意見交換の内容についての説明も前記のような抽象的なものにとどまるから、懇親会の席上、政務調査活動としての実質的な意見交換がされたと認める余地はない。そうすると、上記各支出は、本件手引4(3)イ（違法分類3b）に反する。上記支出は、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C15-13・15～17・19～27・29～31】

上記各支出は、祝賀会、新春を祝う会、新春懇談会等の会費である。

この点につき、前記議員は、①C15-13は、河村造林記念山形県林業賞受賞祝賀会会費であり、山林を維持管理している地元団体に引き続いでの積極的な活動を求め、同時に、現行の課題について意見交換をした、②C15-15は、平成22年度職業訓練功労者等受賞者合同祝賀会会費であり、職業訓練の現状等について意見交換をした、③C15-16は、平成23年

東根市新春を祝う会会費であり、地域の行政課題等について意見交換をした、  
④C15-17は、平成23年東根地区新春懇談会の会費であり、県政に対する多方面にわたる要望や課題について意見交換をした、⑤C15-19～23は、各地区の新春を祝う会会費であり、地域課題等について意見交換を行なった、⑥C15-24は、東根ロータリークラブ・同中央ロータリークラブ合同新年会会費であり、社会奉仕活動等について意見交換をした、⑦C15-25は、しろみず会緑綬褒章並びに東根市自治功労表彰受賞祝賀会会費であり、現在の福祉行政の問題点や課題点について意見交換をした、⑧C15-26は、東根温泉協同組合平成23年度新年祝賀会会費であり、地域振興、観光振興等について意見交換をした、⑨C15-27の支出は、隊友会東根支部新年会会費であり、自衛隊の活動等について意見交換をした、⑩C15-29は、東根市管工業事業協同組合新年懇談会会費であり、管工業を取り巻く現状等について意見交換をした、⑪C15-30は、仙台さくらんぼ東根設立総会・記念祝賀会会費であり、地域振興等について調査・意見交換をした、⑫C15-31は、東根市建設業新年会会費であり、地域の建設業を取り巻く現状について意見交換をした、と説明する（乙584、586～588、590～598、600～602、945）。

上記会は、いずれも祝賀会又は新年会の類の会合の参加費であるが、その会費から見て、酒食の提供等を伴う懇親会の実費負担の趣旨といえる。また、会の名称から見ても、祝賀目的や新年の顔合わせが目的の会であることが明らかであり、その場でされたという意見交換の内容も、上記の程度のものであるから、これが意見交換を目的とした会であり、実質的に意見交換がされたということはできない。上記支出は、本件手引4(3)イに反するもので（違法分類3b）、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C15-14】

上記支出は、鹿児島県への視察旅行費用である。

この点につき、前記議員は、上記支出は、11月21日～23日にかけて西郷南洲遺徳顕彰交流を進める会による視察調査に係る航空券代、宿泊代、現地交通費であると説明する。訪問目的は、兄弟都市である鶴岡市と鹿児島市に共通する西郷隆盛への敬愛の精神を踏まえ、両県の観光、産業振興などで広域的な交流を活性化し、両県議会の交流を深めること（西郷南洲遺徳顕彰交流を通して両県の相互交流をすすめること）にあった。視察旅行では、鹿児島県議会等との意見交換会、懇談会、鹿児島市城山周辺の史跡視察、酒造会社訪問、維新ふるさと館見学、西郷南洲遺徳顕彰交流会との意見交換会、南洲神社参拝、西郷南洲顕彰館見学、かごしま環境未来館見学が実施された。

（乙585の1・2、690の2、945）。

そうすると、前記の視察旅行については、山形県の県の事務及び地方行財政に関する目的があるといえ、実際に両県議会の交流や、現地で西郷隆盛の業績に関する現地視察等が行われているのであるから、これが県の事務及び地方行財政と関係がないとはいえない。上記支出を政務調査活動として行うことが、議員に与えられた裁量を逸脱するものではない。したがって、上記支出は、政務調査目的のものと評価できないものではなく、本件使途基準等に適合する。

### 【C15-32】

上記支出は、日中友好協会会費である。

この点につき、前記議員は、上記支出は、平成22年度東根市日中友好協会会費であり、加入により得られる中国の経済事情、社会背景等に関する情報を県議会での質問等に反映させることを目的として会費を支出したと説明する（乙603、945）。

そうすると、上記支出は、国際情報を得ることにより、その情報を県政に広く還元することに寄与するものといえるから、本件使途基準が定める県の事務に関し議員が行う調査研究の一環といえる。上記支出は、本件使途基準

等に適合する。

(14) 小池克敏議員 (C 16-1 ~ 6)

【C 16-1】

上記支出は、東京出張の際の交通費である。

この点につき、前記議員は、4月17日、C 8-1 ~ 3と同じ大会に参加するための交通費であり、外国人に参政権を与えた際の影響等を調査したと説明する (乙 604、939)。

上記の説明を踏まえると、C 8-1 ~ 3と同様、その支出は本件使途基準等に適合する。

【C 16-2・4・6】

上記各支出は、祝賀会、賀詞交換会の会費である。

この点につき、前記議員は、① C 16-2 は、保育園新園舎竣工記念祝賀会会費であり、来賓祝辞を述べ、県の子育て支援について意見交換をした、  
② C 16-4 は、飯豊町新春賀詞交換会会費であり、施策や予算措置の説明をして理解を求めた他、県政への要望等に関する具体的意見を聴取した、③ C 16-6 は、「伝承の匠」受賞祝賀会会費であり、総会での質疑の後の祝賀会で、木造住宅建設推進について意見を交わした、と説明する (乙 605 の 1~6、607 の 1~5、609、939)。

上記会は、いずれも祝賀会又は新年会の類の会合の参加費であるが、その会費から見て、酒食の提供等を伴う懇親会の実費負担の趣旨といえる。また、会の名称から見ても、祝賀目的や新年の顔合わせが目的の会であることが明らかであり、その場でされたという意見交換の内容も、上記の程度のものであるから (②の賀詞交換会次第 (乙 607 の 3) にも意見交換が予定されていることの記載はない。)、これが意見交換を目的とした会であり、実質的に意見交換がされたということはできない。上記支出は、本件手引 4(3)イに反するもので (違法分類 3 b)、本件使途基準等に適合しない。

### 【C 16-3】

上記支出は、交通費である。

この点につき、前記議員は、9月15日、県戦没者追悼式に常任委員として参加した際の高速道路料金であり、西置賜3町の戦没者慰靈式が、高齢化や参加者減少などにより実施困難となり、式典の在り方そのものについて調査研究を行う為に参加したと説明する（乙606の1～3、939）。

5

10

そうすると、上記の式典への参加は、広く県の事務及び地方行財政に関する議員が行う調査研究といえるのであって、私的活動（違法分類2d）や意見交換を伴わない会合等の参加費（違法分類3b）とはいえないから、交通費を調査研究費として支出することは本件使途基準等に適合する。

### 【C 16-5】

上記支出は、意見交換に要した経費である。

15

この点につき、前記議員は、平成23年1月29日、小国町駅前除雪協力会の意見交換会に参加した際の経費であり、小国方式と呼ばれる除雪等の方法を参考に豪雪地域に克雪対策の意見交換を行なったと説明する（乙608、939）。

20

しかし、前記議員は、経費がかかったことを説明するのみで、これが会費か（そうであるとした場合の支出の名目）交通費かを含め、その内容の説明が一切ない。本件使途基準は、調査研究や研修、会議に要する経費であることを支出の要件としているのであるから（別紙3の2）、経費の性質についての説明がない以上、その支出は政務調査目的とは評価できない支出（違法分類4C）という他ない。その支出は、本件使途基準等に適合しているとはいえない。

### (15) 中川勝議員 (C 17-1～25)

25

### 【C 17-1・2】

上記各支出は、東京出張の際の宿泊費及び交通費である。

この点につき、前記議員は、4月17日、C8-1～3と同じ大会に参加するための交通費であり、是非の判断、問題点の調査をしたと説明する（乙610、611、950）。

上記の説明を踏まえると、C8-1～3と同様、その支出は本件使途基準等に適合する。

#### 【C17-3～5・7～13・15・17・18・22】

上記各支出は、総会、意見交換会、懇親会及び宿泊費である。

この点につき、前記議員は、①C17-3は、米沢市少林寺拳法協会総会費であり、青少年育成の方針、活動方針を総会で調査し、懇親会では、年間の活動状況、県大会への取り組み、児童・生徒の育成、スポーツ振興について意見交換した、②C17-4・5は、山形県地質土壌調査業協会意見交換会会費及び宿泊費であり、県内・県外業者の割合等の報告を総会で受け、懇親会では、受注割合を高めるための技術力向上、県の発注業務の拡大、総合評価への取り組みについて意見交換した、③C17-7は、平成22年度米沢市体育協会総会懇親会会費であり、総会で競技団体の成果、スポーツ振興の取組方針を調査し、懇親会では、スポーツ力向上、生涯スポーツへの取組み等について意見交換した、④C17-8は、市学童保育連絡協議会懇親会費であり、総会で施設運営状況、協議会の活動等の調査をし、懇親会会、施設運営が基本的に定まっていないことや指導員の待遇について意見交換した、⑤C17-9は、第54回理容生活衛生同業組合総代会会費であり、条例改正の趣旨説明をし、意見交換をした、⑥C17-10は、米沢市芸術文化協会の懇親会会費であり、総会で事業計画、芸術文化振興の調査をし、懇親会で芸術文化振興の取り組み、運営支援等の在り方について意見交換をした、⑦C17-11は、学園都市推進協議会総会の懇親会費であり、総会で県内の大学の入学状況、就職状況、地域における取り組みの報告を受け、懇親会では、短大の4年制大学化、山大工学部の有機EL等の県の支援、取り組み



5

10

15

20

25

について意見交換した、⑧C17-12は、米沢総合卸売センターの地域懇談会会費であり、総会で地域産業活性化、産業振興の取組み等の調査をし、懇親会では、物流拡大、地域企業連携について意見交換をした、⑨C17-13は、特定非営利活動法人の就労支援施設事業調査に係る意見交換会費であり、施設運営状況の説明を受け、懇親会では、就労支援拡大、工賃増額等の意見交換をした、⑩C17-15は、人工芝サッカー場建設決定報告会懇親会の会費であり、人工芝サッカー場による競技力向上、競技団体の利用状況等の調査をし、報告会後の懇親会では、スポーツ少年団の育成状況、大会招致等の取組みについて意見交換した、⑪C17-17は、特定非営利活動法人の意見交換会費であり、総会で決算報告、事業報告を受け、懇親会では、河川整備、鉛毒水の改善状況等について意見交換した、⑫C17-18は、米沢市保育園保護者連の懇談会会費であり、米沢市保育まつりの実施状況等の調査をし、懇親会で、事業活動や保育所の環境整備、子育て支援について意見交換した、⑬C17-22は、米沢商工会議所の環境サービス部会常任委員会会費であり、事業計画、まちづくりの取組みを調査し、懇親会では、空き店舗の利用、町なか歩き、交付金の在り方等について意見交換をした、と説明する（乙612～614、616～622、624、626、627、631、950）。

上記の各支出は、いずれもその支出額から見て、総会、報告会、意見交換会に引き続く酒食を伴う懇親会の実費負担の趣旨といえるが、懇親会が意見交換等を目的とする会であったことや、総会、報告会、意見交換会への参加と出費が不可分の関係にあったことについての具体的な説明はされていない。そうすると、酒類の提供を受け、飲食することを主目的とする懇親会において、上記の程度の意見交換がされたとしても、これが実質的な政務調査活動ということはできない。上記各支出は、本件手引4(3)イに反するもので（違法分類3b）、本件使途基準等に適合しない。

【C17-6・14・16・19・21・23】

上記の各支出は、祝賀会、祭り、新春名刺交換会、新年会、新春顔合わせ会の会費である。

この点につき、前記議員は、①C17-6は、山大工学部創立100周年式典の会費であり、人材育成、地域企業との連携等、産業振興に果たした役割を調査し、式典後の祝賀会において、有機エレクトロニクスの研究開発、産学官連携強化によるものづくり推進、県の支援等について意見交換した、  
②C17-14は、特定非営利活動法人の納涼祭り参加料であり、障がいをもつ園生との交流を通じて就労環境の実態を調査し、交流会では、就労支援、施設運営の支援について意見交換をした、③C17-16は、国道121号大峠道路開通記念祝賀会参加費であり、喜多方・会津圏との時間短縮による利便性向上に伴う交流拡大、産業振興の連携強化について調査し、懇親会では、広域観光推進について意見交換をした、④C17-19は、新春名刺交換会会費であり、各長の挨拶後の懇親会では、農業、商工業、観光分野の課題、事業運営等について意見交換をした、⑤C17-21は、理容組合米沢支部の新年会懇談会費であり、条例改正の説明後、懇親会において、条例改正の意義について意見交換した、⑥C17-23は、米沢市自衛隊協力会主催の米沢市長を囲む新春顔合わせ会費であり、まちづくり計画の講演を聴き、懇親会において、防衛議員連盟の活動状況との連携、国防、災害支援の取組み、県と自衛隊の連携等について意見交換した、と説明する（乙615、623、625、628、630、632、950）。

25

上記会は、いずれも祝賀会、新春名刺交換会、新年会、新春顔合わせ会の会費であるが、その額から見て、酒食の提供等を伴う懇親会の実費負担の趣旨といえる。また、会の名称から見ても、祝賀目的や新年の顔合わせが目的の会であることが明らかであり、その場でされたという意見交換の内容も、上記の程度のものであるから、これが意見交換を目的とした会であり、実質

的に意見交換がされたということはできない。上記支出は、本件手引4(3)イに反するもので（違法分類3b）、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 17-20・24・25】

上記各支出は、各種団体の年会費である。

この点につき、前記議員は、①C 17-20の支出は、山形隊友会の特別会員会費であり、自衛隊の活動、県内の有事に関する状況、災害復旧支援の在り方等の調査を行うため会費を納入した、②C 17-24の支出は、米沢観光物産協会の平成22年度会費であり、米沢市、温泉地の観光客の入込数、市内まち歩き観光、農産物の物産振興等調査のため、会員となった、③C 17-25の支出は、特定非営利活動法人にここにホームの平成22年度正会員会費であり、就労支援施設の経営、運営の実態、障がい者就労支援、工賃の現状調査のために会員となった、と説明する（乙629、633、634、950）。

そうすると、上記加入の目的が県の事務及び地方行財政と関連する事項の調査研究にあることについて、一応の説明はされているといえるから、上記各支出は、本件手引4(3)ア、ウに該当しない。その支出は本件使途基準等に適合する。

#### (16) 伊藤重成議員 (C 21-1・2)

#### 【C 21-1】

上記支出は、東京出張の際の宿泊費及び交通費である。

この点につき、前記議員は、4月17日、C 8-1～3と同じ大会に参加するための交通費であり、外国人参政権、選挙制度について調査したと説明する（乙353の1・2、937）。

上記の説明を踏まえると、C 8-1～3と同様、その支出は本件使途基準等に適合する。

#### 【C 21-2】

上記支出は、観光情報館オープン式典参加費である。

この点につき、前記議員は、7月23日、舟形観光情報館オープン式典の参加費であり、舟形町出土の国の重要文化財の情報発信をはじめとする観光情報の重要性等について意見交換したと説明する（乙354の1・2、937）。

しかし、上記式典の名称や会費の額に照らすと、参加費は、開館を祝う式典において、簡素な飲食物を提供するための実費負担の趣旨と考えられるから、これが意見交換を目的とする会であるとはいえないし、そのような席上で、前記の程度の意見交換がされたからといって、これが政務調査活動としての実態を伴うものであるとはいえない。

上記支出は、本件手引4(3)イ（違法分類4C）に反するものであり、本件使途基準等に適合しない。

⑪ 吉田明議員（C23-1～11）

上記各支出は、いずれも、各種会合の参加費である。

この点につき、前記議員は、①C23-1は、市内美容衛生組合関係者の意見交換会費であり、総会終了後の昼食懇親会において、事業の実施状況、大型チェーン店・低価格志向店舗の進出の影響、後継者問題、少子高齢化、空き家問題等について意見交換した、②C23-2は、上山市議会OB緑友会総会の懇談会費であり、総会終了後の懇親会では、市を取り巻く状況、県道交通安全施設整備事業の進捗状況、河川砂防堰堤整備事業、交通安全、防災事業、福祉行政、産業育成等について意見交換をした、③C23-3は、第21回駅東部隣接地区三役会会費であり、交通安全施設整備、河川砂防事業等の進捗状況や今後の見通し、要望について意見交換をし、懇親会でも②の懇親会と同じ項目について意見交換をした、④C23-4は、連合山形地協議員懇談会政策研修費であり、県内企業の景況等や地域における少子高齢化、空き家の状況等県政一般に関わる意見交換を行なった、⑤C23-5は、

平成22年度上山市日中友好協会懇親会費であり、総会後の懇親会では、日中友好関係や、諸外国との交流拡大、外国人観光客の対応等観光行政についても意見交換をした、⑥C23-6は、連合山形地協議員懇談会世話人会会費であり、政策研究会において、県内企業の景況等、地域の少子高齢化、空き家の状況等県政一般に関わる意見交換をした、⑦C23-7は、上山市議会OB緑友会総会研修会・懇談会費であり、総会・研修会終了後の懇親会では②と同じ項目の意見交換をした、⑧C23-8は、上山市技能功労者褒章祝賀会会費であり、事業の状況、大資本の進出の影響、後継者問題等についてや、少子高齢化、空き家の状況等についての意見交換をした、⑨C28-9は、西郷地区を語る会会費であり、後半の第2部には市長や市の課長も合流し、河川改修、砂防堰堤、交通安全施設整備事業についての意見交換や、少子高齢化、空き家の状況等についての意見交換をした、⑩C23-10は、連合山形地協議員懇談会懇親会費であり、県内企業の景況、少子高齢化、空き家の状況等についての意見交換をした、⑪C23-11は、平成23年中川地区新年祝賀会懇親会費であり、⑨と同じ項目について意見交換した、と説明する（乙635～645、940）。

上記の説明によれば、①～③、⑤、⑦、⑨は、意見交換会や懇談会の後に昼食会や懇親会が開催されているが、その会費の額から見ても、会費は、①を除き、酒食を伴う懇親会の実費負担の趣旨であったと考えられる。そして、これらが意見交換や懇談の後に懇親会として設定されていることからすると、その目的が飲食を共にしながら懇親を深めることにあったことは明らかである。以上のとおりであるところ、前記議員の説明からは、意見交換会や懇談会への出席等による調査研究活動と出費が切り離せないなどの真にやむを得ない事由があったことが十分説明されているとはいえないから、その場において、前記の程度の意見交換があったとしても、これを政務調査活動としての実態があったと認めるることは妥当でない。

⑧、⑪は褒章祝賀会や新年祝賀会であるから、主たる目的が顔合わせや祝賀にあることは明らかであり、会費は、酒食や簡単な飲食の実費負担の趣旨と考えられる。⑧は会費の額からみて酒食の提供を伴う会と考えられるし、⑪は酒類の提供がなかったとしても、新年祝賀会であるから、簡単な挨拶を目的としたものとしか考えられない。そうすると、これらの会において、前記議員が前記のような意見交換をしたとしても、これが実質的な政務調査活動であると認めるには足りない。

④、⑥、⑩は、前記議員の説明によれば、支出の名目は政策研修費、議員懇談会世話人会会費、懇談会懇親会費とされており、その説明からは、研修や意見交換を切り離された会として飲食を伴う会が設定されたかは明らかではないが、前記議員は、会費の趣旨が引き続き行われた懇親会の費用の趣旨でないかという問い合わせに対し、否定していないこと（乙940）、その会費の額は3000円～5000円であり、他の酒食を伴う会と同程度の会費が設定されていることから見ると、前記の会に引き続いた懇親会が設定され、会費はその実費負担の趣旨であったと考える方が自然である。そうすると、上記の支出についても、①～③、⑤、⑦同様、その目的が飲食と共にしながら懇親を深めることにあったというべきであり、研修や意見交換への参加と出費が切り離せない関係にあったことについての説明もないものであるから、その場において、前記の程度の意見交換があったとしても、これを政務調査活動としての実態があったと認めることは妥当でない。

以上によれば、上記各支出は、いずれも本件手引4(3)イに該当するものであり、本件使途基準等に適合しない。

(18) 船山現人議員 (C24-1～22)

【C24-1～8、20】

上記各支出は、意見交換会、懇親会、総会等の会費と交通費（運転代行費）である。

この点につき、前記議員は、①C 2 4-1は、川西町建設業協会意見交換会の会費であり、総会に出席し、県の土木事業の進捗状況や入札制度等の報告をし、建設業界の現状と課題等について聞き取り調査を行なった、②C 2 4-2は、米沢市芸術文化協会の懇談会費であり、総会で米沢市の芸術文化の振興状況について調査を行い、懇親会で県の芸術文化の在り方等について意見交換をした、③C 2 4-3・4は、川西町総合流通センターの株主総会時の意見交換会会費と運転代行費であり、株主総会で経営状況の聴取等をし、懇親会で地域を取り巻く商業の課題や県が取り組むべき施策等について意見交換した、④C 2 4-5は、県立置賜農業高校意見交換会会費であり、評議員会で施設整備の課題等について聽取り調査を行い、懇親会で今後の農業高校の在り方等について意見交換を行なった、⑤C 2 4-6・7は、川西町観光協会総会・意見交換会会費と運転代行費であり、総会で観光振興策等の紹介を行い、観光振興状況について調査するとともに、懇親会において県の観光事業、町の観光資源等について意見交換をした、⑥C 2 4-8は、川西町体育協会夏のスポーツ懇談会会費であり、体育振興策やスポーツ大会開催、各競技団体の課題等について意見交換した、⑦C 2 4-20は、やまがた里の暮らし大学校開校記念式典反省・検討会費用であり、式典で記念講演を聴講し、全国・県内での地域おこしの事例と課題について意見交換した、と説明する（乙355～362、374、948）。

上記の説明によれば、②～⑤は、意見交換会や懇談会の後に懇親会が開催されているが、その会費の額から見ても、会費は、酒食を伴う懇親会の実費負担の趣旨であったと考えられる。そして、これらが意見交換や懇談の後に設定されていることからすると、その目的が飲食を共にしながら懇親を深めることにあったことは明らかである。以上のとおりであるところ、前記議員の説明からは、意見交換会や懇談会への出席等による調査研究活動と出費が切り離せないなどの真にやむを得ない事由があつたことが十分説明されてい

るとはいえないから、その場において、前記の程度の意見交換があったとしても、これを政務調査活動としての実態があったと認めることは妥当でない。

①、⑦は、意見交換会又は反省・検討会の参加費であるが、①の当日は建設業協会の総会が開催されたというのであるから、会費5000円は、総会後に開催された懇親会の実費負担の趣旨と考えるのが自然である。前記議員は、これが意見交換会であったと説明するが、総会後に酒食を伴う意見交換会が開催されるとは考えられない。⑦は記念式典後の酒食を伴う会と考えられるから、開校に携わった関係者の慰労会を反省・検討会の名目で開いたとも考えられるところ、その会の詳細についての説明はないから、これが意見交換を目的とする会であったとは認め難い。

⑥は、体育協会主催のスポーツ懇談会の会費というのであるが、これが意見交換を目的として開催されたことについての具体的な説明はないから、同会はスポーツ関係者を集めて酒食を共に懇親を深める趣旨で開催されたものと考えられる。そうすると、①、⑥、⑦も、関係者の挨拶、慰労、懇親に主たる目的があるといえるから、その場において、前記の程度の意見交換があったとしても、これを政務調査活動としての実態があったと認めることは妥当でない。

以上によれば、上記各支出は、いずれも本件手引4(3)イに該当するものであり、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 2 4 - 9】

上記支出は、交通費（運転代行費）である。

この点につき、前記議員は、上記支出は、9月26日、川西町商工会記念式典出席の際の交通費であり、式典では会の発足から現在までの歩みを聴取するとともに、宮城県大崎市の道の駅元経営者の記念講演を聴き、懇親会で中小企業や県内商工業の今後の在り方と県の商工行政等について意見交換した帰りの運転代行費であると説明する（乙363、948）。

上記支出は、懇親会での飲酒後の運転代行費であることが明らかであつて、懇親会に付隨して発生した費用であるから、懇親会が政務調査活動としての実態を備えていない限り、政務調査費からの支出は認められない。

しかし、式典後の懇親会は、酒食の提供を伴うものであり、飲食を主目的とする懇談会であるから（本件手引4(3)イ）、その席上、前記の程度の意見交換がされたからといって、これが政務調査活動としての実態を持っているとはいえない。したがつて、上記支出は、政務調査活動に付隨するものとはいはず、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 2 4 - 1 0 ・ 1 1】

上記各支出は、学習会参加費と交通費である。

この点につき、前記議員は、10月9日、下小松古墳群散策学習会に参加した際の意見交換会会費と交通費であり、会の事業実施状況の調査とともに、これから遺産保全策について意見交換をしたと説明する（乙364、365、948）。

そうすると、上記の各支出は、地元の古墳の実地調査をすることにより、遺産保全策に資する調査をしたことに伴うものといえ、県の事務に関し議員が行う調査研究であることについての説明はされているといえるから、これを調査研究費から支出することは本件使途基準等に適合する。

#### 【C 2 4 - 1 2】

上記支出は、事務所のテレビ・インターネット利用料である。

この点につき、前記議員は、上記利用料は事務所のテレビ、インターネット利用料金であり、政務調査に必要であることから、私用分との専用割合に合わせ10分の9を調査研究費に計上したと説明する（乙366、948）。

本件使途基準等は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費を事務所費として認め、使用領域、使用内容等、合理的な割合で経費を按分することを定める。

事務所のテレビ、インターネットの利用は、事務所で政務調査活動をする際に必要なインフラであるから、これを事務所費から支出することは本件使途基準に適合する。しかし、議員事務所のテレビ、インターネットは、その性質上、議員の私用の他、議員活動そのものに併用されることが通常であるといえるから、その按分割合は利用料（被告の調整前の料金1万7150円）の半分と認める。これを超える支出は、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 24-13】

上記支出は、意見交換会負担金である。

この点につき、前記議員は、山形県栄養教諭・学校給食栄養会の意見交換会負担金であり、食育に関する県の取組み、学校栄養教諭の在り方について教育庁から聞き取り調査を行い、学食施設並びに調理の在り方、地域ごとの現状について意見交換をした、と説明する（乙367、948）。

上記会は、C 36-1と同じ会であるが、後に説示するとおり、ホテルで開催された意見交換会は、県の食育教育に係る具体的な課題等を議題としており、かつ、意見交換会に参加するためには会費の支出が不可欠であったといえるから、その支出は、本件使途基準等に適合する。

#### 【C 24-14～19】

上記各支出は、新春放談会懇親会会費、新春交流会参加費、初顔合わせ会会費等である。

この点につき、前記議員は、①C 24-14～17は、各地区の新春放談会、新春交流会、新春初顔合わせ会の会費であり、県政の現状や地域における活動状況を報告・意見交換し、道路・河川等の改修箇所、地域づくりに対する県からの支援の必要性等について調査した、②C 24-18は、川西町建設業協会の新春の集い会費であり、同協会の新年会で、土木作業の進捗状況、除雪作業や冬期間事業等について報告をし、現状と課題等について聞き取り調査と意見交換をした、③C 24-19は、いぬかわ振興協議会新春の

集い会費であり、①と同様の意見交換等をした、と説明する（乙368～373、948）。

上記の各会は新春放談会、新春交流会、初顔合わせ会に付随する懇親会であるから、主たる目的が顔合わせと挨拶にあることは明らかであり、会費は、酒食や簡単な飲食の実費負担の趣旨と考えられる。②は会費の額からみて酒食の提供を伴う会と考えられるし、①、③は酒類の提供がなかったとしても、新年祝賀会であるから、簡単な挨拶を目的としたものとしか考えられない。そうすると、これらの会において、前記議員が前記のような意見交換をしたとしても、これが実質的な政務調査活動であると認めるには足りない。従つて、上記支出は、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C24-21】

上記支出は、懇親会費である。

この点につき、前記議員は、平成23年3月9日、高畠町団体連絡会解散総会に出席した際の解散式・懇親会費であり、山形県広域清掃工場建設予定地の再考を求める連絡会の総会に出席し、県議会の議論や県の対応の経過等について状況報告し、今後の環境行政について意見交換したと説明する（乙375、948）。

しかし、上記団体の解散式・懇親会費という名称から見ると、これは、団体の解散を受け、懇親会で、これまでの慰労をする目的の会であったと考えられる。そうすると、上記の支出は、懇親会での飲食に対する実費の趣旨と考えられるのであって、前記議員が、解散式で状況報告等をしたとしても、懇親会への参加が政務調査活動としての性質を帯びるとはいえない。上記支出は、本件使途基準等に適合しない（違法分類3-b）。

#### 【C24-22】

上記支出は、視察調査用作業衣代である。

この点につき、前記議員は、平成23年3月25日、視察調査の際に着用

する現場専用作業着を購入した費用であり、農作業の現場、山林、河川等のスーツ着用に馴染まない現場での着用を目的で購入したと説明する（乙376、948）。

そうすると、上記支出は、本件使途基準の事務費「議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費」といえ、本件手引4(1)の私的財産の形成には当たらない。上記支出は、本件使途基準等に適合する。

(19) 坂本貴美雄議員 (C27-1~10)

【C27-1・3・4・6】

上記各支出は、団体加入のための年会費である。

この点につき、前記議員は、①C27-1は、障がい者自立生活支援センター・フリーワールド贊助会費であり、障がい者の支援対策目的で、現場の生を聞くために入会した、②C27-3は、非営利活動法人くれよんはうす平成22年度贊助会費であり、総会に出席し、障がい児の学童保育の現状を調査し、県政に反映させる目的で入会した、③C27-4は、平成22年度友愛園後援会会費であり、障がい者が働く授産施設であり、障がい者の社会参加、生きがい作り等の取組み、授産施設の課題、県の支援対策等について調査研究するために入会した、④C24-6は、山形日中友好協会年会費であり、中国アジア経済、人的・文化交流の情報収集、調査研究のために入会した、と説明する（乙377、379、380、382、942）。

上記説明によれば、上記団体の加入については、いずれも県の事務及び地方行財政との関係が肯定できるから、その支出は本件使途基準等に適合する。

【C27-2・5・7~9】

上記各支出は、総会、懇親会、感謝祭、意見交換会の参加費である。

この点につき、前記議員は、①C27-2は、協同組合新庄駅前通り商店会総会の総会会費であり、商店街の活性化対策、交流人口の拡充対策について意見交換をした、②C27-5は、新庄観光協会総会の参加費であり、総

会後の懇談会で、協会の事業内容、海外観光客誘致、インバウンド、チャーターバイ、交流人口拡充への県の取組み等について意見交換した、③C 27-7は、新庄警察署術科訓練納会懇親会会費であり、犯人逮捕術科訓練の視察と、交通安全・犯罪認知件数の状況、警察活動の現状等について意見交換した、④C 27-8は、自然の恵み感謝祭会費であり、自衛隊関係者や朝日町関係者と国防、災害時の自衛隊、県、市町村の連携等について意見交換した、⑤C 27-9は、新庄商工会議所第145回臨時議員総会会費であり、産業振興支援対策や新年度予算骨格について報告し、国の景気対策、金融支援・企業振興公社におけるアドバイザー制度等について意見交換した、と説明する（乙378、381、383～385、942）。

上記の各支出のうち、①、②、④、⑤は、いずれも総会会費、総会参加費、感謝祭会費、意見交換会会費の名目で徴収されている。②は、総会後に懇親会が開かれているから、会費が酒食提供に対する実費負担の趣旨であることは明らかであるところ、懇親会が意見交換を目的とするものであったことや、総会参加と支出が不可分であったことについての具体的な説明はない。①、④、⑤は、総会や感謝祭の会費であるが、その額から見て、酒食の提供がされる会が開催されたと推測できる。これに対し、前記議員からは、酒食に提供される会が意見交換を目的とする会であったかや、総会・感謝祭の参加が不可分の関係にあったかの説明がされていないから、その出費が政務調査活動に伴い生じるやむを得ない支出であったと認めるには足りない。

そうすると、上記の支出は、いずれも、その目的が飲食と共にしながら懇親を深めることにあったという疑いは排斥できないから、その場において、前記の程度の意見交換があったとしても、これを政務調査活動としての実態があったと認めることは妥当でない。

③は、支出額から見て、酒類の提供があったとは考えられないが、術科訓練の視察のためだけに費用が生じるとは考えられないから、これは、簡素な

飲食の実費負担の趣旨以外あり得ない。そうすると、これが懇親会として開催されていることから見て、視察後に、新庄警察署職員と飲食を共にして、懇親を深めることに主たる目的があるといえるところ、視察のために前記支出が不可欠なものであったことについての具体的説明はないから、その場において、前記の程度の意見交換がされたとしても、これを政務調査活動としての調査や意見交換を見ることは相当でない。

以上によれば、上記支出は、いずれも本件手引4(3)イに該当するものであり、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 27-10】

10

上記支出は、学校給食栄養士会・食育を考える会との意見交換会負担金である。

この点につき、前記議員は、食育に関する勉強会後、場所を移して今後の食育教育、栄養教諭・栄養士の現場での位置付けについて意見交換したと説明する（乙386、942）。

15

上記会は、C 36-1と同じ会であるが、後に説示するとおり、ホテルで開催された意見交換会は、県の食育教育に係る具体的な課題等を議題としており、かつ、意見交換会に参加するためには会費の支出が不可欠であったといえるから、その支出は、本件使途基準等に適合する。

#### (20) 佐藤藤彌議員 (C 29-1～26)

20

#### 【C 29-1・15・16・18】

上記各支出は、記念式典、芸術祭、竣工式典、大会式典の参加費である。

25

この点につき、前記議員は、①C 29-1は、酒田看護専門学校閉校及び酒田市立看護専門学校開校記念式典の参加費であり、式典後の懇談会では県の支援のあり方、病院との連携等について意見交換した；②C 29-15は、市民芸術祭吟詠大会会費であり、芸術祭の大会後の懇談会で、若年層の参加促進の決意を持つべきことや県の支援につき意見交換した、③C 29-16

は、酒田市中平田コミュニティセンター竣工式展会費であり、廃校後的小学校の活用の在り方について地元民の意見を聞き、懇談会では、新築されたコミュニティセンターを中心とした地域振興について意見交換した、④C 29-18は、吟詠剣詩舞大会式典参加費であり、式典後の懇親会で、後継者発掘等の意見交換をした、と説明する（乙387、401、402、404、926）。

以上のとおり、上記の各支出は、いずれも専門学校閉開校に伴う記念式典や、詩吟、吟道の式典、竣工式典の参加費である。会費の額から見て、いずれも酒食の提供を伴う懇親会の実費負担の趣旨といえるが、会が意見交換を目的として開催されたものであることや、式典参加と懇親会の出費が不可分の両関係にあったことについての具体的な説明はなく、意見交換の内容についての説明も前記のような抽象的なものにとどまるのであるから、政務調査活動としての実質的な意見交換がされたと認める余地はない。そうすると、上記支出は、本件手引4(3)イ（違法分類3b）に反する。上記支出は、本件使途基準等に適合しない。

### 【C 29-2・3】

上記各支出は、東京出張の際の宿泊費及び交通費である。

この点につき、前記議員は、4月17日、日本武道館で開催された外国人参政権に反対する一万人集会に参加した際の交通費であり、県議会の構成に関わる問題を調査するため参加したと説明する（乙388、389、926）。

上記大会は、C 8-1～3と同じ大会であるが、既に説示のとおり、山形県議会での採択と関連のある調査がされているといえるから、その参加及び研修については、県の事務に関し議員が行う調査活動といえ、その支出は本件使途基準等に適合する。

### 【C 29-4～10・13・20・22～25】

上記各支出は、総会、総代会等の各種会合の参加費である。

この点につき、前記議員は、①C 29-4は、酒田小型船舶安全協会総会費であり、総会で祝辞を述べ、活動内容、収支一覧確認後、懇親会において、人手不足、後継者問題対策について意見交換をした、②C 29-5は、木建協会総会会費であり、総会で活動状況の報告を受け、懇談会でリフォーム助成金の有効性について意見交換した、③C 29-6は、日向荒瀬漁業協同組合総代会会費であり、総会で祝辞を述べ、懇談会では、人手不足、後継者問題等について意見交換した、④C 29-7は、八幡地区で行われた県政報告と意見交換会の会費であり、国道沿いのバイパスの実現を主テーマに県政全般の報告をし、懇談会では、上記実現のための陳情や進め方を意見交換した、⑤C 29-8は、酒田管工業協同組合総会会費であり、祝辞を述べ、懇談会では、低落札の状況、老朽管の状況等について意見交換した、⑥C 29-9は、平田地区での県政報告、意見交換会の会費であり、農業の危機的状況、つや姫のブランド戦略を説明し、懇親会では平田の赤ねぎのブランド化、農業排水の断面不足解消対策等の意見交換をした、⑦C 29-10は、北平田地区農業振興協議会総会会費であり、総会終了後戸別所得補償の説明があつた他、懇親会では集落営農組織の在り方、県道・河川の草刈りについて意見交換をした、⑧C 29-13は、平田二地区自治会長連絡協議会総会負担金であり、総会で中学校統合、小学校の統廃合に伴う進学路・スクールバスの問題の意見交換をし、懇親会では廃校後の利活用について意見交換した、⑨C 29-20は、酒田ソフトボールクラブ連合会納会参加費であり、納会で現場の生の声を聞き、実態を調査し、懇談会では、施設整備の確保の難しさ、審判員不足等行政のサポートの必要性についての陳情を受けた、⑩C 29-22は、飽海地区中学校体育連盟反省会会費であり、中学校スポーツ部担当教師の反省会に参加して、生徒健全育成のための部活動練習をめぐる費用負担問題等の生の声を聞いた、⑪C 29-23は、北平田農業を考える集い会

費であり、集落営農組織の法人化方針について、意見交換をするため参加し、懇談会では、稻作偏重の是非、個別所得補償について意見交換した、⑫C 2  
9-24は、杵川鮭漁業生産組合との話し合い会費であり、メジカの試食会に参加し、孵化場の整備拡大の意見交換をした、⑬C 29-25は、新青渡老人クラブで講演を依頼された際の会費であり、つや姫ブランド化、酒田港の振興、高規格道路の工事進捗状況の講演をし、懇談会では、医療機関への交通手段、県議会傍聴について意見交換した、と説明する（乙390～396、399、406、408～411、926）。

以上のとおり、上記の支出は、いずれも各種会合の参加費である。しかし、その会は、⑩、⑫を除き、総会等における意見交換等の後に懇親会、懇談会が別途開催されているところ、総会等における意見交換のための費用負担として会費が支払われたと考えられる会合はないから、会費は、その額から見ても、別途開催された酒食の提供を伴う懇親会、懇談会の実費負担の趣旨であることが明らかである。そして、懇親会・懇談会が意見交換を目的として開催されたことや、総会等の参加と出費が不可分な関係にあったことについての具体的な説明はなく、意見交換の内容についての説明も前記のような抽象的なものにとどまるから、政務調査活動としての実質的な意見交換がされたと認める余地はない。

これに対し、⑩は学校教師との反省会として開催され、⑫は試食会として開催されているが、前記議員の説明からも、会の名称や性質からも、意見交換等と酒食を伴う会が不可分一体のものとして開催されたことが明らかである。そして、⑩は運動部の部活動に携わる現場教師の声を聞くことにより、教育行政に、⑫は地元水産業の販路拡大の現状、課題を知ることにより、地域振興に寄与するものといえるから、これは県の事務及び地方行財政に関する議員が行う調査といえる。そうすると、⑩、⑫については、酒食の提供を伴うものであったことを考慮しても、本件使途基準等に適合する。

以上のとおり、上記各支出のうち①～⑨、⑪、⑬（C 2 9 - 4 ~ 1 0 · 1  
3 · 2 0 · 2 3 · 2 5）は、本件手引4(3)イ（違法分類3 b）に反し、本件  
使途基準等に適合しないが、⑩、⑫（C 2 9 - 2 2 · 2 4）は本件使途基準  
等に適合する。

【C 2 9 - 1 1 · 1 2 · 1 4 · 1 7 · 1 9 · 2 6】

上記各支出は、各種団体の年会費又は会費である。

この点につき、前記議員は、①C 2 9 - 1 1 は、酒田港ポートセミナー交  
流会代であり、県の輸出入を担う重要なインフラである酒田港を調査し、自  
動車の積出港の可能性を探るために参加し、県の酒田港戦略を研修した、②  
C 2 9 - 1 2 は、平田二地区自治会長連絡協議会年会費であり、公道・河川  
の草刈り、通学路の安全、防災の協議をする会に参加し、地域の状況につい  
て調査研究を行った、③C 2 9 - 1 4 は、酒田港戦略構築市民決起大会会費  
であり、酒田港一層拡大をテーマとし、内陸部へのポートセールス、荷役助  
成金などを組み合わせた売り込み等について報告を受けた、④C 2 9 - 1 7  
は、酒田聾学校教育後援会年会費であり、聾学校の維持、振興施策のため、  
関係資料等の情報収集をした、⑤C 2 9 - 1 9 は、酒田市子ども育成連合年  
会費であり、子どもの居場所づくり、子ども見守り隊、現代版寺子屋等の実  
践的な取り組みを調査した、⑥C 2 9 - 2 6 は、日本将棋連盟酒田支部年会  
費であり、天童の名産品であり、日本古来の伝統文化に対する安心を高める  
ため将棋連盟の情報収集をした、と説明する（乙397、398、400、  
403、405、412、926）。

上記の説明によれば、上記の各会費の支出は、いずれも県の事務及び地方  
行財政との関係が説明されているといえ、本件手引4(3)ア、ウ（違法分類3  
a）には該当しない。

したがって、上記支出は、本件使途基準等に適合する。

【C 2 9 - 2 1】

上記支出は、新年賀詞交換会会費である。

この点につき、前記議員は、市長や商工会議所会頭の今年の方針を聞くことは有意義で、参加者との大事な意見交換の場であると説明する（乙407、926）。

しかし、上記支出は、新年の賀詞交換会の会費であるから、これは年頭の挨拶、顔合わせ以外の目的はない。顔を合わせた参加者と県の事務等に関する話題を話すことはあり得るとしても、会の性質が意見交換を目的とするものなく、会の性質からも、実質的な意見交換がされるとは考えにくいから、これを政務調査活動と認めるることはできない。

上記支出は、本件手引4(3)イ（違法分類3b）に該当するものであり、本件使途基準等に適合しない。

(21) 沢渡和郎議員 (C30-1~16)

【C30-1・3・5・7、8、10、12、14、15】

上記各支出は、各種団体加入のための会費や年会費である。

この点につき、前記議員は、①C30-1は、山形県政治塾平成22年度年会費であり、アジア解放民族独立、国防、拉致問題等の歴史教育に関わる調査のために加入した、②C30-3は、山形県国際交流協会年会費であり、外国人観光客誘致等、国際活動に関わるため加入し、蔵王の世界戦略等の調査をした、③C30-5は、日本会議年会費であり、歴史教育に関わる調査のために加入した、④C30-7は、日本政策研究センター「明日への選択」地方議員ネットワーク年会費であり、歴史教育に関わる調査のため加入した、⑤C30-8は、山形県日中友好協会平成30年度会費であり、中国の動向等について調査・意見交換等するため年会費を支出した、⑥C30-10は、国家基本研究所の年会費であり、憲法、教育、外交、防衛、通商、危機管理等について情報収集するために年会費を支出した、⑦C30-12は、国際司法裁判所小和田所長と語るヨーロッパの旅発起人会会費であり、国際活動

5 に関わる調査のための加入であるが、上記企画は、山辺町出身の安達峰一郎博士の没後75周年記念講演会で特別講師のため来県したI C J の小和田所長訪問計画である、⑧C 3 0 - 1 4 は、山形県日華親善協会平成22年度会費であり、台湾からの観光客増加の中、外資系企業誘致等のために設立された会に加入した、⑨C 3 0 - 1 5 は、山形県隊友会特別会員会費であり、会報「隊友」を購読し、日本の防衛問題、災害発生時の連携等について情報収集している、と説明する（乙646の1・2、648の1・2、650の1・2、652の1・2、653の1・2、655の1・2、657の1・2、659の1・2、660の1・2、946）。

10 上記の説明によれば、上記の各会費の支出は、いずれも県の事務及び地方行財政との関係が一応説明されているといえ、本件手引4(3)ア、ウ（違法分類3a）には該当しない。

15 確かに、上記団体の中には、県政と直接的な関係を持たない国防、領土問題、外交問題等を主に取り扱うと解される団体もあるから、原告らが、その支出を県政と無関係のものであると指摘することには一定の理解ができるが、県議会は、議決権の他にも、同意権、調査権、意見書提出権、請願受理権と極めて広範な権限を有するのであって、取り扱う事項も幅広いのであるから、県政に携わる県議会議員が、上記の事項を調査の対象とすることがその裁量を逸脱するものとはいえない。

20 したがって、上記各支出は本件使途基準等に適合する。

#### 【C 3 0 - 2 ・ 4 ・ 1 3 ・ 1 6】

上記各支出は、懇親会費である。

この点につき、前記議員は、①C 3 0 - 2 は、洗心苑の利活用を考える市民の会懇親会費であり、洗心苑の保存・継承の取組みの調査を通じて県の文化遺産保存の方向性を検討するため、意見交換会に参加した、②C 3 0 - 4 は、全国自衛隊父兄会山形支部連合会定期総会懇親会会費であり、日本の防

衛問題について調査を行なった、③C 30-13は、平成22年度自衛隊山形県支部連合会理事会懇親会参加費であり、日本の防衛問題、県の災害発生時の対応等について調査・意見交換するために参加した、④C 30-16は、山形県政治塾講師の講演会終了後の懇親会費であり、今後の政治の在り方等について調査・意見交換をするために参加した、と説明する（乙647の1・2、649の1・2、658の1・2、661、946）。

以上のとおり、上記の支出は、いずれも懇親会の参加費である。そして、その会費の額から見ても、懇親会との名称から見ても、これが酒食の提供を伴う懇親会、懇談会の実費負担の趣旨であることが明らかであるが（なお、①はC 4-2と同じ会であり、意見交換会後に懇親会が開かれている。）、懇親会・懇談会が意見交換と不可分なものとして開催されたことや、懇親会が意見交換を目的として開催されたものであることについての具体的な説明はない。そうすると、支出の対象となった懇親会は、酒食を供にして、参加者の親睦を深めることに主たる目的があるといえるから、その席上、前記議員が説明するような意見交換がされたとしても、これに政務調査活動としての実態を認めることはできない。

上記各支出は、本件手引4(3)イに該当するものであり（違法分類3b）、本件使途基準等に適合しない。

### 【C 30-6】

上記支出は、終戦の日全国戦没者集会に参加した際の交通費である。この点につき、前記議員は、大戦の軌跡について調査・意見交換するため追悼式に合わせて上京し、戦没者の関係者と検討会を行なった、当日は靖国神社に参拝し、遊就館見学をし、遺族と戦没者遺影の対面に立ち会ったと説明する（乙651の1・2、946）。

上記のとおり、前記議員は、大戦の軌跡について調査・意見交換するために戦没者関係者と検討会を行ったと説明するが、前記の説明に反し、乙6

50の2には、県内から参考した7名の関係者と上京し、遊就館で遺影と対面した場面に立ち会った事実にしか触れられていないのであるから、前記議員が政務調査活動としての意見交換や調査を行なった事実は認められない。

そうすると、上記の交通費の支出は、私的な参拝に伴うものというべきであり、調査と県の事務及び地方行財政との関係が説明されているといえず、本件手引4(3)ア、ウ（違法分類3a）に該当するから、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 30-9・11】

上記各支出は、研修会、講演会等の参加費である。

この点につき、前記議員は、①C 30-9は、参議院議員らによる日本再生に関するシンポジウムや歴史研修が実施された日本政策研究センターの第22回全国研修会参加費であり、歴史教育に関わる調査のため参加した、②C 30-11は、櫻井よしこによる政治家の質の劣化をテーマとした特別講演会協賛金であり、歴史教育に関わる調査のために参加した、と説明する（乙654の1・2・3、656の1・2、）

上記の説明によれば、上記の各会費の支出は、いずれも県の事務及び地方行財政との関係が一応説明されているといえ、本件手引4(3)ア、ウ（違法分類3a）には該当しない。

以上によれば、上記支出は、本件使途基準等に適合する。

#### 20 (22) 志田英紀議員 (C 31-1～6)

#### 【C 31-1・5】

上記各支出は、交流会、懇談会会費である。

この点につき、前記議員は、①C 31-1は、平成22年度庄内工業技術振興会総会の交流会費であり、材料加工、機械技術、電子技術などの分野の各研究会を設置し、異業種間における課題検討等に取り組んでいる団体の意見交換会に参加し、異業種間のマッチング活動の推進実施事例や懸

案事項等を把握するための調査活動を展開した、②C 3 1-5は、社会保険労務士圏内支部との研修会後懇談会費であり、社労士による地方自治体の事業受託企業に対する労働条件審査制度、県内公開講話の現状と事業支援について、内定奨励金制度の在り方について意見交換を行なった、と説明する（乙662、666、935）。

上記の各支出のうち、①は、交流会費名目での支出である。その主催者は、地域の異業種交流を推進する振興会であるから、総会後の交流会開催の目的が地域の異業種間のマッチング活動の推進にあることが明らかといえる。交流会の会費から見て、その場に酒食が提供されたことは容易に推測できるが、交流会の趣旨・目的が異業種交流の一環であるといえる以上、マッチングの実態を把握するために交流会に参加することは不可欠といえる。そうすると、上記支出について、意見交換を伴わない会合等ということはできない。

これに対し、②は、研修会後の懇談会費であるから、その支出は、研修会と切り離された形で設定された懇談会の実費負担の趣旨といえる。そして、懇談会が意見交換等を目的として開催されたことや、研修会参加と出費が不可欠の関係にあったことについての説明はないから、その目的は飲食を共にしながら懇親を深めることにあったというべきである。そうすると、その場において、前記の程度の意見交換があったとしても、これを政務調査活動としての実態があったと認めるることはできない。

以上によれば、①は、本件手引4(3)イに該当せず、本件使途基準等に適合するが、②は、本件手引4(3)イに該当し、本件使途基準等に適合しない。

### 【C 3 1-2】

上記支出は、懇談会負担金である。

この点につき、前記議員は、前記支出は、国道112号道路整備促進協力会懇談会負担金であり、国道112号線大山地区側溝冠水箇所への取組

みや湯の浜地区の国道飛散対策について意見交換をしたと説明する（乙6  
63、935）。

上記の支出は懇談会費名目での支出であるが、その名称や額から見て、  
昼食等と共にしながら、道路整備促進に関する課題等について意見交換等  
することを目的とする会であると考えられる。そうすると、同会への出席  
について、本件手引4(3)イの意見交換を伴わない会合等とはいえないから、  
上記支出は、本件使途基準等に適合する。

#### 【C 3 1-3・4・6】

上記支出は、いずれも郵便料金である。

この点につき、前記議員は、①C 3 1-3は、県土整備部における総合評価改正に関する資料送付代であり、年2回意見交換をしている山形県建設協会鶴岡支部に県による総合評価改正の概要を周知するために資料を会員に送付した、②C 3 1-4は、山形県機船底曳き網協議会の会員に対する連絡用切手代であり、韓国船籍のコンテナ船の事故により生じた損害について、県が提起した損害賠償請求訴訟について、被告からの補償金の使途について要望・相談を受けていた協議会メンバーに対し、和解成立に伴い、協議会の要望していた負担金返還の方針が決まったことを報告した際のものである、③C 3 1-6は、田川建設労働組合の支部など13の相手先に対し、県の家利子補給制度などの具体的な制度概要について知らせための書類を送付した際の切手代であり、住宅施策に関し、意見を出していた関係者への連絡費用である、と説明する（乙664の1・2、665の1・2、667、935）。

そうすると、上記の各支出は、いずれも、各団体からの意見や要望を受けて進めていた県の施策や訴訟についての報告の性質を有するのであって、前記議員が県政に関する事務を遂行するに当たっての調査活動の一環ということができる。これを私的活動（違法分類2d）や、政務調査目的とは

評価できない活動（同4c）とはいえず、上記支出は、本件使途基準等に適合する。

(23) 野川政文議員（C32-1～43、ただしC32-20は欠番）

【C32-1～3・7・10・15・16・19】

上記各支出は、自衛隊関連の総会、祝賀会等の参加費である。

この点につき、前記議員は、①C31-1は、自衛隊父兄会東根支部総会費であり、自衛隊の災害派遣における父兄の心得や地域防災活動でのリーダーシップの発揮について意見交換をした、②C31-2は、隊友会東根支部総会会費であり、自衛隊と地域に共存・共栄の在り方等について意見交換した、③C31-3は、神町駐屯地54周年記念行事祝賀会会費であり、県民の自衛隊への信頼度の高まり等について意見交換した、④C31-7は、駐屯地司令を囲む会会費であり、駐屯地の地域への貢献等について意見交換した、⑤C31-10は、平成22年度県隊友会意見交換会会費であり、民主党政権下での防衛費の在り方等について意見交換した、⑥C32-15は、第6師団歓迎会会費であり、県民の防衛意識について意見交換した、⑦C32-16は、自衛隊第6師団、山形地方協力本部との意見交換会会費であり、県と第6師団との協力、連携の在り方について意見交換した、⑧C32-19は、隊友会東根支部意見交換会会費であり、地域の危機管理について意見交換した、と説明する。

上記のうち、③、⑥は、祝賀会や歓迎会として開催されているところ、その会費からみて、酒食が提供される場であったことが明らかである。酒食が提供される祝賀会や歓迎会である以上、これが意見交換を目的として開催された会であるとはいえないし、その席上、上記の程度の意見交換がされたことによって、これが政務調査活動としての実態を有するとはいえない。

①、②、④、⑤、⑦、⑧は、総会、囲む会や意見交換会の会費として徴収されているが、いずれも会費からみて酒食の提供を伴う会であったことが明



5

らかである。そして、これらの会で行われたという意見交換の内容は、前記の程度の抽象的なものであるから、酒食を提供して開催された総会、囲む会、意見交換会は、いずれも実質的な議論がされる場ではなかつたと考えられるのである。そうすると、これらの会は、飲食を主目的とする会であった疑いは排斥できない。

したがつて、上記の各支出は、いずれも本件手引4(3)イ（違法分類3b）に該当するもので、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 3 2-4・21～24・26・29～39・41～43】

上記は、いずれも、周年記念、祝賀会、新年会等の会費である。

10

この点につき、前記議員は、①C 3 2-4は、東根ライオンズクラブ40周年記念会費であり、式典及び祝賀会において、社会奉仕の変遷について意見交換した、②C 3 2-2 1は、東根ロータリークラブ20周年記念式会費であり、会員と地域貢献の在り方について意見交換した、③C 2 1-2 2は、山形県林業賞受賞祝賀会会費であり、分収造林の在り方等について意見交換した、④C 3 2-2 3は、東根市職業訓練者表彰式の会費であり、技術者不足、後継者不足の中、人材育成等、今後のものづくりの在り方について意見交換した、⑤C 3 2-2 4は、東根市新春を祝う会の会費であり、中高一貫校の建設用地の意見交換や、街の賑わい、高校の存在、電車通学の学生の利便性について話題にした、⑥C 3 2-2 6は東根地区新春懇談会の会費であり、高速道路へのアクセス道路となる都市計画道路や県道の進捗状況について意見交換した、⑦C 3 2-2 9は、長瀬地区新年を祝う会の会費であり、用地買収や地区民のワークショップについて意見交換をした、⑧C 3 2-3 0は、高崎地区新春懇談会であり、啓翁桜の販路拡大、猿被害対策について意見交換した、⑨C 3 2-3 1は、大富建設組合新春懇談会会費であり、補助額の増額、要綱の簡略化による住宅建築の増加等について意見交換をした、⑩C 3 2-3 2は、東郷地区新春を祝う会会費であり、猿の食害対策、橋の

15

20

25

架け替え補助等について意見交換した、⑪C 3 2-3 3は、大富地区新春を祝う会会費であり、国道拡幅、小見川の藻刈への支援策等の意見交換をした、  
⑫C 3 2-3 4は、東郷地区建設組合新春懇談会会費であり、⑨と同様の意見交換をした、⑬C 3 2-3 5は、小田島地区新春を祝う会会費であり、県道整備、高速道路へのアクセス等について意見交換した、⑭C 3 2-3 6は、山形県宅地建物取引業協会東根支部新春懇談会会費であり、市内の都市計画非用地地域の宅地開発について意見交換した、⑮C 3 2-3 7は、緑綬褒章受賞祝賀会会費であり、青少年の健全育成、非行防止等の地域の取組みについて意見交換した、⑯C 3 2-3 8は、東根青年会議所新春懇談会会費であり、中高一貫校の基本理念や建設用地について意見交換した、⑰C 3 2-3 9は、東根温泉協同組合新春懇談会会費であり、温泉振興のためのガイドブックや観光振興施策の在り方について意見交換した、⑱C 3 2-4 1は、東根市管工業協同組合新年懇談会会費であり、災害時のライフライン確保、県の入札制度における地域要件の在り方について意見交換した、⑲C 3 2-4 2は、仙台さくらんぼ東根会設立総会・祝賀会会費であり、東根市と仙台市の連携等について意見交換した、⑳C 3 2-4 3は、東根市建設業協会新春懇談会会費であり、村山総合支庁北庁舎管内の県発注事業や入札制度の在り方について意見交換した、と説明する（乙416、432～435、437、440～450、452～454、934）。

上記各支出は、いずれも、周年記念、受賞祝賀、創立祝賀、新年祝賀の会に参加するための支出であり、その名称から見て、主たる目的が種々の祝賀にあることが明らかである。会の目的や会費の額から見て、酒食を伴う懇親会や簡素な飲食を提供しての祝賀会であることが推測できるのであって、これらの会が意見交換を目的として開催されたとはいえない。前記議員は、上記の会で、前記説明のとおりの調査や意見交換をしたと説明するが、上記のような趣旨の会で、前記のような調査や意見交換がされたとしても、これが

実質的な意見交換であったと認めるには足りない。その支出は、いずれも本件手引4(3)イ（違法分類3b）に該当するもので、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 3 2-5・8・9・11・14・25・40】

上記各支出は、いずれも懇親会費である。

この点について、前記議員は、①C 3 2-5は、神町飲食店組合総会会費であり、最近の経済状況が経営に及ぼす影響について意見交換した、②C 3 2-8は、東根市芸術文化協議会総会会費であり、市の芸術文化の振興策等について意見交換した、③C 3 2-9は、山形県生活衛生同業組合協議会意見交換会会費であり、喫煙の禁止の経営への影響等について意見交換した、④C 3 2-11は、東根市管工業協同組合意見交換会会費であり、災害発生時のライフライン経営の担い手として同組合の果たす役割について意見交換した、⑤C 3 2-14は、東根市認定農業者交流事業の会費であり、果樹農家が認定を受けるメリット等について意見交換した、⑥C 3 2-25は、東根地区懇談会会費であり、高速道路へのアクセス道路となる都市計画道路と県道の進捗状況等、地域の課題等について意見交換した、⑦C 3 2-40は、北村山建設業協会との意見交換会負担金であり、県の入札制度の在り方について意見交換した、と説明する（乙417、420、421、423、426、436、451、934）。

上記の各支出は、総会、意見交換会等の参加費であるが、いずれも会費からみて酒食の提供を伴う会であったことが明らかである。そして、酒食を伴う会と意見交換会や総会が、一体のものとして開催されたかどうかは、その名称からは明らかではなく、意見交換会への出席等による調査研究活動と出費が切り離せない関係にあったことについての十分な説明がされているとはいえないから、上記の程度の情報交換や意見交換がされたことをいうだけで、その参加が政務調査活動としての実態を有するものであったことの説明には

ならないという他ない。

したがって、上記の支出は、いずれも本件手引4(3)イ（違法分類3 b）に該当するもので、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 3 2 - 6 ・ 1 2 ・ 1 3 ・ 2 7 ・ 2 8】

上記各支出は、各種団体の年会費である。

この点につき、前記議員は、①C 3 2 - 6 は、実践倫理宏正会年会費であり、年数回行われる会に参加し、会員に多い主婦層から子育て、教育、介護等の意見交換を行なっている、②C 3 2 - 1 2 は、東根市自衛隊協力金年会費であり、地域と自衛隊の関わり等について駐屯地幹部と意見交換の機会を得ることができる、③C 3 2 - 1 3 は、東根市日中友好協会年会費であり、日中友好における地域の役割等について、会員や在留中国人家族と意見交換ができる。④C 3 2 - 2 7 は、山形県更生保護事業協会年会費であり、保護司の活動報告を受け、意見交換できる、⑤C 3 2 - 2 8 は、山形県隊友会特別会員年会費であり、防衛・危機管理等の認識を高めることができる、と説明する（乙418、424、425、438、439、934）。

上記の説明によれば、上記の各会費の支出は、いずれも県の事務及び地方行財政との関係が一応説明されているといえ、本件手引4(3)ア、ウ（違法分類3 a）には該当しない。したがって、上記支出は、本件使途基準等に適合する。

#### 【C 3 2 - 1 7 ・ 1 8】

上記各支出は、意見交換会会費及び交通費である。

この点につき、前記議員は、上記各支出は、県不動産政治連盟意見交換会会費であり、意見交換会で空き家問題、都市計画白地地域の開発問題、不動産業における棚卸資産への課税問題について意見交換をし、当日は意見交換会と懇親会が行われたと説明する。

上記意見交換の内容は、県の事務及び地方行財政に関し議員が行う調査研

究活動といえるところ、証拠（乙463の1・2）によれば、上記会は、県政報告、活動方針、政治活動を議題とする意見交換の実施後に酒食を提供する懇親会が行われることとなっていたが、山形県宅地建物等対策議員連盟の県議会議員には、意見交換会と懇談会が一体となった案内状が送付され、意見交換会と懇親会が一体となった式次第が準備されていたと認められる。そうすると、上記の懇親会への出席に関する支出については、意見交換会への出席等による調査研究活動と出費が切り離せない関係にあることについてのやむを得ない事由があることが説明されているといえる。

以上によれば、上記意見交換会の会費（C32-17）の支出は、本件手引4(3)イに該当するものではなく、本件使途基準等に適合する。

これに対し、交通費は、上記意見交換会の会場からC32-19の意見交換会会場に移動するためのものであるが、C32-19への参加は、前記のとおり、政務調査活動とは認められないから、交通費（C32-18）を政務調査費から支出することは本件使途基準等に適合しない。

#### (24) 広谷五郎左エ門議員（C33-1～6）

##### 【C33-1・2・4・5】

上記各支出は、いずれも懇談会や会合等の会費である。

この点につき、前記議員は、①C33-1は、山形県鍼灸師会懇談会会費であり、健康保険適用に向けての改善策、東洋医学と西洋医学の連携について懇談した、②C33-2は、平成22年度第1回西部四地区振興会合の会議会費であり、児童数減少対策として、住宅団地の建設や地元出身者のUターン・Iターン等について意見交換した、③C33-4は、地産地消推進懇談会の会費であり、蕎麦作り、蕎麦祭りの動向について懇談した、④C33-5は、平成22年度第2回西部四地区施行会合の会議会費であり、人口減少地域における若者の地域定住方策、農業等における活性化策について懇談した、と説明する（乙455、456、458、459）。

上記の各支出は、懇談会や会議の会費であるが、いずれも会費からみて酒食の提供を伴う会であったことが明らかである。そして、前記議員の説明によっても、懇談会や会議の開催目的や、意見交換会への出席等による調査研究活動と出費が切り離せない関係にあったことについての十分な説明がされているとはいえないから、上記の程度の情報交換や意見交換がされたことというだけで、その参加が政務調査活動としての実態を有するものであったとの説明にはならないという他ない。

したがって、上記の各支出は、いずれも本件手引4(3)イ（違法分類3b）に該当するもので、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 3 3 - 3 · 6】

上記各支出は、各種団体の年会費である。

この点につき、前記議員は、①C 3 3 - 3 は、経済社会研究所会費であり、県が抱える諸問題、地球温暖化対策をめぐり変革する国際社会と県の展望、中心市街地再生とまちなか住居、介護現場の経営・人材確保等の諸問題を調査した、②C 3 3 - 6 は、高齢者福祉支援協会会費であり、高齢者福祉の課題、現場の実情把握、社会全体での高齢者介護等について調査した、と説明する（乙457、460、927）。

上記の説明によれば、上記の各会費の支出は、いずれも県の事務及び地方行財政との関係が一応説明されているといえ、本件手引4(3)ア、ウ（違法分類3a）には該当しない。したがって、上記支出は、本件使途基準等に適合する。

#### (25) 阿部賢一議員 (C 3 5 - 1 ~ 2 2)

#### 【C 3 5 - 1 · 5 · 7 · 8 · 1 0 ~ 1 2 · 1 6 ~ 1 8】

上記各支出は、総会、敬老会、懇談会、竣工式等の会費及び宿泊費・交通費である。

この点につき、前記議員は、①C 3 5 - 1 は、朝日町建設クラブ総会の参

加費であり、出席して挨拶した後、公共事業の在り方、入札制度、労務単価や要望を聞きながら意見交換した、②C 3 5-5は、朝日町大谷地区敬老会会費であり、バイパス早期改良、農業振興策、医療福祉、結婚問題等の意見を聞いた、③C 3 5-7は、前県議会議員山科朝雄氏の会会費であり、農業通として知られる元県議の話を聞き、農業振興に努力してきた参加者と意見交換をした、④C 3 5-8は、左沢町作り竣工式の会費であり、竣工式で挨拶、テープカット後、懇親会で完成までの話、今後の町作りや活用方法について意見交換した、⑤C 3 5-10・11は、県政意見交換会懇談会費及び宿泊費であり、元知事の話を聞き、県政全般について意見交換した、⑥C 3 5-12は、朝日アップル杯、べに花リトルカップ合同懇親会会費であり、顧問として大会に参加後、反省会と懇親会に出席し、少年の健全育成、子育てやスポーツ参加の意図等について意見交換した、⑦C 3 5-16～18は、皆既月食を見る懇談会会費・宿泊費・交通費であり、労働者組織の在り方、ペアの方向性、最低賃金、パート・派遣社員の正社員化への課題等について意見交換した、と説明する（乙668、672、674、675、677～679、683～685、952）。

上記の各支出は、懇談会や会議の会費として徴収されているが、いずれも会費からみて酒食の提供を伴う会であったことが明らかである。そして、酒食を伴う会と意見交換会が、一体のものとして開催されたかどうかは、その名称からは明らかではなく、意見交換会への出席等による調査研究活動と出費が切り離せない関係にあったことについての十分な説明がされているとはいえないから、上記の程度の情報交換や意見交換がされたことをいうだけで、その参加が政務調査活動としての実態を有するものであったことの説明にはならないという他ない。

したがって、上記の支出は、いずれも本件手引4(3)イ（違法分類3 b.）に該当するもので、本件使途基準等に適合しない。

【C 3 5-2・4・2 1・2 2】

上記各支出は、宿泊費及び交通費である。

5

10

この点につき、前記議員は、①C 3 5-2は、参議院議員とホテルの一室で午後7時30分から午後11時頃まで意見交換をした際の宿泊費であり、高速道路の県内進展状況、今後の予算、農業振興策、国と県の連携について意見交換した、②C 3 5-4は、県庁に勤務する朝日町出身者との県庁朝日会親睦会に参加し、県の施策、次年度の予算等について意見交換し、夜遅くなつたために宿泊した際の宿泊費である、③C 3 5-2 1・2 2は、山形市内農業団体幹部と、県内の畜産動向、国内外での販売状況、後継者問題、仔牛供給対策等意見交換し、その後懇親会に出席した際の宿泊費（C 3 5-2 1）及び交通費（同22）である、と説明する（乙669、671、688、689、952）。

15

①については、参議院議員との上記のような意見交換を行うことは、県政に係る事項といえる。また、意見交換を人目につかないホテルの一室で行うことは社会通念上妥当なものといえ、時間帯が深夜にまで及んだことからすると、宿泊の必要性についても説明があるといえる。したがつて、①の支出は、本件使途基準等に適合する。

20

これに対し、②は親睦会として開催され、③は意見交換会後に懇親会があったというのであるから、いずれも酒食を伴うものであったことが合理的に推測できる。そして、親睦会や懇親会は、その名称や会の性質からみて、意見交換目的のものとは考えられないのであるから、その席上、前記の説明の程度の意見交換があったからといって、政務調査活動の実態があったと認めには足りない。したがつて、親睦会、懇親会後の宿泊費を政務調査費として支出することは、本件使途基準等に適合しない。もっとも、C 3 5-2 2は、③の会場に移動するためのタクシーフレードというのであるから（乙670）、政務調査活動としての意見交換会に伴う費用といえる。

25

以上、C 3 5-2・22は本件使途基準等に適合するが、C 3 5-4・21は本件使途基準等に適合しない（違法分類4c）。

#### 【C 3 5-3・13・14】

上記各支出は、表彰式、地酒まつり、祝賀会の参加費である。

この点につき、前記議員は、①C 3 5-3は、寒河江地区食品衛生協会の定期総会・表彰式会費であり、懇親会では観光振興、インフラ整備、インバウンド対策、従業員育成確保等について意見交換した、②C 3 5-13は、大江町の第12回地酒まつりの前売り券代であり、経過、見た目、味を見分し、県の地元産を生かした食文化に係る施策の参考にした、③C 3 5-14は、大日本農会緑白綬有功賞受賞記念祝賀会参加費であり、受賞者の努力、技術発展、地域との連携について話を聞いた、と説明する（乙670、680、681、952）。

上記のうち①、③は、表彰式、祝賀会であり、会費から見ても、受賞を讃え、祝賀することを目的とした宴會といえる。そうすると、その席上、前記のような会話がされたからといって、これが政務調査活動といえるものではない。

これに対し、②は地酒祭りであるが、地元の酒づくりや祭りを知ることは、観光振興をはじめとした各種施策の基本となるといえる。そして祭りに参加するためには前売り券を購入することが不可欠であるから、その支出は、本件使途基準等に適合するといえる。

以上、C 3 5-3・14は、本件使途基準等に適合しないが、C 3 5-13は本件使途基準等に適合する。

#### 【C 3 5-6・15】

上記各支出は、各種団体の会費である。

この点につき、前記議員は、①C 3 5-6は、実践倫理宏正会寒河江支舎会費であり、社会の在り方、人間の在り方、家庭の在り方などの意見発表、

意見交換をしている、②C 3 5-1 5は、朝日町議員OB会年会費であり、政治の基本である身近な諸問題について、町長や町議員と意見交換している、と説明する（乙673、682、952）。

上記の説明によれば、上記の会費の支出は、いずれも県の事務及び地方行財政との関係が一応説明されているといえ、本件手引4(3)ア、ウ（違法分類3a）には該当しない。したがって、上記各支出は、本件使途基準等に適合する。

#### 【C 3 5-9】

上記支出は、野口勲氏の誕生日を祝う会会費である。

この点につき、前記議員は、石原都知事の講演があることから、施策や地方についての考え方を聞くために参加した、と説明する（乙676、952）。

上記の会は、C 7-4 0と同じ会であり、上記の説明を踏まえると、C 7-4 0と同様、その支出は本件使途基準等に適合する。

#### 【C 3 5-1 9・2 0】

上記各支出は、名刺交換会の会費である。

この点につき、前記議員は、上記支出は、いずれも新年の名刺交換会の会費であり、県の課題、県に対する経済界の要望、批評、雪対策、道路・河川整備、産業振興、観光振興等について意見交換をしたと説明する（乙686、687、952）。

しかし、上記会はいずれも新年の名刺交換会であるから、飲食と共に新年の顔合わせと挨拶をすることを目的としたものである。その席上、上記のような意見交換がされたとしても、これが政務調査活動といえるものではない。したがって、上記各支出は、本件使途基準等に適合しない（違法分類2d、3b）。

(26) 鈴木正法議員（支出番号36-1）

上記支出は、意見交換会負担金である。

この点につき、前記議員は、上記支出は、山形県栄養教諭・学校給食栄養士会との意見交換会負担金であり、午後3時から午後5時まで県議会会議室で食育を考える議員の会や関係者を交え食育等に関する意見交換をし、午後6時から午後7時までホテルに場所を移し、関係者を山形県栄養教諭・学校給食栄養士会と前記議員の会関係者に絞り、学校の授業で正式に食育に授業を行うにはどうしたら良いか、地元食材を給食に用いるための課題、栄養教諭の採用拡充といった点について、食事を取りながら意見交換をしたと説明する（乙461、928）。

上記の経過に照らすと、負担金は、ホテルでの意見交換会の会場費・食糧費の趣旨といえる。しかし、ホテルでの意見交換会は、県の食育教育に係る具体的な課題等を内容とするものであり、かつ、意見交換会に参加するためには会費の支出が不可欠であることについての説明がされていることに照らすと、意見交換会において酒食が適用されていたとしても、上記支出は、本件使途基準等に適合する。

(27) 佐貝全健議員 (C37-1~6)

【C37-1・2】

上記各支出は、C15-14と同じ鹿児島視察時の航空券・宿泊費・現地移動交通費（C37-2）及び謝礼購入代金（C37-1）である。

C37-2に対する判断は、C15-14で説示したとおりであり、同支出は本件使途基準等に適合する。

これに対し、C37-1は、視察調査相手への謝礼であるが、謝礼品購入の必要性について十分な説明があるとはいえないから、その支出は本件使途基準等に適合しない（乙691、952）。

【C37-3~5】

上記各支出は、竣工祝賀会、新春懇談会会費である。

この点につき、前記議員は、①C 3 7-3は、公民会竣工祝賀会会費であり、公民館の活用、運営について地元住民と意見交換した、②C 3 7-4は、宮内地区の新春懇談会会費であり、まちづくりに対する地元住民の要望、意見聴取を行った、③C 3 4-5は、赤湯地区社会教育連絡協議会の新春懇談会会費であり、②と同じ要望、意見聴取を行った、と説明する（乙692～694、952）。

上記支出は、いずれも、その名称から見て、主たる目的が酒食を共にして、竣工や新年を祝賀することにあるといえるから、意見交換を目的として開催された会ではない。前記議員の上記説明の程度の意見交換がされたとしても、

これが政務調査活動となることはない。その支出は、いずれも本件手引4(3)イ（違法分類3 b）に該当するもので、本件使途基準等に適合しない。

### 【C 3 7-6】

上記支出は、意見交換会の参加費である。

この点につき、前記議員は、南陽市下水道工業組合の上下水道整備事業の進捗実態調査及び意見交換会の参加費であり、これに沿う意見交換をしたと説明する（乙695、952）。

しかし、上記支出の額から見て、これは酒食の提供を伴う会合であったと考えられるところ、意見交換の内容についての前記議員の説明は極めて抽象的であるから、これが政務調査活動であったと認めるることはできない。

上記支出は、本件使途基準等に適合しない（違法分類3 b）。

### (28) 平弘造議員 (C 3 8-1～3)

上記各支出は、いずれも懇親会、意見交換会等の会費である。

この点につき、前記議員は、①C 3 8-1は、長井地区食品衛生協会定期総会懇親会費であり、食の安全とノロウィルス対策について意見交換をした、②C 3 8-2は、山形県不動産政治連盟意見交換会会費であり、平成23年度税制改正、土地住宅政策に関する改善と農地法の改善について意見交換し

た、③C 3 8-3は、平成22年度教育行政懇談会で講演した後の懇親会費であり、講演をし、その後意見交換したと説明する（乙462の1・463の1・464の1、929）。

そこで検討すると、①の会については、定期総会と食品衛生功労者・有料施設・優良従業員表彰式と懇親会が一体のものとして企画され、総会では食品衛生思想の普及、促進事業や、食品衛生指導員活動に関する事業等の事業計画案の説明や食品衛生指導部会の活動報告がされたこと（乙462の3）、②の会については、住宅産業の県政報告や今後の政治活動についての意見交換会と懇親会が一体のものとして企画され、前記議員にも一体の参加案内がされていたこと（乙463の2）、③の会については、前記議員による「県政の展望と課題」についての講演及び質疑応答の会であり、講演会後の懇親会に前記議員が出席することが当然の前提となっていたこと（乙464の2）、以上の各事実が認められる。

①～③で行われた総会、意見交換、講演及び質疑応答は、いずれも県政及び地方行財政との関連性が肯定できるものであり、かつ、意見交換会に参加するためには会費の支出が不可欠であることについての説明がされていることに照らすと、意見交換会において酒食が適用されていたとしても、上記各支出は、本件使途基準等に適合する。

(29) 阿部信矢議員 (C 3 9-2・3)

上記各支出は、C 1 5-1 4と同じ鹿児島視察時の航空券・宿泊費・現地移動交通費 (C 3 9-2) 及び謝礼購入代金 (C 3 9-3) である（乙465、930）。

C 3 9-2・3に対する判断は、C 1 5-1 4で説示したとおりであり、同支出は本件使途基準等に適合する。

(30) 後藤源議員 (C 4 3-1～28)

【C 4 3-1・2・4・6・16・24】

上記各支出は、意見交換会等の会費及び運転代行費である。

この点につき、前記議員は、①C 4 3-1・2は、日本造園連合会山形県支部総会意見交換会の会費及び運転代行費であり、技能士検定問題、後継者に技術を伝える研修について意見交換した、②C 4 3-4は、山形県手をつなぐ育成会設立総会、祝賀会会費であり、知的障がい者について意見交換した、③C 4 3-6は、山形県生活衛生同業組合団体協議会総会後の意見交換会費であり、理容業界における国の規制緩和と衛生上の問題について意見交換した、④C 4 3-16は、米沢板金工業組合意見交換会の会費であり、住宅着工件数が少ない中での自営の建築板金業の現況と対応について意見交換した、⑤C 4 3-24は、米沢市幼稚園連合会平成22年度総会会費であり、幼稚園に対する補助金について意見交換した、と説明する（乙467、468、470、472、482、490、936）。

上記の各支出は、意見交換会や祝賀会の会費として徴収されているが、いずれも会費からみて酒食の提供を伴う会であったことが明らかである。

そして、酒食を伴う会と総会、意見交換会が一体のものとして開催されたかどうかは、その名称からは明らかではなく、前記議員の説明によっても、意見交換会や総会への出席等による調査研究活動と出費が切り離せない関係にあったことについての十分な説明がされているとはいえないから、上記の程度の情報交換や意見交換がされたことをいうだけで、その参加が政務調査活動としての実態を有するものであったことの説明にはならないという他ない。

したがって、上記の支出は、いずれも本件手引4(3)イ（違法分類3 b）に該当するもので、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 4 3-3・5・7～9・13・14】

上記各支出は、自衛隊関連の記念行事、祝賀会、意見交換会等の会費で

ある。

この点につき、前記議員は、①C 4 3-3は、第6師団創立48周年記念行事・神町駐屯地54周年記念行事祝賀会会食代であり、日本の防衛と県の災害発生時の派遣等について意見交換を行うために参加した、②C 4 3-5は、米沢市自衛隊協力会総会懇親会費であり、日本の防衛と自衛隊の活動についての講演を聞いたほか、意見交換を行った、③C 4 3-7は、山形県隊友会の意見交換会費であり、災害発生時の対応等について意見交換した、④C 4 3-8は、安部第6師団長を囲む夕べ会費であり、自衛隊への支援、災害救助等について懇談と意見交換をした、⑤C 4 3-9は、自衛隊山形地方協力本部懇親会費であり、自衛官募集業務、退職者の援護業務等について意見交換をした、⑥C 4 3-13は、第6師団長歓迎の夕べ会費であり、出席者と意見交換した、⑦C 4 3-14は、自衛隊第6師団並びに山形地方協力本部との意見交換会会費であり、意見交換をした、と説明する（乙469、471、473～475、479、480、936）。

しかし、上記①、⑥は祝賀会や歓迎会として行われているのであるから、これが意見交換を目的とした会であるとはいえない。また、②～⑤、⑦は、いずれも会費の額から見て、酒食の提供の実費負担の趣旨と考えられるが、酒食を伴う会と総会、意見交換会が一体のものとして開催されたかどうかは、その名称からは明らかではなく、前記議員の説明によつても、意見交換会や総会への出席等による調査研究活動と出費が切り離せない関係にあつたことについての十分な説明がされているとはいえないから、上記の程度の情報交換や意見交換がされたことをいうだけで、その参加が政務調査活動としての実態を有するものであったことの説明にはならないという他ない。

したがつて、上記の各支出は、いずれも本件手引4(3)イ（違法分類3b）

に該当するもので、本件使途基準等に適合しない。

【C 4 3-1 0 ~ 1 2 , 2 0 ~ 2 3 , 2 5 , 2 6】

上記各支出は、祝賀会、新年会等の会費である。

この点につき、前記議員は、①C 4 3-1 0 は、旭日雙光賞受賞記念祝賀会会費であり、知的障がい者の社会参加、県内の施設運営等について意見交換した、②C 4 3-1 1 は旭小褒章受賞を祝う会の会費であり、県内私学を取り巻く現状などについて意見交換した、③C 4 3-1 2 、総務大臣表彰受賞祝賀会会費であり、行政書士の業務について意見交換した、④C 4 3-2 0 は、新春名刺交換会費であり、年度当初の市政方針等について意見交換した、⑤C 4 3-2 1 は、山形県印刷関連業連絡協議会の賀詞交換会会費であり、印刷関連業界の景気、受注高、印刷技術の進歩等の意見交換をした、⑥C 4 3-2 2 は、米沢市建具組合新年会会費であり、住宅リフォーム補助金制度、リフォーム融資、補助の制度の勉強会の後に新年会を兼ね意見交換会を行なった、⑦C 4 3-2 3 は、米沢総合卸売センター新春祝賀会会費であり、経済問題、景気について意見交換した、⑧C 4 3-2 5 は、万世地区受賞者祝賀会及び新春顔合わせ会会費であり、米沢インターチェンジ、国道13号線の4車線化、前田慶次墓地の観光活用等の課題について意見交換した、⑨C 4 3-2 6 は、山形県利用生活衛生同業組合新年会会費であり、県内理容業界の経営状況等の実情について調査・意見交換をした、と説明する（乙476~478、486~489、491・492、936）。

上記各支出は、いずれも、その名称や会費の額から見て、主たる目的が酒食や飲食と共にして、受賞や新年を祝賀することにあるといえるから、意見交換を目的として開催された会ではない。前記議員の上記説明の程度の意見交換がされたとしても、これが政務調査活動となることはない。前記議員は⑥につき、新年会を兼ねた意見交換会であると説明するが、この

点を裏付ける証拠はない。前記の支出は、いずれも本件手引4(3)イ（違法分類3-b）に該当するもので、本件使途基準等に適合しない。

#### 【C 4 3-1 5】

上記支出は、C 3 8-2と同じ会であり、その判断はこれと同じである。

同支出は、本件使途基準等に適合する（乙481、936）。

#### 【C 4 3-1 7・1 9】

上記支出は、各種団体の入会費である。

この点につき、前記議員は、①C 4 3-1 7は、自然エネルギーを考える会回避であり、省エネルギーの研究・実践の情報を収集した、②C 4 3-1 9は、館山城保存会の会費であり、伊達政宗の居城を県の観光振興につなげる意図で入会した、と説明する（乙483、936）。

そうすると、上記の支出については、いずれも県の事務及び地方行財政との関係が一応説明されているといえ、本件手引4(3)ア、ウ（違法分類3-a）には該当しない。したがって、上記支出は、本件使途基準等に適合する。

#### 【C 4 3-1 8・2 7・2 8】

上記各支出は、博物館入場料、セミナー参加費、直会会費である。

この点につき、前記議員は、①C 4 3-1 8は、特別展上杉家家臣団入場料であり、観光振興のための調査目的で入館した、②C 4 3-2 7は、政経セミナーの会費であり、参議員議員山谷えりこの教育問題に関する講演を聴講し、意見交換をした、③C 4 3-2 8は、上杉神社の建国記念日奉祝祭直会会費であり、講演を聴講し、建国記念日の意義を語り合った、と説明する（乙485、493、494、936）。

①、②については、観光振興目的での視察、又は、教育問題の講演聴講目的というのであるから、県の事務及び地方行財政との関係が説明されているといえ、本件手引4(3)ア、ウ（違法分類3-a）には該当しない。②の

会では外部講師が招かれていることに照らすと、会費が懇親会の趣旨と推測することはできない。したがって、上記支出は、本件使途基準等に適合する。

これに対し、③は、建国記念日の祝祭会直会会費であるから、酒食を伴う会であったと解されるところ、前記議員の説明は、講演の内容も明らかでなく、意見交換の内容も抽象的なものにとどまっているから、当該説明から、これが政務調査活動であったと認めることはできない。上記支出は、本件使途基準4(3)ア、イに該当するものであり、本件使途基準等に適合しない。

## 10 6 D類型の支出の違法性について

### (1) 総論

D類型は、いずれも政務調査活動に伴う自家用車利用に関する支出であり、いずれも本件手引に沿い、移動距離1キロメートル当たり37円で計算し、調査研究費として支出されている。

この点につき、原告らは、別紙7-1・2の「違法である事情」「原告の主張」欄記載のとおり、支出内容に関する裏付け資料がなく、調査内容の具体的な説明がないなどと主張する。しかし、支出の違法性を争う者は、当該支出の一般的・外形的事実から、当該支出が本件使途基準に沿うものか一見して明らかでないことについての主張立証責任を負うが、自家用車利用に関する支出については、その違法性を推認させる一般的・外形的事実は、支出内容と移動距離から計算された支出額のみであるから、まずは「支出内容」欄の記載から、当該支出が本件使途基準等に適合しないものであった可能性があるといえるかを判断する他ない。

既に説示のとおり、議員の調査研究活動は広範囲であり、その調査研究の対象、方法も一義的ではなく、調査の対象・方法の選択については、議員の裁量を広く認めることが議会の審議能力強化に資するといえることに照らす

と、支出内容が県政に關係するかどうかについては、そのような議員の広範な裁量を前提に判断する必要がある。そして、そのような觀点から見て、支出内容の記載が一般的・抽象的に県政に關係すると一應考えられる場合には、その違法を主張する者は、単に裏付け資料がない、あるいは、調査内容の具体的な説明がないといった抽象的な主張をするのではなく、その他の事情から、当該支出が本件使途基準等に適合しない支出であったといえることを具体的に主張する必要があるといるべきである。

(2) 星川純一議員 (D 2 8-1 ~ 1 1 3)

別紙 7-1 の「支出年月日」「支出内容」「走行距離」の外形的事実からは、その支出が、いずれも漁港・河川・園芸農業・道路状況等の環境調査、雇用状況、企業動向、地域要望等の調査、文化施設等各施設調査、各種大会出席等のための移動のためであったということが判明するだけであるから、その支出について県政との関連性を有するものであったことについての疑問が生じるとはいえない。実際に、被告が提出する証拠 (乙 8 ~ 1 2 0) には、政務調査活動としての活動内容、用務先、移動距離が具体的に説明されているのであって、これが本件使途基準に適合しない支出であったとの事情は窺われない。

以上によれば、上記支出については、原告から、当該支出が本件使途基準等に適合しないものであることについての主張立証がされているとはいえない。

(3) 阿部賢一議員 (D 3 5-1 ~ 2 2 7)

別紙 7-2 の「支出年月日」「支出内容」「走行距離」の外形的事実からは、以下のものを除き、その支出が、いずれも県や市町村職員、国會議員、企業関係者等との意見交換、農作物関連の各種調査、道路状況等の調査、県発注事務関連の調査等のための移動のためであったということが判明するだけであるから、その支出について県政との関連性を有するものであったこと

についての疑問が生じるとはいえない。また、被告が提出する証拠（乙 6 9  
6～715、717～732、734、736～787、789～796、  
798～875、877～891、893～922（枝番があるものは枝番  
を含む。））には、政務調査活動としての活動内容、用務先、移動距離が具  
体的に説明されているのであって、これが本件使途基準等に適合しない支出  
であったとの事情は窺われない。

これに対し、D 3 5-2 1 は駅伝大会開会式出席と選手激励、同 3 8 は記  
念祝賀会出席、同 1 1 1 はスポーツフェスティバル参加とだけ記載され、別  
紙 7-2 の「支出内容」欄には意見交換実施の有無等政務調査活動に付随し  
るものであったことの記載もないであるから、その外形的事実からは、挨  
拶目的や私的な出席との疑いが生じるといえる。実際に、前記議員からは、  
意見交換の内容について具体的な説明はされていないのであるから（乙 7 1  
6、806）、これらの会への出席は挨拶目的のものに過ぎなかつた可能性  
は高いというべきである。

また、D 3 5-1 6 は C 3 5-1 に、D 3 5-4 0 は C 3 5-3 に、D 3 5-  
5 3 は C 3 5-4 に、D 3 5-5 4 は C 3 5-5 に、D 3 5-9 3 は C 3 5-7  
に、D 3 5-1 0 2 は C 3 5-8 に、D 3 5-1 8 1 は C 3 5-1 6 に、D 3 5  
-1 9 7 は C 3 5-2 1 に出席するための移動費の全部または一部であるが、  
これらの会合等への参加が政務調査活動といえないことは既に説示のとおり  
であるから、その支出は本件使途基準等に適合しない。このうち D 3 5-1  
6・5 4 は、他の政務調査活動のための移動も含まれているから、本件使途  
基準等に適合しない割合を 2 分の 1 とする。

以上のとおり、D 3 5-2 1・4 0・5 3・9 3・1 0 2・1 8 1・1 9  
7 は全額、D 3 5-1 6・5 4 はその半額が本件使途基準等に適合しない支  
出である。

#### (4) 原告らの主張について

原告らは、D類型について、いずれも資料がない、調査内容が不明である、調査に値しない、あるいは現地に赴いたことの裏付けがないなどと主張する。そして、県の財政支出を県民の立場から監視することを目的として活動するという原告らの立場から見て、上記両議員が、別紙7-1・2のとおりの頻回の自家用車利用について政務調査費から費用を支出したことについて、支出内容どおりの調査が行われたか、行われたとして、税金からの支出に値する調査が行われたかについて疑問を呈し、その説明責任を果たすようを求めることは、当然のことといえる。

しかし、議員が行う調査研究活動の対象や方法の選択は、基本的には議員の良識に基づく裁量に委ねられるべき問題であり、本件使途基準等に沿うものである限り、その必要性がないと断定することはできない性質の活動である。地域の声を聞き、現地を見分すること自体が、強固な議員活動の基盤となるという側面もあり、また、現地を見分すること自体が主目的である場合、その裏付け資料を残すことや調査の成果を形で示すことが困難な場合も存在するのであるから、別紙7-1・2の「違法である事情」「原告の主張」欄記載のように、単に調査の必要性に疑問があるとか、裏付け資料の提出がないというだけで、その支出が違法であった疑いが具体的に生じるとまではいふことは相当でない。

## 7 違法な支出額のまとめ

以上によれば、別紙1「認容額一覧表」の「氏名」欄各記載の議員は、同「返還請求額（円）」欄記載の金額について、県に対する不当利得返還義務を負う。

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、同法施行令171条から同条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり、免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない（最高裁平成1

6年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁）。よって、被告は、上記各不当利得返還請求権の行使を違法に怠っているものというべきである。

以上によれば、原告らの請求は、別紙1「認容額一覧表」に記載の限度で、その返還を請求することを怠ることの違法の確認を求め、また、同部分の返還を請求するよう被告に求める限度で理由がある。

山形地方裁判所民事部

裁判長裁判官

本多幸嗣

10

裁判官

佐々木康平

15

裁判官

板場敦子

20



(別紙1) 認容額一覧表

議席番号	氏名	返還請求額(円)
2	吉村和武	10,000
3	榎津博士	0
4	高橋啓介	16,700
5	阿部昇司	88,000
6	加賀正和	45,540
7	森谷仙一郎	234,700
8	鈴木孝	60,900
10	竹田千恵子	131,610
12	木村忠三	266,403
13	菅原元	23,500
14	伊藤誠之	35,000
15	青柳信雄	136,500
16	小池克敏	33,000
17	中川勝	110,500
21	伊藤重成	21,000
23	吉田明	45,500
24	船山現人	79,775
27	坂本貴美雄	41,000
28	星川純一	0
29	佐藤藤彌	84,000
30	沢渡和郎	44,540
31	志田英紀	4,000
32	野川政文	26,290
33	広谷五郎左工門	25,000
35	阿部賢一	123,419
36	鈴木正法	10,000
37	佐貝全健	33,720
38	平弘造	25,000
39	阿部信矢	0
43	後藤源	137,800

(別紙2)議員別支出額集計表

議員番号	氏名	A		B		C		D		議員別合計	
		件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額
2	吉村和武	1	5000	4	75740			5		80740	
3	榎津博士			1	356			1		356	
4	高橋啓介			12	23200			12		23200	
5	阿部昇司	5	25000	22	80000			27		105000	
6	加賀正和			18	61080			18		61080	
7	森谷仙一郎	1	5000	61	239300			62		244300	
8	鈴木孝	2	111600	24	108690			27		221190	
10	竹田千恵子	7	35000	37	170420			46		214720	
12	木村忠三	6	30000	61	690873			67		720873	
13	菅原元	1	5000	6	46300			7		51300	
14	伊藤誠之	5	25000	4	200400			9		225400	
15	青柳信雄	2	10000	32	279020			34		289020	
16	小池克敏	3	13000	6	32560			9		45560	
17	中川勝	6	30000	25	132730			31		162730	
21	伊藤重成	4	20000	2	48800			6		68800	
23	吉田明	2	111300	11	40500			13		151800	
24	船山現人	5	25000	22	79050			27		104050	
27	坂本貴美雄	5	25000	10	44000			15		69000	
28	星川純一					113	469160	113		469160	
29	佐藤謙彌	3	15000	26	123370			29		138370	
30	沢渡和郎	1	5000	16	155540			17		160540	
31	志田英紀			6	19400			6		19400	
32	野川政文	2	10000	42	195940			44		205940	
33	広谷五郎左工門	1	5000	6	31000			7		36000	
35	阿部賢一	5	25000	22	104154	227	699207	254		828361	
36	鈴木正法	2	10000	1	5000			3		15000	
37	佐貝全健	2	10000	6	156020			8		166020	
38	平弘造	6	28000	3	15000			9		43000	
39	阿部信矢			2	159500			2		159500	
43	後藤源	1	6000	9	43000	28	114500	38		163500	

(別紙3の1)

## 山形県政務調査費の交付に関する条例（本件条例）の定め

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、山形県議会（以下「議会」という。）における政務調査費に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 県や、山形県議會議員（以下「議員」という。）の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるため、第4条第1項の規定による届出をした会派（所属する議員が1人の会派を含む。以下同じ。）及び議員に対し、政務調査費を交付する。

第3条の2 議員に対して交付すべき政務調査費の額は、1月当たり28万円とし、当該政務調査費は、月の初日に在職する議員に対し、四半期ごとにその四半期分を交付するものとする。

2 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた月に係る前項の政務調査費の額の計算については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

第5条 1項 議長は、会派結成届出をした会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、当該届出に係る事項及び当該議員の氏名を、毎年度4月5日までに知事に通知するものとする。

2 議長は、年度の中途において、前条第1項から第3項までの規定による届出があったとき、又は政務調査費の交付を受ける議員の異動が生じたときは、当該届出に係る事項及び当該異動の内容を速やかに知事に通知するものとする。

第6条 前条の規定による通知があったときは、知事は、当該通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定又はその変更の決定を行い、その旨を当該会派及び議員に通知するものとする。

第7条1項 会派及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、各四半期分の政務調査費の交付を知事に請求するものとする。この場合において、政務調査費の交付を決定した旨の通知があった後最初に請求するときには、その通知を受けた日から起算して10日以内に、その他のときにあっては、各四半期の最初の月の10日（その日が山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「山形県の休日」という。）に当たるときは、その翌日）までに請求するものとする。

2ないし5（略）

6 知事は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る会派及び議員に対し、政務調査費を速やかに交付するものとする。

第9条1項 政務調査費の使途は、おおむね次に掲げる科目によるものとする。

- (1) 調査研究費
- (2) 研修費
- (3) 会議費
- (4) 資料作成費
- (5) 資料購入費
- (6) 広報費
- (7) 事務所費
- (8) 事務費
- (9) 人件費

2 前項に掲げる科目の基準は、議長が定めるところによる。

第10条1項 地方自治法第100条第15項に規定する政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）は、別記様式によるものとする。

2 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、その年度における当該政務調査費に係る収支報告書を翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならぬ

い。

3ないし4（略）

5 収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（当該書類の取得が困難な場合、当該書類による当該支出の証明が困難な場合等は、議長が定める様式による書面）を添付しなければならない。

6 議長は、収支報告書（前項の添付書類を含む。以下同じ。）が提出された場合は、その写しを、速やかに知事に送付するものとする。

第12条 会派及び議員（議員であった者を含む。以下同じ。）は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額からその年度において行った政務調査費による支出（第9条に規定する使徒の基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除した残余（以下「残余」という。）がある場合、残余の額に相当する額の政務調査費を県に返還しなければならない。

2 知事は、残余があると認める会派及び議員に対し、残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

第13条 議長は、収支報告書をこれらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

2（略）

(別紙3の2)

本件使途基準

支出科目	内 容
調査研究費	県の事務及び地方行財政に関し会派又は議員が行う調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費, 交通費, 宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会, 講演会等の実施に必要な経費並びに他団体等が開催する研修会, 講演会等への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (会場・機材借上費, 講師謝金, 会費, 交通費, 宿泊費等)
会議費	会派における各種会議に要する経費及び議員が地域住民の県政に関する要望, 意見等を吸収するために行う各種会議に要する経費 (会場・機材借上費, 資料印刷費, 交通費, 宿泊費等)
資料作成費	会派又は議員が議会活動に必要な資料を作成するためには要する経費 (印刷・製本代, 原稿料等)
資料購入費	会派又は議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代, 新聞雑誌購読料等)
広報費	議会活動及び県政に関する政策等について会派又は議員が行う広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費, 送料, 交通費等)
事務所費	会派又は議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置, 管理に要する経費

	(事務所の借上料、管理運営費等)
事務費	会派又は議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人件費	会派又は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

(別紙3の3)

## 山形県政務調査費の取扱いに関する要領（本件取扱要領）

(支出に当たっての基本的事項)

第2 調査研究活動に伴い政務調査費を支出するにあたっての基本的事項は、次のとおりとする。

### (1) 実費支出の原則

政務調査活動は、会派及び議員の自発的意志に基づき行われるものであり、基本的に調査研究に要した経費について自ら把握することが可能であることから、その額や内容についても社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、実費による支出を原則とする。

### (2) 按分による支出

調査研究活動とそれ以外の活動に係る部分を含む経費を支出する場合は、実績等に応じた合理的な割合で経費を按分する。

なお、事務所費、事務費、人件費において、他の活動に係る部分と明確に区分し難い場合の按分の上限率は、原則2分の1とする。

(各支出科目の運用の目安)

第3 第2に規定する支出に当たっての基本的事項のほか、条例及び本件規程に規定する政務調査費の各支出科目の運用の目安は、次のとおりとする。

### (1) 調査研究費（交通費、宿泊費）

調査研究活動を行う場合の交通費は実費とし、日当等（食事代を含む。）は支出できない。ただし、自家用車等を利用して調査研究活動を行った場合は、燃料費等を厳密に算出することは困難なことから、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）の規定により、自家用車を利用して旅行する県職員に支給される車賃の額を基準とする。

また、調査研究活動に伴い宿泊を要する場合の宿泊費も実費とし、その額も社会通念上妥当な範囲のものであること。

## (2) 研修費、会議費（食糧費）

他者が主催する研修会や会議に伴う懇談会に出席する場合の食糧費については、公職選挙法の制限に抵触しないことを前提とした上で、政務調査活動との研修会、会議との一体性があり、その内容も情報交換や意見交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合に限り支出できることとし、その額も社会通念上妥当な範囲のものであること。

また、自己が主催する研修会や会議等における参加者の飲食代については、茶菓代等を除き支出できない。

## (3) 資料作成費

資料の中に他の活動に係る部分を含む場合は、合理的な割合で経費を按分する。

## (4) 資料購入費

情報収集等調査研究のために必要な資料、雑誌等については、真に必要な部数に限る。

## (5) 広報費

広報誌等の中に他の活動に係る部分を含む場合は、合理的な割合で経費を按分する。

## (6) 事務所費

後援会事務所、政党事務所等と共に場合の事務所賃借料、維持費等は、使用領域、使用内容等、合理的な割合で経費を按分する。

## (7) 事務費

備品及び消耗品については、政務調査活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるものとし、価格や台数等についても、政務調査活動に要する備品という観点から社会通念上許容される範囲であること。

## (8) 人件費

常時雇用において、他の用務にも従事している場合は、勤務実態等に応じ合

理的割合で経費を按分する。

(政務調査費を充当するのに適さない経費)

第4 政務調査費を充当するのに適さない経費は次のとおりとする。

(1) 私的財産の形成につながる経費等

政務調査費の充当の範囲は、調査研究に直接必要とする経費に限られ、たとえ調査研究に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成につながるものには充当できない。

(2) 政務調査費を充当するのに適さない活動に要する経費

政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動に要する経費へは支出できない。

(3) 政務調査費を充当するのに適さない会費等

個人の立場で加入している団体に対する会費、意見交換を伴わない会合等の参加費、団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費等には支出できない。

(別紙3の4)

## 政務調査費（本件手引）

### 1 調査研究費

#### (1) 交通費

公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶）、レンタカー、高速道路、有料駐車場については実費とするものとされているが、自家用自動車については、県の旅費規定に基づく車賃の額（1キロメートル当たりの基準単価37円）を準用することができるものとされている。

#### (2) 宿泊料

実費とする（食事代を除く。）。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とするものとされ、その参考として、「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例」にて規定する宿泊料が、1泊につき甲地方が16,500円、乙地方が13,300円であることが付記されている。

#### (3) 海外視察経費

支出できる（国内旅費と同様に実費によるものとする。）。

#### (4) 調査相手方への謝礼等の支出

支出できる。

### 2 研修費

#### (1) 食糧費

ア 他者が主催する研修会に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費  
公職選挙法の制限に抵触しないことを前提とした上で、政務調査活動としての研修会との一体性があり、その内容も講師や他の参加者との情報交換や意見交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合に限り、自己負担分（会費等）を支出することはできる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、目安として5,000円程度とする。

#### イ 会派及び議員間での懇談に要する経費

たとえそれが政務調査活動の一環として開催される場合であっても支出できない。

#### (2) 会費のうち議員連盟及び他団体主催会合等の会費

個々の議員連盟等の活動内容や実態が、政務調査活動にかなうものである場合は支出できる。また、議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費は、あくまでも実質的な意見交換を中心である場合は支出できる。

### 3 会議費のうち食糧費としての他者が主催する会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費

公職選挙法の制限に抵触しないことを前提とした上で、政務調査活動としての研修会との一体性があり、主催者の開催目的が意見交換等であり、実質的にも意見交換等が行われた場合に限り、自己負担分（会費等）を、会議費ではなく、「調査研究費」から支出することはできる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、目安として5,000円程度とする。

### 4 政務調査費を充当するのに適さない経費等

#### (1) 私的財産の形成につながる経費等

ア 事務所として使用する不動産の購入、建築工事への支出

イ 自動車の購入、修理点検等維持経費

ウ 政務調査活動に直接必要としない備品等の購入経費（絵画、冷蔵庫、衣服等）

#### (2) 政務調査費を充当するのに適さない活動に要する経費

ア 政党活動

(ア) 政党広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷、発送料

(イ) 政党组织の事務所の設置維持経費、人件費

(ウ) 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費

(エ) 会派役員経費

イ 選挙活動

選挙における各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成経費、その他の選挙活動費

ウ 後援会活動

- (ア) 後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷、発送料
- (イ) 後援会主催の「県政報告会」等の開催経費

エ 私的活動

- (ア) 慶弔餞別費、冠婚葬祭費等（見舞、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮、慶弔電報、年賀状購入費等）
  - (イ) 宗教活動費（檀家総代会、報恩講、宮参り等）
  - (ウ) 観光、レクリエーション、親睦会経費等
- (3) 政務調査費を充当するのに適さない会費等

ア 個人の立場で加入している団体に対する会費

町会費、公民館費、P T A会費、商工会費、同窓会費等

イ 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）

- (ア) 挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費
- (イ) 飲食を主目的とする懇談会会費
- (ウ) 他の議員の後援会や祝賀会に出席する経費
- (エ) 議員が他の団体の役職を兼ねていて、その団体の理事会、役員会や総会の出席経費

ウ 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合その団体に対して納める年会費、月会費

- (ア) 多額の還付金が生じる議員連盟の年会費
- (イ) 会食代等が主な充当先である団体の年会費等

エ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食、その他法令等の制限に抵触する事項

公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超

える飲食の提供、講演会等集会における食事の提供)

以上

## (別紙4) 支出費目1 (A類型, B1類型)



項目・番号	会合名	議席番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	【原告】違法である事情	被告側の反論
A 1	5月12日、置賜地域意見交換会	10	竹田千恵子	H22.5.12	5,000	あさひ代行社	置賜地域意見交換会代行車料	酒席の場への参加が政務調査の活動と認められない以上、その支出も違法と評価されるべきである。	単なる飲食や懇親のためでなく、県政に関する意見交換を行ったものである。 なお、訴状中、支出相手先欄「代行車」は、「あさひ代行社」である。
A 2	5月31日、置賜地域行政懇談会	10	竹田千恵子	H22.5.31	4,300	あさひ代行社	置賜地域行政懇談会懇親会代行車	酒席の場への参加が政務調査の活動と認められない以上、その支出も違法と評価されるべきである。	単なる飲食や懇親のためでなく、県政に関する意見交換を行ったものである。 なお、訴状中、支出相手先欄「代行車」は、「あさひ代行社」である。
A 3	4月23日、東南村山地域政策意見交換会	8	鈴木孝	H22.4.23	900	山形駅東口交通センター駐車場	東南村山地域政策意見交換会出席駐車料金	酒席の場への参加が政務調査の活動と認められない以上、その支出も違法と評価されるべきである。	単なる飲食や懇親のためでなく、県政に関する意見交換を行ったものである。
A 4	置賜広域病院組合議会議員・執行機関意見交換会	43	後藤源	H23.2.18	6,000	花沢運転代行社	置賜広域病院組合議会議員・執行機関意見交換会出席に係る交通費	酒席の場への参加が政務調査の活動と認められない以上、その支出も違法と評価されるべきである。	単なる飲食や懇親のためでなく、県政に関する意見交換を行ったものである。 なお、訴状中、支出相手先欄「代行車」は、「代行社」である。
B 1 1	4月26日、庄内地域行政課題意見交換会	5 13 29	阿部昇司 菅原元 佐藤藤彌	H22.4.26	5,000	庄内総合支庁総務課副主幹遠藤久男	4/26庄内地域行政課題意見交換会経費	場所は、料亭「治郎兵衛」となり、その「一体性」を欠くものである。	「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務調査費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのである。原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。「懇親会」は、意見交換会に引き続き行われたものであって、意見交換会の開催の通知において議員に出席するよう依頼しており、また、意見交換会の参加者のうち、議員のみならず庄内総合支庁の職員もその大半が出席していることから、「懇親会」は意見交換会と一体性がある。 (乙第121号証の2)
								もともとの会費が「1万円」と高額であり、かつ、その開催目的としても「新年度の顔合わせ」となっている。	開催目的は、「意見交換会を踏まえ総合支庁職員と県議会議員が個別具体的な事項について、関連して総合支庁行政全般について幅広く更なる意見交換を行うもの」である。 (乙第121号証の2) なお、会費の多寡は、充当の可否を決定するものではない。
								意見交換がなされたとする具体的な資料は一切ない。	上記開催目的により、庄内総合支庁の主要事業等に関する意見交換を行ったものである。 (乙第121号証の2) なお、訴状中、支出相手先欄「遠藤久雄」は、「遠藤久男」である。
B 1 2	5月12日、置賜地域意見交換会	10 12 16 17 24 38 43	竹田千恵子 木村忠三 小池克敏 中川勝 船山現人 平弘造 後藤源	H22.5.12	5,000	意見交換会事務局置賜総合支庁総務企画部総務課長塚田弘一	5/12意見交換会懇親会費	意見交換会の場と、懇親の場は、料亭「志ん柳」で同一となっているが、部屋を別々にし、懇親の場は酒席となっている。	「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務調査費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのである。原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。「懇親会」は、意見交換会に引き続き行われたものであって、意見交換会の案内と同日に案内が発せられているほか、案内の通知において議員に出席するよう依頼しており、また、意見交換会の参加者のうち、議員のみならず置賜総合支庁の職員もほぼ全員出席していることから、「懇親会」は意見交換会と一体性がある。 (乙第122号証の2)

## (別紙4) 支出費目1 (A類型, B1類型)

項目・番号	会合名	議席番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	【原告】違法である事情	被告側の反論
								酒席の場における意見交換が実質的になされたとする具体的な資料は一切ない。	平成22年度公共事業及び平成23年度国の施策等に対する提言などの管内の行政課題に関して、出席者が議員と各々個別具体に意見交換を行ったものである。 (乙第122号証の2)
B 1 3	5月31日、置賜地域行政懇談会	10 竹田千恵子 12 木村忠三 16 小池克敏 17 中川勝 24 松山現人 37 佐貝全健 38 平弘造 43 後藤源	H22.5.31	5,000	置賜総合支庁総務企画部総務課長塚田弘一	5/31行政懇談会懇親会費	懇談会と懇親会の場が「置賜総合支庁本庁舎・講堂」から料亭「志ん柳」に変わっている	「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務調査費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。 「懇親会」は、行政懇談会に引き続き行われたものであって、行政懇談会の案内と同日に案内が発せられているほか、案内の通知において議員に出席するよう依頼しており、また、行政懇談会の参加者のうち、議員のみならず置賜総合支庁及び管内公所の職員もほぼ全員「懇親会」に出席していることから、「懇親会」は行政懇談会と一体性がある。 (乙第123号証の2)	
B 1 4	11月18日、置賜地域議員協議会	10 竹田千恵子 12 木村忠三 17 中川勝 24 松山現人 38 平弘造 43 後藤源	H22.11.18	5,000	置賜総合支庁総務企画部総務課長塚田弘一	11/18置賜地域議員協議会懇親会費	この協議会それ自体は、山形県議会議長の主催である。乙4の手引によると「自己が主催する」もしくは「会派及び議員間での」懇談にかかる食糧費支出は「不可」とされている。 本件の場合は、この協議会終了後に、置賜総合支庁総務課が主催した料亭「はぎ苑」における懇親会会費の支出の問題である。 主催者が異なり、その開催場所も異なり、そして、料亭における酒席の会費支出の問題である。 前記「一体性」がないこと明らかではないか。	「会議と懇談会の主催者の同一性」、「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務調査費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。 置賜総合支庁の主催した懇親会は、開催主体は異なるものの、議長から置賜総合支庁への協力依頼の下に実施された協議会及び現地視察に引き続き行われたものであり、懇親会の案内の通知において議員が参加することが求められていたことや、議員のみならず主催者側である置賜総合支庁の職員の多くが引き続き「懇親会」に出席していることから、「懇親会」は協議会と一体性がある。 (乙第124号証の2)	
B 1 5	4月26日、北村山地域政策懇談会	15 青柳信雄 32 野川政文	H22.4.26	5,000	村山総合支庁北村山総務課長安孫子勉	4/26北村山地区政策懇談会負担金	この酒席の目的は「懇親」にあり、意見交換目的でないことが明らかである。 提出資料からしても、意見交換が実質的になされたとする具体的な裏付けはない。	開催目的は、「地域議員協議会及び現地視察を踏まえ、さらに意見交換を行なうもの」である。 (乙第124号証の2)	
							懇談会と酒席（料亭「多茂登」）の場が異なり、前記第1項と共通の問題である。	「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務調査費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。 「懇談会」は、意見交換会に引き続き行われたものであって、意見交換会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇談会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼しており、また、意見交換会の参加者のうち、議員のみならず主催者側である村山総合支庁の職員の多くが「懇談会」に出席していることから、「懇談会」は意見交換会と一体性がある。 (乙第125号証の2)	

## (別紙4) 支出費目1 (A類型, B 1類型)

項目・番号	会合名	議席番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	【原告】違法である事情	被告側の反論
								<p>前項までの問題の指摘内容と異なる点は、酒席の場における「主な意見交換項目」内容が説明されていることである。この説明文書は、「平成28年7月27日」作成であるが、説明者は議員ではなく、「当時の出席者」（県職員を指す）となっている。</p> <p>この意見交換の有無が問われる趣旨は、議員が政務調査活動の一環として意見交換したのか否かである。</p> <p>従って、その意見交換の内容は、議員にとって意義があるのか、議員からの説明がなされなければならないものである。</p> <p>この乙125の3は、議員による説明ではない。その意味で、本件資料は、格別の意義を有しない。</p>	<p>懇談会における意見交換の内容を説明したものであり、説明者が誰であるかどうかは、違法性と関係はない。</p>

## (別紙4) 支出費目1 (A類型, B1類型)

項目・番号	会合名	議席番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	【原告】違法である事情	被告側の反論
B 1 6	5月24日、北村山管内政策懇談会	15 青柳信雄 32 野川政文	H22.5.24	5,000	村山総合支庁北村山総務課長安孫子勉	5/24北村山管内政策懇談会負担金		懇談会の場と懇親の場（料亭「酒菜屋どんべえ」）が異なっていることを含めて、問題は前記第3項と同一である。	「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務調査費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。「懇談会」は、事業説明会に引き続き行われたものであって、事業説明会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇談会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼しており、また、事業説明会の参加者のうち、議員のみならず主催者側である村山総合支庁の職員も全員「懇談会」に出席していることから、「懇談会」は事業説明会と一体性がある。 (乙第126号証の2)
								（前記第3項） 宴席（酒席）における意見交換が実質的になされたとする具体的な資料は一切ない。	村山総合支庁北村山管内の主要事業等に関する意見交換を行ったものである。 (乙第126号証の2)
B 1 7	4月20日、西村山政策懇談会	35 阿部賢一 36 鈴木正法	H22.4.20	5,000	村山総合支庁西村山総務課長安達正博	4/20西村山政策懇談会負担金		懇談会の場と懇親の場（割烹旅館「叶屋」）が異なっていることも含めて、問題は前記第5項と同一である。	「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務調査費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。 「懇談会」は、意見交換会に引き続き行われたものであって、意見交換会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇談会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼しており、また、意見交換会の参加者のうち、議員のみならず主催者側である村山総合支庁の職員の多くが「懇談会」出席していることから、「懇談会」は意見交換会と一体性がある。 (乙第127号証の2)
								（前記第5項） 前項までの問題の指摘内容と異なる点は、酒席の場における「主な意見交換項目」内容が説明されていることである。この説明文書は、「平成28年7月27日」作成であるが、説明者は議員ではなく、「当時の出席者」（県職員を指す）となっている。 この意見交換の有無が問われる趣旨は、議員が政務調査活動の一環として意見交換したのか否かである。 従って、その意見交換の内容は、議員にとって意義があるのか、議員からの説明がなされねばならないものである。 この乙125の3は、議員による説明ではない。その意味で、本件資料は、格別の意義を有しない。	懇談会における意見交換の内容を説明したものであり、説明者が誰であるかどうかは、違法性と関係はない。

## (別紙4) 支出費目1 (A類型, B1類型)

項目・番号	会合名	議席番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	【原告】違法である事情	被告側の反論
B 1 8	5月31日、西庁舎所管事業等説明会	36	鈴木正法	H22. 5. 31	5,000	村山総合支庁西村山総務課長安達正博	5/31西庁舎所管事業説明会負担金	<p>懇談会の場と懇親会の場（割烹旅館「吉本」）が異なっていることも含めて、問題は前記第5項と同一である（乙128の1～3、なお、乙128の3の作成日は平成28年7月29日である）。</p> <p>（前記第5項） 前項までの問題の指摘内容と異なる点は、酒席の場における「主な意見交換項目」内容が説明されていることである。この説明文書は、「平成28年7月27日」作成であるが、説明者は議員ではなく、「当時の出席者」（県職員を指す）となっている。この意見交換の有無が問われる趣旨は、議員が政務調査活動の一環として意見交換したのか否かである。従って、その意見交換の内容は、議員にとって意義があるのか、議員からの説明がなされねばならないものである。この乙125の3は、議員による説明ではない。その意味で、本件資料は、格別の意義を有しない。</p>	<p>「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務調査費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。「懇談会」は、事業等説明会に引き続き行われたものであって、事業等説明会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇談会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼しており、また、事業等説明会の参加者のうち、議員のみならず主催者側である村山総合支庁の職員も全員「懇談会」に出席していることから、「懇談会」は事業等説明会と一体性がある。 (乙第128号証の2)</p> <p>懇談会における意見交換の内容を説明したものであり、説明者が誰であるかどうかは、違法性と関係はない。</p>
B 1 9	4月26日、最上総合支庁県政検討会	14 21 27	伊藤誠之 伊藤重成 坂本貴美雄	H22. 4. 26	5,000	最上総合支庁総務課長 佐原伸児	4/26最上総合支庁県政検討会経費	<p>懇談会の場と懇親の場（食彩の宿「おくやま」）が異なっていることも含めて、前記第5項と同一である。</p> <p>なお、乙129の3の作成日は、明らかにされていないが、最近の作成であると推測される。 (前記第5項) 前項までの問題の指摘内容と異なる点は、酒席の場における「主な意見交換項目」内容が説明されていることである。この説明文書は、「平成28年7月27日」作成であるが、説明者は議員ではなく、「当時の出席者」（県職員を指す）となっている。この意見交換の有無が問われる趣旨は、議員が政務調査活動の一環として意見交換したのか否かである。従って、その意見交換の内容は、議員にとって意義があるのか、議員からの説明がなされねばならないものである。この乙125の3は、議員による説明ではない。その意味で、本件資料は、格別の意義を有しない。</p>	<p>「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務調査費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。「顔合わせ会」は、懇談会に引き続き行われたものであって、懇談会と同一の文書により案内が行われているほか、「顔合わせ会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼しており、また、懇談会の参加者のうち、議員のみならず主催者側である最上総合支庁の職員もほぼ全員「顔合わせ会」に出席していることから、「顔合わせ会」は懇談会と一体性がある。 (乙第129号証の2)</p> <p>懇談会における意見交換の内容を説明したものであり、説明者が誰であるかどうかは、違法性と関係はない。 なお、乙第129号証の3は、平成28年8月1日付けで最上総合支庁から提出のあったものである。</p>

## (別紙4) 支出費目1 (A類型, B1類型)

項目・番号	会合名	議席番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	【原告】違法である事情	被告側の反論
B 1 10	6月3日、最上地域公所長会議	14 21 27	伊藤誠之 伊藤重成 坂本貴美雄	H22. 6. 3	5,000	最上総合支庁総務課長 佐原伸児	6/3最上地域公所長会議経費	<p>懇談会と懇親の場がいずれも「ニューグランドホテル」であるが、酒席の場は、ホテル内の別異の場となっている。</p>	<p>「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務調査費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。</p> <p>「懇親会」は、公所長会議に引き続き行われたものであって、公所長会議と同一の文書により案内が行われているほか、「懇親会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼しており、また、公所長会議の参加者のほぼ全員が「懇親会」に出席していることから、「懇親会」は公所長会議と一体性がある。</p> <p>(乙第130号証の2)</p>
B 1 11	11月18日、最上総合支庁県政検討会	14 21 27	伊藤誠之 伊藤重成 坂本貴美雄	H22. 11. 18	5,000	最上総合支庁総務課長 佐原伸児	11/18最上総合支庁県政検討会経費	<p>その他の指摘すべき内容は、前記第5項と同一である。なお、乙130の3の作成日は明らかにされていないが、最近の作成であると推測される。(前記第5項)</p> <p>前項までの問題の指摘内容と異なる点は、酒席の場における「主な意見交換項目」内容が説明されていることである。この説明文書は、「平成28年7月27日」作成であるが、説明者は議員ではなく、「当時の出席者」(県職員を指す)となっている。</p> <p>この意見交換の有無が問われる趣旨は、議員が政務調査活動の一環として意見交換したのか否かである。</p> <p>従って、その意見交換の内容は、議員にとって意義があるのか、議員からの説明がなされねばならないものである。</p> <p>この乙125の3は、議員による説明ではない。その意味で、本件資料は、格別の意義を有しない。</p>	<p>懇談会における意見交換の内容を説明したものであり、説明者が誰であるかどうかは、違法性と関係はない。</p> <p>なお、乙第130号証の3は、平成28年8月1日付けで最上総合支庁から提出のあったものである。</p>
								<p>会場を別異にしていることも含めて指摘すべき内容は、前記第9項と同一である。</p>	<p>「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務調査費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。</p> <p>「懇談会」は、地域議員協議会に引き続き行われたものであって、懇談会の案内の通知において議員に出席するよう依頼しており、また、議員協議会の出席者の多くが出席していることから、「懇談会」は地域議員協議会と一体性がある。</p> <p>(乙第131号証の2)</p>
								<p>乙131の3の作成日に関する指摘も同一である。(前記第9項)</p> <p>なお、乙130の3の作成日は明らかにされていないが、最近の作成であると推測される。(前記第5項)</p> <p>前項までの問題の指摘内容と異なる点は、酒席の場における「主な意見交換項目」内容が説明されていることである。この説明文書は、「平成28年7月27日」作成であるが、説明者は議員ではなく、「当時の出席者」(県職員を指す)となっている。</p> <p>この意見交換の有無が問われる趣旨は、議員が政務調査活動の一環として意見交換したのか否かである。</p> <p>従って、その意見交換の内容は、議員にとって意義があるのか、議員からの説明がなされねばならないものである。</p> <p>この乙125の3は、議員による説明ではない。その意味で、本件資料は、格別の意義を有しない。</p>	<p>懇談会における意見交換の内容を説明したものであり、説明者が誰であるかどうかは、違法性と関係はない。</p> <p>なお、乙第131号証の3は、平成28年8月1日付けで最上総合支庁から提出のあったものである。</p>

## (別紙4) 支出費目1 (A類型, B1類型)

項目・番号	会合名	議席番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	【原告】違法である事情	被告側の反論
B 1 12	4月23日、東南村山地域政策意見交換会		2 吉村和武 8 鈴木孝 23 吉田明 30 沢渡和郎 33 広谷五郎左エ門	H22.4.23	5,000	村山総合支庁総務課長 中野忠廣	4/23東南村山地域政策意見交換会負担金	懇談会の場が村山総合支庁であり、懇親会の酒席の場がホテルイーストワンで、別異となっている。	「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務調査費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。 「懇談会」は、意見交換会に引き続き行われたものであって、意見交換会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇談会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼しており、また、意見交換会の参加者のうち、議員のみならず主催者側である村山総合支庁の職員の多くが「懇談会」に出席していることから、「懇談会」は意見交換会と一体性がある。 (乙第132号証の2)
								指摘すべき内容は、前記第5項と同一である。 (前記第5項) 前項までの問題の指摘内容と異なる点は、酒席の場における「主な意見交換項目」内容が説明されていることである。 この説明文書は、「平成28年7月27日」作成であるが、説明者は議員ではなく、「当時の出席者」（県職員を指す）となっている。 この意見交換の有無が問われる趣旨は、議員が政務調査活動の一環として意見交換したのか否かである。 従って、その意見交換の内容は、議員にとって意義があるのか、議員からの説明がなされねばならないものである。 この乙125の3は、議員による説明ではない。その意味で、本件資料は、格別の意義を有しない。	懇談会における意見交換の内容を説明したものであり、説明者が誰であるかどうかは、違法性と関係はない。

## (別紙5) 支出費目2(その他B類型(B2)

項目	議席番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先、	支出内容	乙号証	【原告】違法である事情	被告側の反論
B2	5	(1) 阿部昇司	H22.4.6	5,000	鶴岡市藤島庁舎会計責任者高橋親高	藤島地域懇談会会費	133	金額からして、酒席での飲食代と見られるが、その酒席が開かれた目的・実態は不明である。 どのような意見交換がなされたのかについては、提出された乙号証によつても、阿部議員からは一切説明されていない。この意味でも「会議の一体性」は否定されるべきである。その支出が、政務調査費からなされるべき根拠はない。	鶴岡市藤島地域の県事業等に関して意見交換が行われたものである。
B2	5	(2) 阿部昇司	H22.4.19	5,000	鶴岡市議会市民クラブ 加賀山茂	鶴岡市課題懇談会	134の1 134の2	当初から温泉旅館で開かれての酒席代である。会議との「一体性」はない。 どのような意見交換がなされたのかについては、提出された乙号証によつても、阿部議員からは一切説明されていない。この意味でも「会議の一体性」は否定されるべきである。	・鶴岡市で実施及び予定されている県事業について・鶴岡市の政策課題について・鶴岡市の課題に対する県の取り組みについて意見交換が行われたものである。
B2	5	(3) 阿部昇司	H22.4.30	5,000	鶴岡市藤島庁舎部課長会幹事佐藤正規	行政課題等意見交換会懇親会費	135の1 135の2	「庁舎会議室」で意見交換が閉会された後、場所を変えての「割烹」での酒席代である。会議との「一体性」はない。  酒席の場の主目的は「退職及び異動した職員の歓送迎会」であり、県政にかかる意見交換の場ではない。 どのような意見交換がなされたのかについては、提出された乙号証によつても、阿部議員からは一切説明されていない。この意味でも「会議の一体性」は否定されるべきである。	「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務活動費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。 「懇親会」は意見交換会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇親会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼していることから、「懇親会」は意見交換会と一体性がある。  藤島地域の事業等に関して意見交換が行われたものである。
B2	5	(4) 阿部昇司	H22.11.9	5,000	鶴岡市藤島庁舎部課長会幹事佐藤正規	行政課題等意見交換会懇親会費	136の1 136の2	「庁舎会議室」で意見交換が閉会された後、場所を変えての「割烹」での酒席代である。会議との「一体性」はない。  どのような意見交換がなされたのかについては、提出された乙号証によつても、阿部議員からは一切説明されていない。この意味でも「会議の一体性」は否定されるべきである。	「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務活動費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。 意見交換会の参加者のうち、議員のみならず主催者側である藤島庁舎の職員も全員が「懇親会」に出席していることから、「懇親会」は意見交換会と一体性がある。  藤島地域の事業等に関して意見交換が行われたものである。
B2	29	(1) 佐藤藤彌	H22.5.14	5,000	酒田飽海地区県議との意見交換会事務局	酒田警察署幹部と警察行政についての意見交換会	137	金額からして、酒席での飲食代と見られるが、その酒席が開かれた目的・実態は不明である。また、「会議の一体性」も含めて、この酒席が政務調査として必要であることについて、佐藤議員からは一切説明されていない。県政にかかる意見交換の場と評価することはできない。	酒田管内の治安情勢等、警察行政に関して意見交換が行われたものである。
B2	29	(2) 佐藤藤彌	H22.8.18	5,000	地方独立行政法人酒田市病院機構理事会栗谷	酒田市病院機構運営に関する意見交換会懇談会	138の1 138の2	割烹で開かれた当初からの酒席の場である。 どのような意見交換がなされたのか、佐藤議員からは一切説明されていない。県政にかかる意見交換の場と評価することはできない。	・平成21年度決算状況について・増築等完成に伴う診療体制の変更について・救命救急センターの運用開始について、意見交換が行われたものである。
B2	10	(1) 竹田千恵子	H22.11.4	5,000	置賜広域病院組合議会事務局	置賜広域病院組合議会の視察研修における検討会会費	139の1 139の2	視察前夜に料理屋で開かれた酒席を伴う夕食の場である。この目的からすると、この場が意見交換目的の場と評価することはできない。	翌日の視察研修に向けた事前学習及び意見交換を目的として開催されたものであり、視察先病院の状況、特に地域医療連携の取組みについて、意見交換が行われたものである。
B2	10	(2) 竹田千恵子	H22.11.23	5,000	置賜広域病院組合事務局長中山芳昭	置賜総合病院・サテライト医療施設開設10周年記念式典及び記念祝賀会	140の1 140の2	書証の内容からして、病院「開院10周年記念式典及び記念祝賀会」の会費である。 「開催目的」が意見交換ではなく、「飲食を主目的にする」懇談会祝賀会である。	公立置賜総合病院及びサテライト医療施設の今後益々の発展を期すことを目的として開催されたものであり、地域医療のあり方等の医療問題について意見交換が行われたものである。
B2	10	(3) 竹田千恵子	H22.11.29	5,000	置賜総合開発協議会事務局長我妻秀彰	置賜地域行政懇談会負担金	141の1 141の2	会議の場が「閉会」となった後、同一会場ではあるものの、席配置も異なる酒席の場として、会費支払い対象となる懇親会が開かれている。 「会議の一体性」も認められてないし、議員自身がその場で何をされたのかの説明も一切ない。 県政にかかる意見交換の場と評価することはできない。	「懇親会」は懇談会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇親会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼していることや、議員のみならず主催者側である協議会の委員の全員が懇談会に引き続き参加していることから、「懇親会」は懇談会と一体性がある。 行政懇談会で議論しきれなかった話題や、各市町が抱える個別の行政課題等について意見交換が行われたものである。

項目	議席番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	【原告】違法である事情	被告側の反論
B2	10	(4)竹田千恵子	H23.2.18	5,000	置賜広域病院組合協議会事務局長横山昇	置賜広域病院組合議會議員・執行機関意見交換会会費	142の1 142の2	意見交換の場と見られる会議は、「南陽市議会本会議場」で開かれ、13時6分に閉会となっている。本件支出対象の酒席を伴う「懇談会」は、17時15分から、赤湯温泉旅館で「会費8000円」（政務調査費からの支出は5,000円）で開かれている。昼に開かれた会議との一体性がないことは明らかである。	「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務活動費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。「意見交換会」は、2月定例会と同日に行われたものであって、「意見交換会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼していることから、「意見交換会」は2月定例会と一体性がある。
B2	12	(1)木村忠三	H22.6.7	5,000	米沢市企画調整部総合政策課長生田英紀	重要事業に関わる説明会会費	143の1 143の2	この温泉旅館での集まりが資料上「意見交換会」とされているが、「乾杯」の後には格別予定なしの「懇親」であり、意見交換目的と評価することはできない。そして、資料上でも、議員側からどのような意見交換がなされたのかの説明は一切されていない。「飲食を主目的とする懇談会会費」と評価される。	置賜広域病院組合の今後の運営について意見交換が行われたものである。
B2	12	(2)木村忠三	H22.11.4	5,000	置賜広域病院組合議会事務局	置賜広域病院組合議会視察研修における検討会会費	144	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H22.11.4 と同様の評価となる。	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H22.11.4 と同様の反論
B2	12	(3)木村忠三	H22.11.26	5,000	県立米沢女子短期大学出納責任者	県立米沢女子短期大学懇談会費	145の1 145の2	割烹における会議と引き続く酒席の場である。前者と後者の席並びも変更されており、「説明会次第」を見ると、前者は「閉会」となったあとに酒席となったと見られる。「会議の一体性」はない。	「懇親会」は説明会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇親会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼していることや、議員のみならず主催者側である米沢市の職員の全員が説明会に引き続き参加していることから、「懇親会」は説明会と一体性がある。
B2	16	(1)小池克敏	H23.2.8	3,000	置賜地区商工団体協議会	置賜選出県議と商工団体協議会との懇談会費	146の1 146の2	レストランにおける会議と引き続く酒席の場である。前者の次第で「閉会」となった後、再び「開宴」があって「乾杯」となって、酒食の場となる経過である。「会議の一体性」はない。	「懇親会」は懇談会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇親会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼していることや、議員のみならず主催者側である米沢女子短期大学の職員の全員が懇談会に引き続き参加していることから、「懇親会」は懇談会と一体性がある。
B2	17	(1)中川勝	H22.6.7	5,000	米沢市企画調整部総合政策課長生田英紀	米沢市重要事業に関わる説明会会費	147	項目B2木村忠三議員 支出年月日H22.6.7 と同様の評価となる。	項目B2木村忠三議員 支出年月日H22.6.7 と同様の反論
B2	17	(2)中川勝	H22.10.4	5,000	県商工会連合会長	県議会商工観光常任委員会所属議員と県商工会連合会役員との懇談会負担金	148の1 148の2 148の3	7名の議員の出席があるも、この件の政務調査費からの支出の請求は、中川議員と阿部賢一議員の2名だけである。ホテルにおける会議と引き続く酒席の場である。前者の次第で「閉会」となった後、「乾杯し懇親に入」って酒食の場となる経過である。「会議の一体性」はない。	「懇親会」は懇談会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇親会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼していることや、議員のみならず主催者側である商工会連合会の関係者ほぼ全員が懇談会に引き続き参加していることから、「懇親会」は懇談会と一体性がある。
B2	17	(3)中川勝	H22.11.26	5,000	県立米沢女子短期大学出納責任者	県立米沢女子短期大学懇談会費	149	項目B2木村忠三議員 支出年月日H22.11.26 と同様の評価となる。	地域の実情と課題解決について情報交換が行われたものである。
B2	24	(1)船山現人	H22.11.23	5,000	置賜広域病院組合事務局長中山芳昭	置賜総合病院・サテライト医療施設開設10周年記念式典及び記念祝賀会会費	150	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H22.11.23 と同様の評価となる。	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H22.11.23 と同様の反論
B2	24	(2)船山現人	H22.11.29	5,000	置賜総合開発協議会事務局長我妻秀彰	置賜地域行政懇談会負担金	151	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H22.11.29 と同様の評価となる。	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H22.11.29 と同様の反論

項目	議席番号		議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	【原告】違法である事情	被告側の反論
B2	38	(1)	平弘造	H22.11.29	5,000	置賜総合開発協議会事務局長我妻秀彰	置賜地域行政懇談会負担金	152	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H22.11.29 と同様の評価となる。	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H22.11.29 と同様の反論
B2	38	(2)	平弘造	H22.5.11	5,000	長井市企画調整課長遠藤健司	長井市重要要望事項に係る意見交換会後懇親会	153の1 153の2	「意見交換会」終了後に、15分の間をおいて「会費制で懇親会」が5,000円会費で開かれたものである。同一ホテル内での集いであるが、後者は「懇親目的」であって、意見交換の目的ではない。  「会議の一体性」もなく、議員がどのような意見交換をしようとしたのかは全く説明されていないのであるから、「飲食を主目的とする懇談会会費」であると評価される。	「懇親会」は意見交換会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇親会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼していることや、議員のみならず主催者側である長井市の職員の全員が意見交換会に引き続き参加していることから、「懇親会」は意見交換会と一体性がある。  長井市開発重要要望に関する意見交換が行われたものである。
B2	38	(3)	平弘造	H23.2.8	3,000	置賜地区商工業団体協議会	置賜地区県議と置賜地区商工業団体協議会との懇談会会費	154	項目B2小池克敏議員 支出年月日H23.2.8 と同様の評価となる。	項目B2小池克敏議員 支出年月日H23.2.8 と同様の反論
B2	43	(1)	後藤源	H22.6.7	5,000	米沢市企画調整部総合政策課長生田英紀	米沢市重要事業に関わる説明会懇談会費	155	項目B2木村忠三議員 支出年月日H22.6.7 と同様の評価となる。	項目B2木村忠三議員 支出年月日H22.6.7 と同様の反論
B2	43	(2)	後藤源	H22.11.4	5,000	置賜広域病院組合議会事務局鈴木和夫	置賜広域病院組合議会視察研修における検討会	156	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H22.11.4 と同様の評価となる。	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H22.11.4 と同様の反論
B2	43	(3)	後藤源	H22.11.26	5,000	県立米沢女子短期大学出納責任者	県立米沢女子短期大学懇談会費	157	項目B2木村忠三議員 支出年月日H22.11.26 と同様の評価となる。	項目B2木村忠三議員 支出年月日H22.11.26 と同様の反論
B2	43	(4)	後藤源	H22.11.29	5,000	置賜総合開発協議会事務局長我妻秀彰	置賜地域行政懇談会負担金	158	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H22.11.29 と同様の評価となる。	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H22.11.29 と同様の反論
B2	43	(5)	後藤源	H23.2.8	3,000	置賜地区商工業団体協議会	置賜地区県議と置賜地区商工業団体協議会との懇談会会費	159	項目B2小池克敏議員 支出年月日H23.2.8 と同様の評価となる。	項目B2小池克敏議員 支出年月日H23.2.8 と同様の反論
B2	43	(6)	後藤源	H23.2.18	5,000	置賜広域病院組合議会事務局長横山昇	置賜広域病院組合議会議員・執行機関意見交換会会費	160	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H23.2.18 と同様の評価となる。	項目B2竹田千恵子議員 支出年月日H23.2.18 と同様の反論
B2	14	(1)	伊藤誠之	H22.6.1	5,000	県土地改良事業団体連合会最上支部長	土地連最上支部と県議との意見交換会懇親会費	161の1 161の2	意見交換の場となった「意見交換会」は、主催団体の会議室で開かれたが、本件支出対象の酒食を伴う「懇親会」は割烹で開かれている。後者は意見交換目的ではなく、懇親目的である。「会議の一体性」はない。  後者の席で、議員側からどのような意見交換をしようとしたのかの説明は一切されていない。「飲食を主目的とする懇談会会費」と評価される。	「会議と懇談会の場所の同一性」は、「政務活動費の手引」では、「調査研究費」として政務調査費の充当が認められるか否かの条件とはされていないのであり、原告の主張は同手引の意図とは異なるものである。 「懇親会」は意見交換会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇親会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼していることや、議員のみならず主催者側である土地連最上支部の役員のほぼ全員が意見交換会に引き続き参加していることから、「懇親会」は意見交換会と一体性がある。  最上地域の農業・農村の振興策等に関して意見交換が行われたものである。
B2	14	(2)	伊藤誠之	H22.10.26	5,000	新庄市政策経営課長伊藤	新庄市政運営に関する意見交換会会費	162の1 162の2	割烹における開催であるが、「意見・情報交換」と懇親の場は、その「次第」から見ても区別されている。  酒席の場となった「懇親」の場は「飲食を主目的とする懇談会」と評価される。議員側から、その場で、どのような意見交換をしようとしたのかの説明も一切されていないのであるから。	「懇親会」は意見交換会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇親会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼していることや、議員のみならず主催者側である新庄市の職員の全員が意見交換会に引き続き参加していることから、「懇親会」は意見交換会と一体性がある。  市政推進の課題、県政推進の課題に係る意見・情報交換が行われたものである。
B2	21	(1)	伊藤重成	H22.10.8	5,000	舟形町議會議長信夫正雄	舟形町議會議長信夫正雄	163の1 163の2	H29.10.24原告準備書面6頁では「伊藤誠之議員の場合」とあるが、「伊藤重成議員の場合」の誤りと思われる。以下、「伊藤重成議員の場合」として記載する。 この集いは、もともと「健康増進」と親睦を目的とする「グランドゴルフ大会」引き続く「表彰式及び懇親会」であり、当日の「次第」から見ても、およそ意見交換目的の集いでは全くない。政務調査費からの支出はあり得ない。	最上・小国川ダム等3町村の共通課題に関して意見交換が行われたものである。
B2	27	(1)	坂本貴美雄	H22.6.1	5,000	県土地改良事業団体連合会最上支部長	最上支部と県議との意見交換会・懇親会費	164	項目B2伊藤誠之議員 支出年月日H22.6.1 と同様の評価となる。	項目B2伊藤誠之議員 支出年月日H22.6.1 と同様の反論

項目	議席番号		議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	【原告】違法である事情	被告側の反論
B2	27	(2)	坂本貴美雄	H22.10.26	5,000	新庄市政策経営課長伊藤	新庄市政運営に関する意見交換会会費	165	項目B2伊藤誠之議員 支出年月日H22.10.26 と同様の評価となる。	項目B2伊藤誠之議員 支出年月日H22.10.26 と同様の反論
B2	35	(1)	阿部賢一	H22.10.4	5,000	県商工会連合会会長小野木覚	県議会商工観光常任委員会所属議員と県商工会連合会役員との懇談会会費	166	項目B2中川勝議員 支出年月日H22.10.4 と同様の評価となる。	項目B2中川勝議員 支出年月日H22.10.4 と同様の反論
B2	35	(2)	阿部賢一	H22.10.19	5,000	寒河江警察署署長芳賀豊松	県会議員と警察署幹部との懇談会会費	167	日時、場所、支払先も異なるが、項目B2佐藤藤彌議員 支出年月日H22.5.14 と同様の評価となる。	寒河江署管内の治安情勢等、警察行政に関して意見交換が行われたものである。
B2	35	(3)	阿部賢一	H22.11.5	5,000	大江・西川両町議會議員協議会議長黒坂久一	懇親会負担金	168の1 168の2	意見交換もあったと思われる会議は、「西川町役場会議室」で行われ、その終了後、料理屋における酒席を伴う懇親の場となり、本件支出は、その酒席の会費である。この酒席の場合は、来賓あいさつがあつて「乾杯」となる宴席であり、阿部議員が求められたのは、その場における「御祝辞」である。会議との一体性ではなく、その宴席が意見交換目的でないことが明らかである。「飲食を主目的とする懇談会」と評価される。	「懇親会」は総会と同一の文書により案内が行われているほか、「懇親会」の案内の通知において議員に出席するよう依頼していることから、「懇親会」は意見交換会と一体性がある。
B2	35	(4)	阿部賢一	H22.11.24	5,000	朝日・白鷹両町連絡協議会会长白鷹町長佐藤誠	朝日白鷹両町連絡協議会負担金	169の1 169の2	—	—
B2	37	(1)	佐貝全健	H22.5.7	5,000	南陽市企画財政課長松田直二	南陽市重要要望意見交換会会費	170の1 170の2	温泉旅館における会議と引き続く酒席の場であるが、その酒席の場の内容実態は不明である（乙170の2では、会議における懇談内容と酒席の場のそれとは、全く同一内容で記載されている）。この酒席で、議員がどのような意見交換をしようとして、現にしたのかは全く説明されていない。「会議の一体性」は否定されるべきであるし、後者は「飲食を主目的とする懇談会」と評価される。	要望事業の所管課長と事業の進捗、要望手法、予算獲得に向けて意見交換が行われたものである。
B2	7	(1)	森谷仙一郎	H22.6.24	5,000	天童市建設部建設課長	山口地区選出議員と天童市管理職員との懇談会会費	171の1 171の2	寿司屋における会議と引き続く酒席の場となったものである。もともと、この会議では、資料や会議録がなく、「同地域に居住する議員と市の管理職員の親睦の機会とする」目的で開かれ、意見交換を目的とはしていかつたものである。「飲食を主目的とする懇談会」と評価される。	山口地区的まちづくりの推進を目的に、地域活性化に向けて意見交換が行われたものである。

## (別紙6) 支出費目3 (C類型)

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 2 1	吉村和武	H22.7.29	22,740	東日本旅客鉄道株式会社	本県農業振興策について鹿野大臣との会談旅費	503	2a 4c	政党活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同政党出身大臣に対する挨拶目的であって、意見交換目的ではない。	本県農業振興策について鹿野大臣と会談を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 2 2	吉村和武	H22.7.30	10,400	HOTEL麹町会館	本県農業振興策について鹿野大臣との会談宿泊費	504	2a 4c	政党活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	本県農業振興策について鹿野大臣と会談を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、訴状中、支出相手先欄「HOTEL麹町会館」は、「HOTEL麹町会館」である。
C 2 3	吉村和武	H22.8.10	5,000	(社)山形市歯科医師会会長	吉村和武県議を囲む会 会費 本県歯科医の現状と課題について山形市歯科医師会との懇談	505	2b 2c 2d	選挙活動 後援会活動 私的活動	自身の活動（政治活動、議員活動）支援の拡大目的であり、意見交換の目的ではない。	本県歯科医の現状と課題について山形市歯科医師会と懇談を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 2 4	吉村和武	H22.10.25	37,600	東日本旅客鉄道株式会社(びゅう 会員券 ご一行2名様¥75,200)	鹿野農水大臣と協議 大臣室 旅費 22,740円 宿泊費 14,860円	506	2a 4c	政党活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同政党出身大臣に対する挨拶目的であって、意見交換目的ではない。	鹿野農水大臣と協議を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 3 1	榎津博士	H22.8.19	356	ホーマック寒河江店	政務調査に関わる会議、意見交換等に使用するノート購入費	172	1	私的財産の形成につながる経費等	支出額を裏付ける資料なし	各種会議や協議会などで意見交換された案件で県政に関わる案件をメモし、一般質問や予算特別委員会、常任委員会、特別委員会で意見を述べ執行部の回答などを記入するために使用するノートの購入費であり、政務調査活動に該当する。 なお、支出額を裏付ける資料として領収証が提出されている。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 4 1	高橋啓介	H22.4.29	1,210	(株)山形タクシー	労働者の祭典メーテーにおける勤労者との意見交換に伴う交通費（タクシ一代）	173	4c 5b	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	メーテー参加目的であり、その場は、意見交換の場ではない。	メーテー式典とその後の懇親会に参加し、民間労働者や公務員労働者との意見交換の場として非常に意義のあるものであった。特に、山形県職員労働組合の船山中央執行委員長・山形市役所職員労働組合執行委員長小関執行委員長はじめ役員の皆様と懇談し、県職員の一時金（ボーナス）が、国や他の都道府県の支給率より低い現状について意見交換を行った。そのことにより県内の市町村の支給率に悪影響を及ぼしている事。更に、地方公務員法の給与決定の原則に照らしても、異常な状態になっていることなどましてや、山形県は長年に亘って、一時金は国同様の支給率で行ってきていたこと。異常な状態になったのは、斎藤知事時代である。知事就任後、県職員の賞金引下げを人事委員会の事務局に要請している事実も確認できた。 これらの話しを受けて人事委員会勧告のあり方、更に、斎藤県政における不当介入の実情について、所管の総務常任委員会で発言し、公正公平な勧告のあり方を要請した。また、病院職場における看護師不足につきましても県立中央病院の高橋書記長から話を受けて、以前政策として取り入れていた就学資金の貸付について、検討するよう県の病院管理課に要請を行っており、政務活動に該当する。
C 4 2	高橋啓介	H22.4.30	4,000	洗心苑の利活用を考える市民の会	洗心苑の今後の整備のあり方について議論した後の懇親会負担金	174	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	負担金支出の裏付け資料なく、意見交換の場ではない。	当該地は、山形県に対して、服部家から旧知事公舎の近隣にある庭園の無償譲渡を受けたものの、全く手付かずの状態で放置されていた。このため、庭園の内実を熟知していた富田造園デザイン（山形市岩波）の社長さんの呼びかけを受け、今後のあり方について意見交換を行った。懇親会の席において、このままの対応は「いかがなものか」との行政に対する不信ともいえる率直な話しが伺うことが出来ました。まさに言われるとおりだと思いました。何もしないのであれば、譲渡を断るべきであったと自分も感じました。長年に亘って「投げられた」事は、譲渡した側からすれば「意に反する」ことに通じると言えます。 野放しの状態を継続することは、受けた県側の大きな問題と痛感し、それらの話しを知事に具申し、結果、整備費用が予算化されました。この会の開催が出发点となり、事が進んだものであり、政務調査活動に該当する。
C 4 3	高橋啓介	H22.6.4	5,000	ほいづん10周年を読者と祝う会会員 ほいづん10周年を読者と祝う会実行委員長	ほいづん10周年を読者と祝う会会費 介護専門誌として県内の介護問題を取り上げている月刊誌を祝う会において、多くの方々と交流	175	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	「祝賀」目的であって、意見交換の場ではない。	介護の専門誌として、現場の声を載せているため政策を考える上で非常に役に立っている月刊誌である。介護保険制度がスタートした2000年から取り組まれ10年を迎えての祝賀会に招かれ出席した。 特に、編集者である伊藤美代子さんから介護について話されたことは「自宅介護で留意することの1つとして、介護の孤立させない事」の大切さを教えられた。全国で起きている悲惨な介護にまつわる事件の裏にその事があると。まさに、介護の社会化がその事であると感じたし、議会における質問についても、その事を頭に入れて行っている。 また、長年居場所作りを提供している天童市の「の～んびり 茶の間」の加藤由紀子さんとも意見交換が出来た。「一人暮らしや高齢世帯の場合、どうしても閉じこもりになり、結果として介護が必要になってしまう。その防止策として、居場所作りを行ってきた等々」予防の視点からの取り組みの重要性を痛感させられ、まだ、24時間体制の介護や看護の課題として、民間事業者が参入が困難な山間部や人口が少ない地域の対応をどう行って行くのか問題提起を受け、議会において質問を行っており、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 4 4	高橋啓介	H22.6.25	400	(株)ジユーシーピー 高速代 観光客の動向視察	高速料金代 観光客の動向視察	176	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	政務調査目的でなく、観光目的である。	県内観光地へ更なる誘客を図るため、村山市の市議会議員佐藤敏彦さんと村山市が誇る「東沢バラ園」の観光客の動向についての意見交換を行いました。同園は、平成19年には31万7千人・平成20年は28万5千人・平成21年31万8千人で推移しており、県内客よりも県外客が若干上回っている。佐藤氏の話では、どうしても観光地は、景気とも連動しておりまだ景気回復がない中で大変で、また、大型バスでの観光もまだあるが、個々人での観光に変わっている感じがすること。観光地と観光地を結びつけて、魅力ある商品をどう作って行くのか。広域的視点での県の役割をお願いしたい等々貴重な意見を戴いたものであり、観光目的ではなく、政務調査活動に該当する。
C 4 5	高橋啓介	H22.7.20	400	駅西花笠パーキング	市民福祉の現状について交流した際の駐車料金	177	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	意見交換の場が特定されておらず、その実態が不明である。	市民福祉の現状について、山形市議会斎藤淳一議長始め山形市議会議員の皆さんと意見交換を行った。特に、自公政権時代に建設をストップしていた高齢者の特別養護老人ホームや老健施設が不足している中で、待機状況がどうなっているのかなどについて意見交換を行った。その中で明らかになったのは、待機年数が2年以上、また、家族と同居していれば、待機はさらにかかること、また、多くに方々が介護保険まで払っているのですぐに施設利用が叶うと思っていること。更に、山形市の場合、施設を利用しようとした場合、5箇所も6箇所も同じ手続きを施設ごとにしなければならないことなどである。直ぐに入れるのであれば多少の負担も仕方ないが、2年も待っても入れない現状を考えると、現在行っている入所申し込みは異常な対応と言わざるを得ない。昔のように、自治体が窓口になってすれば申請する方も、施設側も時間的にも経済的にも負担が少なくなる。施設を選択できるとの考え方で進んだが、選択の前に入所できない現状がある。後日、入所の関係で関係部署と話しを行ったが改善は困難な現状であったが、当日の意見交換は政務調査活動に該当する。なお、場所は山形市山形テルサである。
C 4 6	高橋啓介	H22.8.6	1,750	平成タクシー(株)	県政に対する意見交換の際の交通費（タクシ一代）	178	4c 5b	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	山形県バイオマス協会の荒井正行理事長と意見交換した際の交通費である。同理事長との話の中で、非常に学ぶべき課題がありました。同理事長は、建物の省エネ診断を行っており、その診断結果を聞いて「無駄な契約」を行っている事を痛感しました。電力を契約（当初）する際に、最大限使用する電力量を基本に契約が行われている。しかし、一般的には最大限利用する事は殆どないため、高い値段の契約をしている。県や市町村においても同様の契約が行われており、是非、電力の契約の見直しをしてもらいたい。例えば、市の体育館で算定しても年間百万単位の削減が出来、省エネの視点がなさすぎると感じた。後日、その指摘を受けて、県の財産を管理している管財課の方に話しをさせて戴くことができ、同理事長との意見交換は政務調査活動に該当する。なお、場所は山形市本町ラスカル（飲食店）である。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 4 7	高橋啓介	H22.11.14	1,390	山交ハイヤー(株)	市町村共済職員との意見交換会に際しての交通費（タクシ一代）	179	4c 5b	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	「定期大会後の懇親会」とされているが、その場が特定されておらず、実態不明である。	市町村共済職員組合の福村委員長や役員の方々と定期大会後の懇親会における意見交換会。 勤務条件が公務員に準拠しているため、県の動向が大きな鍵となっている事。また、一方で市町村との兼ねあいもあり、特に、一時金については県と山形市（支給割合が高い）等との差が生じている中で、県に見習っている市町村があれば、山形市に見習っているところがある。 市町村共済としては、本当に大変になってきている。県が国に準拠していた時代は問題が生じなかつたが、山形県における人事委員会勧告で一時金が国より切り下げられたことによって、県内において統一した対応が出来なくなってきた。県内で公務員の労働条件を参考にしているところは、本当に大変になってきている現状の意見があり、私の方でも、事ある毎に議会の中で問題視していることを話しをさせて頂いたものであり、政務調査活動に該当する。 なお、場所は山形市大手門パルズであり、タクシーの経路は大手門パルズから自宅である。
C 4 8	高橋啓介	H22.11.20	1,000	仁藤駐車場	県政に対する意見交換の際の駐車料金	180	4c 5b	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	意見交換の場が特定されておらず、その実態が不明である。	県立中央病院の組合の方々（木村・加藤看護師他5名）と意見交換した際の駐車場代。 看護師不足の現状についての話や、認定看護師の対応について話を伺う事が出来た。その中で特に、認定看護師の問題では、認定を維持するためには年に何回かの研修が義務付けられている。また、認定看護師がいることによって、診療報酬にも加算されるにもかかわらず、自腹での研修を余儀なくされているのはあまりにも理不尽であり、おかしい。 その話しを受けて県立病院管理課の方に話しをして対応を求める改善が図られており、政務調査活動に該当する。 なお、場所は山形市香澄町和（なごみ）（飲食店）である。
C 4 9	高橋啓介	H23.1.4	700	霞城セントラルパーク	県政に対する意見交換の際の駐車料金	181	4c 5b	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	「年頭の挨拶」目的であり、意見交換の場ではない。	新年度に際して、恒例として取り組んでいる議会報を持参して県中小企業中央会・商工会連合会・企業振興公社・信用保証協会・住宅供給公社・山形県観光物産公社等にお伺いして年頭の挨拶をさせて戴き、県政に対する声を戴ければあり難い旨の話しをさせて頂いた。 懇談の中で、県内の景気動向について話をさせて頂いた。改善の見通しが立っていないとの声が殆ど。リーマンショックの影響が県内経済にも大きな影響を及ぼしている。雇用の改善に力を入れていただきたいとの声。また、吉村知事に対する期待の声が多く寄せられ、その中でも特徴だったのは、「県民の声に耳を傾けている」との話しが多くありました。前知事が、全く県民の声に耳を傾けなかった事が、周りからすると新鮮に見えたようでもありました。また、政権交代後の国の動向がどう展開していくのか。「コンクリートから人へ」の期待はあるものの、山形県の高速道路を見ても明らかのように、地方におけるハード面に対しても力を注いでもらいたい等々声を戴いたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 4 10	高橋啓介	H23.1.5	3,000	連合山形	連合山形旗開きの参加費 多くの皆さんと雇用問題について話し合う	182	4c 5b	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	新年の「旗開き」における挨拶目的であり、県政に関する意見交換の場ではない。	連合山形（会長 大泉敏男氏）主催の新春旗開きに出席した際の懇親会費。 雇用環境の悪化が懸念されている。連合傘下の企業（官公庁含む）は、労働組合が無い所と比較すれば、労働環境は恵まれている現状にある事が話の中で伺う事が出来たが、ただ、職場の中に非正規が増えている現状を伺つた。特に、自治体が大きな課題になっている。自治労山形県本部の岡田執行委員長との懇談の中でも、恒常的な事業であるにも関わらず、臨時と称して雇用されている。安上がりの行政であり、この流れは國の方針でもあり、バブル崩壊後の借金の穴埋めを自治体の犠牲で乗り切ってきている。現場は、人手不足で本当に大変になっている。また、建設労働組合の伊藤委員長からは、若手の労働力がなかなか集まらない問題を指摘された。また、住み込みで技能を修得している職員の対応に苦慮している話もお伺いした。 なお、自治体の非正規の問題については、何度も議会で取り上げ対応させて頂いており、政務調査活動に該当する。
C 4 11	高橋啓介	H23.1.20	4,000	山形市シルバー人材センター	シルバー人材センター新春交歓会参加費 補助金(国)の減額による事業縮小の状況などについて交流	183	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	新年の顔合わせ、挨拶目的であり、意見交換の場ではない。	シルバー人材センターの竹田和義理事長や職員、参加している協賛企業の方々と意見交換。 特に、竹田理事長からは会の運営が財源的に厳しさを増してきている現状について話を受けた。そもそも、国が音頭を取って、全国にシルバー人材センターを作ってきたにも関わらず、補助金の削減を行っている。このままでは、本当に大変になってくる。また、会員が年々減少しており、いかに会員を増やしてゆくのか。その話を受けて、国の動向が今後どうなってゆくのか。また、シルバー人材センターの助成のあり方について県の上乗せ補助等が出来ないのかなどを吉村知事にも話をしており、政務調査活動に該当する。
C 4 12	高橋啓介	H23.3.5	350	山形県営駐車場	春闘県都集会における駐車料金	184	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	集会における挨拶目的であり、意見交換の場ではない。	連合山形（会長 大泉敏男氏）主催の春闘県都集会に参加。 県政に望む自分の考え方（県政の役割は、基礎自治体を補完することによって住民の環境改善に繋がる。そのためにも対話の県政と市町村重視を基本理念としている吉村県政を支援する立場）を話すと共に、参加している方々からの声に応える形で集会が行われた。県政を身近に感じてもらうためにも意義のある集会であった。 特に、介護の課題について改善策を求める声（特別養護老人ホームに入所できない）や医療現場での看護師不足の現状、更に雇用面では派遣労働が大幅に増えた実態、自治体にあっては保育現場の非正規化が大きな問題になっている等々、多くの話しを伺う事が出来、県政に対する課題と捉え、その後議会での質問に反映しており、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 5 1	阿部昇司	H22.4.10	3,000	鶴岡市相撲協会 会長	相撲懇談会会費 スポーツ振興についての意見交換	185	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	意見交換目的の場ではなく、懇親目的である。	鶴岡市相撲協会は、鶴岡市や旧東田川郡など各団体から構成されており、大会の開催や合宿の実施などを通じて、小中学生や社会人などスポーツ振興を図る目的で設立された団体である。 相撲振興のための事業や予算について協議したものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 2	阿部昇司	H22.4.18	3,000	鶴岡市敬老会長沼地区実行委員長	鶴岡市長沼地区敬老会会費 敬老会及び福祉についての意見交換	186	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝辞目的の参加であり、懇親目的である。	当日は敬老会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、長寿健康や現況を調査したものである、また、後におこなわれた懇親会において参加者と高齢者福祉について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 3	阿部昇司	H22.4.18	5,000	県理容生活衛生同業組合庄内中央支部長	理容生活衛生同業組合総会及び意見交換会会費 組合員の高齢化対策と衛生面についての調査	187	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	山形県理容生活衛生協同組合庄内中央支部は、旧鶴岡市旧東田川郡の5市町の団体から構成されており、当日は総会に出席依頼があり祝辞を述べるとともに、理容生活衛生の県条例や規則等を協議し、要望を受ける。 総会後引き続き行われた懇親会において参加者と組合員の高齢化対策と衛生面についての現状や経営方針などについて意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中、支出相手先欄「県理容衛生同業組合」は、「県理容生活衛生同業組合」である。
C 5 4	阿部昇司	H22.4.18	10,000	社団法人 日本空手協会 山形県本部	日本空手協会山形県本部年会費(顧問費) 青少年健全育成に係る調査研究	188	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人の立場で顧問となり、そのための年会費であり、政務調査費充当は不適。	社団法人日本空手協会山形支部は、県全体市町村から構成されており、県大会、全国大会の開催や参加実施等を通して、スポーツ振興を図る目的で設立された団体である。 各事業を通じ青少年健全育成にかかる協議、調査をし、県議会定例会で質疑を行ったものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中、支出相手先「財団法人」は、「社団法人」である。
C 5 5	阿部昇司	H22.4.25	3,000	鶴岡市敬老会渡前地区実行委員長	平成22年度鶴岡市渡前地区敬老会会費 敬老会及び福祉についての意見交換	189	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝辞目的の参加であり、懇親目的である。	当日は敬老会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、長寿健康や生活現況を調査した。 また、後に行われた懇親会において参加者と高齢者福祉について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 6	阿部昇司	H22.4.27	5,000	ふじの花まつり実行委員会実行委員長	鶴岡市ふじの花まつり藤見の宴入場券代 開催事業と活性化についての意見交換	190	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	当日は、鶴岡市藤島地域の旧町花である藤の花まつりが開催され、祝辞を述べるとともに、藤をモチーフにした食品やグッズなど地域に活性化を呼ぶ事業の協議、意見交換を行った。 後に引き続き行われた懇親会において参加者と地域文化について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 7	阿部昇司	H22.4.28	3,000	藤沢周平記念館開館記念祝賀会 実行委員会委員長	鶴岡市立藤沢周平記念館開館記念祝賀会会費 祝う会及び文学について意見交換	191	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝賀行事であり、意見交換目的の場ではない。	藤沢周平記念館記念祝賀会への出席依頼があり、藤沢文学や芸術、地域振興などを現況等を調査した。 また、後に引き続き行われた懇親会において参加者と文学と教育の関わりについて意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 8	阿部昇司	H22.5.2	3,000	鶴岡市敬老会藤島地区実行委員長	平成22年度鶴岡市藤島地区敬老会会費 敬老会及び福祉についての意見交換	192	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	当日は、敬老会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、長寿健康や生活現況を調査した。 また、後に行われた懇親会において参加者と高齢者福祉について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 5 9	阿部昇司	H22.5.6	1,000	藤島町山野草愛好会	山野草愛好会年会費 環境課題についての調査	193	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	「年会費」であるから、個人の趣味にかかわり、政務調査目的とは評価できない。	藤島町山野草愛好会の総会で、草木塔の建立を通じた環境課題について協議、事業や収支決算の報告を審議したものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 10	阿部昇司	H22.5.19	2,000	連合山形鶴岡田川地域協議会議長	「協力政党、団体役員、県市町村議員との懇親会費 都市計画及びまちづくりについて調査研究	194	2a	政党活動	懇親目的であり、政務調査にかかる意見交換の場ではない。	懇親会において参加者と都市計画及びまちづくりについて意見交換を行った。 この時に調査、意見交換した内容については平成22年6月定例会における都市計画に関するまちづくりに関する質問及び委員会における質疑を行う際に参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 5 11	阿部昇司	H22.5.23	3,000	第20回赤川花火記念大会 会長	第20回赤川花火大会に係る懇親会費 赤川花火大会の式典及び地域活性化の意見交換	195	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	式典と懇親目的の参加であり、政務調査にかかる意見交換の場ではない。	当日は、赤川花火大会の式典に出席依頼があり、大会運営と地域活性化などの状況等を調査した。 また、式典後引き続き行われた懇親会において参加者と予算のあり方、地域経済活性化について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 12	阿部昇司	H22.5.28	3,000	藤島建設協会 会長	鶴岡市藤島建設業協会研修会負担金 意見交換	196	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	祝辞目的であり、懇親目的である。	当日は藤島建設業協会研修会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、山形県の公共事業について報告と建設状況等と調査した。 また、研修会後引き続き行われた懇親会において地域経済について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 13	阿部昇司	H22.7.5	3,000	藤島・名寄交流友の会	北海道名寄市交流友の会年会費 姉妹友好都市としての経済・災害対策について意見交換	197	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	同上	藤島・名寄交流友の会は、鶴岡市藤島と北海道名寄市との姉妹都市で構成され、交流事業を通して小学生や経済、災害対策など幅広く事業を展開している。 総会で祝辞を述べるとともに状況を調査した。また、総会後引き続き行われた懇親会において参加者と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 14	阿部昇司	H22.7.26	5,000	藤島郵便局	山形県日中友好協会 年会費	198	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	年会費であり、個人の立場で参加しているもの。	山形県日中友好協会は県や民間など各団体から構成されており、総会、研修会の開催や日中交流を通して国際交流を図る目的で設立された団体である。 総会では前年度実績と収支決算の報告、今年度の事業計画と予算を審議したものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 15	阿部昇司	H22.9.2	2,000	連合山形鶴岡田川地域協議会議長	「協力政党、団体役員、県市町村議員との懇親会費 県・市議・連合等地域の雇用・経済活性化についての課題研修会・懇談会	199	2a	政党活動	懇親目的であり、政務調査にかかる意見交換の場ではない。	懇親会において、参加者と地域の雇用・経済活性化について、意見交換を行った。 この時に調査、意見交換した内容については、平成22年9月定例会における雇用対策、経済活性化に関する質問及び、委員会における質疑を行う際に参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 5 16	阿部昇司	H22.11.10	5,000	田川建設労組執行委員長	田川建設労働組合研修懇談会会費 意見交換	200	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	祝辞目的であり、懇親目的である。	当日は、田川建設労働組合研修会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、景気、雇用、経済などの状況等を調査した。 また、研修会後引き続き行われた懇親会において、参加者と賃金や雇用条件について、意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 17	阿部昇司	H22.11.18	2,000	連合山形鶴岡田川地域協議会議長	「協力政党、団体役員、県市町村議員との懇親会費 鶴岡地域の課題研修と地域協議会との意見交換	201	2a	政党活動	懇親目的であり、政務調査にかかる意見交換の場ではない。	鶴岡地域の課題研修と地域協議会との意見交換を行った。 この時に調査、意見交換した内容については、平成22年12月定例会における地域の雇用、経済活性化に関する問題を9月定例会から継続して質問及び、委員会における質疑を行う際に参考にしており、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 5 18	阿部昇司	H22.12.17	4,000	藤島退職議員懇話会事務局	平成22年度藤島退職議員懇話会懇親会会費 地域意見交換	202	2a 3b	政党活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝辞目的であり、懇親目的であり、政務調査にかかる意見交換の場ではない。	当日は藤島退職議員懇話会に出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、地域の行政課題等の状況等を調査した。また、懇話会後引き続き行われた懇親会において、参加者と障がい者福祉、特養、グループホームなどについて意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 19	阿部昇司	H23.1.10	5,000	田川建設労組藤島支部会計	田川建設労働組合藤島支部第45回定期総会参加代金 意見交換	203	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	当日は総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、景気、雇用等の状況を調査した。また、総会後引き続き行われた懇親会において、参加者と山形県の雇用最低賃金、ハウスメーカーの進出、地元企業の振興について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 20	阿部昇司	H23.2.5	5,000	山形県板金工業鶴岡支部	県板金組合定期総会会費 住宅リフォーム事業について意見交換を実施	204	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	当日は総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、景気、雇用等の状況を調査。また、総会後引き続き行われた懇親会において、参加者と山形県の住宅リフォーム事業について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 21	阿部昇司	H23.2.15	4,000	ふじしまの酒おも 会長	純米大吟醸「藤島」新酒試飲会会費 藤島地区の農家により栽培された酒米を用いた独自商品として醸造を行った新酒の発表会に参加し、地域おこしの一環として活用していくために関係者と意見交換	205	2a 3b	政党活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	当日は、旧藤島町が醸造依頼し、地域振興に事業を開催している酒づくり委員会による試飲会出席。祝辞を述べるとともに、酒米づくり、地域づくりなど調査した。独自商品としての地域おこしの一環として活用していくために参加者と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 5 22	阿部昇司	H23.2.18	1,000	連合山形鶴岡田川地域協議会議長	「協力政党、団体役員、県市町村議員との懇談会」懇親会会費 県・市の新年度予算・事業について調査及び意見交換	206	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	懇親目的であり、政務調査にかかる意見交換の場ではない。	懇親会において、参加者と新規事業や重点事業について、意見交換を行った。この時の調査、意見交換した内容については、平成23年度予算(山形県)、事業について報告、3月定例会における質問及び委員会における質疑を行う際に参考にしており、政務調査活動に該当する。

項目 番号	議員氏名	支 出 年 月 日	支 出 額 (円)	支 出 相 手 先	支 出 内 容	乙 号 証	違 法 分 類	内 容	違 法 で る 事 情	被告側の反論
C 6 1	加賀正和	H22.9.12	3,500	さわのはな生誕50周年記念事業実行委員会	さわのはな生誕50周年記念式典会費 水稻育種についての基調講演の後、地域ブランド確立活動についての意見交換	507	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	記念式典後の懇親会であり、意見交換の場ではない。懇親目的の場である。	水稻品種「さわのはな」は、50年前に山形県の農業試験場尾花沢試験場で開発された冷害に強い奨励品種であり、現在、山形県内では作付が少なく、大変おいしい品種であるが作りづらく、「幻の米」として取り扱われている。市内作付農家と市、関係者によるイベントとして、当時育種に関わった技術者より講演いただいた後、引き続き行われた懇親会において、参加者皆さんと「幻の米」としてのブランド化、この品種を活用した地域おこしについてどう活かしていくか等について、意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 6 2	加賀正和	H22.9.17	5,000	第6師団長歓迎のタペ事務局	久納雄二第6師団長歓迎のタペ会費 自衛隊活動についての講演並びに懇親会に係る会費	508	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	酒食を伴う歓迎のための懇親会費であり、意見交換の場ではない。	自衛隊第6師団の山形県や東北地方での任務や役割などその活動について、新師団長はじめ第20普通科連隊長並びに山形県、周辺自治体関係者と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 6 3	加賀正和	H22.11.5	3,000	みやぎ尾花沢会 会長	「みやぎ尾花沢会総会」参加費 宮城県と尾花沢市の地域連携についての意見交換並びに懇親会	509	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	宮城県内居住者との懇親目的の会であり、意見交換の場ではない。政務調査目的とは評価できない。	「みやぎ尾花沢会」は、仙台市を中心とした宮城県内に居住する尾花沢市出身者、尾花沢市のファンの方々等で結成された会であり、山形県と宮城県の仙山交流や、経済、観光などを通じて、尾花沢市を応援し、密接な地域間交流の展開を目的としている。 総会開催の中で、事業報告、事業計画、尾花沢市の現状報告があり、また、山形県と宮城県の仙山交流等について話をさせていただいた。その後懇親会の中で、尾花沢市側、宮城側の御意見を交換することができた。特に交通アクセス課題と、仙台圏での観光PR等を積極的に開催すべきとの意見をいただいた。山形県としての課題が多くあり、大いに参考にさせていただいたものであり、政務調査活動に該当する。
C 6 4	加賀正和	H22.11.5	6,300	トリリッチフィールド仙台	「みやぎ尾花沢会総会」参加に係る宿泊費	510	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	C-6-3総会に参加するための宿泊費であり、政務調査活動に該当する。
C 6 5	加賀正和	H22.11.5	1,050	(有)鹿島タクシー	「みやぎ尾花沢会総会」参加に係るタクシー代	511	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	C-6-3総会に参加するためのホテルから会場までのタクシー代であり、政務調査活動に該当する。
C 6 6	加賀正和	H22.11.6	2,000	瀬戸勝PARKING	「みやぎ尾花沢会総会」参加に係る駐車代	512	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	C-6-3総会に参加するための自家用車駐車料金であり、政務調査活動に該当する。
C 6 7	加賀正和	H22.11.17	3,500	尾花沢ITものづくり研究会	ボジョレーヌーボー解禁日に乾杯参加費 ボジョレーヌーボーと銀山を楽しむ会・観光イベント視察と意見交換	513	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	イベントであり、意見交換目的の場ではない。政務調査目的とは評価できない。	会を主催した団体は、インターネット等（IT）を活用した産業創出を強調し、地域にどう活かしていくかを実践している団体である。 この企画は、尾花沢市の観光地、銀山温泉の誘客的目的として、旅館関係者とIT業者がコラボして開催され、観光振興のため参加し意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 6 8	加賀正和	H22.11.26	3,000	尾花沢青年会議所OB669会	尾花沢青年会議所OB会秋期例会参加費 地域活性化について意見交換	514	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	懇親目的であり、政務調査にかかる意見交換の場ではない。	青年会議所のOB会から地域づくりにどう参画したらよいか参加を要請され、今後の活動についての意見交換を行った。特に、少子高齢化と過疎地域として人口減少する中での地域づくりについての意見交換が中心。克雪対策等の議会質問などに活かされており、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 6 9	加賀正和	H22.12.18	5,000	会計	○○瑞宝双光章受賞祝賀会会費 自治消防関係者と懇談並びに意見交換	515	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	受賞祝賀会であり、意見交換の場ではない。政務調査費としての支出としては不適である。	防火・予防・消防、地域と消防団の関わりやこれからの消防団のあり方等、受章者をはじめ、当日出席した現職幹部、地域役員の方と具体的な方策などについて、貴重な意見交換ができた。 この際の意見を関係部局に伝え、その結果、消防団の役割を担うための団員減少に対する対応と機材の充実が図られており、政務調査活動に該当する。
C 6 10	加賀正和	H22.12.19	5,000	大高根記念農場山形県農業賞・全国土地改良事業団体連合会長賞受賞記念祝賀会会費 農業功労者並びに地域農業リーダーとの懇談並びに意見交換	516	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上		本県の農業部門での最高賞の受賞者と大石田町農業関係者等から今後の農業振興に関することや現在、農業関係者がどんな政策を望んでいるなど意見交換ができる、その内容を県議会での質問に反映しており、政務調査活動に該当する。
C 6 11	加賀正和	H23.1.8	5,000	ふるさと振興推進事業実行委員会	平成23年『新春を語る会』懇談会費 常盤地区各種代表者との意見交換、講演会懇親会	517	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	酒食を伴う新年会であり、懇親目的である。政務調査目的とは評価できない。	主催のふるさと振興推進事業実行委員会は、地区内区長と団体役員を中心に、尾花沢市の地区公民館とともに事業を開催している組織。 尾花沢市常盤地区的各種団体の活動報告や今後の抱負などを語り合い、地域企業で、地元雇用や農業分野にも取り組む山陽精機(株)社長より講演があり、地方や地域の中の会社運営など貴重な意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 6 12	加賀正和	H23.1.19	5,000	(社)尾花沢青年会議所	尾花沢青年会議所1月通常総会祝賀会費 まちづくり活動について意見交換	518	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	管内首長や新たな理事長はじめ役員各位と今年の事業展開についての意見交換を行った。特に人材育成についての意見交換は、議会等の質問にも役立っており、政務調査活動に該当する。
C 6 13	加賀正和	H23.1.23	3,000	宮沢地区公民館	宮沢地区新春を語る会参加費 地区各種団体代表者との意見交換	519	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	宮沢地区振興連絡協議会を中心とした地域おこし、地域自治についての意見交換会に参加し、参加者と地域活力を高めていくための具体的な話し合いや、統合の決まりた小中学校の現在の取り組み状況などについて意見交換を行った。その意見交換などから、小中学校と地域について、また、克雪についての議会での質疑につながったものであり、政務調査活動に該当する。
C 6 14	加賀正和	H23.1.25	2,340	(株)尾花沢タクシー	大石田まつりを10倍楽しくする会新年会・次期祭に向けての意見交換に係る交通費(タクシー代)(蕎麦や美登利から自宅まで)	520	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	大石田まつり・維新祭の次回開催に向けた内容の検討並びに実施体制等について、北村山地区の夏祭りが地域観光や活性化の大きな柱となるよう参加者と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 6 15	加賀正和	H23.1.30	2,700	(有)つばさタクシー	大石田町四日町さくら会新年会・県政報告・意見交換に係る交通費(タクシー代)(大石田町蕎麦や善之助から自宅まで)	521	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	大石田町四日町地区内でつくる社青年の会で、地区内の雪対策などについて意見交換をし、県政の中で、人口減少地域での雪対策(特に高齢者世帯)や道路除雪についての話題にしてほしいとの意見があり、議会での発言に活用した。この意見交換会に出席するためのタクシー代は、政務調査活動に該当する。
C 6 16	加賀正和	H23.2.10	1,210	うるしやまタクシー	山形酒彩カラ'主催山形県産酒の試飲会・県産酒PRの取組み視察参加に係る交通費(タクシー代)(パ'レグ'ランデールから山形駅まで)	522	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	政務調査目的として評価できない。	山形市を中心とする酒販店の青年部主催による、県内の日本酒の蔵元が生産した県産酒のPRイベントに参加し、現状をつぶさに把握すると同時に、各蔵元、各販売店より、県産酒の評価等について意見交換を行った際の会場から駅までのタクシー代であり、政務調査活動に該当する。
C 6 17	加賀正和	H23.2.10	1,480	観光タクシー(株)	山形酒彩カラ'主催山形県産酒の試飲会参加に係るタクシー代(山形駅からパレスグランデールまで) 【訂正】乗車区間 (訂正前) 大石田駅から山形駅往復	523	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	C-6-16に参加するための交通費であり、政務調査活動に該当する。  なお、乙第523号証のとおり、支出内容欄の乗車区間は「山形駅からパレスグランデールまで」に訂正する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 6 18	加賀正和	H23.2.11	3,000	尾花沢青年会議所OB669会	尾花沢青年会議所OB会通常総会会費 地域活性化についての意見交換	524	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	総会終了後の酒食を伴った懇親目的の会の費用であろう。意見交換の場ではない。	青年会議所OB会、現役会議所等の活動状況の把握、行政と民間団体との連携による地域活性化について、参加者との意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 7 1	森谷仙一郎	H22.4.10	5,000	天童市パークゴルフ協会 会長	天童市パークゴルフ協会総会会費	207	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝辞目的であり、懇親の場である。	当人は総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、パークゴルフ振興の現状や課題等について調査を行った。また、総会後引き続き行われた懇親会においては、坂本会長ほか参加者とパークゴルフ場の整備や高齢者の生きがい対策、高齢者の効果的な健康増進策等について意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 2	森谷仙一郎	H22.4.12	5,000	山形県理容生活衛生同業組合天童支部長	山形県理容生活衛生同業組合天童市部総会費	208	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	当人は総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、理容業の現状や課題の調査を行った。また、総会後引き続き行われた懇親会においては、伊藤会長ほか参加者と低価格チェーン店の増加に伴う経営への影響等について意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 3	森谷仙一郎	H22.4.16	5,000	川原子農道整備竣工祝賀会会費として	川原子農道整備竣工祝賀会会費	209	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	当人は祝賀会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、原田会長ほか参加者と県が施工完了した農道の利活用や問題点はないかどうか等について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 4	森谷仙一郎	H22.4.27	5,000	公民館運営審議会会长 山口地区区長会会长	市立山口公民館事務長、主事歓送迎会会費 公民館運営について地区区長らと意見交換	210	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	挨拶目的であり、懇親の場である。	この会は、市立山口公民館とその所管する地域の社会教育と地域活性化のために事業を行っている地域公民館九つの役員及び公民館運営に携わる役員の歓送迎会である。 当人は歓送迎会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、参加者とそれぞれの地域の問題点や課題、社会教育の振興策や地域の活性化策等について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 5	森谷仙一郎	H22.4.30	5,000	山口地区区長会会长	山口地区区長会、環境衛生委員歓送迎会会費 今年度運営について意見交換	211	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	この会は、市内山口地区的地域の自治組織九つの会長及びその自治会の環境衛生を保つための委員の歓送迎会である。 当人は歓送迎会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、参加者とそれぞれの自治組織の問題点や課題、地域の活性化策等について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 6	森谷仙一郎	H22.5.8	5,000	防犯協会山口支部	防犯協会山口支部総会会費	212	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝辞目的であり、懇親の場である。	当人は総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、山口支部内の防犯の現状や課題の調査を行った。また、総会後引き続き行われた懇親会においては、阿部会長ほか参加者と街路灯の状況や農産物の盗難問題等について意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目 番号	議員氏名	支 出 年 月 日	支 出 額 (円)	支出相手先	支出内容	乙 号 証	違法 分類	内 容	違法である事情	被告側の反論
C 7 7	森谷仙一郎	H22.5.9	5,000	川原子4区実行委員組合	22年度天童農協総代会、川原子四区意見交換 会会費 農業情勢について意見交換	213	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝辞目的であり、懇親の場である。	当日は天童市農協総代会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、農協の現状や課題の調査を行った。また、総代会後引き続き行われた川原子四区の意見交換会においては、参加者と各農家の畠作や果樹栽培の現状、課題や支援策等について意見交換を行った。この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 8	森谷仙一郎	H22.5.12	5,000	駐屯地指令歓迎のタペ 事務局長	福田駐屯指令歓迎のタペ参加費	214	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	歓迎行事への出席依頼に基づく 参加であり、懇親の場である。	当日は歓迎のタペへの出席依頼があり、福田司令ほか参加者と日本の防衛、本県での災害発生時の対応等について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 9	森谷仙一郎	H22.5.14	5,000	(社)山形県宅地建物取 引業協会天童支部長	山形県宅地建物取引業協会天童支部総会費 市内不動産取引について意見交換	215	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝辞目的であり、懇親の場である。	当日は総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、宅地建物取引業の現状や課題の調査を行った。また、総会後引き続き行われた懇親会においては、支部長ほか参加者と県内及び市内の宅地の取引状況や空き家の増加状況等について意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 10	森谷仙一郎	H22.5.15	5,000	天童東村山鍼灸マッサージ 師会会长	天童東村山鍼灸マッサージ師会総会費	216	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	当日は総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、鍼灸マッサージ業の現状や課題の調査を行った。また、総会後引き続き行われた懇親会においては、松田会長ほか参加者と簡易なマッサージ等の増加問題や障害者対策等について意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 11	森谷仙一郎	H22.5.22	5,000	天童市バスケットボ ー尔協会	天童市バスケットボール協会総会会費	217	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	当日は総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、バスケット振興の現状や課題の調査を行った。また、総会後引き続き行われた懇親会においては、鈴木会長ほか参加者とバスケットボールの振興策やスポーツ一般の振興策等について意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中、支出相手先欄「バスケット協会」は、「バスケット協会」である。
C 7 12	森谷仙一郎	H22.5.23	5,000	山形県隊友会天童支 部長	山形県隊友会天童支部定期総会会費	218	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	当日は総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、隊友会の自衛隊へのバックアップ等の現状や課題の調査を行った。また、総会後引き続き行われた懇親会においては、参加者と自衛隊経験の中での日本の防衛の在り方や災害発生時における自衛隊と県との連携の在り方等について意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 7 13	森谷仙一郎	H22.5.23	1,800	(有)天童運輸代行社	山形県隊友会天童支部定期総会出席に係る運輸代行代	219	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	祝辞目的であり、懇親の場であった総会への参加交通費である。なお、同総会は酒食の場でもあった。	当日は総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、隊友会の自衛隊へのバックアップ等の現状や課題の調査を行った。また、総会後引き続き行われた懇親会においては、参加者と自衛隊経験の中での日本の防衛の在り方や災害発生時における自衛隊と県との連携の在り方等について意見交換を行った際の運輸代行代であるが、この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 14	森谷仙一郎	H22.5.26	1,800	(有)天童運輸代行社	鈴木市議市政報告会出席に係る運輸代行代	220	2a 3a 3b	政党活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	鈴木市議の後援会行事であり、政務調査費の支出としては不適である。	当日は市政報告会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、天童市における行政の現状や課題等の調査を行った。また、総会における懇親会においては、参加者と天童市における県道拡幅等の課題や県道除雪の課題等について意見交換を行った際の運輸代行代であるが、この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 15	森谷仙一郎	H22.5.26	5,000	鈴木照一後援会長	鈴木市議市政報告会出席、総会費	221	2a 3a 3b	政党活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	当日は市政報告会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、天童市における行政の現状や課題等の調査を行った。また、総会における懇親会においては、参加者と天童市における県道拡幅等の課題や県道除雪の課題等について意見交換を行った。この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 16	森谷仙一郎	H22.6.11	3,500	山口地域づくり委員会委員長	『山口のお宝 式 -ふるさとの石造物-』出版記念祝賀会会費 役員と出版に際しての苦労話、経過などの意見交換	222	2d 3b 4o	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	祝辞目的であり、懇親の場である。	山口地域づくり委員会は、地域活性化に向け課題を取り上げ取り組んでいる団体である。今回その一環として、地域の文化財を見直すとともに文化財の保存等が必要であることから、地域の宝である石造物を調査し出版した記念の祝賀会である。 当日は祝賀会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、参加者と出版の経緯や苦労話を伺うとともに、地域文化財の保存の在り方や文化の継承等について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 17	森谷仙一郎	H22.6.27	1,800	(有)天童運輸代行社	山形県隊友会意見交換会参加に係る運輸代行代	223	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	挨拶目的であり、懇親の場である(酒食を伴った)。	当日は意見交換会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、隊友会の自衛隊へのバックアップ等の現状や課題の調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、参加者と自衛隊経験の中での日本の防衛の在り方や災害発生時における自衛隊と県との連携の在り方等について意見交換を行った際の運輸代行代であるが、この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 18	森谷仙一郎	H22.6.27	5,000	山形県隊友会会长	平成22年度山形県隊友会意見交換会費	224	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	当日は意見交換会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、隊友会の自衛隊へのバックアップ等の現状や課題の調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、参加者と自衛隊経験の中での日本の防衛の在り方や災害発生時における自衛隊と県との連携の在り方等について意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。



項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 7 19	森谷仙一郎	H22.7.3	5,000	日大山形高校天童地区保護者会会長	日本大学山形高等学校天童地区保護者会懇親会会費 保護者との通学及び教育環境の意見交換	225	2d 3a 3b 4c	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	挨拶目的であり、懇親の場である（酒食を伴った）。	当日は保護者会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、私学の現状や課題の調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、保護者会会長ほか参加者と通学の実態や私学助成の在り方等について意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 20	森谷仙一郎	H22.7.3	2,300	わかば運転代行社	日大山形高校天童地区保護者会出席に係る運転代行代 保護者との通学及び教育環境の意見交換	226	2d 3a 3b 4c	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	当日は保護者会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、私学の現状や課題の調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、保護者会会長ほか参加者と通学の実態や私学助成の在り方等について意見交換を行った際の運転代行代であるが、この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 21	森谷仙一郎	H22.7.16	2,300	わかば運転代行社	市内在住県職員と天童市職員との懇談会出席に係る運転代行代	227	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	挨拶目的であり、酒食を伴う懇親の場である。	当日は懇談会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、天童市における県の行政課題や市の行政課題について意見交換を行った際の運転代行代であるが、この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 22	森谷仙一郎	H22.7.16	5,000	市内在住県職員と天童市職員との懇談会会費 事務局 天童市総務部市長公室長	市内在住県職員と天童市職員との懇談会会費 県政・市政の課題について意見交換	228	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	当日は懇談会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、天童市における県の行政課題や市の行政課題について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 23	森谷仙一郎	H22.7.20	1,800	(有)天童運転代行社	安部第6師団長を囲むタベ参加に係る運転代行代	229	2d 3b 4c	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	出席依頼に基づく参加であり、酒食を伴う懇親の場である。	当日は師団長を囲むタベへの出席依頼があり、安部師団長ほか参加者と日本の防衛、本県での災害発生時の対応等について意見交換を行った際の運転代行代であるが、この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 24	森谷仙一郎	H22.7.20	5,000	事務局長	安部第6師団長を囲むタベ会費 自衛隊業務について幹部と意見交換	230	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	当日は師団長を囲むタベへの出席依頼があり、安部師団長ほか参加者と日本の防衛、本県での災害発生時の対応等について意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 25	森谷仙一郎	H22.7.22	5,000	ふるさとSRP会計	ふるさとSRP会研修会費 意見交換	231	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	挨拶目的であり、酒食を伴う懇親の場である。	ふるさとSRP会は、県設置の乱川河川公園の管理を行っている団体である。 当日は研修会への出席依頼があり、挨拶を行うとともに、河川管理の状況について調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、矢萩会長ほか参加者と河川公園の管理の在り方や草刈りなどの費用の問題などについて意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 7 26	森谷仙一郎	H22.7.23	5,000	多田靜江氏旭日双光章受章祝賀会会費出席者と交通安全活動について意見交換	多田靜江氏旭日双光章受章祝賀会会費出席者と交通安全活動について意見交換	232	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	受賞祝賀会であり、意見交換の場ではなく、政務調査費ではない。	多田靜江氏は、天童地区交通安全協会会长及び山形県交通安全協会副会長であり、長年、交通安全活動に貢献されたことにより受章したものである。 当日は受章祝賀会への出席依頼があり、多田氏ほか参加者と天童市及び山形県の交通安全の施策及び地域での地道な交通安全活動について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 27	森谷仙一郎	H22.7.23	2,300	わかば運転代行社	多田靜江氏旭日双光章受章祝賀会出席に係る運転代行代	233	2d 3b 4c	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	多田靜江氏は、天童地区交通安全協会会长及び山形県交通安全協会副会長であり、長年、交通安全活動に貢献されたことにより受章したものである。 当日は受章祝賀会への出席依頼があり、多田氏ほか参加者と天童市及び山形県の交通安全の施策及び地域での地道な交通安全活動について意見交換を行った際の運転代行代であるが、この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 28	森谷仙一郎	H22.7.27	5,000	天童市上貫津町内会会長	上貫津地域振興懇談会会費	234	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	挨拶目的であり、酒食を伴う懇親の場である。	当日は町内会主催の懇談会への出席依頼があり、挨拶を行うとともに、地域の実態等について調査を行った。また、結城会長ほか参加者と同地域のソフト面の振興策や道路整備などのハード面の振興策等について意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 29	森谷仙一郎	H22.8.28	2,300	わかば運転代行社	日本将棋連盟大泉義美氏受賞祝賀会参加に係る運転代行代	235	2d 3b 4c	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	受賞祝賀会であり、意見交換の場ではなく、政務調査ではない。	大泉義美氏は、日本将棋連盟天童支部において、長年、将棋普及や育成に貢献されたことにより受賞したものである。 当日は受章祝賀会への出席依頼があり、大泉氏ほか参加者と将棋の普及策、将棋による地場産業の振興策、将棋による地域の活性化策等に意見交換を行った際の運転代行代であるが、この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 30	森谷仙一郎	H22.8.28	5,000	日本将棋連盟天童支部支部長	日本将棋連盟大泉義美氏受賞祝賀会会費	236	2d 3b 4c	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	大泉義美氏は、日本将棋連盟天童支部において、長年、将棋普及や育成に貢献されたことにより受賞したものである。 当日は受章祝賀会への出席依頼があり、大泉氏ほか参加者と将棋の普及策、将棋による地場産業の振興策、将棋による地域の活性化策等に意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 31	森谷仙一郎	H22.9.2	2,300	わかば運転代行社	山口元氏旭日双光章受章祝賀会出席に係る運転代行代	237	2d 3b 4c	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	受賞祝賀会であり、意見交換の場ではなく、政務調査ではない。	山口元氏は、長年、県内及び天童市の観光振興に尽力されたことにより受章したものである。 当日は受章祝賀会への出席依頼があり、山口氏、伊藤温泉組合長ほか参加者と天童市及び県内の観光振興策等について意見交換を行った際の運転代行代であるが、この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 7 32	森谷仙一郎	H22.9.2	5,000	山口元氏旭日双光章受章祝賀会 代表発起人	山口元氏旭日双光章受章祝賀会会費	238	2d 3b 4c	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	受賞祝賀会であり、意見交換の場ではなく、政務調査ではない。	山口元氏は、長年、県内及び天童市の観光振興に尽力されたことにより受章したものである。 当日は受章祝賀会への出席依頼があり、山口氏、伊藤温泉組合長ほか参加者と天童市及び県内の観光振興策について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 33	森谷仙一郎	H22.9.8	2,300	わかば運転代行社	北本町・久野本旧13号線拡幅推進協議会出席に係る運転代行代	239	3b 4c	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	挨拶目的であり、酒食を伴う懇親の場である。	北本町・久野本旧13号線拡幅推進協議会は、県道の拡幅推進を目的とする地元住民の協議会である。 当日は協議会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、県道山形・天童線の拡幅整備事業の今後の事業計画について調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、太田会長ほか参加者と拡幅整備事業に係る心配事や要望などの意見交換を行った際の運転代行代であるが、この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 34	森谷仙一郎	H22.9.8	5,000	北本町商店街 会長	北本町・久野本旧13号線拡幅推進協議会会費 出席会員と意見交換	240	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	北本町・久野本旧13号線拡幅推進協議会は、県道の拡幅推進を目的とする地元住民の協議会である。 当日は協議会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、県道山形・天童線の拡幅整備事業の今後の事業計画について調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、太田会長ほか参加者と拡幅整備事業に係る心配事や要望などの意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 35	森谷仙一郎	H22.9.11	5,000	天童青年会議所 理事長	天童青年会議所創立40周年記念祝賀会費 天童市の課題について会員と意見交換	241	2d 3a 3b	私の活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝賀会における祝辞目的であり、酒食を伴う懇親の場である。	当日は祝賀会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、会長ほか参加者と青年会議所の運営の現状や課題、天童市を発展させるうえでの課題等について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 36	森谷仙一郎	H22.9.17	2,400	(有)天童運転代行社	久納雄二第6師団長歓迎のタベに出席時の運転代行代	242	2d 3b 4c	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	出席依頼に基づく参加であり、酒食を伴う懇親の場である。	当日は歓迎のタベへの出席依頼があり、久納師団長ほか参加者と日本の防衛、本県での災害発生時の対応、地元住民と自衛隊員との交流事業等について意見交換を行った際の運転代行代であるが、この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 37	森谷仙一郎	H22.9.17	5,000	第6師団長歓迎のタベ事務局 事務局長	久納雄二第6師団長歓迎のタベ 会費	243	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	当日は歓迎のタベへの出席依頼があり、久納師団長ほか参加者と日本の防衛、本県での災害発生時の対応、地元住民と自衛隊員との交流事業等について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 38	森谷仙一郎	H22.9.18	2,300	わかば運転代行社	鈴木市議市政報告会に出席時の運転代行代	244	2a 3a 3b 4c	政党活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	鈴木市議の後援会活動であり、政務調査費の支出としては不適である。	当日は市政報告会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、天童市における行政の現状や課題等の調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、参加者と天童市における課題や県政の課題、特に北本町地内の県道拡幅事業の要望等について意見交換を行った際の運転代行代であるが、この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 7 39	森谷仙一郎	H22.9.18	5,000	鈴木照一後援会長	鈴木市議市政報告会に出席、会費意見交換	245	2a 3a 3b	政党活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	鈴木市議の後援会活動であり、政務調査費の支出としては不適である。	当日は市政報告会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、天童市における行政の現状や課題等の調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、参加者と天童市における課題や県政の課題、特に北本町地内の県道拡幅事業の要望等について意見交換を行った。この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 40	森谷仙一郎	H22.9.26	5,000	野口勲氏の誕生日を祝う会発起人	野口勲氏誕生日を祝う会で石原都知事の講演時の会費	246	2d 3a 3b 4c	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	誕生日を祝う会の参加であり、かつ、酒食の場の会費である。意見交換の場ではない。	当日は石原東京都知事の講演があることから出席の案内があり、石原東京都知事の講演を聴講するため出席した。石原東京都知事の記念講演は、日本の政治及び地方分権の推進等であり、山形県の地方分権の推進を行う上で大変参考になった。また、引き続き行われた懇親会では、石原都知事ほか参加者と山形県の発展策等について意見交換を行った。この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 41	森谷仙一郎	H22.9.26	2,300	わかば運転代行社	野口勲氏誕生日を祝う会参加に係る運転代行代	247	2d 3a 3b 4c	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	当日は石原東京都知事の講演があることから出席の案内があり、石原東京都知事の講演を聴講するため出席した。石原東京都知事の記念講演は、日本の政治及び地方分権の推進等であり、山形県の地方分権の推進を行う上で大変参考になった。また、引き続き行われた懇親会では、石原都知事ほか参加者と山形県の発展策等について意見交換を行った際の運転代行代であるが、この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 42	森谷仙一郎	H22.9.28	2,300	わかば運転代行社	アレ天童温泉開湯100周年シンポジウム出席時の運転代行代 地元食材での創作料理試食会	248	2d	私的活動	酒食を伴う「創作料理試食会」参加のための代行車であり、その酒食会は意見交換の場ではない。	当日はシンポジウムへの出席依頼があり、じゃらんリサーチセンター エリアプロデューサー服部氏の講演「現状分析とこれからの天童温泉」を受講し、天童温泉の現状や今後の課題について調査した。また、引き続き行われた地元食材での創作料理試食会及び懇親会では、天童の魅力づくりや地元食の重要性、県全体の観光観光産業発展策について意見交換を行った際の運転代行代であるが、この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 43	森谷仙一郎	H22.10.3	5,000	留山川ダム周辺環境整備促進協議会会长	留山川ダム湖底祭り懇親会費 ダムの進捗状況調査、ダム周辺の整備について出席者と意見交換	249	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	「まつり」での挨拶目的であり、酒食の場は懇親目的である。	当日は留山川ダム湖底まつりへの出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、県営ダム工事の進捗状況の調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、整備促進協議会会长ほか参加者とダム周辺の整備要望、ダムを活用した地域の活性化策について意見交換を行った。この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 44	森谷仙一郎	H22.10.5	5,000	ふるさとSRP会計	ふるさとSRP会総会費 河川敷の整備について出席者と意見交換を行う	250	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	祝辞目的の参加であり、酒食の場は懇親目的であり、意見交換の場ではない。	ふるさとSRP会は県設置の乱川河川公園の管理を行っている団体である。 当日は総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、河川管理の状況について調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、矢萩会長ほか参加者と河川公園の県での管理の在り方や草刈り機械の提供などについて意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 7 45	森谷仙一郎	H22.10.16	5,000	県立天童高校九臘会会長	天童高校創立90周年記念祝賀会並びに平成22年度九臘会のつどい懇親会費 高校のあり方について出席者との意見交換	251	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝辞目的の参加であり、酒食の場は懇親目的であり、意見交換の場ではない。	当人は祝賀会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、県立高校の教育状況について調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、参加者と子供数が減少している中での県立高校の教育の在り方や県立高校の保護者の負担額等について意見交換を行った。この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 46	森谷仙一郎	H22.10.16	2,300	わかば運転代行社	天童高校創立90周年記念祝賀会並びに平成22年度九臘会のつどい懇親会出席に係る運転代行代 高校のあり方について出席者との意見交換	252	3b 4c	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	当人は祝賀会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、県立高校の教育状況について調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、参加者と子供数が減少している中での県立高校の教育の在り方や県立高校の保護者の負担額等について意見交換を行った際の運転代行代であるが、この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 47	森谷仙一郎	H22.10.17	3,000	山口地区青壮年会会长	第34回山口地区青壮年パークゴルフ大会参加費 参加者と地域課題やグラウンド整備について意見交換	253	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	同上	山口地区青壮年会は、社会教育の推進、地域の活性化、ボランティア活動、会員の親睦を目的とした会である。当人は大会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、パークゴルフ場の現況について調査を行った。また、参加者とゴルフ場の整備要望や地域の課題、地域の振興策等について意見交換を行った。この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 48	森谷仙一郎	H22.12.11	4,500	山口地区区長会会长	22年度山口地区区長会懇親会会費 山口地区的課題について意見交換	254	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	挨拶目的であり、酒食の場は懇親目的であり、意見交換の場ではない。	この会は、市内山口地区的地域の九つの自治組織の会長で組織している。当人は懇親会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、区長会会长ほか参加者とそれぞれの自治組織の問題点や課題、地域の活性化策等について意見交換を行った。この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 49	森谷仙一郎	H23.1.5	2,300	わかば運転代行社	天童商工会議所の賀詞交換会出席時の運転代行代 市内有識者との意見交換	255	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	酒食の場であり、新年の懇親目的であり、意見交換の場ではない。	この賀詞交換会は、天童市及び天童商工会議所が主催する天童市賀詞交換会で、市内の住民及び企業が誰でも参加できるものであり、運営を天童商工会議所が担当しているものである。当人は賀詞交換会への出席依頼があり、天童市長、天童商工会議所会頭ほか参加者と天童市のまちづくり、県政全般、とりわけ温泉街・観光産業の活性化策や県道の整備等について意見交換を行った際の運転代行代であり、この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 50	森谷仙一郎	H23.1.5	3,000	天童商工会議所	天童商工会議所の賀詞交換会負担金 市内有識者との意見交換	256	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	この賀詞交換会は、天童市及び天童商工会議所が主催する天童市賀詞交換会で、市内の住民及び企業が誰でも参加できるものであり、運営を天童商工会議所が担当しているものである。当人は賀詞交換会への出席依頼があり、天童市長、天童商工会議所会頭ほか参加者と天童市のまちづくり、県政全般、とりわけ温泉街・観光産業の活性化策や県道の整備等について意見交換を行った。この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 7 51	森谷仙一郎	H23.1.13	2,300	わかば運転代行社	天童青年会議所OB・会員合同新年会に出席し、会員と意見交換を行った時の運転代行代	257	2d 3b 4c	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	新年会の挨拶目的であり、酒食の場であり、新年の懇親目的であり、意見交換の場ではない。	当日は新年会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、芝崎理事長ほか参加者と天童市のまちづくり・活性化策、県政全般、特に商工業の活性化策、会議所が主催する全国中学生選抜将棋選手権大会、ボランティア事業等について意見交換を行った際の運転代行代である。この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 52	森谷仙一郎	H23.1.13	5,000	天童青年会議所	天童青年会議所OB・会員合同新年会会費 会員と意見交換	258	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	当日は新年会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、芝崎理事長ほか参加者と天童市のまちづくり・活性化策、県政全般、特に商工業の活性化策、会議所が主催する全国中学生選抜将棋選手権大会、ボランティア事業等について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 53	森谷仙一郎	H23.1.17	5,000	(社)山形県宅建取引協会天童支部	(社)山形県宅地建物取引業協会天童支部新年会費 会員と宅建現状について意見交換	259	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	当日は新年会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、支部長ほか参加者と宅地建物取引業の現状や課題、県内及び市内の宅地の取引状況や空き家の増加状況等について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中、支出相手先欄「(財) 山形県宅建取引協会」は、「(社) 山形県宅建取引協会」である。
C 7 54	森谷仙一郎	H23.1.22	5,000	(社)天童市シルバー人材センター-理事長	(社)天童市シルバー人材センター-2011新春祝賀会会費 センターの運営について出席者と意見交換	260	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	当日は新年会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、理事長ほか参加者とシルバー人材センター運営の現状や課題、特に受託の仕事内容や高齢者の生きがい対策等について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 55	森谷仙一郎	H23.1.23	2,000	わかば運転代行社	隊友会天童支部の新春祝賀会に出席して、国防について出席者と意見交換を行った時の運転代行代	261	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	当日は新春祝賀会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、参加者と隊友会の自衛隊へのバックアップ等の現状や課題、自衛隊経験の中での日本の防衛の在り方や災害発生時における自衛隊と県との連携の在り方等について意見交換を行った際の運転代行代であるが、この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 56	森谷仙一郎	H23.1.23	4,000	天童支部事務局長	隊友会天童支部「平成23年新年会」 国防について出席者と意見交換	262	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	当日は新春祝賀会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、参加者と隊友会の自衛隊へのバックアップ等の現状や課題、自衛隊経験の中での日本の防衛の在り方や災害発生時における自衛隊と県との連携の在り方等について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 7 57	森谷仙一郎	H23.1.29	5,000	鈴木照一後援会長	鈴木照一天童市議会議員の総会費 老野森地域課題について後援会会員と意見交換	263	2c 3b	後援会活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	鈴木市議の後援会活動であり、政務調査費の支出としては不適である。	当人は総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、天童市における県行政の現状や課題等の調査を行った。また、引き続き行われた懇親会においては、参加者と天童市における県道拡幅等の課題、特に老野森地区の県道の課題や山形空港線の延長整備等について意見交換を行った。 この時の調査、意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 58	森谷仙一郎	H23.1.30	3,000	一般社団法人山形県保鍼会 会計局長	平成23年度保鍼会新年交歓会費 鍼灸業における保険請求について意見交換を実施	264	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	新年会の挨拶目的であり、酒食の場であり、懇親目的であり、意見交換の場ではない。	当人は新年交歓会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、会長ほか参加者と鍼灸の普及振興及び関連する諸制度、保険取り扱いの環境改善等について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 7 59	森谷仙一郎	H23.2.3	1,800	(有)天童運輸代行社	建設同友会新年会に出席した時の運輸代行代 建設業の現状について意見交換	265	3b 4c	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上目的の交通費である。	当人は新年会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、会長ほか参加者と建設業の現状と課題、特に建設以外の事業への取り組み状況や若い人の就労状況等について意見交換を行った際の運輸代行代であるが、この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 60	森谷仙一郎	H23.2.11	2,300	わかば運輸代行社	天童市ミニバスケット連盟の懇親会に出席して、連盟の運営について意見交換を行った時の運輸代行代	266	3b 4c	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	当人は懇親会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、三宅会長ほか参加者とバスケットボール振興及びスポーツ少年団の現状や課題、子供の数が少なくなる中のスポーツ少年団の振興策、学業と少年団活動のバランス等について意見交換を行った際の運輸代行代であるが、この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 7 61	森谷仙一郎	H23.2.11	5,000	天童市ミニバスケット連盟 理事長	天童市ミニバスケット連盟の懇親会会費 連盟の運営について意見交換	267	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	当人は懇親会への出席依頼があり、挨拶を述べるとともに、三宅会長ほか参加者とバスケットボール振興及びスポーツ少年団の現状や課題、子供の数が少くなる中のスポーツ少年団の振興策、学業と少年団活動のバランス等について意見交換を行った。 この時の意見交換した内容については、その後の県議会における質問や質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 8 1	鈴木孝	H22.4.17	890	光洋自動車株式会社	外国人参政権反対一万人集会、全国地方議員緊急決起集会出席意見交換出席時のタクシーフェスティバル	268	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	政治活動目的であり、政務調査のための支出としては不適。	山形県議会においても、国に対し反対意見を提出しているこの件について全国集会に出席し、主催者ははじめ各党、各界の考え方、提言内容を調査し、今後の議会活動の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 8 2	鈴木孝	H22.4.17	7,140	東横イン日本橋浜町	外国人参政権反対一万人集会、全国地方議員緊急決起集会出席意見交換出席に係る宿泊費	269	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	C-8-1に係る宿泊費であり、政務調査活動に該当する。
C 8 3	鈴木孝	H22.4.15	22,060	東日本旅客鉄道株式会社	外国人参政権反対一万人集会、全国地方議員緊急決起集会出席意見交換に係る交通費	270	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上。なお、この支出日からすると、東京に2泊以上した可能性があり、そうだとすると、この旅費支出目的には別用向きにあった可能性あり。	C-8-1に係る交通費であり、政務調査活動に該当する。なお、実施期日は4/16~17であり、移動前日の4/15に購入・支出したものである。東京に1泊のみであって、別用向きはなかった。
C 8 4	鈴木孝	H22.5.12	5,000	山辺町商工会青年部 部長 後藤一	山辺町商工会青年部総会会費 青年世代の事業計画を調査・意見交換	271	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	この総会は、会費の額からして、酒食の場の参加費であつて、総会参加費ではないと思われる。懇親目的であって意見交換の場ではない。	山辺町商店街活性化施策の参考とするため、町商工会活動との関わり、婚活などの独自活動内容を調査、意見交換を行う目的で参加した。議会活動の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 8 5	鈴木孝	H22.5.18	5,000	山辺ロータリークラブ	山辺ロータリー創立40周年登録料(参加費) 40年の歩みや活動内容の調査、今後の活動に対する意見交換	272	2d 3b 4c	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	自身がロータリークラブ会員ではないか。個人の立場で加入している団体の参加費であり、意見交換の場ではない。	山辺ロータリークラブは、これまで社会奉仕活動を通じ、町発展のための大きな貢献を継続しているとの認識の下、当会の様々な活動の経過等について、当クラブや町の関係者との意見交換を行うために参加した。自身はロータリークラブの会員であるが、社会奉仕活動を通じ町発展のための大きな貢献を行っている当団体の活動内容を調査するため、議員となってから会員となったものである。町の今後の有り方や活性化のため、今後の活動の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 8 6	鈴木孝	H22.5.25	3,000	山辺町商工会	山辺町商工会総代会会費 事業計画などについて意見交換	273	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	会費額からすると酒食の場への参加費と思われる。意見交換の場ではない。	各専門部における、今年度の事業計画や課題についての報告を受け、意見交換を行うために参加した。議会活動の参考にしており、政務調査活動に該当する。
C 8 7	鈴木孝	H22.5.28	1,000	山辺町観光協会会長 遠藤直幸	平成22年度山辺町観光協会個人会員会費 町の観光のあり方や計画に対する意見交換や調査	274	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人の立場で加入している団体の会費である。	交流人口の拡大、町活性化のため、観光振興は大変重要な課題であります。町の観光発展のため、会員となり観光振興の為の意見交換を行うため、年会費を支払い会員となつたものである。政務調査活動に該当する。
C 8 8	鈴木孝	H22.6.1	1,000	山辺町・日立市交流協会会長	平成22年度山辺町・日立市交流協会年会費 今後の交流のあり方や交流計画に対する意見交換	275	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	同上	山辺町は日立市との歴史的な関係から姉妹都市となっている。年会費を払って、交流協会に入会し産業や文化、教育等の様々な交流の有り方や内容について意見交換を行い、今後の議会活動の参考にしたものであり、政務調査活動に該当する。
C 8 9	鈴木孝	H22.6.1	1,000	山辺町・日立市交流協会会長	平成22年度山辺町・日立市交流協会懇親会会費 今後の交流のあり方や交流計画に対する意見交換	276	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上。懇親目的で、政務調査にかかる意見交換の場ではない。	C-8-8に係る意見交換会会費であり、政務調査活動に該当する。
C 8 10	鈴木孝	H22.6.19	3,000	安達峰一郎博士顕彰会会長遠藤直幸	安達峰一郎博士顕彰会年会費・書簡集発刊特別事業負担金 今後の顕彰会活動についての意見交換、世界の良心、国際人としての活動からその精神を学ぶ	277	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	「年会費」であり、個人の立場で加入している団体への会費である。	山辺町が育んだ「世界の良心」安達峰一郎博士を顕彰、その精神を学ぶこと、その活動を通して、人材育成に役立てることを目的とした会であります。議会活動の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 8 11	鈴木孝	H22.6.23	3,000	根岸吉太郎教授紫綬褒章受賞を祝う会事務局	根岸吉太郎教授紫綬褒章受賞を祝う会会費 受章に関する功績調査、関係者との意見交換、今後の方向性を探る	278	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	受賞祝賀会であり、意見交換の場ではなく、政務調査ではない。	受賞者、他参加者と受賞に関する功績などの話合をして、東北芸術工科大学における教育の在り方などについて意見交換を行うため参加。議会活動の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 8 12	鈴木孝	H22.7.16	5,000	山形県日中友好協会理事長	山形県日中友好協会第30年度会費	279	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	個人の立場で加入している団体の会費等である。政務調査ではない。	日本においても、本県においても、今後の経済発展のためには中国の存在は欠かせない状況にあります。そのため、日中友好協会の会員となり、中国の社会情勢、協会の活動内容など様々な情報収集を行う目的で入会しているものであり、政務調査活動に該当する。
C 8 13	鈴木孝	H22.7.28	5,000	山辺町町おこし部会	山辺町星降るロード事業意見交換会会費	280	2d 3b 5b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	酒食の場の参加費と思われる。意見交換の場ではなく、懇親目的である。	毎年、町内の幼稚園や小学生と一緒に運動公園ポプラの木に七夕飾りを行い町の活性化を行っている団体であり、その思いや事業内容等について意見交換を行い、議会活動の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 8 14	鈴木孝	H22.9.24	5,000	山辺町機械金属工業会代表幹事	平成22年度山辺町機械金属工業会総会負担金現状調査意見交換	281	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	個人の立場で加入している団体の参加費である。酒食の場であって、懇親目的である。	各企業の受注状況や、雇用調整助成金の申請状況等について調査のため参加した。今後の受注、景気見通しや機械製造業界の動向等、意見交換を行い、議会活動の参考にしたものであり、政務調査活動に該当する。
C 8 15	鈴木孝	H22.10.2	3,000	作谷沢地域振興協議会会長	消防団第4部1.2部東南村山支部操法大会祝勝・那須悟氏県美展県展賞受賞祝賀会費 山間地域の活性化状況調査、意見交換	282	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	祝賀行事参加費であり、懇親目的であって、意見交換目的ではない。	中山間地域に於ける人口減少対策や活性化は、地域コミュニティーの維持にあります。自分達の地域は自分達で守る意識、ふる里を愛するこころを持ち続けている、当町作谷沢地区的皆さんと意見交換、ふる里を思う心に触れて、今後の地域コミュニティーの方向性等の議会活動の参考にするものであり、政務調査活動に該当する。
C 8 16	鈴木孝	H22.12.3	3,000	山辺町商工会	山辺町商工業者大会参加費 今後の町の活性化に対する意見交換	283	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	祝辞目的の参加であり、この会費は、酒食の場のものであって、懇親目的で、意見交換の場ではない。	地場産業、地域に根ざした事業者の活性化、発展なくして地方創生はない。地域の様々な業者から、課題や要望活動内容など調査、意見交換し、議会活動の参考にするものであり、政務調査活動に該当する。
C 8 17	鈴木孝	H22.12.24	9,600	(社)日本機械学会	日本機械学会2011年会費 福祉ロボットやエネルギー、宇宙技術など様々な機械関係の将来像を調査	284	2d 3a	私の活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人の立場で加入している団体の年会費である。	日本の経済発展をけん引してきた、機械技術の源である機会学会の年会費を払って会員となり、最先端の知識を学ぶと共に、様々なイベント、学術発表会などの情報を得て、産業振興等の議会活動の参考とするものであり、政務調査活動に該当する。
C 8 18	鈴木孝	H23.1.4	2,000	中山町新春名刺交換会発起人代表	平成23年中山町新春名刺交換会会費 中山町長他 新年度に対する考え方、県に対する要望などの調査	285	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	新年の顔合わせで、懇親目的であって、意見交換の場ではない。	中山町の新年度町政執行に対する方針、考え方、福祉団体、町内会役員等も含め、地方各界各業種の方々から県行政に対する要望等を調査すると共に、意見交換を行うために参加。議会活動の参考とするものであり、政務調査活動に該当する。
C 8 19	鈴木孝	H23.1.11	3,000	(社)山辺青年会議所	山辺青年会議所新年会参加費 今年度の活動内容調査	286	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	地域に於ける、商業の振興、活性化に対する青年部の事業活動、研修内容等、今年度の活動内容調査、意見交換を行うため参加した。議会活動の参考とするものであり、政務調査活動に該当する。
C 8 20	鈴木孝	H23.2.7	5,000	山辺ニット同業会 会長峯田典彦	山辺ニット同業会新年会負担金 佐藤織維(株)社長、庄内映画村社長と面談	287	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	地場産業の発展なくして地域の発展、活性化はない。町の地場産業であるニット業界の振興活性化を目的とした商品開発や新商品の発表会などの今年度の事業計画の調査、意見交換のため参加。議会活動の参考とするものであり、政務調査活動に該当する。
C 8 21	鈴木孝	H23.2.19	5,000	山形大学都市・地域学研究所	山形大学都市地域学研究所10周年記念式典参加費 安達峰一郎博士公開講座など山大における地域との関わりを調査	288	2d 3b 4c	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	式典の参加であり、意見交換の場ではない。	「山形の魅力発見」をテーマとして、地域の発展・活性化に資する教育活動を推進することを目的として設立された組織であり、山辺町が育んだ世界の偉人安達峰一郎博士公開講座の実施や顕彰を行っており、様々な研究内容について調査、意見交換を行い、議会活動の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目 番号	議員氏名	支 出 年月日	支 出 額 (円)	支 出 相 手	支 出 内 容	乙 号 証	違 法 分 類	内 容	違 法 で ある 事 情	被 告 側 の 反 論
C 8 22	鈴木孝	H23.2.20	2,000	えんどう利明中山町後援会	遠藤利明中山町後援会新春の集い参加費 参加者と中山町の道路整備や楽天2軍本拠地である県野球場の活性化などについて意見交換	289	2a 2c 2d 3b	政党活動 後援会活動 私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	遠藤衆議院議員の後援会活動であり、政務調査としても支出は不適である。	地域に於ける、道路河川等のインフラ整備や交通安全対策、楽天2軍本拠地である県野球場の活性化や整備等について意見交換。議会における質問や活動の参考にしており、政務活動調査に該当する。
C 8 23	鈴木孝	H23.2.21	4,000	山辺町建設業協会 会長	山辺まちづくり懇談会会費 町の活性化提言内容の調査	290	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	酒食の場であり、意見交換の場ではない。	町議会議員も同席。業界からの行政に対する要望、課題等調査、意見交換のため参加した。議会活動の参考とするものであり、政務調査活動に該当する。
C 8 24	鈴木孝	H23.2.25	5,000	山辺町商工会	山辺町商工会理事会会費 町の活性化提言内容の調査	291	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	毎年、提示になる町商工会の活動計画や行政への提言内容等、調査、意見交換のため参加した。今後の議会活動の参考とするものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 10 1	竹田千恵子	H22.4.14	18,400	東日本旅客鉄道株式会社	全国地方議員緊急決起集会参加に係る交通費（鉄道賃） 他県の地方議員と地方の抱える課題について意見交換	525	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	主催者、集会目的が不明であり、政務調査との関連が不明である。	全国地方議員の役割は大きく、各県の課題はそれぞれだが、基本的な考え方は共通のものがあると考えられる。地方の抱える課題をどう解決し、地域に貢献するかが議員の役目と考え、そのために他県の地方議員との意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 2	竹田千恵子	H22.4.17	710	帝都自動車交通(株)	全国地方議員緊急決起集会参加に係る交通費（タクシ一代） 他県の地方議員と地方の抱える問題について意見交換	526	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	C-10-1に係るタクシ一代であり、政務調査活動である。
C 10 3	竹田千恵子	H22.4.18	2,000	社団法人 県隊友会会長 永澤和一	第6師団創立48周年記念行事・神町駐屯地54周年記念行事祝賀会会食代 災害時派遣対策について意見交換	527	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	祝賀会であり、意見交換の場ではない。懇親目的であり、政務調査とは評価できない。	第6師団創立48周年記念行事及び神町駐屯地54周年記念行事祝賀会に出席。 自衛隊は、国防は勿論だが、災害時は迅速な行動で住民に安心感を与えていた。議員活動の中で、隊員の訓練や災害時派遣対策を知ることは大切であると考える。隊員との意見交換は隊員の士気を鼓舞するためにも重要と考え、意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 4	竹田千恵子	H22.5.11	1,800	のぞみ運転代行社	高畠町建設けんとの意見交換会参加に係る交通費（自宅まで代行車利用）	528	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	祝辞目的の出席であり、具体的な資料の裏付けがなく、政務調査とは評価できない。	当日行われた意見交換会に出席依頼があり、祝辞を述べた。現下の建設業界は厳しく、雇用創出といった観点からも重要な課題とされている。地域の災害時を含む住民の安全安心といった観点から建設業の果たす役割は大きいことから、出席者と現状と課題等について意見交換を行った際の代行車代であり、政務調査活動に該当する。
C 10 5	竹田千恵子	H22.5.21	18,400	東日本旅客鉄道株式会社	高畠町まほろば会（県人会）総会参加に係る交通費（鉄道賃 高畠～東京）	529	3b 4c	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	出席依頼に基づく祝辞目的であり、意見交換の場ではなく、懇親目的である。	高畠町まほろば会（県人会）総会に出席依頼があり、祝辞を述べた。県人会は、山形・高畠のPR大使のようなものと考えている。その意味で山形県や高畠の良さを発信して貢う為にも互いの意見交換を行った際の交通費であり、政務調査活動に該当する。
C 10 6	竹田千恵子	H22.5.23	5,000	東京高畠まほろば会 市川政雄	高畠町まほろば会（県人会）との懇談会費 県人会は山形のPR大使のようなものと考えている。その意味で、山形県の良さを発信してほしい等意見交換	530	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	C-10-6に係る意見交換会の会費であり、政務調査活動に該当する。
C 10 7	竹田千恵子	H22.6.5	2,000	ひろすけ会	ひろすけ会（幼児教育として愛と善意の心を育むために啓蒙活動を実施）懇親会費 文化意識の啓発と今後の取組みについて意見交換	531	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	ひろすけ会は、浜田広介氏（童話作家）の理念である愛と善意を育む心を育てるために、幼児教育には欠かせない考え方について啓蒙活動を実施しており、氏の童話は、現在でも子供たちに愛読されている。 本県でも幼児教育の観点と文化意識の啓発は課題であることから、意見交換の場と捉え会費を納入し、会合に参加しております、政務調査活動に該当する。
C 10 8	竹田千恵子	H22.6.8	2,000	山形県警察官南陽地区友の会会員 友の会	山形県警察官南陽地区友の会会費 防犯意識の啓発について事例調査	532	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入した団体の会費である。	山形県警察官南陽地区友の会は、南陽市と高畠町でつくられており、会費として納入している。 防犯や交通安全等県警に関わる事例調査のために加入。 住民の安全・安心に繋がるものと考え、県議会での質問等の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 9	竹田千恵子	H22.6.28	3,000	屋代川河川改修促進期成同盟会会長八巻富次郎	平成22年度屋代川河川改修促進期成同盟会総会時懇親会参加負担金 河川問題調査 河川問題は町づくりの観点から必要不可欠である。特に高畠町は、県下でも先駆けて住民参加の河川維持活動が行われている等意見交換	533	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	祝辞目的の出席であり、具体的な資料の裏付けがなく、酒食を伴う懇親の場であり、政務調査とは評価できない。	当日行われた総会に出席依頼があり出席し、祝辞を述べた。河川問題は農業県である本県にとって、水の供給源であり、更に災害時は凶器となる。特に、高畠町は県下でも先駆けて住民皆参加の河川維持活動が行われ、表彰も受けており、意見交換の場として参加したものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 10 10	竹田千恵子	H22. 6. 28	2,700	まほろば代行社	屋代川河川改修促進期成同盟会総会時懇親会参加に係る運転代行代河川問題調査	534	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	C-10-9に係る代行車代であり、政務調査活動に該当する。 なお、訴状中、支出相手先欄「あさひ代行社」は、「まほろば代行社」である。
C 10 11	竹田千恵子	H22. 6. 29	5,000	東北中央自動車道建設促進深沼地区協議会会長 竹田京二	平成22年度東北中央自動車道建設促進深沼地区協議会懇親会費 建設促進に向け前進したこと等意見交換	535	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	当日行われた総会に依頼があり出席祝辞を述べた。地元で長年運動が継続しており、また、町議時代から参加している。本県の東北中央自動車道は、ぶつ切れの状況下であり、道路網の推進は課題となっていることから、東北中央自動車道建設促進協議会総会での意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 12	竹田千恵子	H22. 7. 12	10,000	山形県警察官友の会	山形県警察官友の会年会費 防犯意識の啓発についての事例調査及び状況把握	536	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入した団体の会費である。	山形県警察官友の会は、各警察署管轄毎に組織されており、ここは南陽・高畠地区で構成されている。警察官が自主的に会報等を作成し、配布したり、その管轄の課題に取り組み、改善に努力している警察官を表彰する組織である。 その総会(年1回)表彰式では各管轄の取組や報告が行われ、具体的な方策等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 13	竹田千恵子	H22. 7. 16	3,000	和田川期成同盟会 会長	和田川期成同盟会意見交換会会費 出席者と河川問題について意見交換	537	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	支出額からして酒食の場ではないか。懇親目的であって、意見交換の場ではない。	各市町村にとって河川行政は、災害時の住民の安全安心に不可欠であることから、和田川期成同盟会の意見交換会に出席した。安部周蔵会長等と河川問題について、整備の遅れや今後の進捗について意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 14	竹田千恵子	H22. 8. 1	1,400	まほろば代行社	高畠町議との意見交換会に係る運転代行代行政問題調査	538	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	具体的な資料の裏付けがなく、いつ、どこで、誰となされたのか全く不明。政務調査としての評価はできない。	高畠町議員と意見交換を行った際の代行車代である。県の行政は各市町村と直結しており、地元議員など参加者と今後の消防行政のあり方や財政、人口減少問題について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 15	竹田千恵子	H22. 8. 2	3,000	高畠観光協会	平成22年度高畠町観光協会費 観光産業の状況把握及び実態調査	539	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	いつ、どこで、誰との会合かも不明。政務調査として評価できない。	本県では観光の推進が課題となっており、高畠町観光協会も推進に向け努力している。その状況及び実態調査をするために意見交換会に参加したものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 16	竹田千恵子	H22. 9. 1	2,000	高畠観光協会 理事長 近 清剛	たかはた伊達の会年会費 歴史文化調査(伊達家の歴史を整備して後世に伝える目的で発足。観光地としての受け入れ態勢整備、現存する史跡、資料の調査保存など実態把握)	540	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入した団体の会費である。	高畠町には伊達政宗(独眼竜)の8代前の政宗夫婦の墓があり、明治に伊達家の家老が来て墓を確認している。この会は、本町の歴史文化調査として設立されたものである。この文化財を観光資源として活用するために同会に入会したものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 17	竹田千恵子	H22. 9. 17	1,390	(有)やまと観光ハイヤー	警察官夏期術科特別訓練納会出席に係るタクシー代 警察官意識調査	541	3b 4c	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	あいさつ目的の出席であり、その会合の実態不明であり、政務調査として評価できない。	南陽市の警察署にて夏期術科特別訓練納会に出席し、激励の挨拶を行った際のタクシー代である。同会では意見交換を行っており、政務調査活動に該当する。
C 10 18	竹田千恵子	H22. 10. 7	20,000	日本政策研究センター	日本政策研究センター(政治分析・政策研究を行い政策提言を行うことを目的とする)維持会費	542	2d 3a 4c	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費	個人として加入した団体の会費である。	日本政策研究センターの年間維持会費。毎月1回発行される「明日への選択」を含む。 同センターは、全国的に活動を行っている団体で、政策提言はもとより、年間を通じて様々な講演等を実施している。議員として、日本の状況や世界情勢等全てを網羅しながら県政につなげたいと考えている。維持会費等や研修会への参加を通して情報収集を行うものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支 出 年月日	支 出 額 (円)	支 出 相手先	支 出 内 容	乙 号 証	違 法 分 類	内 容	違 法 で あ る 事 情	被 告 側 の 反 論
C 10 19	竹田千恵子	H22.10.8	5,000	高畠観光協会 理事長 近 清剛	高畠町まほろば会(県人会)故郷訪問交流会会費 農産物等知名度・ふるさと納税等調査	543	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	酒食を伴う懇親会費である。懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	本県では、観光の推進が課題となっており、高畠町観光協会では、本町出身者に観光部門でのPR活動を行ってもらうなど相互交流を実施し、Uターン者が増加するなどの実績を残している。また、本県の農産物の知名度等、知事自ら出向いてPR活動を行っている中、県、市町村が連携することは必須と考える。参加者とは、今後もふるさとづくり推進を図るために意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 20	竹田千恵子	H22.10.8	1,400	まほろば代行社	高畠町まほろば会(県人会)故郷訪問交流会に 係る交通費(自宅まで代行車利用) 農産物等知名度・ふるさと納税等調査	544	3b 4c	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができ ない出張旅費・宿泊費等	同上	C-10-19に係る交通費であり、政務調査活動に該当す る。
C 10 21	竹田千恵子	H22.10.7	3,000	日本政策研究センター	「明日への選択」地方議員ネットワーク年会 費 日本政策研究センターからFAXにより情報収集	545	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入した団体の会費である。	「明日への選択」地方議員ネットワーク年会費。一般質問や質疑を行う際に参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 22	竹田千恵子	H22.10.16	1,120	鶴羽山観光タクシー	松風会30周年記念(高畠ハビング)参加交通費(自 宅までタクシー利用) 福祉問題調査に係る交通費	546	3b 4c	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができ ない出張旅費・宿泊費等	記念式典に出席依頼を受けての出席である。その式典の実態が不明であり、意見交換の場と評 価することはできない。	松風会は特別養護老人施設。30周年記念式典に出席依頼があり参加した際のタクシー代である。高齢者が増加する中、入所待機者の増加や事業者の運営の課題等、出席者や長谷川理事長等と意見交換を行った。県議会での福祉関連の質問の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 23	竹田千恵子	H22.10.16	5,000	社会福祉法人 松風会理 事長	社会福祉法人松風会設立30周年記念式典祝い 金 出席者と社会福祉問題について意見交換	547	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	「祝会」であるから、政務調査 費の支出としては不適である。	C-10-22に係る会費であり、政務調査活動に該当する。
C 10 24	竹田千恵子	H22.10.21	1,500	まほろば代行社	青年会議所総会出席に係る運転代行代(自宅 まで代行車利用) 青年層意識調査	548	2d 3b 4c	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができ ない出張旅費・宿泊費等	祝辞目的としての出席であり、 県政にかかる意見交換ではない。	青年会議所総会に出席依頼があり、出席し祝辞を述べた際の自宅までの運転代行代。総会では、青年会議所の取組事業や地域おこしの下支えとしての会議所の役割調査など、若者が元気な所はその地域に活気があることなど青年層の意識調査を行いながら、意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 25	竹田千恵子	H22.10.22	20,000	高畠青年会議所	青年会議所 賛助会員年会費 青年層意識調査	549	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	「賛助会員年会費」であり、個人として加入した団体の会費と評 価されるべきである。	C-10-24に係る会費であり、政務調査活動に該当する。
C 10 26	竹田千恵子	H22.12.11	3,000	山形政治塾(印)	山形政治塾懇親会会費 行政問題について出席者と意見交換	550	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	政治活動関連であり、政務活動費としての支出は不適である。	当該団体は、人材育成を目的とした団体である。政治が混迷する中、県議としての研鑽や勉強の為に山形政治塾に参加している。 当日は、日本政策センターの伊藤代表の講演があり、終了後、講師や他の参加者と共に、今後の政治のあり方、行政問題等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 27	竹田千恵子	H22.12.14	3,000	いちの会	いちの会(町内農業従事者組織)忘年会会費 出席者と地産地消の一端を担う直売活動につ いて意見交換	551	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	忘年会であり酒食を伴った懇親目的であり、政務調査としての評価はできない。	いちの会は、町内農業従事者組織で、農業従事者の高齢化が著しい中、地産地消の一端を担う直売活動を行い、比較的若い年齢の従事者が地域で頑張っている。当日の参加者と共に、課題など今後の農業のあり方等も併せて意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 28	竹田千恵子	H22.12.14	1,800	のぞみ運転代行社	いちの会忘年会出席に係る交通費(自宅まで 代行利用) 出席者と地産地消の一端を担う直売活動につ いて意見交換	552	2d 3b 4c	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができ ない出張旅費・宿泊費等	同上	C-10-27に係る交通費であり、政務調査活動に該当す る。
C 10 29	竹田千恵子	H22.12.18	5,000	受賞祝賀会実行委員会 担当	大日本農会緑白綬有功賞受賞者祝賀会費 出席者と水稻有機栽培・減農薬栽培について 意見交換	553	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	受賞祝賀会であり、意見交換の場ではなく、政務調査ではない。	大日本農会緑白綬有功賞受賞者中川信行氏の祝賀会出席案内状を受け出席。当日の出席者や中川氏と水稻有機栽培や減農薬栽培等、さらに、今後の農業のあり方、進むべき方向性について意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 10 30	竹田千恵子	H23.1.4	3,000	高畠町企画財政課 課長 渡部富士男	平成23年高畠町新春顔合わせ会会費 出席者と地域づくりについて意見交換	554	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝辞目的の出席であり、この会費は酒食を伴った懇親目的の新年会費であって、意見交換の場ではない。	高畠町より新春顔合わせ会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、町政の進捗や県政との関わりなど、懇親会において参加者と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 31	竹田千恵子	H23.1.4	1,400	のぞみ運転代行社	平成23年高畠町新春顔合わせ会出席にかかる 運転代行代(自宅まで代行車利用) 地域づくり調査にかかる交通費	555	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	C-10-30に係る交通費であり、政務調査活動に該当する。
C 10 32	竹田千恵子	H23.1.7	2,000	新春初顔合わせ会	高畠町和田地区新春顔合わせ会会費 出席者と地域問題点について意見交換	556	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝辞目的の出席であり、懇親目的の新年会の会費であり、意見交換の場ではない。	高畠町は6地域(高畠、和田、屋代、亀岡、糠野目、二井宿)に分かれている。 出席依頼は6地区全てからあり、祝辞を述べるとともに、農業県としてのそれぞれの地域の課題や人口減少、高齢化に伴う問題等多岐にわたる諸問題について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 33	竹田千恵子	H23.1.9	2,000	屋代地区新春顔合わせ会実行委員会	高畠町屋代地区新春顔合わせ会懇親会 会費 出席者と農業問題について意見交換	557	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	高畠町は6地域(高畠、和田、屋代、亀岡、糠野目、二井宿)に分かれている。 出席依頼は6地区全てからあり、祝辞を述べるとともに、農業県としてのそれぞれの地域の課題や人口減少、高齢化に伴う問題等多岐にわたる諸問題について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 34	竹田千恵子	H23.1.9	2,500	亀岡地区新春初顔合わせ会	高畠町亀岡地区新春初顔合わせ会会費 出席者と地域づくりについて意見交換	558	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	高畠町は6地域(高畠、和田、屋代、亀岡、糠野目、二井宿)に分かれている。 出席依頼は6地区全てからあり、祝辞を述べるとともに、農業県としてのそれぞれの地域の課題や人口減少、高齢化に伴う問題等多岐にわたる諸問題について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 35	竹田千恵子	H23.1.9	1,500	二井宿地区区長会	高畠町二井宿地区初春のつどい参加費 出席者と地域づくりについて意見交換	559	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	新年会であり、懇親目的であり、意見交換の場ではない。	高畠町は6地域(高畠、和田、屋代、亀岡、糠野目、二井宿)に分かれている。 出席依頼は6地区全てからあり、祝辞を述べるとともに、農業県としてのそれぞれの地域の課題や人口減少、高齢化に伴う問題等多岐にわたる諸問題について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 36	竹田千恵子	H23.1.21	5,000	星寛治第56回斎藤茂吉文化賞受賞祝賀会発起人会	星寛治氏第56回斎藤茂吉文化賞受賞祝賀会会費 出席者と教育・文化について意見交換	560	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	受賞祝賀会であり、意見交換の場ではない。	星寛治氏の第56回斎藤茂吉文化賞受賞の招待状を受け祝賀会に出席。星氏は、農民詩人として、また、有機農法の先駆者として活躍。当日の参加者と教育、文化、農業関連の今後の方向性など意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 10 37	竹田千恵子	H23.1.27	1,400	まほろば代行社	高畠青年会議所総会出席に係る交通費(自宅まで代行車利用) 青年層意識調査	561	2d 3b 4c	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	祝辞目的の出席であり、意見交換の場ではない。酒食を伴う懇親目的の場への参加のためである。	高畠町青年会議所総会への出席依頼を受けて出席した際の交通費である。総会では、祝辞を述べると共に、総会後の懇親会にて、小さな地域事業所の課題等、詳細にわたり意見交換を行っており、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 12 1	木村忠三	H22.4.17	800	NEXCO	モンティオ山形NDスタジアムでの公式戦開催による交通状況・駐車場の現状等調査のための交通費(高速料金)	292	2d	私的活動	公式戦の観戦目的であり、私的活動である。	モンティオ山形はJ1昇格後、相当な集客の可能性を持つており、県内各地、県外から公式戦を観戦に来ることが考えられる。交差点での渋滞個所や交通弱者と言われる方々の危険個所、また混雑時の駐車場の現状を調査し、文教公安委員会等での質疑の参考としており、政務調査活動に該当する。
C 12 2	木村忠三	H22.4.20	1,680	上杉城史苑	政権交代後の地方の姿等を題材とした政経セミナー参加及び銀座飲食業組合と山形おいしいプラザの利活用について等意見交換に係る謝礼(北海道地区選出国会議員事務所)	293	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	「地域政党主催」とあるも、そのセミナーの実態が不明であり、「謝礼」を払う理由が不明。	地域政党主催の政経セミナーに参加し、北海道選出国會議員はじめ、政党顧問等、政権交代後の地方のあるべき姿は、など普段は聞けないような貴重な話を聴講した。都市と地方の格差は正のためには、前政権以上に地方公共団体・地方議会が声を擧げていくべきで、場合によつては北海道・東北も連携して進めていくべきとの話を聴講した。引き続き行われた懇親会においては、北海道と山形県の農業連携等について意見交換を行っており、政務調査活動に該当する。 このセミナーに参加、意見交換を行い、幅広い調査活動の機会を頂いたことに対する主催側に対しての謝礼である。
C 12 3	木村忠三	H22.4.20	3,320	東光の酒蔵	政権交代後の地方のあり方等を題材とした政経セミナー参加及び銀座飲食業組合と山形おいしいプラザの利活用について等意見交換に係る謝礼(銀座飲食業組合理事)	294	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	山形おいしいプラザが立地している銀座において銀座飲食業組合理事の方々と、今後の連携策について意見交換を行った。 銀座飲食業組合は、銀座にある店舗の食材を利用して、各店、ホテル等で提供をしている。 銀座アンテナショップと連携した、山形食のフェア等の開催やホテル朝食での山形の農産品の使用など、様々な可能性の話をさせていただいた。 これらの意見交換を参考に県当局に提言を行いたいと考え実施したものであり、政務調査活動に該当する。 意見交換の相手方は銀座飲食業組合理事で、それに係る謝礼を行った。 山形おいしいプラザが立地している銀座は、組合の地元であり、その意見交換は本県の農産品等食材の提供、様々な連携策等大きな可能性を秘める調査活動となることから、意見交換を行ったが、それに対する謝礼である。 山形の食材を利用したフェアの開催や県産米を使用したイベント等が実現に至った。
C 12 4	木村忠三	H22.4.22 H22.4.23	4,380	大和自動車交通 ¥1,340 ¥1,520 東京からタクシートラン交通(株) ¥1520	政権交代後の地方のあり方等を題材とした政経セミナー参加、日本相撲協会理事との意見交換、銀座飲食業組合理事との意見交換、県選出国会議員職員、東京事務所職員等との意見交換に係る交通費(タクシー代)	295	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	4/20~24の東京宿泊からして、全体の旅程が政務調査とどうかわるのか不明。	当該セミナー参加及び意見交換に係るタクシー代であり、政務調査活動に該当する。 (東京駅から銀座5丁目、銀座5丁目から永田町、永田町から銀座5丁目) なお、宿泊は、C-12-7のとおり4/22~24の2泊分である。
C 12 5	木村忠三	H22.4.26	26,660	(株)トラベル企画	政権交代後の地方のあり方等を題材とした政経セミナー参加、日本相撲協会理事との意見交換、銀座飲食業組合理事との意見交換、県選出国会議員秘書、東京事務所職員等との意見交換、政党関係者と国政選挙後の地方の行方等について意見交換に係る交通費(JR代)	296	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	当該セミナー参加及び意見交換に係る交通費であり、政務調査活動に該当する。 (JR賀、米沢から東京間)
C 12 6	木村忠三	H22.4.23	3,040	長島タクシー、国際自動車(株)	政権交代後の地方のあり方等を題材とした政経セミナー参加、日本相撲協会理事との意見交換、銀座飲食業組合理事との意見交換、県選出国会議員秘書、東京事務所職員等との意見交換、政党関係者と国政選挙後の地方の行方等について意見交換に係る交通費(タクシー代)	297	2d 4c 5b	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	当該セミナー参加及び意見交換に係る交通費であり、政務調査活動に該当する。 (タクシー代、永田町から銀座、赤坂から永田町)
C 12 7	木村忠三	H22.4.22	33,000	HOTEL GRACERY GINZA	政権交代後の地方のあり方等を題材とした政経セミナー参加、日本相撲協会理事との意見交換、銀座飲食業組合理事との意見交換、県選出国会議員秘書、東京事務所職員等との意見交換、政党関係者と国政選挙後の地方の行方等について意見交換に係る宿泊費(2泊分)	298	2d 4c 5b	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	当該セミナー参加及び意見交換に係る宿泊費であり、政務調査活動に該当する。 (2泊分、宿泊代のみ)

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 12 8	木村忠三	H22.4.27	10,400	HOTEL GRACERY GINZA	CO2削減、環境対策についての意見交換、県アンテナショップ機能充実についての調査に係る宿泊費	299	2d 4c 5b	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この宿泊目的は、政務調査のためなのかどうか不明。	CO2削減等、日照量減少対策、節水対策等を進める環境関連会社経営者と今後の取組やビジョンなどについて意見交換を行い、本県の環境対策の参考とした。山形県東京事務所長と銀座に立地してあるアンテナショップについての現状を聽取し、今後の機能強化充実について調査、意見交換を行った。また、県選出国会議員秘書と新年度予算概要について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 (宿泊費、食事代は含まず)
C 12 9	木村忠三	H22.4.27	3,000	平山孫兵衛商店	CO2削減、環境対策についての意見交換に係る環境関連会社経営者への謝礼	300	2d 4c 5b	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この謝礼が政務調査のために必要なのかどうか不明。	当該意見交換、調査活動に係る相手方（環境関連会社経営者）への謝礼であり、政務調査活動に該当する。
C 12 10	木村忠三	H22.4.30	13,330	(株)トラベル企画	CO2削減、環境対策についての意見交換及び県アンテナショップ機能充実についての調査、県選出国会議員秘書との意見交換に係る交通費（JR片道分）	301	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	この交通費が政務調査のために必要なのかどうか不明。	当該意見交換、調査活動に係る交通費であり、政務調査活動に該当する。 (JR賃、東北中央道理事会のため片道分)
C 12 11	木村忠三	H22.4.27 H22.4.28	3,120	飛鳥自動車(株) 大和自動車、国際自動車	CO2削減、環境対策についての意見交換及び県アンテナショップ機能充実についての調査、県選出国会議員秘書との意見交換に係る交通費（タクシー代）	302	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	当該意見交換、調査活動に係る交通費（タクシー代）であり、政務調査活動に該当する。
C 12 12	木村忠三	H22.5.10	4,887	上杉城史苑	本県の鉄道活性化対策（仙台アクセス鉄道利活用）についての調査活動及び山形新幹線機能強化対策等についての意見交換に係る相手方への謝礼 相手方：宮城県土木部空港臨空地域課長、仙台空港アクセス鉄道(株)社長、JR東日本山形支社長	303	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	この謝礼が政務調査のために必要なのかどうか不明。	仙台空港と仙台駅を結ぶアクセス鉄道と本県と仙台を結ぶ仙山線の直通運転の可能性を含めた、また、山形新幹線の機能強化対策（天候不順による遅延、運休防止策）等について調査、意見交換、現地調査を行い、その活動に対する相手方への謝礼。この調査結果を県議会での質問の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 12 13	木村忠三	H22.5.11	700	宮城県庁第一駐車場	本県の鉄道活性化対策（仙台空港アクセス鉄道利活用）についての調査活動に係る駐車料金	304	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	具体的な調査目的が不明。政務調査のためなのか不明。	鉄道活性化対策に係る調査時の駐車料金であり、政務調査活動に該当する。
C 12 14	木村忠三	H22.5.12	4,000	米沢市体育協会 会長	平成22年度米沢市体育協会総会懇親会会費 米沢市体育協会会長、各競技関係者と本県のスポーツ振興、教育の充実等意見交換	305	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	これは懇親会（酒食を伴う）費であり、懇親目的であり、意見交換の場ではない。	米沢市体育協会は、本市スポーツ振興を通して健全な青少年の育成を行っており、本県のスポーツ振興、教育の充実等に大きく寄与していることから、総会、懇親会に参加し、米沢市体育協会会長、柔道、剣道等各競技関係者と、現状や課題等意見聴取を行い、県で可能な課題解決など質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 12 15	木村忠三	H22.5.12	6,300	山形ワシントンホテル	民間調査会社員と本県景気・雇用の現状等意見交換に係る宿泊費	306	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	意見交換の相手、その場が明らかにされておらず、具体的な意見交換の内容が不明であり、政務調査目的とは評価できない。	民間調査会社社員、勤務時間終了時間帯の意見交換のため、終了が深夜に及んだため宿泊した際の宿泊費。（食事代は含まず） 当日は、政権交代などの社会情勢を踏まえて、直近の本県の景気動向、雇用情勢などの情報を聴取、意見交換を目的に、今後の県議会での質問の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。 なお、意見交換の相手は民間調査会社帝国データバンク社員、場所は山形市七日町である。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 12 16	木村忠三	H22.5.17 H22.5.20	3,890	東光の酒蔵¥1,890大阪 松坂屋百貨店¥2,000	高速鉄道の機能強化に係る先進地視察調査における本県出身の名古屋在住会社員及び山形・名古屋便の現状についての意見交換に係る相手方への謝礼（兵庫県県土整備部交通政策課長、名古屋市IT関連会社社員）	307	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	兵庫県課長が相手である趣旨不明。全体として政務調査目的の意見交換であるか疑問。	太平洋側と日本海側を結ぶ高速鉄道の機能強化を実現している先進地の事例調査を行い、県議会予算特別委員会での本県の鉄道機能強化策の質問の参考とした。本県出身の名古屋市在住のIT関連会社社員と、山形・名古屋航空便の現況やUICターンの意識など意見交換を行い、今後の県議会での質問の参考とした。これら調査活動に係る相手方への謝礼であり、政務調査活動に該当する。兵庫県は太平洋側と日本海側地区を結ぶ高速鉄道の機能強化を実現している先進地であり、本県の内陸と庄内を結ぶ鉄道機能強化策の参考とするため、兵庫県県土整備部交通政策課長を相手に、事例調査を行ったものである。平成22年度6月定例会予算委員会での質問の参考とした。
C 12 17	木村忠三	H22.5.17 H22.5.18	5,310	上杉城史苑 神戸市 (株)中島中	高速鉄道の機能強化に係る先進地視察調査、北海道における高速鉄道の展望についての意見交換に係る相手方への謝礼（滋賀県新駅問題対策室副参事、主席参事、北海道選出国會議員秘書）	308	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	その意見交換の場所はどこか。滋賀県庁職員と北海道選出国會議員秘書を相手にした目的不明。政務調査目的との関連性不明。	東海道新幹線新駅増設問題、東海道線在来線機能強化実現の現況を調査、意見交換を行い、県議会予算特別委員会での質疑の参考とした。また、北海道選出国會議員秘書からJR北海道における集客アップ等の機能強化対策の実例を聴取するなどの先進地事例を調査した。これら調査活動に係る相手方への謝礼であり、政務調査活動に該当する。場所は滋賀県及び東京都である。滋賀県では、新知事誕生後、既存の東海道新幹線栗東駅新設を中止するか否かの議論になり、住民の関心が高まっていたこと、在来のJR東海道線の機能強化が実現していることの情報を得て、県議会での質問の参考とする目的で、滋賀県庁職員を相手方に政務調査活動を行った。赤字路線を多く抱える中で、JR北海道での乗車率向上策、地域の実例を聴取すること、その先進地事例を調査することを目的に、地元の事例に精通している北海道選出国會議員秘書を相手に意見交換を行った。
C 12 18	木村忠三	H22.5.19	740	JR西日本鉄道(株)	高速鉄道機能強化に係る先進地視察調査、現地調査に係る交通費（JR鉄道賃、在来線移動）	309	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	この現況調査の目的が政務調査目的とどうかわるのか不明。	東海道新幹線新駅増設問題、在来線機能強化実現のための現場調査、移動に係る交通費であり、政務調査活動に該当する。（JR賃、栗東から米原）
C 12 19	木村忠三	H22.5.19	2,650	近江タクシー、つばめタクシー	高速鉄道機能強化に係る先進地視察調査、本県出身の名古屋市在住会社員と山形・名古屋便の現状、本県のあり方についての意見交換に係る交通費（タクシー代）	310	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	具体的な調査活動が不明であり、その交通費支出との関係も不明。	当該調査に係る交通費（タクシー代）であり、政務調査活動に該当する。
C 12 20	木村忠三	H22.5.20	2,410	実用興業(株)、七福交通(株)	北海道における高速鉄道の展望について意見交換、本県選出国會議員と国政選挙後の地方への影響等についての意見交換に係る交通費（タクシー代）	311	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上 なお、訴状中、支出相手先欄「実用工業」は、「実用興業」である。	当該調査に係る交通費（タクシー代）であり、政務調査活動に該当する。
C 12 21	木村忠三	H22.5.21	81,120	(株)トラベル企画	高速鉄道機能強化に係る先進地視察調査、本県出身の名古屋在住会社員と山形・名古屋便の現状等について意見交換、北海道における高速鉄道の展望について意見交換、本県選出国會議員と国政選挙後の地方への影響等について意見交換を実施した際の交通費（JR代）及び宿泊代	312	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	北海道選出国會議員秘書からJR北海道における集客アップ等の機能強化対策の実例を聴取するなどの先進地事例を調査するとともに、兵庫県での先進地調査、本県出身の名古屋市在住のIT関連会社社員との意見交換に係る調査活動の宿泊費、交通費（JR賃）である。東海道新幹線新駅増設問題、東海道線在来線機能強化実現の現況を調査、意見交換を行い、県議会予算特別委員会での質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 12 22	木村忠三	H22.5.25	3,000	学園都市推進協議会	学園都市推進協議会総会会費 山形大学工学部と地域の連携、米沢女子短期大学の4年制化について意見交換	313	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	「総会会費」ではなく、「懇親会費」である。懇親目的であつて、意見交換の場ではない。	山形大学工学部、米沢女子短期大学が立地している米沢市では、学園都市推進協議会を設立し、地域と大学の共生・活性化を図っている。 定期的に行っている総会に参加し、工学部と地域の連携、米沢女子短期大学の4年制化について調査した。 引き続き行われた懇親会において、学部長、学長らと意見交換を行い、学生の意識、米沢女子短期大学の編入状況の現況を聴取し、今後の県議会での質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。 なお、「総会会費」は、「総会の折懇親会費」と領収書に記載されており、その旨訂正する。
C 12 23	木村忠三	H22.5.25	1,200	山形鉄道(株)	フラー長井線グッズ代 山形鉄道㈱の利便性向上のための調査研究として製品を購入 今後の検討課題として研究のため	314	1 2d	私的財産の形成につながる経費等 私的活動	私的財産の形成である。	赤字経営が続くフラー長井線は、前年度、民間企業出身の社長を公募し就任させた。あらゆる策を講ずることで、乗車率・利便性向上、発信力アップを図り、行政で成し得ることのできなかった乗車率向上を達成した。 社長、社員との意見交換の中で、会社が一丸となって開発したオリジナルグッズを紹介され、今後のフラー長井線の活性化策、本県の観光振興策の参考として、また乗車率向上の成果を確認するため購入したものであり、政務調査活動に該当する。
C 12 24	木村忠三	H22.5.12	510	置賜総合支庁観光振興室長	JR東日本運行「レトロ花回廊号」新津～今泉間現状視察のための交通費(指定席券)	315	2d	私的活動	観光目的である。	地域議員協議会、JR東日本との協議、意見交換などで実現した「花回廊キャンペーン」の一環で、実際にレトロ花回廊号に乗車し、乗客、沿線等の生の反応を聞き取り、調査するとともに、車内で販売する沿線の名産を使用したグッズを購入し、今後継続することが予想される「花回廊キャンペーン」の更なる活性化策等について、県議会、地域議員協議会での質問等の参考としたものであり、観光目的ではなく、政務調査活動に該当する。
C 12 25	木村忠三	H22.5.29	2,150	(株)日本レストランツ'ライア'	JR東日本運行「レトロ花回廊号」ハント活性化対策における調査、研究(名産品、グッズ)	316	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	私的財産の形成である。	本県の観光振興策の参考として、また乗車率向上の成果を確認するため購入したものであり、政務調査活動に該当する。
C 12 26	木村忠三	H22.5.29	11,900	HOTEL GRACERY GINZA	衆議院議員主催の政経セミナーにおける地方議員、マスコミ関係者との意見交換会に係る宿泊費	317	2a 2c 2d 4c	政党活動 後援会活動 私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	このセミナー参加の裏付け資料がなく、意見交換の場がどのようなものであったか、具体的には全く不明。政務調査目的との具体的関連性不明。	地域政党新党大地が催したセミナーにおいて、代表である衆議院議員の講演を聴講し、県議会、県政運営の参考とした。引き続き行われた参加者との懇談会では、他都道府県議会議員、釧路市長などの自治体首長、マスコミ関係者と、地方自治、人口減少問題などをテーマに意見交換を行った。 特に、他県での議会運営、先進的な高齢者対策、人口減少対策などは、県政運営において非常に参考となり、議会での質疑の参考とした際の宿泊費であり、政務調査活動に該当する。 地域政党新党大地の理念は、地方の活性化であり、本県の地域活性化を語る上では大いに理念を同じにすることがある。講演の聴講はもちろん、他道県議会議員、首長も地方の位置付けであり、意見交換においては、少子高齢化、人口減少対策など本県に参考となる事項、役立つ事例が多く見られた機会となつた。地方の抱える課題はすぐには解決するものではなく、長く、今後の議会での討論、質疑の参考となつた。
C 12 27	木村忠三	H22.5.30	1,250	富士自動車(株)	衆議院議員主催の政経セミナーにおける地方議員、マスコミ関係者との意見交換会に係る交通費(タクシーフィー)	318	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	当該セミナー意見交換会参加の会場からホテルまでのタクシーフィーであり、政務調査活動に該当する。 (赤坂から銀座)

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 12 28	木村忠三	H22.6.3	6,300	山形七日町ワシントンホテル	山形市在住会社経営者との国政選挙後の県内経済、県政についての意見交換に係る宿泊費	319	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	意見交換がどこでなされ、その相手は誰か、深夜に及んだ理由、いずれも不明。政務調査目的との関連性不明。	山形市在住の会社経営者の方の豊富な経済知識や情報網から、国政選挙後の県内経済、景気動向、県政運営の方向性等について意見聴取、意見交換を行った際の宿泊費。意見交換が深夜に及んだため宿泊したものであり、政務調査活動に該当する。(食事代は含まず)なお、場所は山形市七日町、相手は山形市在住カナモリ住機(株)代表取締役である。会社経営者の業務終了後、意見交換を開始したため深夜に及んだものである。
C 12 29	木村忠三	H22.6.3	2,750	西洋和菓子 三澤屋	さくらんぼ、県農産品の関西におけるトップセールス、関西山形県人会の方々と県産農産品販路拡大についての調査、意見交換に係る相手方への謝礼 関西山形県人会副会長	320	1 2d	私的財産の形成につながる経費等 私的活動	意見交換がいつ、どこでなされたのか不明。政務調査目的との具体的な関連性不明。	阪神球団の協力で、山形県大阪事務所等が主催する「おいしいやまがたさくらんぼデー」の現地調査を行うとともに、イベントに協力されている関西山形県人会の会長をはじめ、会員各位の皆様と販路拡大やイベントの取組状況等について意見交換、調査活動を行った。その際の関西山形県人会会長、副会長に対する謝礼であり、政務調査活動に該当する。 意見交換の日にちは平成22年6月4日、場所は兵庫県西宮市である。
C 12 30	木村忠三	H22.6.4	2,820	大阪自動車交通(株)	大阪市と共同で中心市街地活性化対策に取組んだ(天満橋商店街の)先進地視察調査のための交通費(タクシー代)	321	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	現地調査の実態全く不明。誰どこで、どのような目的で面談したのか全く不明。	大阪市と共同で中心市街地活性化対策に取り組む大阪天満橋商店街での現地調査に係る、大阪市北区から東大阪市天満橋までのタクシ一代であり、政務調査活動に該当する。 面談の相手は天満橋商店街理事長、場所は東大阪市天満橋である。 客足の落ち込んでいた商店街を市行政と共同で独自の活性化策に取り組み、賑わいを取り戻した、大阪天満橋商店街の先進地調査を行った。 商店街理事長始め、商店街会員が商品券の作成など、様々な集客プランを考え、市行政の協力も得て、落ち込んでいる客足を取り戻した。昭和30年代からの歴史のある商店街で、近年は郊外の大型店に客層を取られた状態が続いたが、女性、子どもをターゲットとした策が成功した秘訣だそうである。商店街と行政のコンビネーションが成功したポイントのようであった。多くの場合は市議会議員など議員が市民の声を行政に届け実行していくケースが多いと思うが、行政と市民が共同で取り組むケースは珍しいと思う、新しいケースとして、今後の議会活動の参考となった。
C 12 31	木村忠三	H22.6.30	26,660	(株)トラベル企画 JR代	5月30日開催の政経セミナーに参加し、意見交換を行った際の交通費(JR代)	322	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	5/30のJR代が、この日に支払われた根拠不明。	地域政党新党大地主催のセミナー、意見交換に係る交通費であり、政務調査活動に該当する。(米沢~東京往復JR費) なお、旅行会社を通してのJR券購入であったが、多忙で支払が遅れたため、この日に支払われたものである。
C 12 32	木村忠三	H22.6.30	4,100	(株)トラベル企画 JR代	JR東日本運行「レトロ花回廊号」視察研究のために係る交通費(JR代) JR磐越西線 喜多方~新潟~新津~今泉(5月29日)	323	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	具体的な裏付け資料がない。政務調査目的との関連性不明。	本県の観光振興策として実現した「花回廊キャンペーン」の一環でJR東日本が運行したレトロ花回廊号。この列車の運行の模様を調査した際の交通費。当日は新津始発が早朝となるため、前日、福島県喜多方駅でのパークアンドライドシステムの調査を兼ねて喜多方駅より乗車し、磐越西線経由で新潟へ向かう。 蔵の町として観光振興に取り組む先進地喜多方市は、二次交通手段としてレンタカー、また、駅を拠点として鉄道に乗車するパークアンドライドシステムは認知度が低いが、本県の観光振興の参考となったものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 12 33	木村忠三	H22.6.30	6,600	(株)トラベル企画 宿泊費	JR東日本運行レトロ花回廊号視察研究のために係る宿泊費(前泊分(5月29日))	324	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	具体的な裏付け資料がない。	本県の観光振興策として、実現した「花回廊キャンペーン」の一環でJR東日本が運行したレトロ花回廊号。その視察調査のための宿泊費。当団は、新津始発が早朝となるため、また、新津駅付近には適当な宿泊施設が存在しないことから新潟市に前泊したものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中、支出相手先欄「JR代」は、「宿泊費」である。
C 12 34	木村忠三	H22.7.1	84,700	山新観光(株)	関西県人会の県産農産品セールス活動調査、山形県大阪事務所トップセールス状況調査、中心市街地活性化先進地視察研究に係る交通費(航空券代)及び宿泊代	325	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	具体的な裏付け資料がない。調査がどのようになされたのか、具体的な状況不明。	阪神球団の協力で、山形県大阪事務所等が主催する「おいしいやまとたさくらんぼデー」の現地調査を行うとともに、イベントに協力されている関西山形県人会の方々とセールス活動調査、意見交換を行った。 また、大阪事務所職員の活動調査も行い、大阪圏での県産農産品の販路拡大のための現地調査を行った。また、大阪市と共同で、中心市街地活性化対策に取り組む大阪天満橋商店街での現地調査、意見交換を行った。これら調査活動に係る交通費(航空券代)及び宿泊費であり、政務調査活動に該当する。 山形～伊丹往復分 28,400円 宿泊代は食事代を含まず 12,900円、15,000円
C 12 35	木村忠三	H22.8.2	4,914	上杉城史苑	県アンテナショップと銀座飲食業組合とのコラボレーション等実現に向けた意見交換、耕作放棄地対策についての調査研究、農水省関係機関と社会貢献度に関する意見交換に係る相手方への謝礼相手方:銀座飲食業組合理事、農林水産省関連会社総務課長	326	4b	陳情活動	意見交換、意見聴取の場が不明であり、この調査の内容を裏付ける資料が全くない。	銀座飲食業組合は、銀座における飲食業界を取りまとめる団体であり、県のおいしい山形プラザも銀座に立地していることから、プラザを通して県産品を使用・活用した銀座と山形が融合した取組みができないか意見交換を行った。 県選出国会議員事務所を通じて、農林水産省の職務を請負う会社所属課長と耕作放棄地の有効な利活用について、他県の先進事例を紹介されるなど意見聴取を含む調査活動を行った際の相手方への謝礼であり、政務調査活動に該当する。 なお、意見交換の場所は、8月2日が東京都中央区銀座、8月3日が東京都千代田区永田町である。
C 12 36	木村忠三	H22.8.2	4,726	平山孫兵衛商店	枯れ、松ヶ虫等森林保全に向けた環境対策に係る調査及び県選出国会議員との国政選挙後における県政のあり方、耕作放棄地対策についての意見交換に係る相手方への謝礼(環境関連会社経営者、県選出国会議員)	327	4b	陳情活動	相手が特定されず、謝礼を手渡した場も不明。具体的な意見交換の内容、その場も特定されていない。政務調査目的の実態不明。	森林関連に携わる環境関連会社経営者と本県選出国会議員を交え、本県でも課題となっているナラ枯れ、松くい虫等、森林保全に向けた環境対策について、意見交換を行った。民間企業の技術力などを活用させるなどの議員からのアドバイスもあり、今後、議会での質疑の参考にしたい。 意見交換に係る相手方への謝礼であり、政務調査活動に該当する。 なお、環境関連会社(有)アナログスタイル代表取締役、本県選出国会議員に対する謝礼であり、面談場所は東京都千代田区永田町である。
C 12 37	木村忠三	H22.8.4	21,800	HOTEL GRACERY GINZA	県アンテナショップ活性化対策、農業問題に係る意見交換、調査、森林保全に向けた対策についての調査、意見交換等に係る宿泊代	328	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	8/2から2泊したことになるが、その必要性全く不明。その間の行程が明らかにされないと、その政務調査目的との関連性不明である。	当該意見交換、調査活動に係る宿泊費であり、政務調査活動に該当する。 (食事代含まず) なお、8月2日の銀座飲食業組合との意見交換、8月3日の県選出国会議員との意見交換と連続したこと、県選出国会議員との意見交換が議員の職務上の都合で午後6時以降に及び、JRでの移動がその日にできず、3日も宿泊したことから、2泊したものである。
C 12 38	木村忠三	H22.8.4	26,660	(株)トラベル企画 JR代	県アンテナショップ活性化対策、農業問題に係る意見交換、調査、森林保全に向けた対策についての調査、意見交換、県選出国会議員との意見交換に係る交通費(JR代)	329	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	当該意見交換、調査活動に係る米沢～東京往復JR賃であり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 12 39	木村忠三	H22.8.3 H22.8.5	3,880	太陽自動車交通(株) ¥980(3日) みかさ ¥2,900(5日)	農業問題に係る意見交換、調査、森林保全に向けた対策についての調査、意見交換に係る交通費(タクシ一代) 民間設計会社経営者との意見交換(公共工事の今後要望事項等)に係る相手方への謝礼	330	4b 4c	陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	いつ、どこで、誰となされた行動費が全く不明。	当該意見交換、調査活動に係る交通費(タクシ一代) 民間設計会社経営者と今後の県発注公共工事の入札のあり方についての要望や、先進設計事例についての意見交換等、相手方への謝礼であり、政務調査活動に該当する。 なお、意見交換の日にちは8月3日、相手は東京都所在民間設計会社経営者、場所は東京都千代田区永田町である。
C 12 40	木村忠三	H22.8.7	2,646	平山孫兵衛商店	宮城県議会議員と県政報告のあり方、参院選後の東北の現状等及び宮城県の水産業の現状について意見交換に係る相手方への謝礼 相手方: 塩釜地区漁業協同組合理事、宮城県議	331	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	いつ、どこでなされたのか全く不明であり、謝礼の必要性も不明。	宮城・山形交流議員連盟総会での課題を掘り下げる意味で、東北が抱える諸課題、宮城県の水産業の現況について意見交換を行い、宮城県議会議員県政報告会において、山形・宮城両県、米沢市、塩釜市両市の政策課題等について報告を行った際の相手方への謝礼であり、政務調査活動に該当する。 なお、意見交換の日にちは8月7日、相手は宮城県塩釜地区漁業協同組合理事、宮城県議会議員、場所は宮城県塩釜市である。
C 12 41	木村忠三	H22.8.23	11,000	山新観光(株)	宮城県議会議員と県政報告のあり方、参院選後の東北の現状等及び宮城県の水産業の現状について意見交換に係る宿泊代	332	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	いつ、どこで、誰となされたのか、その実態が不明であり、宿泊の必要性も明らかにされていない。	当該意見交換を行った際の宿泊代であり、政務調査活動に該当する。(宿泊代に食事代は含まず) なお、意見交換の日にちは8月7日、相手は宮城県塩釜地区漁業協同組合理事、宮城県議会議員、場所は宮城県塩釜市であり、意見交換が深夜に及んだため宿泊したものである。
C 12 42	木村忠三	H22.8.7	1,200	仙台市大町第一駐車場	宮城県議会議員と県政報告のあり方、参院選後の東北の現状等及び宮城県の水産業の現状について意見交換に係る駐車料金	333	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	いつ、どこで、誰となされたのか、その実態が不明であり、駐車料の必要性も明らかにされていない。	当該意見交換を行った際の駐車料金であり、政務調査活動に該当する。 なお、意見交換の日にちは8月7日、相手は宮城県議会議員、場所は仙台市青葉区であり、塩釜市での県政報告会、調査活動の後、場所を移して意見交換を行った際の駐車料金である。
C 12 43	木村忠三	H22.8.10	6,300	山形七日町ワシントンホテル	県執行部及び県選出国会議員と障がい者雇用を軸とした福祉の充実及びその他県政課題について意見交換に係る宿泊代	334	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	意見交換がどこで、いつからいつまでされたのか不明であり、宿泊の必要性不明。	県障がい福祉課職員と障がい者雇用の現況や福祉施設での雇用状況等について調査を行った。 県選出国会議員とは、障がい者雇用を積極的に進めるような政策について意見交換を行い、福祉の充実策について今後の県議会での質問の参考とした。 意見交換が長時間に及んだため宿泊(食事代は含まず。)したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、場所は山形市松波及び鉄砲町であり、県選出国会議員の職務の関係で意見交換が夜長時間に及んだため、宿泊したものである。
C 12 44	木村忠三	H22.10.20	6,300	山形七日町ワシントンホテル	民間調査会社社長、米沢市行政関係者と今後の景気・雇用の動向等について調査、情報収集に係る意見交換のための宿泊費	335	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	その情報収集が山形市内のどこで、いつまでなされたのか、その必要性も不明である。	民間調査会社経営者、米沢市行政従事者と参議院選挙後の県内の景気・雇用動向、米沢市が抱える行政諸課題の課題解決策等について意見交換、意見聴取、情報収集等を行った。意見交換が深夜に及んだため宿泊(食事代は含まず。)したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、場所は山形市七日町であり、民間調査会社経営者と米沢市行政従事者の業務終了の間に合わせ、夜より意見交換を開始し、終了が深夜に及んだため、宿泊したものである。
C 12 45	木村忠三	H22.10.23	5,000	山形県野球連盟米沢支部 会長	〇〇会長 叙勲受章記念祝賀会会費 叙勲受賞祝賀会へ出席し、東北6県野球関係者、県、米沢市教育行政関係者と野球、スポーツを通じた県政発展に係る意見交換、意見聴取	336	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	受章祝賀会であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	山形県野球連盟米沢支部会長の叙勲祝賀会へ参加し、東北各県野球関係者、市長らの話を聴講し、野球、スポーツ振興の現況を聞き、引き続き行われた懇親会において、野球を通じた地域活性化策、スポーツを通じた青少年の健全な育成策等について連盟理事長、支部会長、市体育振興会長らと意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 12 46	木村忠三	H22.11.29	5,000	米沢中央高等学校 祝賀会事務局	安部文男校長県知事賞受賞祝賀会会費 私学関係者受賞祝賀会において、学校教育関係者、県、米沢市教育委員会関係者、私学教育関係者らと教育問題、教育課題、私学教育のあり方等に係る意見交換及び意見聴取	337	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	受賞祝賀会であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不明である。	安部文男校長知事賞受賞祝賀会に参加し、校長、私学理事長らの私学の現況の話を聴講した。引き続き行われた祝賀会において、教頭先生、教師、米沢市教育長らと、教育問題、不登校の解消策、私学と公教育の格差は正などについて意見聴取、意見交換を行い、県議会での質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 12 47	木村忠三	H22.12.7	5,000	県スポーツ振興21世紀協会 理事長	モンテディオ山形 2010サクスバーイ会費 モンテディオ山形サクスバーイにおいて、スボーツ山形21世紀理事長はじめ協会関係者、県・市町村関係者、サッカー等と地域球団の在り方や地域活性化策などについて意見交換及び意見聴取	338	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	政務調査目的であると評価できない。	モンテディオ山形サンクスパーティに参加し、運営するスポーツ山形21世紀理事長らの話を聴講し、モンテディオ山形球団の現況を理解し、協会理事長、県・市町村スポーツ関係者らと地域球団を通しての地域活性化策、スポーツ振興等の課題、問題について意見交換、意見聴取を行い、今後の県議会における質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 12 48	木村忠三	H22.12.16	5,000	「五氏受章祝賀会」事務局	「五氏受章祝賀会」会費 米沢商工会議所主催受章祝賀会に出席し、米沢市経済界関係者、経営者及び米沢市職員らと、県政課題、産官連携策等について意見交換	339	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	受章祝賀会であり、意見交換目的の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	米沢商工会議所主催の商工会議所、米沢市経済界に功績のある5人の受章祝賀会に参加し、米沢市長、商工会議所会頭らの話を聴講し、本市経済状況について調査を行い、引き続き行われた懇親会において、商工会議所はじめ経済界関係者、会社経営者、米沢市職員らと高速交通課題、人口減少問題などの県政課題について意見交換を行い、県議会での質問の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 12 49	木村忠三	H22.12.20	5,000	安房毅氏県産業産業賞受章を祝う会 (株)タカラ電子	安房毅氏県産業産業賞受章を祝う会 会費 県産業賞を祝う会に出席し、山形大学工学部関係者、ものづくり関連会社経営者、米沢市職員らと山大工学部と経済界との連携策、地場中小企業振興のための対策等について意見交換	340	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	置賜工業会の第一人者である安房毅氏受章を祝う会に参加し、これまでの置賜工業会の現況や課題についての話を聴講した。引き続き行われた懇親会で、山形大学工学部職員、関連会社経営者、米沢市産業経済部職員らと、産官連携、地元中小企業振興策などについて意見交換を行い、米沢市、置賜地区的工業出荷額向上や雇用創出などの参考としたものであり、政務調査活動に該当する。また、今後の県議会での質疑の参考にしたい。 なお、訴状中、支出相手先欄及び支出内容欄「安部毅氏」は、「安房毅氏」である。
C 12 50	木村忠三	H22.12.22	2,520	東光の酒蔵	設計会社経営者と県有施設建設に係る現状・課題等について意見交換、意見聴取に係る謝礼	341	2d	私の活動	いつ、誰と、どこでなされたのかも含めて、その実態不明。政務調査目的不明。	県有施設等、公共建築物全般等、建築業界の現状や課題について調査、意見交換を行い、高度な技術、耐震性の高い建築技術、安全で安心な品質等について、設計会社経営者より御教授いただいた。他県の先進事例を紹介いただき、今後の県民の求める建築技術等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、意見交換の日にちは12月22日、相手は山形市設計会社経営者、場所は山形市あこや町である。
C 12 51	木村忠三	H23.1.4	2,000	米沢織維協同組合連合会事務局	平成23新春名刺交換会会費 米沢市、米沢商工会議所、米沢織維協同組合、米沢市観光協会主催の平成23年名刺交換会に出席し、今年の政策課題、有機ELの量産体制の問題、米織の振興、春の花回廊キャンペーン等に係る意見交換	342	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	新年会であり、懇親目的であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	新春における米沢市長、米沢商工会議所会頭の挨拶中の平成23年度の米沢市の課題等の話を聴講し、引き続き行われた懇親会において、山形大学工学部副学部長、米沢織物協会会長、米沢観光協会会長らと、有機ELの量産体制の課題、米織の今後の振興策、置賜花回廊キャンペーン等の観光振興策について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。今後の県議会での質問の参考とした。
C 12 52	木村忠三	H23.1.4	4,500	(有)とかちや	山形県の高速交通網整備、機能強化策等に係る意見聴取のための相手方への謝礼(山形市、会社経営者代表) (一部、1月6~7日東京調査視察に係る相手方への謝礼)	343	2d	私の活動	いつどこで、誰と会ったのか不明であり、謝礼の必要性が不明。	本県の遅れている高速道路等、新幹線における機能強化策など、高速交通網整備の現況や課題について、今後の対策、ビジョンなどについて、意見聴取、意見交換を行った。今後東北中央道理事会や山形県鉄道利用協議会などにおいて、また、県議会で質問、提言を行う参考にしたいと考え実施したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、意見交換の日にちは1月5日、相手は山形市在住設備会社経営者、場所は山形市宮町である。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 12 53	木村忠三	H23.1.8	3,000	南部地区受賞者合同祝賀会・合同新年会会費 米沢市南部地区新年会において、地元地域関係者らと万世橋成島線整備、観光振興策、教育問題等の意見交換、意見聴取	344	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	受賞祝賀・新年会であり、意見交換目的の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	南部地区合同祝賀会・合同新年会は、地域の町内会長や学校、警察関係者等が一堂に会する機会を有する。当日は祝辞を述べるとともに、地域課題である万世橋成島線道路整備、上杉神社を核とする観光振興策、除排雪問題、教育問題等の状況等について意見聴取、意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。県議会、地域議員協議会での質疑の参考としたい。	
C 12 54	木村忠三	H23.1.11	5,000	(有)味どころ ふる山	異業種交流会・意見交換会会場代 異業種交流会において、米沢市、山形県の抱える課題などについての意見聴取及び意見交換	345	2d 5b	私的活動 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	その交流会の実態が不明である。酒食を伴う懇親の場であり、政務調査との関連性は不明である。	建設業、不動産業、サービス業などの経営者で構成される異業種の交流会に参加し、県政報告のあいさつを述べるとともに、米沢市の現況について意見交換を行い、引き続き行われた懇親会において、中心市街地活性化問題、高速道路追加インターの件等について意見聴取、意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 12 55	木村忠三	H23.1.26	5,000	本有会 会長 鈴木	新年会会費 本有会(市内建築業、関連企業有志)新年会において住宅建築及び県政の報告及び意見交換、意見聴取	346	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	酒食を伴う新年会の場であり、政務調査との関連性は不明である。	本有会は市内大手建設会社関連企業の有志の会で構成されており、新年会等定期的に総会を開き、直近の景気動向等について情報交換等を行っている。当日は新年会に参加し、今年度の住宅建築の動向からの景気状況について会長の話を聴講し、祝辞を兼ねた県政報告を行い、引き続き、会員らと本年の景気動向などについて意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 12 56	木村忠三	H23.1.28	4,500	米沢市自衛隊協力会会長 安部	米沢市長を囲む新春顔合わせ会会費 米沢市自衛隊協力会が主催した米沢市長を招いての新年会において、来年度に向けた米沢市政についての講演会へ参加、市政・県政課題についての意見交換	347	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	米沢市自衛隊協力会主催の米沢市長を囲む新春顔合わせ会に参加し、来年度に向けた市政課題についての講演を聴講した。祝辞を述べるとともに、引き続き行われた懇親会において、市町、自衛隊協力会会长、会員らと人口減少問題、スポーツ振興等の市政課題、県政課題などについて、意見交換、意見聴取を行い、今後の県議会での質問の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 12 57	木村忠三	H23.2.10 H23.2.11 H23.2.15	45,060	大栄交通 (株)¥1,340H23.2.10、 太陽自動車 (株)¥1,160H23.2.11、 (有)鳥勝牛肉店 ¥3,000H23.2.15、(株)ト ラベル企画(JR代) ¥26,660H23.2.15、 HOTEL GRACERY GINZA¥12,900H23.2.10	東京銀座アンテナショップの振興策についての意見交換及び現場調査、東北選出国会議員との広域連携等についての意見交換に係る交通費(JR代、タクシー代)宿泊費及び相手方への謝礼 相手方:銀座飲食業組合理事、東北選出国会議員、県選出国会議員秘書	348	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	いつ、どこで、誰との意見交換であるか、その実態は不明。政務調査との関連性も不明である。	おいしい山形プラザと地元銀座飲食業組合との連携による本県の農産品、観光の情報発信の強化を目的に、組合副理事長と意見交換。並びにプラザ現地調査。銀座組合との今後の連携策等の参考とし、組合施設内の啓翁桜の展示等の成果を出した。花回廊キャンペーン等の観光振興の参考とした。 また、東北選出国会議員と、課題となっている広域連携について意見交換を行い、県議会での質疑の参考とした。 さらに、本県選出国会議員秘書と、人口減少対策として、国の取組を参考にしながら地方への移住、U I Jターン等について調査、意見交換を行い、今後の県議会での質疑の参考とした際の宿泊費、交通費(JR米沢～東京往復分)、相手方への謝礼(銀座飲食業組合)、タクシー代(銀座～永田町、銀座～東京駅)であり、政務調査活動に該当する。 なお、意見交換の日には2月10日、11日、相手は銀座飲食業組合副理事長、東北選出国会議員、本県選出国会議員秘書、場所は東京都中央区銀座7丁目、東京都千代田区永田町である。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 12 58	木村忠三	H23. 2. 17	6,300	山形ワントンホテル	北海道農業関係者と県産農産品の振興、環境対策について意見交換 宿泊費	349	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	どこで誰と何時から何時までの意見交換がなされたのか、その実態は不明である。	北海道の環境関連会社経営者とバイオマスを利用したエコ農業政策、本県農産品の振興策、道内におけるエコ対策等について意見聴取、意見交換を行い、今後の調査活動、県議会での質疑の参考とした。意見交換が深夜に及んだため宿泊（食事代は除く。）したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、意見交換の日にちは2月17日、相手は北海道札幌市在住環境関連会社経営者、場所は山形市七日町である。山形県に出張で訪れていた当該経営者と意見交換を行ったものであり、当該経営者の業務終了後、意見交換開始が夜からとなり、終了が深夜に及んだため、宿泊したものである。
C 12 59	木村忠三	H23. 2. 1 H23. 2. 2 H23. 2. 4	60,600	(有)とかちや￥6,770、つばめタクシー￥1,030、林商事￥50,000、西洋菓子ブランチ￥2,800	子育て支援に係る先進地視察調査、地域政党関係者との意見交換、環境NPO職員と環境対策についての意見交換に係る相手方への謝礼、交通費、視察調査補助員、車輌代 相手方：石狩市副市長、石狩市保健福祉部こども室長、地域政策役員、環境NPO理事	350	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	実際の調査場所、意見交換の場所が不明。視察調査補助員の必要性不明。林商事5万円とは何のための支出か不明。政務調査の実態は不明である。	本県における少子化対策として、子育て支援の充実が課題となっていることから、札幌をはじめとする大都市圏から子育て世代世帯の受け入れ等の先進事例を調査するために北海道石狩市を訪問。副市長、健康福祉部こども室長から、その具体的な事例を伺った。石狩市においてはこれら施策により人口増を実現している。 また、北海道を拠点とする地域政党の所長と、道議会を中心とした地方議会活性化策について意見交換を行い、山形県議会活性化、議会改革の参考にした。 さらに、断熱、保温効果のある窓ガラス等に施工するフィルムの開発、地震発生による破損ガラスの飛散防止対策に効果のある製品開発等の環境対策を進める道内在住のNPO団体理事と、これまでの施工事例などを聞きながら意見交換を行い、本県の環境対策の参考とした。 これら調査活動の相手方への謝礼、視察調査補助員代、交通費（タクシーベース南2条西1丁目～大通）であり、政務調査活動に該当する。 なお、場所は北海道石狩市及び札幌市中央区である。補助員については、現地調査を行った期間の車両借上げ、運転業務、経路案内、写真撮影などの調査補助業務を行っていただいたものである。
C 12 60	木村忠三	H23. 2. 5	24,690	札幌プリンスホテル￥8,000、(株)トラベル企画￥13,820、辻自動車(株)￥2,870	子育て支援に係る先進地視察調査、地域政党関係者との意見交換、環境NPO職員と環境対策についての意見交換に係る交通費（JR賃、タクシーベース代）、宿泊代	351	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	当該調査活動に係る宿泊代（食事代は除く）、交通費（JR米沢～仙台空港往復分、タクシーベース代米沢駅～御廟、御廟～自宅）であり、政務調査活動に該当する。
C 12 61	木村忠三	H23. 2. 8	44,600	(株)トラベル企画	子育て支援に係る先進地視察調査、地域政党関係者との意見交換、環境NPO団体職員との意見交換に係る交通費（航空賃）	352	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	当該調査活動に係る交通費（航空賃仙台～千歳往復分）であり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 13 1	菅原元	H22. 4. 13	32,800	庄交トラベル	4/16~4/17 日本武道館にて、地方参政権付与等について研修 航空券代 外国人参政権に反対する一万人大会参加	562	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	この集会は「研修」ではなく「永住外国人地方参政権に反対する国民フォーラム」主催の政治的課題をテーマとする反対のための政治集会であり、政治活動そのものである。県政にかかる政務調査目的ではないから、政務調査費としての支出は不適	4月17日に日本武道館において開催された外国人参政権に反対する一万人大会に参加し、地方参政権付与等について研修したものであり、私的活動や政治活動ではなく、政務調査活動に該当する。
C 13 2	菅原元	H22. 4. 21	1,000	櫛引観光協会会長 松浦安雄	平成22年度櫛引観光協会懇談会費 県の観光行政について報告し、黒川能、加藤清正、忠広公大河ドラマ実現について意見交換	563	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	祝辞目的の参加である。懇談会がどのように行われたのか実態不明であり、政務調査との関連性不明。	当日は、総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに前年度の状況等を調査し、また、参加者との意見交換を行った。 この時に調査、意見交換した内容について定例会、予算特別委員会における質疑を行うに際し参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 13 3	菅原元	H22. 4. 28	3,000	櫛引体育協会会長 金内勝雄	平成22年度鶴岡市櫛引体育協会第1回理事・幹事会負担金 県スポーツ振興について話題提供し、役員と意見交換	564	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	負担金支払理由について不明。 裏付け資料がなく、この日の会議の実態不明。政務調査との関連性不明。	櫛引体育協会は、種目別16団体が加盟しており、住民の和と健康を増進し、活力ある地域づくりに努めている。 前年度の各種競技への参加状況等を調査し、住民のスポーツに関するニーズ等、また、体育施設の拡充について意見交換をした。 この時に調査した内容について、一般質問、予算特別委員会での質疑を行うに際し参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 13 4	菅原元	H22. 10. 6	5,000	莊内加藤清正公忠廣公遺蹟顕彰会	熊本城(加藤神社) 黒川能公演交流懇談会会費	565	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	裏付け資料がなく、懇談会の実態不明。会費負担の理由不明。政務調査との関連性不明。	加藤清正公をNHK大河ドラマの題材として選定されるよう活動を行っている同会に参加し、地域活性化と観光振興を目的として、顕彰会の会長以下のメンバー(鶴岡市丸岡地区住民等)、熊本市加藤神社宮司等と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 13 5	菅原元	H22. 12. 5	3,000	莊内加藤清正公忠廣公遺蹟顕彰会	平成22年度丸岡城跡鯉もち祭り会費 地域文化について報告し、出席者と意見交換	566	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	この日の祭りの実態不明。意見交換の場の実態不明。会費支払理由不明。政務調査との関連性不明。	加藤清正公をNHK大河ドラマの題材として選定されるよう活動を行っている同会に参加、地域活性化と観光振興を目的に出席した。 従来から「山形の宝」育成地域活動支援事業等も活用しながら地元歴史文化の見直しを実践しており、地元丸岡地区の会員の方々と地域文化の継承等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 13 6	菅原元	H23. 1. 30	1,500	〇〇市議市政報告会	市政報告会会費 〇〇市議会議員の市政報告会に出席し、県政報告と出席者と意見交換	567	4c 5b	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	市政報告会の実態不明。会費支払理由不明。政務調査との関連性不明。	市議会議員の市政報告会に出席し、県政報告と出席者と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。



項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 14 1	伊藤誠之	H22.4.17	5,000	特定非営利法人NPO-AMP	新庄100円商店街第30回開催等記念パーティー参加費	568	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	酒食を伴ったパーティーであり、懇親交流目的であって、意見交換を目的としたものではないから、政務調査費の支出としては不適。	地方商店街の空洞化は大きな課題であり、その解消に向け新庄のNPO-AMPは100円商店街を開催し、同様の活動は新庄は基より全国数十箇所にも広がりを見せ大きな話題となっている。今回、その活動の30回開催を記念し、今後の更なる発展と商店街の活性化に向けた取組みについて商店街店主などの参加者と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 14 2	伊藤誠之	H22.6.25	5,000	新庄観光協会	新庄観光協会総会参加費 観光交流人口の拡大について意見交換	569	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	この会費は、総会終了後の酒食を伴った懇親会の会費ではないか。その裏付け資料なく、実態不明であるが、懇親会は意見交換目的ではないのではないか。	新庄観光協会総会に参加し、観光交流人口の拡大について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 14 3	伊藤誠之	H22.10.1	185,400	山新観光(株)	最上地区日中友好協会訪中団旅行代金 最上地区日中友好訪中団は永年、山形県子供版画展示を通じて日中友好を続けている。 今後も、子供達の交流が継続されるよう、また、先人が幾多の困難を乗り越え築いてきた友好交流や経済・文化活動等が更に発展するよう協力したいと考え、訪中団団長として参加した。	570	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	その旅程からすると、相当部分が観光目的である。政務調査のための行動とは評価できない。	最上地区日中友好訪中団は、永年、山形県子供版画展示を通じて日中友好を続けている。 今後も、子供達の交流が継続されるよう、また、先人が幾多の困難を乗り越え築いてきた友好交流や経済・文化活動等が更に発展するよう協力したいと考え、訪中団団長として参加したものであり、観光目的ではなく、政務調査活動に該当する。
C 14 4	伊藤誠之	H22.11.6	5,000	最上地区日中友好協会	最上地区日中友好訪中団解団式会費 訪中団団長として参加者と意見交換	571	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	10月12日から17日まで団長として参加した最上地区日中友好訪中団の解団式において、最上地区日中友好協会で続けている子供達の版画交換交流などの活動のほかに、今後、草の根の日中友好をどう進めていくべきか等、参加者との意見交換を行ったものであり、私的活動や観光目的ではなく、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 15 1	青柳信雄	H22.4.4	5,000	東根支部会計幹事	自衛隊父兄会東根支部総会会費 意見交換	572	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	個人として加入する団体の総会である。この会費は酒食を伴う懇親会の会費であろう。その会は懇親目的であり、政務調査にかかる意見交換の場ではない。	総会に参加し自衛隊の活動等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 2	青柳信雄	H22.4.11	5,000	東根支部会計幹事	隊友会東根支部との懇親会会費 自衛隊の活動等について意見交換 (東根グランドホテル)	573	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	自衛隊の活動等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 3	青柳信雄	H22.4.14	20,320	東日本旅客鉄道株式会社 (山形～東京) ￥19,000日英交通 (株)￥1,160 東京地下鉄￥160(税込; 山形駅前駐車場￥1,200 領収書なし 計上せず。)	外国人参政権に反対する一万人集会(東京・日本武道館) 交通費(新幹線19,000円、タクシー1,160円、地下鉄160円)	574	2d 4c	私の活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	この集会は「永住外国人地方参政権に反対する国民フォーラム」主催の政治的課題の政治集会であり、政治活動そのものである。県政にかかる政務調査目的ではないから、政務調査費の支出としては不適である。	外国人に参政権を与えた時にどのように国内が変化するのか地方政治に与える影響等を調査したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、山形県議会としても、H21年12月定例会において、外国人への参政権の付与に反対する旨の意見書を可決している。
C 15 4	青柳信雄	H22.5.12	5,000	駐屯地司令歓迎のタペ 事務局長	駐屯地司令歓迎のタペ会費 自衛隊の活動等について意見交換 (東根温泉 花の湯ホテル)	575	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	酒食を伴う「歓迎」会であり、その場は懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	自衛隊と行政は県内での有事や災害発生時の対応など関係も深く、日頃から自衛隊には行政の危機管理等に協力を求めており、新司令をはじめ当日の参加者と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 5	青柳信雄	H22.5.20	5,000	東根市芸術文化協議会 会長 青柳祥雲	平成22年度東根市芸術文化協議会総会懇親会 会費 芸術文化活動の振興等について意見交換	576	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	酒食を伴う懇親会費であろう。その場は懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	芸術文化活動の振興等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 6	青柳信雄	H22.5.23	3,000	長瀬地区社会福祉協議会 会長	「老人と語る会」会費 長瀬地区敬老会に出席し老人福祉等について 意見交換	577	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	裏付資料がなく、その実態は不明であるが、酒食を伴った懇親会であろう。県政にかかる意見交換の場ではない。	長瀬地区敬老会に出席し、老人福祉等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 7	青柳信雄	H22.5.26	5,000	(社)東根青年会議所OB 会 会長 天野富雄	東根青年会議所OB会総会会費 地域振興等について意見交換	578	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	この会費は総会終了後の酒食を伴った懇親会費であろう。その場は懇親目的であって、意見交換の場ではない。	地域振興等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 8	青柳信雄	H22.7.27	5,000	東根市管工事業協同組合	東根市管工事業協同組合総会懇親会 会費 地域の管工事を取り巻く状況等について意見 交換(花の湯ホテル)	579	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	総会終了後の酒食を伴った懇親会費であり、その場は懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	地域の管工事を取り巻く状況等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 9	青柳信雄	H22.8.17	3,000	東根市自衛隊協力会 事 務取扱者 市民課長 山 科優	平成22年度東根市自衛隊協力会懇親会会費 自衛隊の活動等について意見交換	580	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	酒食を伴った懇親会費であり、その場は懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	自衛隊の活動等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 10	青柳信雄	H22.9.17	5,000	第6師団長歓迎のタペ 事務局長	久納雄二第6師団長歓迎のタペ会費 自衛隊の活動等について意見交換	581	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	酒食を伴う「歓迎」会であり、その場は懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	自衛隊と行政は県内での有事や災害発生時の対応など関係も深く、日頃から自衛隊には行政の危機管理等に協力を求めており、新師団長をはじめ当日の参加者と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 11	青柳信雄	H22.10.17	5,000	隊友会東根支部 会計幹事	隊友会東根支部 意見交換会会費 自衛隊の活動等について意見交換	582	2d 3b 5b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この会費は「意見交換会」のものとされているが、その後に行われた酒食を伴う懇親会の会費であろう。その会は懇親目的であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては、その関連性は不明である。	自衛隊の活動等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 12	青柳信雄	H22.12.7	5,000	山形県歯科医師連盟 会 長 石黒慶一	県議会議員有志と県歯科医師連盟役員との意 見交換会会費 各県における歯科保健推進条例等の制定状 況、在宅訪問診療の現状と各県における取組 について、カミング30運動への取り組みなど 意見交換	583	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	資料がないのでその実態は不明であるが、意見交換後に行われた酒食を伴う懇親会費ではないか。その場は懇親目的であり、意見交換の場ではないのではないか。	各県における歯科保健推進条例等の制定状況、在宅訪問診療の現状と各県における取組みについて、カミング30運動への取組など意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 13	青柳信雄	H22.12.9	5,000	(社)関山愛林公益会 会 計	川村造林記念山形県林業賞受章祝賀会会費 本県の林業を取り巻く現状等について意見交 換	584	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	受章祝賀会であり、意見交換の場ではない。政務調査の支出としては不適である。	本県の土地面積の多くを占める山林は大切な資産である。これを維持管理している地元の団体である関山愛林公益会と今後も積極的な活動を求め、同時に、現行の課題等について、意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 15 14	青柳信雄	H22.12.14	130,200	山新観光株式会社	11/21発、西郷南洲遺徳顕彰交流を進める会旅行代金（航空券、宿泊代、現地交通費）	585	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	この旅行目的との関係で、旅程を検討すると、一定部分は観光である。従って、政務調査費の支出としては2分の1以下とされるべきである。	11月21日～23日に実施の西郷南洲遺徳顕彰交流を進める会による視察調査に係る航空券代、宿泊代、現地交通費であり、観光目的ではなく、政務調査活動に該当する。
C 15 15	青柳信雄	H22.12.17	5,000	職業訓練法人 東根職業訓練協会 理事長 天野禎一	平成22年度職業訓練功労者等受賞者合同祝賀会会費 職業訓練の現状等について意見交換	586	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	受賞祝賀会であり、意見交換目的の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	職業訓練の現状等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 16	青柳信雄	H22.12.21	3,000	新春を祝う会実行委員会会長 東根市長土田正剛	平成23年東根市新春を祝う会参加費 地域の行政課題等について意見交換	587	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	新年会であり、懇親目的であり、意見交換の場ではない。	地域の行政課題等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 17	青柳信雄	H22.12.21	3,000	東根地区区長協議会 会長	平成23年東根地区新春懇談会会費 参加者との意見交換	588	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	当該団体は自治組織の基礎的な組織であり、行政運営に不可欠な地域団体であることから意見交換を行うために出席した。県政に対する多方面にわたる課題や要望等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 18	青柳信雄	H22.12.21	5,000	東根地区区長協議会 会長	平成22年度東根地区懇談会会費 各区区長との意見交換（東根地区まちづくり等について）	589	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	この会費は意見交換終了後の酒食を伴った懇談会の会費であろう。そうだとすると、その場は懇親目的であって、意見交換の場ではない。	東根地区まちづくり等について、各区区長との意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、訴状中、支出内容欄「23年」は、「22年度」である。
C 15 19	青柳信雄	H23.1.5	5,000	東郷地区区長協議会 会長	東郷地区新春を祝う会会費 地域課題等について意見交換	590	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	新年会であり、酒食を伴った懇親会の会費であろう。そうだとすると、その場は懇親目的であって意見交換の場ではない。	地域課題等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 20	青柳信雄	H23.1.5	5,000	高崎地区区長協議会 会長	高崎地区新春懇談会会費 地域課題等について意見交換	591	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	地域課題等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 21	青柳信雄	H23.1.6	1,000	大富地区区長協議会 会長	平成23年大富地区新春を祝う会参加費 地域課題等について意見交換	592	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	地域課題等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 22	青柳信雄	H23.1.7	2,000	小田島地区区長協議会 会長 小田島公民館館長	平成23年小田島地区新春を祝う会参加費 地域課題等について意見交換	593	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	地域課題等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 23	青柳信雄	H23.1.8	1,500	神町地区区長協議会 会長	平成23年神町地区新春を祝う会会費 地域課題等について意見交換	594	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	地域課題等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 24	青柳信雄	H23.1.14	5,000	東根ローリークラブ	東根ローリークラブ・東根中央ローリークラブ 合同新年会会費 社会奉仕活動等について意見交換	595	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	社会奉仕活動等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 25	青柳信雄	H23.1.16	5,000	しろみず会緑綬褒章並びに東根市自治功労表彰受賞祝賀会発起人代表	しろみず会緑綬褒章並びに東根市自治功労表彰受賞祝賀会会費 社会奉仕活動等について意見交換	596	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	受賞祝賀会であり、意見交換目的の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	当該団体は、特別養護老人ホームを運営するなど行政と一体となって活動している団体であることから、意見交換を行うために参加したものであり、政務調査活動に該当する。受賞者ほか参加者からは現在の福祉行政の問題点や課題等について提起されるなど、今後の県議会での質問等の参考となるご意見等をいただいた。
C 15 26	青柳信雄	H23.1.19	5,000	東根温泉協同組合理事長 青木篤	東根温泉協同組合平成23年度新年祝賀会会費 地域振興・観光振興等について意見交換	597	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	酒食を伴った新年会であり、懇親目的であって、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	地域振興・観光振興等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 27	青柳信雄	H23.1.23	5,000	隊友会東根支部 会計幹事	隊友会東根支部新年会会費 自衛隊の活動等について意見交換	598	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上	自衛隊の活動等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支 出 年 月 日	支 出 額 (円)	支出相手先	支出内容	乙 号 証	違法 分類	内 容	違法である事情	被告側の反論
C 15 28	青柳信雄	H23.1.27	5,000	(社)北村山建設業協会 会長 大山政美	(社)北村山建設業協会との意見交換会費負担金 地域の建設業を取り巻く現状等について意見交換	599	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	意見交換会があった(甲59 9)とすれば、その終了後に行 われた酒食を伴った懇親会の会 費であろう。これは、懇親目的 であって意見交換の場ではない。	地域の建設業を取り巻く現状等について意見交換を行つたものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 29	青柳信雄	H23.1.31	5,000	東根市管工事業協同組合	東根市管工事業協同組合新年懇談会会費 管工事業を取り巻く現状等について意見交換	600	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	新年会であり、酒食を伴った懇 親の場ということであろう。意 見交換の場ではない。	管工事業を取り巻く現状等について意見交換を行つたものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 30	青柳信雄	H23.2.6	5,000	東根市経済部商工観光 課長 本田剛	仙台さくらんぼ東根会設立総会・記念祝賀会 会費 地域振興等について調査並びに意見交換	601	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝賀会であり、酒食を伴った懇 親の場である。意見交換の場で はない。	地域振興等について調査並びに意見交換を行つたもので あり、政務調査活動に該当する。
C 15 31	青柳信雄	H23.2.7	5,000	東根市建設業協会 会長	東根市建設業協会新年会会費 地域の建設業を取り巻く現状等について意見 交換	602	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	新年会であり、酒食を伴った懇 親の場である。意見交換の場で はない。	地域の建設業を取り巻く現状等について意見交換を行つたものであり、政務調査活動に該当する。
C 15 32	青柳信雄	H23.2.25	2,000	東根市日中友好協会会 長 土田正剛	平成22年度東根市日中友好協会 会費	603	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する 会費	個人として加入する団体の年会 費である。この団体の活動と県 政のかかわりは裏付け資料もな いので不明である。	日中友好協会に加入することによって得られる中国に關 する情報（経済事情、社会背景等）を、県議会での質問 等に反映させることを目的として、会費を支出している ものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 16 1	小池克敏	H22.4.17	17,260	JR東日本鉄道、東海旅客鉄道(株)	4/17地方議員緊急決起大会 ①陳情一元化②教育問題③外国人参政権などのテーマで各地域議員より考え方を表明し、出席者との認識を共有する集会。往復旅費	604	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	これは「草の根の声で日本を変える！4.17全国地方議員緊急決起集会」で、会場を手配したのは自民党本部事務局であった。これは政治的集会であり、政治活動そのものである。県政に係る政務調査目的ではないから、政務調査費の支出としては不適である。	4・17地方議員緊急決起大会実行委員会の呼びかけにより、①陳情一元化②教育問題③外国人参政権などのテーマに各地域議員より考え方を表明し、出席者との認識を共有するための集会に出席したものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中、支出内容欄「4/7」は、「4/17」である。
C 16 2	小池克敏	H22.5.16	5,000	社会福祉法人 愛育福祉会理事長 五十嵐友明	(社)すみれ保育園新園舎竣工記念祝賀会会費	605	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	竣工記念祝賀会であり、そのための酒食を伴った宴席の会費である。意見交換目的ではないので、政務調査費の支出としては不適である。	小国町の少子高齢化は、近隣の市町より一步先んじている。一方、高齢者福祉や地域医療の充実などへの対応も喫緊である。 県では、市町村の新たな行政需要への対応や保育業務の“官から民へ”という流れを受け、平成21年度より「山形県安心こども基金条例」を整備し、民間施設における子育ての環境整備を支援しており、当該施設は本制度を活用した先進的な取組みであることから大きな期待と関心を抱いていた。現在「厚生環境常任委員会」に所属していることや、“子育てするなら山形県”を標榜していることなどについて来賓祝辞を述べるとともに、県の子育て支援について、多くの出席者と意見交換を行うなど大きな成果を得ることができ、政務調査活動に該当する。
C 16 3	小池克敏	H22.9.15	300	NEXCO	県戦没者追悼式に常任委員として参加 高速道路料金	606	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	意見交換を伴わない。式典への参加であり、政務調査費の支出としては不適である。	近年、西置賜3町の「戦没者慰靈式」は、高齢化の進展や参加者の減少などにより、実施が困難な状況が続いている。 一方、戦禍により尊い命を失った英靈を敬い、同じ過ちを繰り返さないことを誓う機会とする意味では、「戦没者追悼式」は有意義であり、継続することは私たちの責務であると思料する。 そこで、目下議会の「厚生環境常任委員」であるため、案内をいただいたことをきっかけに、地域(西置賜3町)の式典のあり方について、調査研究を行う目的で参加したものであり、政務調査活動に該当する。 特に、試みとして地域の中学生による「作文」の朗読があり、次の世代を担う子どもたちの率直な意見発表は好評を博した。 中学生の意見を述べる真摯な姿に、引き継いでならない戦禍と、引き継いでいかなければならない先人の悲惨な思いについて語り継ぐことについて考えさせられるとともに、多くの参加者との意見交換のなかで、地域における「戦没者慰靈式」のあり方について検討を進めること、大きな機会とすることことができた。
C 16 4	小池克敏	H23.1.7	3,000	飯豊町商工会 企業振興課長	23年飯豊町新春賀詞交歓会会費 飯豊町における多くの団体等のトップが結集する年頭の顔合わせ会における来賓挨拶と参会者との意見交換	607	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	新年会であり、酒食を伴った懇親の場である。意見交換の場ではない。	飯豊町は、農業を基幹産業としていることについて、自他共に認めている。 しかし、昭和46年に農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進することをもって、農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的に「農村工業導入法」が整備され、飯豊町にも工業団地が整備されたり、第一次産業と、商工業の均衡ある発展と多様な雇用形態が生じている。 時を同じくして、年の初めに町行政・商工会・農商工業経営のトップが一堂に会し、情報交換と懇親を深める「賀詞交歓会」が催されている。 私も選出県議会議員として参加要請を受け、式典前段の挨拶において、県政における商工観光と農業の振興や課題など具体的な施策や予算措置などについて説明し理解を得るとともに、町の各層におけるリーダーの方々と広く意見を交わし、県政への要望などに関する具体的意見等を聴取するとともに、その後の常任委員会・本会議・地域課題検討会など、あらゆる機会における発言の参考に資することができており、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 16 5	小池克敏	H23.1.19	2,000	小国町駅前 除雪協力会	協力会意見交換に要した経費 本町（郡部を除く）全戸が期日を定めて一齊に除排雪する費用と流雪の維持管理に関する費用を負担し加入している、小国方式と言わ れている制度の協力会に出席、豪雪地域の克 雪対策について意見交換	608	4c	政務調査目的とは評価することができ ない出張旅費・宿泊費等	裏付資料がないので、その実態 が不明である。この協力会の意 見交換に費用を要するのか不明 である。政務調査費の支出とし ては不適である。	本町（郡部を除く）全戸が期日を定めて一齊に除排雪す る費用と流雪の維持管理に関する費用を負担し加入して いる、小国方式と言わされている制度の協力会に出席し、 豪雪地域の克雪対策について意見交換を行ったものであ り、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中、支出内容欄「一齊除雪作業費用、維持管 理費用」は、「協力会意見交換に要した経費」である。
C 16 6	小池克敏	H23.2.11	5,000	○氏「伝承の匠」受賞祝賀会祝賀実行委員会	○氏「伝承の匠」受賞祝賀会会費 同祝賀会は飯豊町建設組合総会に引き続き開 催されたもので、選出県議として出席を求め られ、総会では県の住宅政策で「県産木材の 利用」「リフォームとバリアフリー」あるいは 「利子補給制度」などの多様な支援メ ニューについて紹介し、質疑を交わしたの ち、引き続き開催された祝賀会では、長年同 町の建設組合長を務め、県の「伝承の匠」を 受賞した○氏の功績を讃えるとともに、木造 住宅建設の推進について出席者と意見を交わ し、その後の県政活動に生かしたものであ り、政務調査活動に該当する。	609	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対す る会費 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	受賞祝賀会であり、意見交換目 的の場ではない。政務調査の支 出としては不適である。	同祝賀会は飯豊町建設組合総会に引き続き開催されたも ので、選出県議として出席を求められ、総会では県の住 宅政策で「県産木材の利用」「リフォームとバリアフ リー」あるいは「利子補給制度」などの多様な支援メ ニューについて紹介し、質疑を交わしたのち、引き続き 開催された祝賀会では、長年同町の建設組合長を務められ 、県の「伝承の匠」（全県で4名）を受賞した氏の功 績を讃えるとともに、木造住宅建設の推進について出席 者と意見を交わし、その後の県政活動に生かしたものであ り、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 17 1	中川勝	H22.4.16	13,570	ホテルモントレラ・スル・キンザ	永住外国人地方参政権に反対する国民フォーラム参加に係る宿泊費	610	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	この集会は、その政治課題をテーマとする反対のための政治集会であり、政治活動そのものである。県政にかかる政務調査目的ではないから、政務調査費としての支出は不適である。	永住外国人地方参政権を認めようとの地方議会に対し全国的な請願提出の動きになってきた。そうした中で、山形県議会においても、会派内で議論を重ねてきた。この状況において、永住外国人地方参政権に反対する国民フォーラムが開催されるとの案内が県議会にあり、このフォーラムに参加して、是非の判断、問題点がどこにあるのかを調査する。その結果を議会での議論、判断の材料としたものであり、政務調査活動に該当する。なお、フォーラム講師は、初代内閣安全保障室長の佐々淳行氏で、講演を聴講する。
C 17 2	中川勝	H22.4.16	18,660	JR東日本鉄道	県東京事務所の事業調査と永住外国人地方参政権に反対する国民フォーラム参加に係る交通費	611	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	山形県東京事務所における企業誘致への取組み、省庁の情報収集、県内企業への就職斡旋、I J Uターンへの情報提供への取組みの調査を行う。また、東京事務所全体の事業概要について、相田事務所長、武田企業振興課長より説明を受ける。その後、相田所長と県のアンテナショップを視察し、県内の物産振興、山形ファンクラブの加入状況についても調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 17 3	中川勝	H22.4.17	4,000	米沢市少林寺拳法協会事務局	米沢市少林寺拳法協会総会費 協会の今年度事業調査に係る意見交換	612	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	総会への出席は、祝辞目的である。その後の懇親会は酒食を伴った懇親目的であり、この会費は、その懇親会参加費用である。意見交換の場ではなく、政務調査費としての支出は不適。	米沢市体育協会加盟の少林寺拳法協会総会に出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、拳法における青少年育成の方針、活動状況について調査し、総会後に引き続き行われた懇親会において、兵庫連盟会長、吉田事務局長等と年間の活動状況、県大会への取組み、青少年育成の成果等について意見交換を行い、児童・生徒の育成のあり方、スポーツ振興について、その後の議会活動の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 17 4	中川勝	H22.4.26	5,000	山形県地質土壤調査業協会会長	山形県地質土壤調査業協会意見交換会会費 協会の今年度事業調査に係る意見交換	613	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	山形県地質土壤調査業協会総会に出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、県が発注する業務についての県内業者と県外業者の割合について等、総会で報告を受けた。総会後の懇親会においても奥山会長、伊藤副会長ほか会員の方々と受注割合を高めていくための技術力向上、県の発注業務の拡大、総合評価への取組みについて意見交換を行った。その内容等をその後の予算特別委員会、常任委員会での質疑を行う際の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 17 5	中川勝	H22.4.27	6,000	山形国際ホテル	山形県地質土壤調査業協会意見交換会に係る宿泊費 協会の今年度事業調査に係る意見交換	614	3b 4c	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	C-17-4のための宿泊費であり、政務調査活動に該当する。
C 17 6	中川勝	H22.5.4	2,000	山大工学部創立百周年式典等部会	山大工学部創立百周年事業の調査、意見交換に係る会費	615	2d 3b 4c	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	式典の後の「祝賀会」の会費である。祝賀会は酒食を伴った懇親目的の場であり、意見交換の場ではない。政務調査費としての支出は不適。	山形大学工学部創立100周年式典への出席依頼があり、出席した。100年間にわたる工学部と人材育成、地域企業との連携等、産業振興に果たした役割について調査し、式典後の祝賀会において、大場工学部長、高橋副学長その他出席者と有機エレクトロニクスの研究開発、産学官金の連携強化によるものづくりの推進、それらに対して県の支援のあり方について意見交換を行った。意見交換で得たものは、委員会、一般質問における産業振興に関する質疑の際の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中、支出内容欄「東京第一ホテル」は、「山大工学部創立百周年事業の調査、意見交換に係る会費」である。

項目 番号	議員氏名	支 出 年 月 日	支 出 額 (円)	支出相手先	支出内容	乙 号 証	違 法 分 類	内 容	違 法 で ある 事 情	被告側の反論
C 17 7	中川勝	H22.5.12	4,000	米沢市体育協会会長色摩安紘	平成22年度米沢市体育協会総会懇親会会費 協会の今年度事業の概要の調査に係る意見交換	616	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝辞目的の参加であり、会費は酒食を伴った懇親目的の会の費用であり、意見交換の場ではない。政務調査費としての支出は不適。	本県においても生涯スポーツの振興は課題となっているほか、米沢市体育協会総会に出席依頼があり、参加した。総会では、それぞれ競技団体の成果やスポーツ振興の取組み方針、支援策についても調査した。引き続き行われた懇親会において祝辞を述べ、色摩協会会長及び各スポーツ団体の関係者と、スポーツ力向上、生涯スポーツへの取組み等について意見交換を行い、その後の議会活動への参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 17 8	中川勝	H22.5.15	4,000	米沢市学童保育連絡協議会	市学童保育連絡協議会懇親会費 協議会の事業の調査、意見交換に係る会費	617	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	米沢市学童保育連絡協議会総会に出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、それぞれの施設の運営状況、協議会の活動等について調査を行った。更に総会後、引き続き行われた懇親会において、学童保育施設の運営が基本的に定まっていないことや、指導員の待遇について意見交換を行った。基準の統一的な考え方について、県のガイドラインの必要性を痛感したため、委員会において、ガイドラインの制定について質疑を行うなど今回の意見交換が大変有意義なものであり、政務調査活動に該当する。相手方、吉田連絡協議会会长、各施設指導員との意見交換。
C 17 9	中川勝	H22.5.16	5,000	山形県理容生活衛生同業組合	第54回理容生活衛生同業組合総代会会費 総代会において県条例改正の意見交換	618	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	山形県理容生活衛生同業組合総代会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、理容店設置に伴う県条例の中の洗面設備にシャンプー台の設備を明記することで、適正な公衆衛生が求められる理容店の設備に関する条例改正がなされたことを説明した。小閑理事長、鹿野副理事長他参加役員と条例改正について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。県条例改正までについては、県担当課と内容について調査を行い、周知を図った。
C 17 10	中川勝	H22.5.21	4,000	米沢市芸術文化協会	懇親会会費 米沢市芸術文化協会の今年度事業の調査、意見交換	619	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	米沢市芸術文化協会総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、協会の年間の事業計画、構成団体の芸術文化への振興について調査した。引き続き佐藤協会会长はじめ協会構成団体の役員各位と住民参加における芸術、文化振興の取組み、運営支援等のあり方について、懇親会において意見交換を行い、後の議会活動の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 17 11	中川勝	H22.5.25	3,000	学園都市推進協議会	学園都市推進協議会総会の折懇親会費 学園都市推進の調査、意見交換	620	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	米沢市学園都市推進協議会総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに山形大学工学部飯塚学部長、米沢女子短期大学の遠藤学長より、両大学の入学状況、就職状況、また、地域における大学のあり方について報告を受け、大学運営の取組みについて調査した。引き続き行われた懇親会において、参加者、種村会長はじめ大学関係者と米沢女子短期大学の四大化、山大工学部の有機EL等の県の支援、取り組みについて意見交換し、議会活動の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 17 12	中川勝	H22.5.28	5,000	(協)米沢総合卸センター	地域懇談会会費 地域産業の活性化策の調査	621	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	(協) 米沢総合卸センター役員との地域懇談会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、卸センター経営者、商工会議所淀川専務、置賜総合支庁安達支庁長出席のもと、地域産業の活性化について、置賜総合支庁の産業振興の取組み、米沢商工会議所の商工業振興等の調査を行った。懇親会において、物流の拡大、地域企業同士の連携について意見交換を行い、一般質問等の議会活動の質疑の際の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 17 13	中川勝	H22. 6. 1	5,000	特定非営利活動法人に こにこホーム 理事長小島 幸二	就労支援施設の事業の調査に係る意見交換会 費	622	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	この会費は、酒食を伴った懇親目的の懇親会費であり、その懇親会は意見交換の場ではない。政務調査費としての支出は不適。	就労支援施設NPO法人にこにこホームから懇親会への出席依頼があり、県、市の就労支援、工賃倍増への取組み等についてあいさつをした。小島幸二理事長、安部副理事長から施設運営状況の説明を受け、障がい者の就労、運営状況の厳しさを調査した。その後の懇親会においても県の支援の取組み、就労支援の拡大、工賃倍額等について意見交換をし、今後の議会活動の参考にしたものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中、支出相手先欄「児島幸二」は、「小島幸二」である。
C 17 14	中川勝	H22. 8. 7	3,000	特定非営利活動法人に こにこホーム 理事長小島 幸二	納涼まつり参加料 障害者就労施設のレクリエーションの調査	623	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝辞目的の参加であり、会費は酒食を伴った「交流会」の参加費であり、その場は懇親目的であって意見交換の場ではない。政務調査費としての支出は不適。	就労支援施設NPO法人にこにこホームの納涼まつりに出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、障がいを持つ園生との交流を通して、就労環境の厳しい実態を調査した。交流会において施設における利用者と指導員、関係者との懇談を通して、就労支援、施設運営の支援について意見交換を行い、現場の実態に触れ、課題解決に資するための議会活動の参考とするものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中、支出相手先欄「児島幸二」は、「小島幸二」である。
C 17 15	中川勝	H22. 8. 29	4,000	米沢地区サッカーハンドボール協会会長	人工芝サッカーフィールド建設決定報告会懇親会	624	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	祝辞目的の参加であり、会費は酒食を伴った「懇親会」の参加費であり、その場は懇親目的であって意見交換の場ではない。政務調査費としての支出は不適。	米沢市において、中心市街地活性化の一環として、新文化複合施設、都市公園整備とともに、人工芝サッカーフィールドの建設が予定されている。先般、国の補助金確定により、米沢地区サッカーハンドボール協会より建設決定報告会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、人工芝サッカーフィールドによる競技力の向上、競技団体の利用状況、完成までのスケジュール等について調査した。報告会後の懇親会においてはスポーツ少年団の育成状況、各種大会の招致等取り組みについての意見交換を佐藤協会会長、加藤事務局長等と行い、県スポーツ振興を推進していくうえで、今後の議会活動の参考にしたものであり、政務調査活動に該当する。
C 17 16	中川勝	H22. 9. 11	2,000	国道121号大峰道路開通記念事業実行委員会会長山口信也	国道121号大峰道路開通記念祝賀会参加費 国道121号大峰道路全線開通による交流拡大の調査	625	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	国道121号大峰道路開通記念事業実行委員会より、開通祝賀会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、全線開通後の喜多方・会津圏との時間短縮による利便性の向上に伴う、交流拡大、産業振興の連携強化の今後について調査した。引き続き懇親会において、山形県、福島県、置賜圏・会津圏の広域観光推進について、喜多方市山口市長、行政、経済団体の出席者と意見交換を行い、議会においての今後の協力関係推進に向けての参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 17 17	中川勝	H22. 9. 14	5,000	特定非営利活動法人フーチャー俱楽部	意見交換会費 特定非営利活動法人の活動の調査、青少年育成事業、河川敷を活用した鯉のぼり、清掃事業の取組みに対しての県への要望等に係る意見交換	626	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	特定非営利活動法人フーチャー俱楽部より総会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、決算報告、事業計画について調査した。同法人は、市民30名で構成されており、児童の健全育成のため最上川上流松川に鯉、フナ等の稚魚の放流、また、河川敷を活用し、鯉のぼりをあげるなど、さらには児童と連携して清掃活動にも取り組んでいる。 総会後引き続き行われた懇親会において、菊地会長はじめ会員と、松川の河川整備、鉛毒水の改善状況等について意見交換を行い、最上川上流の河川、水質浄化の取組みについて、今後の議会活動の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 17 18	中川勝	H22.10.23	4,000	米沢市保育園保護者連会長	懇談会会費 保育園保護者会の事業の調査に係る意見交換後の懇談	627	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	米沢市保育園保護者連合会より、事業報告会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、9月に開催された“米沢市保育まつり”の実施状況について報告があり、市内15保育園の事業活動について調査をした。その後、引き続き懇親会において、中善寺会長ほか出席役員約50名と連合会としての事業活動、保育所の環境整備、子育て支援について意見交換を行い、今後、特別委員会、予算特別委員会の質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 17 19	中川勝	H23.1.4	2,000	新春名刺交換会会計	23年度新春名刺交換会会費 意見交換	628	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	新年会であり、懇親目的であって、意見交換の場ではない。政務費としての支出は不適。	23年新春名刺交換会への出席依頼があり、開催団体は米沢市、米沢商工会議所、JAやまがた置賜、米沢織維協同組合が主催団体となり、それぞれ団体の長のあいさつ、抱負があった。その後の懇親会において、農業、商業、観光分野において課題と事業運営等について安部米沢市長、佐藤商工会議所会頭、木村JAやまがた置賜組合長、近藤米織維協議会会長と意見交換を行った。この意見交換で出された課題については、県担当部への聞き取り、予算特別委員会等における地域振興の一環としての質疑の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 17 20	中川勝	H23.1.19	10,000	(社)山形隊友会会長 長澤和一	特別会員会費 自衛隊の業務の調査	629	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	特別会員としての加入は、個人としての加入であるから、政務調査費としての支出は不適である。	(社)山形隊友会より特別会員として加入依頼があり、会員となり、自衛隊の活動、県内の有事に関する状況、災害復旧支援のあり方等の調査を行うため会費を納入したものであり、政務調査活動に該当する。 会員となることで、機関紙「隊友」を資料として送付され、情報収集の参考とする。なお、県議会会派において防衛議員連盟が設立されており、県民の安全・安心な生活確保のうえで、国の防衛の視点でも、議員活動の参考とする。
C 17 21	中川勝	H23.1.24	5,000	理容組合米沢支部 支部長	懇談会費 理容業組合の業務における県条例の調査	630	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	祝辞目的の参加であり、会費は酒食を伴った「懇親会」の参加費である。その場は懇親目的であって、意見交換の場ではない。政務調査費としての支出は不適。	山形県理容生活衛生同業組合米沢支部より新年会へ出席依頼があり、参加し祝辞を述べるとともに、理容店における洗面設備にシャンプー台が義務付けされた条例改正を説明した。引き続き行われた懇親会において、公衆衛生面で条例改正の意義について山田支部長、大島副支部長他出席者と意見交換を行い、議会活動への参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 17 22	中川勝	H23.1.26	4,000	米沢商工会議所	環境サービス部会常任委員会会費 米沢商工会議所環境サービス常任委員会の事業の調査	631	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	この会費は「懇親会」後の酒食を伴った「懇親会」の参加費である。その場は懇親目的であって、意見交換の場ではない。政務調査費としての支出は不適。	米沢市商工会議所環境サービス常任委員会から懇親会への出席依頼があり、参加して県の商工業振興の推進についての説明を交えあいさつを行った。また、環境サービス常任委員会の事業計画、まちづくりに対する取組みを調査し、引き続き懇親会において、古山委員長、宮嶋副委員長出席会員20名と、空き店舗の活用、まちなか歩き観光、小規模事業と県の交付金のあり方等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 今後の議会活動の中で、意見交換の内容について担当部との話し合い、一般質問等、質疑を行う際の参考とする。
C 17 23	中川勝	H23.1.28	4,500	米沢市自衛隊協力会会長 安左衛門	米沢市長を囲む新春顔合わせ会費 まちづくり計画に関する調査	632	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	祝辞目的の参加である。会費は酒食を伴った「懇親会」の参加費である。その場は懇親目的であって、意見交換の場ではない。政務調査費としての支出は不適。	米沢市自衛隊協力会により、米沢市長を囲む新春顔合わせ会への出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、安部米沢市長「まちづくり計画」の講演、自衛官募集米沢事務所員からの活動について調査した。引き続き行われた懇親会において、安部協力会会长、高橋副会長、会員等と県議会会派における防衛議員連盟の活動状況と協力会の連携、県はもとより我が国の防衛、また、自衛隊の大雪に係る災害支援の取組み等や県の安全安心な生活のため自衛隊の連携について意見交換し、今後の議会活動の参考にしたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 17 24	中川勝	H23.3.18	5,000	(社)米沢観光物産協会会長	社団法人米沢観光物産協会平成22年度会費 観光物産の振興の調査（観光物産のPR、講演会、事業等）	633	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	個人として加入する団体の会費である。	米沢市における「上杉の城下町」としての観光客の入込数、「米沢八湯」の温泉地の入込数、市内まち歩き観光、また、米沢牛など農産物の物産振興及び県の3市5町の「置賜観光推進協議会」事業と米沢市観光物産協会との連携推進等の調査のため、(社)米沢市観光物産協会の会員となったものであり、政務調査活動に該当する。 会員として得られた情報、米沢四季のまつり、おきたま花回廊、観光振興に関する講演会への参加等、米沢市はもとより、置賜全体、県の観光振興、交流人口拡大への調査をもとに議会活動の参考とする。
C 17 25	中川勝	H23.3.28	5,000	特定非営利活動法人にこにこホーム 理事長小島幸二	特定非営利活動法人にこにこホーム平成22年度正会員会費 障がい者の就労支援の調査（NPO法人にこにこホームの年間の取組みの調査）	634	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	同上	就労支援施設の経営、運営の実態、障がい者への就労支援、就労者の工賃の現状認識について調査していく上で、会費を支払ったものであり、政務調査活動に該当する。 年間事業の内容、障がいを持つ利用者とのふれあい、指導員との意見交換及び小島理事長、安部副理事長等役員との意見交換を通して、県、市の支援制度、取り組みについて議会活動への参考とする。

項目・番号	議員氏名	支 出 年 月 日	支 出 額 (円)	支出相手先	支出内容	乙 号 証	違法 分類	内 容	違法である事情	被告側の反論
C 21 1	伊藤重成	H22.4.13	47,800	富士観光株式会社	「全国地方議員緊急決起大会」参加 交通・宿泊費 外国人参政権・選挙制度について	353	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	この大会は「永住外国人地方参政権に反対する国民フォーラム」主催の政治課題の集会であり、政治活動そのものである。県政にかかる政務調査目的ではないから、政務調査の支出としては不適である。	平成21年12月定例会において県内に所在する団体より「永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出について」の請願が為されました。私はその紹介議員として総務委員会で発言し、結果は継続審査となり、引き続き調査が必要と認識し、その関連として大会へ参加する事としたものであり、政務調査活動に該当します。
C 21 2	伊藤重成	H22.7.23	1,000	もがみ南部商工会	舟形観光情報館オープン式典参加費	354	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	オープン式典の参加であり、意見交換目的の場ではない。政務調査支出としては不適である。 (「違法分類」として3bを追加する)	最上地域は以前から多方面の地域資源を数多く有するところと言われており、自然においては全国有数の巨木を抱え、また、舟形町では国の重要文化財である「縄文のヴィーナス」が出土している。しかしながらそれら情報は必ずしも有効にPRされておらず、今後もより有効なPRの手法が求められるものと思われる。例を挙げれば、「舟形マッシュルーム」はテレビ放送で取り上げられて以来、爆発的な引き合いを受け、ネットでの取引が増加しておりその比率を高めている。観光情報は観光だけでなく「食」、「文化」、「自然」等々を融合発信することが必然となり、また、問い合わせに対してもより丁寧な対応とともに専門知識も求められてきているところである。このようにインターネットでの空間を如何に活かすかが観光の起点となっており、もう一つの起点はお客様に接するソフト、つまり「人材」なると考える。当日は、三浦所長とこのような内容について意見交換し、地域議員協議会での質問資料としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 23 1	吉田明	H22.5.3	3,500	美容業生活衛生同業組合上山支部	市内美容衛生組合関係者との意見交換会費	635	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	祝辞目的の参加。会費は「昼食懇親会」費と思われる。懇親目的であり、意見交換の場ではない。	美容業生活衛生同業組合は、「衛生施設の改善向上」、「経営の健全化」を図ることで衛生水準の維持向上を目指し、その為に「料金等の規制」、「営業力の向上推進」、「経営健全化の指導」などを講じ、公衆衛生の向上及び増進と国民生活の安定に寄与し、「美容業の適正な衛生」を守ることを目的として美容業を営むもので組織されている。 上山支部では、組合の本来の目的のほか、上山市の重要産業である観光業の発展充実に様々な事業を通じて貢献されている。 全国かかし祭やゆかたまつり等でのきものやゆかたの着付けをお助けすることや、武家屋敷を活用した「きものDE夢きぶん」事業等を実施している。 当日は出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、昼食懇親会において、参加者と事業の実施状況等はもどより、大型チェーン店の出店や、低価格志向店舗の進出などによる影響、後継者難の美容業を取り巻く今日的状況、地域における少子高齢化、空き家の状況等々、様々な分野での意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 これらの機会で得られた情報は、県議会での一般質問、予算特別委員会、常任委員会等で質疑を行うに際し参考とした。
C 23 2	吉田明	H22.5.10	5,000	上山市議会OB緑友会会計	上山市議会OB緑友会総会時懇談会会費 市議会議員OB等と意見交換	636	3a 3c	個人の立場で加入している団体に対する会費 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費	会員としての参加。会費は酒食を伴った懇親会費であり、懇親目的であって意見交換の場ではない。	上山市議会OB緑友会は、文字通り上山市議会議員の経験者で組織され、年1回の総会のほか春と秋に研修会を企画し、市内の建設中の小学校や給食センター等の市有施設や民間企業などの訪問視察等を実施し、工事の進捗状況や企業の活動状況等を聴取するなどの意見交換をしている。 総会や研修集会終了後の懇親会には、市長、現職の議長が来賓として出席するので、市長、市議会議長、県議会議員が顔をそろえることとなり、OB市議も含め、現在の市を取り巻く状況、特に県議とは、県道交通安全施設整備事業の進捗状況や市の重要な事業として要望している、河川砂防堰堤整備事業等の今後の見通しはもどより、地域の交通安全、防災事業、福祉行政、産業育成等々広範な県事業に関連しての意見交換がなされたものであり、政務調査活動に該当する。また、これらの機会で得られた情報は、県議会での一般質問、予算特別委員会、常任委員会等で質疑を行うに際し参考とした。
C 23 3	吉田明	H22.7.30	5,000	第21回駅東部 地区三役会当番地区 代表	第21回駅東部隣接地区三役会会費 地区役員と意見交換	637	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	祝辞目的の参加。会費は酒食を伴った懇親会費であり、意見交換の場ではない。	駅東部隣接地区は、かみのやま温泉駅の東部にある、金生1・2・3・4・5、美咲町、東町、糸目、仙石地区等であり、同三役会は、当該地区の発展のため意見交換を行い、市長や議員に対して事業実施の要望を行うなどしている。 当日は同会への出席依頼があり、市長、地元市議会議員とともに出席し、祝辞を述べるとともに、当該地区に関わる県・市の各種事業の県道等交通安全施設整備、河川砂防事業等の進捗状況や今後の見通し、要望等についての意見交換を行った。 引き続き行われた懇親会においても、地域の交通安全、防災事業、福祉行政、産業育成等々広範な県事業に関連しての意見交換がなされたものであり、政務調査活動に該当する。また、これらの機会で得られた情報は、県議会での一般質問、予算特別委員会、常任委員会等で質疑を行うに際し参考とした。 なお、訴状中、支出相手先欄「駅東部隣接地区三役会会費」は、「駅東部地区三役会当番地区代表」であり、支出内容欄「駅東部地区三役会当番地区代表」は、「駅東部隣接地区三役会会費」である。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 23 4	吉田明	H22.8.4	5,000	連合山形地協議員懇談会会長	連合山形地協議員懇談会政策研修費 県内各級議員と意見交換	638	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	資料がないので実態不明であるが、会費は懇親会終了後の懇親会費ではないのか。その場は意見交換の場ではないのではないか。政務調査との関連性不明。	連合山形が支持する各級議員で構成する連合山形懇談会主催の政策研究会に出席し、県内企業の景況等や地域における少子高齢化、空き家の状況等々県政一般に関わる様々な分野で広く建設的な意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 これらの機会で得られた情報は、県議会での一般質問、予算特別委員会、常任委員会等で質疑を行うに際し参考とした。
C 23 5	吉田明	H22.9.30	3,000	上山市日中友好協会会長	平成22年度上山市日中友好協会懇親会費 市日中友好協会会員と意見交換	639	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	祝辞目的の参加。この会費は懇親会終了後の懇親目的の懇親会費ではないか。その場は意見交換の場ではない。	上山市日中友好協会は年1回総会を開催しているが、当日は総会への出席依頼があり、市長、市議會議長と祝辞を述べるとともに、引き続き行われた懇親会において、参加者と中国との友好関係についてや、諸外国との交流の拡大策、ひいては上山市における外国人観光客への対応について等の観光行政についても広く意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。これらの機会で得られた情報は、県議会での一般質問、予算特別委員会、常任委員会等で質疑を行うに際し参考とした。
C 23 6	吉田明	H22.10.27	3,000	連合山形地協議員懇談会会長	議員懇談会世話人会会費 県内各級議員と意見交換	640	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	資料がないので実態不明であるが、会費は懇親会終了後の懇親会費ではないのか。その場は意見交換の場ではないのではないか。政務調査との関連性不明。	連合山形が支持する各級議員で構成する連合山形懇談会主催の政策研究会に出席し、県内企業の景況等や地域における少子高齢化、空き家の状況等々県政一般に関わる様々な分野で広く建設的な意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 これらの機会で得られた情報は、県議会での一般質問、予算特別委員会、常任委員会等で質疑を行うに際し参考とした。
C 23 7	吉田明	H22.11.5	5,000	上山市議会OB緑友会会計	平成22年度上山市議会OB緑友会研修会・懇談会費 市議会議員OB等と意見交換	641	3a 3c	個人の立場で加入している団体に対する会費 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費	会員としての参加。会費は酒食を伴った懇親会費であり、懇親目的であって意見交換の場ではない。	上山市議会OB緑友会は、文字通り上山市議会議員の経験者で組織され、年1回の総会のほか春と秋に研修会を企画し、市内に建設中の小学校や給食センター等の市有施設や民間企業などの訪問視察等を実施し、工事の進捗状況や企業の活動状況等を聴取するなどの意見交換をしている。 総会や研修会終了後の懇談会には、市長、現職の議長が来賓として出席するので、市長、市議會議長、県議会議員が顔をそろえることとなり、OB市議も含め、現在の市を取り巻く状況、特に県議とは、県道交通安全施設整備事業の進捗状況や、市の重要事業として要望している、河川砂防堰堤整備事業等の今後の見通しはもとより、地域の交通安全、防災事業、福祉行政、産業育成等々広範な県事業に関連しての意見交換がなされたものであり、政務調査活動に該当する。また、これらの機会で得られた情報は、県議会での一般質問、予算特別委員会、常任委員会等で質疑を行うに際し参考とした。
C 23 8	吉田明	H22.11.15	2,000	上山市商工課 課長 長沢恒広	平成22年度上山市技能功労者褒章祝賀会会費 市内技能者と意見交換	642	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	受賞祝賀会であり、意見交換目的の場ではない。	上山市技能功労者褒賞祝賀会は、毎年観光、建設、理美容業に携わり、長年に亘り技術の研鑽を積まれ、後継者育成など業界の発展に寄与された方々を褒賞し祝賀する会であるが、当日は出席依頼があり、祝辞を述べるとともに、褒賞を受けられた方々や同席の同業の参加者と事業の今日的状況等、大資本の進出などによる影響、後継者難の問題等に関しての意見交換はもとより、地域における少子高齢化、空き家の状況等々様々な分野での意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 これらの機会で得られた情報は、県議会での一般質問、予算特別委員会、常任委員会等で質疑を行うに際し参考とした。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 23 9	吉田明	H22.11.22	5,000	西郷地区会長会 会長 地区役員・市議と意見交換	西郷地区を語る会 会費 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	643	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この会費は、懇談後の懇親会（酒食を伴った）費ではないか。その場合は意見交換の場ではない。	西郷地区は高松、石曾根、川口、赤坂、藤吾、阿弥陀地、小穴、細谷地区の約600世帯の地区で、毎年1回、上山市で唯一の県議会議員と地区内選出の市議会議員に出席が依頼され、県議は祝辞を述べるとともに、地区内の河川改修、砂防堰堤、道路等交通安全施設整備事業等々の進捗状況と今後の見通しについて事業毎に地区会長に説明し、質問、要望を受ける。 語る会の後半の二部には、市から市長、建設部門の課長らも合流し、前段の各事業についての更なる意見交換はもとより、地域における少子高齢化、空き家の状況等々様々な分野での意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 これらの機会で得られた情報は、県議会での一般質問、予算特別委員会、常任委員会等で質疑を行うに際し参考とした。
C 23 10	吉田明	H22.11.27	3,000	連合山形地協議員懇談会会長	議員懇談会懇親会費 各級議員と意見交換	644	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	連合山形が支持する各級議員で構成する連合山形懇談会主催の政策研究会に出席し、県内企業の景況等や地域における少子高齢化、空き家の状況等々県政一般に関わる様々な分野で広く建設的な意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 これらの機会で得られた情報は、県議会での一般質問、予算特別委員会、常任委員会等で質疑を行うに際し参考とした。
C 23 11	吉田明	H23.1.7	1,000	中川地区会長会 会長	平成23年中川地区新年祝賀会懇親会費 地区役員等と意見交換	645	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	新年会であり、祝辞目的の参加。会費は懇親目的の懇親会費である。意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適。	中川地区は、糸目、仙石、泉川、金谷、足ノ口、甲石、高野、薄沢、永野、蔵王、権現堂、小倉、棚木、坊平地区からなり、約850世帯、国道13号線から蔵王坊平までの広範な地区で、道路も河川も急峻なことから県への要望の多い地区である。 当日は出席依頼があり、市長とともに祝辞を述べ、参加者の各地区会長とは、地区内の河川改修、砂防堰堤、道路等交通安全施設整備事業等々の進捗状況と今後の見通しについて意見交換を行うとともに地域における少子高齢化、空き家の状況等々様々な分野での意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 これらの機会で得られた情報は、県議会での一般質問、予算特別委員会、常任委員会等で質疑を行うに際し参考とした。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 24 1	船山現人	H22.5.14	5,000	川西町建設業協会 会長	川西町建設業協会意見交換会会費	355	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	出席した団体の総会行事であり、意見交換目的の場ではない。会費の額からすると酒食を伴う懇親の場である。政務調査との関連性は不明である。	川西町建設業協会総会に出席し、山形県の土木事業の進捗状況や入札制度等について報告を行うとともに、建設業界の現状と課題等について聞き取り調査及び意見交換を行った際の参加費であり、政務調査活動に該当する。
C 24 2	船山現人	H22.5.21	4,000	米沢市芸術文化協会 会長	懇親会費 米沢市芸術文化協会総会に出席し芸術文化の振興状況について調査し、懇親会において意見交換	356	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	米沢市芸術文化協会総会に出席し、米沢市の芸術文化の振興状況について調査を行い、懇親会において協会役員並びに表彰受賞者や会員と山形県の芸術文化の在り方等について意見交換を行った際の参加費であり、政務調査活動に該当する。
C 24 3	船山現人	H22.5.26	1,800	大竹代行	運転代行代 川西町総合流通センター株主総会出席し、商業者の経営状況等について調査し、懇親会において意見交換	357	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	酒食を伴う懇親会出席のための代行車代であり、その懇親会は県政にかかる意見交換の場ではない。政務調査の支出としては不適。	川西町総合流通センター株主総会に出席し、同センターの経営状況を聴取するとともに、納入先からの同センターに対する入札要件の変化に対応するセンター及び株主である商業者の経営状況等について調査し、懇親会において地域を取り巻く商業の課題や県として取り組むべき施策等について意見交換を行った際の交通費（運転代行料）であり、政務調査活動に該当する。
C 24 4	船山現人	H22.5.26	3,000	まつかぜ荘	意見交換会会費 川西町総合流通センター株主総会出席し、商業者の経営状況等について調査し、懇親会において意見交換	358	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	株主総会であり、その後の懇親会は酒食の場であり、意見交換の場ではない。政務調査との関連性はない。	川西町総合流通センター株主総会に出席し、同センターの経営状況を聴取するとともに、納入先からの同センターに対する入札要件の変化に対応するセンター及び株主である商業者の経営状況等について調査し、懇親会において地域を取り巻く商業の課題や県として取り組むべき施策等について意見交換を行った際の参加費であり、政務調査活動に該当する。（領収書がまつかぜ荘の発行になっているのは、川西町総合流通センター経営の施設であるからである。）
C 24 5	船山現人	H22.5.28	3,000	県立置賜農業高校 事務局	意見交換会会費 置賜農業高校評議員会に出席し施設整備に関する課題等の調査を行い、懇親会において意見交換	359	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	自分が評議員であると思われるから、議員としての出席ではない。懇親会の場はどこで、それは酒食を伴っていると思われるが、実態を裏付ける資料なし。政務調査としての関連性不明。	山形県立置賜農業高校の評議員会に出席し、同校の施設整備に関する課題等について聞き取り調査を行い、懇親会において同校教職員や評議員と今後の農業高校教育の在り方等について意見交換を行った際の参加費であり、政務調査活動に該当する。 なお、議員としての身分での名誉職的な「顧問」になつており、役員（顧問）あての案内があり、出席したものである。
C 24 6	船山現人	H22.6.3	2,110	(有)みどりタクシー	川西町観光協会総会・意見交換会代行代	360	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	総会出席は会員としての出席ではないか。その余に関しては同上。	川西町観光協会総会に出席し、山形県の観光振興策等の紹介を行い、あわせて、同町の観光振興状況について調査するとともに、懇親会において出席者と山形県の観光事業並びに川西町の観光資源等について意見交換を行った際の交通費（運転代行料）であり、政務調査活動に該当する。
C 24 7	船山現人	H22.6.3	3,000	川西町観光協会	川西町観光協会総会・意見交換会会費 川西町観光協会総会に出席し、観光進行状況について調査し、意見交換	361	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	川西町観光協会総会に出席し、山形県の観光振興策等の紹介を行い、あわせて、同町の観光振興状況について調査するとともに、懇親会において出席者と山形県の観光事業並びに川西町の観光資源等について意見交換を行った際の参加費であり、政務調査活動に該当する。
C 24 8	船山現人	H22.7.25	4,000	川西町体育協会 会長	川西町体育協会夏のスポーツ懇談会会費 川西町の体育振興について意見交換	362	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	酒食を伴う懇親の場と思われ、政務調査費の支出は不適である。	川西町体育協会主催の夏のスポーツ懇談会に参加し、協会関係者及び各競技団体関係者と川西町の体育振興策やスポーツ大会開催、各競技団体の抱える課題等について意見交換を行った際の参加費であり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 24 9	船山現人	H22. 9. 26	2,290	(有)大京タクシー	川西町商工会創立50周年記念式典出席交通費 記念講演を聴取する等活動状況を調査し、意見交換	363	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	記念式典であり、意見交換の場ではない。その後の懇親会の場を含めた実態が不明であり、政務調査費の支出としては不適である。	川西町商工会創立50周年記念式典に出席し、同団体の発足から現在までの歩み等について聴取するとともに、宮城県大崎市にある「あ・ら・伊達な道の駅」の元経営者の記念講演を聴き議員活動の参考とした。また、懇親会において中小企業や県内商工業者の今後の在り方と山形県の商工行政等について意見交換を行った際の交通費(運転代行料)であり、政務調査活動に該当する。
C 24 10	船山現人	H22. 10. 9	2,470	(有)大京タクシー	下小松古墳群散策学習会(下小松古墳群を守る会)参加 交通費 下小松古墳群を守る会の活動状況を調査するとともに意見交換	364	5b	「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	守る会員としての参加ではないか。「散策」が中心であり、意見交換の場ではない。政務調査の支出としては不適である。	山形県が「やまがた社会貢献基金」を拠出する犬川地区交流センター及び「下小松古墳群を守る会」が主催する事業である下小松古墳群散策学習会に出席し、同会の事業実施状況を調査するとともにこれからの遺産保全策等について意見交換を行った際の交通費(タクシ一代)であり、政務調査活動に該当する。 なお、守る会の会員ではなく、議員あての案内があり出席したものである。
C 24 11	船山現人	H22. 10. 9	3,000	犬川地区交流センター長	下小松古墳群散策学習会(下小松古墳群を守る会)参加 意見交換会会費 下小松古墳群を守る会の活動状況を調査するとともに意見交換	365	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	山形県が「やまがた社会貢献基金」を拠出する犬川地区交流センター及び「下小松古墳群を守る会」が主催する事業である下小松古墳群散策学習会に出席し、同会の事業実施状況を調査するとともにこれからの遺産保全策等について意見交換を行った際の参加費であり、政務調査活動に該当する。
C 24 12	船山現人	H22. 10. 28	15,435	山形銀行 振込 株ニューメディア 受取	事務所テレビ・インターネット利用料(8,9,10月分)	366	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	事務所は、政党活動・政治活動・後援会活動・政務活動等広範に使われているのではないか。テレビ・インターネットの利用が政務調査に限定されているというのは実態に合致していないのではないか。上限の2分の1以下にされるべき。	事務所に設置しているテレビ、インターネットについては、政務調査に必要な情報を把握するために使用しているものであり、その意味で電話料等の連絡ツールとは性質が異なり、調査研究費として支出するのが適切であると整理している。※按分の割合については、私用のものは自宅に設置しており明確に分離しているが、全く他用途に使用しないということないので事務所の専用割合に合わせ9／10として計上している。
C 24 13	船山現人	H22. 12. 14	5,000	山形県栄養教諭・学校給食栄養士会	山形県栄養教諭・学校給食栄養士会との意見交換会負担金 食育に関する山形県の取組み及び学校栄養教諭の在り方について教育庁より聞き取り調査を行い、意見交換	367	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	これが意見交換会目的とする 負担金は過大である。この集まりがどこで、どのような内容で開かれたのか、その実態が不明である。政務調査としての関連性不明。	山形県栄養教諭・学校給食栄養士会との意見交換会に参加し、食育に関する山形県の取組み及び学校栄養教諭の在り方について教育庁より聞き取り調査を行い、学校給食施設並びに調理の在り方や地域ごとの現状等について意見交換を行った際の参加費であり、政務調査活動に該当する。
C 24 14	船山現人	H23. 1. 8	1,000	小松地区地域振興協議会会長	小松地区新春放談会懇親会会費 県政の報告を行うとともに意見交換	368	3b 3c 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	新年会であり、懇親目的の場であり、その意見交換の実態は不明である。	小松地区新春放談会に出席し、県政の現状や地域における活動状況等について報告を行うとともに意見交換を行い、地域における道路・河川等の改善個所や地域づくりに対する県からの支援の必要性等について調査し、議会活動の参考とした際の参加費であり、政務調査活動に該当する。
C 24 15	船山現人	H23. 1. 9	1,000	きらりよしじまネットワーク	吉島地区新春放談会懇親会会費 県政の報告を行うとともに意見交換	369	3b 3c 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	吉島地区新春放談会に出席し、県政の現状や地域における活動状況等について報告を行うとともに意見交換を行い、地域における道路・河川等の改善個所や地域づくりに対する県からの支援の必要性等について調査し、議会活動の参考とした際の参加費であり、政務調査活動に該当する。
C 24 16	船山現人	H23. 1. 10	1,000	中郡地区社会教育振興会会長	中郡地区新春交流会参加費 県政の報告を行うとともに意見交換	370	3b 3c 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	中郡地区新春交流会に出席し、県政の現状や地域における活動状況等について報告を行うとともに意見交換を行い、地域における道路・河川等の改善個所や地域づくりに対する県からの支援の必要性等について調査し、議会活動の参考とした際の参加費であり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 24 17	船山現人	H23.1.16	2,000	玉庭地区交流センター館長	玉庭地区新春初顔合わせ会会費 県政の報告を行うとともに意見交換	371	3b 3c 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	玉庭地区新春初顔合わせ会に出席し、県政の現状や地域における活動状況等について報告を行うとともに意見交換を行い、地域における道路・河川等の改善箇所や地域づくりに対する県からの支援の必要性等について調査し、議会活動の参考とした際の参加費であり、政務調査活動に該当する。
C 24 18	船山現人	H23.1.18	5,000	川西町建設業協会	川西町建設業協会意見交換会会費 川西町建設業協会研修会に参加し、県政の報告を行うとともに意見交換	372	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	新年会であり、酒食を伴う懇親の場である。意見交換の実態は不明である。	川西町建設業協会の新年会に出席し、山形県の土木事業の進捗状況や除雪作業や冬期間事業等について報告を行うとともに、建設業界の現状と課題等について聞き取り調査及び意見交換を行った際の参加費であり、政務調査活動に該当する。
C 24 19	船山現人	H23.1.23	3,000	いぬかわ振興協議会 会長	いぬかわ振興協議会新春の集い会費 県政の状況を報告するとともに意見交換	373	3b 3c 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	犬川地区新春の集いに出席し、県政の現状や地域における活動状況等について報告を行うとともに意見交換を行い、地域における道路・河川等の改善箇所や地域づくりに対する県からの支援の必要性等について調査し、議会活動の参考とした際の参加費であり、政務調査活動に該当する。
C 24 20	船山現人	H23.1.23	3,000	やまがた里の暮らし推進機構	やまがた里の暮らし大学校開校記念式典反省・検討会費用 やまがた里の暮らし大学校の運営について、大学の研究者の意見を聞く等今後の事業展開について意見交換	374	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	記念式典の行事であり、その後の懇親会の会費である。意見交換の実態は不明である。	川西町が運営を委託している地方と都市部との交流を促進するための組織である「やまがた里の暮らし推進機構」の大学校開校記念式典においてアドバイザーである山形大学教授の講演を聴取するとともに、意見交換を行った際の会費である。県内及び全国における地域おこしの事例と現段階における課題等について意見交換を行い、議会活動の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中、支出内容欄「開設記念」は、「開校記念」である。
C 24 21	船山現人	H23.3.9	2,000	二井宿地区団体連絡会 会長	団体連絡会解散式・懇親会会費 山形広域清掃工場建設予定地の再考を求める高畠町団体連絡会解散総会に出席し、県議会における経過等について報告	375	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	懇親会の会費であり、懇親目的であり、政務調査の支出としての関連性不明。	山形広域清掃工場建設予定地の再考を求める高畠町団体連絡会解散総会に出席し、この問題についての県議会における議論と県としての対応の経過等について状況報告を行うとともに、当団体の役員や地域住民と今後の環境行政の在り方等について意見交換を行った際の参加費であり、政務調査活動に該当する。
C 24 22	船山現人	H23.3.25	6,945	株本間 邦商会	視察調査用作業衣代	376	1	私的財産の形成につながる経費等	私的財産の形成である。	視察調査を行う際に着用する現場専用作業着の購入代金であり、政務調査活動に該当する。(議員に対しては、作業着が貸与されているが、その用途は議会の公式視察の際に使用し、他用途には原則として使用しないものである。通常、議員の調査活動においてはスーツ等を着用するが、農作業の現場、山林、河川等の(特に荒地)等の調査にスーツは馴染まない場面がほとんどである。このため、公式の視察調査以外の調査活動に使用するための作業着が必要であるため用意したものである。)

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 27 1	坂本貴美雄	H22.5.8	5,000	障がい者自立生活支援センター	障がい者自立生活支援センター「フリーワールド」賛助会費	377	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	個人の立場で加入している会費である。	障がい者自立生活支援センター「フリーワールド」は、自らが障害を持つ方が障がい者の自立生活を支持する団体で、その地道な活動は障がい者に生きがいと勇気を与えていた。私は、市議会議員の時代から障がい者の支援対策には強く関心を持っており、現場の生の声を継続して聞くため「フリーワールド」の賛助会員となつたものであり、政務調査活動に該当する。平成22年5月8日に開催された総会にも出席（新庄市金沢「フリーワールド」事務所）し、県の福祉政策・障がい者支援の取組み等の挨拶とともに、「フリーワールド」の平成22年の事業計画等も決議すると同時に、障がい者の旅行での交通機関や旅館ホテル等の受け入れ態勢の強化等の意見交換をしました。また、平成23年2月県議会において中島会長にお願いをされ、私は副議長の立場で紹介議員になれなかつたものの請願『障がい者総合福祉法の制定を求める意見書の提出について』の紹介議員に仲介し、その結果国に対する意見書の提出が採決されたところである。また、「フリーワールド」の会員の車椅子で移動する皆さんからの意見等の参考に過去の議会で障がい者用駐車場の面積の基準についても発言し、障がい者の皆さんとの意見で県が決定していただきました。
C 27 2	坂本貴美雄	H22.5.21	5,000	協同組合新庄駅前通り商店会	協同組合新庄駅前通り商店会総会会費	378	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	酒食を伴う懇親会の会費と思われる。その場は懇親目的であり、意見交換の場ではない。意見交換の実態不明である。	山形県の中心商店街は、郊外への大手スーパー等の進出によって販売高の減少により、年々活力が低下しております。中心商店街の活性化はまちづくりにとって恒久的な課題である。「新庄駅前通り商店会」は、新庄駅から南本町十字路までの商店や会社等で組織され、商店街の活性化等を目的とする団体であります。「新庄駅前通り商店会」の皆さんとの意見交換の場は、年に一度の定期総会だけであるため、大地会館を会場として開催された同総会に出席し、県の中心商店街活性化対策を挨拶の場で報告すると共に、茅野理事長他の役員と商店街の活性化対策の他、交流人口の拡充対策について意見交換を行つたものであり、政務調査活動に該当する。主な内容は、商店会の友の会制度や新庄祭りを生かした販売高向上に向けた取組み等、また、過年度の同総会において（平成12～13年度）県道駅前通りの歩道拡張・無散水消雪・電線地中化等の要望が、片岡茶紙店社長から出され、私が新庄市と共に県に要望し、平成16年～20年度約8億6千万円の事業費で整備された経緯もあります。議会においては、交流人口の拡充は中心商店街活性化・観光関連産業の振興にも繋がることから、平成26年6月定例会予算特別委員会でも山形ファンクラブを活用した交流人口の拡充についても質問した。通常の議員活動においても、要望や調査を実施している。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 27 3	坂本貴美雄	H22.6.3	5,000	非営利活動法人くれよんはうす	特定非営利活動法人くれよんはうす平成22年度賛助会費	379	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	個人の立場で加入している団体の会費である。	「くれよんはうす」は、障害を持つ子ども達の学童保育や生活支援を行うNPO法人であり、法人化される前は健全保育したいとの想いが結実し設立された会あります。 NPO法人となった現在でも職員は低い賃金で働いており、理事職の方々も理事報酬は法人に寄付して法人経営に役立てているのが実態である。 そのような経緯から、私は賛助会員となって総会に出席し、障害を持つ子どもたちの学童保育の現状を調査し県政に反映するため会員になったものであり、政務調査活動に該当する。 平成22年5月22日東山の「くれよんはうす」で開催された総会に出席し、平成21年度の決算・事業報告等、平成22年度の予算・事業計画等を審議するとともに、「くれよんはうす」の施設整備等への支援要望を受けたり、障害を持つ子どもたちの保育や生活支援等を実施する施設の経営状況について調査を行った。 平成21年12月定例会予算特別委員会において、障害児童の支援対策について質問し、県から「くれよんはうす」への補助金交付が実現できました。 障害を持つ子どもたちへの支援対策の議会での質問や要望活動に「くれよんはうす」での調査が生かされております。 なお、訴状中、支出相手先欄「クレヨンハウス」は、「くれよんはうす」である。
C 27 4	坂本貴美雄	H22.6.15	3,000	友愛園後援会 会長	平成22年度友愛園後援会 会費	380	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	同上	「友愛園」は、児童を除く障害を持つ方々が通所して仕事をする授産施設であるが、受託する仕事も地域の経済動向に左右される為、仕事の確保には苦労しております。 私は、障がい者支援には強く関心を持ち議会でも発言してきましたし、地元「新庄身体障がい者福祉協会」の顧問的な立場で障がい者の社会参加や支援対策についても長年相談を受けてきました。 そのような経緯から、「友愛園」の後援会員となって総会や各関連事業に出席し、障害を持つ方々の仕事や社会参加・生きがい作り等の取組み・授産施設での課題や県の支援対策の有り方を調査研究・議会活動の参考にしており、政務調査活動に該当する。 また、県有施設での「身体障がい者福祉協会」の売店運営でも、県に要望活動を続けております。 平成22年度の総会は議員活動と重なり出席できませんでしたが、今後も積極的に障害を持つ方々の意見を聞いてまいります。
C 27 5	坂本貴美雄	H22.6.25	5,000	新庄観光協会	新庄観光協会総会参加費 観光客の入込状況と観光産業の振興について意見交換	381	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	挨拶目的の出席であり、総会後の酒食を伴う懇親会の会費であると思われる。懇親目的であり意見交換の場ではない。意見交換の実態は不明である。	「新庄観光協会」は、新庄最上地域の旅館やホテル・飲食業や運送会社等々、観光産業に係る方々が会員となり地域の観光振興を目的とした団体であります。 「新庄観光協会」押切会長より、総会への出席を求められこの場に出席し、山形県の観光振興の取組み等の内容の挨拶するとともに、引き続き行われた懇談会で、観光協会会員皆さんと「かど焼き大会」「新庄祭り」「新庄市民号」等、「新庄観光協会」の事業及び海外観光客誘致・インバウンド・チャーター便・交流人口の拡充における山形県の取組み等について意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。 また、議会でも観光振興・山形ファンクラブの拡充等について質問しております。



項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 27 6	坂本貴美雄	H22.7.2	5,000	新庄大町郵便局	山形県日中友好協会 年会費 山形県と東アジア経済交流の情報収集のため会員となり調査研究	382	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	個人の立場で加入している団体の会費である。	中国は、日本にとっても山形県にとっても重要な経済的意義を持っており、「山形県日中友好協会」は経済的・文化・人的交流を深化させる役割を担っております。県政課題においても、中国は重要な位置づけにあり、会員となることにより中国アジア経済・人的・文化交流の情報収集・調査研究に資すると考え、年会費を支払ったものであり、政務調査活動に該当する。なお、同会で得たものは県議会での質問に役立てたい。
C 27 7	坂本貴美雄	H22.9.10	1,000	新庄警察署長	新庄警察署 術科訓練納会 懇親会会費 安全安心のまちづくりについて意見交換	383	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	納会後の懇親会の会費であり、懇親目的の場である。意見交換の実態は不明である。	新庄警察署の犯人逮捕術科訓練を視察し、交通安全・犯罪等の認知件数の状況や、管内での警察活動の現状・今後の取組みについて説明を受け、「安全安心のまちづくり」について意見交換をし、議会での質問等の参考にしたものであり、政務調査活動に該当する。
C 27 8	坂本貴美雄	H22.10.19	5,000	神町駐屯地協力会 朝日会会長	自然の恵み感謝祭 会費 日本の防衛と安全安心の地域づくりについて意見交換	384	3a 3b 5b	個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	酒食を伴う懇親会の会費であり、意見交換の場ではない。意見交換の実態は不明である。	「自衛隊関係者」及び「朝日会」等のみなさんと、国の防衛・災害時の自衛隊と県や市町村の連携等について意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。
C 27 9	坂本貴美雄	H22.11.1	5,000	新庄商工会議所	新庄商工会議所第145回臨時議員総会会費	385	3a 3b	個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	挨拶目的の出席である。会費は酒食を伴う懇親会のものと思われる。それは意見交換の場合ではなく、その意見交換の実態は不明である。	「新庄商工会議所」は、新庄地域の会社や商店を経営する皆様で構成する団体であって、地域の産業振興には欠くことの出来ない団体であります。近年は、製造業の海外移転等もあって県内地域経済は活力を失っている。このような中、平成22年11月1日に開催されたニューグランドホテルでの「新庄商工会議所臨時総会」に出席し、挨拶の中で、山形県の産業振興支援対策等について報告、また、新年度予算の骨格についても報告をしました。浦井前会長・矢口新会長等役員と県や国の景気対策・金融支援・企業振興公社におけるアドバイザーリード等について意見交換をし、地域の厳しい企業・商店の現状を知ることが出来たものであり、政務調査活動に該当する。これら現場の声を参考に、議会の質問等に生かして参りました。
C 27 10	坂本貴美雄	H22.12.14	5,000	山形県栄養教諭・学校給食栄養士会	学校給食栄養士会・食育を考える会との意見交換会負担金	386	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	これが意見交換目的とすると負担金は過大である。この集まりが、どこで、どのような内容で開かれたのか、その実態は不明である。政務調査としての関連性は不明である。	学校栄養士会と県議会議員で構成する「食育を考える会」との勉強会・意見交換会は、10年ほど前から年1回継続して開催している会合で、その場で議論した食育に関する課題を県議会での質問（議員が交代で）や要望活動に生かしてきました。山形県の学校現場での食育活動の推進・栄養教諭の配置にも一定の成果を挙げて来たものと認識しております。平成22年12月14日に開催された本会でも、まず、県教育庁担当職員から食育に関する説明を聞く勉強会を実施し、引き続き場所を移して、栄養士会メンバーと、「食育を考える会」のメンバーで、今後の食育教育、また栄養教諭、栄養士の現場での位置づけ等の意見交換を行つたものであり、政務調査活動に該当する。主な意見交換の内容は、学校現場での食育教育の取組みが学校や地域・校長の意識によって異なること、栄養教諭の仕事の繁忙・低い給食費等がありました。毎年実施している意見交換会は、現場を知る大切な機会と考え、質問等で生かして行きたいと思います。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 29 1	佐藤藤彌	H22.4.4	4,000	(社)十全堂社 社長 本間清和	(社)十全堂社 酒田看護専門学校閉校及び酒田市立酒田看護専門学校開校記念式典参加費	387	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	この想談会は酒食の場であり、懇親目的である。意見交換の場ではない。意見交換の実態は不明である。	十全堂は、酒田地区医師会が運営していた看護専門学校で看護師を養成している。今回、運営を酒田市に移管したため式典の案内があった。式典後引き続いて行われた懇談会では、山形県の支援の在り方や、病院との連携等について意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。後日、健康福祉部長と話し合い会議の模様を伝えた。
C 29 2	佐藤藤彌	H22.4.9	27,080	東日本旅客鉄道株式会社びゅう酒田	「外国人参政権に反対する一万人大会」参加、航空券	388	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	この大会は、「永住外国人地方参政権に反対する国民フォーラム」主催の政治課題の集会であり、政治活動そのものである。県政にかかる政務調査目的ではないから、政務調査費の支出として不適である。	県議の仲間から外国人参政権に反対する集会が東京武道館であるので参加しないかと誘われた。外国人参政権はホットな話題であり、県議会の構成に関わる課題で、調査しておく必要があると考え、その内容を調査のため参加した際の交通費であり、政務調査活動に該当する。なお、当日の内容を踏まえ議会対策協議会で意見交換した。
C 29 3	佐藤藤彌	H22.4.17	710	丸山タクシー	「外国人参政権に反対する一万人大会」参加、交通費	389	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	C-29-2の交通費であり、政務調査活動に該当する。
C 29 4	佐藤藤彌	H22.5.9	3,000	酒田小型船舶安全協会会長	酒田小型船舶安全協会総会費	390	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	懇談会は酒食の場であり、懇親目的で、意見交換の場ではない。意見交換の実態は不明である。	酒田小型船舶安全協会はプレジャーボートを管理する団体で、酒田第一P B S・第二P B Sの管理を山形県から委託されている指定管理団体である。平成22年度の総会の案内があったので参加し、活動内容や収支決算書を一覧した。引き続いての懇談会で係留施設の老朽化などの整備や委託料の積算方法などで意見交換した際の会費であり、政務調査活動に該当する。後日、港湾事務所で内容を伝えた。予算特別委員会で質した。
C 29 5	佐藤藤彌	H22.5.17	5,000	木建協会 会長	木建協会総会会費 木材の流通状況について意見交換	391	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	祝辞目的の参加である。懇談会は酒食を伴い、意見交換の場ではなく、その実態は不明である。	木建協会は酒田市の製材所や材木店などで構成している団体で、県産材の需要拡大などの活動している団体である。22年度の総会に案内があったので祝辞を述べ、活動状況の説明を受けた。引き続いての懇談会に参加し、リフォーム助成金の有効性について意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。リフォーム助成金の増額を委員会で質した。
C 29 6	佐藤藤彌	H22.5.22	5,000	日向荒瀬漁業協同組合組合長	日向荒瀬漁業協同組合総代会会費 内水面漁業の現状について意見交換	392	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	日向荒瀬漁業協同組合は旧八幡地区の内水面漁業者の組合で内水面漁業の振興などで活躍している団体である。総会に案内があったので出席し祝辞を述べた。引き続いての懇談会で人手不足や若い後継者が少ない問題の対策などで意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。これを受け、悩みを共有する県議と連携し対策をとる事とした。
C 29 7	佐藤藤彌	H22.5.23	5,000	八幡地区 代表	八幡地区で県政報告と意見交換会会費	393	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この会費は酒食を伴う懇親の場のものであり、それは懇親目的であって意見交換の場ではなく、その実態は不明である。裏付資料もない。	八幡地区で県政報告会をして欲しい旨の案内があり出席した。八幡八森荘に20名位が集まっていた。国道344号線の安田バイパスの実現について主テーマとし、県政全般について報告した。引き続いての懇談会では安田バイパスの陳情や進め方などの意見交換をしたものであり、政務調査活動に該当する。署名運動などで知事陳情まで出来た。

項目・番号	議員氏名	支 出 年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 29 8	佐藤藤彌	H22.5.28	5,000	酒田管工事協同組合 理事長	酒田管工事協同組合総会会費 工事発注のあり方について意見交換	394	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	祝辞目的の参加であり、その後の懇親会は酒食を伴い、意見交換の場ではなく、その実態は不明である。	酒田管工事協同組合は酒田市内の配管工事等の会社で構成している団体で、災害時の緊急対応など酒田市と協定を結び、水道を守る活動もしている。総会の案内があったので出席し祝辞を述べた。 引き続いての懇親会では低落札の状況や老朽管の状況など意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。この意見交換を踏まえ、人口減少による水道需要の減少は水道単価を引き上げるため、企業局の広域水道の値下げを質問し5円下げる事となった。
C 29 9	佐藤藤彌	H22.6.12	5,000	平田地区 代表	平田地区で県政報告と意見交換会会費	395	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この会費は、酒食を伴う懇親の場のものであり、それは懇親目的であって、意見交換の場ではなく、その実態は不明である。 裏付け資料もない。	平田地区で県政報告会の要請があり出席し県政全般について報告をした。10数名の参加者であったが、農業の危機的状況にふれ、つや姫のブランド戦略を説明した。 引き続いての懇親会に出席し平田の赤ネギのブランド化や緑町の開発に伴う農業排水の断面不足解消に向けた対策などの意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 農村整備課に実状を伝えた。
C 29 10	佐藤藤彌	H22.6.27	5,000	北平田地区農業振興協議会	北平田地区農業振興協議会総会会費 戸別所得補償について	396	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	祝辞目的の参加である。懇親会は酒食を伴い、意見交換の場ではなく、その実態は不明である。	北平田地区農業振興協議会の総会に案内があり、出席して祝辞を述べた。総会終了後、戸別所得補償についての説明があり細部について研修をした。 引き続いての懇親会に参加し集落営農組織のあり方や県道の草刈りや河川の草刈りなどの苦情があった。法人化に向けた取り組みなどでも意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。 議会での農業問題の質疑はここがベースになっている。
C 29 11	佐藤藤彌	H22.7.9	1,000	山形県港湾協会事務局 長	酒田港ポートセミナー交流会代 酒田港への理解を深め利用促進を図る	397	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	この交流会の実態は不明であり、裏付け資料もない。	酒田港ポートセミナー交流会がホテルサンルートで開催されたので参加した。酒田港の振興は山形県の輸出入を担う重要なインフラと認識している。セントラル自動車の積出港の可能性を探るために参加費を負担したものであり、政務調査活動に該当する。 酒田港の利用促進を図るには、内陸部の酒田港利用がポイントである。山形県の酒田港戦略を研修し予算特別委員会で質問した。
C 29 12	佐藤藤彌	H22.7.22	5,000	平田二地区自治会長連絡協議会 長	平田二地区自治会長連絡協議会年会費 中学校の統合、二地区の意見交換	398	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	年会費を支払い、総会負担金を支払ったとするが、裏付け資料はなく、その二重の支払目的は不明である。政務調査としての関連性は不明である。	平田二地区自治会長連絡協議会は、隣接している中平田自治会長15名、東平田自治会長11名、市議会議員1名、県議会議員1名で組織する任意の協議会で、定期的に公道や河川の草刈り、通学路の保全、防災などについて協議を行っている。 上記協議などを通じて毎日頃の地域の状況について調査研究を行うため、当会に年会費を支払い、議員として加入しているものであり、政務調査活動に該当する。
C 29 13	佐藤藤彌	H22.7.22	5,000	平田二地区自治会長連絡協議会 長	平田二地区自治会長連絡協議会総会負担金 二地区の意見交換	399	3a 3b	個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	同上	毎年開催されている東平田地区と中平田地区の自治会長で構成されている平田地区自治会長連絡協議会の総会に参加し、祝辞を述べた。 平田中学校の二中への統合が具体化し、併せて小学校の統廃合も進んでいる。通学路の問題やスクールバスのあり方等について意見交換した。 引き続いての懇親会に参加し、各地区小学校の廃校後の利活用等で意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。
C 29 14	佐藤藤彌	H22.8.22	1,000	酒田港戦略構築市民決起大会 実行委員会	酒田港戦略構築市民決起大会会費	400	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	酒田市主催とされているが、大会会費の支払目的不明。意見交換の実態も不明であり、政務調査としての関連性も不明である。	酒田市が主催して酒田港戦略構築市民決起大会が開催されたので出席し、意見交換をしたものであり、政務調査活動に該当する。大会には、知事も出席し、酒田港一層拡大がテーマであり、有意義な大会であった。 内陸部へのポートセールスや荷役助成金など組み合わせた総合的な売り込みを図るとの報告があった。 コンテナーケーンの新設を要望したいと考えた。

項目・番号	議員氏名	支 出 年月日	支 出 額 (円)	支 出 相 手 先	支 出 内 容	乙 号 証	違 法 分 類	内 容	違 法 で あ る 事 情	被 告 側 の 反 論
C 29 15	佐藤藤彌	H22. 8. 29	5,000	市民芸術祭吟詠大会 会長	市民芸術祭吟詠大会会費 詩吟活動の振興について意見交換	401	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	祝辞目的の参加である。懇談会は酒食を伴う場であり、意見交換の場ではない。個人的趣味の面が強く、政務調査としての関連性は不明である。	吟道日本九重流は酒田市が発祥の地である。吟道の振興は伝統文化の振興につながる事から、市民芸術祭の参加大会に出席し祝辞を述べ、大いに鼓舞した。例年出席しているが停滞の感は否めない。 引き続いての懇談会に参加し、若い人の参加を促す強い決意を持って望むべきである。県の支援も検討したいなどと意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。 これを踏まえ、伝統文化の振興について委員会で質した。
C 29 16	佐藤藤彌	H22. 9. 20	3,000	酒田中平田コミュニティセンター 会長	酒田市中平田コミュニティセンター竣工式典会費	402	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	祝辞目的の式典参加である。その後の懇親会は懇親目的であり、政務調査としての関連性不明。	中平田コミュニティセンターの竣工式典に案内があるので出席し祝辞を述べた。中平田小学校の廃校が予定されているので、その活用のあり方等について調査研究の必要があると考え、地区民の意見を聞いた。 引き続いての懇談会に出席し、小学校がなくなる事により新築されたコミュニティセンターが中核となって地域の振興を担う事となるなどを意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。
C 29 17	佐藤藤彌	H22. 10. 26	4,080	銀行・利用明細票	酒田塾学校教育後援会年会費 酒田塾学校の振興・資料	403	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	個人の立場で加入している団体の会費である。	酒田塾学校は昭和23年に創立された学校である。塾学校の維持、振興は県の大変な施策であることから、年会費を支出し、関係資料等の情報収集を行っているものであり、政務調査活動に該当する。 その中から同学校の卒業生と交流が生まれ、酒田市の福祉ファクシミリを導入した実績がある。県には特別支援学校との併設が課題となっているが、渋る同窓生と今後のあり方を話し合った。
C 29 18	佐藤藤彌	H22. 10. 31	5,000	吟詠剣詩舞大会 会長	吟詠剣詩舞大会式典参加会費 吟道の普及状況・活動状況を調査	404	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	祝辞目的の式典参加である。懇談会は懇親目的であり、酒食を伴う場である。個人的趣味の面が強く、政務調査としての関連性は不明である。	日本古来の伝統文化の象徴である詩吟や剣舞は少数派になり衰退が目立つよう様になった。これを防ぎ、振興する事は山形県にとって重要な施策と考える。 この伝統文化を後世につなげようと道場を維持し、発表の場を設け努力している方たちの実態を調査し、励ました。県の施策に反映させる必要がある。式典に参加し、祝辞を述べるとともに、引き続いての懇談会に参加して維持する後継者の発掘などで意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。
C 29 19	佐藤藤彌	H22. 11. 7	2,000	酒田市子ども育成連合会 会長	酒田市子ども育成連合会年会費 健全な子供育成について	405	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	個人の立場で加入した団体の会費である。	子育て環境の整備は県の重要施策のひとつであり、少子化傾向が続く中、現場の声を聞くことが重要であると考えて参加したものであり、政務調査活動に該当する。 この連合会は「子どもの居場所づくり」「子ども見守り隊」「現代版寺子屋」などの活動を展開しており、酒田市の子ども育成に実践的な取り組みをしている。 県議会で質問する参考とした。
C 29 20	佐藤藤彌	H22. 11. 14	5,000	酒田リフトボ'ークら' 連合会 会長	酒田リフトボ'ークら' 連合会納会参加費 年間の活動状況、技術向上に向けた調査	406	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	これは酒食を伴う懇親会費であり、意見交換の場ではない。懇親目的からして政務調査としての関連性は不明である。この会の実態を裏付ける資料もない。	健康増進を目的とした市民スポーツは県でも重要な施策のひとつであり、その振興と普及は県議として大事なテーマである。案内があるので納会に出席し、現場の声を聞き、実態を調査する必要があると考えて出席したものであり、政務調査活動に該当する。。 懇談会では本音で意見交換となり、施設整備の確保の難しさや審判員の不足問題など行政のサポートが必要であると陳情があった。 県議会で県全体の取り組みについて質した。
C 29 21	佐藤藤彌	H22. 11. 17	1,000	酒田商工会議所	酒田商工会議所平成23年新年賀詞交換会会費	407	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	恒例の事ではあるが、年頭に当たり酒田市長、商工会議所会頭の今年の方針を聞くことは有意義であり、自分自身の今年度の取り組みを決める参考になる。 参加者は300人を超えて、多彩な意見交換の場となるので、各般にわたり県議会質問の参考となる大事な意見交換の場であり、政務調査活動に該当する。	

項目・番号	議員氏名	支 出 年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 29 22	佐藤藤彌	H22.11.19	3,500	鮑海地区中学校体育連盟 会長	鮑海地区中学校体育連盟反省会会費 中体連の振興・選手の派遣	408	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	挨拶目的の参加であり、酒食を伴う懇親の場であり、意見交換の場ではない。	中学校スポーツ部活担当の先生の一年間の反省会であり、案内があったので参加し御礼の挨拶をした。授業後に行われる部活練習は生徒健全育成のため不可欠なものであると同時に、負担も大きい。 部活の先生の話によると「勝てば学校の士気や子ども達が輝く。しかし勝つたびに練習がきつくなり、学校全体や部活担当の先生の負担が増え悩ましい面もある」、上位の成績になると選手派遣の費用の問題など厳しい現実の声を聞くことが出来、政務調査活動に該当する。この問題は、今後の山形県の課題でもある。
C 29 23	佐藤藤彌	H22.11.21	3,000	北平田地区農業振興協議会	北平田農業を考える集い 会費	409	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	酒食を伴う懇談会の会費であり、その場は意見交換の場ではない。懇親目的であり、政務調査としての関連性は不明である。	北平田農業振興協議会主催の明日の農業を考える集い「どうする集落営農」に参加した。集落営農組織はいずれ法人化を目指す方針になっている。農家個人の意見や理想を目指そうとする思惑の違いなど、意見交換の必要があると考え出席したものであり、政務調査活動に該当する。 引き続いての懇談会では、北平田は稻作に偏重しているが、このままで良いのか、戸別所得補償制度はどうなるのか不安定要素は大きい。 農業問題は県の課題を超えて、国の問題であるが、生産者の生の声を先ず聞いて欲しいなど多彩な意見交換となつた。
C 29 24	佐藤藤彌	H22.11.21	5,000	桜川鮭漁業生産組合 代表	桜川鮭漁業生産組合員と話し合い 会費 メジカの試食会、増産について調査	410	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	「メジカ」の試食会の会費であり、試食をし懇親する目的であり、意見交換の場ではない。主目的は試食であるから政務調査費の支出としては不適である。	内水面漁業は山形県に点在をしているが、後継者問題や赤字経営の組合などで元気がない状態である。そこで、オホーツク漁協と連携し大きな実績を上げているのが桜川鮭漁業生産組合がある。 月光川水系で放流されたサケがオホーツク沿岸で「メジカ」として定置網で獲れたことから、交流が始まった。「メジカ」は鮭の未成熟な魚で、脂がのって高級魚で取引されれる。ふ化事業を拡大出来ないかとの働きかけに桜川組合で乗り出し、新たな展開を迎えた。 その後、「メジカ」の試食会に案内があったので参加した。ふ化場の整備拡大に意見交換をしたものであり、政務調査活動に該当する。
C 29 25	佐藤藤彌	H22.11.26	5,000	新青渡老人クラブ 会長	新青渡老人クラブ 県政について講演 会費 老人クラブ会員数の減少について調査	411	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	この会費は酒食を伴う懇親会費であろう。懇親目的で、意見交換の場ではない。政務調査との関係不明。なお、講演依頼があるので謝礼はなかったのか。いずれにせよ、裏付資料ないので実態不明。	高齢化社会が急速に進んでいる現在、健康を保つための施策や医療の問題など高齢者が抱える課題が多い。 新青渡老人クラブより、県政の勉強をしたいので講演を依頼された。つや姫のブランド化や酒田港の振興、高規格道路の工事進捗状況等について話した。 引き続きの懇談会では医療機関に行く交通手段がないことや、県議会を傍聴したいなどで意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。 県議会傍聴は実現した。 なお、講演謝礼はなかった。
C 29 26	佐藤藤彌	H23.1.30	5,000	日本将棋連盟酒田莊内支部 支部長	支部年会費 資料受領、莊内支部阿部四段新人王を輩出した経緯など調査	412	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	会員としての年会費である。この会と県政にかかる政務調査費としての支出の関連性はかなりうすい。この支出は不適である。	天童は将棋の駒の産地であり、日本古来の伝統文化である。山形県の将棋に対する关心を高める必要があると考えている。このため、日本将棋連盟莊内支部の会員となり、将棋連盟の情報収集のため資料を受領したものであり、政務調査活動に該当する。 支部から阿部四段が新人王を獲得するなど、成果が見える。 将棋の振興を含めた伝統文化について質疑した。 なお、訴状中、支出相手先欄「酒田莊内支部」は、「酒田莊内支部」である。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 30 1	沢渡和郎	H22.4.9	10,000	山形県政治塾 塾長	山形県政治塾平成22年度年会費	646	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	政治課題をテーマとする政治活動のための「塾」である。県政にかかる政務調査費の支出としては不適である。	歴史教育に関わる調査のため加入した団体の年会費であり、政務調査活動に該当する。
C 30 2	沢渡和郎	H22.4.30	4,000	洗心苑の利活用を考える市民の会	洗心苑の利活用を考える市民の会 懇親会負担金	647	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	この会費は、酒食を伴う懇親会費である。この場は意見交換会の場ではない。	洗心苑の保存・継承の取組みの調査を通じて本県の文化遺産保存の方向性を検討する参考とするため、同会負担金を出し、市民の会会长等と意見交換も実施したものであり、政務調査活動に該当する。 平成21年10月18日の東北造園学会と日本造園学会山形支部による合同調査を契機として、その後十数回にわたって研究会が実施され、その後「市民の会」の発足等に繋がった。
C 30 3	沢渡和郎	H22.5.13	3,000	山形県国際交流協会	山形県国際交流協会年会費	648	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入する団体の会費である。	外国人観光客誘致等、国際活動に関わる調査のため加入了団体の年会費であり、政務調査活動に該当する。
C 30 4	沢渡和郎	H22.5.25	5,000	全国自衛隊父兄会山形県支部長	全国自衛隊父兄会山形支部連合会定期総会懇親会会費	649	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	個人として加入する団体の総会参加である。この会費は酒食を伴った懇親会費であり、懇親目的であり、意見交換の場ではない。	日本の防衛について現状調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 30 5	沢渡和郎	H22.7.6	10,000	日本会議	日本会議 年会費	650	2d 3a 3c	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費	政治課題をテーマとする政治活動団体である。県政にかかる政務調査費の支出としては不適である。	歴史教育に関わる調査のため加入了団体の年会費であり、政務調査活動に該当する。
C 30 6	沢渡和郎	H22.8.11	22,540	東日本旅客鉄道株式会社	8月15日「終戦の日」全国戦没者追悼式に係る交通費	651	2d 3a 4c	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費	追悼式に参加していないというのであるから、遺族との検討会が、どこで、どのようになされたのか、それが政務調査とどう関わるのかの実態が不明である。政務調査費の支出としては不適。	風化しつつある先の大戦の軌跡について調査・意見交換するため、追悼式にあわせ上京したもの。 追悼式そのものには直系の遺族しか参加できないため、従兄、叔父が戦没者である方々7名による検討会として調査・意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中、支出内容欄「2011/8/15」は、「2010/8/15」である。
C 30 7	沢渡和郎	H22.8.25	13,000	日本政策研究センター	日本政策研究センター、「明日への選択」地方議員ネットワーク 年会費	652	2d 3a 4c	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費	日本の政治課題をテーマとする政治活動のための研究センターである。県政にかかる政務調査費の支出としては不適である。	歴史教育に関わる調査のため加入了団体の年会費であり、政務調査活動に該当する。
C 30 8	沢渡和郎	H22.8.25	5,000	山形県日中友好協会	第30年度会費	653	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入する団体の年会費である。	本県、わが国にとって今後ますます影響力が大きくなりつつある中国の動向等について調査・意見交換するため年会費を支出したものであり、政務調査活動に該当する。 中国は1975年カンボジアのポルポト250万人大虐殺が北京政府主導で行われたことが世界に知れると突如旧日本軍の南京大虐殺説を持ち出した。中国漁船の尖閣諸島領海侵犯はじめ東アジアでは強大化する中国の軍事力に國家主権すら脅かされている。オールジャパンで中国を監視することは日本の存亡に不可欠である。
C 30 9	沢渡和郎	H22.9.17	30,000	日本政策研究センター	第22回全国研修会参加費	654	2d 3a 4c	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費	日本の政治課題をテーマとする政治活動のための研究である。県政にかかる政務調査費の支出としては不適である。	歴史教育に関わる調査のため参加した研修会の参加費であり、政務調査活動に該当する。
C 30 10	沢渡和郎	H22.9.29	10,000	国家基本研究所	年会費	655	3a 3c	個人の立場で加入している団体に対する会費 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費	個人として加入する団体の年会費である。この研究所は、日本の政治課題をテーマとする政治活動のための研究団体であり、県政にかかる政務調査費の支出としては不適である。	憲法、教育、外交、防衛、通商、危機管理等について情報収集するため年会費を支出している。 また、H22年10月21日には同研究所理事長の櫻井よし子氏を招聘して研究会も行った（意見交換含む）。 これらを参考に、H23年3月2日の県議会一般質問の骨子としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 30 11	沢渡和郎	H22.10.22	14,000	サクライヨシコトケ・ツコウインカイ	櫻井よしこ特別講演会協賛金	656	2d 3a 4c	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費	この講演は、日本の政治課題をテーマとする政治活動のための講演である。県政にかかる政務調査費の支出としては不適である。	歴史教育に関わる調査のため参加した講演会の協賛金であり、政務調査活動に該当する。
C 30 12	沢渡和郎	H22.11.29	1,000	「国際司法裁判所 小和田所長と語るヨーロッパの旅(仮題)」事務局	「国際司法裁判所 小和田所長と語るヨーロッパの旅(仮題)」発起人会会費	657	2d 3a 4c	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費	個人として加入する団体の会費である。	国際活動に関わる調査のための発起人会の会費であり、政務調査活動に該当する。
C 30 13	沢渡和郎	H22.12.6	5,000	22年度自衛隊父兄会山形県支部連合会理 事会懇親会参加費	平成22年度自衛隊父兄会山形県支部連合会理 事会懇親会参加費	658	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	個人として加入する団体の理事会参加である。この会費は酒食を伴う懇親会費である。意見交換の場ではない。	日本の防衛問題、本県の災害発生時の対応等について調査・意見交換するために参加したものであり、政務調査活動に該当する。 S39年日中記者交換協定、S43年中国に不利な報道は全て原則禁止…日本のマスコミは中国の犬に成り下がる。同年国連の海洋調査で尖閣諸島の海底に豊富な石油・レアメタルが判明すると中国はその領有権を云い出す。政治力=外交力+軍事力も分かっていない日本の幼稚な首相。
C 30 14	沢渡和郎	H22.12.24	10,000	山形県日華親善協会	山形県日華親善協会平成22年度会費	659	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入する団体の会費である。	国際活動に関わる調査のため加入した団体の年会費であり、政務調査活動に該当する。 台湾から本県を訪れる観光客は急増中で外資系企業誘致についても全国にさきがけて設立された本県の日華親善協会。
C 30 15	沢渡和郎	H22.12.27	10,000	(社)山形県隊友会 会長	(社)山形県隊友会 特別会員会費	660	2s 3a	私的活動(原告の分類「2s」は不明であるが、「2d」私的活動と思われる) 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入する団体の年会費である。	特別会員として会費を納入し、年3~4回、会報「隊友」を購読し、日本の防衛問題、災害発生時の連携等について情報収集を行っているものであり、政務調査活動に該当する。 噴飯物の憲法を被占領国に押し付けたのは国際法違反。この亡国の憲法を即刻改正する政治圧力が台頭しなければ日本は早晚亡國の渦に沈む。
C 30 16	沢渡和郎	H23.2.11	3,000	山形県政治塾 塾長	山形県政治塾講師との懇親会	661	3a 3b	個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む)	政治課題をテーマとする政治活動のための「塾」である。この懇親会費は、酒食を伴う懇親目的であり、県政にかかる政務調査費の支出としては不適。	当該団体は人材育成等を目的とした団体であり、当日は講演会終了後、講師や他の参加者と今後の政治のあり方等について調査・意見交換を行うため参加したものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 31 1	志田英紀	H22.5.28	5,000	庄内工業技術振興会 会長	平成22年度庄内工業技術振興会総会交流会費 庄内の物づくり企業間におけるマッチング活動調査、企業による工業技術センター庄内試験場に対する要請事項調査等	662	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	この会費は、懇親目的の酒食を伴う交流会の会費であり、意見交換の場ではない。	庄内工業技術振興会は、材料加工、機械技術、電子技術、科学・食品、木工技術等の各研究会を設置し、異業種間における課題検討等にも取組んでいる。地域の産業振興を図るためにには、こうした異業種間のマッチング活動の推進実施は、ものづくりに不可欠な要素であり、具体的な事例や懸案事項等を把握するためには、意見交換会に参加し調査活動を展開する必要があったものであり、政務調査活動に該当する。 意見交換には、石井製作所の石井新会長等、約50社程度の企業関係者が参加していた。
C 31 2	志田英紀	H22.9.22	2,000	国道112号(大山～七座)道路整備促進協力会	協力会懇談会負担金 国道112号線大山地区側溝冠水箇所への取り組みについて、湯の浜地区的国道飛砂対策について	663	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	この会費は懇談後の懇親会の会費ではないか。意見交換の場ではないのではないか。実態を示す資料がないので、政務調査との関連性不明。	国道112号(大山～七座)道路整備促進協力会懇談会に参加し、国道112号線大山地区側溝冠水箇所への取り組みについて、湯の浜地区的国道飛砂対策について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 31 3	志田英紀	H22.10.5	3,600	鶴岡本町一郵便局	県土整備部における総合評価改正に関する資料 送付代(第一種定型 23.5g45通)	664	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	建設協会鶴岡支部会員に対する便宜供与であって、政務調査費の支出としては不適。	山形県建設協会鶴岡支部とは、年間2回ほどの意見交換会を行い、時々の問題点や、指摘・提言等の聞き取り調査等を重ねてきた。県における総合評価システムは、こうした一連のテーマでも議論してきた分野でもあり、彼らからは国土交通省の取組みについて、聞き取り調査を行ってきた経緯もある。県は、総合評価について乙第664号証の2のように改正を行うことになり、その具体的な概要を鶴岡支部全会員に送付したものであり、政務調査活動に該当する。
C 31 4	志田英紀	H22.10.28	3,760	鶴岡本町一郵便局	切手代(コレ引揚返還金の取り組みについて47枚)	665	1 2d 4c	私的財産の形成につながる経費等 私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	特定関係者に対してのみ特定事項にかかる報告であり、「広報」と評価することはできない。政務調査費としての支出は不適。	秋田港から伏木富山港へ向かっていた韓国船籍のコントainer船が、荒天のため平成14年11月10日に荷崩れを起こし、13個のコンテナを日本海上に落下させた事故があった。そのうちの3個が、漁場であるタラバに沈下し、わが県底曳き網漁の操業に大きな支障をきたすことになった。 当時は座礁船の撤去でさえ、国の制度化がなされておらず、まして漁場のコンテナ引き揚げなどの制度は皆無であったのが現状であった。そこで、底曳き網漁の操業に甚大な影響を及ぼすことから、県や漁業関係者が中心になり、国への要請活動はもとより、即刻の撤去を行つたために訴訟を行つた次第である。訴訟は県が行つたが、決着には時間が掛かることから、県が中心となり、山形県機船底曳き網協議会各船も引き揚げ費用の一部を負担して、コンテナ3個を引き揚げた。こうした長年にわたる国制度化調査、海難補償の事例調査等の結果、とりあえず県が中心となって引き揚げ作業を行い、併せて国制度化や相手会社への賠償訴訟を行うとした結論に達したのである。 問題の切手代金は、訴訟が県と相手側が示談となつたことから、相手側から県が受け取る補償額から、山形県機船底曳き網協議会が拠出した分を返還すべきと主張してきたが、それが決定したことにより山形県機船底曳き網協議会メンバー、北は吹浦から南は鼠ヶ関の所属船に連絡した経費であり、政務調査活動に該当する。 なお、この支出科目は「広報費」ではなく、「調査研究費」であるが、コンテナ引き揚げの取り組みは県政にかかるものであり、広く関係者に連絡したものである。
C 31 5	志田英紀	H22.11.30	4,000	山形県社会労務士会庄内支部	研修会後懇談会費 社会保険労務士会庄内支部との懇談(社会保険労務士による地方自治体の事業受託企業に対する労働条件審査制度、県内公開講話の現状と事業支援について、内定奨励金制度の在り方について)	666	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	研修後の懇談会費とされているとおり、酒食の伴った懇親目的の場であり、意見交換の場ではない。	社会保険労務士会庄内支部との懇談会に参加し、社会保険労務士による地方自治体の事業受託企業に対する労働条件審査制度、県内公開講話の現状と事業支援について、内定奨励金制度の在り方について意見交換を行つたものであり、政務調査活動に該当する。 なお、乙第666号証中、支出内容欄及び政務調査費該当理由欄の「県内公開講和」は「県内公開講話」に訂正する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 31 6	志田英紀	H23. 2. 23	1,040	鶴岡本町一郵便局	県の総合的な住宅対策概要資料送付 13通 団体・個人へ	667	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	特定関係者に対してのみ、特定事項にかかる報告であり、「広報」と評価することはできない。政務調査費としての支出は不適。	田川建設労働組合とは、その支部総会や、分会総会、意見交換会などに出席しながら山形の家利子補給制度化などへ努めてきた。いよいよこのたび、県の具体的な制度概要が公表されたことから、田川建設労働組合の鼠ヶ関支部、温海支部、五十川支部、山五十川支部、大山支部、鶴岡支部の大工支部、及びかつて指摘を頂いた個人、遠見、平野、佐藤各氏にその概要を送付したものであり、政務調査活動に該当する。 この際お知らせした主な制度は次のとおり。 総合的な住宅対策 7億円+融資枠133億円 住宅リフォーム、住宅新築の支援により、住宅工事の需要を喚起し県内経済の活性化を図る。 ○助成や低利の制度融資による住宅リフォームに対する支援 (632百万円) ①補助対象戸数 6,000戸 ②新規貸付対象戸数 160戸 (融資枠 8億円) ○助成や利子補給による住宅新築に対する支援 (49百万円) ①補助対象戸数 200戸 ②新規利子補給対象戸数 500戸 (融資枠 125億円) ○工務店の技術力・営業力強化等のための支援等 (10百万円) なお、この支出科目は「広報費」ではなく、「調査研究費」であって、住宅リフォーム、住宅新築の支援は県政にかかるものであり、広く関係者に連絡したものである。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 32 1	野川政文	H22. 4. 4	5,000	自衛隊父兄会東根支部会計	自衛隊父兄会東根支部総会会費 会員と自衛隊による国際貢献、災害派遣等の任務と家族の心得等について意見交換	413	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	個人として加入する団体の総会である。この会費は酒食を伴う懇親会の会費であろう。その会は懇親目的であり、意見交換の場ではない。政務調査費としての支出の関連性は不明。	公益社団法人自衛隊父兄会は子弟が自衛隊に入隊している父兄を中心に会の趣旨に賛同する方々で構成される団体で、わが国の安全保障・防衛基盤の確立に寄与するために、防衛講演会、募集・広報等への協力、自衛隊員激励・慰問、広報誌等の発行、安保・防衛に関する署名活動を実施している。 東根支部は年に1回総会を行っている。 最近は、いつ何時ゲリラ豪雨等の不慮の災害が起こるか予測できない状況にあるが、自衛隊の災害派遣における父兄の心得や地域防災活動でのリーダーシップの発揮について会員である阿部清雄氏や女性部リーダーである名和眞理子氏他と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 2	野川政文	H22. 4. 11	5,000	隊友会東根支部 会計	隊友会東根支部総会会費 支部長他と自衛隊と地域との共存・共栄のあり方等について意見交換	414	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	東根市は自衛隊第6師団司令部の所在市であり、現職隊員・OB・家族を含めると有権者の一割近くを占める。現職隊員とは直接対話する機会がほとんどないため、隊友会の会員を通していわゆるサイレントマジョリティの県政への要望を聴取することはある程度可能である。一般的な自衛官は50代前半での退職となるため、その後地域の防災活動リーダーとして、その存在は重要であり、防災計画・避難誘導・防災関係備品・組織作りなど多方面にわたって県政との関わりがある。また、災害派遣等に携わっていた彼らは危機管理の専門家であり、自治体の危機管理アドバイザーに就任している者もいる。隊友会との懇談をヒントに厚生環境常任委員会等で「公民館等避難所になっている施設への衛星携帯電話の設置」「自家発電装置の設置」を提言してきたものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 3	野川政文	H22. 4. 18	3,000	山形県隊友会 会長	神町駐屯地54周年記念行事祝賀会会費 駐屯地司令他参加者と県民の自衛隊への信頼度の高まり等について意見交換	415	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	個人として加入する団体の祝賀会であろう。この会費は酒食を伴う懇親会の会費であろう。その会は懇親目的であり、政務調査にかかる意見交換の場ではない。	自衛隊第6師団の司令部所在地である神町駐屯地の周年記念式典及び祝賀会食は、毎年4月に開催されている。主に南東北3県の防衛警備を任務としているが、近年、海外への平和維持活動等への派遣も頻繁になっている。大規模な災害等の発生時には知事等の要請を受けて、災害派遣として被災者の救助、模擬戦等の見学を通じて部隊の練度を確認することは県政との関わりで必要である。また、祝賀会食は立食形式で、自由に懇談をする中で、第6師団の師団長・駐屯地司令（副師団長）・業務隊長・第20普通科連隊長・後方支援連隊長等幹部との意見交換や県政への要望を聞くことが出来る得がたい機会となるものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 4	野川政文	H22. 4. 18	5,000	東根ライオンズクラブ	東根ライオンズクラブ40周年記念会費 クラブメンバーと社会奉仕の変遷等について意見交換	416	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	祝賀行事の参加であり、酒食を伴う懇親会費である。祝賀・懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。その実態の裏付け資料ない。	東根ライオンズクラブ40周年式典及び祝賀会においては、40名の会員及び東根市の他クラブを含む県内ライオンズクラブのメンバーと意見交換の機会を得ることが出来た。ライオンズクラブは世界最大の社会奉仕団体であり、献血・献腎・献眼・骨髄移植を推進するが、一方において高齢者福祉対策・精神障害者・身体障害者・環境保護等も推進している。会員はその地域における中小企業事業主が多く、いわゆるオピニオンリーダーとして市民を導く立場にある人が多い。 社会奉仕の面では、県政として優先的に取り組まなければならぬ福祉政策は何か、そして現在の景気状況はどうなのか、また景気対策としては如何なる政策に重点を置くべきか等について、幅広く意見交換する機会を得たものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 32 5	野川政文	H22.4.21	5,000	神町飲食店組合 組合長	神町飲食店組合 総会会費 組合員と最近の経済状況が経営に及ぼす影響等について意見交換	417	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	酒食を伴う懇親会費であろう。その場は、懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	神町料理飲食店組合は約70店の会員で構成され、一年に一度定例総会を開催している。飲食店の防犯活動や税務対策、衛生防疫対策や地域活性化・組合活性化のための各種イベント(例えばドリンクテーリング・ビール祭り等)を企画運営する。 神町料理飲食店組合の売り上げは景気の動向に敏感なのはもちろん、地域柄、果樹農業の作況も大きく影響を受ける。組合員は寿司屋やラーメン屋、スナック、バーまで幅広く加入しているため、その経営者と意見交換する機会は本県の経済状況を現場の視点からみる機会となる。本県の商工資金貸付枠の設定あるいは農業分野ではさくらんぼの雨よけテントへの更新需要に対する補助等について、県議会における各種質問の材料になっているものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 6	野川政文	H22.4.29	12,000	(社)実践倫理宏正会天童支部	(社)実践倫理宏正会年会費 会員と朝起きによる実践活動や倫理に基づく社会教育の実体験を通じての意見交換を行い、政策・施策に反映させる	418	2d 3a	私の活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入する団体の年会費である。この団体の活動が県政との関わりを持っているわけではないから、政務調査費としての支出は不適である。	本会は文部科学省認可の社団法人で、一般的には朝起き会と言われる。毎日午前5時から6時まで集会を開いている。その中で、会員が自らの体験や活動について発表する演説が行われるが、本会の構成は60代の奥山フミ子氏、40代の鈴木志保子氏、安達和子氏、伊藤みよ子氏、青柳トキ氏等主婦層が多いため、子育て・教育・介護等について多様な意見や要望を聞く機会を得ることができ、また会員と意見交換の機会もある。 小田島公民館で行われる平時の会には年間4~5回、また天童ホテル他で行われる1月の元朝式、4月の昭和の日の会、8月の平和祈念の会では自らの体験や考えを披露する「演説」を行う。また、月刊誌「倫風」を定期購読。以上のことから、政務調査活動に該当する。
C 32 7	野川政文	H22.5.12	5,000	駐屯地司令歓迎のタペ事務局	神町駐屯地司令を囲む会会費 司令他参加者と駐屯地の地域への貢献等について意見交換	419	2d 3b 5b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	酒食を伴う「歓迎」会であり、その場は懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	第6師団における神町駐屯司令は副師団長が兼務する。駐屯地司令は陸上自衛隊の駐屯地に置かれる役職で、駐屯地の警備及び管理、そして隊員の規律保持にあたる。所在地である山形県や東根市との利害関係の調整等は駐屯地司令が担当する。 今般、福田敏氏が駐屯地司令として赴任されたので、東根市が主催者となり歓迎のタペが開催された。精強な部隊の鍛成や部隊と地元の融和等について所信を聞き、その後、挨拶と意見交換を行った。山形県議会防衛議員連盟のメンバーとして、県内の災害派遣のみならず、団体や高校総体あるいは地域の雪祭り等のイベントの際には、全面的に協力していただいているが、県民との親睦・融和を今後とも積極的に進めてほしい旨要望し、駐屯地司令からは前向きな発言をいただいたものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 8	野川政文	H22.5.20	5,000	東根市芸文協会	東根市芸術文化協議会総会会費 本市の芸術文化の振興策等について意見交換	420	2d 3b 5b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	酒食を伴う懇親会費であろう。その場は懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	東根市芸術文化協議会には書道連盟・華道連盟・詩吟連盟等17団体が加盟しており、秋の総合文化祭を中心に活発な活動を展開している。また、各ジャンルとも高いレベルを誇っている。その加盟団体幹部が出席しての年に一度の総会は本県の文化振興策について意見交換する機会となる。 山形県は芸術や文化振興に、あまり予算補助を行っていない。県レベルで発表会等を開催するには県民会館の施設では古いし、設備が不十分である(例えば、舞台が狭すぎてスペースがないため、十分な演出が出来ない等)。また、書画・生け花等を展示する場所を造って欲しい等の意見や要望を聞いたものであり、政務調査活動に該当する。 なお、訴状中、支出内容欄「総会出席に係る旅費」は、「総会会費」である。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 32 9	野川政文	H22.6.17	5,000	県生活衛生同業組合団体協議会 会長	山形県生活衛生同業組合協議会意見交換会会費 生衛14団体幹部と景気と経営等について意見交換	421	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	生活衛生同業組合団体協議会は旅館業・理容業・美容業・麺類業等、県民生活に最も密着した14団体で構成される。本県選出国會議員や県議会議員数名が顧問として、団体協議会総会後に懇談会として意見交換の機会を持つ。 最も大きなテーマは景気の動向であり、消費者に直接接する各団体会員より現場の状況を聞く機会を得た。また、4月1日制定された神奈川県の「受動喫煙防止条例」をめぐり、本県飲食店における受動喫煙防止対策をはじめ喫煙をめぐる環境整備について、喫茶飲食業の寒河江会長や社交飲食業の丹野会長、麺類飲食業の矢萩氏等と意見交換を行った。現時点で飲食業において、喫煙を過度に抑制することは営業に大きく影響することなど意見を聴取したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、訴状中、支出相手先欄「組合協議会」は、「組合団体協議会」である。
C 32 10	野川政文	H22.6.27	5,000	山形県隊友会会长	22年度県隊友会意見交換会会費 県内隊友と民主党政権下での防衛費のあり方等について意見交換	422	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	総会は祝辞目的の参加である。この会費は酒食を伴う懇親会費であろう。その場は懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	山形県隊友会の総会は年に一度開催されるが、その後国會議員や県議会議員との懇談会を行っている。私は県議会における防衛議員連盟の会長として出席し、祝辞述べた。隊友会は政治に一切関与しない元職隊員と県民の懸け橋として、元自衛隊員の立場から様々な提言や要望活動を行っている。 一般的な自衛官は50代前半で退職となるためその後地域の防災活動等のリーダーとして、その存在は重要であり、防災計画・避難誘導・防災関係備品・組織作りなど多方面にわたって県政との関わりがある。また、災害派遣等に携わっていた彼らは危機管理の専門家であり、自治体の危機管理アドバイザーに就任している者もいる。隊友会との懇談をヒントに厚生環境常任委員会等で、「公民館等避難所となっている施設への衛星携帯電話の設置」「自家発電装置の設置」を提言してきたものもあり、政務調査活動に該当する。
C 32 11	野川政文	H22.7.27	5,000	東根市管工事業協同組合	東根市管工事業協同組合意見交換会会費 災害発生時のライフライン確保の担い手として同組合の果たす役割について意見交換	423	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	総会終了後の酒食を伴う懇親会費であり、その場は懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	東根市管工事業協同組合は、市内に本社または営業所が所在する14の水道設備業者で構成される協同組合である。毎年1月と7月に市長・県議・市議会議長と意見交換の機会を設けている。本県の公共事業費、なかんずく北庁舎における県発注工事が年々減少していること、あるいは入札方式の改善等について要望を聞いた。同組合は大規模災害時の市民のライフライン確保の担い手であり、緊急の啓開工事や水道・トイレ等の迅速な確保にある。そのためには24時間態勢での対応を強いられるが、本県の総合評価落札方式での入札時には地域貢献に関わる評価点を上げるべきである。また、北村山地区的地域要件をもっと高い水準にすべきだと根強い要望もある。 これら意見や要望は県議会における建設・農林常任委員会等での質問に生かされ、県の入札制度改善に反映されているものであり、政務調査活動に該当する。 なお、訴状中、支出相手先欄「管工事協同組合」は、「管工事業協同組合」である。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 32 12	野川政文	H22.8.17	1,000	東根市自衛隊協力会事務取扱者 市民課長	東根市自衛隊協力会 年会費 協力会員になることによって、地域と自衛隊の関わり等について会員相互、駐屯地幹部と意見交換の機会を得ることができ、地域の安心安全の施策立案に資する事が可能となる	424	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入する団体の年会費である。この団体の活動と県政との関わりは、裏付け資料もないので不明である。政務調査費としての支出は不適である。	東根市自衛隊協力会は、第6師団所在市として自衛隊との相互理解のもとに、融和と親睦を図り自衛隊の健全な育成・発展のために協力することを目的とし、広報活動や諸行事への協力、隊員募集への協力、除隊者の就職への支援等を行っている。団体会員、賛助会員、一般会員およそ200人の会員を擁する。 私は平成7年、県議会議員当選後一般会員として入会し、主に県政との関わりの部分で、会員の意見を聞いてきた。本県においては自衛隊OB一名が危機管理アドバイザーとして雇用されているが、市町村段階では東根市や天童市・酒田市などで雇用されているのみであり、東北各県の中では最下位である。総務常任委員会での質問において、県として自衛隊OB雇用を促すよう市町村を指導すべきだとの意見に反映されているものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 13	野川政文	H22.8.19	2,000	東根市日中友好協会	東根市日中友好協会年会費 日中友好協会の会員となる事によって、日中友好における地域の役割等について、会員相互に、また、在留中国人家族との意見交換が可能となる	425	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	同上	東根市日中友好協会は、山形県日中友好協会の加盟団体であり、東根市内における日中友好事業の発展に寄与することを目的として、その目的に沿う事業を展開している。およそ140人の会員数。市民が中国を理解するための講演会や市内在住の中国出身者を講師に招いて料理教室を催したりしている。 私は平成7年、県議会議員当選後一般会員として入会し、総会の際は挨拶の機会を得て、自らの中国との友好関係に関する考え方を披露し、会員同士また市内在住の中国人の方々と意見交換の機会を得ている。それによって、本県では間もなく中国事務所を開設する予定だが、その開設場所や中国人との意思疎通の方法などを学ぶことが出来た。県政の場で質問や提言等を行う基礎的な材料として生かされているものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 14	野川政文	H22.9.10	5,000	東根市認定農業者の会会長	平成22年度 東根市認定農業者交流事業の会費 認定農業者及びJA役員、担当者と果樹農家が認定を受けるメリット等について意見交換	426	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	この会費は、酒食を伴う会員相互の交流を目的とした事業の会費であろう。裏付け資料がないので、実態は不明であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	東根市認定農業者の会では毎年春の総会時と秋の収穫前に交流会を行っている。約200人の認定農業者（農業改善計画を市町村に提出し、認定を受けた農業者）が主催し、市長、県議、市議、県庁農政担当職員、市同、農協組合長及び役職者、農業委員会等が一堂に会し懇談会を催し、農業について意見交換を行うもの。 わが国の農業政策は担い手である認定農業者を中心としている。従って、各種補助事業は国、県、市において複雑かつ多岐に実施されている。国の事業で、国・県・市と系統立て行われる事業もあるが、本県単独の事業もある。農業産出額3千億円をめざす本県にとっても認定農業者にメリットのある施策を講ずることが最も重要な農業施策である。ここで聞き取った生の声、特に果樹農家の声は農林水産常任委員会等の議論の材料となっているものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 15	野川政文	H22.9.17	5,000	第6師団長歓迎のタペ事務局	第6師団長歓迎会出席に係る会費 着任した新師団長及び幹部隊員、出席者等と県民の防衛意識について意見交換	427	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	酒食を伴う「歓迎会」であり、その場は懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。	第6師団は南東北3県の防衛警護・災害派遣を任務とするが、民政協力及び国際貢献活動も行っている。神町駐屯地に師団司令部を置き、6千人を超える隊員を擁する。そのトップである師団長には陸将が就任し、1~2年間指揮官として勤務する。東根市が主催者となり、県内市町村長や県議、市議等200名が参加して歓迎のタペが開催された。第6師団トップとして精強な部隊の鍛成や国際貢献等についての所信を聞き、その後、挨拶と意見交換を行った。 県議会議員として、精強な隊員育成に取り組んで欲しい事と、県内の災害派遣のみならず、県内ビッグイベントの際には、これまでも全面的に協力していただいているが、県民との親睦・融和を今後とも積極的に進めて欲しい旨を希望した。師団長からは、県民全体の防衛意識向上のため尽力して欲しいとの意見をいただいたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 32 16	野川政文	H22.9.29	5,000	山形県防衛議員連盟事務局長	自衛隊第6師団並びに山形地方協力本部との意見交換会会費 師団長、自衛隊協力本部長と県と第6師団との協力、連携のあり方等について意見交換	428	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	「懇親会・意見交換会」とされているが、どうして、この会費支出来が必要か。その実態は不明であり、政務調査費としての支出は不適である。	山形県防衛議員連盟が主催し、第6師団長 久能雄二氏と山形地方協力本部長 小泉秀充氏を招いて、懇談会・意見交換会を開催した。小泉氏は事務官（シビリアン）である。 第6師団の隊員6千人の3~4割は本県民であり、国際貢献活動に赴いた際の家族の援護に県がどういう役割を担えるのか、県民全体の防衛意識の高揚のため県議会は何が出来るのか等の意見を交換した。また、防衛機密にあたる事柄を除き、防衛警護の具体的な中身について聴取し、本県内或いは宮城・福島で大規模な災害が起きて隊員が災害派遣に赴くまでの手順や留意事項等について聴取し、その後意見交換を行った。 また、地方協力本部は防衛省・自衛隊の山形県における総合窓口であるが、自衛隊員の募集・除隊者の就職支援も行う。本部長とは新規学卒者の募集、また応募状況について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 17	野川政文	H22.9.29	5,000	山形県不動産政治連盟会長	県不動産政治連盟意見交換会会費 県宅建協会会員と本県の不動産取引の現状と課題について意見交換	429	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この会議は、議員連盟も共催者である。意見交換会と酒食を伴う懇親会は区別されている。そして、この会費は懇親会のためである。議員連盟も共催しているのであるから、「手引」のうえでも、また実質的な意見交換の場ではないこと（乙463の2）からして、政務調査費としての支出は不適。	山形県宅地建物取引業協会では政治団体として山形県不動産政治連盟を組織している。その政治連盟役員と顧問県議（代表 今井栄喜氏）11名の意見交換会が午後4時から開催され、引き続き5時30分より懇談会が開催された。 現在、山形県内でも2万戸を超えてなお増加の一途をたどる空き家問題や都市計画白地地域の開発の問題、不動産業における棚卸し資産への課税の問題などについて連盟役員の方々から意見や要望を聞き、私をはじめ県議がそれに答えていくと言う形で意見交換会が行われた。税制改革については今後、国に対して要望していくことになった。また、空き家の管理・利用に関しては、プロである不動産業者と県や市町村が情報を共有しながら、連携して取り組むべき事など建設常任委員会での議論の材料となつたものであり、政務調査活動に該当する。 なお、この会議は、県不動産政治連盟と議員連盟との意見交換等を目的として開催されたものであり、手引の「会派及び議員間での懇談に要する経費」には該当しない。 (※また、乙463号証の2（開催通知、次第）において、懇談会は意見交換会の一部として開催することとされている。)
C 32 18	野川政文	H22.9.29	940	ちとせタクシー代	県不動産政治連盟意見交換会出席に係るタクシー代	430	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	山形県不動産政治連盟との懇談会の後、第6師団長・自衛隊山形協力本部長との意見交換会会場までのタクシー代金であり、政務調査活動に該当する。 山形市駅前「ホテル・メトロポリタン」 → 山形市七日町「千歳館」
C 32 19	野川政文	H22.10.17	5,000	隊友会東根支部 会計	隊友会東根支部意見交換会会費 会員と地域の危機管理について意見交換	431	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この会費は「意見交換会」のものとされているが、その後に行われた酒食を伴う懇親会の会費であろう。その会は懇親目的であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては、その関連性は不明である。	東根市は自衛隊第6師団司令部の所在市であり、現職隊員・OB・家族を含めると有権者の一割近くを占める。現職隊員とは直接対話する機会がほとんどないため、隊友会の会員を通していわゆるサイレントマジョリティの県政への要望を聴取することははある程度可能である。一般的な自衛官は50代前半での退職となるため、その後地域の防災活動等のリーダーとして、その存在は重要であり、防災計画・避難誘導・防災関連備品・組織作りなど多方面にわたって県政との関わりがある。この意見交換会では私から9月定例会の報告を行い、会員からは県の危機管理のあり方やOB隊員の効果的な活用について意見や要望があったものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 32 21	野川政文	H22.11.6	5,000	東根中央ロータリークラブ	東根中央ロータリークラブ'20周年記念式会費 会員と地域貢献のあり方等について意見交換	432	2d 3a 3b 5b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	祝賀行事の参加であり、酒食を伴う懇親会費である。祝賀・懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。その実態の裏付け資料ない。	ロータリークラブは国際的な社会連合奉仕団体国際ロータリーの単位クラブである。職業奉仕（会員の職業倫理を高めること）とそこから広がる社会奉仕と国際親善を目的とする。奉仕活動、寄付行為、会員の交流、友好事業等を行う。これまで世界的規模でポリオ（小児麻痺）撲滅に取り組んできた。 東根市中央ロータリークラブは東根で2つのクラブ。45名の会員には50～60代の中小企業・商店経営者が多い。地域のオピニオンリーダーである会員諸氏と地域貢献や魅力ある町づくり、若者の地元定着等について意見交換を行い、県議会総務常任委員会・農林水産常任委員会での「若者の定住促進について」、「新規就農支援について」等の質問の材料となったものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 22	野川政文	H22.12.9	5,000	(社)関山愛林公益会	山形県林業賞受賞祝賀会会費 会員と分収造林のあり方等について意見交換	433	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	受賞祝賀会であり、意見交換目的の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	社団法人関山愛林公益会は森林資源の適切な管理と利用、地域社会との連携による森林と自然環境に対する普及啓発活動及びその他の必要な事業を行う団体である。 川村造林記念山形県林業賞は民有林業の振興・発展に貢献した個人・団体を表彰する、本県林業における最高賞である。 同会は山形県みどり環境交付金事業として小学生児童を対象とした炭焼き体験、森林の手入れなどの森林環境教育を実施している。本県の県土面積の7割以上を占める森林の有効活用や林業後継者の育成は県政課題であり、分収造林という手法で長年にわたり植樹・伐採・収益分配を行っている同会の手法は参考となる。農林水産常任委員会での質問の材料となったものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 23	野川政文	H22.12.17	5,000	東根職業訓練協会理事長	東根市職業訓練者表彰式出席に係る会費 参加者と今後のものづくりのあり方について意見交換	434	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	表彰式の参加であり、酒食を伴う懇親会費である。祝賀・懇親目的であり、県政にかかる意見交換の場ではない。その実態の裏付け資料がない。	東根職業訓練協会が主催し、職業訓練の分野において厚生労働大臣賞や職業能力開発協会会长表彰また卓越した技能により表彰を受けた方が一堂に会し、市長、県議、市議、商工会長等がその功を讃えてお祝いする会である。 私も祝辞を述べた後、各受賞者の労をねぎらい、意見交換を行った。山形県はものづくりに特化した県だと定評があるが、技術者が慢性的に不足し、いわゆる職人といわれる業種では後継者不足が深刻になっている。本県の職業訓練のあり方、また実業高校、産業技術短期大学等での人材育成をどう考えていくかといった内容であった。県の役割等を県議会での議論の材料にしていきたいものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 24	野川政文	H22.12.21	3,000	23年度東根市新春を祝う会実行委員会会長	新春を祝う会出席に係る会費(前納)	435	2d 3b 3c	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費 (交通費を含む) 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費	新年会であり、懇親目的であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	東根市主催の新春懇談会に出席。土田市長より平成23年の本市の基本施策及び所信を聞き、私も年頭の挨拶をした。懇談会の中では、間もなく最終決定される東根中高一貫校の建設用地（場所）について、村岡区長協議会会長・大河原青年会議所会長他と意見交換を行った。町の賑わいと高校の存在、電車通学の学生の利便性等についてが話題となった。 既存の東根工業高校のこれからあり方も含めて、中高一貫校の果たす役割について予算特別委員会での質問に反映されたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 32 25	野川政文	H22. 12. 21	5,000	東根地区区長会協議会会長	22年度東根地区懇談会会費 東根本町地区区長と地域の課題等について意見交換	436	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この会費は、研修会に引き続く、酒食を伴う懇親会のものであろう。その場は懇親目的であって、意見交換の場ではない。政務調査費として不適。	東根地区区長協議会主催の研修会・懇談会に出席。毎年の暮れ本町地区の区長46名が一堂に会し、市長・県議と地区的課題について研修を行っている。宮崎下地区前田健一氏・一日町区工藤恒一氏等と、この本町地区から東北中央自動車道「東根北インター」のアクセス道路となる都市計画道路宮崎・西戸線及び県道東根・河島線の進捗状況について意見交換。本来市の単独事業であった宮崎・西戸線に県が乗ってくれたので、この事業が東根本町地区発展の起爆剤となっていくだろう。また、今後は肋骨となる道路整備が必要であること等が話題となつた。県議会建設常任委員会等での質問の材料となつたものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 26	野川政文	H22. 12. 21	3,000	東根地区区長会協議会会長	東根地区新春懇談会出席に係る会費	437	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	新年会であり、懇親目的であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	東根地区区長協議会主催の新春懇談会に出席。小林区辻村善蔵氏・荒宿区高橋正和氏等と、この本町地区から東北中央自動車道「東根北インター」のアクセス道路となる都市計画道路宮崎・西戸線及び県道東根・河島線の進捗状況について意見交換。なかなか進まない都市計画道路に比べて、県道整備は地元の合意、用地買収も極めて順調に進んでいること。また、この路線を本町地区発展の起爆剤にしていかなければならないこと等が話題となつた。県議会建設常任委員会等での質問の材料になつたものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 27	野川政文	H22. 12. 23	3,000	山形県更生保護事業協会	山形県更生保護事業協会年会費 保護司の活動報告を受け意見交換し、政策に反映させる	438	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入する団体の年会費である。会員として県政課題との関連で、実際の関わりは全く不明である。政務調査費の支出としては不適。	山形県更生保護事業協会は更生保護事業を支援する協力組織である、罪を犯した人や非行に陥った少年を更生に導くことを目的に、当座の生活資金支援や帰住援助費・食事費の給与等の一時保護事業を実施している。活動は保護司が担う。 私は県議会議員当選後の平成20年に入会。山形県協会の理事長・大沼八右衛門氏や東根地区的保護司である浅野目幸一氏と意見交換し、山形県政にとっても生活保護の問題や青少年の健全育成の観点から重要なテーマであると認識し会員となつたものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 28	野川政文	H22. 12. 25	10,000	(社)山形県隊友会会长	(社)山形県隊友会 特別会員会費 会員と定期的に意見交換する事によって防衛・危機管理等の認識を高める	439	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	特別会員としての加入は、個人としての加入であるから政務調査費としての支出は不適。	公益社団法人山形県隊友会は自衛隊退職者で構成する団体であり、年に一回総会を行う。また、東根支部においては年に3回、総会・芋煮会・新春懇談会を行っている。直接政治活動を行えない現職隊員に代わって、県政への要望等の橋渡し役となっている。一般的な自衛官は50代前半での退職となるため、その後地域の防災活動等のリーダーとして、その存在は重要であり、防災計画・避難誘導・防災関係備品・組織作りなど多方面にわたつて県政との関わりがある。特別会員になる事によって、会合の都度意見交換を行い、要望を聞く機会を得るものであり、政務調査活動に該当する。 月刊紙「隊友」購読。
C 32 29	野川政文	H23. 1. 4	5,000	長瀬地区区長協議会会長	長瀬地区新年を祝う会会費	440	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	特別会員となるのは、個人の意見であり、それ自体は政務調査活動との関係はない。政務調査費の支出としては不適である。	長瀬地区区長協議会主催の新春懇談会に出席。地区の南側に建設される県道東根・長瀬線の用地買収及び、本路線の建設にあたり地区民で構成されるワークショップが設置されたが、そこでの議論について吉田政志会長他と意見交換。地区の発展のために松沢地区に出来る東根北インターによってつながる東北中央自動車道を、いかに利用していくかが課題となつた。例えば、インター附近に「道の駅」や「農産物直売施設」を造るような積極的な取組みは如何か等。村山総合支庁北庁舎道路計画課との話し合いや県議会建設常任委員会での質問に活かされたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 32 30	野川政文	H23.1.5	5,000	高崎地区区長協議会会長	高崎地区新春懇談会会費	441	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	新年会であり、懇親目的であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	高崎地区区長協議会主催の新春懇談会に出席。啓翁桜の販路拡大・猿被害対策について、松浦正徳観音寺区長・小野実消防団分団長等と意見交換。当地区は市内でも猿による食害が最もひどい地域の一つであるが、猿の生態を学術的に研究すべきであるとか、電気柵の設置に対する補助を更に充実させるべきであるといった意見や要望を聴取。猿が食べることがない啓翁桜の栽培に力を入れる事は地域農家の収入増加につながることなど、県議会農林水産常任委員会での質問及び農林水産部との話し合いの参考となったものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 31	野川政文	H23.1.5	5,000	大富建設組合長	大富建設組合新春懇談会会費	442	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	大富地区建設組合主催の懇談会に出席。この地区での住宅建築は景気は勿論だが、農家所得によっても大きく影響がある。近年、住宅建築は長期にわたり低迷しているが、特に在来工法による建築の減少が著しい。県の施策である山形の家づくり利子補給制度・住宅リフォーム資金等は非常に有効な施策である。今後も、補助額を増額させ、要綱を簡略化して使い勝手が良いものにして欲しいこと等について長瀬弘悦組合長他会員と意見交換。県議会建設常任委員会での質問の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。 なお、訴状中、支出相手先欄及び支出内容欄「大富地区建設組合」は、「大富建設組合」である。
C 32 32	野川政文	H23.1.5	5,000	東郷地区区長協議会会長	東郷地区新春を祝う会会費	443	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	東郷地区区長協議会主催の新春懇談会に出席。中山間地農業への本県としての支援策・猿被害対策について、海鮮勇区長会長等と意見交換。当地区は市内でも猿による食害が最もひどい地域の一つであるが、猿の生態を学術的に研究すべきであるとか、電気柵の設置に対する補助を更に充実させるべきであるといった意見や要望を聴取。また、白水川に架かる木橋である本郷橋の架け替え補助についても要望を受けた。県議会での質問、農林水産部及び村山総合支庁建設部との話し合いの材料となつたものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 33	野川政文	H23.1.6	1,000	大富地区区長協議会会長	大富地区新春を祝う会会費	444	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	大富地区区長協議会主催の新春懇談会に出席。大場信秀区長会長等と国道287号の拡幅問題や小見川の藻刈りへの支援策等について要望を受けて意見交換を行った。前者については東北中央自動車道・東根インターの利用者が増加していることから必要性は高まっているものの、中央分離帯を設けることによって地区を分断するという反対意見もあり、今後村山総合支庁と話し合っていくこととした。後者について北庁舎河川砂防課との話し合いによって重機が投入され、住民の負担を減じることに活かされたものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 34	野川政文	H23.1.6	5,000	東郷地区建設組合会組合長	東郷地区建設組合新春懇談会会費	445	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	東郷地区建設組合主催の懇談会に出席。滝口重太郎組合長他会員と意見交換を行った。近年、住宅建築は長期にわたり低迷しているが、特に在来工法による建築の減少が著しい。大工ができる仕事が少なくなっている。後継者不足も深刻である。県の施策である山形の家づくり利子補給制度・住宅リフォーム資金等は効果的な施策である。今後も、補助額を増加させ、要綱を簡略化して使い勝手が良いものにして欲しい。これらについて県議会建設常任委員会での質問の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 32 35	野川政文	H23.1.7	2,000	小田島地区区長協議会会長	小田島地区新春を祝う会会費	446	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	小田島地区区長協議会主催の新春懇談会に出席。工藤俊春区長等と県道東根・野田線の整備及び東北中央自動車道・東根北インターへのアクセス等について意見交換。高速道路により小田島地区は西側に高い壁が設けられて、分断されたような感じがする。しかし、地域のプラスにすることを考えて、高速へのアクセス道路を整備していくことが必要だと意見を聴取。村山総合支庁建設部長との話合いに活かされたものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 36	野川政文	H23.1.12	5,000	山形県宅建協会東根支部支部長	山形県宅地建物取引業協会東根支部新春懇談会会費	447	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	山形県宅地建物取引業協会東根支部主催の懇談会に出席。青柳初夫支部長他会員と市内の都市計画非用途地域(住宅地域内の農用地)における宅地開発について意見交換を行った。まだ人口増加が見込める東根市にあって、安価な土地の迅速な提供は時宜に叶ったものである。法律を改正して転用を容易にして欲しいとの意見を聞き、今後の県議会での国への意見書提出及び質問の参考としていく事としたものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 37	野川政文	H23.1.16	5,000	しろみず会緑綬褒章並びに東根市自治功労表彰受賞祝賀会発起人代表	受賞祝賀会会費	448	2d 3b 3c	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費	受賞祝賀会であり、意見交換目的の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	しろみず会主催の緑綬褒章・自治功労表彰受賞祝賀会に出席。緑綬褒章は自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳功顕著な者に贈られる。また自治功労は東根市政発展に顕著な功績のあった者に贈られる。本会は長年にわたり青少年の健全育成、非行防止のためボランティアで巡回指導等を行ってきた。安藤藤太郎会員他と地域の取組みについて意見交換。青少年健全育成は県政課題の一つであり、今後の質問・議論の参考にするものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 38	野川政文	H23.1.18	5,000	よし田川別館	東根青年会議所新春懇談会会費	449	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	酒食を伴った新年会であり、懇親目的であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	東根青年会議所主催の懇談会に出席。大河原会長・青柳専務他会員と東根中高一貫校の基本理念及び間もなく最終決定される建設用地(場所)について意見交換。東根第一中学校の北側あるいは市役所南側が最終的な候補地だが、中・高校生の子どもを持つ世代の考え方はどうか、また特色ある学校としてどういう工夫が必要か等について話し合った。これらは県議会予算特別委員会での質問の材料として活かされているものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 39	野川政文	H23.1.19	5,000	東根温泉協同組合理事長	東根温泉協同組新春懇談会会費	450	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	東根温泉協同組合主催の懇談会に出席。青木篤組合長他会員と、温泉振興のための「山形温泉ガイドブック」発行及び県の観光振興施策のあり方について意見交換。山形観光物産協会と山形県が監修した温泉ガイドブックであるが、さくらんぼ東根温泉の記述がほとんど無く、特産品であるさくらんぼや観光農園の紹介も不十分であったとの意見を聞いた。また観光施策についても場当たり的で、誘客に結び付いていないことなどの指摘があった。県議会商工労働観光常任委員会での質問の参考になったものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 40	野川政文	H23.1.27	5,000	(社)北村山建設業協会会長	北村山建設業協会との意見交換会負担金	451	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	説明(甲451)どおり、意見交換会があつたとすれば、その後に行われた酒食を伴う懇親会費であろう。これは懇親目的であつて意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	北村山建設業協会主催の懇談会に出席。大山政美会長他会員と県の入札制度ある総合評価落札方式、低入札価格制度のあり方について意見交換。県の公共工事が長期にわたって減少し、北村山地区に割り当てられる公共事業予算もピーク時の5分の1程度に減少している。建設業者数は減少しているし、業種転換を試みる者もいるが、上手くいっていないのが現状である。地元が落札できる入札制度、そして施工しても利益が出るような入札価格に改善してほしいとの意見を聴取した。県議会での質問・県土整備部との話し合いの参考となったものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 32 41	野川政文	H23.1.31	5,000	東根市管工事業協同組合	東根市管工事業協同組合新年懇談会会費	452	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	新年会であり、酒食を伴う懇親の場である。意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適。	東根市管工事業協同組合主催の懇談会に出席。石垣隆弘会長他会員と、災害時のライフライン確保及び県の入札制度における地域要件のあり方について意見交換。本県の公共事業費、とりわけ北庁舎における県発注工事の減少、あるいは入札方式の改善等について夏の会に引き続き要望を聞いた。又、ライフラインの確保にあたる業者には総合評価落札方式での評価点を上げるべきである。これらの意見や要望は県議会における建設・農林水産常任委員会等での質問に活かされ、徐々にではあるが県の入札制度改善に反映されているものであり、政務調査活動に該当する。 なお、訴状中、支出相手先欄「管工事業協同組合」は、「管工事業協同組合」である。
C 32 42	野川政文	H23.2.6	5,000	東根市経済部商工観光課長	仙台さくらんぼ東根会設立総会・祝賀会会費 東根市出身の仙台在住者と東根・仙台の連携等について意見交換	453	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	祝賀会であり、酒食を伴う懇親の場である。意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適。	東根市出身の仙台在住者と東根・仙台の連携等について意見交換を行った。 仙台さくらんぼ東根会は東根市出身で仙台市及び近郊に居住する者が加入している。会員数192名でスタートした。会長には土田正和氏(東北電力OB)が就任した。東根市と仙台市は国道48号線で隣接しており、農協の直営施設「よってけボボラ」の来店者は4割、スキー場の「ジャングルジャングル」に至っては7割以上が仙台市からの客である。この国道48号線の地域高規格化については、県政の発展に大きく関わる課題として、これまでも度々予算特別委員会での質問で取り上げてきたものであり、政務調査活動に該当する。
C 32 43	野川政文	H23.2.7	5,000	東根市建設業協会会长	東根市建設業協会新春懇談会会費 会員と県事業の発注のあり方について意見交換	454	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	新年会であり、酒食を伴う懇親の場である。意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適。	東根市建設業協会主催の新春懇談会に出席。佐藤昭一会長等と村山総合支庁北庁舎管内の県発注事業や入札制度のあり方について意見交換を行った。また、例年以上の大雪となった年明け以降の道路の除雪状況についても話題となつた。 特に東根市では、土木業・建築業いずれもAランクの業者が不在であり、地元の中規模以上の事業を受注することができないのが現状である。分割発注や総合評価落札方式における地元貢献の点数を上げる事などが課題となる。県土整備部長との話合いの参考になったものであり、政務調査活動に該当する。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 33 1	広谷五郎左エ門	H22. 4. 25	5,000	(社)山形県鍼灸師会 会長	(社)山形県鍼灸師会懇談会会費 鍼灸・マッサージ等の医療保険制度のあり方、東洋医学と西洋医学の連携について等鍼灸師会役員と懇談	455	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	酒食を伴った懇談会費であろう。その場が意見交換の場であったのか、その実態は不明である。政務調査との関係性は不明である。	高齢化社会に入って、筋肉あるいは骨を損傷した後のリハビリや脳卒中等の術後リハビリ時の需要が高まっており、その対策としては、はり、きゅう及びマッサージの施術が非常に有効であると言われている。しかし、現在のところ、医師の同意書なり診断書がなければ健康保険等の適用がないため、保険適用へ向けての改善策等について懇談を深めたものであり、政務調査活動に該当する。
C 33 2	広谷五郎左エ門	H22. 6. 2	5,000	村木沢地区振興会 会長	平成22年度第1回西部四地区振興(協議)会合同会議会費	456	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	山形市西部の村木沢、西山形、大曾根、本沢の四地域は、山形市内で人口が減少している8地域の中で特に深刻な問題が起きている。 人口減少により各学校の児童数が減少し、小学校の存続や地域のコミュニティ存続が危ぶまれており、住宅団地の建設や地元出身者のUターン等について、意見交換、行政等への陳情内容について懇談したものであり、政務調査活動に該当する。
C 33 3	広谷五郎左エ門	H22. 9. 30	5,000	(社)山形県経済社会研究所	経済社会研究所会費	457	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人の立場で加入している団体に対する会費である。	山形県が抱える様々な課題について調査研究を行う団体の会費であり、その報告書を基に議会活動を行っている。 具体的には、地球温暖化対策をめぐり変革する国際社会と山形の展望、中心市街地再生とまちなか住居、介護の現場における経営及び人材確保の現状と課題、公契約における公正、労働基準の確立、中高一貫校の現状と課題等様々な分野に展開しているものであり、政務調査活動に該当する。
C 33 4	広谷五郎左エ門	H22. 11. 28	5,000	上平区長	地産地消推進懇談会 蕎麦作り及び蕎麦祭りの動向について	458	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	酒食を伴った懇談会であろう。その場が意見交換の場であったのか、その実態は不明である。政務調査との関連性は不明である。	蕎麦作り及び蕎麦祭りの動向について懇談を行った。 昭和20年代には60戸を超す集落戸数も、平成22年当時は30戸前後に減少し、過疎化対策が極めて重要な課題となっている。 その中で、水田の畑地化として蕎麦を植えつけ奨励金を受給する一方、畑一面の蕎麦の花は人々にうるおいを与える、さらに、交流人口の増加及び収穫した蕎麦を商品化するために蕎麦を提供し観光客の増加につなげている。 これら施策について行政のバックアップを地域住民と共に展開しているものであり、政務調査活動に該当する。
C 33 5	広谷五郎左エ門	H22. 11. 29	5,000	村木沢地区振興会 会長	平成22年度第2回西部四地区振興(協議)会合同研修会費 人口減少地域における若者の地域定住方策、農業等における活性化策について	459	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	人口減少地域における若者の地域定住方策、農業等における活性化策について意見交換を行った。 若者から地域等について魅力ある地域づくりに計画段階より参画してもらうことや、若者が地域に居住して負担と感じる事等について、詳細なワーク活動を展開したものであり、政務調査活動に該当する。
C 33 6	広谷五郎左エ門	H23. 2. 21	6,000	高齢者福祉支援協会	高齢者福祉支援協会会費 高齢者福祉の課題、現場の実情把握、社会全体で高齢者介護を支える体制について情報収集	460	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人の立場で加入している団体に対する会費である。	高齢者福祉の課題、現場の実情把握、社会全体で高齢者介護を支える体制について情報収集するために加入している。 全国的にも高齢化が進んでいる本県において、高齢者施策について具体的活動をしている高齢者福祉支援協会を支援し、運動を強めていくために活動を展開しているものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 35 1	阿部賢一	H22.4.16	5,000	朝日町建設ケンブ 会長	建設ケンブ 総会参加、意見交換	668	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	あいさつ目的の総会参加。支出額は、総会終了後の酒食の伴った懇親会費である。その場は懇親目的であって、意見交換の場ではない。	「朝日町建設ケンブ」は、朝日町内16社で構成している団体で、長い期間、町内各社の協力体制や情報交換、従業員対策等、更には町内ボランティアを実施しており、町経済に大きく寄与するとともに、若者雇用をはじめ多くの方面に影響がある。 出席してあいさつの後、会員の皆様と公共事業（県）のあり方、入札制度、労務単価や要望を聞きながら意見交換を行った。 県当局にその要望を伝達し、改善に至ったり、工事箇所の予算化につながったものであり、政務調査活動に該当する。
C 35 2	阿部賢一	H22.5.9	8,218	山形グランドホテル	岸宏一氏と自民党議員との懇談会宿泊費	669	2a	政党活動	裏付け資料がないので、その実態は不明。政務調査との関連性不明。	岸宏一参議院議員から電話があり、県政全般について意見交換をしたいとの申入れがあり、午後7時30分からグランドホテルの一室で行った。 高速道路の県内進展状況、今後の予算の付き方、更に農業振興策について、国と県の連携方策を話し合った。その他多岐にわたる意見交換を行い、終了が午後11時近くになったため宿泊したものであり、政務調査活動に該当する。 その意見交換を知事、副知事に話をし、意見交換を実施した。
C 35 3	阿部賢一	H22.5.18	5,000	寒河江地区食品衛生協会 会長	平成22年度定期総会・表彰式会費	670	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	あいさつ目的の総会参加。この会費は、酒食の伴った懇親会費であり、懇親目的であって意見交換の場ではない。	寒河江、西村山地域の多くの飲食店経営者、宿泊施設経営者で組織する協会総会に出席案内があり、出席した。あいさつの後、懇親会があり、多くの会員の方々と観光振興、インフラ整備、インバウンド対策、従業員育成確保、更に保健衛生について幅広く意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 議会、特に委員会での質問につながった。
C 35 4	阿部賢一	H22.6.12	7,680	山形グランドホテル	県庁朝日会懇親会(朝日町長、同総務課長、課長補佐も参加)宿泊代	671	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	裏付け資料がないので、その実態は不明。政務調査との関連性不明。	県庁に勤務する朝日町出身者との意見交換懇親会に参加し、県が展開する施策、来年度における予算の方向性等、幅広く意見交換し、懇親会においても活発な話し合いが行われた。夜遅くなり宿泊したものであり、政務調査活動に該当する。 町からの要望を県庁職員が私と共に実現に協力し、成果が数多く出る催し物である。
C 35 5	阿部賢一	H22.6.13	5,000	朝日町大谷連合区 会計	朝日町大谷地区敬老会会費	672	2d 3b	私の活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	あいさつ目的の参加。この会費は酒食の伴った懇親会費であり、懇親目的であって、意見交換の場ではない。	大谷地区（約600戸）連合区長の白井淑浩氏より案内があり、出席した。あいさつの後、懇親会があり、各テーブル1人1人と意見交換を行った。 出席者160名近くの方々からは大谷バイパス早期改良、農業振興策、高齢者の医療福祉、結婚問題等々、多くの問題が県に対して出された。それを受け、議会や執行部に伝達や質問をして実現に努力したものであり、政務調査活動に該当する。
C 35 6	阿部賢一	H22.7.21	2,400	(社)実践倫理宏正会 寒河江支舎	(社)実践倫理宏正会寒河江支舎会費	673	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入する団体の会費である。政務調査費の支出としては不適。	全国に多くの会員があり、社会のあり方、人間のあり方、家庭のあり方など早朝に集まり、意見発表をしたり意見交換を実施している団体であり、日本社会に計り知れない影響を及ぼしていると思い、県政においても必要であるため加入したものであり、政務調査活動に該当する。 県議として活動する上で大いに参考になっている。早朝集会に参加したり、発行物を読み、参考になっている。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 35 7	阿部賢一	H22. 7. 29	5,000	(株)大地会館	前県議会議員山科朝雄氏の会出席 県政意見交換	674	2a	政党活動	この会費は、酒食を伴った懇親会費である。意見交換の場ではない。	山科元県議の主催する農業発展に向けての会合の案内をいただき出席した。 県議時代、県政において他に類をみない農業通として内外から評価されていた氏の話を聞き、山科氏と共に農業振興に努力してきた同じ参加者との意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 県政が進める農業振興策のため、大いに参考になり、議会での発言、質問に役立った。
C 35 8	阿部賢一	H22. 8. 10	5,000	くらしのみちづくり協議会	左沢町作り竣工式出席 会費 ※（議員誤り）田一町へ訂正	675	3a	個人の立場で加入している団体に対する会費	この会費は竣工式典に開かれた酒食を伴った懇親会費である。 その場は懇親目的であって、意見交換の場ではない。	以前に要望されていた左沢地区の町づくりについて、レンガ舗装、道路照明、景観に配慮した施設づくりが完成し、その竣工式に案内をいただき、テープカット、あいさつをし、完成したところを歩き視察した。 その後懇親会に出席し、完成までの話や今後の町づくりや活用方法について商店街の方々と意見交換をしたものであり、政務調査活動に該当する。 それを参考に今後の県が企画する各町づくりについて質問を行った。  なお、訴状中、支出相手先欄「まちづくり」は、「みちづくり」である。 また、訴状中、支出内容欄「田作り」は、「町作り」である。
C 35 9	阿部賢一	H22. 9. 26	5,000	○○氏の誕生日を祝う会 発起人	天童市内にて県政全般についての意見交換会会費 石原東京都知事の講演及び同知事との意見交換	676	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	講演等の終了後の酒食を伴った懇親会の会費である。その場は懇親目的であって、意見交換の場ではない。	国会議員、県議、市町議、経済界や多くの方面の方々が出席し、意見交換をしたものであり、政務調査活動に該当する。 特に、石原東京都知事の講演に注目し参加した。なぜなら東京一極集中が進む中、当の都知事の施策と地方に対しての考え方を聞きたいと考え、それを県政にどのように活かしていくのか絶好の機会と思い出席したものであり、政務調査活動に該当する。 都知事には東京オリンピック誘致について聞いた。
C 35 10	阿部賢一	H22. 10. 8	5,000	山形ワシントンホテル三十三間堂	県政意見交換会懇談会会費 山形ワシントンホテル開催のいも煮会に出席し、前知事高橋和雄氏をはじめ出席者と県政全般について意見交換	677	3b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	芋煮会であり、懇親目的の酒食の場で意見交換の場ではない。	意見交換会懇談会に出席し、元知事高橋和雄氏の話や意見交換を行った。さらに参加している方の大半が県庁職員OBであり、当時の県政施策についてと、皆様が感じる現在の県政のあり方、議員活動のあり方について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 その内容を参考にして質問、議員活動に資した。
C 35 11	阿部賢一	H22. 10. 9	7,680	山形グランドホテル	県政意見交換懇談会 宿泊代	678	3b 4c	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	裏付け資料なく、実態不明。政務調査との関連性不明。	知事、副知事との意見交換を実施したものであり、政務調査活動に該当する。 高速道路、酒田港振興策、農業振興（つや姫）、観光振興、県産物海外輸出等々幅広く意見交換した。
C 35 12	阿部賢一	H22. 10. 24	5,000	べに花リトルカップ争奪少年野球大会 会長	朝日アップル杯、べに花リトルカップ 合同懇親会 会費 少年野球団父兄との意見交換	679	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	酒食を伴った懇親会費である。 意見交換の場ではないし、政務調査との関連性不明。	朝日アップル、べに花リトルカップ大会に顧問として参加し、合同の反省会と懇親会にも参加した。 少年の身心健全育成に关心があり、父母の方々と、子育てや、どのような意図を持ちスポーツに参加させているのか、さらにスポーツ少年団のコーチ陣の方々と、指導のあり方、行政への意見等々を意見交換したものであり、政務調査活動に該当する。 議会での質問、施設整備について具申した。

項目・番号	議員氏名	支 出 年月日	支 出 額 (円)	支出相手先	支出内容	乙 号証	違法 分類	内 容	違法である事情	被告側の反論
C 35 13	阿部賢一	H22.12.12	3,500	地酒ほんのり桜色「味祭の宴」会長 大江町商工会会長	第12回地酒まつり「味祭の宴」前売券代 地元の名産品の地酒について意見交換と懇談	680	2d	私的活動	酒食を主目的とする懇親会である。意見交換の場ではない。	地元産の生産、出荷を通じて地域活性化を図る事業が各地で行われている中、大江町でも商工会及び商工会女性部により、地酒、地元産を使用した料理等を内外の方々に賞味していただき、評価及びPRすることを目的に実施した。 商工会からの招待で参加し、経過、見た目、味を見聞し、県における地元産を生かした食文化に係る施策の参考にしたものであり、政務調査活動に該当する。 議会での質疑に生かされた。
C 35 14	阿部賢一	H22.12.18	5,000	津藤次雄氏大日本農会 緑白綬有功章受賞記念祝賀会実行委員会委員長	××××氏大日本農会緑白綬有功章受賞記念祝賀会会費 今後の県内農業についての意見交換	681	2d	私的活動	受賞祝賀会であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適。	永年、地域での農業発展に貢献された津藤氏の受賞祝賀会へ出席した。 本人はもちろん、家族、地域の方々、JA関係者、販売者、普及所の方々と多岐にわたり意見交換を行った。 本人の努力経過、技術発展、地域の方々との連携をお聞きすることができ、今、県が進める農業振興に大きく参考になったものであり、政務調査活動に該当する。農林水産常任委員会で提言した。
C 35 15	阿部賢一	H22.12.20	2,000	朝日町議員OB会 事務局	平成22年度朝日町議員OB会 年会費 OB会に出席し元議員と県政町政の意見交換	682	2d	私的活動	個人として加入する団体の年会費である。	私の議員活動の基礎となっている町議時代の姿勢を忘れない為、OB会に入会し、毎年参加している。政治の基本である、最も身近な諸課題について、ともに活動してきた方々や町長、現職議員との意見交換を行い、そのことが、政治活動に大いに活かされている。 町の課題、県への要望、町と県との連携等々について話し合ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 35 16	阿部賢一	H22.12.21	4,000	(社)山形県労働者福祉協議会	皆既月食を見る懇談会会費 (県知事を囲んでの県政意見交換会会費) (連合の役員や自治労役員との県政における労働者の状況と公務員の意識について意見交換)	683	2d	私的活動	裏付け資料がないので、その実態は不明であるが、酒食を伴った懇親会であって、意見交換の場ではないのではないか。政務調査との関連性は不明。	知事及び連合の幹部と、労働者組織のあり方、ペアの方向性、最低賃金及びパート、派遣社員の正社員化への課題等について意見交換を行った。 また、県職員の意識と県民へのサービス、現場主義が浸透しているかについても質問し、連合幹部から意見を伺った。その内容を議会での質疑に生かしたものであり、政務調査活動に該当する。
C 35 17	阿部賢一	H22.12.21	8,180		県知事を囲んでの県政意見交換会 宿泊代	684	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	裏付け資料がないので、その実態不明。政務調査との関連性不明。	知事、副知事、県信用保証協会理事長との意見交換会を行った。 来年度への県施策と予算編成の方向性について質問し、それを受けて自治体(市町村)の首長、議員との意見交換、県に対する要望について大いに参考になった。 その結果、予算特別委員会での質問に参考になり、質疑を行ったものであり、政務調査活動に該当する。防災、結婚対策、道路・河川整備、農業後継者等対策について。
C 35 18	阿部賢一	H22.12.21	1,660	蔵王タクシー	県知事を囲んでの県政意見交換会 タクシー代	685	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	C-35-17の交通費であり、政務調査活動に該当する。
C 35 19	阿部賢一	H23.1.4	2,000	名刺交換会事務局	平成23年新春名刺交換会会費	686	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	新年会であり、懇親目的の場であって、意見交換の場ではない。	県の幹部、山形市の幹部、県内主要経済界幹部及び多様な方々との年初めでの意見交換を行った。 県としての課題、県に対する経済界からの要望、批評を多く聞いた。私からの質問もさせていただき、それを受け、県議会での質疑に生かされたものであり、政務調査活動に該当する。
C 35 20	阿部賢一	H23.1.4	2,000	西川町商工会 会長 設楽厚三郎	新春名刺交換会会費	687	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	同上	案内をいただき、西川町商工会幹部、町執行部、町内外の多くの職業の方々と意見交換を行った。 雪対策、県における公共事業の発注予定、各地における防災対策、道路・河川整備、産業振興、観光振興等々について意見交換を行い、議会での質問や要望が生かされ、工事着工も成果として現れたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 35 21	阿部賢一	H23.1.12	9,166	山形グランドホテル	山形市内農業団体幹部との懇親会宿泊代 食肉公社の幹部と県全体の畜産状況と販売状況の意見交換	688	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	裏付け資料がないので、その実態は不明である。宿泊の理由は酒食を伴った懇親会のためと思われるが、その実態がわからぬるので、政務調査との関連性は不明。	J A本部今田会長、県食肉公社社長、専務と県内における畜産動向及び国内外での販売状況、後継者問題、子牛供給対策等々について懇親会の前に意見交換を実施した。 それを受け、県における畜産振興について執行部と意見交換、提言、常任委員会での質疑に生かされたものであり、政務調査活動に該当する。その時の宿泊代。
C 35 22	阿部賢一	H23.1.11	670	山交ハイヤー(株)	タクシーハイヤー代	689	2d 4c	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	J A本部今田会長、県食肉公社社長、専務と県内における畜産動向及び国内外での販売状況、後継者問題、子牛供給対策等々について懇親会の前に意見交換を実施した。 それを受け、県における畜産振興について執行部と意見交換、提言、常任委員会での質疑に生かされたものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 36 1	鈴木正法	H22.12.14	5,000	山形県栄養教諭・学校給食栄養士会会長	山形県栄養教諭・学校給食栄養士会との意見交換会負担金 食育の推進と栄養教諭の今後の役割について	461	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この会費は、ホテルを会場にした酒食を伴う懇親会費ではないか。その時間が1時間程度とする と、実質的な意見交換の場ではなく、懇親目的ではないのか。 政務調査費の支出としては不適である。	「食育を考える議員の会」（当時、代表者 鈴木正法）は、学校給食栄養士の方々が、単に学校給食の献立作りや、その栄養管理に止まらず、子どもたちの健康な心身づくりのためには、家庭での食事を含め毎日の食事を適切に摂ることが極めて重要であるとの観点から、学校の教育現場において更には保護者に対しての食事指導・栄養指導が的確に行われるよう支援してきた。 朝食を食べずに学校に来る子どもやファストフードだけで食事を済ませる家庭が増えてきているという危機感があり、食事の重要性を学校教育の場に浸透させることを目的としている。 併せて、学校給食栄養士の方々の待遇改善にも関心を持って、山形県への栄養教諭制度の導入にも尽力して来た。 ◎平成22年12月14日（火） 1、午後3時～5時 県議会南棟第一会議室において、教育庁スポーツ保健課、栄養教諭・学校給食栄養士会、「食育を考える議員の会」の三者で、①本年度の食育に関する山形県の予算内容について県より説明を受けた後、②子どもたちとその保護者に対する食育を進め、子どもたちの健康な心身の形成を食事の面から促進すること、③栄養教諭や学校給食栄養士が、学校現場でもっと活躍できるよう環境整備を進めるなどについて意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。  2、午後6時～7時 会場をホテルメトロポリタン山形に移し、教育庁スポーツ保健課を除いて、「食育を考える議員の会」と栄養教諭・学校給食栄養士会との二者で、前段の意見交換に引き続き、食事を摂りながら意見交換会を続行した。 ①学校の正式な授業のコマの中で食育の授業をさせてもらうにはどうしたら良いか。 ②学校給食では、できるだけ地元の食材を使いたいが、まとまった数を入手しにくいことや、値段が高いなどの課題がある。 ③栄養教諭は、平成22年度には、新規6名が採用された。さらに、地域バランスと年齢構成を考慮した採用をお願いしたい。 などについて話し合いを行い、この結果を踏まえ、県へ要望を行ったり、議会での質疑の参考とするなど、課題解決に向けて議会活動を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 37 1	佐貝全健	H22.11.12	8,720	(株)もとさかや酒店	「西郷南州遺徳顕彰交流を進める会」鹿児島視察時調査相手への謝礼	690	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	謝礼相手が不明であり、政務調査との関連性不明。	鹿児島県では絶大な人気がある南洲翁が取り持つ縁を活用し、鹿児島と山形両県の観光や産業の振興などで、広域的な交流を活性化していくため、まずは史実の確認と両県議会の相互交流を進めることを目的として訪問視察を実施した際の、調査相手への謝礼であり、政務調査活動に該当する。(調査相手は乙第690号証の2のとおり)
C 37 2	佐貝全健	H22.12.14	132,300	山新観光(株)	「西郷南州遺徳顕彰交流を進める会」鹿児島視察時航空券、宿泊費、現地移動交通費(11/21～11/23)	691	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	この旅行目的との関連で、旅程を検討すると、一定部分は観光である。政務調査の支出としては2分の1以下にされるべきである。	鹿児島県では絶大な人気がある南洲翁が取り持つ縁を活用し、鹿児島と山形両県の観光や産業の振興などで、広域的な交流を活性化していくため、まずは史実の確認と両県議会の相互交流を進めることを目的として訪問視察を実施したものであり、観光ではなく、政務調査活動に該当する。(乙第690号証の2のとおり)
C 37 3	佐貝全健	H22.12.18	3,000	梨郷公民館竣工祝賀会実行委員長	梨郷公民館竣工祝賀会会費 梨郷公民館の活用及び運営について梨郷地区住民との意見交換	692	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	祝賀会であり、懇親目的の場であって意見交換の場ではない。	梨郷公民館の活用及び運営について、梨郷地区住民と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 37 4	佐貝全健	H23.1.8	4,000	宮内地区新春懇談会実行委員会委員長	宮内地区新春懇談会会費 宮内地区的まちづくりに関する地域住民からの要望及び意見聴取	693	2d 3b 4b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 陳情活動 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	新年会であり、酒食を伴った懇親目的の場であって、意見交換の場ではない。	宮内地区的まちづくりに関する地域住民からの要望及び意見の聴取を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 37 5	佐貝全健	H23.1.10	3,000	赤湯地区社会教育連絡協議会会长	平成23年赤湯地区地域づくり新春懇談会会費 赤湯地区的まちづくりに関する地域住民からの要望及び意見の聴取	694	2d 3b 4b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 陳情活動 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	赤湯地区的まちづくりに関する地域住民からの要望及び意見の聴取を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 37 6	佐貝全健	H23.1.21	5,000	南陽市下水道工業共同組合	南陽市上下水道工業協同組合 会費 南陽市内の上下水道整備事業の進捗実態調査及び意見交換会	695	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	酒食を伴っていると思われるが、この会の実態は不明。政務調査との関連性不明。	南陽市内の上下水道整備事業の進捗実態調査及び意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、訴状中、支出内容欄「市内下水道」は、「市内上下水道」である。

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 38 1	平弘造	H22.5.13	5,000	長井地区食品衛生協会会長	長井地区食品衛生協会定期総会懇親会費 食の安全とノロウイルス対策についての意見交換	462	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	定期総会、表彰式終了後の酒食を伴った懇親会の会費ではないか。この懇親会は懇親目的であり、意見交換の場ではない。政務調査の支出としては不適。	長井地区食品衛生協会定期総会・懇親会に出席し、食の安全とノロウイルス対策についての意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。(乙第462号証の2のとおり)
C 38 2	平弘造	H22.9.29	5,000	山形県不動産政治連盟会長	山形県不動産政治連盟意見交換会会費 平成23年度税制改正及び土地住宅政策に関する改善と農地法の改善についての意見交換	463	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この会議は、議員連盟も共催者である。意見交換会と酒食を伴う懇親会は区別されている。そして、この会費は懇親会のためである。議員連盟も共催しているのであるから、「手引」のうえでも、また実質的な意見交換の場でもないことからして、政務調査費の支出として不適である。	山形県宅地建物等対策議員連盟と山形県不動産政治連盟との意見交換会並びに懇談会に出席し、平成23年度税制改正及び土地住宅政策に関する改善と農地法の改善についての意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。(乙第463号証の2のとおり) なお、この会議は、県不動産政治連盟と議員連盟との意見交換等を目的として開催されたものであり、手引の「会派及び議員間での懇談に要する経費」には該当しない。 (※また、乙463号証の2(開催通知、次第)において、懇談会は意見交換会の一部として開催することとされている。)
C 38 3	平弘造	H22.8.5	5,000	長井市立校長会会計幹事	平成22年度教育行政懇談会「県政の展望と課題」について講話後意見交換・懇親会費	464	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	「講話」(有償ではない) 「講話」の後の酒食を伴う懇親会の会費である。この懇親会は意見交換の場ではないから、政務調査費の支出としては不適である。	平成22年度教育行政懇談会並びに懇親会に出席し、「県政の展望と課題」について講話後意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、謝礼はもらっていない。

項目・番号	議員氏名	支 出 年 月 日	支 出 額 (円)	支出相手先	支出内容	乙 号 証	違法 分類	内 容	違法である事情	被告側の反論
C 39 2	阿部信矢	H22. 11. 21	114,600	ANA	西郷南州遺徳顕彰交流会進める会(仮称) 鹿児島県視察訪問(庄内空港～鹿児島) 往復航空券代	465	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	この旅行目的との関連で、旅程を検討すると、一定部分は観光である。従って、政務調査費の支出としては2分の1以下にされるべきである。	鹿児島県では絶大な人気がある南洲翁が取り持つ縁を活用し、鹿児島と山形両県の観光や産業の振興などで、広域的な交流を活性化していくため、まずは史実の確認と両県議会の相互交流を進めることを目的として訪問視察を実施したものであり、観光ではなく、政務調査活動に該当する。(乙第465号証の2のとおり)
C 39 3	阿部信矢	H22. 12. 14	44,900	山新観光(株)	西郷南州遺徳顕彰交流会進める会(仮称) 鹿児島県視察訪問宿泊代・現地交通費	466	4c	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	同上	C-39-2の宿泊代等であり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 43 1	後藤源	H22. 4. 18	5,800	花沢運輸代行社	(社)日本造園組合連合会山形県支部総会意見交換会代行車代	467	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	総会後の酒食を伴った懇親会の会費であろう。この懇親会は懇親目的であって、意見交換の場ではないはず。裏付け資料がないので、実態不明。政務調査費の支出としては不適である。	平成22年4月18日南陽市森の湯で開催された(社)日本造園組合連合会山形県支部総会並びに意見交換会に出席し、技能士検定の問題、後継者に技能を伝えていく研修について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 2	後藤源	H22. 4. 18	5,000	(社)日本造園組合連合会山形県支部	(社)日本造園組合連合会山形県支部総会意見交換会会費 技能士検定の問題、後継者に技能を伝えていく研修について	468	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	C-43-1の参加費であり、政務調査活動に該当する。
C 43 3	後藤源	H22. 4. 18	2,000	(社)隊友会山形県隊友会会長	第6師団創立48周年記念行事・神町駐屯地54周年記念行事祝賀会食代 自衛隊関係者と意見交換	469	2d 3b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	個人として加入する団体の祝賀会であろう。この会費は酒食を伴う懇親会の会費であろう(なお、祝賀会に参加した野川正文議員の場合3000円を支出している。)その会は、懇親目的であり、政務調査にかかる意見交換の場ではない。	師団長及び隊友会会长等と日本の防衛と県の災害発生時の派遣等について意見交換を行うために参加したものであり、政務調査活動に該当する。 記念行事の中で、自衛隊の訓練の成果が披露された。
C 43 4	後藤源	H22. 4. 22	5,000	山形県手をつなぐ育成会理事長 守谷俊雄	一般社団法人設立総会・祝賀会会費 社会福祉法人県手をつなぐ育成会が施設運営と育成会の運動母体を分離するため一般社団法人を立ち上げた。長く手をつなぐ育成会の顧問を務めている関係で出席し、知的障がい者について意見交換	470	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	総会後の酒食を伴った祝賀会の費用であろう。裏付け資料がないので、実態不明であるが、その祝賀会は意見交換の場ではないはず。政務調査費の支出としては不適である。	社会福祉法人県手をつなぐ育成会が施設運営と育成会の運動母体を分離するため一般社団法人を立ち上げた。知的障がい者について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 5	後藤源	H22. 6. 10	5,000	米沢市自衛隊協力会	平成22年度米沢市自衛隊協力会総会懇親会費 第6師団長安部隆志陸将様を迎えて「日本の防衛と自衛隊の活動」について講演を頂き、第6師団20連隊長を始め幹部と意見交換	471	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	総会行事後の酒食を伴った懇親会の会費であろう。その懇親会は意見交換の場ではないであろうから、政務調査費の支出としては不適。	第6師団長安部隆志陸将様を迎えて「日本の防衛と自衛隊の活動」について講演を頂き、第6師団20連隊長を始め幹部と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 6	後藤源	H22. 6. 17	5,000	山形県生活衛生同業組合団体協議会会長	山形県生活衛生同業組合団体協議会総会後の意見交換会費 各職種団体長との意見交換	472	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	県民の生活に日常直接関係する利用、美容、クリーニング等の団体の代表者と、理容業界における国の規制緩和と衛生上の問題について意見交換等を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 7	後藤源	H22. 6. 27	5,000	山形県隊友会会長	平成22年度山形県隊友会の意見交換会費 県隊友会総会、第6師団長の「防衛講話」あり	473	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	第6師団は本県にあり、本県の治安、災害出動の重責を担っている。 自衛隊日々の隊友会の活動も第6師団を応援する体制となっているため、災害発生時の対応等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、訴状中、支出相手先欄「米沢市自衛隊協力会」は、「山形県隊友会」である。
C 43 8	後藤源	H22. 7. 20	5,000	事務局長	安部第6師団長を囲むタバ会費 県防衛協会、県隊友会、自衛隊父兄会、山形防衛懇話会主催 県議会防衛議員連盟会長として出席、自衛隊への支援、災害救助等懇談と意見交換	474	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	意見交換後の酒食を伴った懇親会の会費であろう。その懇親会は意見交換の場にはないであろうから、政務調査費としての支出は不適。	県議会防衛議員連盟会長として出席し、自衛隊への支援、災害救助等懇談と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 9	後藤源	H22. 7. 23	5,000	自衛隊山形地方協力本部 総務課長 荒川修	自衛隊山形地方協力本部懇親会費 自衛官の募集業務並びに自衛隊退職者の援護業務を任務とする自衛隊山形地方協力本部の幹部と自衛隊を支援する団体との意見交換、県議会防衛議員連盟会長として出席	475	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	県議会防衛議員連盟会長として出席し、自衛官の募集業務並びに自衛隊退職者の援護業務を任務とする自衛隊山形地方協力本部の幹部と自衛隊を支援する団体との意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 退職後の自衛官の職業斡旋等も地方協力本部が担っており、県内の雇用確保の観点あるいは地域における有用な人材の活用等の観点からも県と同本部との連携は重要と思料。

項目・番号	議員氏名	支 出 年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙 号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 43 10	後藤源	H22.8.1	5,000	× 氏旭日雙光章受賞記念祝賀会 発起人代表	記念祝賀会会費 県手をつなぐ育成会会長の叙勲祝賀会、県の福祉団体の代表者が参集、意見交換	476	2d 3a 3b 5b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	受賞祝賀会であり、意見交換目的の場ではない。政務調査費としての支出は不適である。	知的障がい者の社会参加や県内の施設運営等について、ご尽力いただいた氏及び参加者と意見交換を行うために参加したものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 11	後藤源	H22.9.3	5,000	× 氏旭小綬章受章を祝う会実行委員会 事務局長	「受章を祝う会」会費 受章者は県私立短期大学協会会長として私学振興に貢献、旭日小綬章を受章 県内私学関係者が集い、祝賀会と同時に私学関係者と意見交換 県議会私学振興議員連盟前世話人代表として祝辞を述べる	477	2d 3a 3b 5b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	県内私学を取り巻く現状などについて意見交換するため参加したものであり、政務調査活動に該当する。また、県議会私学振興議員連盟前世話人代表として祝辞を述べた。
C 43 12	後藤源	H22.9.17	5,000	行政書士米沢支部会計幹事	× × 会員総務大臣表彰受賞祝賀会会費 県行政書士会副会長の総務大臣表彰祝賀会 県行政書士会役員並びに米沢支部会員と行政書士の業務に関して意見交換 県行政書士会顧問県議として祝辞を述べる	478	2d 3a 3b 5b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上	県行政書士会役員並びに米沢支部会員と行政書士の業務に関して意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。また、県行政書士会顧問県議として祝辞を述べた。
C 43 13	後藤源	H22.9.17	5,000	第6師団長歓迎のタベ事務局長	久納雄二第6師団長歓迎のタベ会費 第6師団及び自衛隊関係者出席一堂に会し意見交換 防衛議員連盟会長として出席	479	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	歓迎行事の後の酒食を伴った懇親会の会費であろう。その懇親会は意見交換の場ではないであろうから、政務調査費の支出としては不適。	第6師団は東根市神町にあり、災害発生時等においては同師団と県が連携を密にすることが重要であることから、出席者と意見交換するために参加したものであり、政務調査活動に該当する。 県議会としても防衛議員連盟を発足させたところである。
C 43 14	後藤源	H22.9.29	5,000	山形県防衛議員連盟 事務局長 星川純一	自衛隊第6師団並びに山形地方協力本部との意見交換会会費 新任の自衛隊第6師団長、神町駐屯地司令、山形地方本部長と防衛議員連盟役員との意見交換(災害派遣等について)	480	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	主催は議員連盟であろう。この会費は、酒食を伴う懇親会費であろうし、その会は懇親目的であって、意見交換の場ではないから、政務調査費としての支出は不適。	新任の自衛隊第6師団長、神町駐屯地司令、山形地方本部長と防衛議員連盟役員と災害派遣等についての意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 15	後藤源	H22.9.29	5,000	山形県不動産政治連盟 会長	県宅建協会役員との意見交換会 都市計画法の用途地域のあり方等	481	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この会議は、議員連盟も共催者である。意見交換会と酒食を伴う懇親会は区別されている。そして、この会費は懇親会のためである。議員連盟も共催しているのであるから、「手引」の上でも、また、実質的な意見交換の場ではないこと(乙463の2)からして、政務調査費の支出としては不適。	県宅建協会役員と都市計画法の用途地域のあり方等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、この会議は、県不動産政治連盟と議員連盟との意見交換等を目的として開催されたものであり、手引の「会派及び議員間での懇談に要する経費」には該当しない。 (※また、乙463号証の2(開催通知、次第)において、懇談会は意見交換会の一部として開催することとされている。)
C 43 16	後藤源	H22.10.7	5,000	米沢建築板金工業組合	米沢建築板金工業組合意見交換会費 住宅着工件数も少なく自営の建築板金業は現在不況の中にある その現況と今後の対応について意見交換	482	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この会費額からして、意見交換後の酒食を伴った懇親会費であろう。裏付け資料がなく実態は不明であるが、この懇親会は、懇親目的であって意見交換の場ではないであろう。政務調査費の支出としては不適。	住宅着工件数も少なく自営の建築板金業は現在不況の中にあるため、その現況と今後の対応について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 17	後藤源	H22.10.10	2,000	自然エネルギーを考える会 会計	2010年の会費 太陽光発電装置の研究その他自然エネルギーを生活に取り入れるための勉強会等を開催、会報年4回発行	483	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入する団体の会費である。	「自然エネルギーを考える会」は、米沢市内において、省エネルギーの研究・実践を行っている団体である。その会員として年会費を支出し、会報等により情報収集を行つたものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 18	後藤源	H22.11.13	700	上杉博物館	特別展 上杉家家臣団 入場料	484	2d	私的活動	個人としての私的活動である。	米沢市は上杉家とその家臣団によって維持されてきたが、その米沢市の歴史を勉強し、観光振興につなげることを目的として特別展を見学したものであり、政務調査活動に該当する。

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出相手先	支出内容	乙号証	進法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
C 43 19	後藤源	H22.12.6	2,000	館山城保存会事務局	館山城保存会（国指定史跡公園に推進する会）会費 伊達政宗の居城（館山城）の発掘調査のための保存会会費	485	2d 3a	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費	個人として加入する団体の会費である。	戦国の武将伊達政宗は25歳まで館山城を居城したが、その歴史を発掘することによって県の観光施策に繋げることを目的として会費を支出したものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 20	後藤源	H23.1.4	2,000	新春名刺交換会 会計	平成23年新春名刺交換会会費 米沢市各種団体・業界の人々との意見交換	486	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	新年会であり、懇親目的であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	米沢市の政治、行政、産業、文化等各界の代表者が一堂に会して、年度当初の市政方針等について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 21	後藤源	H23.1.7	5,000	山形県印刷関連業連絡協議会 会長	平成23年賀詞交歓会会費 県印刷関連業界の方々と景気、受注高、印刷技術の進歩等意見交換	487	2d 3a 3b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）	同上（なお、酒食の場である）。	県印刷関連業界の方々と景気、受注高、印刷技術の進歩等意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 22	後藤源	H23.1.12	5,000	米沢建具組合 会計	米沢市建具組合新年会会費 米沢市の住宅リフォーム補助金制度、山形県のリフォーム融資、補助の制度の勉強会の後に新年会を兼ね意見交換会	488	2d 3b 5b	私的活動 意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上（同上）	米沢市の住宅リフォーム補助金制度、山形県のリフォーム融資、補助の制度の勉強会の後に新年会を兼ね意見交換会を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 23	後藤源	H23.1.13	5,000	米沢総合卸売センター	(協)米沢総合卸売センター新春祝賀会会費 米沢総合卸売センターの会社関係者との経済問題、景気について意見交換	489	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	同上（同上）	米沢総合卸売センターの会社関係者との経済問題、景気について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 24	後藤源	H23.1.15	3,000	米沢市幼稚園連合会 会長	米沢市幼稚園連合会22年度総会会費 県議会私学振興議員連盟世話人として出席、幼稚園に対する補助金について意見交換	490	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	総会行事後の酒食を伴った懇親会の会費であろう。懇親目的であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	県議会私学振興議員連盟世話人として出席し、幼稚園に対する補助金について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 25	後藤源	H23.1.16	2,000	万世地区運営委員会 委員長	万世地区受賞者祝賀会及び新春顔合わせ会会費 万世地区各種団体長との意見交換	491	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	受賞祝賀会・新年会であり、懇親目的であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	米沢市万世地区は、米沢インターチェンジ、国道13号線の4車線化、前田慶次の墓所の観光面の利活用、栗子隧道の土木遺産への登録など課題が多いため、関係者との意見交換を目的として参加したものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 26	後藤源	H23.1.17	5,000	山形県理容生活衛生同業組合	山形県理容生活衛生同業組合新年会会費 県理容生活衛生同業組合役員との意見交換	492	3b 5b	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	新年会であり、酒食を伴った懇親の場であって、懇親目的であり、意見交換の場ではない。政務調査費の支出としては不適である。	県内理容業界の経営状況等の実情について調査・意見交換するために参加したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、当該組合を支援することを目的として同組合顧問県議団が結成されている。
C 43 27	後藤源	H23.1.31	3,000	澤渡和郎政経セミナー2011	政経セミナー2011会費 参議院議員山谷えり子氏セミナー講演を聞き意見交換	493	2d 3a 5b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	この費用が「懇親会」の会費に限定されているとすれば、それは酒食を伴っており、懇親目的であって意見交換の場ではないであろう。政務調査との関連性も、資料がないので不明である。	主として演題である「教育問題について」について聴講し意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
C 43 28	後藤源	H23.2.11	2,000	上杉神社社務所	建国記念の日奉祝祭直会会費 建国記念式典、講演あり、建国記念の日の意義を語り合う	494	2d 3a 5b	私的活動 個人の立場で加入している団体に対する会費 「意見交換」というが、仮に存在したとしても内容不明で政務調査とは評価できないもの	裏付け資料がないので、「講演」と「直会」の関係不明。いずれにせよ、会費は後者分とされており、酒食の場と思われ、懇親目的であって、意見交換の場ではないと思われる。政務調査費の支出としては不適である。	建国記念式典に参加し、講演を聴講し、建国記念の日の意義を語り合ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4(D類型(星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 1	星川純一	H22.4.2	1,110	企業動向調査(酒田・遊佐)(株)テルナイト酒田工場、東北東ソーラー化学(株)、日本重化學工業(株)、大阪有機化學工業 動向調査	30km	60	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、企業訪問に過ぎない、調査に値しない	日本経済は昨年の春に景気の底を打った後、外需と経済対策にけん引される形で着実に持ち直してきている。景気・雇用対策を検討する際の参考とするため、酒田市内の有力事業所の現状について調査を行う必要があると考えた。 今回は、酒田市内とその近隣にある企業である㈱テルナイト酒田工場、東北東ソーラー㈱酒田工場、日本重化學工業㈱酒田工場、大阪有機化學工業㈱酒田工場の、役員や社員に簡潔に所感を伺ったところ、いずれも収益は改善傾向にあることがわかった。今後は外からのショックに強い経済と、企業経営の実現が求められる。雇用は安定しており、待遇も維持されている。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 2	星川純一	H22.4.5	1,850	地域教育関係調査(酒田・八幡)酒田市内小中学校入学式並びに学校関係者に状況調査	50km	61	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、教育関係調査というが挨拶程度の話で、調査に値しない	今回は酒田市八幡地区の高橋一泰市議や、本多市議、そして八幡中学校長や酒田第四中学校長等に話を聞いた。 八幡地区は子供の減少が特に多く、通学距離も長い場所が多いことや、地域住民の多岐にわたっていること、又、学校によてもその問題点は一律でないことが多いなどが理解できた。今後県議会の中でも議論の参考となると思われた。 このため、酒田市内の、特に4月7日には酒田市内中学校、そして、4月8日には酒田市内小学校等、又、高校や各種学校も順次入学式が行われるため、各入学式に出席する毎に関係者との話題にされることになる。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 3	星川純一	H22.4.9	11,100	河川調査(長井、赤湯)吉野川、野川支障木調査	300km	8	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、支障木調査・河川調査と称して川に調査を行ったといいうものが多いが、いずれも具体的な調査結果もなく、現地に行行ったのかも疑問である	近年の集中豪雨は、これまでにない大量の雨が短時間に降る傾向にあり、過去の事例によっても明らかになっている。本県では、戦後間もなく羽越水害によって全県的に大きな水害を受け、多くの県民が被災者となり、国に陳情を行ったり山形県も出来るところから水害防止の為の予防措置を取ってきた。特に大型ダムの建設や、堤防のかさ上げでは国土の水害に対する強靭化が図られ、河川の近くに住む県民の安全や安心が確保されていると思われる。しかし、他の県の例を見ると、堤防やダムを大きくしてもあらゆる水害の備えられるとは言えない。それは1時間当たりの最大降水量を50m/m以下と設定しており、近年の降水量を見ると80m/mを超過する雨が降る時があり、天気用語では線状降水帯と呼び、厚い雨雲が線状につながり、長い時間に及び大量の雨を降らせ堤防の決壊が確認されている。 今回は、堤防のかさ上げやダムの建設によらなくとも、河川敷に、あるいは、河川そのものに植生する支障木について調査することは重要であり、特に支障木によって河川の流量が減じられて洪水が起きた例もあり、実態を把握し県議会における審議の参考とする。調査によると、吉野川、野川共に上流部や水田、畑に近いところほど支障木は多く、都市部や民家の多い所ほど少ない傾向にあった。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 4	星川純一	H22.4.10	1,480	河川調査(遊佐町)月光川、日向川支障木調査	40km	9	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、支障木調査というも車で移動したのみ、調査に値しない	近年の異常な豪雨により河川の水が増水し、河川敷地内に生えた支障木によって、流水が妨害され、堤防の決壊を及ぼしたのではないかと思われるニュース等が報道される毎に、月光川沿線や日向川沿線の地区住民から要請があったため、月光川上流である荒瀬川の支障木の調査を行った。 洗沢川については遊佐町議会である佐藤智則氏、また、荒瀬川については沿線の池田氏に説明して頂いた。いずれも上流部においては支障木が多く、下流部には少ない。そして下流部には、上流部から流れてきたであろう大きな石が確認できた。これらは水量が増加する梅雨や、台風の前に処理できるように行政の担当者と連絡を密にするとともに、大きな工事になるような箇所は、年度計画に計上できるよう地区的住民と話をした。今後議会においても審議の参考とすることは重要である。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 5	星川純一	H22.4.11	6,660	公共施設老朽状況調査(新庄・金山)ゆめりあ最上広域交流センター、金山町中央公民館施設老朽状況調査	180km	10	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、公共施設老朽状況調査というも外観を見たのみ、調査に値しない	公共施設の老朽化や、消防設備の不備等が指摘される報道があり、本県でも公共施設の老朽化に対する耐震工事の推進や、既存の比較的新しい施設の消防設備や警報装置に、県民の注目が集まろうとしている。このため、庄内地域の隣接地域である、新庄・最上地域にある比較的新しい施設である、ゆめりあ最上広域交通センターと、古いと思われる金山町中央公民館を外観から調査を行った。 金山町公民館は事前の調査で、昭和45年度の建設であり耐震工事は未実施である。外観は整備されているが耐震工事は予算次第で早急に行いたい旨の話であった。また、ゆめりあについては平成11年に建設されており、現在の耐震設計によって建設されていた。そして消防防火設備についても、担当者の説明でも、また消防設備の記録等を見ても、整備が行われていた。このように最近の設備と旧施設を比較すると、一般的の県民が利用する施設もあり、何れも安全と安心に万全を期すべきである。今後の議会での審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4(D類型(星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 6	星川純一	H22.4.13	1,850	防災施設調査(酒田・鶴岡) 酒田市希望ホール、総合文化センター、鶴岡市文化ホール、中央公民館市民ホール防災施設調査	50km	11	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、公共施設の防災設備調査というが外観を見たのみ、調査に値しない	近年公共施設の防災設備の不備が原因の災害が、ときどき発生する事件等が報道されているため、本県における実態を調査するため、酒田市希望ホール及び、総合文化センター、鶴岡市文化ホール中央公民館市民ホールについて調査を行った。 調査は、専門家ではないが、これまで消防設備士の資格を所持していることから、施設や防災設備の外観による検査によって、あるいは設備等は検査シールの記載によって、ある程度は確認できる。今回も比較的新しい酒田市の市民会館である、希望ホールと、古い酒田市総合文化センター並びに鶴岡市文化ホール、中央公民館市民ホールについて担当者にことわって入館させてもらい、あるいは外観から調査を行った。 酒田市の希望ホールについては新しい施設なので耐震設計により建設されたものであったが、酒田市総合文化センターや鶴岡市文化ホール、中央公民館市民ホールについては、昭和40年代の建物であり、改築の予定があり予算次第により改築される。新旧ともに防災施設設備については、公的機関が管理している施設であるので良好であった。阪神淡路大震災以後全国的に建築物の耐震設計について意識が高くなっている。特に公共施設については、早急に取組むべきと考えた。今後議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 7	星川純一	H22.4.14	7,400	高速道路状況調査(鶴岡・山形) 山形自動車道利用状況調査	200km	12	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、道路状況調査と称するものが多いが、行ったとしても単にドライブしたに過ぎないもので、本件も高速道路状況調査というが単に走行したのみ、調査に値しない	冬期積雪が多く通行車両はもちろん減少し、道路は高速道路でなくともいたるところ破損している。特にゴールデンウイークに向かって交通量が多く増加し、傷んだ道路や、まだ山に残っている積雪による「雪崩」等があつては大事故になりかねないので、道路行政の担当者のみならずNEXCOや、県議会議員も時間がある時は調査を行うのが自然であろうと思う。また、結果を議会における審議の参考とすることも務めと考える。 今回は山形自動車道酒田線庄内空港インターチェンジから月山道を通り、山形蔵王インターチェンジまでの区間で調査を行った。 庄内側は積雪も少なかつたせいか傷みも少なく、交通量も例年並みであり、桜の開花時期及びゴールデンウイークの時は各地区的祭り等もあるので、台数は増加する。また、月山スキー場のオープンとともに県外のスキーライブ客もかなり増加するであろう。 朝日インターから湯殿山インターまではほとんどがトンネルであるため、交通量は例年と同じくらいの交通量である。国道112号自動車専用道は建設から50年以上経過しているが、国土交通省の維持管理がしっかりとおり、通行止めになることはほとんどない。除雪も大積雪地域の道路としては完璧に近い維持管理ではないだろうか。 山形自動車道蔵王インター等の話によると、蔵王インターまでの車両と寒河江インターの通過車両数は、冬期間は3倍違うということである。これからも、山間高速道の利用と、平野部の高速道の利用状況と、維持管理について調査する。この結果については今後議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 8	星川純一	H22.4.15	7,400	交通網調査(鶴岡・山形) 国道7号、13号利用状況調査	200km	13	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、交通網調査というが単に走行したのみ(前日と同じ距離?)、調査に値しない	庄内地区における国道7号線及び、内陸地区における国道13号線は、高速道路が出来ても幹線道路であり、いずれも山形県から隣県に延びる。そして、最も重要なのは太平洋側と日本海側を結ぶ道路も、人の流れも、物流からも非常に重要なことに変わりはない。これからも山形県の縦軸と横軸が交通止めにならないよう、しっかりと整備しなければならない。 今回は、最重要区間である国道7号鶴岡～酒田間、並びに国道13号新庄～山形間にについて調査を行った。 国道7号については、日中の時間帯の利用はほぼ平常通りであるが、一部高速道が酒田港～朝日インター間が完成しているので、朝夕のラッシュは緩和されつつあるようである。 現実に利用してみると時間的にはあまり差がなく、距離は高速道が郊外にあるため長くなっている。また、国道13号は大野目等の混雑区間が、立体交差になったせいか利用台数的には変化はあまりないのではないかと、山形県県土整備部でもみているようである。今後もっと調査を継続し、議会での審議の参考とし山形の交通網の解決に当たりたい。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 9	星川純一	H22.4.24	1,110	文化施設調査(酒田・遊佐) 酒田市美術館、本間美術館、出羽遊心館、旧青山本邸、施設利用状況調査	30km	14	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、具体的な問題点の指摘もなく、調査に値しない、誰か連れて行ったのであろうか	季節が春を迎えると、美術館等は催物も多くなり、これまでそれぞれの所蔵品の展示のみならず企画展も多く行われるようになっている。特に春は京都等から北前船によって運ばれた平安時代の雛人形から近年では伝統ある、かさ福もリニューアルされ婦人部の人達が作っている新しいかさ福も多数飾られている。10時30分ごろに酒田市美術館そして隣接地の出羽遊心館そして、他の行事に参加した後旧日本間家別邸であった本間美術館そして遊佐町にある旧青山本邸を調査した。 酒田市美術館及び、出羽遊心館は近年に建設されたもので、耐震や防災設備もしっかりしているが、本間美術館は昭和40年代の建物であり、管理する法人によると予算措置され次第改築したい。また、旧青山本邸については、木造建築であるが遊佐町によって順次改修されている。調査訪問した時点では土曜日でもあり、来客も多く見られたが冬季や雨天、そして平日には来客数は減少する。ほとんどの公共展示場には他からの財源によって経営を行っている。今回の調査結果について今後議会において審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4(D類型(星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 10	星川純一	H22.4.27	1,110	道路要整備箇所調査(酒田・遊佐) 国道7号、344号、112号、345号県道 市町村道 冬期損傷箇所調査	30km	62	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、自民党国会議員との会合後にドライブしたのみ、調査に値しない	早朝8時から国会議員（加藤紘一氏、森喜郎氏、森氏）出席の、マイクの要らない会合が旧平田町山元で行われたので出席し、その後10時30分頃から国道345号を調査。今年の冬は気温はそれほど下がらなかったが、積雪が多かったせいか路面の除雪が頻繁に行われたため、路肩や路面の道路標識の傷みが多い。また、積雪の間に防雪柵に接触事故を起こし、そのままにしている個所も数ヶ所見受けられた。国道345号と交差する八幡管内で、344号を点検。やはり国道345号と同様な個所の破損が見受けられた。344号については酒田市上田地区の道路狭い個所の冬期吹溜りや、青沢から真室川町内への山間道路の通行止めの解消も課題となっている。続いて国道7号に入り、酒田市街地の幹線道路としての除雪や、融雪剤も頻繁に散布されたので、路面の傷みも少ない。次に国道112号を調査すると、やはり除雪による路面の穴や、交通の為の道路標示が削り取られる個所が多く確認された。今回調査した結果は行政担当者に連絡し、今後の議会審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 11	星川純一	H22.4.28	1,480	道路要整備箇所調査(鶴岡) 県道 余目温海線、酒田鶴岡線、菅野代堅 苔沢線道路状況調査	40km	15	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、鳥海ブルーライン開通式参加後にドライブしたのみ、調査に値しない	9時45分に鳥海ブルーライン開通式に出席。昼食後から国道7号線を通り、特に冬期間損傷のひどい個所について調査するため、県道酒田鶴岡線に入った。酒田鶴岡線は地域要望により、国道7号線の渋滞緩和の為作られた道路であるが、完成から約20年近くなつて表層の傷みが目立つようになり、冬期が過ぎると道路の保守点検を密に行い、大きく損傷している個所は計画的に補修を行っている。酒田鶴岡線については、ところどころ地盤軟弱個所に作られているため、日頃から注意が必要である。今回もまだ大きな損傷になつてないが、損傷の予想されるようなところが見つかっている。次に余目温海線や、菅野代堅苔沢線については、冬期が過ぎると山間部の個所の地盤が緩む個所があり、時々梅雨時に土砂崩れを起こし通行止めになっている。このため時々検査しないと大事故になりかねないときもある。今回の調査の結果は今後議会の審議において参考にする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、訴状中「苔沢線」は、乙第2号証のとおり「堅苔沢線」である。
D 28 12	星川純一	H22.4.30	3,700	河川調査(酒田・古口)相沢川、田 代川支障木調査	100km	16	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、スポーツ大会来賓出席後にドライブしたのみ、調査に値しない	午前中酒田市東禪寺地区スポーツ大会に来賓として出席し、10時頃から出発した。最上川支流であり、主に旧平田町、そして、旧松山町を流れる相沢川および田沢川の支障木、及び河床と合わせて堤防等も調査した。この川は以前、地区的座談会等において相談された川であり、春から秋の始めにかけて支障木や草が繁茂し、豪雨になると支川も含め堤防が崩れ、川の流れがせき止められ洪水となり稻が収穫できなくなったり、民家に床上浸水したりしている。今回は早春であるので、まだ草や木がそれほど繁茂していないので、地形の状態を詳細に見ることが出来た。やはり上流部の支障木が多いこと下流部の河床が堆積物（土砂や石、岩等）により底上げ状態になっているため、草木が繁茂すると川の流れをせき止める可能性が大きい。今回の調査の結果を今後議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 13	星川純一	H22.5.6	1,110	河川等調査(酒田・遊佐) 月光川、 吹浦河口周辺の要修理箇所調査	30km	17	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、鮭稚魚の鳥による捕食と砂とは無関係であり、乙17の前半と後半の文章がつながらない	春の時期は自然に卵からかえった鮭の子や、人工ふ化後放流する鮭の子が次々と海鳥やカラスが集まって来ては、エサにする光景が地元の人に目撃されており、せっかくの人工ふ化が妨害される事態が起きている。このため、遊佐町議の赤塚氏、佐藤氏の両氏と状況を把握するため、同行してもらい現地を調査した。原因は吹浦漁港の防波堤工事や自然に起きた海の流砂現象や、月光川の積雪が多い時等の上流からの砂の流入ではないだろうかということであった。今後調査の結果を行政担当者と相談するとともに今後議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 砂の流入により水の流れが妨げられることで、鮭稚魚の泳ぐ箇所が妨げられ、鳥のエサになつてしまふということであった。
D 28 14	星川純一	H22.5.7	2,960	漁港施設調査(鶴岡・温海)鼠ヶ関 港、米子漁港、漁獲調査	80km	18	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	漁港の調査と称して漁港に行つたものが多いが、漁港の何を調査しようとしたのか不明で調査結果もなく、現地に行ったのも疑問	今後益々鼠ヶ関漁港の活性化が期待できると思う。また、最近は繁忙期の過ぎた頃の夏には、沖合を通過する小型マグロの漁業にも挑戦し、多くはないが漁獲を上げている。しかし近隣の漁港である米子漁港に寄ったが、これまで同様に磯見漁を中心に小人数高齢化の漁業を続けていた。このような状況を見ると、3種等の漁港をこれまでほとんど整備を続けてきたが、これからどのように小さい港の漁業を続けていくか今後議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4(D類型(星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 15	星川純一	H22.5.13	1,110	雇用問題調査(酒田)パートナーシップオフィス、地域支援振興協会、酒田ロケーションボックス経済活動活性化状況	30km	19	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、パートナーシップオフィスは環境保全のNPO、地域支援振興協会はロケーション撮影支援などによる地域作りNPOで、雇用問題と直接関係ない。ロケーションボックスについては番号821もあるが、いずれも具体性なし	全国的に景気低迷が続くなかで、求人倍率が低下し地元企業も活気をなくし、個人的に仕事を探す県民が相談に来るようになっている。特にゴールデンウイークの終了後は多い。このようなことから、地元の景気動向や雇用状況を調査するため、パートナーシップオフィスや地域支援振興協会、酒田ロケーションボックスを訪問し、それぞれが把握している地区的雇用問題について、聞き取りで調査を行った。 ハローワーク等の景気動向や有効求人倍率で確認できる他に、より雇用状況は悪化している。特に3月に新規高卒者が新しく就職し、例年であるとゴールデンウイーク後に早期離職をする人が発生するが、不況の為か限られており、連休明けには例年以上に中途採用件数が減少していることである。この調査結果を今後の議会活動の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 16	星川純一	H22.5.16	1,480	体育施設調査(鶴岡)庄内空港緩衝緑地公園施設利用状況調査	40km	20	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、プールと空港公園に行ったようだが、調査に値しない	最近鶴岡市における水泳競技の選手育成が成果を上げており、特に幼児から高齢者までの幅広い年齢層に対して練習方法を取り入れている。鶴岡市の市営プールは長さ50mあり特に他と変わったプールではないが、水泳協会と水泳コーチの質が高く、きめ細かな練習方法を取り入れて、それぞれのコーチが個人個人に合ったトレーニングを行っている。特に小学生に対しては成長過程にあること同時に、既に頭角を現している者に対しては専門的な練習法を取り入れている。時々他県の高校や大学等からも選手の練習を見学に来ているそうである。また、庄内空港緩衝地においては、空港開港以来山形県が管理をしていたが、その後、指定管理者制度を取り入れ、植栽の整備やグランド芝生の管理についても、より専門的な技法を取り入れており、利用者から好評を得ている。利用者に聞くと以前より雑草の管理も良く、利便性が上がっている。今後県議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 17	星川純一	H22.5.18	1,850	文化施設調査(鶴岡・羽黒)いでは文化記念館、五重塔、出羽三山歴史博物館施設調査	50km	21	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、出羽三山の観光であり、調査に値しない	本年の冬は積雪が多く、鶴岡市羽黒地区にある国指定の重要文化財である、五重の塔や、いでは文化記念館、出羽三山歴史博物館の施設の調査を行った。調査は事前に電話によって状況を聞いてから行った。 特に今回は五重の塔や歴史博物館に行ってみると、付近にある羽黒山神社の道具等の貯蔵庫や本殿に付随する付属の建築物、そして数百年は経ったであろう大きな杉の大木も枝が折れていった。その後文化記念館を見学しながら、現在進められている羽黒山へ登る車道の、つづら坂の整備を早期に行ってもらいたい、という意見が多いと聞いた。今後夏季に向かって参拝客が増加するため、交通の混雑が増加することを懸念している。その後3時から鶴岡市グランドエルサンで行われた山形県庄内河川道路整備促進期成同盟会合同総会に出席した。今後県議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 18	星川純一	H22.5.19	4,440	農業福祉関係調査(鮭川村)ネチャーカデミーもがみ、農業環境保全調査	120km	63	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、鮭川村での調査内容不明、調査に値しない	農業就業者人口が減少する中、就農者の高齢化が進みつつある。特に積雪寒冷地である鮭川村においては、その対策として、キノコを特産として推奨してきている。キノコは栄養価値も高く農産物としても軽量であり、また、食堂等でも取り扱い易く、品種によっては高価に販売できる。村全体で取り組んでいる。 山形県最上総合支庁産業経済部に電話で問い合わせ、農業者の高齢化対策として高齢者福祉や高齢者の就農対策も包括して企画運営しようとしている団体がネチャーカデミーもがみである旨の情報を得て、鮭川村において調査を行った。今後の対策においては企画全体を行政等が主体に取り組む必要がある。今回の調査の結果を今後の議会での審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 19	星川純一	H22.5.24	1,110	雇用問題調査(酒田)庄内みどり農業協同組合、酒田市袖浦農業協同組合雇用対策状況調査	30km	22	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、農協の何をどう調査したのか具体性が全くない	農業従事者の減少が問題となっており、全国各地でその対策をとっていることが取り上げられている。特に稻作地帯である庄内は、昭和の年代では、その売上げ高は1,000億円とも言われていた。しかし米価の低迷や農家の減少、そして若年層の農業離れ等が原因で深刻な状態となりつつある。 今後団塊世代が後期高齢化を迎える10~20年後には、稻作専従農家は激減するであろうと言われている。庄内北部で最も組合員が多い庄内みどり農業協同組合では、管内の土木建設事業者の異業種転換を考え、土木建設業を行いながら農業法人を作り、土木建設の余剰労働力と農業の稻作経営を行わせたり、また、指導的人材として農家や農協職員を雇用しているところも出てきていることを調査した。 また、酒田市袖浦農業協同組合では、これまでも物販部門としてスーパー・Aコープを経営し、大勢の雇用を行ってきたが、Aコープが庄内全体を一元化し別会社にしたため、新たに産直「いちご畠」を経営、農家から農産物を直接販売の方式で物販を行っている。そこに農協員(定年54歳~56歳)を再雇用したり、農業を行なながら産直経営に参加している人もいる。このように農業人口は減少しながらも、いろいろな手法を模索しながら農業人口を増加させるための努力を行っている。今後県議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4(D類型(星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 20	星川純一	H22.5.25	1,480	漁港調査(鶴岡) 加茂港護岸及び水路調査	40km	23	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、これも漁港の何をどう調査したのか具体性が全くない	加茂港は漁港でなく通常の港湾の用途もあるが、漁港としても最近期待されており、陸上施設としては昭和40~60年代にかけて荷捌き施設、冷蔵庫、漁具倉庫や給油施設、貯氷保管庫等が整備された。その後、台風や冬期の大波が湾内に入るのを避けるため、毎年予算化され防波堤を整備してきた。しかしながら現防波堤では越波は解消されなかつたため、離岸堤の整備も行われている。また時々近隣の川から流入する落ち葉の影響により、湾内に堆積するときがありその都度除去し、岸壁に上げ堆肥、肥料として農家に配布し喜ばれているが、全面的には解消されていない。また、温海地区等で行われているイワガキの増殖によるイワガキ増殖実験も実施されており、大変良好な産地になることも期待されている。場所は離岸堤と防波堤の間である。今後調査研究を継続し、新しいイワガキの産地形成が期待できる。今後県議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 21	星川純一	H22.5.29	1,480	河川調査(酒田・遊佐)月光川、日向川、荒瀬川支障木調査	40km	24	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、ダムの堆砂や河川の支障木は「調査の成果」記載程度の事は出張しなくとも分かる、具体的な調査をした様子がない	月光川は上流に月光川ダムを持ち、鳥海山から流れる水が一度に下流に流れないように貯水しているが、台風や梅雨時期等に上流から毎年流れ、ダムにたまつた岩や土砂でほぼ7~8割程埋っている。地元の要望もあり、また、小水力発電もダムに作られているため、間もなく発電用の水も取水できなくなる位に堆積しているので、早急に除去対策が必要である。さらにダムの中には、土砂の中に既に直徑数10cmの支障木も見えるので、同時に除去できるように対策をする。日光川及び荒瀬川下流部では、毎年予算化し岩石や支障木を除去しているため、支障木が減少しているが、上流部は支障木も多い。毎年梅雨時期や台風時期には岩石も多く流れ、その除去の要望も出ており、今後行政と連絡を密にして早期の除去に努める。今後県議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 22	星川純一	H22.5.31	7,400	園芸農業調査(東根、尾花沢) 東根、尾花沢果樹農園育成状況調査	200km	25	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、道路からサクランボ園を見たというもので調査に值しない	本県農業の傾向は、全国的な稻作農家の減少や米価の低迷、そして日本人の米食離れ、また、全体的には減反政策による耕作地の減少等、水耕栽培を中心とする農業県山形の根幹が大きく崩れようとしている。特に農業収入における稻作収入の減少は、農家の収入を大きく減少させている。しかし、本県では、これまで伝統的にそれぞれの地域で栽培してきた園芸作物を奨励し、成果を上げてきている。 尾花沢ではかねてから西瓜栽培が活発に行われてきたが、品種改良(小形化)や栽培技術の改良、そして、若い女性でも取り組めるような工夫が加えられたり、西瓜栽培農家も増加しつつあると聞いている。また、東根においてはサクランボの特産品の価値がますます高くなっています。JRの駅名に使用したり、さくらんぼマラソン等のイベントも数多く開催され、これまでの水田であったところも農地改善事業によって、サクランボ畑になっているところが多くなっています。 もちろん本県は全国一のサクランボの産地である。特に5月下旬は西瓜の植え付け時期であり、サクランボは早いところはハウス物は出荷できるまでになっている。11時30分頃自宅を出発し、国道13号沿線付近の植生地を調査するとともに、東根サクランボについても道路沿線からすぐに植生地が近いのでただちに調査した。西瓜は順調に推移しているが、サクランボは積雪のため老木の枝折れが確認できた。今後県議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、訴状中「果樹園芸」は、乙第2号証のとおり「果樹園芸」である。
D 28 23	星川純一	H22.6.3	8,510	農業園芸状況調査(山辺) 山辺町園芸農家環境状況調査	230km	26	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単に走行したのみで具体的な調査をした様子なし	稻作低迷により、山辺町においても園芸品種の作物を育成する農家が増加している。しかし、まだ農家にとっては平地にある稻作の収益を中心として、これまで育成栽培してきたサクランボを中心に、りんご、ラフランスを栽培している農家が増加している。特に山辺町全体が、大消費地である山形市に隣接しており、野菜等も栽培している農家が多いと思うが、近年アスパラ等を生産する農家もあるが、戸数は少ないと想われている。積雪も影響するであろうが、東南方向に傾斜している地形があるので、今後ハウス栽培の話もある。また、これまで平野部での約2万頭の豚を飼育していたが、環境が悪化したため山間部において養豚を広大な土地を切り開いて行っている。環境に対する屎尿の処理や騒音も、最新の設備が導入され、今後頭数を増加する計画である。今後は畜産も町の大きな農業収入となると考えられる。今後県議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 24	星川純一	H22.6.5	1,110	市街地開発状況調査(酒田) さかなびプロジェクト、支援ふれあい工房まちづくり推進状況調査	30km	27	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、「さかなびプロジェクト、支援ふれあい工房」で具体的な調査をした様子なし。さかなびについては番号82にもあるがいずれも具体性なし	人口減少や高齢化が進むとともに景気低迷が続き、首都圏や大都市は再開発が進んでいるが、地方の中小都市では計画に対する財源の捻出が困難を極め、バブル崩壊後地域の街づくりに対する気運もやや冷え込んでいる。そのような中で市民の有志が集まり県や市と連携して計画を進めようと立ち上がった団体である。 実際行っている事業としては酒田市のガイド本(酒田市裏ガイド)を作成したり、婚活事業を行うことを主な事業として、独立採算制としてNPO法人化している。このように街づくりのためのNPO法人は全国各地に数多く設立されているが、成功している例は数少ない。これから適当な人材を得て、公的な財源も含めて計画し、課題の解決に取り組むべきであると考えた。今後県議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、訴状中、「なかなび」は「さかなび」である。

## (別紙7-1) 支出費目4 (D類型 (星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 25	星川純一	H22.6.24	7,400	公共施設老朽状況調査(東根・天童) 山形県総合運動公園、天童市スポーツセンター、野球場老朽状況調査	200km	28	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、県総合運動公園・天童市スポーツセンター調査というが内容不明	天童市のスポーツ施設は平成の初期に更新され、いずれも耐震設計によって建設されており、利用度も多く施設の有効性が感じられた。そして、それぞれ平成7年度及び平成22年度に改修され、利便性が改善され、市民にも大変好評を得ている。 また、市内には山形県で第47回国民体育大会が開催された平成2年までに、山形県総合運動公園が新しく建設され、県民、市民に広く利用されており、プロスポーツの開催や各種イベントも多く開催されている。また、東根市では市役所庁舎の移転や、工業団地の整備によって企業の集積も進み、県内では唯一人口減少が止まっており、少子化も解消されつつある。しかし、体育設備が完備されておらず、市民の要望もあり、特に子供用の遊戯設備も備えた公園と、直施設の建設も予定されており、新しい街づくりの構想は着々と進みつつある。今後県議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 26	星川純一	H22.6.27	1,110	身障者体育振興調査(酒田) 酒田市福祉事務所、酒田市福祉協議会 体育振興関係	30km	29	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、福祉事務所・福祉協議会で調査というが聴取相手不明、内容不明	障害者スポーツは近年特に盛んになっており、若い人たちはパラリンピックを目指し健常者と同様な記録を出したり、色々なイベントにも積極的に出場している。本県にも冬期パラリンピックにおいて活躍した女子選手がいた。しかし酒田市の障がい者スポーツは長い間、身体障がい者のスポーツとして親しまれ、長い間、団体戦において県大会でも優勝し、数種目においては全国大会選手も数多く出している。 このように盛んであったスポーツも酒田市福祉事務所や、酒田市障がい者福祉協議会等が一丸となって支援してきたためである。しかし障がい者福祉協議会への入会者、特に若い入会者が少なく、加えて在籍する障がい者も高齢化しているため、常に県大会で優勝することはならなくなっている。今後県議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 聴取相手は、福祉事務所・福祉協議会の職員である。  なお、訴状中「障害者体育振興」は、乙第2号証のとおり「身障者体育振興」である。
D 28 27	星川純一	H22.6.28	6,290	道路森林調査(真室川・最上) 真室川町ヒマワリ企画、最上町やまなみ環境保全状況調査	170km	64	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、「森林を調査」というが、具体的な内容不明、調査に値しない	山形県ではこれまで、天皇皇后両陛下を迎える際である金山町で植樹祭が行われ、森林県山形の名声を全国的にとどろかせた。そして、これまで国・県や森林組合が主体となって森林の保全、育成整備を行ってきたが、これからは民間団体も保全活動に積極的に取り組めるよう組織化することを目的に、また、近年多くなっている森林の松くい虫や、なら枯れの被害から森林を守る役目を持って取り組んでいる団体として、ヒマワリ企画や、やまなみ等がある。事前に山形県最上総合支庁農林水産部に電話で聞いて、真室川町及び最上町役場前にて調査を行った後に、森林を調査し、松食い虫は減少しているが、なら枯れは、これからも対策が必要と考える。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 28	星川純一	H22.6.30	1,850	漁港調査(酒田・鶴岡)	50km	65	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、漁港をドライブしたのみ、調査に値しない	近年、山形県漁業の漁獲高が年々減少傾向にあり、その原因を調査してきた。第1に漁業者の減少、次に漁業者の高齢化、そして、漁獲対象の魚の減少等がある。そのような条件の中でも漁獲高の向上が図れる方法として、比較的早期に育成が期待できる、魚種としては、庄内浜では高齢者でも対応でき、沿岸部で漁業ができる貝類が選択された。海中の岩に生息するイワガキは、これまで遊佐町の吹浦海岸や由良漁港等の沿岸に生息していたが、磯焼けや採取するだけの漁法に頼っていたため、漁獲は減少しつつある。これまでの調査の結果、イワガキには庄内沿岸は好適地と判断され、稚貝の放流が行われてきた。しかし、磯焼け等の原因もあり、漁獲は向上しなかった。今回は長期の計画によりイワガキが新たに生息できるように庄内沿岸一帯にイワガキ増殖礁を整備することになり、概略を県水産課に電話で聞き、鼠ヶ関、由良、加茂、吹浦を視察し、調査した結果、県漁協の各支所でも期待が大きい事がわかった。今回の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 29	星川純一	H22.7.1	2,220	空港施設調査(三川町) 庄内空港施設利用状況調査	60km	66	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料内、進入灯、航空標識を調査というが保安施設であり遠くから見たにすぎない、調査に値しない	庄内空港は山形県内2ヶ所目の空港として作られ、当地域は新幹線もなく高速道路も県外と接続しておらず、陸の孤島と呼ばれていたが、庄内空港が完成したために他県とのアクセスが便利になり、空港を利用した海外への渡航も便利になっている。当初、県内の2空港ある空港のうち、庄内空港を国際空港とするため、中国ハルビンとの定期チャーター便を飛ばし、30便以上往来し盛況であったが、日中関係が徐々に不安定になり中止になった。利用する乗客数も年間40万人を記録するようになり便数も増加している。今後、県外、特に首都圏から誘致企業が増加するようであれば、機体の大型化や更に、便数の増加も考えられる。 このような中で、全国的に空港における航空機の離着陸の管制機能を一元化することが進んでおり、コントロールタワーが無人となり、他県の他空港によるコントロールになるだろうと言われている。このような情報により、地元の人達や利用客等に聞いてみると、不安視する人も多いようである。今回は空港周辺にある進入灯等の航空灯火や、航空標識を調査するとともに、空港ビル内での乗降客の様子を調査した。乗降客は70~80%前後のようであった。今後県議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4(D類型(星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 30	星川純一	H22.7.2	4,070	漁港調査(砂堆積状況)(酒田、温海)酒田港、米子漁港、温福漁港調査	110km	30	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、漁港調査というが具体的な見分内容不明	山形県漁協が全国では数少ない一県一漁協として、昭和40年発足以来、組織の改善や、漁獲量の増大、そして漁港や漁場の整備に努力している。このため、毎年漁港の出入り口や港内の浚渫はもちろんのこと、護岸や堤防についても整備が進んできている。 山形県の中心的漁港である酒田港は、毎年冬期間最上川や新井田川の流砂が堆積するため浚渫を進めており、また、すでに開始されたイカ釣り船の受け入れ港として重要な給油施設、製氷庫、貯水庫、冷凍庫、活魚施設、荷捌き施設、漁具倉庫等も完備してきている。一方、小規模港である米子、温海漁港についても、米子では、防波堤及び護岸の整備も完了しつつあり、また荷捌き施設や給油施設も整備された。また、温海では、荷捌き施設、貯水冷蔵庫や漁具倉庫も完備されているが、約20年以上経過しており老朽化が進んでいる。海岸における建築物や設備は常に塩を含んだ風雨にさらされるため、内陸部のものと比較して耐用年数が短いといわれている。今後県議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 31	星川純一	H22.7.3	2,220	河川調査(漂着物) 酒田、最上川河口漂着物調査	60km	31	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、漂着物調査というが漂着ゴミについての実際に見分したと思われない	台風や梅雨のため河川が増水する時期を控え、冬期に北西風によって外国（主にロシア、朝鮮）から流れ着いた漂着物を調査するため、最上川河口や赤川河口を中心に付近海岸も含めて調査を行った。 近年自然環境の保護のため、河川上流や外国からの有害物質である注射針のついた注射器や、危険液体である塩酸や、硫酸等の入った容器が漂着する可能性が多くなっている。山形県でも最近毎年、飛島北西海岸に漂着した堆積しているゴミを県民ボランティアを100人以上募集し、清掃を行っており、成果を納め、徐々にゴミは減っている。 赤川、最上川の河口のゴミはほとんどが県内上流から流れつくゴミであるが、河口付近においては時々、注射器やハングルや中国語の書いてあるプラスチックの容器が見受けられた。夏になると海岸や河口には子供達が遊びに来るので大変危険になり、早期に除去しなければならない。今後県議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 32	星川純一	H22.7.6	2,960	雇用問題調査(酒田・遊佐)酒田臨海工業団地、鳥海南工業団地雇用状況調査	80km	32	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、会社回りをしたようだが、単に挨拶回りと同様である	全般的に景気が良くなりつつあるという情報から、最近の景況予想も好転しつつあり、山形県庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課に調査。 遊佐町鳥海工業団地に工場のある、東北旭段ボール株清水工場長、大阪有機化学工業㈱、中央機工㈱高橋社長、及び吹浦にある大型トラックによる輸送会社東日本液体物流㈱庄内営業所秋葉社長に調査。 建材会社山長㈱高橋社長、及び建材会社㈱リコーに調査を行った。いずれも景気はやや持ち直している。特に建設関係は公共事業が少ないながらも順調であり忙しいとのことであった。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 33	星川純一	H22.7.7	8,140	企業動向調査(新庄・山形)新庄中核工業団地、荒谷西工業団地企業動向調査	220km	33	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、これは会社の外観をドライブしただけのようである	リーマンショック後の企業の動向は停滞しており、特に製造業は時々雇用調整を行ったり、また、正社員を派遣社員に変えたりしている情報もある。今回は新庄の中核工業団地を訪問、トヨタの部品等の製造を行っているマスコエンジニアリング、山形東和D(株)、山形メタル、エレメックス等を見て回った、マスコエンジニアリングは、主にトヨタ、ホンダの部品を製造しており、大変忙しいようである。また、山形東和D(株)は、主に環境計測器の製造を行っている。また、車用部品としては新庄エレメックスもあり、利益は減っているが、堅実に経営されている状況である。また、新興工業団地である荒谷西工業団地は、まだ空地が見られるが、天童市にある日新製薬の工場拡張によって工場が新たに進出しているし、外壁用パネル製造の山形メタルも進出している。全体を通して、新たに進出している企業も、工場がフル稼働するようになれば景気は良くなる。今回の調査の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 34	星川純一	H22.7.10	8,510	園芸農業調査(山形、村山)山形、村山花卉園芸農家 生育状況調査	230km	34	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、これは山形市、村山地方の農村をドライブしただけのようである	山形県農業の中核的産地形成を目指す山形、村山地域も、米価の低迷により、稻作から果樹、園芸そして花き栽培等の作物の転換にせまられており、山形県では水田から畑地に切り換える配水や灌漑方式の転換等の方法を進め、水田を、山形、村山地区では、その多くをさくらんぼ園地に変えてきている。 そして、一部は、野菜や花き園地として種類を選択して、多くはハウス栽培を行っている。しかし、生産量は向上せず、冬期間の寒さや積雪のため栽培をやめる農家も出てきている。 花きの種類も、啓翁桜は、安定生産出荷を目指し栽培技術の普及定着を図り、中山間地の気候に適した露地花きであるりんどうも、県の育成系統である「ハイネス」シリーズの導入拡大を図っている。また、ストックは、省力安定生産を図るため、直接栽培の普及を行っている。今後議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 35	星川純一	H22.7.14	2,220	漁港調査砂堆積状況(酒田、遊佐) 十里塚、吹浦、女鹿漁港砂堆積状況調査	60km	35	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、漁師・町議と堆砂の調査というが具体的な堆砂量などについて調査した様子がなく、政務調査に値しない	庄内海岸の冬期は北西風が強く、春から秋にかけての漁獲期に漁船の出入港に支障をきたす。また、夏期に海岸の道路にも砂が堆積し通行が不可能となったり、また、吹浦や女鹿等では流砂の状況によって漁港周辺にたまり、漁船の出入港が不可能となる。地元の漁師と遊佐町議赤塚氏、佐藤氏とともに調査を行った。今年の冬は北西風が強かったためか、月光川河口及び沿岸、吹浦港内への砂の堆積が多く、漁業に支障があると思われる。この結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4(D類型(星川純一分))

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 36	星川純一	H22.7.17	3,330	漁港関係調査(温海)由良漁港 仔ガキ増殖礁整備状況調査	90km	36	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、漁協支所長に岩ガキ状況調査というが、聴取内容は具体性がない	庄内海岸の岩ガキ養殖は、年々成果を上げてきている。特に鼠ヶ関から由良にかけての地域は、これまで毎年、増殖ブロックを設置し、岩ガキの稚ガイを放流してきている。そして、毎年海上が穏やかになる春から夏にかけて、増殖ブロックの現況を調査してきている。今回は、由良漁港から小波渡地区にかけて調査を行うとともに、山形県漁協の由良総括支所長に岩ガキの状況を調査した。 増殖施設や岩ガキの付着状況調査は、スキュー潜水によって行われ、今回は良好であり、漁獲も多く見込まれるようである。調査の結果を議会における審議の参考とする。以上の調査を行ったものあり、政務調査活動に該当する。
D 28 37	星川純一	H22.7.19	2,220	地域要望調査(酒田、八幡)青沢地区土砂崩れ防止状況調査	60km	37	4b 4c	陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、陳情の調査である	酒田市においても急傾斜地の多い地域である、八幡地域から要望があり、今回は国道344号線沿線の地域を調査した。特に国道344号線は、庄内と最上地域、内陸そして秋田県や宮城県に通じる重要な道路であるが、冬期積雪が多いことと山間部であるため、冬期間通行止めになる道路である。 調査は地元酒田市議の高橋氏の案内によって行われ、今年の冬は積雪が多いため、国道から離れたところでは、小規模の土砂崩れも確認できた。そして、内堀橋道橋の下部道路においては、地下水の影響と思われるアスファルトの亀裂から水が流れているところが確認できた。今回の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものあり、政務調査活動に該当する。
D 28 38	星川純一	H22.7.20	2,590	地域要望調査(遊佐、吹浦)吹浦漁港護岸状況調査	70km	38	4b 4c	陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、陳情の調査である	地元県漁協理事の伊原氏や町議の赤塚氏には、漁港の機能回復と岩ガキの増殖を両立させてくれよう要望されている。吹浦漁港は、山形県漁業協同組合の漁港のなかでも最北端の漁港であり、かつては、はたはた漁やたら漁等も行われていたが、酒田北港の開発により、また、地球温暖化の影響などにより、海流の変化にともなった流砂が港内に入り込む状況が続いている。このため、山形県では吹浦港内に砂が入り込まないように防波堤や砂防堤を設置している。 しかし、港外には遊佐の岩ガキとして有名な漁場もあり、防波堤を設置することによって、磯焼け(海草が絶滅すること)によって岩ガキがいなくなるといわれている。 今回の調査の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものあり、政務調査活動に該当する。
D 28 39	星川純一	H22.7.21	2,960	文化施設状況調査(酒田、鶴岡)本間家旧邸、土門拳記念館、いわて文化記念館、今井繁三郎美術收藏館施設利用状況調査	80km	67	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、誰かお客様を連れて記念館等に行ったのであろうか、具体的な調査は不明	酒田市では近年新しく酒田市美術館や出羽遊心館等の文化施設を整備してきているが、商工都市として古くは上方との交流を通して商売を振興してきた本間家本邸が百年以上の年月を経ても、また、昭和51年の酒田大火にも耐えて、現在も建設当時と同じ場所にあり、文化財の価値はもとより観光資源としても県内外の訪問者を楽しませている。 土門拳記念館は、世界的に有名な写真家であり、芸術家でもある、土門氏の写真やフィルムを最も多く所蔵しており、県内外はもとより海外からも訪れる人がいる。 羽黒町に生まれた今井繁三郎氏は生涯を絵画に打ち込み活躍した。関係者によって美術館が建設されたが、所蔵品も多数ある施設が老朽化し、閉鎖するか、建て替えの計画があると聞いています。 いわて文化記念館については出羽三山や羽黒山の資料を主として展示し、観光シーズンには訪問客が多く、これから夏に向かった季節には最盛期を迎える。 いずれも老朽化が進んでおり担当者によると維持管理費が増加しつつある。いずれの施設も収蔵品はもちろんのこと、施設設備についても利用者が増加することによって負担が増加している。調査の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものあり、政務調査活動に該当する。
D 28 40	星川純一	H22.7.24	4,810	体育関係調査(遊佐、酒田、鶴岡)極楽鳥海人、元気王国、スポーツみかわ21世紀体育関係振興状況調査	130km	68	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、これも具体的に何を調査したのか不明	全国的に地域密着型のスポーツクラブが進行しており、今後少子高齢化そして人口減少社会が進行する中で、如何に地域のスポーツ人口を増加するとともに、高齢者に対しては健康年齢の延長を進めることを目的として、各地区に各種のスポーツクラブが設立されたり、また、これから設立されようとしております。そして、政府や県もこれらを支援しようとしております。 そんな中で三川町の「スポーツみかわ21世紀」は体育施設の管理運営を中心に展開しているNPO法人であり、スポーツ団体としてはミカワスポーツクラブ等がある。また、酒田市には佐藤香奈子氏が運営するオールマイティーのスポーツクラブNPO法人「元気王国」があり、子供達も含めてカヌー等のスポーツにも力を入れている。また、遊佐町には「極楽鳥海人」というクラブがあったが最近は活動を休止している。今回の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものあり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4(D類型(星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 41	星川純一	H22.7.25	8,140	体育関係調査(山形)アスリート支援山形、山形県サッカーアソシエーションスポーツ振興状況調査	220km	69	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、記載している内容は、特に現地に調査に行かなくともわかる内容	山形県ではプロスポーツサッカーチームモンテディオ山形を中心として、県民が一丸となってJリーグとして活躍させることを目標に取り組み、Jリーグとしての支援は数多くあり、財源から人材、そしてスタジアムや練習場を含め、運営には大きな組織や支援が必要である。今回は山形県教育庁にその概要を聞いて、山形県総合スポーツセンターに調査を行った。山形県サッカーアソシエーションは、会長が蒙テディオ山形の取締役に就任し、協会よりチーム支援会費を支出している。また、アスリート支援山形は、特定非営利活動法人であり、モンテディオ山形を応援している組織である。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中「山形サッカーアソシエーション」は、乙第2号証のとおり「山形県サッカーアソシエーション」である。
D 28 42	星川純一	H22.7.27	5,550	交通網調査 交通危険箇所(国道47号沿線)舟形、最上土砂災害防止状況調査	150km	39	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単にドライブしただけである、調査に値しない	近年、高速交通網の整備が進んでいるが、全国平均約80%以上の整備率が多くなっている中で、本県ではまだ60%弱であり、全国で最も整備が遅れている地域である。そのため、本県では幹線国道に依存する交通状況があり、従って毎年冬期が過ぎると、雪解けの水分を含んだ幹線国道の斜面から土砂くずれを発生する事故が時々発生する。 特に内陸と庄内を結ぶ国道47号線は、片側を急流最上川、もう一方を出羽丘陵にはさまれている道路であり、一旦事故が起きると、112号線等を利用しなければならず、6~7hを要することになる。従って道路の担当者のみならず、日々に調査を行うことは重要なことである。 今回は、戸沢村のスノーシェッダーの付近を調査したが、冬期を経過するとスノーシェッダーから水滴が落ちている箇所もある。また、高規格道路の建設途中であるが、最も重要な今回調査した箇所はまだまだ先のようである。今回の調査の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 43	星川純一	H22.8.6	4,070	河川環境調査(戸沢、古口)最上川支流蔵岡、角川周辺支障木調査	110km	40	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単にドライブしただけである、調査に値しない	最上川総合支所河川砂防課及び、森林整備課に電話で概要を聞き調査を行った。角川下流周辺については、下流平坦地においては支障木も見受けられなかったが、上流部になると大木化しているものもあり、流量が増加すると流れを遮ったり、倒木となって洪水の原因となりかねない。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中「倉岡」は、乙第2号証のとおり「蔵岡」である。
D 28 44	星川純一	H22.8.9	2,960	漁港調査(鶴岡、酒田)吹浦漁港水域水産物供給基盤整備計画状況調査	80km	41	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単に漁港で見学したのみ、調査に値しない	平成29年完成予定の吹浦漁港水域水産物供給基盤整備計画は、約10年間をかけて、これまで12月頃から4月ごろまで使用不可能であった吹浦漁港に対して命綱といえる力強い計画である。これまで毎年のように高波や流砂に悩まされてきた漁協関係者にとっては、完成後は他の港同様に使用できることや、海岸の岩場で成長する岩ガキも元通りに大きくなり、カキの価値も上がるだろうと期待している。県水産課に進み具合を確認するとともに、遊佐町議佐藤氏とともに防波堤において確認した。計画が開始されてまだ数年であるので、また、高波や流砂の強いときは港内に砂が入りこむことがあり、付近にいる漁師に聞いても完成することを期待していることが感じられる。今回の調査の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 45	星川純一	H22.8.11	2,960	障害者福祉調査(立川、松山)知的障害者更生施設和光園指導、訓練状況調査	80km	42	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、福祉施設調査と称するものが多いが、いずれも施設の一般的な概況記載するだけで具体的な調査内容不明、現地に行ったのかも疑問	障がい者、特に知的障がい者の施設として実績と経験をもつ和光園については、園長はじめ先生はじめ入所者についても、計画に基づいて指導、訓練を行っている。特に実習においては、ビニールハウスや畑を利用して実習において栽培したものを、時々販売したり、また、木工については最上川河川敷において実習を兼ねて木を拾い加工し、それらも時々販売している。従って製造から販売までの社会システムを訓練を通して経験でき、家族や地域の人々からも信頼されている。そのため、和光園の敷地も広く、訓練も活発に行われているため、直接販売できる施設を設置する予定となっている。 また、立川、清川地区には障がい者施設は存在しないが、老人福祉施設「山水」において一時あずかり事業を行っている。莊長と面会して状況を調査した。今回の調査の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 46	星川純一	H22.8.12	7,400	企業誘致調査(山形)山形蔵王産業団地、蔵王みはらしの丘企業誘致状況調査	200km	43	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、会社回りをしたかのような記載だが、実際は見はらしの丘までドライブしたのみか	全国的に景気低迷の中で、本県でも企業の誘致を進めているが、バブル期のような状況ではない。しかし、本県が進めていた蔵王産業団地も、県内移転も含めて、ほぼ全体に工場が配置された。その中では、鈴木でんろくやミクロン精密のように、工場拡張するか、別の処に工場を建設する計画もあると聞いている。今後景気が動くならば、設備投資が増加すると考える経営者もいる。ミクロン精密社長、工場長及び鈴木でんろく常務取締役が答えてくれた。また、蔵王みはらしの丘についても、工場が入ってきていないが、県工業振興課によると県外からコールセンターのエボルバー社や、県内のミクロン精密、コストコや物流センターからも問い合わせがあり、工場立地の話を進めている。今後調査の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中「蔵王産業団地」は、乙第2号証のとおり「蔵王産業団地」である。

## (別紙7-1) 支出費目4(D類型(星川純一分))

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 47	星川純一	H22.8.13	1,480	産業動向調査(酒田市)酒田共同火力発電(株)産業動向調査	40km	70	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、特に現地に行く必要がない内容である	酒田共同火力発電㈱は、昭和40年代の酒田北港開発と同時に、誘致企業として大電力を必要とする住友軽金属のために、東北電力により酒田北港臨海工業団地の一角に建設された。住友軽金属は住軽アルミとも呼ばれ、地元出身の大卒、高卒の大勢の若者が入社したが、数年後アルミ不況の影響を受け、住友アルミは関連会社も含めほとんどが撤退を余儀なくされた。しかし、酒田共同火力㈱は太平洋側にも送電できる機能を持って作られたため、発電所は残った。現在は燃種は重油から石炭に変化したが、燃種が変わってから数十年を経っている。燃種が変更しても健全な経営状態であると管理部長は言う。また、数年前に東北電力の系列企業であるP C Bトランクスの解体工場を約200億円で建設し営業している。従業員は50歳以上で10年間で解体作業が終了したのち解雇される。今後調査の結果を議会の参考とする。以上の調査を行つたものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中「酒田協同火力」は、乙第2号証のとおり「酒田共同火力」である。また、訴状中「(株)ダイジ山形工場」は、乙第2号証のとおり削除されている。
D 28 48	星川純一	H22.8.14	7,770	雇用問題調査(村山、中山)なかやま西部工業団地休日出勤雇用状況調査	210km	44	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、何を調査に行ったのかも不明	県内景気が低迷しており、各企業が勤務形態も工夫し、仕事が少ないところは休日を増加したり、また、不況でも流通関係の仕事は忙しい等というところもあるようである。そのような実態を調査するため、流通関係企業が入っているなかやま西部工業団地の状況を調査した。事前に中山町の担当に電話確認を行い訪問すると、ボーキサトウ㈱等は飲料水の販売会社であるためか、土曜日でも夏は出勤し交代で休みをとり、訪問した時も大変忙しいことが理解できた。この工業団地は6社ほどがあり、食品関係が3社、他は井関農機等であり、食品関係以外は土日休日になっているところが多數あることがわかった。今回の調査結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行つたものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 49	星川純一	H22.8.16	1,480	地域問題調査(酒田市、介護等)ライフケア黒森、幸楽荘、うらら介護施設 従事者雇用状況調査	40km	45	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、介護職員報酬の問題について客観的な資料での調査をした様子もなく「適度な報酬」などと記載しているが、星川議員は本件に限らず行政が公刊している資料を調査している様子がない	介護保険法が施行され10年を経過し、介護施設を利用する状況が増加している。それとともに介護施設も増加し、これまであった施設も入所者数を増加するとともに、介護職員も増加し、更に職員の質の向上にも徐々にではあるが力を入れている。 ライフケア黒森、幸楽荘、うららは酒田市にある老人介護施設であるが、いずれも介護保険法施行当初に設置され現在に至っている。当然これまでのような特別養護老人ホームだけでなく、デイサービスや支援センター等、色々な要望に答えることができるよう、各種の介護形態も同時に引き受けできるようになっている。 施設長の話によると、10年ぐらい前には介護職員の報酬の低さが問題となったが、最近ではあまり耳にしなくなった。女性職員にとっては適度な報酬となりつつあり、資格を持たない男性職員にとっては不満な職場になりつつあることが理解できる。調査の結果を今後の議会における審議の参考とする。以上の調査を行つたものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 50	星川純一	H22.8.18	5,550	衛生安全調査(新庄、最上)白糸の滝ドライブイン、高麗館施設衛生状況調査	150km	46	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、衛生安全調査というが最上支庁での調査も不明で、ドライブイン、道の駅に立ち寄っただけのようである	山形県の夏祭りの最後をかざる祭りである、新庄祭りが近々予定されている。また、最近夏の後半になり猛暑が続いたこともあり、食中毒に対する注意が促されているときもある。沢山の人出が予想されるため、山形県最上総合支庁保健福祉環境部地域保健予防課において調査した。 最近は特に腸炎ビブリオ菌やサルモネラ菌等の中毒が予想されるので、担当者が定期的に巡回し、従業員の手洗い、洗浄、保冷庫や冷蔵庫そして食器や調理器具の洗浄に注意している。白糸の滝ドライブイン、道の駅戸沢「ももかみの里高麗館」を調査した。今回の調査の結果を今後の議会審議の参考とする。以上の調査を行つたものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 51	星川純一	H22.8.21	2,220	学校施設状況調査(酒田、遊佐)にこっと、いぶき、かくれんぼwithさかた、極楽鳥海人子どもの健全育成状況調査	60km	47	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、学童保育の調査のようだが、「時間に余裕のある大人がまとめていた」などと調査した様子がうかがわれない記載である	近年、小学生の放課後の行動が多様に変化しつつあり、習い事やスポーツ教室に行く子供や、スポ少そして自由に遊ぶ等多様になっている。また、子供が犯罪に巻き込まれる例も少なくない。このようなことから、大人が中心となり、放課後の子供達の安全を考えグループ活動ができるようになってきた。 にこっと、いぶき、かくれんぼwithさかた等は酒田市を中心に活動している。そして、地域や行政や公益法人が中心となり、学童保育や放課後教室等が出来ている。しかし、いずれも最初は比較的時間に余裕のある大人がまとめていたが、希望入会する子供達が増加し、専門的な知識を有する人材が求められるようになってきている。もうすでに酒田市においては学童保育の活動が中心となりつつある。今後調査の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行つたものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4 (D類型(星川純一分))

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 52	星川純一	H22.8.28	2,220	政策調査・漁港調査(遊佐、吹浦)水域水産物供給基本整備事業、サンドボケツ浚渫状況調査	60km	71	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、現地で何を調査したのか不明	吹浦漁港は酒田北港の整備以来、最上川からの流れと海流との変化によって流砂がたまり、冬が過ぎた春には港内全部が砂丘状態になった時があった。また、すぐ近くを流れる月光川も河口を流砂でふさがれて浅瀬となり、春に放流したさけの稚魚が、かもめやさぎ等の鳥に食されてしまうこともあった。 また、特産の岩がきもほとんど全滅に近い状態になりつつあった。そこで県漁連や漁業関係者、そして地区民が一丸となって陳情し、10年計画で防波堤やサンドボケットを整備することになった。計画を実行して3年目となるが、まだ道中はであり、防波堤も2次工事まで行い全体で105mの長さとなる。サンドボケットも現在でもその機能を果たし、一冬が過ぎると十分に砂を貯めている。調査には遊佐町及び町会議員にも協力していただいた。この結果を今後議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 53	星川純一	H22.8.30	1,850	海上関係調査(酒田港) 酒田港リサイクル産業(株)、酒田港港湾計画振興状況調査	50km	48	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、企業訪問に過ぎない、調査に値しない	酒田港が国のリサイクルポートに指定され、酒田港にリサイクル企業が集積しつつあることを考え、現状を調査するため、山形県庄内総合支庁酒田港湾事務所所長粕谷政雄にリサイクル企業の現状を調査。その後、リサイクル企業である㈱エルデック社長富樫邦雄、㈱酒田港リサイクルセンター加賀谷社長、共同火力㈱中野管理部長を訪問し調査を行った。 エルデックは工場を赤川河口部の山間部及び酒田北港に持つており、主に庄内一円で発生する家畜の屎尿を集め、肥料に加工するリサイクル企業である。酒田港リサイクルセンターは汚泥を処理したり運搬する企業である。共同火力㈱は主には70万Kwの火力発電所であるが燃料として使った石灰の灰を再処理しセメントの原料として再生する企業もある。今回の調査の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 54	星川純一	H22.8.31	8,140	産業動向調査(山形、天童)荒谷西工業団地産業動向調査	220km	49	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単にドライブしただけである	これまでリーマンショック以来景気低迷が続き、企業の動向の見通しが悪かったが、やや動きが見られるようになってきた。企業誘致や設備投資の気運を感じられなかつたが、最近になり、これまで事業の拡張や設備投資を控えていた企業が少しづつ動いている。ハブル期後半に造成された荒谷工業団地はまだ空地がみられるが、天童市にある日新製薬の工場が在来の敷地では狭くなり、工場を荒谷工業団地に移転拡張した。また、外装用パネル製造業の山形メタルも進出してきている。このように、本体の工場が手狭になり、進出した工場がフル稼働するようになれば景気も好転する。この調査の結果を議会活動の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 55	星川純一	H22.9.1	2,590	稲作状況調査(酒田、遊佐)稲作生育時低温のため生育状況調査(酒田市内10ヶ所、遊佐町 5箇所)	70km	50	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単にドライブしただけである、生育状況の考察もなく調査に値しない	鳥海山麓から八幡北部について、事前に山形県庄内総合支庁農林水産部に電話で情報を聞き、地元遊佐町議の赤塚氏、佐藤氏の案内で実施された。 今回は夏の真盛りの8月中旬に異常低温が続き、それまで順調に推移してきた稻の成長が出穂期にかかり、一年間の収穫が不安視されるほど続いた。このため、最も影響があつただろうと思われた中山間地から平野にかけての部分を調査した。 今後の天候次第で収穫が決まるか判断できる。今回の結果を今後の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 56	星川純一	H22.9.2	2,590	稲作状況調査(酒田、遊佐)稲作生育時低温のため生育状況調査(酒田市内10ヶ所、遊佐町 6箇所)	70km	51	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単にドライブしただけである、生育状況の考察もなく調査に値しない	前日同様に、最近の異常気象に見舞われた稲作の実態を調査するため、事前に山形県庄内総合支庁農林水産部、酒田市農林水産部、及び遊佐町に電話で被害の状況を調査した。気象の状況は、8月の成長期の最終段階に入った出穂期に適度な高温と日照時間が不足すると、収穫量が減少したり、米の品質が低下し、最悪の場合は販売できなくなる可能性もあるという。9月初旬は稻にとっては最も重要な時期でもあり、酒田市議高橋氏の立会いのもとに調査を行った。調査は鳥海山南麓から八幡地区、平田地区、松山地区、及び酒田市の平野部について行われた。今後の気象の状況次第で最悪の事態は防げる。また、水の管理等を徹底する方法が良好と思われる。今回の調査の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 57	星川純一	H22.9.3	11,100	地域振興調査(高畠町)山形市計画、焼却施設建設反対場所調査	300km	52	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、記載からすると上山市柏木地区の焼却処分場計画地のようだが、「高畠町焼却施設」などと記載し、全く調査していないことが明らか	山形市が管理運営する周辺自治体(上山市等)ゴミの処理を行う施設が老朽化し、また、ゴミ処理能力が低下したため、現在稼働している施設を建替える計画が山形市において示された。そして、山形市が中心となつて新設移転する予定の住民から反対の意見が示され、山形市議会で問題となり、山形県議会に移転反対の要望書が出された。移転予定地となった場所は上山市と高畠町の市境近くの場所である。事前に山形県生活環境部に電話で調査し、現地を調査した。場所は、上山市から高畠町に向かい、民間のリサイクル企業の工場がある場所であった。建設予定地となる場所は仮の印が示されており、問題視されてから多くの人が出入りしたと思われた。山形市のゴミ処理施設の移転問題については、山形市から遠く離れた酒田市に住む県民のところまでビラが配布されている。今後調査の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、上山市と高畠町の境近くを現地調査したことから、高畠町と記載したのであって、乙第52号証記載「高畠町焼却施設」は「上山市焼却施設」に訂正する。

## (別紙7-1) 支出費目4 (D類型(星川純一分))

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 58	星川純一	H22.9.8	3,330	農業問題調査(鶴岡、遊佐)夏期低温のため秋野菜などの生育状況調査(櫛引、西浜、藤崎)	90km	53	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単にドライブしただけである、生育状況の考察もなく調査に値しない	例年の夏場の気温は近年高温が続き、農作物の成育には非常に良好な気候となっているが、本年7月下旬から8月中旬にかけては最高気温が20度を下回るような時もあった。そして、日照時間も少なく、稲作はもちろんのこと、野菜の栽培にも影響があると言われている。事前に山形県庄内総合支庁農林水産部に電話で概要を聞き、遊佐町山間部から酒田市、鶴岡市中山間地に至る地域を見て回った。今回は特に、中山間地域に影響があると言われているため、低温や日照不足を直接受け易い露地栽培地を回り、作業中の農業者に直接聞いた。日本の南部の天候が良いため、すでに価格に差がついてきており、今後の天候により今年全体の収穫にも影響が心配される。この結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 59	星川純一	H22.9.9	2,590	企業動向調査(遊佐、八幡)電子関係、食品関係(遊佐TDK、八幡電子)	70km	54	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、企業訪問に過ぎない、調査に値しない	夏の天候が寒冷不順であり、一般に消費動向や企業の経営状況が、報道によると、夏の終わりは少し減速し、これから上向きに変化する予想である。実際に遊佐町ふらっと(産直施設)を訪問すると、産直の売上は例年どおりであるとの店長の談である。遊佐町TDKは親会社である金浦TDKの不調により、遊佐町では工場閉鎖であるとの話であった。また、八幡電子の高橋会長によると、関東地方の動きが活発化しているため、工場内は忙しくなるだろうとの予測であった。調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 60	星川純一	H22.9.11	1,850	地域振興調査(酒田)振興住宅地区の住宅建設状況(ゆたか町、曙町、こあら、砂越緑町)	50km	55	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単にドライブしただけである、調査に値しない	長引いている景気低迷を打破しようと、施策を提案する方法として、最も速効性があり、景気好転の影響が広いと言われている1つに住宅建築の振興がある。住宅建設は、その土台となるコンクリートや鉄筋、そして、屋根や木材、内装材や電化製品、水道関係、台所用品等々、最近は太陽光発電等も設置されるための利用、消費する分野が多岐多様に及ぶ。山形県や市町村も地元の木材を使って、地元建築業者、そして、在来からの伝統工法を使用する住宅を建築する場合は補助金を出して、建設を消費者である県民に促す施策を提案している。今回は、山形県庄内総合支庁建設部及び酒田市建設部に事前に建築状況を聞いて、酒田市、ゆたか町、曙町、こあら、砂越緑町を訪問し調査した。いずれの町も新興住宅地なので新築住宅は多数見受けられ、地元の人に伺っても、今後も近くで建築の予定があると聞いた。今回の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 61	星川純一	H22.9.12	1,850	海上関係調査(酒田港) 酒田港、浜中、宮海、宮野浦、十里塚の各海岸砂丘侵食状況	50km	56	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単にドライブしただけである、調査に値しない	今年は特に異常気象のためか、海流の流れが強いと漁業者が言う。これまで浜中海岸、十里塚海岸、宮野浦海岸、酒田港大浜海岸、宮海海岸等について海岸浸食防止の要望があったが、山形県ではその都度、計画的にヘッドランプやテトラポット等の設置を行い、浸食を防止してきた。今回は山形県庄内総合支庁建設部に電話で状況を聞き現地を調査した。宮野浦海岸では最上川の流れの影響もあり、毎年のように砂浜の形が変化するので予想が困難であることや、砂浜は流砂だけではなく、砂浜の草の影響もあると言われており、砂浜の草を大事に保護することも大切なことと実感した。今回の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 62	星川純一	H22.9.14	9,250	山形県予算内示会	250km	3 72	4a 4c	議員として当然の活動(例:事務所に出勤) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、議員としての当然の活動、政務調査ではない	午前中、県議会の自由民主党控室において開催された予算内示会に出席し、吉村知事、中村総務部長、森谷総務部次長、小柳財政課長出席の執行部から、9月補正予算案について説明を受けた。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 63	星川純一	H22.9.16	7,400	市街地活性化状況(山形)山形駅西開発、しま地区都市開発状況調査	200km	57	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単にドライブしただけである、調査に値しない	中小の都市の活性化が課題として取り上げられ、問題視される場合が多くなって来ている。大きな課題として、人口減少や少子化、そして、都市人口の流動化等があり、県だけでなく市町村も市街地の活性化には苦労している。酒田市からも要望があげているので、山形市の場合の駅前と嶋地区の都市開発の状況を調査した。山形市の場合は、山形新幹線の開業が駅前開発に一定の効果があった。しかし、嶋地区の開発では駅西に近いことや、近隣の市である寒河江市、天童市等との距離や、これまでの山形市の中心市街地への道路網に代表される車社会に適応した町づくりが、市街化の発展を促進している。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 64	星川純一	H22.9.17	2,960	道路河川調査(遊佐、八幡)月光川支流、日向川、荒瀬川支障木状況調査	80km	58	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単にドライブしただけである、調査に値しない	河川に植生する支障木は、放置するといつのまにか大木となり、そして川の水量が少ない時はあまり影響はないが、梅雨のときや台風、そして、最近の異常気象で起きたゲリラ豪雨等の時に、上流から流れ落ちる水の妨げとなり、時に倒木となり、川にかかる橋を破壊したり、また時には川の決壊を起こすこともある。従って日頃から、支障木を調査し伐採の計画を策定しておくことは非常に重要なことである。今回の調査河川は、いずれも距離が短いだけではなく、数多くの支川から形成されており、特に月光川は、源流を鳥海山に発し、源流から海まで数キロメートルであるものもある。従って地元からの要望の多い月光川支流の洗沢川や日光川、そして日光川支流の荒瀬川を調査した。いずれも平野部においては支障木は整備されているが、上流部では支障木の大きいものも見られる。今回の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4 (D類型(星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 65	星川純一	H22.9.18	7,400	文化財調査(天童、山形) 最上義光歴史記念館、出羽桜美術館、広重美術館施設老朽状況調査	200km	59	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、各施設ごとの特徴を把握している様子もなく、調査に値しない	山形県の美術品や歴史ある資料を展示する美術館や博物館は数多くあるが、所蔵品の中には歴史的にも文化的にも価値あるものを展示し、県内外の見学者を受け入れるには所蔵設備や展示設備を改善する必要がある。今回は山形県教育庁に電話で概要を問い合わせ調査した。特に維持管理そして改善、改築には財源を有するため、各館とも入場者数の減少に悩んでおり、入場料収入が減少すると維持管理費が困難になる。今回は最上義光歴史館、出羽桜美術館、広重美術館を調査した。今回の調査の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 66	星川純一	H22.10.9	12,950	農業(果樹・園芸)状況調査(高畠、東根) ラ・フランス園、りんご園、ブドウ園生育調査	350km	73	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、現地での調査は具体性なし	近年の本県農業の産出額は2,000億円程度であるが、米の産出額は10年間で3割減っている。その原因是、減反や米作農家の減少、そして高齢化等と思われるが、その半面、果樹(りんご、ラ・フランス、サクランボ、ブドウ、花き等)や野菜、そして畜産等が、米に変わる山形県農業を支える形に変化してきている。 今後農業人口が減るとともに高齢化するが、農業を支える環境に合わせた形の農作物や品種を選択することになるであろう。本県農業はこれまで幾多の困難を乗り越えており、これからも力強い農業が継続される。また、近年は農業の6次産業化として、食品産業とコラボし、ブドウ酒はもちろんのこと、ゼリーや野菜の加工品も産直には多く出品されている。今回は山形県農林水産部に概要を聞いて、高畠及び東根の園地を調査した。10月半ばになって、果樹も品種によって終わっているものもある。しかし、園地の前にいるブドウ農家の人に話を聞くと、本人の農業に対する意識は高いと感じた。今回の調査の結果を議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 67	星川純一	H22.10.10	2,960	農業(果樹・園芸)状況調査 藤島(柿、花卉)余目(ハウス野菜)生育状況調査	80km	74	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、露地栽培とハウス栽培の比較というが、具体的な記載もなく調査した様子がうかがえない	山形県農業の大きな産地を形成していた庄内農業は、すなわち稻作農業であり、米作りであった。特に米1俵が3万円代を継続していた時代は、庄内だけでも米産出額を1,000億円を維持していた。しかし、米が自由化され、米価が崩れるとともに稻作離れが進んで現在に至っている。しかし、依然として庄内の稻作は、規模からも新潟、秋田に匹敵する大水田地帯であるものの、近年、稻作農家は減反地や中山間地を利用して、果樹や園芸作物を栽培し、また、花き、ハウス栽培農家も増加している。事前に山形県庄内総合支庁農林水産部に最近の庄内農業の概要を聞き調査を行った。今年の夏は気温が低かったり、また、日照も少なかったりしたので、路地栽培とハウス栽培の比較で調査を行った。今回の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 68	星川純一	H22.10.14	9,250	JA山形総決起大会(山形テルサ)	250km	375	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、JA総決起大会への参加は政務調査とはいえない	13:30から山形テルサで開催された、政府による緊急的な米需給対策の実施と水田農業政策の確立を求めるJA山形総決起大会に出席したものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 69	星川純一	H22.10.15	6,660	学校関係施設調査(最上、真室川) 真室川小学校、高等学校耐震補強状況調査	180km	76	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、現地での調査内容は不明	地震国日本において、建築物の耐震補強は大変重要な事であり、その中でも公共施設は被災者の避難所になるため、他よりも早期に耐震補強されるべきである。特に学校施設においては、広域の地域の避難所に指定されている場合が多く、指定されていないところがないう場合には、逃げ込む場所になりうるので、耐震補強は確実に実施すべきである。今回は山形県庄内総合支庁に電話で概要を聞き調査を行った。真室川小学校においては、平成6年建築であり、昭和56年建築基準法改正に基づいて建築された安全安心が確保されており、他の学校もほとんど昭和56年以降の建築である。今回の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 70	星川純一	H22.10.16	5,180	地域要望調査(酒田、鶴岡) 鶴岡(七五三地区、湯田川、温海線、345号) 酒田(旧赤川排水箇所状況調査)	140km	77	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、何をどのように調査したのか不明	鶴岡市旧朝日村七五三掛(しめかけ)地区の地滑りは、積雪が多かった個所から起きたものであり、地盤の緩い斜面の水田のみならず、舗装された道路から徐々に広がって、民家も巻き込み七五三掛地区の家屋全てが入居できなくなり、地元住民はそれぞれ一時避難場所に避難した後、転居先に移ったと聞いている。 本県の概要を山形県庄内総合支庁に聞いて、鶴岡市朝日支所そして国の出先機関である農林水産省朝日出張所を訪問し所長より詳細を聞いた。このように上流からの地下水による地滑りはすぐには收まらず、たて坑のボーリングをして地下水を確認しながら対策を実施する。また、赤川排水箇所については、かねてから豪雨になり赤川放水路の水位が増加すると、一般道路が冠水するようになるため、酒田市議の田中氏と調査した。今回の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 71	星川純一	H22.10.17	4,810	雇用問題状況調査(酒田、鶴岡) 酒田北港工業団地(共同火力(株)、(株)ムヤマ)、八幡工業団地(阿部製材、庄内スケ)、鶴岡工業団地(高砂電子、マーベンジニアリング)、松山工業団地(休日出勤調査)	130km	78	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、企業訪問したわけでもないようで、どんな調査をしたのか不明	地域の景気動向調査によると、夏以後少しずつ上昇気運にある報道もあるので、事前に山形県庄内総合支庁経済部に雇用状況の概要を電話で聞いて、酒田北港工業団地、鶴岡工業団地、松山工業団地について調査。 酒田北港工業団地では常に酒田共同火力の社員は仕事上3交代勤務を行っており、順調である。鶴岡工業団地では、日野自動車のエンジンを作っているマーベンジニアリングが3交代勤務となっている。松山工業団地では休日出勤はない。また、八幡工業団地でも休日出勤はなく全体的にかつての多忙な状態にはなっていないと確認した。今回の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4 (D類型(星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 72	星川純一	H22.10.19	10,360	地域要望調査(山形、天童)七日町=自転車通行帯。天童=天童公園付近都市開発状況調査	280km	79	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、山形市七日町の自転車通行についてわざわざそれだけのため山形市に来る必要ない、天童公園も行く理由不明	山形県には、山形市七日町に自転車通行帯を設置することについて、賛否両論の要望が上がっている。現状について、県土整備部及び警察本部に事前に電話で聞いて現地を調査。道路幅が狭い所に道路の両サイドを仕切って自転車が通過できるようにポールを立てて、中心を車道、その外側を自転車、またその外側を歩道にしたものである。そもそも歩道を人と自転車が混在して通っていたが、歩行者が転倒したり、自転車と接触事故をたびたび起こすことが取り上げられ、歩行者と自転車を隔離することとなった。全国では種々の形態があるそうですが、当分の間様子をみることになった。 次に天童公園に道の駅と産直と一緒にした施設を作り、まちづくりをしていることである。公園には自然の空間を広く取り、地域の人と道の駅や産直を利用する人が同時に利用できる施設であり、足湯もあって沢山の人々が集まっている。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 73	星川純一	H22.11.3	4,440	防風雪施設調査(庄内、鶴岡)国道7号、112号防風雪設置箇所調査	120km	80	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、暴風雪施設調査というが単にドライブしたのみ、調査に値しない	冬期になると北西からの風が強く、降雪の季節になると道路には風による雪の山が出来上がり、大変危険になる。又、風雪は視界を遮り交通事故を引き起こすことになる。これまで国道7号線において「吹きだまり」のため車が渋滞になり、車に閉じ込められ死者を出した事故があった。このような事故を防止するために、毎年積雪の季節の前に道路北西部側に防雪柵を設置する。今回は山形県庄内総合支庁建設部に電話で聞いて国道7号線及び国道112号線の調査を行った。今回の調査の結果を今後議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 74	星川純一	H22.11.5	4,440	防風雪施設調査(酒田、遊佐)国道7号、県道344号、345号防風雪設置箇所状況調査	120km	81	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、暴風雪施設調査というが単にドライブしたのみ、調査に値しない	冬期になると風雪が強くなり、各所で吹きだまりが出来たり吹雪によって交通渋滞が起きたため、主要幹線はもとより、最近では通勤通学道路にも防雪柵が設置されている。特に今回は道路の移設計画がある国道344号を重点的に、国道345号等の調査を行った。防雪柵も初期に設置されたものは20年以上も経過しており、新しいものに見える要望が出されているところもある。そして、移設計画のある国道344号線は、市道には設置されているが移設予定道路には設置されていない。このため最も吹きだまりの出来やすい箇所となっている。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 75	星川純一	H22.11.6	8,510	冬期道路状況調査(天童、東根)東北中央自動車道状況調査	230km	82	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、道路状況調査というが単にドライブしたのみ、調査に値しない	積雪寒冷地においては、降雪期になれば除雪が行われる。主要幹線道路はほとんどが機械による除雪である。従って、道路の除雪面には突起物や変形があつてはならない。また、道路両サイドには、道路の境界を表示するポールがなければならない。特に積雪の多い山間部や内陸では確実に設置しなければならず、大変である。ほとんどが道路の通行をストップせずに除雪するため、かなりのスピードで除雪を行うため、突起などがあると排土板を損傷することになる。今回は山形県県土整備部に概要を聞いて調査を行った。道路境界ポールは完全には設置されておらず、これからの箇所もあった。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 76	星川純一	H22.11.7	9,620	冬期道路状況調査(寒河江、西川、大石田)国道347号、458号、287号道路状況調査	260km	83	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、道路状況調査というが単にドライブしたのみ、調査に値しない	国道347号、458号、287号については積雪の多い道路であり、そして道路も狭隘であるため、事故も起き易い箇所が沢山ある。かつては、融雪道路として道路中央部から地下水を流す設備もあったが、一冬を過ぎると損傷がひどくあまり設置されなくなつた。そのため、除雪する者としては排土板を損傷することもなくなったが、最近は側溝を大きくし、除雪した雪を側溝のグレーチング(ふた)を開けて落とす方式が多くなつていて。いずれにしても積雪前に準備しなければならず急を要する。サイドポールは徐々に設置されており今後更に進める。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 77	星川純一	H22.11.11	6,660	冬期道路状況調査(新庄、最上)国道47号除雪状況調査	180km	84	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、道路状況調査というが単にドライブしたのみ、調査に値しない	国道47号は太平洋側と日本海側を結ぶ最も重要な道路にもかかわらず、狭隘な箇所が多く、道路標識や道路標示をしっかり設備しないと事故が起き易い道路である。 山形県庄内総合支庁に道路の概要を聞いて調査を行った。国道47号の最上川を平行に走行する部分は、特に危険箇所が多く、山側は雪崩の起きる可能性が高い。また、雪崩防止用スノーシェッダー内は路面が凍り易いため、大型車が上部をスノーシェッダーに衝突し易く後続の車が事故に巻き添えになるケースが多い。そのような箇所は数多くあり、再三事故も起きている。近年になり計画路線であった高規格道路の石巻～酒田線の工事に着手している。危険箇所も対策をとっており、また、道路ポールも早めに設置している。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4 (D類型 (星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 78	星川純一	H22.11.13	3,700	地域要望調査(酒田)庄内エコ・プランニング環境保全状況調査	100km	85	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、庄内エコプランニングに行ったのかどうか、どんな調査をしたのか不明、調査に値しない	環境の保全や自然エネルギーについての关心が県民の間でも取り上げられる状況になっていることや、本県でも自然エネルギーで100万kWを発電する目標を計画している。このような状況の中でスポーツのための子供たちのグループや勉強するための教室は色々活動しているが、自然エネルギーや環境についての指導を行っているグループについて山形県庄内総合支庁に聞いて調査を行った。NPO法人として庄内エコプランニングがあり、日頃から子供たちを中心とする環境活動を支援しながら環境の勉強や自然に関する知識を教えることや、新しいエネルギー等の環境事業を行ったりして環境活動を広めることを積極的に庄内で行っているNPO法人である。今回の調査の結果を今後の議会での審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 79	星川純一	H22.11.16	3,330	建設業調査(酒田、鶴岡)(株)丸高、(株)平尾工務店、十和建設(株)、雇用状況調査	90km	86	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、企業訪問に過ぎない、調査に値しない	国の公共事業投資が激減するとともに山形県の公共事業も少なくなつてお、建設事業者が従来の新規採用を見送らなければならなかつたり、給料も据え置かれたり、もちろん設備投資ができず、少なくとも地元経済の活性化が図られないため、山形県庄内総合支庁に建設業界の概要を聞いて各企業を訪問した。ほとんどが訪問すると役員の方と面談することによって自社の状況と業界の状況が把握できた。やはり庄内の建設業者は、公共事業とともに道路や構造物の他に海の工事と言われる岸壁や防波堤等の工事があるため、内陸の業者よりも工事量が多い。そして、民主党政権になってからは、そのほとんどが少なくなった、そして、景気が冷えているため住宅建築も少なくなっていることである。今回の調査の結果を今後の議会での審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 80	星川純一	H22.11.17	4,070	冬期道路状況調査(酒田)国道344号、345号防風雪設置箇所状況調査	110km	87	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、道路状況調査というが単にドライブしたのみ、調査に値しない	冬期に北西風が強くなり雪が降ると吹雪となり、視界が悪くなつて交通事故が起きたり、また、最悪の場合、吹きだまりが出来て車両が動けなくなつたり、これまで風雪による災害は数多く起きている。そのような状況から、防雪柵の設置を行い、風雪による事故は激減している。 国道344号については、酒田市から最上新庄を通過し、また、秋田湯沢に抜けるコースであり交通量も増加している。また、積雪の多いとき以外は、雪崩等の危険がない限りは通行可能としているため、山間部にかけての防雪柵も完備する必要がある。また、国道345号線についても、鶴岡市から山間部に入るため、国道344号同様に防雪柵は必要となる。今回の調査の結果を今後の議会での審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 81	星川純一	H22.11.20	8,880	道路老朽状況調査(新庄、山形)東北中央自動車道整備箇所調査	240km	88	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、道路老朽状況調査というが単にドライブしたのみ、調査に値しない	本県の中央部を通過する東北中央自動車道は、まもなく米沢栗子峠をトンネルで福島県と結ばれることになり、やっと山形県と他県との高速道路の2本目が開通することになる。隣県福島県会津地方には大手企業も数多く進出しており、県議会議員として企業訪問を行うと、山形県と福島県が高速道路で結ばれることに、大きな期待を持っていることが理解できる。国道47号線から国道13号線、そして東根インターチェンジから東北中央道に入り上山インターチェンジまでの区間を走行してみると、少し連結部分が凹凸が大きい感じである。今回の調査の結果を今後の議会での審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 82	星川純一	H22.11.22	4,440	市街地活性化状況調査(酒田、遊佐)さかなびプロジェクト、酒田ローションボックス、遊佐鳥海観光協会	120km	89	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、ロケーションボックスは乙19、さかなびは乙27にもあり2回目のようなが、具体性なし、調査に値しない	少子高齢化や人口減少、そして景気低迷が続く中で、地域では車社会が進み、大型店は郊外に出店し、若い世代の住宅も新しく出来た新興住宅地に移動する。いわゆる都市の空洞化現象が次々と進んでいる。しかし、酒田市のような、かつて数百年も前から港町として、商工業を中心とした都市には歴史と伝統が数多く残り、旧市街地に住む人々は、旧市街地の復興を思い、市街地の活性化を行なうとしている。市民を中心に形成されたグループがさかなびプロジェクトであり、また、酒田ローションボックスであり、遊佐町においては、遊佐鳥海観光協会である。しかし、いずれも立ち上がりは若い人達が中心となり、グループに活力があつて活動も活発であるが、半年1年2年と時を経ると、人材が欠けたり、集まらなくなつたり、また財源が乏しくなり等の理由で継続が困難になつていている場合が多い。酒田ローションボックスは旧料亭「おばた」を再開しようと集まつたが混乱している。さかなびプロジェクトも当初まちなかを活性化しようという目的から、婚活の方に力を入れ始めていた。遊佐鳥海観光協会は町と一体となり、観光振興や鳥海山を中心に、ジオパーク認定のために活動を活発にしている。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 83	星川純一	H22.11.23	9,250	市街地活性化状況調査(山形、上山)山形駅前通り商店街、上山温泉駅前活性化状況調査	250km	90	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、山形駅前・上山駅前の市街地調査と言うが何をどう調査したのか不明、調査に値しない	人口減少時代を迎え、大都市に人口が集中する傾向はおさまらず、地方の都市は、特に商店街の人達は高齢化も重なり、来客を増加する方策に四苦八苦している。国でも地方活性化に力を入れたり、県でも地元の地域活性化計画をパックアップしている。 山形県の県都である山形市では、山形新幹線の開業に合わせ、山形駅ビルの改修、駅西の開発等に山形県も力を入れてハード部分を整備したが、仙台や関東などの中小都市と比較して、民間の財政力が乏しく、公的計画に追従できないことが弱点となっている。上山市駅前通り商店街も同様に山形新幹線開業の時に駅前を整備したが、温泉や上山城等の観光資源があるにもかかわらず活性化が進まない。もうすでに駅前大型デパートは閉店するような話もある。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4(D類型(星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 84	星川純一	H22.11.27	4,070	高齢者介護施設調査(庄内、酒田) 庄内立川老人センター、余目老人センター、やまゆり荘施設状況調査	110km	91	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、介護施設調査というが、内部に入って聴取した旨の記載もなく、調査内容不明、調査に値しない	庄内町は旧立川町と旧余目町が合併して出来た町であるので、各種施設は両町が合併前までに整備し活用していた。合併とともに庄内町となり、管理運営も新しい町に移動したものや、福祉法人とした継続しているものなど各種の施設が合併した庄内町に移行している。合併し庄内町となり合併特例債によって建築物等は新築されたものもあるが、人口減少や高齢化は改善されず進行している。老人福祉施設であり、老人を受け入れているやまゆり荘は、新しい介護システムによってしっかりと管理されているが、老人センターは町職員を配置しているにもかかわらず、地域の老人の集会場となっている。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 85	星川純一	H22.11.29	6,290	高齢者福祉施設調査(新庄、金山) 新庄あじさい、金山町地域包括支援センター施設調査	170km	92	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、福祉施設調査というが、事前準備もなく突然訪問で、施設概要を聞いたのみで、調査に値しない	山形県では介護保険法施行以来、高齢者福祉施設の整備に力を入れており、全県下ほぼ各地域毎に建設が進んでいる。特に高齢化率が高いと言われる新庄最上地域においても、高齢者の相談窓口となる包括介護支援センターも、ほぼ整備された。今回は新庄市にある高齢者福祉施設、あじさいを訪問した。施設は新しく、突然の訪問にも関わらず施設長に話を聞くことができた。やはり高齢化が進んでいくと、高齢者個人が心配し入所の状況を問い合わせする場合が多く、健康なうちに申し込みする人が増加することになる。そして、申し込みは1ヶ所だけではなく複数申し込むことになるため、待機者が増加し、あじさいでも80名ほどの待機者がある。また、金山町の包括介護支援センターでは、高齢者が健康なうちから病院への入院や通院状況まで把握することによって、福祉施設に入る順序を決める事になるため、センターが出来るまでは高齢者の情報は病院や施設が直接管理していたためミスマッチが多かったが、最近はスムーズに運営されている。今回の調査の結果を今後の議会での審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 86	星川純一	H22.12.11	4,810	企業状況調査(酒田、鶴岡)(株)齊藤農機製作所、東北電気鉄工(株)、(株)庄内シャーリング、(株)齊藤板金工業所	130km	93	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、企業訪問に過ぎない	年末近くになり、また景気の動向や求人動向が問題になりつつある。夏頃に景気回復傾向兆しがあると思われたが、製造業、特に中小企業の仕事が減っていると聞いている。齊藤農機製作所においては会長の話によると、大手企業からの受注が安定しており今後共不安な情報はない。齊藤農機製作所は日本の稻作づくりが安定していた頃は、農機具を専門に製造していたが、最近はあらゆる機械がIT技術を使った自動制御機械を組み込まれることになったので、IT機器を使った農機具や製造機械まで製造するようになっている。このように大手機械製造メーカーと一緒に仕事をやっている企業は事業が安定しているが、東北電機鉄工㈱と庄内シャーリングや齊藤板金工業所のように地元企業を対象とする企業は、年末になると突然仕事が集中し忙しくなる場合が多い。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 87	星川純一	H22.12.18	5,180	冬期港湾調査(酒田、温海)酒田港、米子漁港、早田漁港、小岩川漁港、漁獲調査	140km	94	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単に漁港を回ったのみで、調査に値しない	冬期になると日本海の沿岸は、シベリアからの寒気団による北西風が強くなり、小型漁船は陸岸に上げられ、船台に上げられる。中型大型の漁船は、12月末から2月中旬にかけて、ハタハタ漁や好天が見込まれるときは飛島沖まで出漁し、タラ漁を行う。近場の岩では波浪が少ないとときは、岩のりを探取し、年末年始用のなべ料理や、タラ汁用に市場に出荷する。米子、早田、小岩川等では小型船が多いため、早々に陸上に固定されており、冬支度が出来上がっている。酒田港では年末年始にかけて、中型船以上は、タラ漁の準備に余念がない。海上予報によると、年明けには海も穏やかになり、タラ漁も期待できると言っている。今回の調査の結果を今後の議会での審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 88	星川純一	H22.12.19	5,920	冬期港湾調査(鶴岡、酒田、遊佐)鼠ヶ関、大岩川、小波渡、加茂、酒田、女鹿の漁港調査	160km	95	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、単に漁港を回ったのみで、調査に値しない	冬期の日本海沿岸は北西風の風雪に見舞われ、波も6~7mに及ぶようになる。波の花と呼ばれる、北風が強い日が続いた時に海水が泡立って起きる現象で、海水で出来た泡が、海岸一帯の道路等を覆い冬の名物ともなっている。特に庄内海岸の南部、鼠ヶ関、大岩川、小波渡等で見られる。今年はまだ一度ぐらいしか現れず、例年より穏やかな海上ではないかといふ漁師もいる。鼠ヶ関の県漁連絡所長によると、今年のタラ漁は期待できるのではないかという予想である。最近は2~3年間、海の状態(穏やかで船が出港できる状態)が漁期とずれたり(1月~2月初め)大漁な時が多く、出荷量が落ち込んでいた。また、吹浦漁港の伊原漁協によると、秋田県で種の保存のため山形県漁協でも協力し、冬期のハタハタ漁を取りやめている。今回の調査の結果を今後の議会での審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 89	星川純一	H22.12.22	4,810	防雪柵設置状況調査(庄内、松山、八幡、遊佐)国道345号、344号、県道40号、60号	130km	96	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、防雪柵調査というが単にドライブしたのみ、調査に値しない	国道345号線及び国道344号線の主要路線では、防雪柵及び道路側帯標示ポールが概ね設置されている。しかし、国道344号線及び国道345号線を結ぶ県道60号線や国道7号線、及び国道345号線を結ぶ県道40号線等は、これまで道路交通量はあまり多くなかったが、特に県道40号線は都市計画道路として、また、横断している高速道路日本海東北道にインターチェンジができる予定もあるので、防雪柵の設置要望が出ている。今後高速道路の延伸や、高規格道路が整備されるときは交通量が増加する可能性が予想されるため、冬期交通の安全のために益々地域要望が多くのなる。今回の調査の結果を今後の議会での審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4(D類型(星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28 90	星川純一	H22.12.23	9,620	防雪柵設置状況調査(真室川、最上)国道344号、13号、47号防雪柵設置状況	260km	97	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、防雪柵調査というが単にドライブしたのみ、344号線は二日がかりであるが、調査に値しない	国道344号線は、冬期になると雪崩の危険や降雪が多く、除雪が遅れるときは一時通行止めになるが、通常は通行可能になってきた。酒田北港に誘致された車のリサイクル企業が、東北一円に工場を持ち、トラックを最短距離で走行させるため、利用が活発である。国道344号線は国道13号線にアクセスしていることや、そのまま高速道路にもアクセス出来るので利用価値が高まっている。 今回は山形県最上総合支庁道路計画課に電話で概要を聞き、現地の状況を調査した。防雪柵の設置状況は、庄内地方と異なり積雪が2~3mにもなるため、除雪や排雪に支障にならないよう道から離したり、間隔をあけたりする手法が見られた。国道13号及び国道47号の最上側については、同様の形態が確認できた。今回の調査の結果を今後の議会での審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 91	星川純一	H22.12.28	5,920	河川・砂防状況調査(金山)金山川、真室川支障木調査	160km	98	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、河川・砂防調査というが具体的な調査内容不明	金山川は神室ダム上流から流れ出て、一度神室ダムを経て、再び神室ダムの水を得て、金山町内を通過して、真室川と合流し鮭川になり、数多くの支流と合流し、最上川に入る河川である。一方真室川は、秋田県境に近い金倉山を源流として、数多くの支流と合流し、鮭川となり最上川に入る河川である。山形県最上総合支庁に概要を電話にて聞いて調査を行った。いずれも梅雨や台風の時にまとまった雨量があるときは、川の水量も増加し、川らしくなるが、夏期や冬期の水が少ないときは水無川となる。これまで再三上流部の支障木の処理や、川底の浚渫の要望を受けているが、最近は徐々に要望に応じている。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 92	星川純一	H22.12.29	4,810	河川・砂防状況調査(鶴岡)三瀬、鈴、暮坪漁港周辺砂防	130km	99	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、河川・砂防調査というが単に漁港を回ったのみ、漁港や川で釣りでもしているのか	冬期になると日本海沿岸は北西風と風雪が強く、同時に沿岸を襲う波は6~7m以上になり、防波堤も古くなると破壊されてしまう。三瀬、鈴、暮坪漁港も、戦前や戦後まもなく整備されたが、その後防波堤等もくずれたり、港の中も砂がたまり不備が目立っていたが、昭和年代の後半から平成にかけて、山形県漁協や全国漁場漁港協会が中心となり、改修要望を続けた結果、計画的に漁港の整備や、その周辺の改修を進めた。事前に山形県庄内総合支庁に電話で概要を聞いて調査を進めた。冬期にも中小の港でも平穡な時は出入港できるようになっている。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 93	星川純一	H23.1.3	7,400	地域状況調査(朝日町)急傾斜地雪崩防止柵設置箇所	200km	100	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、287号線の交通量調査というが、具体的な調査内容、結果なし	国道287号線沿線を中心に調査をすすめるため、雪の少ない時期の交通量の調査を行った。事前に山形県村山総合支庁に概要について電話で聞いて、村山総合支庁が独自で作成した管内図によって、事前に砂防指定地や地滑り防止指定地、急傾斜危険区等を調べたのち、その地点を中心に調査を行った。 国道287号線は、村山地区と置賜地区、そして山形地域を結ぶ重要な道路であるが、時々雪崩やがけ崩れをおこして、通行止めにしなければならない地盤の不安定なところである。これまでも、雪崩防止や土砂災害の防止について要望が出され、山形県としても中長期の計画に基づいて整備を進めてきている。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 94	星川純一	H23.1.7	1,480	地域状況調査(鶴岡市)旧朝日村雪崩防止柵設置箇所	40km	101	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、地域状況調査というが単にドライブしたのみ、調査に値しない	県道349号線鶴岡村上線沿線及び国道112号線沿線を中心調査を行った。事前に山形県庄内総合支庁に電話で概要を聞き、また、庄内総合支庁管内図によって現場を確認し調査を行った。 県道349号線沿線は、旧朝日村役場付近から平野部のスノーシェッドが設置されている箇所からは両側の傾斜が迫っており、積雪が多くなると危険性が高くなる。 また、傾斜の岩肌が露出しているが、管内図には旧傾斜地に指定されていない箇所がみられる。また、国道112号線についても、平地ではあまり危険性は感じられないが、山間部に入ると道に岩肌が迫っているところは、雪崩か土砂崩れの危険性が高いのではないかと考えられた。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 95	星川純一	H23.1.12	1,110	地域状況調査(庄内町)安藤建設(株)、有・安藤組、(株)ひさげ運輸調査	30km	102	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、企業訪問に過ぎない	公共事業費の削減が影響して、景気の回復が県民の消費動向につながらなかったならば県民に活気が出ない。県政の一端を担当する者として責任を感じる気がする。しかし、日本の地方自治の大半は、国の予算依存型であるので、国政の運用の仕方によって、地方自治の財源は大きく左右される。 山形県予算約6000億円のうち約5000億円までは何らかの形で国に依存している。その中でも公共事業費の削減は、国道や海岸の工事など大きな土木建設工事費のほとんどは国直轄工事となり、地方の土木建設企業の仕事の大きな部分を占める。従って地域の景気動向にも直ちに反響する。 今回は建設土木業の安藤建設(株)、有・安藤組、(株)ひさげ運輸の役員等に話を伺った。一様に先の見通しの明るくないことを訴えている。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4 (D類型(星川純一分))

項目 番号	議員氏名	支 出 年 月 日	支 出 額 (円)	支出内容	走行 距離	乙 号 証	違法 分類	内 容	違法である事情	被告側の反論
D 28 96	星川純一	H23.1.13	1,480	地域状況調査(遊佐町内)齊藤工業、竹本産業(株)、庄司建設工業(株)、赤塚建設工業(株) 調査	40km	103	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、企業訪問に過ぎない	県政を担当する者として、現在のインフラの整備のあり方が時々論議になることがあり、本県の高速道路の整備率は60%弱である。全国の整備率が75%を超えるようとしている時代にあまりの格差である。関東や関西だけでなく、隣県秋田県でも高速道路の整備率は75%を超えるようとしている。やはり国県市町村が、国土形成に一体感を持って政策を実行しなかったからなのか、責任の一端を感じることがある。 山形県の景気動向が、土木建設業の工事の大小にかかっている部分があることは、当たっていけるような気がする。今回齊藤工業、庄司建設工業、赤塚建設工業を訪問し、役員の方々の話は一様に厳しい状況にある。竹本産業は食品産業であるのであまり景気に左右されず、良好な経営を維持している。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 97	星川純一	H23.1.14	740	企業状況調査(酒田市内)和光食材(株)、袖浦農協、東北銘醸(株)、調査	20km	104	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、企業訪問に過ぎない	全国的に景気が低迷しているが、山形県も例外にもれず製造業をはじめとして、建設運輸等、あらゆる業種の動きがにぶい。特に寒い冬に加え、公共投資が抑制されているため影響は大きい。ジャンボジェット機が日本の空を飛んでいた頃は、東北地方の景気動向をジャンボジェット機の後輪に例えていた。 東北の景気は、日本の景気が上がる最後の頃に上がり、全国の景気に陰りが見えるとすぐ下がることを意味しているそうである。とにかく、関東地方の動向もそんなに景気が回復しているとは言えない。今回は事前に山形県庄内総合支庁に概要を電話で聞いて食品産業を中心に訪問した。山形県では食品産業は、県内の動向に関わらず堅実な経営を維持している。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 98	星川純一	H23.1.15	2,960	河川調査(温海町)小国川、温海川周辺危険箇所調査	80km	105	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、河川調査というが「場所が散見」などとするのみで、具体的な調査内容不明	山形県の河川は全般に急峻で山間をぬって流れ、そして内陸ではほとんどが最上川の支流であり、遠くは米沢と福島県の県境から小さな川が合流し、最上川となる。しかし庄内平野では、西方を日本海に面しているため、最上川の支流以外は直接日本海に流れて出る。従って流れも早く、高低差も大きいので河川周辺の土砂を削り易く、毎年雪解け以降、地盤が緩み土砂崩れや雪崩が起きている。従って時々状況を調査することは重要なことである。今回は山形県庄内総合支庁に概要を電話で聞いて調査を行った。 本県が指定した地滑りや急傾斜地以外でも危険と思われる場所が散見された。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 99	星川純一	H23.1.17	1,850	高齢者福祉施設調査(遊佐町)松濤荘、ゆうすい施設 老朽状況調査	50km	106	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、福祉施設調査というが、現地での具体的な調査内容不明	山形県の社会福祉事業団の設立は、昭和40年でありその歴史は古い。そして事業団発足と同時に建設された施設は数多くあるが、その一つは松濤荘、ゆうすい施設老朽化である。本県社会福祉事業団は全県下に広く社会福祉施設を建設し、障害者や高齢者から診療所までも運営管理している。高齢化社会を迎えて、介護保険法や障害者自立支援法等が整備され、地域の要望や福祉をとりまく状況は大きく変化している。 特に阪神淡路大震災を受け施設の耐震化を随時実施することとしている。そしてH21年度に改築し、S56耐震基準に適合した建物となり、態勢も新たに運営し、入居希望者が増加し待機者がすでに200人を超過しているとも聞いている。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28 100	星川純一	H23.1.25	1,850	福祉施設状況調査(立川)立川厚生会山水園施設利用、老朽状況調査	50km	107	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、福祉施設調査というものが多いが、いずれも現地での具体的な調査結果もなく調査内容は不明で、現地に行ったか疑問である	山形県も全県的に高齢化率が25%以上になろうとしている。つまり4人に1人が65歳以上となりつつある時代であり、それに伴い、高齢者用の福祉施設も待機者が増加している。また、介護保険法施行以前に建設された施設は、老朽化が進んでいるものもある。そして地域の要望は一段と多くなり、デイサービスや包括介護支援センターも併設しているケースも多くなってきている。特に最近の傾向として、土木建設業者や不動産業者等も本来の業務とは別に高齢者福祉事業を始めている。 従って山形県の社会福祉事業団が運営するよりも、民間法人の運営する福祉施設が多くなっているようである。今回は庄内町の特別養護老人ホーム山水園の施設長を訪問した。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4 (D類型(星川純一分))

項目番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28101	星川純一	H23.1.26	2,220	地域状況調査(戸沢村)最上川舟下り、高麗館、ぽんぽ館施設利用状況調査	60km	108	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、地域状況調査と言うが、当該箇所についての具体的な言及なし	近年山形県でも高速道路の建設が進むにつれて、これまでの幹線国道の整備も並行して進めているため、県内各地から道の駅の設置についての要望の声が上がっている。県内にはこれまで、自然発生的に地元生産の農産物を販売する地産地消のための産直施設が、JAや自治体主導で各地に次々と完成し、現在も引き続き販売を行っている。これまで産直施設を「道の駅」として登録して運営している施設もあるが、今回の高麗館は、当初最上川の蛇行が厳しい地点である、戸沢村古口地区の地すべり箇所の国道の改修工事に、県と村が同時に進行し、当時友好都市であった韓国の代表的食品も発案され、建物も韓国風の高麗館として発足した。そして道の駅として運用しているが、道の駅は国土交通省が基準を決めており、例えば、道路情報や観光情報や緊急医療情報、そして水洗式便所や駐車場の大きさ、また、歩道はバリアフリー化や、電話や決められた案内看板と案内人等の配置等が決められており、傾斜地を利用した特徴ある道の駅となっている。また、近くには最上川舟下りの施設もあり、同時に観光施設としても活用している。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28102	星川純一	H23.1.31	1,110	地域要望調査(酒田市)国道344号安田地内路線要望調査	30km	109	4b 4c 5a	陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、陳情に関する調査のようだが、具体的な調査内容不明	国道344号線の路線変更問題は、約30年前から問題となり、今日に至ってもまだ決着が付いていない。今回も安田地区住民より要望があり、安田地区自治会役員である池田氏、そして酒田市議の高橋氏の立会いの下、現在ある国道344号線と、新しく移設されるであろう路線の合流地点について、民間の家屋と重なるところがあり、どのようにするかを現場立会いのもと調査を行った。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28103	星川純一	H23.2.1	1,110	地域医療対策調査(酒田市)酒田市民健康センター、酒田医療センター 医療対策調査	30km	110	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、医療対策調査というが、具体的な調査内容不明	日本海総合病院の完成以来、医療関係の組織の改編が行われている。特に病診連携を進めために、県民の診療所における診察機能を充実するとともに、2次医療圏の中核病院である、日本海病院への患者の紹介を行い、重症患者を集中的に中核病院で治療し易くする。そして、定期的な健康診断については、主に酒田市民健康センター等で行えるようにする。また、これまで総合病院として、長い間、酒田市民の中核的病院として治療に当たってきた酒田市立病院は、その機能を日本海病院に移し、専門的リハビリと長期療養のための病院に移行する。事前に山形県庄内総合支庁に概要を聞き、それぞれのセンターの調査を行った。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28104	星川純一	H23.2.2	1,480	地域雇用対策調査(遊佐町)遊佐町役場、ハローワーク雇用対策調査	40km	111	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、雇用対策調査というが、具体的な調査内容不明	昨年夏に景気回復が予想されたが、新しい年が明けても景気が良くなる気配は見られず、雇用状態は依然として好転の兆しはない。特に新規学卒者の状況は厳しい。酒田ハローワークも同様なコメントであり、遊佐町を訪問すると、町内にあった大手電子産業が撤退することが決まっており、今後の対策を早急に考えている。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28105	星川純一	H23.2.5	1,480	企業雇用状況調査(遊佐町)東日本液体物流(株)、東北旭段ボール(株)、雇用対策状況調査	40km	112	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、企業訪問に過ぎない	山形県内の景気動向よりも、庄内北部は景気動向や、雇用情勢は更に悪いと思われる。そこで、遊佐町にある県外資本であり、誘致企業である東日本液体物流、東北旭段ボールの役員の方々に景気の現状と、春の新規学卒者の採用状況を調査した。東日本液体物流は、ほとんどが大型タンクローリーによる石油類の製油所からガソリンスタンド等への輸送業務になるので、本社において採用され、ほとんどが大型免許と危険物免許等を持っている方が入ってから免許を取得出来る人を採用するので本年の採用はない。東北旭段ボールは高卒者2名採用する。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。  なお、訴状中「東北ダンボール」は、乙第2号証のとおり「東北旭ダンボール」である。
D 28106	星川純一	H23.2.8	2,960	地域教育関係調査(温海町)福栄中学校、念珠閣中学校老朽状況調査	80km	113	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、教育関係調査というが、これも学校での具体的な調査内容不明	阪神淡路大震災以後、昭和56年度建築基準法による耐震基準を超えていた建築物が、震災において被害がなかったり、大きな被害を受けなかったことが立証されたため、国では全国の建築物を昭和56年度耐震基準以上の建物にするよう指導している。山形県でも補助金を支援して、一般住宅から公共建築物まで早急に改善するよう指導している。特に学校は県内各地域にあり、ほとんどが緊急避難所として指定しているため、他より早めに耐震化が図られるよう重要視している。旧温海町は、すでに、鶴岡市と合併し戦後間もなく建築された中学校や小学校は近隣の中学校、小学校と統合し、新しい名称と校舎も新耐震基準のものに新校舎に改築移転される予定であることを現地鼠ヶ関中学校及び福栄中学校において調査した。今回は山形県庄内総合支庁に電話で聞いて調査を行った。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。



## (別紙7-1) 支出費目4(D類型(星川純一分))

項目 番号	議員氏名	支 出 年 月 日	支 出 額 (円)	支出内容	走行 距離	乙 号 証	違法 分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28107	星川純一	H23.2.9	1,110	企業雇用調査(酒田市)Aコープ庄内、ヤマザワ、企業雇用状況調査	30km	114	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、雇用対策調査というが具体的な調査内容不明	全国的な景気低迷に伴い、ほとんどの企業が事業の先行きの不透明が強いため、社員新規採用を控えている。もし人手不足になつたり、定年退職者が出ても嘱託社員や派遣社員を充当するなど、新規正社員を増やさない方法で業務を行つてはいるようである。このため新規学卒者は公務員志向が強く、さもなければ準公務員と言われる公社や、協会等を受験する者も多い。商工会議所の役員やハローワークの所長も、各企業を訪問し採用を依頼している。Aコープ庄内や、ヤマザワは食品販売業であり、あまり景気に左右されないと考えるが、やはり他企業同様に業績が下がっており、採用は控えている。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上について調査を行つたものであり、政務調査活動に該当する。
D 28108	星川純一	H23.2.12	1,850	地域要望調査(遊佐町)日向川支障木伐採箇所調査	50km	115	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、支障木調査というが具体的な調査結果もなく、現地にいったのか疑問である	山形県の河川は、内陸部はほとんどが最上川の支流となっており最上川に流れる。庄内地方の最上川は最上川や赤川の支流以外は、ほとんどそれぞれの川が直接海に注ぐ。従つて単独で海に流れる川は、日頃はあまり水量もなく、秋には鮭の産卵の適地となる。 日向川の支障木の伐採や岩石の除去は日向川漁協の総会において時々要望される。冬期は支障木は葉もなく直接木の太さや、大きさを調査できるので適当である。しかし積雪があまり多い所は少し離れて見た。 日向川は酒田市刈屋付近で2本に別れ、本流は日向川として草津や升田から鳥海山へ向かう。 日向川本流は平野部を過ぎると、急に支障木及び川底の岩が多くなり、山間部に入るとほとんどが支障木である。川の周辺は急傾斜地に指定されてないところでも、いつ崩れてもおかしくないところである。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行つたものであり、政務調査活動に該当する。
D 28109	星川純一	H23.2.14	1,480	道路要整備箇所調査(八幡)国道344号、345号、除雪状況調査	40km	116	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、道路調査というが、一般論を書くのみで、冬期に現地に行つたリアルさはまったくない	国道344号線は国道47号線の代替道路としても、また庄内地方と最上地方や、秋田県、宮城県につながる重要な道路であり、近年全線が舗装され、土砂崩れ防止柵、雪崩防止柵等の道路を安全に使うための設備が整備されつつある。まだ一部整備要望の箇所が残っているものの本来の目的に使用できる道路になりつつある。しかし中山間地にまだ旧傾斜指定地があるなど、トンネルを使って回避しているが完全とは言えない。除雪する道路として、山形県最上総合支庁の担当する箇所、そして山形県庄内総合支庁が担当する箇所があるが、いずれも非常にすぐれた除雪技術によって除雪するので、よほど豪雪の冬期でない限りは閉鎖しない。また国道345号線は国道7号線を補完する道路として、出羽丘陵の裾野を通り、山間部を通過して温海地区の国道7号線につながる道路である。平野部は積雪も少なく、除雪も問題ないが、山間部に入るとき傾斜指定地の箇所もあり、道路幅も狭くなっているところがある。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行つたものであり、政務調査活動に該当する。
D 28110	星川純一	H23.2.16	2,220	河川調査(遊佐町)月光川、日向川整備箇所調査	60km	117	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、河川調査というが、これも一般論を書くのみで冬期に現地に行つたリアルさはない	月光川は鳥海山を源流とする数多くの支流が合流している川である。本流は途中で月山ダムによって水量調整されているが、整備要望は数多くある。支障木の伐採や川底の掘削はもちろんのことである。 山形県でも年度計画によって整備を進めている。しかし、古くは戦前から開始された砂防ダムの土砂の除去や、曲がりくねた川の流れの修復はなかなか進まない。最近は特に全国で起きた急峻な川の土砂流による、人身事故が多発しているため、再三にわたり上流まで調査しているが、国土交通省の基準よりも自然の雨量が異常な豪雨をもたらすため、抜本的な対策をとれない。 日向川においても急激に曲がっている箇所は多くあり、数年に一度道路が流されたり、田や畑に土砂や岩石を上げ、農作物に被害を出す。少しづつ整備は行われている。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行つたものであり、政務調査活動に該当する。
D 28111	星川純一	H23.2.19	2,960	漁港調査(温海)暮坪漁港、米子漁港、温福漁港 漁獲調	80km	118	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、漁港調査というがこれも現地に行つたとは思われない記載	これまで各漁港ともに上屋中心に整備されてきたが、平成年代になってからは予算も計画的に交付され中小の漁港である暮坪、米子、温福の各漁港でも防波堤や砂防堤、そして合わせて護岸や岸壁なども整備されている。特に漁港の付近を国道7号線があるため、漁港の整備は道路整備と重なる部分もあり、最近になり漁港の整備も完成に近くなってきた。しかし最近の海上も、陸上とともに異常気象によって発生するする波が数百トンもある岸壁を、基礎から破壊する場合もある。今回は山形県漁連鼠ヶ関包括支所を訪問し所長より概要を聞いて現場を調査した。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行つたものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-1) 支出費目4(D類型(星川純一分))

項目・番号	議員氏名	支出年月日	支出額(円)	支出内容	走行距離	乙号証	違法分類	内容	違法である事情	被告側の反論
D 28112	星川純一	H23.3.17	1,480	企業動向調査(酒田市、八幡・松山)(株)阿部製材所、大沢製材所、(株)ヤマシ 企業動向調査	40km	119	4c 5a	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等 「視察」とするが、仮に存在したとしても内容不明で自家用車で移動したに過ぎないもの	資料なし、企業訪問に過ぎない	日本に南洋材や北洋材が入るようになってから、国産材の活用をすることがなくなり、日本の森林は整備されなくなり、次第に荒廃し間伐も行われず、土砂崩れや水害をもたらすようになっている。庄内地方でもかつては製材企業が沢山あったが、酒田市でも数えるぐらいの企業が残っているだけである。今回は数少ない製材会社を訪問し、役員の方に最近の動向と従業員の雇用状況について聞いた。阿部製材所については、外材も国内産材も広範に商品を取り入れているので、景気が戻れば経営が好転する。また大沢製材については、見通しはあまり良いことであった。社員の雇用については、定年者の補充で採用するときがある。株)ヤマシンも他製材業者同様に山形県の住宅建築数が激減したバブル崩壊、そしてリーマンショックの後影響を受け、一時期廃業を考えたが、県産材を使用した製材を行っていたため地元建築業者に販売できており、事業を継続している。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
D 28113	星川純一	H23.3.18	740	地域要望調査(酒田市)浜中地内、松山地内 側溝状況	20km	120	4b 4c	陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	陳情の調査である	今回の調査は、地域住民より市議会議員高橋氏及び、自治会長から整備要望箇所の調査である。浜中地内については、県道357号沿線の畑に、雨天時雨水が流入すること、松山地内については、地見興屋小前の集落から水田を通る側溝が、素掘り側溝であるため、コンクリート製に改修要望である(自治会長要望)。いずれも現地確認調査を行った。今回の調査の結果を今後の議会の審議の参考とする。以上の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## (別紙7-2) 支出費目4(D類型(阿部賢一分))

(調査研究費)自家用車利用 37円×km

項目・番号	職員氏名	違法分類	支出年月日	支出額	支出内容(件数)	走行距離に基づく計算式	原告の主張	被告の反論
D 35 1	阿部賢一	5a	2010/04/01	4,514	積雪状況に伴う農作物状況視察 天童→山形→西川	37円 × 122 km	面談相手と面談したことを裏付ける資料なし。実際に「視察」したのか疑問。	大雪による積雪の状況で春の農作業への障害と大雪被害調査のため、農業作物状況視察を行った。各地区(特に豪雪地帯)での大雪による残雪の多さが、農作業への影響が大であった。その為、被害防止とスムーズな農作業の為、県として融雪剤への補助制度をはかるべきと訴え、後年実現した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D 35 2	阿部賢一	5b	2010/04/02	2,812	県職員人事異動で県庁総務人事課意見交換	37円 × 76 km	4/2の時点で、「政務調査」の目的の「意見交換」がなされたというかは疑問。この行動が現にあったとしても、単なるあいさつ目的ではないか。	前年度に施策や要望をしていた職員の異動に関して、引き続き施策展開や要望実現のため意見交換を行った。異動による引き継ぎの有無と後任者との意見交換や要望を行ない、実現に歩み出し、成果があった。以上のことから政務調査活動に該当する。
D 35 3	阿部賢一	5b	2010/04/03	3,589	山形総合支庁長と意見交換。寒河江市内果樹農園視察。山辺町内農業農地視察	37円 × 97 km	政務調査目的の意見交換なのか疑問。「山辺町面会なし」との記載からしても、この政務調査目的による活動なのかは疑問。なお、この日は土曜日である。	凍霜害の有無とさくらんぼのつぼみ状況を視察するため、寒河江市内果樹農園視察、山辺町内農業農地視察を行った。雪害による一部枝折れと低温による一部つぼみに異常あり。今後の開花時に霜害防止啓発。村山総合支庁長とDMVの可能性について意見交換を行った。DMVの実現に向けて県の積極姿勢に結びついた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D 35 4	阿部賢一	5a	2010/04/04	4,070	大江町内県道視察 西川町→貫見→間沢間	37円 × 110 km	政務調査目的としての「視察」なのは極めて疑わしい。添付された資料の発行日はH23.12.10である。	県道貫見・間沢線の改良と安全柵の設置、主要県道大江西川線の改良促進のため、県道視察を行った。西川町沼山地区(県道貫見間沢線)の改良工事が実現、大江町貫見地区(主要地方道大江西川線)の改良工事が促進した。以上のことから政務調査活動に該当する。なお、資料は主要地方道大江西川線に関するものである。
D 35 5	阿部賢一	5a,5b	2010/04/05	3,885	積残雪状況調査 大井沢→小山。県商工労働観光課にて意見交換	37円 × 105 km	政務調査目的としての「調査」「意見交換」がなされたというかは疑問。「調査の成果」は、この行動による成果と評価することはできない。	大雪と雪解け遅れによる山菜収穫への影響が心配との西川町玉貴社長より電話があり、現地調査と山菜を生かした中山間観光のあり方と施策展開について、意見交換を行った。雪解けが遅く山菜の出荷に影響あり。更に山が荒廃しており収穫人の不足がある。県として、貴重な山菜とそれを生かした観光開発(山間地)の施策展開に動いた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D 35 6	阿部賢一	5b	2010/04/06	2,812	県商工労働観光課にて意見交換	37円 × 76 km	面談相手が前日と同一であり、その「意見交換」の目的は異なるが、連日の面談の必要性はそもそも疑問。	月山春夏スキー場の活性化を目指して、意見交換を行った。5月連休前に春の除雪を完了させてもらい、県外からのスキー客が増加し、各方面に活性化が見られた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D 35 7	阿部賢一	5b	2010/04/07	2,812	村山総合支庁にて道路積雪状況と除雪についての意見交換	37円 × 76 km	面談による意見交換の必要性に疑問がある。	月山春夏スキーのオープンのため、連休前に終了する除雪を確立するため、意見交換を行った。例年より10日前に除雪が完了し、連休前にスキー場がオープンした。以上のことから政務調査活動に該当する。
D 35 8	阿部賢一	5b	2010/04/08	4,181	村山市西瓜農園の作付状況調査→山形土地改良区建設業界にて意見交換	37円 × 113 km	面談の裏付資料なし。実際にこの行動が存在したか、政務調査目的と言えるか疑問。	西瓜栽培面積の増加を調査するため、村山市西瓜農園の作付状況調査を行った。スイカの県内普及が進んだ。大江町では急速に栽培者が増加した。水田畑地化への技術面と経費について、山形土地改良区にて意見交換を行った。また、畠地化と荒廃農地復旧の県施策の展開が見え始めた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D 35 9	阿部賢一	5b	2010/04/09	2,812	県農林水産部にて融雪状況における農作物の育成状況についての報告と意見交換	37円 × 76 km	政務調査目的としての意見交換なのか疑問。面談を裏付ける資料なし。	近年の大雪、豪雪による農業への影響軽減を調査するため、融雪状況における農作物の育成状況についての報告と意見交換を行った。調査の成果等は、大雪、豪雪時における果樹園、水田への融雪剤助成制度の確立である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D 35 10	阿部賢一	5a	2010/04/10	3,219	気温低下における農作物の育成状況調査 河北町～東根市	37円 × 87 km	面談の裏付資料なし。政務調査目的としての「調査」であるか疑問。	凍霜害の被害調査と今後の対応を調査するため、気温低下における農作物の育成状況調査を行った。さくらんぼの生育状況と凍霜害について調査と対応策の意見交換を行った。県として防止策について、防止施設の普及に助成した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D 35 11	阿部賢一	2a	2010/04/11	4,181	建設業界の現状調査と意見交換 河北町→西川町。山形市内岸宏一参院議員事務所にて意見交換	37円 × 113 km	同上。政務調査目的としての意見交換がなされたのか疑問。この日は日曜日である。	西川町志津から月山ロープウェイまでの県管理道路の除雪と、月山周辺の高速、国道の維持作業を調査するため、建設業界の現状調査と意見交換を行った。また、観光振興と地域活性化について、岸宏一参院議員事務所にて意見交換を行った。調査の成果等は、観光道路の除雪の前倒し実現と豪雪地帯での道路維持の進捗実現である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D 35 12	阿部賢一	2a	2010/04/13	2,812	夜間 山形市内 岸宏一参院議員事務所にて意見交換	37円 × 76 km	面談の裏付資料なし。面談の相手からして、政務調査目的であるか疑問。	県政での自民会派の協力体制の確立と農業会議県会長としての農業後継者育成について、意見交換を行った。調査の成果等は、スムーズな議会運営実現と新規農業従事者の増加である。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	13	阿部賢一	5b	2010/04/14	1,480	山形県食肉公社にて肉牛の状況についての意見交換	37円 × 40 km	面談の裏付資料なし。この「目的」からすると調査結果資料が存在しないのは疑問。この行動の存在自体疑問。	肉牛の販売状況と飼育頭数の推移及び公社での施設の老朽化対策について、意見交換を行った。調査の成果等は、公社内の老朽施設が更新し、処理スピードのアップである。また、県議会での畜産振興策の展開に参画した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	14	阿部賢一	5b	2010/04/15	1,202	県農林水産部にて冷春における農作物の育成状況についての報告と意見交換	37円 × 32.5 km	面談の裏付資料なし。4/9に続く面談の必要性にそもそも疑問がある。	春の凍霜害による被害状況と対応策について調査するため、冷春における農作物の育成状況についての報告と意見交換を行った。調査の成果等は、農業共済果樹支払い100%実現、被害防止の為の啓発と栽培技術指導実現である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	15	阿部賢一	5b	2010/04/15	2,035	午後 天童市内山形中央農業共済組合にて冷春の作物状況について報告と意見交換	37円 × 55 km	面談の裏付資料なし。この面談目的が政務調査と評価することに疑問がある。	冷春の作物状況についての報告を行った。調査の成果等は、農家経営安定の為の共済支払い(早期)と加入促進について、農家説明実現である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	16	阿部賢一	2d,5b	2010/04/16	4,070	県農林水産部にて水田残雪状況調査の報告と今後の対応についての意見交換→朝日町建設クラブ総会に出席し意見交換	37円 × 110 km	面談の裏付資料なし。「支出内容」と「該当理由」が一致せず、農林水産部長との面談は、前日に引き続くもので、「意見交換」の存在自体疑問。	山間地の残雪多量のため、水稻苗種まきがおくれ、影響調査と今後の対策について調査するため、水田残雪状況調査の報告と今後の対応についての意見交換を行った。栽培不可能水田の転作奨励と山間地における転作施策が県の施策に盛り込まれた。朝日町建設クラブ総会に出席し意見交換を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	17	阿部賢一	5a	2010/04/17	4,440	朝日町、大江町、西川町内残雪状況調査	37円 × 120 km	面談の裏付資料なし。この調査が現に行われたかは疑問。	豪雪による春における残雪影響と今後の対応策について調査するため、残雪状況調査を行った。大雪、豪雪地において、農業のあり方と生活道路のあり方及びなだれ等対策について県当局に働きかけた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	18	阿部賢一	5b	2010/04/19	2,812	山形測量会館にて県測量調査について意見交換	37円 × 76 km	面談の裏付資料なし。調査目的にかかる資料がないこと、この「意見聴取」の目的が低入札の改善にあるのだとすれば、測量協会とこのような意見交換をする必要性、正当性が明らかにされるべき。「政務調査」目的と言えるのか疑問。	コンサルト、測量業務発注における低入札、ダンピングの実態について調査するため、県測量調査について意見聴取を行った。発注予定価格の30~40%の落札が見られたが、徐々に改善された。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	19	阿部賢一	5b	2010/04/20	2,960	山形県庁内 意見交換	37円 × 80 km	面談の裏付資料なし。この意見交換がなされたのだとすれば、その資料添付があつて然るべき。そもそも「県庁内」で、誰と面談したのか。	国道287号線整備状況と今後の改良予定を調査するため、県土整備部長と意見交換を行った。朝日町杉山地内の改良が推進された。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	20	阿部賢一	5a,5b	2010/04/23	4,551	山形県庁内 意見交換。あさひ野水元朝日町水本(中山三郷寒河江線)現場視察 (古横地内)→長井(大江→長井線)県道整備について現場視察→西庁舎へ	37円 × 123 km	同上。「現場視察」等の裏付資料がないのは不自然。	毎年、地域の方々の要望で県道中山三郷寒河江線と主要地方道大江長井線の改良促進を調査するため、意見交換、現場視察を行った。中山三郷寒河江線において視距改良3ヶ所、大江長井線2ヶ所実現した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	21	阿部賢一	2d	2010/04/24	666	9:00 駅伝大会開会式(寒河江文化センター)に出席し選手及び関係者への激励	37円 × 18 km	意見交換を伴わない、あいさつ目的の類の私的活動。	県民期待のイベント県総決算大会の寒河江西村山チームの激励と選手との意見交換を目的として出席した。調査の成果等はスポーツ振興と選手育成である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	22	阿部賢一	5b	2010/04/25	740	朝日町消防大演習(創造館)に出席し防災訓練の重要性について意見交換	37円 × 20 km	同上	防災訓練の重要性、防災訓練の視察、団員不足の現況と対応策について意見交換を行った。山間地を中心に団員が欠員しており、いざの時どのように対策するのか、議会常任委員会で質問した。以上のことから政務調査活動に該当する。
					4月計	66,655		1801.5 km		
D	35	23	阿部賢一	5a	2010/05/01	3,330	村山市水稻苗の不良について視察	37円 × 90 km	5/1時点の「村山市」の状況資料なし。添付資料を見ても、この「村山市」の視察とは結びつかない。「視察」の存在自体不自然(5/7と5/19の写真があるのだから、5/1の写真がないことが極めて不自然だし、この議員の場合、5/7と5/19には、政務活動した形跡がない)	本年度産の水稻苗が種子の産地により芽が出なかつたり不ぞろいが発生し、その報告件数が異常に高いため、その後の対応策について県と協議、対策のため、視察を行った。各地の被害状況を視察、意見交換を通じて、断定できないが、置賜地方での栽培種子が原因と推測できた。その後、常任委員会での質問や各担当幹部と事後対策を意見交換し、苗の補足対応し、大きな不作水田面積にはならなかつた。以上のことから政務調査活動に該当する。なお、資料は当該年に発生した発芽不良に関するものである。
D	35	24	阿部賢一	5a	2010/05/02	5,698	新庄水稻苗状況調査	37円 × 154 km	5/2時点の調査の裏付資料ないことは、5/1の場合と同様。	本年度の水稻苗が、種子の産地により芽が出なかつたり、不ぞろいが発生し、その報告件数が異常に多いため、その後の対応策について県と協議対策のため、水稻苗状況調査を行った。各地を調査をし、各生産者との意見交換を通じて、断定はできないが、置賜地方で栽培された種子に何らかの原因があると推測された。その後議会での質問や、担当職員との意見交換を通じ、今後の予防対策、不足苗の補給により不作水田の面積増にはならなかつた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	25	阿部賢一	5b	2010/05/03	740	朝日町少年柔道大会(宮宿体育馆)に出席しスポーツ少年団へ激励と出席者との意見交換	37円 × 20 km	あいさつ目的と見るべき。	毎年、県議として案内されており、県内外から47チーム以上のスポーツ少年団が参加して大会を実施している。県教育、スポーツ振興のため、文武両道の少年少女を育てるコーチ陣や父母の方々、大会関係者との話し合いを重ねる意見交換を行った。スポーツ少年団の育成、助成について、教育長 相馬周一郎氏及び教育委員長 長南博昭氏と意見交換。その後キッズ育成事業に進展した。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	26	阿部賢一	5a	2010/05/04	1,443	白鷹町、長井市種子育成地域調査	37円 × 39 km	面談の裏付資料なし。この時点の調査結果の資料なし。調査の存在自体不自然。	本年度産の育苗が何らかの原因で芽が出なかったり、不揃いが多発し、つや姫のブランド化に大きい障害になってしまはないので、調査、対策に活動した。調査の結果、置賜地方での発生が多発しており、栽培農家も困っていた。種子栽培時に何らかの原因があり、今後の対応策をしっかりとするために、議会での質問や担当職員との意見交換をやり、その後、再発することはなかった。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	27	阿部賢一	2d,5a	2010/05/05	1,480	朝日町大沼祭(地域文化視察)	37円 × 40 km	あいさつ目的と見るべき。	国の指定、天然記念物、大沼の浮島を国内にピーアールし観光誘客に結びつけたいと思い、毎年、1300年続いている行事に参加し、地元住民の方々との意見交換を行った。全国でも珍しい浮島をもっと多くの方々に見たり体験したりしていただきたいと強く思い、山形で実施されるディスティネーションキャンペーンに取り上げてほしいと活動した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	28	阿部賢一	5a	2010/05/06	2,035	寒河江地内 さくらんぼ着果状況視察	37円 × 55 km	面談の裏付資料なし。調査結果の資料なし。調査の存在自体不自然。	一部寒河江地内において霜による被害が発生し、さくらんぼ着果状況視察として現地調査を実施した。4月下旬の霜により着果不良が多数見られた。今後霜対策と農業共済への加入を県及び関係機関との連携で促進するとともに、予防対策に県の施策を議論した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	29	阿部賢一	2d,5a	2010/05/08	1,628	JAさがえ西村山通常総会出席。東根苗状況視察 ※当初記載のあった「東根苗状況視察」は、支払証明書への記載誤りであって、また、距離・支出額はもともと自宅から寒河江の往復のみを計上していることから、議員の申出により削除するものである。	37円 × 44 km	あいさつ目的と見るべき。	県政において農業山形の再興は大きな課題であり、多くの栽培品目を有するJAさがえ西村山の前年度結果と本年度の計画を熟知する事が県政での農業政策の議論に役立つため、総会に出席した。新規就農者も年々増加し、今まで栽培販売されなかつた品目が目についた。さらに海外への輸出にも積極的に参画し、県における農業施策も多岐にわたり予算化や新たな政策が必要を感じられ、議会での質問に大きく寄与した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	30	阿部賢一	2a	2010/05/08	925	山形 岸宏一氏と自民党議員との懇談パレスグランデールと県政意見交換	37円 × 25 km	政党活動と見るべき。	民主党政権での県政のあり方と国への要望について、更に、県政における議会対応について、意見交換を行った。地方議会及び地方首長の長い経験で適切な指導、助言をいただき、議会活動に生かされた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	31	阿部賢一	5a	2010/05/09	1,406	山形～自宅	37円 × 38 km	同上	同上
D	35	32	阿部賢一	5a	2010/05/09	3,330	西川町岩根沢水稻視察	37円 × 90 km	視察の裏付資料なし。面談相手の陳情対応でもあり、視察とみるには不自然。	山間地での水稻栽培における苗育成について、さらに用水路の改修について調査するため、水稻視察を行った。雪解けが遅く、苗の成長度は例年より遅く、苗の不揃いが若干見られた。沢から用水している水路が土砂で埋まっており、さっそく県、町の協力で排除し、支障がなくなった。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	33	阿部賢一	5a	2010/05/10	2,960	柳川(大江～西川線)状況視察	37円 × 80 km	調査の裏付資料なし。陳情活動と評価される。このことからすれば、調査の存在自体不自然。	狭くカーブの多い、さらに冬の期間、雪崩等があり危険な道路で、地区民からの改良要望が多く、視察、意見交換を実施した。調査、意見交換し、主要地方道、大江～西川線、貫見柳川間は順調に改良工事が実施されている。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	34	阿部賢一	5a	2010/05/11	4,218	尾花沢農協育苗センター視察	37円 × 114 km	5／11の調査の裏付資料なし。調査の存在自体不自然。	本年度産の水稻苗が種子の原因で発芽しなかったり、不揃いが多発し、その原因と対応策のため視察、意見交換を実施した。各地を視察し、状況と意見交換で、これ程大規模に不揃い発芽なしは経験ないとの事。ブランド化をすすめる上で、県の対応策と防止策の重要性を強く感じ、県の対応策について議論し、その後の防止に役立った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	35	阿部賢一	5a	2010/05/12	3,700	大井沢道路改良現場視察	37円 × 100 km	視察の裏付資料なし。この目的からすると陳情活動。	主要地方道大江西川線において、冬期間、除雪やナダレについて地区民の要望があり視察、意見交換を行った。県当局に要望し、雪崩防止柵の工事が実施されている。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	36	阿部賢一	5b	2010/05/13	2,035	西村山建設支部との意見交換 寒河江吉本	37円 × 55 km	陳情活動そのもの。	支部における発注状況と県当局への要望を調査するため意見交換を行った。冬期間の発注で従業員の確保及び下がり続けた設計労務単価のアップが実現し、社員及び従業員への賃金アップに結びついた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	37	阿部賢一	2a,5b	2010/05/15	2,812	公明党山形国政報告会(メトロポリタン山形)に出席し国政についての意見交換	37円 × 76 km	政党活動、政治活動である。	党代表の話を聞き県政での対応をさぐるため、意見交換を行った。TPPや環境問題について公明党の考え方を理解した。その結果、県議会での審議に寄与した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	38	阿部賢一	2d	2010/05/16	2,812	立正佼成会50周年記念祝賀会出席	37円 × 76 km	意見交換を目的とした会ではなく、祝賀目的の参加である。政務調査とは評価できない。	地域社会、家庭において密着した活動をする組織のあり方とそれを県政に参考にするため、意見交換を行った。奉仕の精神と家庭の大事さ及び地域社会での連携の大切さを実感し、政治の基本を学んだ。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	39	阿部賢一	5b	2010/05/17	2,220	大江町貢見苗不良についての意見聴取	37円 × 60 km	面談及び調査結果を裏付ける資料なし。政務調査目的とは疑わしい。	苗不良に関して前記事例と同様に意見聴取を行った。雪解けの遅れが育苗に大きく影響し、その年の収量を大きく左右する。消雪剤の配布補助実施に結びついた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	40	阿部賢一	2d,5b	2010/05/18	2,035	寒河江地区食品衛生組合総会出席。食品衛生協会長亀山文太郎氏他出席者と意見交換	37円 × 55 km	意見交換目的の「組合総会」とは評価できない。あいさつ目的と見るべき。そもそも総会資料の添付がないことが不自然。	日本食ブームと地方における食文化継承と観光客増加に結びつく組合のあり方を調査するため、総会に出席し意見交換を行った。山形県における食文化の大切さを議会で発言し、県の施策に観光客増加及び海外からの誘客に多少影響した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	41	阿部賢一	2d,5b	2010/05/18	740	夜7時朝日町商工会青年部総会出席し今後の町内商店街について意見交換	37円 × 20 km	意見交換目的の「総会」とは評価できない。その他は同上。	休業や廃止する町中心部及び周辺での実態と若い商店経営者との意見交換を行った。県の施策に若い経営者に対する支援と県の融資策の拡大につながった。さらに町への提言も実施した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	42	阿部賢一	5a	2010/05/22	4,070	西川町本導道寺 大井沢田植状況視察	37円 × 110 km	視察を裏付ける資料なし。視察の存在自体疑わしい。	雪解けの遅れによる高度のある山間地での稲作作業の状況と転作の方策について調査するため、視察を行った。雪解けの遅れがその後の水稻栽培に大きく影響し、収量減につながり山間地農業に大きく打撃を与える。消雪剤に対して県の補助がスタートした。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	43	阿部賢一	5b	2010/05/24	2,812	県農林水産部 水稻についての状況意見聴取 寒河江国県道の期成同盟会に出席し道路整備についての意見交換	37円 × 76 km	県庁及び期成同盟会総会での意見交換の裏付資料なし。総会出席は、あいさつ目的と見るべき。調査目的とは疑わしい。	多くの地域で種子に問題があり、さらに雪解け遅れによる作業遅れについて県当局と話し合いを行った。消雪剤の補助実現した。国道287号、天童大江線、R458号、他同盟会総会に出席し、道路整備についての意見交換を行った。各道路整備が予算化、工事実施された。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	44	阿部賢一	5a,5b	2010/05/25	2,960	農業委員会懇談会。朝日町観光協会総会出席。全農山形水稻状況調査	37円 × 80 km	調査資料なく「総会出席」裏付資料ない。総会出席はあいさつ目的と見るべき。調査目的とその実行は疑わしい。	荒廃農地の実態と今後の対応について調査するため、農業委員会懇談会に出席した。調査の成果等は、荒廃農地の詳細把握と意識調査である。朝日町における観光振興と広域連携を調査するため、朝日町観光協会総会に出席した。調査の成果等は、町観光協会での新たな事業と大江、白鷹町との連携事業である。県全体における水稻苗の状況とその後の作況について調査するため、全農山形水稻状況調査を行った。調査の成果等は、消雪剤の県補助を受けて全農各市町村での補助実施である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	45	阿部賢一	5a,5b	2010/05/26	2,812	山形農業共済連合会さくらんぼ着果状況調査、意見交換	37円 × 76 km	面談・意見交換を裏付ける資料なし。意見交換目的は疑わしい。	主産地である天童、東根、寒河江における霜害の影響と置賜での状況を調査するため、意見交換を行った。共済金100%支払いが実施された。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	46	阿部賢一	2d,5a	2010/05/27	3,885	朝日町国県道整備促進同盟会総会に出席→西川町大井沢地区田植状況視察	37円 × 105 km	同盟会総会出席は、あいさつ目的とみるべき。視察を裏付ける資料なく。その存在自体疑わしい。	朝日町における国県道の整備促進をはかる為、朝日町国県道整備促進同盟会総会に出席した。調査の成果等は、国県道整備予算化と事業継続である。大井沢地区田植状況視察を行った。大井沢での稲作には限界であり、他の作物の普及に結びついた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	47	阿部賢一	5a	2010/05/29	3,515	東根、村山水稻苗の状況調査	37円 × 95 km	5/29の調査資料なし。面談資料なし。調査の存在自体疑わしい。	不良苗での植栽不能地視察、状況調査を行った。調査の成果等は、不良種子栽培地での指導と検査体制の充実である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	48	阿部賢一	5b	2010/05/30	1,480	大江町議会議員との意見交換 駅前交流センター	37円 × 40 km	面談・意見交換を裏付ける資料なし。日曜日の開催であり、政治活動・後援会活動の疑いあり。	主要地方道大江西川線における貢見柳川間及び左沢地区における歩道設置について、意見交換を行った。両地区において事業採択され、事業進行が図られた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	49	阿部賢一	2d,5b	2010/05/31	2,035	西庁舎 説明会(寒河江)	37円 × 55 km	説明会の裏付資料なし。その存在自体疑わしい。	平成22年度寒河江・西村山地区における事業箇所説明と今後の対応策について調査するため、説明会に出席した。永年要望してきた事業箇所が採択され予算化、さらに継続事業が進展した。以上のことから政務調査活動に該当する。
						5月計	69,116	1898 km		
D	35	50	阿部賢一	5b	2010/06/04	2,812	県土木部道路整備についての意見交換	37円 × 76 km	意見交換の裏付資料なし。面談の存在自体疑わしい。	主要地方道大江西川線 柳川・貢見間の整備促進について調査するため、意見交換を行った。主要地方道大江西川線 柳川・沢口間の工事促進と沢口・貢見間の早期着工が成果としてあった。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	51	阿部賢一	5a	2010/06/05	3,330	朝日町能中一本松田棚ひらかりひめさゆりの群生視察。白倉空気まつり視察→大江町沢口地内道路整備現場視察	37円 × 90 km	視察の裏付資料なし。視察というより、あいさつ目的の行動ではないか。	日本棚田百選のひとつクヌギ平棚田に多くの視察者が来る場所の環境整備を調査するため、朝日町能中一本松田棚ひらかりひめさゆりの群生視察を行った。クヌギ平でのひめさゆり植生、管理と視察者への説明、つや姫の知事の田植要講し実現した。世界にひとつしかない空気神社における環境対策、温暖化を調査するため、白倉空気まつりの視察を行った。ダイキン工業の参画に結び付いた。主要地方道大江西川線の工事進行状況と今後の整備について調査するため、大江町沢口地内道路整備視察を行った。調査の成果等は、工事促進と調査費の計上である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	52	阿部賢一	2a	2010/06/06	5,698	新庄、山科前県議宅へ 県政意見交換	37円 × 154 km	意見交換を裏付ける資料なし。あいさつ目的の面談ではないか。	農業生産額2500億円を目指し、3000億円に到達する施策、更に畜産振興について意見交換を行った。農業分野に精通し、国へのパイプを持つ山科氏との意見交換は、議会審議に大きく参考になり、県執行部への提言に役立った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	53	阿部賢一	4c	2010/06/11	1,406	議会終了後 7:00 県庁朝日会親睦会	37円 × 38 km	意見交換目的ではなく、「親睦」目的である。	県庁に在職している朝日町出身者との意見交換を行い、町長及び町執行部とも含めて朝日町から県に対する要望を調査するため、出席した。国道287号線杉山地区の整備が進行した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	54	阿部賢一	5a	2010/06/13	4,218	大谷地区敬老会→山形市七日町商店街再開発状況調査	37円 × 114 km	この日は日曜日。「県庁」移動の事実は疑わしい。「敬老会」は、あいさつと親睦目的。「調査」目的は疑わしい。	大谷地区敬老者160名の方々の県政に対する意見交換を行うため、敬老会に出席した。調査の成果等は、大谷バイパスの早期完成と二期分の促進である。山形市七日町の自転車道の整備について調査するため、山形市七日町商店街再開発状況調査を行った。自転車道(区分)が二転三転したが、現在に定着した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	55	阿部賢一	5b	2010/06/16	1,443	長井松木グループ 産業環境税についての意見交換	37円 × 39 km	これは陳情を受ける活動であって、政務調査目的とは評価できない。	産廃事業所における産業環境税の徴収状況と当事者からの要望を調査するため、意見交換を行った。徴収における正確さに若干の問題があり、県としての調査をしっかりと必要と税の使途について広く開示するべき声がある。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	56	阿部賢一	2a	2010/06/18	2,812	衆参議院議員岸宏一先生と語る会(グランドホテル)に出席し国政意見交換	37円 × 76 km	政治活動、後援会活動であって、政務調査目的とは評価できない。	県政全般について、高速道路の整備、国から県への予算、農業施策について意見交換を行った。調査の成果等は、東北中央自動車道の整備進行、地方交付税の交付、農地整備の進行である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	57	阿部賢一	5b	2010/06/19	2,331	西川町間沢 黒坂町議會議長との意見交換	37円 × 63 km	面談裏付資料なし。政務調査目的とは評価できない。	月山観光及び山岳観光について、県道貫見間沢線の改良について調査するため、意見交換を行った。調査の成果等は、志津温泉の宿泊者微増とアクセス道の管理徹底と県道貫見間沢線沿山地区の拡張整備である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	58	阿部賢一	2a	2010/06/20	2,812	市内 岸宏一議員事務所へ国政意見交換	37円 × 76 km	政治活動、後援会活動であって、政務調査目的とは評価できない。	最上地方での農業振興と県の創意工夫プロジェクト事業について調査するため、意見交換を行った。調査の成果等は、最上地方における栽培作物の移行と基盤整備の進行、最上地域での創意工夫プロジェクト事業の採択増加である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	59	阿部賢一	2a	2010/06/24	2,331	西川町間沢 荒木弘宅にて県政意見交換	37円 × 63 km	面談の裏付資料なし。陳情を受ける活動。政務調査目的とは評価できない。	県道貫見間沢線沿山地区的改良を調査するため、意見交換を行った。県土整備部長はじめ職員の現場視察に結びつき、同地区での改良整備が実現した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	60	阿部賢一	2a	2010/06/25	2,812	朝日町戦没者追悼式に参加。岸宏一議員事務所 国政意見交換	37円 × 76 km	追悼式の参加は、意見交換目的ではない。議員事務所の目的は政治活動、後援会活動と評価される。	朝日町追悼式と平和について調査するため、追悼式に参加し、戦後65年戦没者への追悼を行った。調査の成果等は、追悼の意味と地域の絆である。各国とのFTA、EPAの現状とTPPの進展について、意見交換を行った。調査の成果等は、農業及び県産品への影響を考え、TPP反対意見書提出である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	61	阿部賢一	2a	2010/06/26	2,331	西川町間沢 荒木弘宅にて県政意見交換	37円 × 63 km	面談裏付資料なし。24日に続く訪問であり、陳情活動の一環。政務調査目的とは評価できない。	寒河江川護岸工事について意見交換を行った。視察、意見交換し、寒河江川間沢地区の護岸工事が完成した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	62	阿部賢一	2a	2010/06/28	2,812	山形 岸宏一議員事務所へ国政意見交換	37円 × 76 km	面談裏付資料なし。議員事務所への訪問が続いているが、その都度の目的の違いが目につく。政務調査目的とは評価できない。	林道整備と国の補助事業について意見交換を行った。林道整備について意見交換し、朝日町今平区林道整備が完成した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	63	阿部賢一	2a	2010/06/28	2,331	西川町間沢 荒木弘宅にて県政意見交換	37円 × 63 km	面談裏付資料なし。荒木宅訪問がひき続いているが、その都度の目的の違いが目につく。政務調査目的とは評価できない。	県道の側溝整備について意見交換を行った。調査の成果等は、県道岩根沢線 側溝整備120m完成である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	64	阿部賢一	2a	2010/06/29	2,812	市内 岸宏一議員事務所へ国政意見交換→県庁内 知事、副知事との意見交換	37円 × 76 km	面談裏付資料なし。意見交換目的とは評価できない。政務調査目的とは評価できない。	東北中央自動車道東根→尾花沢工区の整備について意見交換を行った。調査の成果等は、工事進行である。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	65	阿部賢一	5b	2010/06/30	4,736	山形市食肉公社へ、西川町大井沢 佐藤建設へ県政意見交換	37円 × 128 km	面談裏付資料なし。同上	食肉流通と市況について意見交換を行った。調査の成果等は、山形牛の販売促進と高値推移である。 県道寒河江小山線視距改良について意見交換を行った。調査の成果等は、県道視距改良完成である。 以上のことから政務調査活動に該当する。
					6月計	47,027		3041 km		
D	35	66	阿部賢一	5a	2010/07/01	4,625	西川町間沢沼山(県道間沢貫見線)、大江町貫見 朝日町大沼道路視察	37円 × 125 km	面談・視察裏付資料なし。政務調査目的と評価できない。	各地区より以前から要望があった道路改良、危険箇所の改善のため、各地区で視察した。県当局に働きかけ 各地区での改良、視距改良が実現、改良中である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	67	阿部賢一	5a	2010/07/02	2,812	山形大型ショッピングセンター視察	37円 × 76 km	視察目的とはおよそ評価できない。視察資料もない。	全国に展開するショッピングセンターでの県内産農産物の販売状況を視察した。以前より県内産の展示が多くなっており、さくらんぼ、野菜についても同じである。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	68	阿部賢一	5a	2010/07/03	3,515	河北町西里さくらんぼ園視察	37円 × 95 km	視察裏付資料なし。同上	さくらんぼ園においてうるみの出た状況を視察した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	69	阿部賢一	5a	2010/07/03	740	西川町小山県道視察(工事中)	37円 × 20 km	同上	危険な道路で以前に死亡事故が起きたところでの改良工事を視察した。危険箇所がなくなった。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	70	阿部賢一	5a,5b	2010/07/04	3,552	山形市大野目交差点視察。朝日町下芦沢懇談会(山間地域の振興について意見交換)	37円 × 96 km	視察、意見交換の裏付資料ない。そのような目的に基づく行動とは評価できない。	山形市大野目交差点視察を行った。下芦沢地区での川を生かした地域づくりを支援するため、意見交換を行った。調査の成果等は、川まつりの実施、河川改修、魚道の設置である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	71	阿部賢一	5a	2010/07/05	5,476	大石田すいか生育状況視察。県農林課(さくらんぼの販売状況)	37円 × 148 km	同上	一大産地であるすいか産地を視察し、西村山に普及するため、大石田すいか生育状況視察を行った。西村山での生産者が増加した。 今年度のさくらんぼ販売状況について調査した。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	72	阿部賢一	5a,5b	2010/07/06	3,552	朝日町白倉朝日自然観視察。大江町左沢田作り町作り意見交換→村山総合支庁道路整備について ※当初「田作り」とあるのは、議員の記載誤りによるもの	37円 × 96 km	同上	夏の集客が課題の朝日自然観の状況を調査するため、朝日自然観を視察した。左沢地区での町づくり照明と歩道の整備について意見交換を行った。村山総合支庁道路整備の実現のため、西村山池田次長に要望した。調査の成果等は、道陸地区の改良実現、左沢地区完成である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	73	阿部賢一	5a	2010/07/07	2,812	山形市全農さくらんぼ販売状況について	37円 × 76 km	調査・意見交換の資料なし。そのような目的の行動とは評価できない。	さくらんぼ販売状況とうるみの原因について調査した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	74	阿部賢一	5a	2010/07/08	4,329	大江町柳川道路整備状況(工事中)について→東根(はえぬき米)の生育状況視察	37円 × 117 km	視察がなされたとはおよそ評価できない。	主地方道大江西川線の道路整備状況について調査した。調査の成果等は、完成し危険が大幅減少した。東根(はえぬき米)の育成状況を視察した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	75	阿部賢一	5a	2010/07/09	1,110	和合平りんご生育状況視察	37円 × 30 km	同上	朝日町特産りんごの主産地の和合平においてりんご生育状況を視察した。調査の成果等は、りんごの販売拡大である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	76	阿部賢一	5b	2010/07/09	2,812	村山総合支庁道路整備について意見交換	37円 × 76 km	同上。意見交換資料なし。	視察し各地区での要望箇所を説明、道路整備について意見交換を行った。調査の成果等は、完成したところ、整備中のものがある。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	77	阿部賢一	5a	2010/07/10	5,106	山形市内パチンコ業界視察(国際パチンコ支店長)→西川町大井沢水稻の生育状況	37円 × 138 km	視察・調査の裏付資料なし。この日わざわざ、山形市内のパチンコ店へ視察する目的不明。政務調査目的とは評価できない。	以前からパチンコ依存症について多くの話があり、その実態を見聞するため、視察を行った。女性の方の依存症が重いと実感した。 毎年冷害に見舞われる大井沢地区での水稻生育状況について調査した。調査の成果等は、水稻から他の作物(野菜、山菜、そば)に移行である。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	78	阿部賢一	5b	2010/07/12	2,812	県土木部課長との意見交換	37円 × 76 km	面談・意見交換の裏付資料なし。この目的で県庁に出かけたのは不自然。	県道白瀧宮宿線道陸地内の改良について意見交換を行った。調査の成果等は、整備着工である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	79	阿部賢一	5a,5b	2010/07/13	4,070	大江町沢口道路改良状況視察→山形県測量協会(業界の経営状況内容について意見交換)	37円 × 110 km	視察・意見交換の裏付資料なし。政務調査目的の行動がなされたとは評価できない。	主地方道大江西川線貫見沢口間の整備を調査するため、視察を行った。調査の成果等は、改良工事進行中である。 山形県測量協会において、業界の経営状況内容についての意見交換を行った。 以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	80	阿部賢一	5b	2010/07/14	2,035	寒河江西庁舎道路整備について意見交換	37円 x 55 km	意見交換の裏付資料なし。同上。	各県道の改良整備、287号線の整備を調査するため、道路整備について意見交換を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	81	阿部賢一	5b	2010/07/14	777	県庁農林水産課意見交換	37円 x 21 km	同上。なお「21km」の行動とは不可解。	さくらんぼの販売価格上昇について意見交換を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	82	阿部賢一	5a	2010/07/15	2,701	天童さくらんぼの被害状況について視察	37円 x 73 km	視察の裏付資料なし。政務調査目的とは評価できない。	うるみの実態を調査するため、天童さくらんぼの被害状況についての視察を行った。調査の成果等は、その後うるみが出ず(気象のせい)である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	83	阿部賢一	5b	2010/07/16	2,812	村山総合庁舎農林計画課へ意見交換	37円 x 76 km	意見交換の裏付資料なし。同上。	さくらんぼの技術向上について意見交換を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	84	阿部賢一	5a	2010/07/17	3,404	米沢高速道路無料化の視察	37円 x 92 km	視察の裏付資料なし。この目的での視察の必要性にそもそも疑問。政務調査目的とは評価できない。	米沢南陽道路の無料区間の利用状況と観光に生かす方策を調査するため、視察を行った。調査の成果等は、前後の高速道路整備進行と周辺の観光箇所の整備進行である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	85	阿部賢一	5a	2010/07/18	1,480	大沼湖畔まつり新しい浮島つくり視察	37円 x 40 km	「まつり」の見物ではないか。視察の裏付け資料なし。政務調査目的とは評価できない。	国の天然記念物に指定されているところの今後の生かし方を調査するため、視察を行った。調査の成果等は、訪問客の増加である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	86	阿部賢一	5a	2010/07/19	1,406	朝日自然館親グランドゴルフ場視察	37円 x 38 km	視察の裏付資料なし。この目的での視察の必要性にそもそも疑問。政務調査目的とは評価できない。	朝日自然館の集客策について調査するため、視察を行った。調査の成果等は、利用客の増加と宿泊客の増加である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	87	阿部賢一	5b	2010/07/20	6,549	村山総合支庁建設部長意見交換→新庄山科朝雄前県議会議長と意見交換	37円 x 177 km	意見交換の裏付資料なし。山科氏との意見交換の必要性に疑問。政務調査目的とは評価できない。	R287号と主地方道左沢浮島線の整備改良について、特に水路等の老朽化について、村山総合支庁建設部長と意見交換を行った。調査の成果等は、改良及び危険箇所の除去、入れ替え事業が県予算に導入である。山科朝雄前県議会議長と県政意見交換を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	88	阿部賢一	5b	2010/07/21	4,440	県庁知事、副知事との意見交換→西川町志津(地滑り工事視察)	37円 x 120 km	意見交換・視察の裏付資料なし。政務調査目的としての意見交換の必要性に疑問。	県議会との対応策と国へのパイプ育成について、意見交換を行った。国営地すべり工事と観光に生かす六十里越の整備を調査するため、地滑り工事視察を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	89	阿部賢一	5a	2010/07/23	1,850	大江町三合田道路整備の視察	37円 x 50 km	視察の裏付資料なし。	主地方道大江西川線三合田地区の狭い部分の整備促進を調査するため、視察を行った。完成した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	90	阿部賢一	5a	2010/07/24	2,812	山形市内旧県庁文翔館視察	37円 x 76 km	土曜日。この視察の必要性に疑問。	文翔館の利活用と修復工事の視察を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	91	阿部賢一	5a,5b	2010/07/25	4,440	尾花沢すいか出荷視察→大江町深澤沢県政についての意見交換	37円 x 120 km	視察・意見交換の裏付資料なし。	すいか収穫と選別機械の視察を行った。県政報告会での事前調査を目的として意見交換を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	92	阿部賢一	5a	2010/07/28	2,812	山形市土地改良建設協議会協会、予算減による業界の状況調査	37円 x 76 km	同上。	老朽化した施設の改良と専門技術者の育成を調査するため、予算減による業界の状況調査を行った。その後、県予算に加算された。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	93	阿部賢一	2a	2010/07/29	5,698	新庄 前県議会代表山科朝雄氏の会出席 意見交換	37円 x 154 km	同上。「山科氏」の「会」出席が政務調査目的とは評価できない。	県執行部と県議会との調整を調査するため、県政意見交換を行ったものである。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	94	阿部賢一	5b	2010/07/30	2,812	県庁農林水産部(つや姫の販売について)	37円 x 76 km	面談裏付資料なし。この時点において、この目的で、政務調査活動がされたとは評価できない。	つや姫のブランド化を調査するため、つや姫の販売について調査を行った。日本有数のブランド米になった。以上のことから政務調査活動に該当する。
						7月計	93,351	2523 km		
D	35	95	阿部賢一	5a	2010/08/01	9,546	庄内水稻状況について視察(庄内町)	37円 x 258 km	これが視察目的でなされたと評価することはできない。「距離258km」というのも理解できない。	水稻つや姫の庄内における生産・生育状況について視察を行った。調査の成果等は、つや姫のブランド化である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	96	阿部賢一	5a,5b	2010/08/04	4,181	村山市白鳥すいか発育状況視察→県庁農林水産部(農産物販売状況について意見交換)	37円 x 113 km	視察・意見交換の裏付資料なし。県庁での意見交換の必要性に疑問。	今年度のすいか生産状況について視察を行った。さくらんぼ、すいかの販売状況について意見交換を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	97	阿部賢一	5a	2010/08/05	1,258	大谷バイパス視察。	37円 x 34 km	視察の裏付資料なし。	計画されて永年たつ大谷バイパスの整備促進を調査するため、視察を行った。調査の成果等は、一期分完成である。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	98	阿部賢一	4b	2010/08/05	3,330	上山市道路拡張に伴う補償費の相談	37円 × 90 km	陳情活動であって、政務調査目的とは評価できない。	道路拡張による運送会社の移転を調査するため、上山市道路拡張に伴う補償費の相談を行った。移転完了した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	99	阿部賢一	2a	2010/08/06	3,071	西庁舎建設部次長と道路整備意見交換→山形 岸宏一事務所国政意見交換	37円 × 83 km	意見交換の裏付資料なし。参議院議員との意見交換が政務調査目的とは評価できない。	(主)大江西川線 貫見沢口間の測量事業と方線について、道路整備意見交換を行った。中山間対策について調査するため、国政意見交換を行った。調査の成果等は、中山間地域への国の支援策である。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	100	阿部賢一	5a	2010/08/08	1,443	長井市内つづじ公園の管理状況視察。	37円 × 39 km	視察ではなく見物ではないか。	白つつじ公園の整備状況と集客策について調査するため、公園の管理状況を視察した。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	101	阿部賢一	5b	2010/08/09	2,812	県議会議員、知事、副知事との懇談会	37円 × 76 km	政務調査目的とは評価できない。	参議院選挙後の国政と県政の関わりについて調査するため、懇談を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	102	阿部賢一	5b	2010/08/10	1,480	左沢町作り竣工式出席、出席者と意見交換	37円 × 40 km	「竣工式」への出席であり、意見交換目的ではなく、政務調査としては評価できない。	竣工式に出席し左沢中心商店街の今後の活性化について調査するため、意見交換を行った。町並みが整然とし利用者から歓迎の声である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	103	阿部賢一	5b	2010/08/10	1,406	上京 丸正食品四ツ谷本店視察意見交換	37円 × 38 km	視察・意見交換裏付資料なく、あいさつ目的と評価されるべき。	丸正食品における県産品の販売促進を調査するため、視察意見交換を行った。山形牛の販売実現、朝日町りんごの販売である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	104	阿部賢一	5b	2010/08/11	1,406	夜帰宅後、宮宿りんご温泉 町議と意見交換	37円 × 38 km	意見交換目的ではなく、親睦。政務調査とは評価できない。	丸正での成果と今後の進め方について、意見交換を行った。りんご販売実現した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	105	阿部賢一	4b	2010/08/12	2,812	県警本部へ信号機設置について意見交換	37円 × 76 km	陳情活動である。	R287号四ノ沢地区への信号機設置について意見交換を行った。完成した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	106	阿部賢一	4b,5b	2010/08/13	4,440	志津旧六十里街道視察→大井沢間沢地区住民と意見交換	37円 × 120 km	視察・意見交換の裏付資料なし。政務調査目的とは評価できない。	旧六十里街道の観光資源への参入を調査するため、旧六十里街道視察を行った。主地方道大江西川線整備促進を調査するため、住民との意見交換を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	107	阿部賢一	5a	2010/08/16	2,035	JASがえ西村山 桃出荷状況視察	37円 × 55 km	視察の裏付資料なし。	近年好評な県産ももの拡大を調査するため、桃出荷状況視察を行った。販売額が増加した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	108	阿部賢一	5a	2010/08/17	2,220	西川町睦合歩道橋工事現場視察	37円 × 60 km	視察の裏付資料なし。	R112号睦合地区と吉川地区にある橋の狭い所、工事現場を視察した。歩道付きの幅広い橋が完成した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	109	阿部賢一	5b	2010/08/18	7,326	鶴岡温海NPO法人と意見交換。海岸漂着ごみ対応について	37円 × 198 km	視察の裏付資料なし。	東アジアからの漂着ゴミと国内からの漂着ゴミの問題が議会でも問題になり現地に行かなければと視察した。海岸漂着ごみ対応について意見交換を行った。委員会で質問した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	110	阿部賢一	2d,5a	2010/08/21	2,960	朝日町蔵のひろばオープン式。山形高速道路無料化無人スマートインターナーの視察 ※当初「高速道路無料化」とあるのは、議員の記載誤りによるもの	37円 × 80 km	「完成式」への出席であり、意見交換目的の場ではない。	県、国の支援を受けた町中心街活性化のための蔵のひろば完成式に出席した。調査の成果等は、朝日町蔵のひろばの活性化である。 寒河江SAに連絡するETC専用の24時間実現を調査するため、無人スマートインターナーの視察を行った。寒河江スマートインターナーが24時間活用できるようになった。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	111	阿部賢一	2d	2010/08/22	1,332	西部地区スポーツフェスティバル参加(朝日町常盤グランド)	37円 × 36 km	「フェスティバル」参加であり、意見交換の場ではない。政務調査目的とは評価できない。	高齢化、過疎地域での地区民コミュニケーションと連携のあり方と生涯健康のあり方を調査するため、意見交換を行った。調査の成果等は、毎年継続しており地区民間の連携と集落ごとの団結の実現である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	112	阿部賢一	2a	2010/08/23	1,406	衆参議院議員岸宏一氏の会に出席し国政意見交換	37円 × 38 km	政治活動、後援会活動である。	地方活性化と過疎地域の改善点を調査するため、意見交換を行った。調査の成果等は、林業の発展と国の支援策、道路整備の推進、海外農産物輸出促進である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	113	阿部賢一	5b	2010/08/24	2,812	県庁生活環境部長との意見交換	37円 × 76 km	意見交換の裏付資料なし。	県内各地における畜産団地悪臭問題、最終処分場の今後のあり方について、意見交換を行った。調査の成果等は、議会、委員会での審議活性化である。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	114	阿部賢一	2d,5b	2010/08/25	2,035	朝日町ワイン仕込み式。谷地(河北町)家電エコポイントについて意見交換	37円 × 55 km	「仕込式」の出席は意見交換目的の場ではない。松田電機の訪問は政務調査目的でなされたとの評価はできない。	地場産ブドウの二次製品化を調査するため、仕込み式に出席した。調査の成果等は、県内ワインの技術向上と国内への普及促進である。新たな家電エコポイントの地域での実態を調査するため、意見交換を行った。調査の成果等は、河北町での個人家電商の実態である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	115	阿部賢一	5a	2010/08/28	4,070	西川町月山沢寒河江川フィッティング区域状況→大井沢キャッチアンドリース区域の視察	37円 × 110 km	視察の裏付資料なし。政務調査目的の活動とは評価できない。	つりブームの中、県内渓流づりの実態を調査するため、視察を行った。調査の成果等は、県内外からのつり客の増加(口コミによる)、今後、他の観光資源との連携必要である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	116	阿部賢一	5b	2010/08/29	1,480	大江町県政意見交換会 きくや	37円 × 40 km	意見交換会の裏付資料なし。	大江町の来年度に向けて県への要望、意見聴取、意見交換を行った。調査の成果等は、県道整備促進である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	117	阿部賢一	5b	2010/08/30	2,812	県庁みどり自然課課長との意見交換	37円 × 76 km	意見交換の裏付資料なし。その目的での県庁訪問には疑問。	朝日国立公園内の一登山口 古寺駅泉へのアクセス道路の復旧を調査するため、意見交換を行った。災害復旧なり登山者安全になる。以上のことから政務調査活動に該当する。
						8月計	67,673	1884 km		
D	35	118	阿部賢一	5a	2010/09/01	2,812	青森県原子力燃料リサイクル施設視察 帰宅	37円 × 76 km	裏付資料なし。	(株)東北電力のエネルギー議員会が青森までの視察を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	119	阿部賢一	5a	2010/09/02	2,812	県農林水産部にて水稻状況調査	37円 × 76 km	裏付資料なし。その目的での県庁訪問には疑問。	つや姫の生育状況と販売戦略について調査するため、水稻状況調査を行った。調査の成果等は、つや姫のブランド化である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	120	阿部賢一	5a	2010/09/03	3,441	山形市周辺水稻状況調査→東根市果樹園視察	37円 × 93 km	調査・視察には裏付資料なし。政務調査目的の活動としては疑問。	つや姫の生育状況の調査を行った。調査の成果等は、つや姫のブランド化に成功である。ラフランスの生育状況の視察を行った。調査の成果等は、ラフランスの国内外への販路拡大である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	121	阿部賢一	5a	2010/09/05	4,070	志津地区夏の三山参拝者動向調査→谷地水稻状況視察	37円 × 110 km	同上。	昔、国内有数の参拝者でにぎわった出羽三山の観光拡大を調査するため、参拝者動向調査を行った。調査の成果等は、観光パンフレットの充実とイベント企画である。つや姫の生育状況を視察した。調査の成果等は、つや姫のブランド化である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	122	阿部賢一	5a,5b	2010/09/10	2,960	柳川道路改良視察～寒河江西庁舎建設部にて意見交換	37円 × 80 km	視察・意見交換の裏付資料なし。	主要地方道大江西川線 沢口柳川間の整備状況を調査するため、視察、意見交換を行った。調査の成果等は、沢口柳川間完成供用、貢見沢口間の整備促進である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	123	阿部賢一	5a	2010/09/12	2,220	寒河江ラフランス育成状況視察→大江町塩の平プラム育成状況視察	37円 × 60 km	視察の裏付資料なし。	農業生産物の生育状況を調査するため、ラフランス・プラム育成状況を視察した。調査の成果等は、ラフランスの販路拡大と生産農家が増加しているプラムの実態を議会委員会で質問提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	124	阿部賢一	5b	2010/09/13	2,812	県庁にて、副知事との意見交換	37円 × 76 km	政務調査目的としては疑問。	9月定例県議会での議会対応について意見交換を行った。調査の成果等は、審議充実である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	125	阿部賢一	5a,5b	2010/09/15	2,812	朝日町和合果樹園視察→村山総合支庁建設部長との意見交換	37円 × 76 km	視察・意見交換の裏付資料なし。	朝日町りんごの観光化を調査するため果樹園の視察を行った。調査の成果等は、道の駅オープンである。アクセス道の整備について意見交換を行った。調査の成果等は、県道中山三郷寒河江線の局部改良実現である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	126	阿部賢一	5b	2010/09/16	2,812	県庁土木部長との意見交換	37円 × 76 km	この目的で県庁を訪問したのか疑問。意見交換の裏付資料なし。	県道中山三郷寒河江線について意見交換を行った。調査の成果等は、改良工事実現である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	127	阿部賢一	5a	2010/09/17	6,808	金山町にて米の作況視察	37円 × 184 km	視察を裏付ける資料なし。	中山間地域における価格の高い米づくりを調査するため、視察を行った。調査の成果等は、県開発米112号の進展である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	128	阿部賢一	5a	2010/09/18	2,812	山形市鳩地区商業地域視察	37円 × 76 km	視察を裏付ける資料なし。政務調査目的の活動がなされたのか疑問。	新たな都市開発と問題点を調査するため、視察を行った。調査の成果等は、委員会で質問提言である。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	129	阿部賢一	5a	2010/09/19	3,700	西川町大井沢水稻作況調査	37円 x 100 km	調査の裏付資料なし。	山間地における米づくりの問題と転作作物を調査するため、水稻作況調査を行った。調査の成果等は、水田をハウスつき高地ほうれん草栽培に転回と高収入である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	130	阿部賢一	4b,5b	2010/09/23	2,035	寒河江市国井建設役員と建設業界についての意見交換	37円 x 55 km	意見交換の裏付資料なし。政務調査目的での活動がなされたのか疑問。	地域内の県発注工事と入札制度、労務単価について調査するため、建設業界についての意見交換を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
					9月計	42,106		1138 km		
D	35	131	阿部賢一	4b,5b	2010/10/01	4,070	志津地内地滑り工事地権者との意見交換、河北町西里電気店主とエコポイントについて意見交換	37円 x 110 km	「地権者」からの依頼に基づく行動であり、陳情活動。エコポイントにかかる行動は8/25にも同一人になされており、政務調査の必要性が疑わしい。	国営地すべり事業における地権者からの依頼により、意見交換を行った。調査の成果等は、買収済みになり工事順調である。 家電エコポイントの進捗状況について意見交換を行った。調査の成果等は、エコポイントの利活用が浸透である。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	132	阿部賢一	5b	2010/10/02	5,180	岩根沢森の感謝祭参加。帰宅後県庁にて土木部長との意見交換	37円 x 140 km	感謝祭への参加は意見交換の場ではない。この日は土曜日であり、県庁へ意見交換目的で訪問したのは疑問。	出羽三山の登山口の集落での伝統的行事と伝承の方法について調査するため、感謝祭に参加した。調査の成果等は、現在も継続しており、森林ノミクスに編入しながら活用している。 土木部長との意見交換を行った。調査の成果等は、R287号と(主)大江西川線の工事進ちょくが実現である。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	133	阿部賢一	2d,5a	2010/10/03	3,219	朝日町和合りんごまつり参加。名産品特産品についての意見交換→大江町貢見地内大江西川線について視察	37円 x 87 km	「まつり」参加であり、意見交換の場ではない。視察の裏付資料ない。視察目的とは評価できない。	毎年実施しているまつりとその波及効果を調査するため、りんごまつりに参加し、朝日町名産品特産品についての意見交換を行った。調査の成果等は、朝日町りんごの認知度向上と海外輸出である。 (主)大江西川線の工事進捗と今後の着工促進のため、大江町貢見地内大江西川線についての視察を行った。調査の成果等は、工事順調に進むである。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	134	阿部賢一	4b,5b	2010/10/04	2,812	山形商工連合会との意見交換	37円 x 76 km	意見交換の裏付資料ない。	仙山交流の進展と同時に山形市及び県内での貿物動向について、意見交換を行った。委員会で質問提言を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	135	阿部賢一	5b	2010/10/08	3,700	大江町沢口 県政意見交換会開催打ち合わせ	37円 x 100 km	「打ち合わせ」は政務調査とは評価できない。	県政意見交換会開催について事前打合せを行った。山間地での問題と(主)大江西川線の改良促進等の意見が出た。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	136	阿部賢一	2d,5b	2010/10/10	740	朝日町 アップル駅伝大会開会式参加。参加者とスポーツ振興で意見交換	37円 x 20 km	「開会式」は意見交換の場ではない。	毎年実施し、町内各地区毎の健康意識を調査するため、スポーツ振興について意見交換を行った。若者の減少で年々選手確保が難しい。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	137	阿部賢一	4b,5b	2010/10/12	2,035	寒河江市国井建設、建設業界についての意見交換	37円 x 55 km	意見交換の裏付資料ない。	寒河江西村山地域での県の公共事業のあり方について調査するため、建設業界について意見交換を行った。調査の成果は、従業員確保のため、労務単価の上昇がカギであり、議会質問した。また、事業確保が重要と考え、予算確保した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	138	阿部賢一	4b,5b	2010/10/13	5,698	志津地内地滑り工事について地権者との意見交換。→村山市河西建設にて建設業についての意見交換→新庄市明日の新庄を考える女性の会に参加、意見交換	37円 x 154 km	意見交換を裏付ける資料なし。「建設業について意見交換」は雑談の域ではないか。「女性の会」は政治活動ではないか。	西川町志津地内地すべり工事について意見交換を行った。建設業、労務単価について意見交換を行った。明日の新庄を考える女性の会に参加、意見交換を行い、県政における女性の声の聴取した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	139	阿部賢一	4b,5b	2010/10/15	2,812	山形交通社長との意見交換 10:30	37円 x 76 km	意見交換の裏付資料なし。政務調査目的と評価できるのか疑問。	国内外観光誘客策について意見交換を行った。議会で質問提言し、拡大した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	140	阿部賢一	5a	2010/10/17	4,810	山辺町大型ショッピングセンターと地元商店街の調査→西川町水沢道の駅視察	37円 x 130 km	視察の裏付資料なし。	店内加入店舗の実態を調査するため、山辺町大型ショッピングセンターと地元商店街の調査を行った。県内準備中の未オープンの参考のため、西川町水沢道の駅視察を行った。調査の成果等は、朝日町に道の駅オープンである。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	141	阿部賢一	5a	2010/10/18	5,069	西川町県道視察→村山総合支庁→柳川県道状況視察	37円 x 137 km	視察・意見交換の裏付け資料なし。	西川沼山地内における県道改良を視察した。県道改良の状況について意見交換を行った。調査の成果等は、拡張工事完成である。 (主)大江西川線改良工事の状況視察を行った。工事完了と工事進捗がなる。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	142	阿部賢一	5a	2010/10/19	2,960	午前 山辺町河川整備状況視察→天童市営住宅団地視察	37円 x 80 km	視察の裏付け資料なし。視察目的との関係で、面談相手にどのような事情聴取をしたのか疑問。	送橋川上流の災害状況について視察を行った。調査の成果等は、復旧工事を完了である。 大型土地区画事業の視察を行った。調査の成果等は、大規模都市計画実現である。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	143	阿部賢一	5b	2010/10/19	2,331	19:00 西川町間沢にて警察幹部との意見交換	37円 × 63 km	意見交換の裏付け資料なし。懇親会への参加ではないか。政務調査目的とは評価できない。	寒河江警察署における活動について意見交換を行った。議会審議の参考になった。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	144	阿部賢一	5a,5b	2010/10/20	4,366	県庁にて県道整備意見交換→西川町本導道寺にて寒河江川河川視察→大江町原地区民との意見交換と道路視察	37円 × 118 km	意見交換・視察裏付け資料なし。	視察した箇所、要望のあった所を県庁で意見交換を行った。本道寺の河川の視察を行った。(主)大江西川線改良について意見交換と道路視察を行った。調査の成果等は、事業進展である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	145	阿部賢一	5a,5b	2010/10/21	3,589	天童市雹被害状況視察→県庁農林水産部にて意見交換→大江町沢口地区県道整備状況調査	37円 × 97 km	同上。	天童市におけるラフランス、りんごの雹害果販売状況について視察、意見交換を行った。調査の成果等は、ラフランス、りんご順調に販売である。(主)大江西川線改良工事について調査した。調査の成果等は、工事完成である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	146	阿部賢一	5a,5b	2010/10/22	2,775	大江町本郷ラフランス集荷場視察→河北町地内にて就職状況について意見交換→寒河江市西庁舎にて意見交換	37円 × 75 km	同上。	ラフランスの販売促進を目的として視察を行った。西里真田氏より依頼があり就職状況について意見交換を行った。西庁舎管内の諸課題について意見交換を行った。議会で質問提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	147	阿部賢一	2a,2d,5b	2010/10/24	2,516	寒河江市元県議太田忠蔵氏と意見交換	37円 × 68 km	意見交換の裏付け資料なし。政務調査目的の意見交換か疑問。	県政と議会のあり方について意見交換を行った。調査の成果等は、議会での質疑と県執行部との意見交換である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	148	阿部賢一	4b,5b	2010/10/25	2,812	県庁測量協会にて測量会社経営状況について意見交換	37円 × 76 km	陳情を受ける活動であって、政務調査目的ではないのではないか。「低入札」は競争の結果であることからすると、この目的そのものに疑問がある。	工事箇所減少時における測量協会の要望、測量会社経営状況について意見交換を行った。調査の成果等は、低入札の改善である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	149	阿部賢一	5a	2010/10/26	2,701	天童市内ララフランス雹被害状況調査	37円 × 73 km	この調査が政務調査目的でなされたのか疑問。調査裏付資料がない。	雹害果の販売促進を目的として、調査を行った。えくぼララフランスとの名で完売したが、経営には影響した。災害共済の加入促進を議会で質問した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	150	阿部賢一	4b,5b	2010/10/30	2,812	山形市内 印刷業界の現状について意見交換	37円 × 76 km	この日は土曜日である。同上。	印刷業界の現状、家庭でのコピー機の普及と経済停滞による影響について意見交換を行った。調査の成果は、県業者の育成、融資拡充である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	151	阿部賢一	5b	2010/10/31	2,220	午前 大江町檜山地区にて今年度の稻作について意見交換	37円 × 60 km	意見交換の裏付け資料なし。政務調査目的の活動であるか疑問。	今年度の稻作、直播水稻の実態について意見交換を行った。直播水稻の研究普及が進んだ。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	152	阿部賢一	2d,5b	2010/10/31	2,812	午後 朝日町常盤運動公園にて少年野球スポーツ大会へ参加。参加者と少年スポーツについての意見交換 山形市におけるホテル業界の動向 ※当初記載のなかった「山形市におけるホテル業界の動向」は、支払証明書への記載が漏れていたもので、実際に行なったことが議員において確認でき、また、距離・支出額はもともと山形市への経路を含めて計上していることから、議員からの申出により追記するものである。	37円 × 76 km	スポーツ大会は、意見交換目的での参加ではない。「ホテル業界の動向」調査がなされたのか、政務調査目的であるのか疑問。	参加者と少年スポーツの振興について意見交換を行った。県における少年少女スポーツの振興について、議会で質疑した。ホテル業界の動向、実態について調査した。多くのホテル進出により稼働率低下し、誘客策について議会で質問提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
						10月計	72,039	1947 km		
D	35	153	阿部賢一	2d,5a	2010/11/03	5,402	山形市内にて 文化の日の事業について視察	37円 × 146 km	視察裏付資料なし。このような抽象的な視察目的からすると、単なる市内見物ではないか。「距離146km」も疑問。	各市町村での文化祭等の展示や開催が盛んに行われており、その傾向や参加する方々の様子を研究したいため、文化の日の事業について視察した。毎年、展示、参加者、見学者が増加。年齢の高い人が増加しており、県として連携をしっかりとら需要を感じた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	154	阿部賢一	5a,5b	2010/11/04	3,885	中山町長崎地区果樹視察→県庁農林水産部にて意見交換 →西川町間沢にて製材業状況について意見交換	37円 × 105 km	視察・意見交換の裏付資料なし。	県内で増加しているプラムの実態について調査するため、中山町長崎地区果樹園視察と県庁農林水産部にて意見交換を行った。プラムの品種も多用化しており、二次製品も増加した。その販路と支援策について県政に提言した。中小の製材所の今後の方針について調査するため、製材業状況について意見交換を行った。中小の製材所が、将来的に不安を持っており、その対策について意見を聞いた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	155	阿部賢一	5b	2010/11/05	2,405	村山総合支庁西支庁建設部にて意見交換	37円 × 65 km	意見交換の裏付資料なし。	視察し、そのときに要望された箇所について西庁舎において意見交換した。調査の成果等は、調査し施行した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	156	阿部賢一	5a	2010/11/06	3,737	東根市にて町づくり視察→山形市内にてシクラメン栽培ハウス視察	37円 × 101 km	視察の裏付け資料なし。面談相手との意見交換が政務調査目的でなされたのか疑問。	東根市にて県内唯一人口が増加する市の町づくりを視察した。新たな都市計画に基づき、新店舗が続々進出し、雇用や消費増が連鎖しており、他の市町村に影響する。山形県で増加する花栽培の実体について調査するため、シクラメン栽培ハウス視察した。調査の成果等は、花栽培における初期投資の問題である。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	157	阿部賢一	5a	2010/11/07	2,701	天童市内ラフランス選果場視察	37円 x 73 km	同上。	ラフランスの海外輸出について調査するため、ラフランス選果場視察を行った。輸送技術と保冷技術が問題である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	158	阿部賢一	5b	2010/11/08	2,812	JAやまがたにてTPP阻止大会への出席し出席者との意見交換	37円 x 76 km	政治活動への参加であり、政務調査目的とは評価できない。	TPP反対なので、JAやまがたにてTPP阻止大会集会に出席し、出席者との意見交換を行った。議会での反対意見書を国に提出した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	159	阿部賢一	5b	2010/11/09	2,812	山形中央農業共済組合にて畜産共済の勉強会へ参加し参加者と意見交換	37円 x 76 km	参加、意見交換の裏付資料なし。	県における畜産振興に参考にするため、山形中央農業共済組合にて畜産共済の勉強会へ参加し、参加者と意見交換を行った。無事故者と多数事故者の飼育法と考え方が違つており、経営安定のため、無事故を達成するための方策を県の機関との連携を推進する必要性を提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	160	阿部賢一	5b	2010/11/10	2,812	山形市内にて稻作の被害状況の調査勉強会に参加し意見交換	37円 x 76 km	同上。	いもち病外病害虫の予防策を調査するため、山形市内にて稻作の被害状況の調査勉強会に参加し、意見交換を行った。常任委員会で質問、提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	161	阿部賢一	5a,5b	2010/11/11	4,440	村山総合支庁建設部次長と意見交換→西川町志津地区六十里街道視察	37円 x 120 km	意見交換・視察の裏付資料なし。	R287号 杉山地内(朝日町)の改良推進を調査するため、村山総合支庁建設部次長と意見交換を行った。改良実現進行中である。 旧街道「六十里越」ルートの観光資源化を調査するため、西川町志津地区六十里街道視察を行った。調査の成果等は、志津地区月山ジオパークや旧街道の整備である。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	162	阿部賢一	5a,5b	2010/11/13	3,145	河北町谷地松田電器店にて意見交換→白鷹町高玉にて薬師桜の栽培視察	37円 x 85 km	意見交換・視察の裏付資料なし。松田電機店での意見交換が政務調査目的と評価できない。視察は見物が主目的ではないか。	高齢者住宅の実態を調査するため、河北町谷地松田電器店にて意見交換を行った。調査の成果等は、老人世帯での操作方法と使い方が難しい実体である。 県南桜回廊の実態を調査するため、白鷹町高玉にて薬師桜の植栽視察を行った。調査の成果等は、観光客の増加とその対応策についてである。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	163	阿部賢一	5a	2010/11/14	3,330	西川町国道整備状況視察→大江町柳川県道整備状況視察	37円 x 90 km	この視察の裏付資料なし。政務調査目的でなされたのか疑問。	積雪時の道路維持について調査するため、西川町国道整備状況視察、大江町柳川県道整備状況視察を行った。降雪時においても、道路確保されているが、雪崩の心配があり設備、改良していく必要があり、歩道の確保も重要であり、県担当者に提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	164	阿部賢一	5a	2010/11/21	2,812	大江町小清地区にて山林状況視察→大江町十八才地区農産物直売所視察	37円 x 76 km	同上。	消滅集落に予想されている地区での山林振興を調査するため、大江町小清地区にて山林状況視察を行った。調査の成果等は、県における林業振興策の進展である。 山村地区における農産物直売所のあり方と今後の課題について調査するため、大江町十八才地区農産物直売所視察を行った。生産農家の減少と高齢化に進む中、県の支援策を提言した。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	165	阿部賢一	2a,5b	2010/11/22	2,812	元県議奥山誠二・誠治氏の県政意見交換会に出席し県政についての意見交換	37円 x 76 km	意見交換の裏付資料なし。	山形市民の県政に対する考え方と要望について調査するため、元県議奥山誠治氏の県政意見交換会に出席し県政についての意見交換を行った。西村山の方々と考え、県に対する要望の違いが大きいと感じた。県政における施策のバランスが難しいと感じた。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	166	阿部賢一	5a,2a	2010/11/23	5,698	新庄市消雪道路について視察→前県議山科朝雄氏との意見交換	37円 x 154 km	視察と意見交換の裏付資料なし。視察とは単に見ただけで、山科氏との意見交換も政務調査目的であるか疑問。	消雪道路のあり方、地下水問題と維持費について調査するため、新庄市消雪道路について視察を行い、前県議山科朝雄氏との意見交換を行った。新たな地下水利用(表面流水方法)した方法ではなく、循環型がベストと県に提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	167	阿部賢一	4b,5b	2010/11/24	4,366	西庁舎土木整備部→村山総合支庁にて朝日町国道、県道について要望と意見交換	37円 x 118 km	要望と意見交換の裏付資料なし。「要望」は陳情ではないのか。	朝日町での早期着工要望箇所の実現を調査するため、西庁舎土木整備部、村山総合支庁にて朝日町国道、県道について要望と意見交換を行った。調査の成果等は、白滝、宮宿線 道陸地内 事業着工、R287号 杉山地内 事業着工である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	168	阿部賢一	5a,5b	2010/11/24	2,220	大江町月布川河川視察→白鷹町パレス松風、白鷹朝日両町議員総会に参加し意見交換	37円 x 60 km	視察・意見交換の裏付資料なし。	月布川 危険箇所の改良を調査するため、大江町月布川河川視察を行った。調査の成果等は、月布川河川改修着工である。 白鷹、朝日の両町共有課題を県に提言することを調査するため、白鷹町パレス松風、白鷹朝日両町議員総会に参加し意見交換を行った。調査の成果等は、R287号 県道中山、三郷、寒河江線要望箇所着工である。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	169	阿部賢一	2d,5b	2010/11/26	2,812	山形市ピッグウイングにて犯罪被害者支援大会に参加し参加者と交流と意見交換	37円 x 76 km	大会は意見交換の場ではないのではないか。	犯罪被害者の増加に対する県政の支援策を調査するため、犯罪者支援大会に参加し、参加者と交流と意見交換を行った。議会での審議、提言を行った。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	170	阿部賢一	5a	2010/11/27	2,997	午後 西川町本導道寺寒河江川視察	37円 X 81 km	視察の裏付資料なし。	寒河江川の安定安心な下流域の実現を調査するため、視察を行った。集中豪雨の場合、本道寺地下以下の所に洪水の危険が大であり対策が必要である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	171	阿部賢一	4b,5b	2010/11/29	8,695	酒田市にて平田牧場新田嘉一氏との畜産についての意見交換	37円 X 235 km	意見交換の裏付資料なし。政務調査目的の面談か疑問。	畜産振興と販売施策について調査するため。平田牧場新田嘉一氏との畜産についての意見交換を行った。調査の成果等は、品種改良と病気予防策の重要性と消費者の意向にそった製品の改良である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	172	阿部賢一	4b,5b	2010/11/30	2,812	東京新宿にて丸正訪問。つや姫の販売PR 山形駅～自宅	37円 X 76 km	丸正の訪問が政務調査目的にあるのか疑問。	首都圏における「つや姫」普及を調査するため、東京新宿にて丸正訪問を行った。調査の成果等は、消費者へのアピールの重要性と消費団体との連携である。以上のことから政務調査活動に該当する。
					11月計	72,705		1985 km		
D	35	173	阿部賢一	2d,5b	2010/12/04	2,220	朝日町能中地区収穫感謝祭に参加地区民との意見交換→大江町橋上地区にて農政について意見交換→寒河江市前県議太田忠蔵氏との県政について意見交換	37円 X 60 km	感謝祭は意見交換目的の場ではないのではないか。意見交換の裏付資料なし。政務調査目的の活動か疑問。	日本棚田百選地における稲作経営のあり方について調査するため、朝日町能中地区収穫感謝祭に参加地区民との意見交換を行った。調査の成果等は、消費者との連携の重要性とアピール度向上の大切さである。 橋上地区における課題について調査するため、大江町橋上地区にて農政について意見交換を行った。調査の成果等は、木材利用度の向上で山村での振興策への転換である。 寒河江、西村山の課題を調査するため、寒河江市前県議太田忠蔵氏との県政について意見交換を行った。調査の成果等は、少子高齢化、人口減少になる両地区の共有意識の重要性である。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	174	阿部賢一	5b	2010/12/05	1,480	白鷹町大瀬 白鷹、朝日四区民防災懇談会に参加し地区民との防災についての意見交換と懇談	37円 X 40 km	意見交換の裏付資料なし。	白鷹、朝日にまたがる四区(今平、大舟木、大瀬、杉山)の実態と問題点を調査するため、白鷹、朝日四区民防災懇談会に参加し、地区民との防災についての意見交換と懇談を行った。自衛消防団の消滅と消防ポンプの返上による地区防災のあり方を県に意見・提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	175	阿部賢一	5b	2010/12/10	2,590	県農林水産部長との意見交換→大江町にて有志との県政についての意見交換	37円 X 70 km	同上。	つや姫の販売促進と果樹園芸振興策について調査するため、県農林水産部長との意見交換を行った。農林水産業振興のため議会で提言、質疑した。 大江町における県政への要望を調査するため、大江町にて有志との県政についての意見交換を行った。調査の成果等は、国、県道の整備改良促進である。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	176	阿部賢一	5b	2010/12/11	2,331	間沢地区県政意見交換→寒河江市建設業者との建設業界についての意見交換	37円 X 63 km	同上。政務調査目的か疑問。	間沢地区における県に対する要望について調査するため、間沢地区県政意見交換を行った。調査の成果等は、實見、間沢線(県道)外、アクセス道整備進行である。 来年度に向けての建設業における人員確保を調査するため、寒河江市建設業者と建設業界についての意見交換を行った。從業者確保が難しいことは、今後の課題である。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	177	阿部賢一	2d,5b	2010/12/18	5,698	朝日町自然観スキー場開き式典に出席し観光について意見交換→新庄市津藤次雄氏の会に出席し今後の県内農業についての意見交換	37円 X 154 km	式典は意見交換目的の場ではない。意見交換の裏付資料なし。	スキー客の減少におけるスキー場の今後のあり方について調査するため、朝日町自然観スキー場開き式典に出席し観光について意見交換を行った。調査の成果等は、低年齢者へのスキー普及とコース整備である。 最上地方における農業振興について調査するため、新庄市津藤次雄氏の会に出席し、今後の県内農業についての意見交換を行った。調査の成果等は、最上地方の農業振興、拡大である。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	178	阿部賢一	5a	2010/12/19	2,590	河北町新吉田最上川堰堤工事現場→大江町富沢地区県政報告会	37円 X 70 km	視察、報告会の裏付資料なし。	洪水時における新吉田地区の安全性について調査するため、河北町新吉田最上川堰堤工事現場を視察した。調査の成果等は、最上川堰堤工事着工である。 富沢地区の諸問題を調査するため、大江町富沢地区県政報告会に出席した。調査の成果等は、富沢地区におけるR287号へのアクセス改良着工である。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	179	阿部賢一	4b,5b	2010/12/20	4,440	宮宿にてリンゴ果樹農家との農業について意見交換→岩根沢地区堰堤災害視察→大江町塩の平、原、所部地区県政報告会	37円 X 120 km	意見交換、視察、報告会の裏付資料なし。	朝日町りんご販売促進について調査するため、宮宿にてリンゴ果樹農家との農業について意見交換を行った。調査の成果等は、朝日町におけるりんご海外輸出である。 西川町岩根沢地区における安心安全を調査するため、岩根沢地区堰堤災害視察を行った。岩根沢地区堰堤は調査中である。 三地区合同の県政報告のため、大江町塩の平、原、所部地区県政報告会に出席した。農業振興と後継者対策を議会で提言した。 以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	180	阿部賢一	5a	2010/12/21	4,218	午前中 尾花沢市流雪杭視察→自宅	37円 X 114 km	視察の裏付資料なし。	豪雪地区における流雪溝整備について調査するため、視察を行った。調査の成果等は、朝日町大谷地区における流雪溝整備である。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	181	阿部賢一	5b	2010/12/21	2,812	午後7:00 山形市ベルナールにて県知事を囲んでの県政意見交換会	37円 × 76 km	交換会の裏付資料なし。	来年度に向けての県政施策について調査するため、県政意見交換会に出席した。調査の成果等は、県総合発展計画の推進である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	182	阿部賢一	4b,5b	2010/12/22	2,035	村山総合支庁西庁舎にて県道左沢～浮島線道路整備についての要望と意見交換	37円 × 55 km	要望と意見交換の裏付資料なし。「要望」は陳情活動ではないのか。	県道 左沢・浮島線の安全走行確保について調査するため、意見交換を行った。調査の成果等は、雪崩防止事業実施と待避所設置である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	183	阿部賢一	4b,5b	2010/12/22	1,443	午前中 長井市内にて長井自動車学校幹部との意見交換	37円 × 39 km	意見交換の裏付資料なし。面談の目的が政務調査目的なのか疑問。	高齢者ドライバーの運転技能と首都圏からの受講者受け入れについて調査するため、意見交換を行った。調査の成果等は、高齢者ドライバーの免許証返納方策の推進、大学生受講者受け入れ促進と県の関わり方策である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	184	阿部賢一	5a	2010/12/23	1,850	大江町沢口地区道路整備状況視察	37円 × 50 km	視察目的の裏付資料なし。政務調査目的の活動か疑問。	主要地方道 大江・西川線整備促進について調査するため、道路整備状況視察を行った。調査の成果等は、改良事業着工である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	185	阿部賢一	5a	2010/12/24	5,550	福島県国見サービスエリア視察	37円 × 150 km	同上。	寒河江SAの活性化を調査するため、福島県国見町サービスエリア視察を行った。調査の成果等は、寒河江SAの充実とETC利用ICの24時間利用可能実現である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	186	阿部賢一	5a	2010/12/25	2,812	山形市七日町自転車専用道路の視察	37円 × 76 km	視察目的の裏付資料なし。この時期の視察が政務調査目的であるか疑問。	一方通行路における自転車専用レーンについて調査するため、山形市七日町自転車専用道路の視察を行った。何回もの変更があった自転車レーンが確定整備完了した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	187	阿部賢一	5a	2010/12/26	3,700	西川町大井沢地区積雪状況視察	37円 × 100 km	視察目的の裏付資料なし。	大雪時の除雪と雪おろし対策について調査するため、西川町大井沢地区積雪状況視察を行った。除雪の充実と高齢者宅へのボランティア雪おろしの普及のため、議会で提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	188	阿部賢一	5a	2010/12/27	2,701	天童市内リンゴ果樹園にて大雪による被害状況視察	37円 × 73 km	同上。	大雪による果樹、樹体被害調査対策について調査するため、天童市内リンゴ果樹園にて大雪による被害状況視察を行った。委員会での質疑提言により消雪剤の補助支給実現となった。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	189	阿部賢一	5a	2010/12/28	2,405	大江町橋上地区林道の積雪状況視察	37円 × 65 km	同上。	大雪における林道の生活道としての利用促進について調査するため、大江町橋上地区林道の積雪状況視察を行った。林道における冬の除雪のあり方を質疑した。以上のことから政務調査活動に該当する。
					12月計	50,875		1375 km		
D	35	190	阿部賢一	2d,5b	2011/01/01	740	松程地区、杉山地区新春の集いに出席し県に対する地区民の声を拝聴し意見交換	37円 × 20 km	「新春の集い」で意見交換目的ではない。政務調査として評価できない。	二地区での区民の県政に対する意見を調査するため、松程地区、杉山地区新春の集いに出席し、県に対する地区民の声を拝聴し意見交換を行った。調査の成果等は、除雪(国、県道)の徹底と道路改良促進である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	191	阿部賢一	5a	2011/01/03	2,812	山形市内商店街新春初売りの視察	37円 × 76 km	視察が政務調査目的であると評価できない。	県内消費動向調査のため、山形市内商店街新春初売りの視察を行った。大雪のため、例年より少なく、除雪と道路整備の重要性を議会で質疑した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	192	阿部賢一	5a	2011/01/07	2,331	西川町間沢積雪状況と道路状況視察	37円 × 63 km	視察の裏付資料なし。	豪雪の中、除雪と雪下ろし状況について調査するため、西川町間沢積雪状況と道路状況視察を行った。豪雪が住民生活に直結し多難が発生しており、県としての対策、支援策を県に提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	193	阿部賢一	5a	2011/01/07	3,404	米沢市内積雪状況視察	37円 × 92 km	同上。政務調査目的であると評価できない。	例年ない豪雪による他の地区での対策について調査するため、米沢市内積雪状況視察を行った。除雪対策の充実と人員確保方策を提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	194	阿部賢一	5a	2011/01/08	2,627	柳川積雪状況視察	37円 × 71 km	同上。	止まることがない本年の豪雪対策について調査するため、柳川積雪状況視察を行った。道路の除雪が排雪する場所がなくなり、除雪ロータリーの配置増を県に提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	195	阿部賢一	5b	2011/01/09	2,812	県庁 積雪状況について意見交換	37円 × 76 km	意見交換の裏付資料がない。	豪雪に対する緊急対策について調査するため、県庁において積雪状況について意見交換を行った。除雪、排雪の徹底と消雪対応に提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	196	阿部賢一	5b	2011/01/10	2,590	河北町内意見交換	37円 × 70 km	同上。政務調査目的としての活動と評価できない。	R2B7号対策、河北病院のあり方について調査するため、意見交換を行った。調査の成果等は、交差点改良実現、河北病院の改築と収支改善である。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	197	阿部賢一	3b,5b	2011/01/11	2,812	山形市内農業団体幹部との懇親会出席(グランドホテル)	37円 × 76 km	新年会であり、政務調査目的と評価できない。	県農業団体との意見交換のため、山形市内農業団体幹部との懇親会に出席した。委員会での質疑した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	198	阿部賢一	5a	2011/01/13	3,700	大井沢 積雪視察	37円 × 100 km	視察の裏付資料ない。	止まらない豪雪時での豪雪地区での生活状況について調査するため、大井沢積雪視察を行った。通信網の確保と除雪の徹底を県に提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	199	阿部賢一	5a	2011/01/14	3,552	西川町志津 積雪視察	37円 × 96 km	同上	類を見ない豪雪に対する県の対策について調査するため、西川町志津積雪視察を行った。除雪、排雪の確保と災害時通信の充実を県に提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	200	阿部賢一	5a	2011/01/15	1,480	長井市 積雪視察	37円 × 40 km	同上	豪雪時における消雪道路の活用について調査するため、長井市積雪視察を行った。消雪道路の有効性の確認と県内での消雪、流雪の推進を県に提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	201	阿部賢一	5a	2011/01/16	3,700	大江町貢見 積雪視察→県庁内積雪状況についての意見交換	37円 × 100 km	同上。意見交換の裏付資料もない。	豪雪対策について調査するため、大江町貢見積雪視察、県庁内にて積雪状況についての意見交換を行った。除雪、排雪、農林被害防止を意見交換した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	202	阿部賢一	5a	2011/01/17	4,625	大石田 積雪状況→大江町本郷果樹園地雪がい害状況について視察	37円 × 125 km	視察の裏付資料なし。	豪雪対策について調査するため、大石田町積雪状況、大江町本郷果樹園地雪がい害状況について視察を行った。調査の成果等は、例年ない被害で枝折れによる消雪剤の県補助、除雪、排雪の徹底についての意見交換である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	203	阿部賢一	5b	2011/01/21	2,960	大江町建設クラブ懇談会に参加 夜7:00 朝日町議県政意見交換 水本	37円 × 80 km	この行動にかかる裏付資料なし。政務調査目的かは疑問。	例年の行事、建設業の方々の要望について調査するため、大江町建設クラブ懇談会に参加した。調査の成果等は、大江町における県発注工事の増加である。県道除雪について調査するため、朝日町議県政意見交換を行った。調査の成果等は、県道・中山・三郷・寒河江線の部分改良実現である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	204	阿部賢一	5a	2011/01/22	2,590	午前中 西川町水沢 積雪状況視察	37円 × 70 km	視察の裏付資料なし。	豪雪対策について調査するため、西川町水沢積雪状況視察を行った。交差点における視界確保を県に提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	205	阿部賢一	5b	2011/01/23	2,035	午後7:00 寒河江一龍にて農業関係者との懇談会に出席 農家所得補償についての意見交換	37円 × 55 km	懇親会であり、意見交換目的の場ではない。	農業振興と後継者対策について調査するため、農業関係者との懇談会に出席 農家所得補償についての意見交換を行った。県における後継者対策と農家所得補償について議会で審議した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	206	阿部賢一	5a	2011/01/24	3,330	天童 果樹被害視察	37円 × 90 km	視察の裏付資料なし。	豪雪による雪害対策について調査するため、天童果樹被害視察を行った。調査の成果等は、委員会で質疑と消雪剤配布実現である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	207	阿部賢一	5a	2011/01/25	3,330	大江町月布 十八才 楠山 木材材木雪害視察 朝日町大沼 大暮山雪害対策	37円 × 90 km	同上。	豪雪対策について調査するため、大江町月布・十八才・楠山・木材雪害視察、朝日町大沼大暮山雪害対策を視察した。雪下ろし対策、果樹被害防止について審議した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	208	阿部賢一	5b	2011/01/27	4,070	農業共済組合へ果樹共済加入状況→中山三合寒河江線期成同盟会出席一大江町相接巡業実行委員会に出席、意欲を感じる。	37円 × 110 km	意見交換の場ではなく、政務調査目的と評価することはできない。	豪雪対策について調査するため、農業共済組合へ果樹共済加入状況を調査した。調査の成果等は、委員会での豪雪対策審議である。道路改良について調査するため、中山三合寒河江線期成同盟会に出席した。調査の成果等は、中山・三郷・寒河江線り局部改良実現である。町づくりについて調査するため、大江町相接巡業実行委員会に出席し、意欲を感じる。調査の成果等は、相接巡業成功である。以上のことから政務調査活動に該当する。
					1月計	55,500	1500 km			
D	35	209	阿部賢一	5a,5b	2011/02/08	2,960	県農林部長と意見交換→町立木道路視察	37円 × 80 km	意見交換・視察を裏付ける資料なし。	豪雪対策について調査するため、県農林部長と意見交換、朝日町立木道路視察を行った。調査の成果等は、豪雪について委員会で質疑、道陸地内整備事業着工である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	210	阿部賢一	2d,5b	2011/02/09	1,406	大江町、朝日町両町協議会 朝日町白倉ホテル 自然観 朝日議長白田金次郎	37円 × 38 km	開催を裏付ける資料なし。	大江、朝日両町に関わる課題について調査するため、大江町、朝日町両町協議会に出席した。調査の成果等は、両町課題を県に要望である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	211	阿部賢一	5a	2011/02/10	2,775	朝日水本 寒河江 大江町道路積雪視察	37円 × 75 km	視察を裏付ける資料なし。	豪雪対策について調査するため、水本(朝日町)、寒河江。大江町道路積雪視察を行った。調査の成果等は、雪崩対策実現、局部改良実施である。以上のことから政務調査活動に該当する。

D	35	212	阿部賢一	2d,5b	2011/02/11	2,035	カヌー協会加藤優の会に出席 意見交換	37円 × 55 km	政務調査目的の意見交換の場ではない。	カヌー競技強化について調査するため、カヌー協会加藤優の会に出席、出席者との意見交換を行った。調査の成果等は、カヌー競技の国体等での活躍と施設整備促進である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	213	阿部賢一	2a,5b	2011/02/13	2,035	黒川英夫前大江町議長の会に出席し県、町政の意見交換	37円 × 55 km	開催とその内容を裏付ける資料なし。	県と市町村の連携を調査するため、黒川英夫前大江町議長の会に出席し、県、町政の意見交換を行った。県と市町村の連携を提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	214	阿部賢一	2a,5b	2011/02/17	2,812	衆参議院議員岸宏一氏との意見交換のため上京(自宅～山形駅)	37円 × 76 km	政務調査目的であることを裏付ける資料なし。	国と県との連携について調査するため、参議院議員岸宏一氏との意見交換を行った。調査の成果等は、国からの支援充実である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	215	阿部賢一	5b	2011/02/27	1,480	伊藤巳規男氏の会に出席 交通安全の為の意見交換会費実行委員会	37円 × 40 km	会の目的が不明。政務調査目的と評価できるのか疑問。	交通安全推進について調査するため、伊藤巳規男氏の会に出席 交通安全の為の意見交換を行った。交通安全協会のあり方について質疑・提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
					2月計	15,503		419 km		
D	35	216	阿部賢一	2d,5b	2011/03/06	1,480	大江町立正佼成会総会出席し意見交換と県政について意見・要望を受ける(ふれあい会館)	37円 × 40 km	政務調査目的の意見交換の場ではない。	宗教と県政のあり方について調査するため、大江町立正佼成会総会に出席し、意見交換と県政について意見・要望を受ける。調査の成果等は、県民のコミュニティーのあり方である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	217	阿部賢一	2d,5b	2011/03/08	8,695	酒田市にて平田牧場新田嘉一氏との県政・国政意見交換	37円 × 235 km	開催目的、内容を裏付ける資料なし。意見交換の実体不明。	庄内地区と県政の連携を調査するため、平田牧場新田嘉一氏との県政・国政意見交換を行った。調査の成果等は、酒田港の充実について提言である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	218	阿部賢一	5a	2011/03/12	7,400	朝日 大江 西川 山形市内震災被害状況視察	37円 × 200 km	視察を裏付ける資料なし。	東日本大震災対策について調査するため、朝日・大江・西川・山形市内震災被害状況視察を行った。調査の成果等は、対策について県との意見交換、議会での審議である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	219	阿部賢一	5a	2011/03/13	5,550	山形市内→西川町大井沢 志津方面、西川町内地震による通行止め道路状況視察	37円 × 150 km	視察を裏付ける資料なし。	東日本大震災対策について調査するため、山形市内→西川町大井沢 志津方面、西川町内地震による通行止め道路状況視察を行った。調査の成果等は、議会での審議、提言、視察である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	220	阿部賢一	5b	2011/03/18	2,701	天童市内果樹園雪害対策についての意見交換	37円 × 73 km	意見交換を裏付ける資料なし。	枝折れ対策について調査するため、天童市内果樹園雪害対策についての意見交換を行った。調査の成果等は、消雪剤配布(県補助)である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	221	阿部賢一	5b	2011/03/19	2,701	天童果樹共済(雪害)支払対応で意見交換	37円 × 73 km	同上	雪害対策について調査するため、天童果樹共済(雪害)支払対応で意見交換を行った。加入率の低さが問題として、県に提言、質疑した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	222	阿部賢一	5b	2011/03/22	2,812	県庁にて震災対応についての意見交換	37円 × 76 km	同上	東日本大震災対策について調査するため、県庁にて震災対応についての意見交換を行った。調査の成果等は、議会での審議、視察である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	223	阿部賢一	5a	2011/03/23	1,665	朝日町内宮宿地区震災状況調査視察	37円 × 45 km	視察を裏付ける資料なし。	東日本大震災対策について調査するため、朝日町内宮宿地区震災状況調査視察を行った。避難者受け入れ実態と問題点を議会で質疑した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	224	阿部賢一	5a	2011/03/24	3,071	西川町小山地区雪崩状況についての視察	37円 × 83 km	同上	豪雪対策について調査するため、西川町小山地区雪崩状況についての視察を行った。調査の成果等は、雪崩対策実現である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	225	阿部賢一	5a	2011/03/27	3,700	大江町柳川地区～大井沢道路状況雪崩について視察	37円 × 100 km	同上	豪雪対策について調査するため、大江町柳川地区～大井沢道路状況雪崩について視察を行った。調査の成果等は、生活道のため、早期除雪である。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	226	阿部賢一	5b	2011/03/29	2,812	山形食肉公社にて震災による停電被害についての意見交換→県庁にて被害状況についての意見交換	37円 × 76 km	意見交換を裏付ける資料なし。	東日本大震災対策のため、山形食肉公社にて震災による停電被害についての意見交換、県庁にて被害状況についての意見交換を行った。議会で審議、提言した。以上のことから政務調査活動に該当する。
D	35	227	阿部賢一	5a,5b	2011/03/30	4,070	西川町、大江町、朝日町の震災被害状況視察→県庁にて被害状況の意見交換	37円 × 110 km	視察、意見交換を裏付ける資料なし。	東日本大震災対策について調査するため、西川町、大江町、朝日町の震災被害状況視察、県庁にて被害状況の意見交換を行った。調査の成果等は、議会での審議、視察である。以上のことから政務調査活動に該当する。
					3月計	46,657		1261 km		
					0件	699,207		20,773 km		

別紙8

B-3 議会用務で議会が支弁すべきものであり政務調査費の支出は目的外支出として違法

議席番号	議員氏名	一覧表番号	議員作成番号	支出科目	支出年月日	支出額	支出相手先	支出目的	備考
8	鈴木 幸	50			11月1日	106,600	山新観光KK	議会課題検討委員会視察(仙台～小松、小松～福岡、福岡～仙台、航空	
23	吉田 明	15	182	"	11月1日	106,300	山新観光KK	県外政務調査時旅費(仙台～小松～福岡～仙台 往復航空券代)	106600円の領収書添付
25	田沢伸一	6	14	調査研究費	4月23日	8,600	ホテルメトロポリタン山形	議会活性化調査に係る宿泊費	監査委員会において補正
25	田沢伸一	7	26	"	5月7日	8,600	ホテルメトロポリタン山形	議会活性化調査に係る宿泊費	
25	田沢伸一	18	88	"	7月24日	6,000	ホテルキャッスル	議会活性化調査に係る勉強会(県庁)宿泊費	監査委員会において補正
25	田沢伸一	32	153	"	11月25日	8,600	ホテルメトロポリタン山形	山形市における議会活性化調査に係る宿泊費	
25	田沢伸一	23	123	"	11月1日	106,600	山新観光KK	10月12日石川県(基本条例、予算審議、報酬条例、13日福岡(予算審議、報酬条例)県議会調査航空券代(仙台～小松～福岡～仙台)	
26	森田 廣	10	10	"	11月1日	106,600	山新観光KK	県議会活性化検討委員会県外視察航空券代	
				B-3の項の計	8件	457,900			

これは正本である。

令和3年12月14日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 富樫 卓也



平成 24 年（行ウ）第 1 号

平成 22 年度山形県議会議員政務調査費違法支出住民訴訟事件

決 定

原告 市民オンブズマン山形県会議 外 1 名

被告 山形県知事 吉村美栄子

上記当事者間の頭書事件について、当裁判所が令和 3 年 1 月 14 日に言い渡した判決に、明白な誤りがあるので、職権により、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

1 上記判決書「(別紙 1) 認容額一覧表」(本決定別紙 1) を、本件決定別紙 2 のとおり更正する。

2 判決書中

- (1) 54 頁 7 行目に「②C 7-16・17」とあるのを「②C 6-16・17」
  - (2) 84 頁 21 行目及び 85 頁 2 行目に「2880 円」とあるのを「2800 円」
  - (3) 123 頁 13 行目に「③C 21-22」とあるのを「③C 32-22」
- とそれぞれ更正する。

令和 3 年 1 月 21 日

山形地方裁判所民事部

裁判長裁判官 本多幸



裁判官 佐々木 康



裁判官 板場 敦子



(別紙1) 認容額一覧表

議席番号	氏名	返還請求額(円)
2	吉村和武	10,000
3	榎津博士	0
4	高橋啓介	16,700
5	阿部昇司	88,000
6	加賀正和	45,540
7	森谷仙一郎	234,700
8	鈴木孝	60,900
10	竹田千恵子	131,610
12	木村忠三	266,403
13	菅原元	23,500
14	伊藤誠之	35,000
15	青柳信雄	136,500
16	小池克敏	33,000
17	中川勝	110,500
21	伊藤重成	21,000
23	吉田明	45,500
24	船山現人	79,775
27	坂本貴美雄	41,000
28	星川純一	0
29	佐藤藤彌	84,000
30	沢渡和郎	44,540
31	志田英紀	4,000
32	野川政文	26,290
33	広谷五郎左工門	25,000
35	阿部賢一	123,419
36	鈴木正法	10,000
37	佐貝全健	33,720
38	平弘造	25,000
39	阿部信矢	0
43	後藤源	137,800

## (別紙1) 認容額一覧表

議席番号	氏名	返還請求額(円)
2	吉村和武	10,000
3	榎津博士	0
4	高橋啓介	16,700
5	阿部昇司	82,000
6	加賀正和	45,540
7	森谷仙一郎	229,700
8	鈴木孝	60,900
10	竹田千恵子	131,610
12	木村忠三	226,663
13	菅原元	18,500
14	伊藤誠之	35,000
15	青柳信雄	136,500
16	小池克敏	25,000
17	中川勝	110,500
21	伊藤重成	21,000
23	吉田明	45,500
24	船山現人	79,775
27	坂本貴美雄	41,000
28	星川純一	0
29	佐藤藤彌	79,000
30	沢渡和郎	44,540
31	志田英紀	4,000
32	野川政文	172,940
33	広谷五郎左工門	25,000
35	阿部賢一	123,419
36	鈴木正法	10,000
37	佐貝全健	33,720
38	平弘造	25,000
39	阿部信矢	0
43	後藤源	137,800

これは正本である。

令和3年12月21日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 富 横 卓 也

